令和６年度

建設工事積算基準

令和６年１０月１日以降適用

島根県農林水産部
島 根 県 土 木 部

適用範囲

本建設工事積算基準は、島根県農林水産部・土木部が発注する建設工事（建築工事は除く）における工事費の積算に適用する。

使用にあたっての注意事項

この建設工事積算基準では、下表のとおり工事区分毎に適用する編を定めていますので、使用にあたっては注意してください。

工事区分	適用する編
下記以外の建設工事	第 Ⅰ編　総則　～　第Ⅵ編　土木工事標準単価及び市場単価
電気通信設備工事	第 Ⅶ編　電気通信（積算） 第 Ⅷ編　電気通信（歩掛）
土木機械設備の製作据付工事	第 Ⅸ編　機械設備
下水道工事	第 10 編　下水道
港湾及び港湾海岸工事 漁港漁場及び漁港海岸工事	第 11 編　港湾・漁港漁場整備
空港土木工事 航空灯火・電気施設工事	第 12 編　空港
農業農村整備事業の建設工事	第 13 編　農業農村整備
森林整備工事	第 14 編　森林整備
全工事共通	第 15 編　単価

令和６年度建設工事積算基準

建設工事積算基準の見方･留意点について

１．建設工事積算基準の主な見方･留意点

建設工事標準積算基準では，工種ごとに，「適用範囲」，「施工概要」，「施工パッケージ」，「施工歩掛」，「施工単価入力基準表」等で構成され，「施工パッケージ」を用いる場合と，「歩掛」を用いる場合を混在して掲載してある。

本資料では，基準書の代表的な項目についての見方・留意点を記載する。

（１）適用範囲

各工種において本基準書を適用出来る施工条件，構造物の形式，規格等の範囲を箇条書きで，「適用出来る範囲」，「出来ない範囲」別に掲載してあるので十分確認すること。

なお，工種によっては「適用出来る範囲」のみ掲載してある。

（２）施工概要

各工種における標準施工フロー及び基準書の対応範囲が，二重実線又は実線で表示してある。

基準書が対応している範囲を，フロー図及び注意書きで十分確認すること。

（３）条件区分

施工パッケージの場合は，積算の簡素化を目的として，積上積算方式における「実数入力」条件を過去の実績により区分設定をし，積算条件区分一覧として掲載してある。（施工パッケージ以外についてはそれぞれの項目で個別に記載）

なお，注意書きの内容には，「これにより難い場合は，別途考慮する」，「○○により別途計上する」等，基準に含まれる範囲，含まれない範囲が記載してあるので十分確認すること。

また，「施工単価入力基準表」には排出ガス対策型機械の適用条件等，本項の注意書きに掲載されていない注意書きもあるので併せて確認すること。

（４）代表機労材規格（施工パッケージの場合）

基準書に記載してある代表機労材規格一覧は，標準単価に含まれる代表的なものを掲載している。なお，一覧に掲載されていなくても施工パッケージ型積算方式標準単価表においては，当該パッケージを構成する機労材の規格を掲載している。同表は国土技術政策総合研究所　社会資本システム研究室ＨＰで公表している。（「国総研　施工パッケージ」で検索して下さい）

（５）各項目共通事項（上記以外の基準書掲載項目も含む）

①積算にあたっては，基準書の適用範囲と施工条件，構造物の形式，規格等が現場条件に整合しているか十分確認し，整合しない場合は見積り等により現場条件にあった積算とすること。

②基準書が対応している範囲に施工内容が含まれるか否か等十分確認し，必要な作業を計上すること。

③注意書き等に「これにより難い場合は，別途“考慮”する」と記載してある場合は，各工事の現場状況等に応じ計上の要否について判断する。計上の必要がある場合，当該施工パッケージや歩掛は適用せず，別途，見積り等により現場条件に整合した積算を行うこと。

④注意書き等に「○○により別途“計上”する」と掲載してある場合は当該施工パッケージや歩掛に加えて，他工種の対応する歩掛等により計上すること。

２．その他留意事項

（１）現場において基準書に記載してある条件での施工が困難な場合は，基準書の適用が適切かどうか再度，現地条件等をよく確認すること。

（２）材料や機材が搬入・搬出可能か確認すること。

（３）施工にあたっては，障害物や夜間施工がないか確認すること。

（４）積算条件は設計図書（数量総括表等），参考資料等において適宜条件明示を行うこと。

（５）特に着目すべき点について，次項以降に下線及び文字囲いを追記した事例を参考として掲載するので適宜確認すること。

事例１（施工パッケージ）

㉔－１ 函渠工 （1）

適用出来る範囲，出来ない範囲別に記載。

構造が異なる場合，施工効率が変わるため，当該施工パッケージは使用出来ない。

1. 適 用 範 囲

本資料は，函渠工（現場打カルバート工）の施工に適用する。

１－１ 適用出来る範囲

１－１－１ 函渠工(以下のいずれかの条件に該当する場合)

（1）土被り範囲 9m 以下で 1 層の現場打ちボックスカルバート(アーチ・門型等形状は問わない)

（2）土被り範囲 9m 以下で 1 層 2 連の現場打ちボックスカルバート

（3）コンクリート打設機械からの圧送管延長距離が 340m 以下の場合

１－２ 適用出来ない範囲

（1）河川工事で施工する樋門・樋管，水路等

（2）アーチ型の場合で，支保にセントルを使用する場合

また，本項の適用を外れる現場打カルバート工については，函渠工（２）を適用する。

2. 施 工 概 要

適用出来る範囲における，標準的な流れを示している。

２－１ 施工フロー

施工フローは，下記を標準とする。

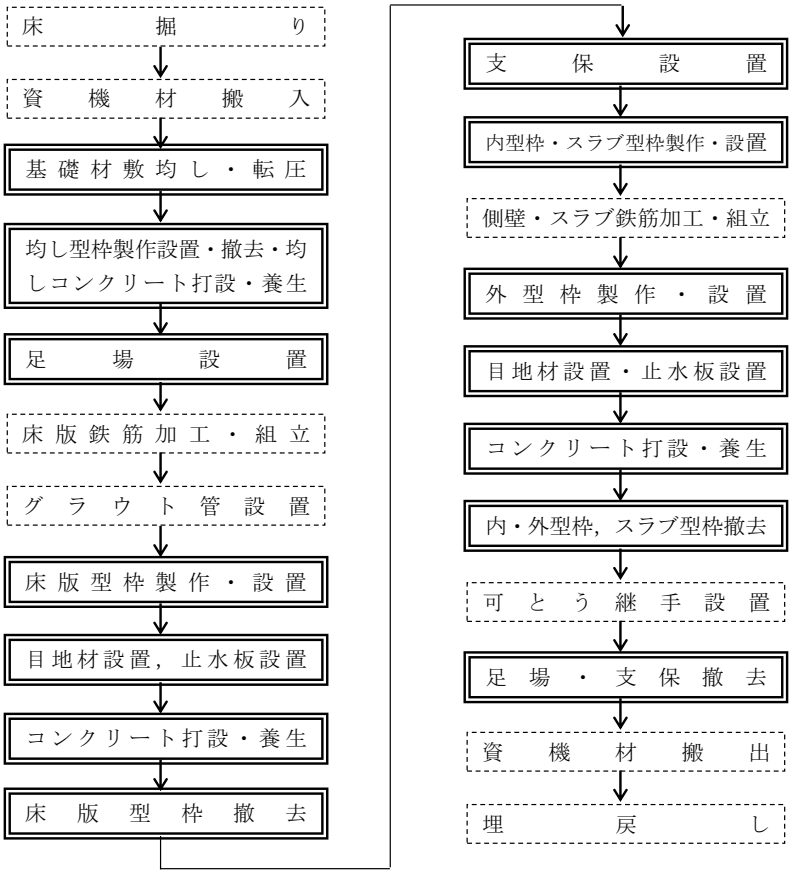

（注）１．本施工パッケージで対応しているのは，二重実線部分のみである。

２．基礎材敷均し・転圧，均し型枠製作設置・撤去・均しコンクリート打設・養生，目地材設置，止水板設置は，必要に応じて計上する。

基準書が対応している範囲をフロー図及び注意書きより十分確認すること。

3. 施工パッケージ

３－１　函渠

（１）条件区分

条件区分は，次表を標準とする。

施工パッケージの積算条件区分と施工内容，積算単位が適合するか十分確認する。

表3．1 函渠 積算条件区分一覧

（積算単位：m3）

ｺﾝｸﾘｰﾄ規格	内空寸法(幅×高さ)m	養生工の種類	基礎砕石の有無	均しｺﾝｸﾘｰﾄの有無	目地・止水板の有無	圧送管延長距離区分
(表3．2)	(表3．3)	一般養生・特殊養生（練炭・ｼﾞｪｯﾄﾋｰﾀ）	有り	有り	有り	延長無し
						110m 未満
						110m 以上 220m 未満
						220m 以上 340m 以下
					無し	延長無し
						110m 未満
						110m 以上 220m 未満
						220m 以上 340m 以下
				無し	有り	延長無し
						110m 未満
						110m 以上 220m 未満
						220m 以上 340m 以下
					無し	延長無し
						110m 未満
						110m 以上 220m 未満
						220m 以上 340m 以下
			無し	有り	有り	延長無し
						110m 未満
						110m 以上 220m 未満
						220m 以上 340m 以下
					無し	延長無し
						110m 未満
						110m 以上 220m 未満
						220m 以上 340m 以下
				無し	有り	延長無し
						110m 未満
						110m 以上 220m 未満
						220m 以上 340m 以下
					無し	延長無し
						110m 未満
						110m 以上 220m 未満
						220m 以上 340m 以下

(表3．2)	(表3．3)	特別な養生(仮囲い内ｼﾞｪｯﾄﾋｰﾀ)	有り	有り	有り	延長無し
						110m 未満
						110m 以上 220m 未満
						220m 以上 340m 以下
					無し	延長無し
						110m 未満
						110m 以上 220m 未満
						220m 以上 340m 以下
				無し	有り	延長無し
						110m 未満
						110m 以上 220m 未満
						220m 以上 340m 以下
					無し	延長無し
						110m 未満
						110m 以上 220m 未満
						220m 以上 340m 以下
			無し	有り	有り	延長無し
						110m 未満
						110m 以上 220m 未満
						220m 以上 340m 以下
					無し	延長無し
						110m 未満
						110m 以上 220m 未満
						220m 以上 340m 以下
				無し	有り	延長無し
						110m 未満
						110m 以上 220m 未満
						220m 以上 340m 以下

基準書が対応している範囲に施工内容が含まれるか否か等十分確認し，必要な作業を計上すること。

注意書き等に「これにより難い場合は，別途“考慮”する」と記載してある場合は，各工事の現場状況等に応じ計上の要否について判断する。計上の必要がある場合，当該施工パッケージや歩掛は適用せず，別途，見積り等により現場条件に整合した積算を行うこと。

(注) １．上表は，現場打函渠(ボックスカルバートの１層２連まで，土被りが９m以下)のコ　　打設，基礎砕石，手摺先行型枠組足場，支保，型枠（はく離剤塗布及びケレン作業含む），養生(一　　殊養生(練炭)，特殊養生(ｼﾞｪｯﾄﾋｰﾀ)，仮囲い内ｼﾞｪｯﾄﾋｰﾀ養生)，圧送管の組立・撤去，目地材，止　　その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。ただし，化粧型枠，冬期の施　　寒仮囲い等の特別な足場は含まない。
２．設計数量は，ウイング，段落ち防止用枕を含む本体コンクリートの数量とする。
３．基礎形式は，直接基礎・杭基礎のいずれも適用出来る。
４．コンクリートの材料ロスを含む。(標準ロス率は，＋0.02)
５．「特別な養生(仮囲い内ｼﾞｪｯﾄﾋｰﾀ)」の場合には「手摺先行型枠組足場」費用は含んでいない。「第　編第５章仮設工⑬－２雪寒仮囲い工」により別途計上する。
６．基礎砕石の敷均し厚は，20 ㎝ 以下を標準としており，これにより難い場合は別途考慮する。
７．化粧型枠を使用する場合は，加算費用を，「第Ⅱ編第４章コンクリート工②－１型枠工３－２化粧型枠」により別途計上する。
８．基礎砕石，均し　ｸﾘｰﾄの材料は，種類・規格にかかわらず適用出来る。
９．目地・止水板の規　　Ⅰ型を標準としており，Ⅰ型以外の構造の目地・止水板を使用する場合は，目地・止水板の有無は無し　　別途計上する。
10．可とう継手，取替え　　ﾞｸﾞﾗｳﾄ管等を施工する場合は，別途計上する。
11．防水工・防水層保護工　　場合は，「第Ⅳ編第４章共同溝工①－２共同溝工(２)」により別途計上する。

注意書き等に「○○により別途“計上”する」と掲載してある場合は当該施工パッケージや歩掛に加えて他工種の対応する歩掛等により計上すること。

12. 手摺先行型枠組足場には，二段手摺及び幅木の機能を有している。
13. 作業範囲(30m)を超えて圧送管を延長する場合は，超えた部分の延長距離を 110m 未満，110m 以上 220m 未満，220m 以上 340m 以下から該当する区分を選択する。

表3．2 コンクリート規格

積算条件	区分	
コンクリート規格	21-8-25(20)(普通)	24-12-25(20)(高炉)
	21-12-25(20)(普通)	21-8-40(高炉)
	24-8-25(20)(普通)	21-12-40(高炉)
	24-12-25(20)(普通)	24-8-40(高炉)
	21-8-40(普通)	24-12-40(高炉)
	21-12-40(普通)	21-8-25(早強)
	24-8-40(普通)	21-12-25(早強)
	24-12-40(普通)	24-8-25(早強)
	21-8-25(20)(高炉)	24-12-25(早強)
	21-12-25(20)(高炉)	各種
	24-8-25(20)(高炉)	

表3．3 内空寸法

積算条件	区分	
内空寸法 (幅×高さ) 右記区分に該当しているか十分確認すること。	①	幅：1.0 以上 2.5 未満かつ高さ：1.0 以上 2.5 未満
	②	幅：2.5 以上 4.0 以下かつ高さ：1.0 以上 2.5 未満
	③	幅：1.0 以上 2.5 未満かつ高さ：2.5 以上 4.0 以下
	④	幅：2.5 以上 4.0 未満かつ高さ：2.5 以上 4.0 以下
	⑤	幅：4.0 以上 5.5 未満かつ高さ：2.5 以上 4.0 未満
	⑥	幅：5.5 以上 7.0 以下かつ高さ：2.5 以上 4.0 未満
	⑦	幅：4.0 以上 5.5 未満かつ高さ：4.0 以上 5.5 未満
	⑧	幅：5.5 以上 7.0 未満かつ高さ：4.0 以上 5.5 未満
	⑨	幅：7.0 以上 8.5 未満かつ高さ：4.0 以上 5.5 以下
	⑩	幅：8.5 以上 10.0 以下かつ高さ：4.0 以上 5.5 以下
	⑪	幅：4.0 以上 5.5 未満かつ高さ：5.5 以上 7.0 以下
	⑫	幅：5.5 以上 7.0 以下かつ高さ：5.5 以上 7.0 以下

図3－1 函渠工内空寸法区分

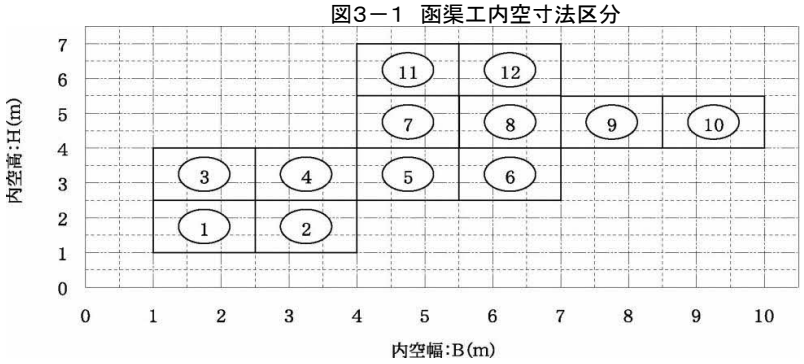

１層２連の場合の考え方は，下表のとおりである。

表3．4 1層2連の場合

	適用する積算条件区分
同一断面の場合	１連分のＢ，Ｈで決定
異形断面の場合	大きい断面のＢ，Ｈで決定

（２）代表機労材規格

下表機労材は，当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表3．5 函渠 代表機労材規格一覧

項目		代表機労材規格	備考
機械	Ｋ１	コンクリートポンプ車［トラック架装・ブーム式］ 圧送能力 90～110m3/h	
	Ｋ２	業務用可搬型ヒータ［ジェットヒータ］ ［油だき・熱風・直火型］ 熱出力 126MJ／h（30,100kcal／h）油種 灯油	・仮囲い内ジェットヒータの場合 ・賃料
	Ｋ３	発動発電機［ディーゼルエンジン駆動］ 定格容量（50/60Hz） 2.7/3kVA	仮囲い内ジェットヒータの場合
労務	Ｒ１	型わく工	
	Ｒ２	普通作業員	
	Ｒ３	土木一般世話役	
	Ｒ４	とび工	
材料	Ｚ１	生コンクリート 高炉 24－12－25(20) W/C 55%	
	Ｚ２	軽油 1.2 号 パトロール給油	
	Ｚ３	灯油 白灯油 業務用 ミニローリー	仮囲い内ジェットヒータの場合
	Ｚ４	－	
市場単価	Ｓ	－	

３－２ 鉄筋工

鉄筋工は，「第Ⅵ編第２章市場単価①鉄筋工」により別途計上する。

ここに記載がなくても適用範囲，積算条件区分等適用条件を満たし，かつ「施工パッケージ型積算方式標準単価表」に記載している機種で現場施工が可能な場合は適用可能。

事例２（施工パッケージ以外）

①－４ コンクリート法枠工

1. プレキャスト法枠工

1－1 適 用 範 囲

本資料は，プレキャストブロック（質量1,400kg未満／個）による法枠工に適用する。

質量等が異なる場合，施工効率が変わるため，本歩掛は使用出来ない。

1－2 施 工 概 要

施工フローは，下記を標準とする。

適用出来る範囲における標準的な流れを示している。

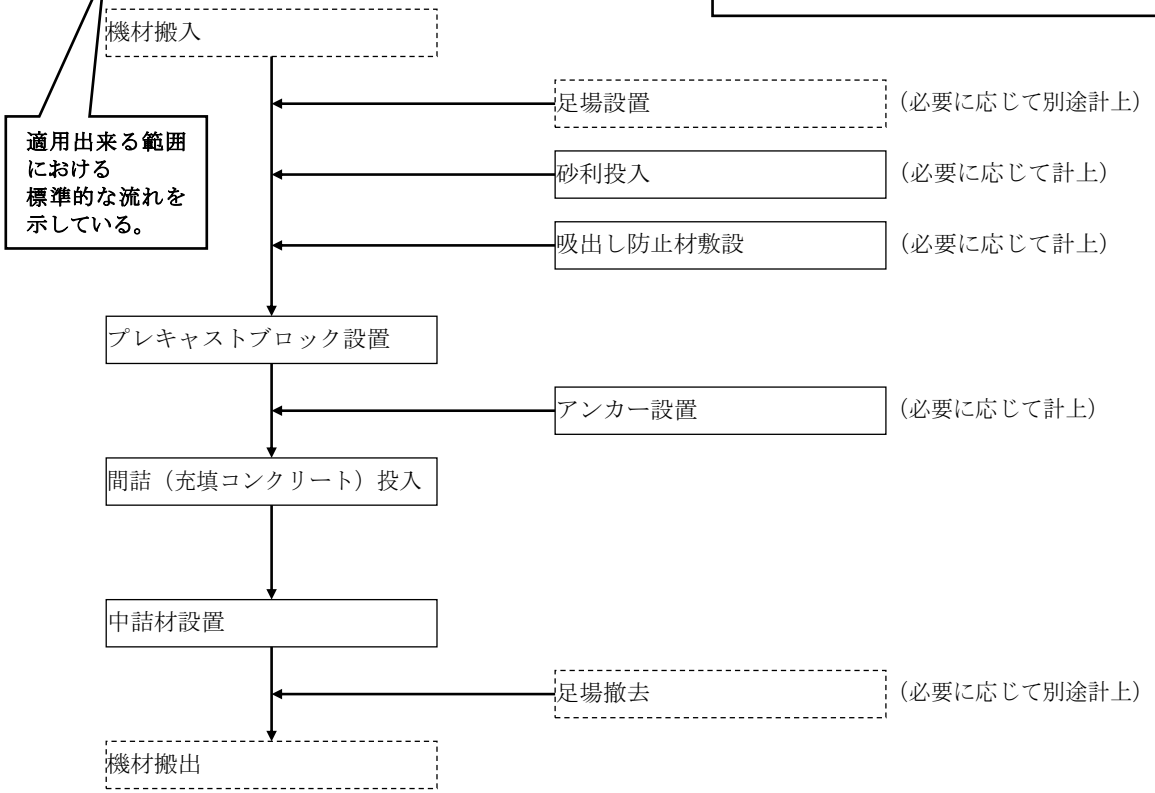

（注） 本歩掛で対応しているのは，実線部分のみである。

図1－1 施工フロー

基準書が対応している範囲をフロー図及び注意書きより十分確認すること。

1－3 機 種 の 選 定

機械・規格は，次表を標準とする。

表1．1 機種の選定

作業種別	機械名	規格	単位	数量	摘要
プレキャストブロック設置 中詰材設置	ラフテレーンクレーン	油圧伸縮ジブ型・ 排出ガス対策型(第1次基準値) 25t吊	台	1	
中詰材設置	バックホウ (クローラ型)	標準型・ 排出ガス対策型(第1次基準値) 山積0.8m^3（平積0.6m^3）	〃	1	

（注）１．ラフテレーンクレーンは，賃料とする。
２．現場条件により上表により難い場合は，別途考慮する。

機種の選定の（注）も十分確認すること。

この機械規格での施工が困難でないか，現場条件を十分確認すること。

7. 片 持 架 設 工

７－１　作業車据付・解体工

作業車据付・解体歩掛は，次表を標準とする。

吊り荷重の規格が違う場合でも標準歩掛は使用可能。また，現地条件によりラフテレーンクレーンが使用できない場合，違うクレーンでも当該歩掛が使用可能という意味。

表7．1　作業車据付･解体歩掛　（１台１回当り）

名　　称	単　位	数　量
橋りょう世話役	人	9.1
橋りょう特殊工	〃	61.7
普通作業員	〃	51.3
ラフテレーンクレーン運転	日	13.2
諸雑費率	%	35

(注) １．上記労務及びラフテレーンクレーン歩掛は，据付け及び解体の合計であり，構成は据付け 60%，解体 40%である。
２．上記歩掛に付属設備等の据付・解体作業は含まれる。
３．作業車据付・解体所要日数は，26 日を標準とする。
４．２台同時据付を標準とする。
５．ラフテレーンクレーンは賃料とし，ラフテレーンクレーン規格は，油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型（第１次基準値）45 ｔ吊を標準とする。ただし，これにより難い場合は，現場条件に適した規格のラフテレーンクレーンを選定することが出来る。
６．諸雑費は，作業車付属設備（屋根材料費，床材料費，防護設備費，足場材料費）等の費用であり，労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

７－２　作業車移動・据付工

作業車の移動・据付歩掛は，次表を標準とする。

表7．2　作業車移動･据付歩掛　（１台１回当り）

名　　称	単　位	数　量
橋りょう世話役	人	0.5
橋りょう特殊工	〃	1.2
普通作業員	〃	1.5
諸雑費率	%	33

(注)　諸雑費は，木材，ＰＣ鋼棒，定着具等の費用であり，労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

７－３　作業車クライミング工

作業車クライミング工とは，作業車の下部構造を引上げる作業で，歩掛は次表を標準とする。

表7．3　作業車クライミング工歩掛　（１台１回当り）

名　　称	単　位	数　量
橋りょう世話役	人	1.0
橋りょう特殊工	〃	5.5
普通作業員	〃	7.0

７－４　作業車引戻工

作業車引戻工は，作業車を解体位置まで引き戻す作業で，歩掛は次表を標準とする。

表7．4　作業車引戻工歩掛　（10m当り）

名　　称	単　位	数　量
橋りょう世話役	人	0.5
橋りょう特殊工	〃	1.1
普通作業員	〃	1.1

建設工事積算基準体系

第Ⅰ編　総則

- 第１章　総則
- 第２章　工事費の積算
- 第３章　一般管理費等及び消費税等相当額
- 第４章　随意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費等の調整について
- 第５章　数値基準等
- 第６章　建設機械運転労務等
- 第７章　土木請負工事の特許使用料の積算
- 第８章　時間的制約を受ける公共土木工事の積算
- 第９章　土木請負工事における現場環境改善費の積算
- 第１０章　工事における工期の延期等に伴う増加費用の積算
- 第１１章　施工箇所が点在する工事の積算
- 第１２章　１日未満で完了する作業の積算
- 第１３章　設計変更
- 第１４章　その他
- 第１５章　請負工事機械経費積算要領
- 第１６章　積算上の統一事項等
- 第１７章　作業日当り標準作業量

第Ⅱ編　共通工

- 第１章　土工
- 第２章　共通工
- 第３章　基礎工
- 第４章　コンクリート工
- 第５章　仮設工

第Ⅵ編　土木工事標準単価及び市場単価

- 第１章　土木工事標準単価
- 第２章　市場単価

第Ⅲ編　河川

- 第１章　河川海岸
- 第２章　河川維持工
- 第３章　砂防工
- 第４章　地すべり防止工
- 第５章　急傾斜地崩壊防止工
- 第６章　ダム工

第Ⅳ編　道路

- 第１章　舗装工
- 第２章　付属施設
- 第３章　道路維持修繕工
- 第４章　共同溝工
- 第５章　トンネル工
- 第６章　道路除雪工（適用基準なし）
- 第７章　橋梁工

第Ⅴ編　公園

- 第１章　公園植栽工
- 第２章　基盤整備
- 第３章　施設整備

第Ⅶ編　電気通信（積算）

- 第１章　総則
- 第２章　工事費の積算
- 第３章　一般管理費等及び消費税相当額
- 第４章　その他

第Ⅷ編　電気通信（歩掛）

- 第１章　一般事項
- 第２章　共通設備
- 第３章　電気設備
- 第４章　通信設備
- 第５章　電子応用設備

第Ⅸ編　機械設備

- 第１章　一般共通
- 第２章　水門設備
- 第３章　ゴム引布製起伏ゲート設備
- 第４章　揚排水ポンプ設備
- 第５章　ダム施工機械設備
- 第６章　トンネル換気設備
- 第７章　トンネル非常用施設
- 第８章　消融雪設備
- 第９章　道路排水設備
- 第１０章　共同溝付帯設備
- 第１１章　駐車場設備
- 第１２章　車両重量計設備
- 第１３章　車両計測設備
- 第１４章　道路用昇降設備
- 第１５章　ダム管理設備
- 第１６章　遠方監視操作制御設備
- 第１７章　河川浄化設備
- 第１８章　鋼製付属設備
- 第１９章　塗装
- 第２０章　機械設備点検・整備業務
- 第２１章　機械設備設計業務委託業務

第１０編　下水道

第１１編　港湾・漁港漁場整備

- 第１１－１編　港湾
- 第１１－２編　漁港漁場整備
- 第１１－３編　港湾・漁港漁場整備共通

第１２編　空港

- 第１２－１編　空港土木
- 第１２－２編　航空灯火・電気施設

第１３編　農業農村整備

- 第１章　総則
- 第２章　土工
- 第３章　共通工
- 第４章　コンクリート工
- 第５章　基礎工
- 第６章　フリューム類据付工
- 第７章　河川・水路工
- 第８章　管水路工
- 第９章　道路工
- 第１０章　ほ場整備工
- 第１１章　農地造成工
- 第１２章　コンクリート補修工
- 第１３章　復旧工
- 第１４章　仮設工
- 第１５章　共通仮設
- 第１６章　施設機械及び電気通信設備

第１４編　森林整備

- 第１章　総則
- 第２章　土工
- 第３章　運搬工
- 第４章　コンクリート工
- 第５章　共通工（１）溝渠工・法面工等
- 第６章　共通工（２）土留工・擁壁工等
- 第７章　基礎工
- 第８章　木材利用工
- 第９章　仮設工
- 第１０章　市場単価
- 第１１章　土木工事標準単価
- 第１２章　山地治山土工
- 第１３章　治山ダム工
- 第１４章　山腹工
- 第１５章　地すべり防止工
- 第１６章　森林整備
- 第１７章　海岸林造成
- 第１８章　舗装工
- 第１９章　道路付属施設
- 第２０章　橋梁工
- 第２１章　道路維持修繕

第１５編　単価

適用基準

島根県農林水産部及び土木部が発注する工事（建築工事除く）の積算にあたっては、本基準によること。
なお、本基準に記載している「適用基準」及び「独自基準」の内容は以下のとおり。

［1］ 適用基準　　… 国等が定めた基準
［2］ 独自基準　　… 県として必要な事項を定めた基準

【適用基準】

■ 国土交通省土木工事標準積算基準書（共通編） 令和6年度
■ 国土交通省土木工事標準積算基準書（河川・道路編） 令和6年度
■ 国土交通省土木工事標準積算基準書（電気通信編） 令和6年度
発行：一般財団法人　建設物価調査会　　監修：国土交通省大臣官房技術調査課
以下、「土木工事標準積算基準書（〇〇編）」という。

■ 国土交通省機械設備工事積算基準　令和6年度版
発行：一般財団法人　建設物価調査会
以下、「機械設備工事積算基準」という。

■ ダム工事積算資料（令和6年4月）
国土交通省
以下、「ダム工事積算資料」という。

■ 公園緑地工事標準歩掛（令和6年5月）
国土交通省　都市局　公園緑地・景観課　（国土交通省都市局ホームページ掲載）
以下、「公園緑地工事標準歩掛」という。

■ 下水道用設計標準歩掛表　令和6年度　－第1巻　管路－
■ 下水道用設計標準歩掛表　令和6年度　－第2巻　ポンプ場・処理場－
発行：公益社団法人　日本下水道協会
以下、「下水道用設計標準歩掛表」という。

■ 令和6年度度改訂版　港湾土木請負工事積算基準
発行：公益財団法人　日本港湾協会　　監修：国土交通省港湾局
以下、「港湾土木請負工事積算基準」という。

■ 漁港漁場関係工事積算基準　令和6年度版
発行：公益社団法人　全国漁港漁場協会
以下、「漁港漁場関係工事積算基準」という。

■ 令和6年度版　空港請負工事積算基準
国土交通省　航空局　　航空ネットワーク部　空港技術課　（国土交通省航空局ホームページ掲載）
以下、「空港土木工事積算基準」という。

■ 航空灯火施設工事及び電気施設工事積算基準（平成29年4月）
国土交通省　航空局　交通管制部　管制技術課　航空灯火・電気技術室
（国土交通省航空局ホームページ掲載）

■　航空灯火施設工事及び電気施設工事積算標準（平成30年6月）

国土交通省　航空局　交通管制部　管制技術課　航空灯火・電気技術室

（国土交通省航空局ホームページ掲載）

■　島根県航空灯火施設工事及び電気施設工事積算基準等運用指針

土地改良工事積算基準（土木工事）　令和6年度

■　土地改良工事積算基準（施設機械）　令和6年度

■　土地改良工事積算基準（機械経費）　令和6年度

発行：一般社団法人　農業農村整備情報総合センター　　編集：農林水産省農村振興局整備部設計課

以下、「土地改良工事積算基準（〇〇）」という。

■　情報化施工技術の活用ガイドライン　令和6年4月

農林水産省農村振興局整備部設計課

以下、「情報化施工技術の活用ガイドライン」という。

■　令和6年版　治山林道必携　積算・施工編

発行：社団法人日本治山治水協会・日本林道協会　　監修：農林水産省　林野庁森林整備部計画課

以下、「治山林道必携」という。

【県基準に適用する国の運用】

■　国土交通省土木工事標準積算基準書（電気通信編）等の運用（令和6年3月）

国土交通省　大臣官房　技術調査課　電気通信室（国土交通省ホームページ掲載）

https://www.mlit.go.jp/tec/it/denki/densekisankijun/densekisankijuntouunyoR0603.pdf

なお、本運用の第１編積算基準　第３章　機器単体費及び鋼構造製作物の設計単価の取扱いは適用しない。

【その他の独自基準】

■　橋梁架設工事の積算（令和6年度版）

発行：一般社団法人　日本建設機械施工協会

以下、「橋梁架設工事」という。

■土木工事標準積算基準書

本基準の適用にあたっては、以下のとおり読替を行う

原　文	読　替	該当箇所
土木工事共通仕様書	島根県公共工事共通仕様書	第Ⅱ編第１章①土量変化率等
土木工事標準積算基準書	建設工事積算基準（島根県農林水産部・土木部）	第Ⅱ編第１章②土工 第Ⅵ編第１章④構造物とりこわし工 第Ⅵ編第１章⑤コンクリートブロック積工 第Ⅵ編第１章⑥排水構造物工 第Ⅵ編第２章①鉄筋工 第Ⅵ編第２章③防護柵設置工 第Ⅵ編第２章④法面工 第Ⅵ編第２章⑧道路標識設置工 第Ⅵ編第２章⑪軟弱地盤処理工 第Ⅲ編第３章①土工 第Ⅶ編第１章②請負工事の工事費構成 第Ⅶ編第１章③請負工事費の費目 第Ⅶ編第２章④直接工事費 第Ⅶ編第２章⑤間接工事費 第Ⅶ編第３章一般管理費等及び消費税相当額 第Ⅶ編第４章その他 第Ⅷ編第２章第１節⑥ハンドホール設置工 第Ⅷ編第２章第１節⑨支柱設置工 第Ⅷ編第３章第６節⑤照明灯プレキャスト基礎設置工 第Ⅷ編第４章第４節②デジタル陸上移動通信装置設置工
		第Ⅷ編第４章第 19 節①通信用鉄塔設置工
		第Ⅷ編第４章第 19 節②反射板設置工
第Ⅰ編総則第 12 章その他②賃料入力基準表（１）発動発電機（各種）	機－１６ タイプ機械運転（発動発電機）	第Ⅱ編第５章⑱仮設電力設備工
土木工事標準歩掛	建設工事積算基準（島根県農林水産部・土木部）	第Ⅷ編第２章第１節①配管・配線工 第Ⅷ編第２章第１節⑦分電盤設置工 第Ⅷ編第２章第１節⑨支柱設置工 第Ⅷ編第２章第１節⑩通信線柱設置工 第Ⅷ編第３章第１節⑤受変電設備基礎工 第Ⅷ編第３章第５節①配電線設備設置工

原　文	読　替	該当箇所
土木工事標準歩掛	建設工事積算基準（島根県農林水産部・土木部）	第Ⅷ編第３章第６節①道路照明設備設置工 第Ⅷ編第３章第６節④照明灯基礎設置工
		第Ⅷ編第３章第６節⑦視線誘導灯基礎設置工 第Ⅷ編第３章第７節①トンネル照明設備設置工 第Ⅷ編第３章第７節⑤雑工（電気） 第Ⅷ編第３章第 11 節⑤道路消融雪ポンプ設備基礎工 第Ⅷ編第３章第 12 節②道路照明修繕工 第Ⅷ編第４章第 17 節⑤交通遮断装置基礎工 第Ⅷ編第４章第 19 節③鉄塔基礎工 第Ⅷ編第４章第 19 節④反射板基礎工
国土交通省直轄の土木事業	島根県土木部	第Ⅶ編第１章①適用範囲等 第Ⅷ編第１章①一般事項
賃金実態調査単価	建設工事積算基準（島根県農林水産部・土木部）第１５編単価	第Ⅶ編第２章④直接工事費
公共工事設計労務単価	建設工事積算基準（島根県農林水産部・土木部）第１５編単価	第Ⅶ編第２章④直接工事費
原則として、入札時における市場価格	原則として、積算時における市場価格	第Ⅶ編第２章②機器単体費
設計時の類似品価格とする	積算時の類似品価格とする	第Ⅶ編第２章②機器単体費

■機械設備工事積算基準

本基準の適用にあたっては、以下のとおり読替を行う

原　文	読　替	該当ページ
各地方整備局及び北海道開発局所管の直轄工事	島根県土木部	第２編第１章第２適用範囲
公共事業企画調整課長が別に定めるもの	建設工事積算基準（島根県農林水産部・土木部）第１５編単価	第２編第１章第５請負工事費の積算
公共工事設計労務単価	建設工事積算基準（島根県農林水産部・土木部）第１５編単価	第２編第１章第５請負工事費の積算
原則として、入札時における市場価格	原則として、積算時における市場価格	第２編第１章［基準の解説］
設計時の類似品価格とする	積算時の類似品価格とする	第２編第１章［基準の解説］

■公園緑地工事標準歩掛

本基準の適用にあたっては、以下のとおり読替を行う

原　文	読　替	該当ページ
平成 31 年度国土交通省土木工事積算基準	建設工事積算基準（島根県農林水産部・土木部）	１８，２４，２９，３０，３４ ４４，４５

■下水道用設計標準歩掛表の運用

本運用は、以下のとおり読替を行う

原　文	読　替	該当箇所
土木工事標準歩掛	建設工事積算基準（島根県農林水産部・土木部）	第１巻　管路 Ⅰ　管路施設（開削工法）編 Ⅱ　管路施設（推進工法）編 （小口径推進） Ⅲ　管路施設（推進工法）編 （中大口径推進） Ⅳ　管路施設（シールド工法）編 Ⅵ　管路施設（立坑）編 Ⅶ　管路施設（仮設工）編 機械運転単価表 第２巻　ポンプ場・処理場 ポンプ場・処理場施設（土木）編

■港湾土木請負工事積算基準

本基準の適用にあたっては、以下のとおり読替を行う

原　文	読　替	該当ページ
国土交通省直轄	島根県土木部	１－１－１
国土交通省日額旅費支給規則	職員の旅費に関する条例施行規則	３－４．１－４４ ３－４．１－４５ ５－１－８ ５－１－１２ ５－１－１７
国土交通省所管旅費取扱規則	職員の旅費に関する条例施行規則	５－１－１２

■漁港漁場関係工事積算基準

本基準の適用にあたっては、以下のとおり読替を行う

原　文	読　替	該当ページ
農林水産省日額旅費支給規則	職員の旅費に関する条例施行規則	３－４．１－４４ ５－１－８ ５－1－１２ ５－１－１７
農林水産省所管旅費支給規則	職員の旅費に関する条例施行規則	５－１－１２

■空港請負工事積算基準

本運用は、以下のとおり読替を行う

原　文	読　替	該当箇所
土木工事標準積算基準書	建設工事積算基準（島根県農林水産部・土木部）	第１編第４章数値基準
		第１編第５章建設機械労務運転等
		第１編第１０章土木工事標準単価及び市場単価
		第１編第１１章作業日当り標準作業量
		第２編第１章土工
		第２編第２章共通工
		第２編第３章コンクリート工
		第２編第４章仮設工
		第３編第１章⑤舗装取壊し工
		第３編第３章舗装

■航空灯火施設工事及び電気施設工事積算基準

本運用は、以下のとおり読替を行う

原　文	読　替	該当ページ
航空灯火施設及び電気施設工事積算基準等運用指針	島根県航空灯火施設工事及び電気施設工事積算基準等運用指針	２－４
公共工事設計労務単価	建設工事積算基準（島根県農林水産部・土木部）第１５編単価	２－１２，２－１３

■航空灯火施設工事及び電気施設工事積算標準

本運用は、以下のとおり読替を行う

原　文	読　替	該当ページ
空港請負工事積算基準	建設工事積算基準（島根県農林水産部・土木部）	１－１，３－１３－１，３－１３－２，３－１４－１，３－１４－２，３－１４－３，参－４
指針	島根県航空灯火施設工事及び電気施設工事積算基準等運用指針	２－１，２－２
公共工事設計労務単価	建設工事積算基準（島根県農林水産部・土木部）第１５編単価	２－３
「一般区域貨物自動車運送者等運賃料金」とする	指針に示す方法により計算する	２－７
「国家公務員等の旅費に関する法律」及び「国土交通省日額旅費支給規程」	島根県の「職員の旅費に関する条例」及び「同条例施行規則」	３－１２－１

■国土交通省土木工事標準積算基準書(電気通信編)等の運用

本運用は、以下のとおり読替を行う

原　文	読　替	該当ページ
土木工事標準積算基準書	建設工事積算基準（島根県農林水産部・土木部）	第１編　積算基準 1.　電気通信関係技術者等の職種区分と職務区分 3.　機器単体費及び鋼構造製作物の設計単価の取扱い 4.　積算歩掛の取扱い 5.　間接工事費の算定方法 6.　運搬費の取扱いについて 8.　道路照明維持修繕工事積算の運用 第２編　よくある質問とその回答 1.　機器・材料等の区分の運用 4.　機器管理費の定義及び経費範囲 5.　工事派遣技術者に対する「旅費交通費・宿泊費」の取扱 7.　仮設電気設備積算基準の運用
官庁営繕に関する工事	建築工事	第１編　積算基準 1.　電気通信関係技術者等の職種区分と職務区分
一般国道直轄管理区間内	県管理道路内	第１編　積算基準 8.　道路照明維持修繕工事積算の運用

令和６年度建設工事積算基準

目　次

第Ⅰ編　総則

第１章　総則---------- Ⅰ-1-①-1
① 基準の適用等
② 請負工事の工事費構成

第２章　工事費の積算---------- Ⅰ-2-①-1
① 直接工事費
② 間接工事費
③ 現場発生品及び支給品運搬

第３章　一般管理費等及び消費税相当額---------- Ⅰ-3-①-1
① 一般管理費等
② 消費税相当額

第４章　随意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費等の調整について- Ⅰ-4-①-1
① 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について
② 旧基準で積算した工事に改正基準で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について

第５章　数値基準等---------- Ⅰ-5-①-1
① 数値基準
② 工事数量総括表への条件明示

第６章　建設機械運転労務費等---------- Ⅰ-6-①-1
① 建設機械運転労務
② 原動機燃料消費量
③ 機械運転単価表
④ 一般事項

第７章　土木請負工事の特許使用料の積算---------- Ⅰ-7-①-1
① 土木請負工事の特許使用料の積算について

第８章　時間的制約を受ける公共土木工事の積算---------- Ⅰ-8-①-1
① 時間的制約を受ける公共土木工事の積算について

第９章　土木請負工事における現場環境改善費の積算---------- Ⅰ-9-①-1
① 土木請負工事における現場環境改善費の積算

第10章　工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算---------- Ⅰ-10-①-1
① 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算について

第11章　施工箇所が点在する工事の積算---------- Ⅰ-11-①-1
① 施工箇所が点在する工事の積算について

第12章　１日未満で完了する作業の積算---------- Ⅰ-12-①-1
① １日未満で完了する作業の積算

第13章　設計変更----------Ⅰ-13-①-1
１　一般事項
２　設計変更における材料単価の取扱いについて
３　設計変更の計算例

第14章　その他----------Ⅰ-14-①-1
①　工期、水替日数及び供用日数

第15章　請負工事機械経費積算要領----------Ⅰ-15-①-1
①　請負工事機械経費積算要領
②　建設用仮設材損料算定基準
③　ダム施工機械等損料算定基準
④　建設機械等賃料積算基準
⑤　建設用仮設材賃料積算基準
⑥　橋梁架設用仮設備機械等損料

第16章　積算上の統一事項等----------Ⅰ-16-①-1
①　積算上の統一事項
②　労働者職種別定義・作業内容

第17章　作業日当り標準作業量----------Ⅰ-17-①-1
①　作業日当り標準作業量
②　市場単価の１日当り標準施工量

第Ⅱ編　共通工
第１章　土工----------Ⅱ-1
①　土量変化率等
②　土工
③　作業土工
④　人力運搬工
⑤　安定処理工
⑥　土砂運搬工(不整地運搬車による運搬)

第２章　共通工----------Ⅱ-3
①　法面工
②　基礎・裏込砕石工
③　コンクリートブロック積(張)工
④　石積(張)工
⑤　場所打擁壁工
⑥　プレキャスト擁壁工
⑦　補強土壁工（帯鋼補強土壁，アンカー補強土壁，ジオテキスタイル補強土壁）
⑧　補強盛土工
⑨　構造物補修工
⑩　排水構造物工
⑪　軟弱地盤処理工
⑫　薬液注入工
⑬　アンカー工(ロータリーパーカッション式)
⑭　構造物とりこわし工
⑮　コンクリート削孔工

⑯　ガス切断工
⑰　吸出し防止材設置工
⑱　目地・止水板設置工
⑲　旧橋撤去工
⑳　かご工
㉑　発泡スチロールを用いた超軽量盛土工
㉒　現場取卸費
㉓　骨材再生工(自走式)
㉔　函渠工
㉕　殻運搬
㉖　排水材設置工
㉗　高エネルギー吸収型落石防護柵（アンカー式斜面タイプ）
㉘　ロープ伏工
㉙　ロープ掛工

第３章　基礎工----------Ⅱ-11
①　鋼管・既製コンクリート杭打工
②　場所打杭工
③　深礎工
④　ニューマチックケーソン工
⑤　基礎工(鋼管矢板基礎工)
⑥　泥水運搬工

第４章　コンクリート工----------Ⅱ-13
①　コンクリート工
②　型枠工
③　張りコンクリート工

第５章　仮設工----------Ⅱ-15
①　仮設工
②　鋼矢板(H形鋼)工
③　矢板工(アースオーガ併用圧入工)
④　鋼矢板(H形鋼)工(クレーン引抜工)
⑤　鋼矢板施工法選定表(参考)
⑥　仮設材設置撤去工
⑦　足場支保工
⑧　締切排水工
⑨　ウエルポイント工
⑩　土のう工
⑪　仮橋・仮桟橋工
⑫　汚濁防止フェンス工
⑬　仮囲い設置・撤去工
⑭　仮設防護柵工（切土及び発破防護柵工）
⑮　濁水処理工(一般土木工事)
⑯　敷鉄板設置・撤去工
⑰　防塵処理工
⑱　仮設電力設備工
⑲　グラフによる標準的な仮設電力設備の積算
⑳　法面工(仮設用モルタル吹付工)
㉑　交通誘導警備員
㉒　工事用道路（敷砂利）工

第Ⅵ編　土木工事標準単価及び市場単価
第１章　土木工事標準単価----------Ⅵ-1

第２章　市場単価----------Ⅵ-5
①　鉄筋工
②　インターロッキングブロック工
③　防護柵設置工
④　法面工
⑤　道路植栽工
⑥　橋梁付属物工
⑦　薄層カラー舗装工
⑧　道路標識設置工
⑨　道路付属物設置工
⑩　公園植栽工
⑪　軟弱地盤処理工
⑫　橋面防水工
⑬　グルービング工
⑭　鉄筋挿入工(ロックボルト工)
⑮　コンクリート表面処理工(ウォータージェット工)
⑯　法面工（島根県独自）
⑰　大型ブロック積（島根県独自）

第Ⅲ編　河川
第１章　河川海岸----------Ⅲ-1
①　消波根固めブロック工
②　捨石工
③　消波工
④　浚渫工
⑤　軟弱地盤上における柔構造樋門・樋管工

第２章　河川維持工----------Ⅲ-3
①　堤防除草工
②　堤防芝養生工
③　伐木除根工
④　塵芥処理工
⑤　ボーリンググラウト工
⑥　粗朶沈床工
⑦　機械土工(河床等掘削)
⑧　多自然護岸工
⑨　護岸基礎ブロック工
⑩　かごマット工
⑪　ブロックマット工
⑫　袋詰玉石工
⑬　笠コンクリートブロック据付工
⑭　グラウトホール工
⑮　連節ブロックの水中吊落し工
⑯　光ケーブル配管工

第３章　砂防工----------Ⅲ-5

①　土工
②　コンクリート工
③　養生工(練炭)
④　仮締切工
⑤　鋼製砂防工
⑥　砂防ソイルセメント工

第４章　地すべり防止工----------Ⅲ-7
①　地すべり防止工

第５章　急傾斜地崩壊防止工----------Ⅲ-9
①　急傾斜地崩壊防止工

第６章　ダム工----------Ⅲ-21

第Ⅳ編　道路
第１章　舗装工----------Ⅳ-1
①　路盤工
②　アスファルト舗装工
③　排水性舗装工
④　グースアスファルト舗装工
⑤　コンクリート舗装工
⑥　踏掛版設置工

第２章　付属施設----------Ⅳ-3
①　防護柵設置工
②　しや音壁設置工
③　路側工
④　特殊ブロック設置工
⑤　組立歩道工
⑥　橋梁付属施設設置工
⑦　トンネル内装板設置工
⑧　道路付属物設置工
⑨　スノーポール設置・撤去工

第３章　道路維持修繕工----------Ⅳ-5
①　路面切削工
②　舗装版破砕工
③　舗装版切断工
④　道路打換え工
⑤　路上路盤再生工
⑥　アスファルト注入工
⑦　舗装版クラック補修工
⑧　道路付属構造物塗替工
⑨　張紙塗装防止工
⑩　床版補強工
⑪　橋梁補強工
⑫　橋梁補修工
⑬　落橋防止装置工
⑭　道路除草工

⑮　道路清掃工
⑯　排水構造物清掃工
⑰　トンネル清掃工
⑱　トンネル照明器具清掃工
⑲　トンネル漏水対策工
⑳　トンネル補修工（ひび割れ補修工（低圧注入工法））
㉑　沓座拡幅工
㉒　欠損部補修工
㉓　舗装版削孔工（アスファルト舗装版）
㉔　横断歩道橋補修工

第４章　共同溝工----------Ⅳ-7
①　共同溝工
②　電線共同溝工(Ｃ・Ｃ・ＢＯＸ)
③　情報ボックス工

第５章　トンネル工----------Ⅳ-9
①　トンネル工(ＮＡＴＭ)
②　小断面トンネル工(ＮＡＴＭ)
③　トンネル裏込注入工

第６章　道路除雪工----------Ⅳ-11
（適用基準なし）

第７章　橋梁工----------Ⅳ-13
①　鋼橋製作工
②　橋梁塗装工(工場塗装及び塗装前処理)
③　鋼橋架設工
④　プレビーム桁製作及び架設工
⑤　鋼橋床版工
⑥　グレーチング床版架設工及び足場工
⑦　ポストテンション桁製作工
⑧　プレキャストセグメント主桁組立工
⑨　ＰＣ橋架設工
⑩　ＰＣ橋片持架設工
⑪　ポストテンション場所打ホロースラブ橋工
⑫　ポストテンション場所打箱桁橋工
⑬　ＲＣ場所打ホロースラブ橋工
⑭　架設支保工
⑮　伸縮装置工(鋼製)
⑯　橋梁排水管設置工
⑰　歩道橋(側道橋)架設工
⑱　鋼製橋脚設置工
⑲　橋台・橋脚工
⑳　橋梁検査路架設工

第Ⅴ編　公園
第１章　公園植栽工----------Ⅴ-1
①　公園植栽工
②　公園除草工

③　公園工（適用基準なし）

第２章　基盤整備----------Ⅴ-3
①　敷地造成工
②　擁壁工

第３章　施設整備----------Ⅴ-5
①　給水設備工
②　雨水排水設備工
③　汚水排水設備工
④　園路広場整備工
⑤　修景施設整備工
⑥　サービス施設整備工
⑦　施設仕上げ工

第Ⅶ編　電気通信（積算）----------Ⅶ-1
第１章　総則
①　適用範囲等
②　請負工事の工事費構成
③　請負工事費の費目

第２章　工事費の積算----------Ⅶ-1
①　機器・材料等の区分
②　機器単体費
③　鋼構造製作物
④　直接工事費
⑤　間接工事費

第３章　一般管理費等及び消費税相当額----------Ⅶ-1

第４章　その他----------Ⅶ-1
①　土木工事標準単価による価格の算定
②　工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算上の取扱い

第Ⅷ編　電気通信（歩掛）
第１章　一般事項----------Ⅷ-1
第１節　一般事項
①　一般事項

第２章　共通設備----------Ⅷ-3
第１節　共通設備工
①　配管・配線工
②　配線器具設置工
③　通信配線工
④　光ケーブル敷設工
⑤　ハンドホール設置工
⑥　プルボックス設置工
⑦　分電盤設置工
⑧　引込柱設置工
⑨　支柱設置工
⑩　通信線柱設置工
⑪　避雷設備工
⑫　接地設置工
⑬　耐震施工（あと施工アンカーボルト引張試験）

第２節　工場製品輸送工
①　輸送工

第３章　電気設備----------Ⅷ-5
第１節　受変電設備工
①　特別高圧受変電設備設置工
②　高圧受変電設備設置工
③　低圧受変電設備設置工
④　受変電用監視制御設備設置工
⑤　受変電設備基礎工

第２節　電源設備工
①　発電設備設置工
②　無停電電源設備設置工
③　直流電源設備設置工
④　管理用水力発電設備設置工
⑤　新エネルギー電源設備設置工

第３節　揚排水機場電気設備工
①　高圧受変電設備設置工
②　低圧受変電設備設置工
③　発電設備設置工
④　無停電電源設備設置工
⑤　直流電源設備設置工
⑥　操作制御装置設置工
⑦　水閘門電気設備設置工

第４節　地下駐車場電気設備工
①　高圧受変電設備設置工
②　低圧受変電設備設置工
③　発電設備設置工
④　無停電電源設備設置工
⑤　直流電源設備設置工
⑥　電灯設備設置工

⑦　動力設備設置工
⑧　電話設備設置工
⑨　放送設備設置工
⑩　ラジオ再放送設備設置工
⑪　無線通信補助設備設置工
⑫　インターホン設備設置工
⑬　テレビ共聴設備設置工
⑭　身体障害者警報設備設置工
⑮　自動火災報知設備設置工
⑯　CCTV 装置設置工
⑰　中央監視設備設置工
⑱　駐車場管制設備設置工
⑲　遠方監視設備設置工

第５節　配電線設備工
①　配電線設備設置工

第６節　道路照明設備工
①　道路照明設備設置工
②　サービスエリア照明設備設置工
③　歩道（橋）照明設備設置工
④　照明灯基礎設置工
⑤　照明灯プレキャスト基礎設置工
⑥　視線誘導灯設置工
⑦　視線誘導灯基礎設置工

第７節　トンネル照明設備工
①　トンネル照明設備設置工
②　アンダーパス照明設備設置工
③　地下道照明設備設置工
④　照明灯基礎設置工
⑤　雑工（電気）

第８節　施設照明設備工
①　ダム照明設備設置工
②　河川照明設備設置工
③　公園照明設備設置工

第９節　共同溝付帯設備工
①　共同溝引込設備設置工
②　共同溝照明設備設置工
③　共同溝排水設備設置工
④　共同溝換気設備設置工
⑤　共同溝監視制御設備設置工
⑥　共同溝標識設備設置工

第10節　電気応用設備工
①　水処理設備設置工

第11節　道路融雪設備工
①　高圧受変電設備設置工
②　受変電設備基礎工
③　道路ヒーティング設備設置工
④　道路消融雪ポンプ設備設置工
⑤　道路消融雪ポンプ設備基礎工

第12節　道路照明維持補修工
①　道路照明維持工
②　道路照明修繕工

第４章　通信設備----------Ⅷ-7
第１節　多重無線設備工
①　多重無線装置設置工
②　空中線装置設置工
③　ディジタル端局装置設置工
④　画像伝送路切替制御装置設置工
⑤　画像伝送路切替装置設置工
⑥　監視制御装置設置工

第２節　テレメータ設備工
①　テレメータ監視局装置設置工
②　テレメータ中継局装置設置工
③　テレメータ観測局装置設置工

第３節　放流警報設備工
①　放流警報制御監視局装置設置工
②　放流警報中継局装置設置工
③　放流警報警報局装置設置工

第４節　移動体通信設備工
①　移動体通信装置設置工
②　ディジタル陸上移動通信

第５節　衛星通信設備工
①　固定型衛星通信用地球局設備設置工
②　移動型衛星通信用地球局設備設置工
③　衛星小型（制御地球局）画像伝送装置設置工
④　衛星小型（固定局）画像伝送装置設置工
⑤　衛星小型（可搬局）画像伝送装置設置工
⑥　衛星地球局基礎工

第６節　ヘリ画像受信設備工
①　ヘリ画像受信基地局装置設置工
②　ヘリ画像受信携帯局装置設置工

第７節　電話交換設備工
①　自動電話交換装置設置工

第８節　有線通信設備工
①　ディジタル端局装置（SDH）設置工
②　管理施設用小容量光伝送装置設置工
③　光ファイバ線路監視装置設置工

第９節　道路情報表示設備工
①　道路情報表示制御装置設置工
②　道路情報表示装置設置工

第10節　河川情報表示設備工
①　河川情報表示制御装置設置工

第11節　放流警報表示設備工
①　放流警報表示制御装置設置工

第12節　トンネル防災設備工
①　トンネル監視制御装置設置工
②　付属設備操作制御装置設置工

第13節　非常警報設備工
①　非常警報装置設置工

第14節　ラジオ再放送設備工
①　ラジオ再放送装置設置工
②　緊急放送装置設置工

第15節　トンネル無線補助設備工
①　トンネル無線補助設備設置工

第16節　路側通信設備工
①　路側通信制御装置設置工

第17節　道路防災設備工
①　交通遮断装置設置工
②　交通流車両観測装置設置工
③　路車間通信装置設置工
④　交通遮断装置基礎工

第18節　施設計測・監視制御設備工
①　路面凍結検知装置設置工
②　積雪深計測装置設置工
③　気象観測装置設置工
④　地震データ集配信制御設備設置工
⑤　地震データ通信制御設備設置工
⑥　強震計測装置設置工
⑦　土石流監視制御装置設置工
⑧　路面冠水検知装置設置工

第19節　通信鉄塔・反射板設備工
①　通信用鉄塔設置工

②　反射板設置工
③　鉄塔基礎工
④　反射板基礎工

第５章　電子応用設備----------Ⅷ-9
第１節　共通設備工
①　各種情報設備設置工
②　ＩＰネットワーク設備設置工

第２節　ダム・堰諸量設備工
①　ダム・堰諸量装置設置工
②　ダム・堰放流設備制御装置設置工

第３節　レーダ雨（雪）量計設備工
①　レーダ中央処理局装置設置工
②　レーダ処理局装置設置工
③　レーダ基地局装置設置工
④　レーダ雨（雪）量計端末装置設置工

第４節　河川情報設備工
①　河川情報中枢局装置設置工
②　河川情報集中局装置設置工
③　河川情報端末局装置設置工

第５節　道路交通情報設備工
①　道路情報中枢局装置設置工
②　道路情報集中局装置設置工
③　道路情報端末局装置設置工

第６節　CCTV 設備工
①　CCTV 監視制御装置設置工
②　CCTV 装置設置工

第７節　水質自動監視設備工
①　水質自動監視装置設置工
②　水質自動観測装置設置工

第８節　電話応答通報設備工
①　電話応答（通報）装置設置工

第９節　システム・インテグレーション
①　システム・インテグレーション

第Ⅸ編　機械設備
第１章　一般共通----------Ⅸ-1
①　目的
②　適用範囲
③　請負工事費の構成
④　請負工事費の費目
⑤　請負工事費の積算

第２章　水門設備----------IX-1
①　河川用水門設備
②　ダム用水門設備
第３章　ゴム引布製起伏ゲート設備----------IX-1

第４章　揚排水ポンプ設備----------IX-1
①　揚排水ポンプ設備
②　コラム形水中ポンプ設備
③　除塵設備

第５章　ダム施工機械設備----------IX-1

第６章　トンネル換気設備----------IX-1
①　ジェットファン設備
②　送風機設備

第７章　トンネル非常用設備----------IX-1

第８章　消融雪設備----------IX-1

第９章　道路排水設備----------IX-1

第10章　共同溝付帯設備----------IX-1

第11章　駐車場設備----------IX-1
①　自走式駐車場設備
②　機械式駐車場設備

第12章　車両重量計設備----------IX-1

第13章　車両計測設備----------IX-1

第14章　道路用昇降設備----------IX-1
①　エレベーター設備
②　エスカレーター設備

第15章　ダム管理設備----------IX-1

第16章　遠方監視操作制御設備----------IX-1

第17章　河川浄化設備----------IX-1

第18章　鋼製付属設備----------IX-1

第19章　塗装----------IX-1

第20章　機械設備点検・整備業務----------IX-5

第21章　機械設備設計業務委託----------IX-7

第10編　下水道----------10

第11編　港湾・漁港漁場整備
第11-1編　港湾----------11-1

第11-2編　漁港漁場整備----------11-5

第11-3編　港湾・漁港漁場整備共通----------11-9

第12編　空港
第 12-1 編　空港土木----------12-1

第 12-2 編　航空灯火・電気施設----------12-3

第13編　農業農村整備
第１章　総則----------13-1
① 総則
② 工事費の積算
③ 一般管理費等及び消費税等相当額
④ 随意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費等の調整について
⑤ 数値基準等
⑥ 建設機械運転労務等
⑦ 土木請負工事の特許使用料の積算
⑧ 時間的制約を受ける公共土木工事の積算
⑨ 土木請負工事における現場環境改善費の積算
⑩ 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算
⑪ 施工箇所が点在する工事の積算
⑫ 1日未満で完了する作業の積算
⑬ 設計変更
⑭ その他
⑮ 請負工事機械経費積算要領
⑯ 積算上の統一事項等
⑰ 作業日当り標準作業量

第２章　土工----------13-40
① 人力土工（盛土・埋戻）
② 不整地運搬
③ 人力荒仕上げ
④ ダンプトラック運搬（標準以外）
⑤ 管水路基礎岩盤整形工（法面）
⑥ 管水路基礎岩盤整形工（基面）

第３章　共通工----------13-42
① ネットフェンス工（本体）・(扉)
② 機械（不整地運搬車）小運搬
③ 石積類とりこわし（機械）
④ 柵工
⑤ ガス切断・開先加工
⑥ 溶接（電気）
⑦ ネットフェンス撤去工

第４章　コンクリート工----------13-46
①　ダウエルバー取付
②　コンクリート打設足場工
③　モルタル工
④　コンクリートはつり（人力）
⑤　収縮継目ペイント塗装

第５章　基礎工----------13-48
①　木杭打込み（機械）

第６章　フリューム類据付工----------13-50
①　鉄筋コンクリート柵渠人力据付
②　鉄筋コンクリート柵渠機械据付
③　鉄筋コンクリート大型水路機械据付
④　水路用鉄筋コンクリートＬ形ブロック機械据付
⑤　二次製品用阻水壁
⑥　ボックス
⑦　ボックス蓋

第７章　河川・水路工----------13-58
①　ウィープホール取付
②　サイド・アンダードレーン工
③　ブロックマット設置工
④　合成ゴムシート布設工

第８章　管水路工----------13-60
①　パイプライン基礎
②　硬質ポリ塩化ビニル管人力布設
③　硬質ポリ塩化ビニル管機械布設
④　強化プラスチック複合管機械布設
⑤　ダクタイル鋳鉄管機械布設
⑥　鋼管機械布設
⑦　鋳鉄管切断
⑧　ＦＲＰＭ管切断
⑨　制水弁据付工（人力）
⑩　制水弁据付工（機械）
⑪　空気弁据付工（人力）
⑫　小バルブ類取付工（人力）
⑬　ダクタイル鋳鉄管人力布設
⑭　炭素鋼鋼管人力布設
⑮　強化プラスチック複合管機械布設（たて込み簡易土留）
⑯　ダクタイル鋳鉄管機械布設（たて込み簡易土留）
⑰　鋼管機械布設（小口径）
⑱　高密度ポリエチレン管機械布設
⑲　管水路浅埋設工（ジオグリッド）

第９章　道路工----------13-65
①　砂利舗装工
②　ガードレール設置・撤去（橋梁建込）

第１０章　ほ場整備工----------13-66
①　ほ場整備工（標準区画 0.3ha 以上）（表土扱い）、（基盤造成・畦畔築立）
②　①　ほ場整備工（標準区画 0.3ha 未満）（表土扱い）、（基盤造成・畦畔築立）
③　ほ場整備工（標準区画 0.3ha 未満バックホウ施工）（表土扱い）、（基盤造成・畦畔築立）
④　水田整地工（ブルドーザ）
⑤　暗渠排水工（掘削工：トレンチャ・バックホウ）、小運搬：人力・機械）
⑥　畦畔整形工
⑦　雑物除去（水田ほ場整備工）
⑧　畦畔ブロック（人力）
⑨　弾丸暗渠工
⑩　ほ場整備整地工（表土扱い）、（基盤造成・畦畔築立）ICT 施工
⑪　水田整地工（ブルドーザ）ICT 施工
⑫　落水口
⑬　止杭一本胴木
⑭　コンクリート等床版機械設置

第１１章　農地造成工----------13-73
①　人力刈払
②　レーキドーザ抜根
③　レーキドーザ排根
④　リッパドーザ岩掘削
⑤　リッパドーザ（耕起・深耕）
⑥　有機質資材散布（マニアスプレッダ）
⑦　ロータリ（直装式）耕起砕土
⑧　石礫除去工（人力）
⑨　石礫除去工（機械）
⑩　雑物除去（農用地造成工用）
⑪　畑面植生
⑫　人力刈払後の集積
⑬　ブルドーザ畑面整地工

第１２章　コンクリート補修工----------13-75
①　ひび割れ補修工
②　開水路目地補修工（成型ゴム挿入工）
③　開水路目地補修工（充填工）
④　既設水路断面修復・表面被覆工

第１３章　復旧工----------13-77
①　畦畔復旧工
②　耕地表土掘削・埋戻（機械）
③　耕地復旧（耕起）

第１４章　仮設工----------13-79
①　水替工（小口径）
②　釜場設置撤去工
③　たて込み簡易土留工
④　土工用マット（シート類）敷設・撤去
⑤　道路補修
⑥　地盤改良工（仮設道路基礎）

第１５章　共通仮設----------13-81
①　パイプライン継目試験
②　現場溶接部Ｘ線検査（鋼管類）

第１６章　施設機械及び電気通信設備----------13-83
①　施設機械及び電気通信設備

第14編　森林整備
第 1 章　総則----------14- 1
第 2 章　土工----------14-21
第 3 章　運搬工----------14-24
第 4 章　コンクリート工----------14-29
第 5 章　共通工（１）溝渠工・法面工等----------14-31
第 6 章　共通工（２）土留工・擁壁工等----------14-39
第 7 章　基礎工----------14-43
第 8 章　木材利用工----------14-45
第 9 章　仮設工----------14-53
第 10 章　市場単価----------14-57
第 11 章　土木工事標準単価----------14-59
第 12 章　山地治山土工----------14-61
第 13 章　治山ダム工----------14-66
第 14 章　山腹工----------14-69
第 15 章　地すべり防止工----------14-72
第 16 章　森林整備----------14-75
第 17 章　海岸林造成----------14-84
第 18 章　舗装工----------14-86
第 19 章　道路付属施設----------14-88
第 20 章　橋梁工----------14-92
第 21 章　道路維持修繕----------14-94

令和６年度建設工事積算基準

第Ⅰ編　総　　則

［1］ 適用基準

なし

（土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅰ編　総則　は適用しない。）

［2］ 独自基準

第　１章　総　　則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅰ－１－①－１
第　２章　工事費の積算 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅰ－２－①－１
第　３章　一般管理費等及び消費税相当額 ・・・・・・・・・・・・・・　Ⅰ－３－①－１
第　４章　随意契約方式により工事を発注する
　　場合の間接工事費等の調整について・・・・・　Ⅰ－４－①－１
第　５章　数値基準等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅰ－５－①－１
第　６章　建設機械運転労務等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅰ－６－①－１
第　７章　土木請負工事の特許使用料の積算 ・・・・・・・・・・・・・　Ⅰ－７－①－１
第　８章　時間的制約を受ける公共土木工事の積算・　Ⅰ－８－①－１
第　９章　土木請負工事における現場環境改善
　　費の積算 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅰ－９－①－１
第 10 章　工事における工期の延長等に伴う
　　増加費用の積算 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅰ－10－①－１
第 11 章　施工箇所が点在する工事の積算・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅰ－11－①－１
第 12 章　１日未満で完了する作業の積算・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅰ－12－①－１
第 13 章　設計変更 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅰ－13－①－１
第 14 章　その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅰ－14－①－１
第 15 章　請負工事機械経費積算要領・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅰ－15－①－１
第 16 章　積算上の統一事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅰ－16－①－１
第 17 章　作業日当り標準作業量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅰ－17－①－１

令和６年度建設工事積算基準

第１章　総　　則

①　基準の適用等‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　Ⅰ-1-①- 1
1　基準の適用‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　Ⅰ-1-①- 1
2　設計書の作成‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　Ⅰ-1-①- 1
②　請負工事の工事費構成‥‥‥‥‥‥‥‥　Ⅰ-1-②- 1
1　工事費の基本構成‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　Ⅰ-1-②- 1

令和６年度建設工事積算基準

第１章　総　　則

①　基準の適用等

１ 基 準 の 適 用

工事費の積算における基準は，原則として，起工時における最新の基準を適用する。

２ 設 計 書 の 作 成

設計書の作成にあたっては，目的とする工事を最も合理的に施工及び監督できるよう施工条件，施工管理，安全施工等に十分留意し，工法歩掛及び単価などについて調査研究をおこない，明確に作成しなければならない。

② 請負工事の工事費構成

１ 工事費の基本構成

１－１　請負工事費の構成は，次のとおりとする。

（１） 一般土木

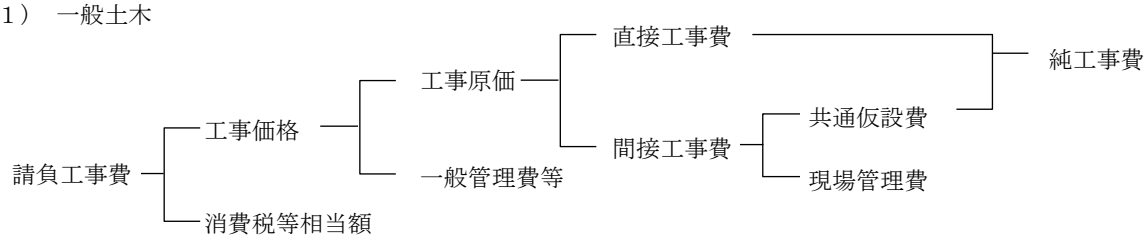

（２） 鋼橋製作

（イ） 工場製作

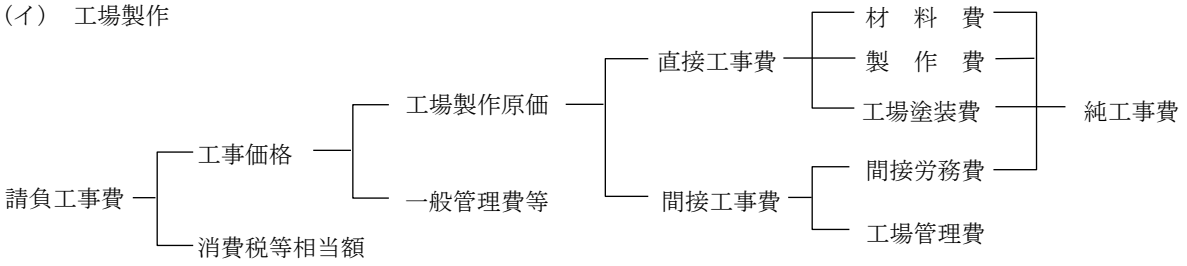

（ロ） 架設工事

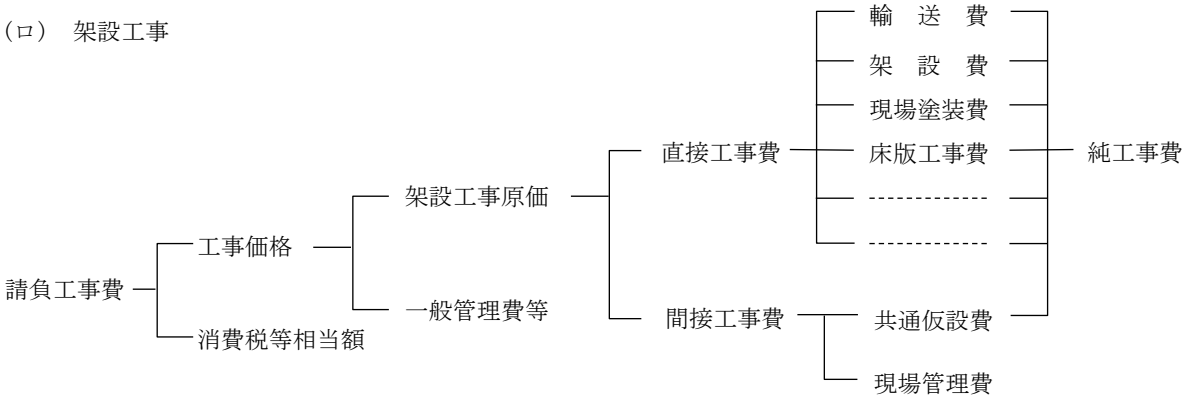

（ハ） 一括請負の場合

工場製作から現場架設まで，一括請負とする場合には次のとおりとする。

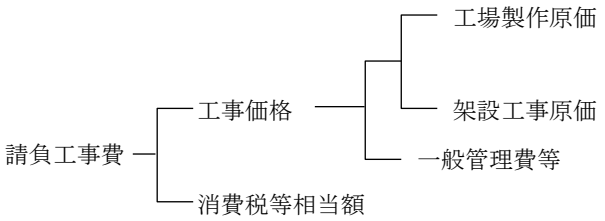

（３） 維持工事（複数年度の債務工事）

工種区分が道路維持工事又は河川維持工事のうち，管理を目的とした維持的工事を複数年度に渡って工期を設定し，発注する場合は，次のとおり年度毎に分けて積算するものとする。（２カ年債務の例）

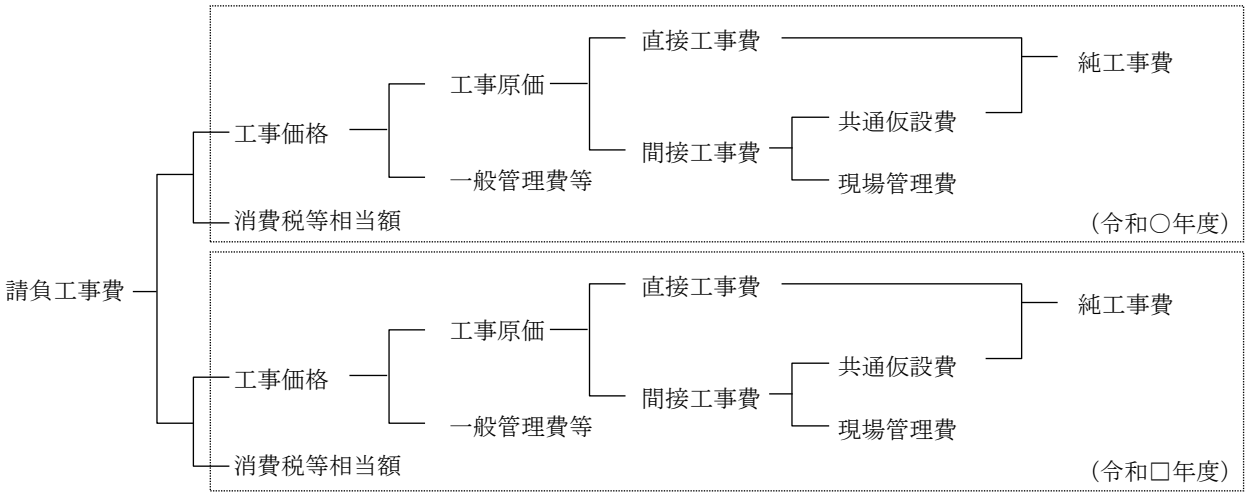

１－２ 請負工事費の費目は，次の各号に掲げるものとする。

（１） 直接工事費

直接工事費は，箇所又は工事種類により各工事部門を工種，種別，細別及び名称に区分し，それぞれの区分毎に材料費，労務費及び直接経費の３要素について積算するものとし，「第Ｉ編第２章工事費の積算①直接工事費」による。

（２） 間接工事費

１） 間接工事費は，各工事部門共通の前号以外の工事費及び経費とし，共通仮設費及び現場管理費に分類し，それぞれの構成する費目について積算するものとする。

２） 共通仮設費は，工事施工にあたって，工事目的物の施工に間接的に係る費用とし，「第Ｉ編第２章工事費の積算②間接工事費２共通仮設費」による。

（イ） 運 搬 費
（ロ） 準 備 費
（ハ） 事業損失防止施設費
（ニ） 安 全 費
（ホ） 役 務 費
（ヘ） 技術管理費
（ト） 営 繕 費

３） 現場管理費は，工事施工にあたって，工事を管理するために必要な共通仮設費以外の経費とし，「第Ｉ編第２章工事費の積算②間接工事費３現場管理費」による。

$$\text{現場管理費率} = \frac{\text{現場管理費}}{\text{純 工 事 費}}$$

ただし，純工事費＝直接工事費＋共通仮設費

（３） 一般管理費等

一般管理費等は，工事施工にあたる企業の継続運営に必要な費用をいい，一般管理費及び付加利益からなり，次の一般管理費等率を用いて積算するものとし，「第Ｉ編第３章一般管理費等及び消費税等相当額①一般管理費等」による。

$$\text{一般管理費等率} = \frac{\text{一般管理費等}}{\text{工 事 原 価}}$$

（４） 消費税等相当額

消費税等相当額は，消費税及び地方消費税相当分を積算するものとし，「第Ｉ編第３章一般管理費等及び消費税等相当額②消費税等相当額」による。

第２章　工事費の積算

①　直接工事費‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ Ⅰ-2-①- 1
　1　材 料 費‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ Ⅰ-2-①- 1
　2　歩　　掛‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ Ⅰ-2-①- 4
　3　労 務 費‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ Ⅰ-2-①- 4
　4　直接経費‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ Ⅰ-2-①- 5
　5　諸雑費及び端数処理‥‥‥‥‥‥‥ Ⅰ-2-①- 6
　6　注意事項‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ Ⅰ-2-①- 6
②　間接工事費‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ Ⅰ-2-②- 1
　1　総 則‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ Ⅰ-2-②- 1
　2　共通仮設費‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ Ⅰ-2-②- 1
　　2-1　共通仮設費の率分‥‥‥‥‥‥‥ Ⅰ-2-②- 7
　　2-2　運搬費‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ Ⅰ-2-②-12
　　2-3　準備費‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ Ⅰ-2-②-27
　　2-4　事業損失防止施設費‥‥‥‥‥‥‥ Ⅰ-2-②-28
　　2-5　安全費‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ Ⅰ-2-②-29
　　2-6　役務費‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ Ⅰ-2-②-30
　　2-7　技術管理費‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ Ⅰ-2-②-31
　　2-8　営繕費‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ Ⅰ-2-②-33
　3　現場管理費‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ Ⅰ-2-②-35
③　現場発生品及び支給品運搬‥‥‥‥‥‥ Ⅰ-2-③- 1
　1　適用範囲‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ Ⅰ-2-③- 1
　2　施工パッケージ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ Ⅰ-2-③- 1

令和６年度建設工事積算基準

第２章　工事費の積算

①　直接工事費

１ 材　　料　　費

材料費は，工事を施工するために必要な材料の費用とし，その算定は次の(1)～(3)によるものとする。

（１）　数　量

数量は，標準使用量に運搬，貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算するものとする。

（２）　価　格

１）　価格は，原則として，積算時における市場価格とし，消費税等相当額は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位あたりの価格を設計単価といい，設計単価は，物価資料等を参考とし，買入価格，買い入れに要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とするものとする。

当初の支給品の価格決定については，県が購入した資材を支給する場合，現場発生資材を県が保管し再使用品として支給する場合とも，積算時における市場価格または類似品価格とする。

２）　設計単価は，原則として下記のとおりとする。

（イ）　県設定単価による場合

県設定単価は，「建設工事積算基準第１５編（単価）」として通知する単価である。

県設定単価がある場合は，これを積算に用いる単価とする。

（ロ）　物価資料による場合

(イ)に定めていない単価を使用する場合は，単価の決定は，物価資料（「Web 建設物価」と「積算資料電子版」）に掲載している価格の平均値を採用する。ただし，一方の物価資料のみに掲載されているもの，及び掲載条件が著しく異なる場合は，一方の物価資料の価格を採用する。

なお，物価資料は，積算時における最新号を適用する。

注）１．物価資料の掲載価格には，卸売価格～小口価格があるが，原則として卸売価格，又は大口需要者価格を採用するものとする。

２.公表価格として掲載している資材価格はメーカー等が一般に公表している販売希望価格であり，実勢価格と異なるため，積算に用いる単価としない。

ただし，公表価格で割引率（額）の表示がある資材は，その割引率（額）を乗じた（減じた）価格を積算に用いる単価とする。

①　材料単価の端数処理方法について

ａ．材料単価端数処理方法

・材料単価の有効桁数は，物価資料に掲載されている価格の有効桁の大きい方とし，有効桁数以外の端数は切り捨てとする。

・但し桁数の大きい方が２桁以下の場合には最小有効桁数は３桁とする。

・なお，上記方法により算出した単価に小数点以下が存在する場合の単価は，１円までとし，１円未満は切り捨てる。

ｂ．端数処理の例

ＥＸ．１（両物価資料で価格がある場合）

建設物価　　５６．５円／Ｌ
積算資料　　５７．０円／Ｌ
（有効桁数は３桁）　（平均額）　５６．７５円／Ｌ　（４桁目は切捨）　→５６．７円／Ｌ　（決定額）　→５６円／Ｌ　（小数点以下を切捨）

建設物価　　５６０円／ｋｇ
積算資料　　５７０円／ｋｇ
（有効桁数は２桁）　（平均額）　５６５円／ｋｇ　（最小有効桁数を３桁とし４桁目切捨）　（決定額）　→５６５円／ｋｇ

ＥＸ．２（一方の物価資料のみ価格がある場合）

建設物価　５４０円／ｔ　（平均額）　（決定額）
積算資料　掲載無し　５４０円／ｔ→５４０円／ｔ
（有効桁数は２桁）　（最小有効桁数を３桁とし４桁目切捨）

建設物価　掲載無し　（平均額）　（決定額）
積算資料　５７．５円／Ｌ　５７．５円／Ｌ→５７円／Ｌ
（有効桁数は３桁）　（４桁目を切捨）（小数点以下を切捨）

ＥＸ．３

建設物価　１５，９００円／ｔ　（平均額）　（決定額）
積算資料　１５，９９０円／ｔ　１５，９４５円／ｔ→１５，９４０円／ｔ
（有効桁数は４桁）　（最小有効桁数を４桁とし５桁目切捨）

ＥＸ．４

建設物価　３３，８００円／ｔ　（平均額）　（決定額）
積算資料　３４，９００円／ｔ　３４，３５０円／ｔ→３４，３００円／ｔ
（有効桁数は３桁）　（有効桁数３桁で４桁目切捨）

建設物価　３４，０００円／ｔ
積算資料　３５，０００円／ｔ　３４，５００円／ｔ→３４，５００円／ｔ
（有効桁数は２桁）　（最小有効桁数を３桁とし４桁目切捨）

② 掲載価格の採用地区について

ａ．採用地区の優先順位は次のとおりとする。
「工事箇所が所在する都市」→「最寄りの県内都市」→「中国」→「全国」

ｂ．上記採用地区以外（「広島」「岡山」「近畿」「四国」等）の都市別及びブロック別価格は採用しないこと。

③ 隠岐地区の単価決定について

ａ．物価資料により算出した価格に，海上輸送費を加算すること。

ｂ．加算方法については，次式による。
「隠岐地区単価」＝「物価資料算出価格」＋「資材質量」×「単位質量当たりの海上輸送費」

ｃ．「単位質量当たりの海上輸送費」は，「建設工事積算基準第１５編（単価）」に掲載のある資材（当該資材の掲載が無い場合は，類似資材とする。）の単位質量当たりの海上輸送費により決定する。

ｄ．「隠岐地区単価」の有効桁数は「物価資料算出価格」と同じとし，有効桁数以外の端数は切り捨てとする。

（ハ）（イ），（ロ）により定めることができない場合

① （イ），（ロ）により定めることができない場合は，特別資材調査により単価決定する。

ただし、１工事において、調達価格（材料単価×使用数量，なお同一工事の１資材に複数の規格がある場合はその合計額とする）が５００万円未満の場合，かつ材料単価が１００万円未満の場合は見積によって決定することができる。

調達価格が５００万円未満であるか，材料単価が１００万円未満であるかの判断は，見積によって行う。なお，他工事の実績や物価資料の類似品目の材料単価から類推可能な場合は、見積を省略することができる。

② ①にかかわらず，次の資材については，特別資材調査によることとする。

ａ．超大口取引数量以上に使用する材料（超大口の定義は，物価資料の取引数量欄を参照）

ｂ．ゴム製の支承

ｃ．ＰＣ桁

③ ①の見積は，次の方法による。

（ア）見積は，事務所長名で文書により依頼し，見積有効期限，形状寸法，品質，規格，数量，納入時期，消費税分が含まれるか否か，実勢取引価格による報告及び荷渡し場所・条件（例：現場持ち込み価格，工場渡し価格等）等の具体的条件を明示するものとする。

（イ）原則として，見積りは３社以上から徴収し単価の決定は異常値（徴収した見積り全ての平均値の±３０％を超えるもの）を除いた平均値とする。また，単価の有効桁は３桁（４桁以降切り捨て）とする。ただし，単価は１円までとし，１円未満は切り捨てる。

（ウ）加工を要する材料の場合は，原則として加工を含んだ単価とする。

（ニ） 変更設計のため，新たな材料単価が必要となった場合は，変更指示時点単価により積算するものとする。

変更指示時点単価とは，変更指示をした時点における最新の「建設工事積算基準第１５編（単価）」及び物価資料の各月号の単価を指す。なお，物価資料は毎月２０日頃に翌月号が発刊されるが，物価資料の単価を採用する場合は，変更指示をした時点の月と同月号の単価を採用する。

（例：１０月２５日変更指示　→　物価資料１０月号の単価を採用）

２ 歩　　掛

歩掛は，工事を施工するために必要な機械・労務・材料に係る費用とし，その算定は建設工事積算基準及び物価資料によるものとする。

建設工事積算基準にない歩掛については，見積りの取得等により歩掛の構成を決定する。

３ 労　務　費

労務費は，工事を施工するに必要な労務の費用とし，その算定は次の(1)及び(2)によるものとする。

（１） 所要人員

所要人員は，標準的な歩掛（「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工～第１４編森林整備」）によることを原則とする。

（２） 労務賃金

労務賃金は，労働者に支払われる賃金であって，直接作業に従事した時間の労務費の基本給をいい，基本給は，「公共工事設計労務単価」（「建設工事積算基準第１５編（単価）」）等を使用するものとする。

基準作業時間外の作業及び特殊条件により作業に従事して支払われる賃金を割増賃金といい，割増賃金は，従事した時間及び条件によって加算するものとする。

（３） 夜間工事の労務単価

次に掲げる場合は，以下の通り労務単価の割増しを行うものとする。

１） 通常勤務すべき時間帯（８時～17 時）を超えて，作業を計画する場合は以下とする。

（イ） 深夜時間（22 時～５時）については，深夜時間外割増し（基準額×割増対象賃金比×1.50）とする。

（ロ） 上記(イ)以外の通常勤務すべき時間帯（８時～17 時）を超えた時間帯は，時間外割増し（基準額×割増対象賃金比×1.25）とする。

なお，休憩は超過勤務４時間を超えるごとに 30 分の休憩を与えるものとする。

２） ２交替，３交替を計画する場合，所定労働時間（８時間）＋休息時間（１時間）内は，基準額とする。その内，深夜部分（22 時～５時）にかかる時間帯は，深夜割増し（基準額×割増対象賃金比×0.25）を加算するものとする。

ただし，２交替の場合にあって，所定労働時間を超える場合は，時間外割増し(基準額×割増対象賃金比×1.25)，及び深夜時間外割増し(基準額×割増対象賃金比×1.50)を加算する。〔例－１〕，〔例－２〕

３） 現場条件により，やむを得ず，通常勤務すべき時間帯（８時～17 時）をはずして作業を計画する場合は，次による。〔例－３〕

（イ） 所定労働時間内で 17 時～20 時及び，６時～８時にかかる時間帯は，基準額とする。

（ロ） 所定労働時間内で 20 時～６時にかかる時間帯は基準額に 1.5 を乗ずる。

ただし，作業開始から所定労働時間内までとし，所定労働時間を超えた時間帯については，前の１)項による。

（４） 休日作業の労務単価

災害対応などの緊急時等，やむを得ず法定休日に作業を行う場合には，休日割増し(基準額×割増対象賃金比×1.35)を計上するものとする。その内深夜部分（22 時～５時）にかかる時間帯は、深夜割増し（基準額×割増対象賃金比×0.25）を加算するものとする。

法定休日とは，使用者の定める週１回，もしくは４週間のうちに４日の休日とする。

〔例－１〕

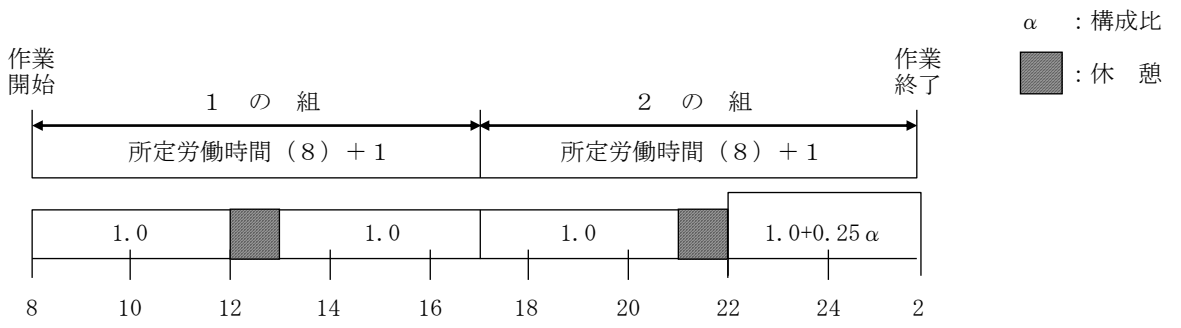

〔例－２〕

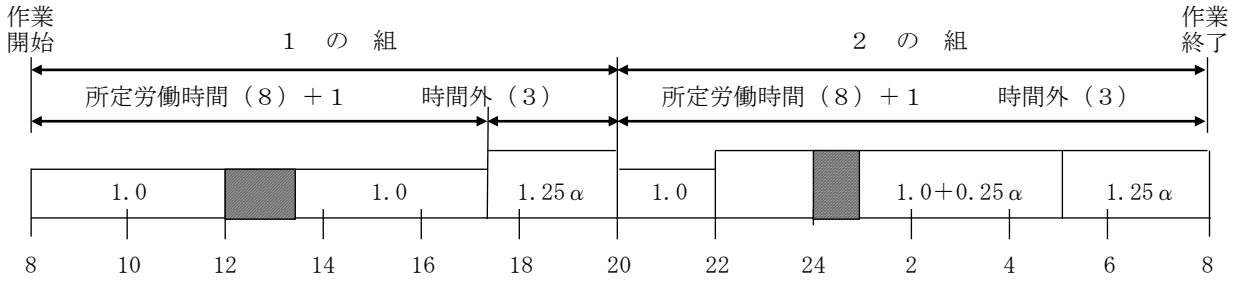

〔例－３〕

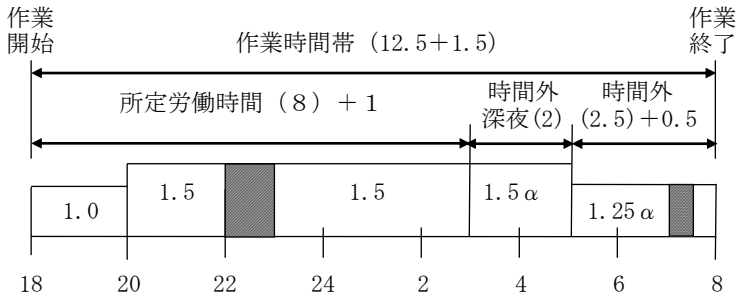

４ 直 接 経 費

直接経費は，工事を施工するために直接必要とする経費とし，その算定は次の(1)～(3)までによるものとする。

（１） 特許使用料

特許使用料は，契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用の合計額とするものとする。

（２） 水道光熱電力料

１） 水道光熱電力料は，工事を施工するために必要な電力，電灯使用料，用水使用料及び投棄料等とするものとする。

２） 電力料金は，一般と夏季（７，８，９月）の２種類になるので下記により積算する。

（イ） 一般工事・・・一般料金で積算

（ロ） 特別工事・・・電力の使用期間によって，一般と夏季料金別で積算

注） 特別工事とは，電力を多く使用する，ダム・トンネル等の工事とする。

（３） 機械経費

機械経費は，工事を施工するために必要な機械の使用に要する経費(材料費，労務費を除く。）で，その算定は「第１５章請負工事機械経費積算要領」に基づいて積算するものとする。

５ 諸雑費及び端数処理

（１） 諸雑費

１） 諸雑費の定義

当該作業で必要な労務，機械損料及び材料等でその金額が全体の費用に比べて著しく小さい場合に，積算の合理化及び端数処理を兼ねて一括計上する。

２） 単価表

（イ） 単価表(歩掛表に諸雑費率があるもの)

単位数量当りの単価表の合計金額が，有効数字４桁になるように原則として所定の諸雑費率以内で端数を計上する。

（ロ） 単価表(歩掛表に諸雑費率がなく，端数処理のみの場合)

単位数量当りの単価表の合計金額が，有効数字４桁になるように原則として端数を計上する。

（ハ） 金額は「諸雑費」の名称で計上する。

３） 内訳書

諸雑費は計上しない。

（２） 端数処理

１） 単価表及び内訳書の各構成要素の数量×単価＝金額は１円未満を切捨てし，１円までとする。ただし，施工パッケージの施工内訳表単位当り積算単価は，有効数字４桁とし５桁目以降切り上げる。

２） 歩掛における計算結果の端数処理については，各々に定めのある場合を除き，少数第４位を四捨五入し，第３位とする。

３） 共通仮設費の率計上の金額は，1,000円未満を切捨てし，1,000円単位とする。。

４） 現場管理費の金額は，1,000円未満を切捨てし，1,000円単位とする。。

５） 工事価格は，1,000円単位とする。工事価格の1,000円単位での調整は，一般管理費等で行うものとし，「第Ⅰ編第３章一般管理費等及び消費税等相当額①一般管理費等」で算出された一般管理費等の計算額より，端数処理前の工事価格の1,000円未満の金額を除いた額を計上する。

６ 注 意 事 項

（１） 歩掛の中で率計上となっている諸雑費について

諸雑費は，雑材料，小器材の費用等について，積算の繁雑さを避けるため率計上するとともに，単価表作成にあたっての端数処理を兼ねたものである。

計上にあたっては，所定の諸雑費率を乗じた額を上限とし，当該金額を超えない範囲で端数処理を行うものである。

（２） 常設作業帯の設置が困難な地域での路上工事において、現場条件により資機材等の日々回送が発生することで作業時間に影響を及ぼす恐れがある場合の積算ついては、別途考慮すること。

② 間接工事費

1. 総　　則

この算定基準は，間接工事費の算定に係る必要な事項を定めたものである。間接工事費の構成は，下記のとおりとする。

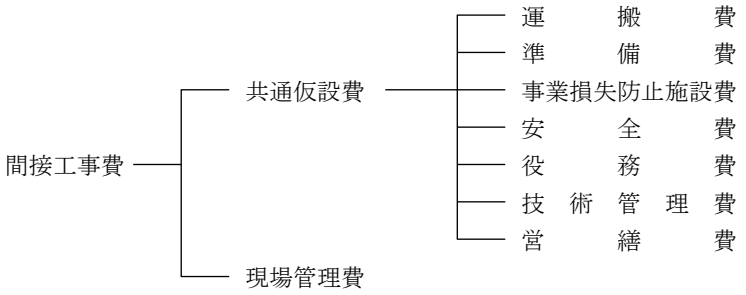

2. 共 通 仮 設 費

（1） 工種区分

共通仮設費は，表－１に掲げる区分ごとに算定するものとする。

1） 工種区分は，工事名にとらわれることなく，工種内容によって適切に選定するものとする。

2） ２種以上の工種内容からなる工事については，その主たる工種区分を適用するものとする。なお，主たる工種とは，(2)の1)に定める対象額の大きい方の工種をいう。ただし，対象額で判断しがたい場合は直接工事費で判断してよい。

3） 変更設計時に数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。

（2） 算定方法

共通仮設費の算定は，別表第１の工種区分にしたがって所定の率計算による額と積上げ計算による額とを加算しておこなうものとする。

1） 率計算による部分

下記に定める対象額ごとに求めた率に，当該対象額を乗じて得た額の範囲内とする。

対象額（P）

＝ 直接工事費＋(支給品費＋無償貸付機械等評価額)＋事業損失防止施設費＋準備費に含まれる処分費

(イ) 下記に掲げる費用は対象額に含めない。

a．簡易組立式橋梁，プレキャストＰＣ桁，プレキャストＰＣ床版，グレーチング床版，合成床版製品費，ポンプ，大型遊具(設計製作品)，光ケーブルの購入費

b．上記 a を支給する場合の支給品費

c．鋼桁，門扉等の工場製作に係る費用のうちの工場原価（工場製作品を含む。）

d．工場製作関係工種のうち材料費（製作費含む）として積算する項目の費用（別表参照）。なお，これら費用は現場管理費についても率計算の対象額に含めない。

(ロ) 支給品費及び無償貸付機械等評価額は「直接工事費＋事業損失防止施設費」に含まれるものに限るものとする。

電力を支給する場合は，支給電力料金（使用電力料金）を対象とする。ただし，コンクリートダム工事・フィルダム工事については，支給電力料を対象額に含めないものとする。

また，別途製作工事等で製作し，架設及び据付工事等を分離して発注する場合は，当該製作費は対象額に含めない。

(ハ) 無償貸付機械等評価額の算定は次式によりおこなうものとする。

$$\left(\begin{array}{l}\text{無償貸付機械等}\\\text{評価額}\end{array}\right)=\left(\begin{array}{l}\text{無償貸付機械と同機種、同}\\\text{型式の建設機械等損料額}\end{array}\right)-\left(\begin{array}{l}\text{当該建設機械等の設計書に}\\\text{計上された経費}\end{array}\right)$$

（貸付にかかる損料額）　　（業者持込の損料額）　　（無償貸付機械等損料額）

（ニ） 鋼橋桁等の輸送に係る間接費(対象額に対する率計算の場合)の積算は，発注形態別に次表によるものとする。

工種／形態	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
製　作＋輸　送＋架設等	○	○	○
製　作＋輸　送	×	○	○
輸　送＋架設等	○	○	○
輸　　送	×	○	○
架　設　等	○	○	○

○対象とする　×対象としない

（注） 購入桁については，製作を購入と読み替える。

2） 積上げ計算による部分

現場条件等を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。

3） 条件明示

安全対策上，重要な仮設物等については設計図書に条件明示し，極力指定仮設とするものとする。

4） 適用除外

この算定基準によることが困難又は不適当であると認められるものについては，適用除外とすることが出来る。

5） 間接工事費等の項目別対象表

間接工事費等		共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
項目／対象額		対象額	直接工事費＋共通仮設費＝純工事費	純工事費＋現場管理費＝工事原価
桁等購入費		×	○	○
処分費等		処分費等(投棄料・上下水道料金・有料道路利用料の取扱いは，（注）（へ）参照)		
支給品費等	桁等購入費	×	○	×
	一般材料費	○	○	×
	別途製作の製作費	×	×	×
	電力	○	○	×
無償貸付機械等評価額		○	○	×
鋼橋門扉等工場原価		×	×	○
現場発生品		×	×	×
ダム工事	支給電力料(基本料金含む)	×	×	×
	無償貸付機械等評価額	○	×	×
橋梁ゴム沓価格	鋼橋	×	×	○
	コンクリート橋	○	○	○

○対象とする　×対象としない

（注）

（イ） 桁等購入費とは，簡易組立式橋梁，プレキャストＰＣ桁，プレキャストＰＣ床版，グレーチング床版，合成床版製品費，ポンプ，大型遊具（設計製作品），光ケーブルの購入費をいう。

（ロ） 無償貸付機械等評価額とは，無償貸付機械と同機種同型式の建設機械等損料額から当該建設機械等の設計書に計上された額を控除した額をいう。

（ハ） 別途製作する標識柱〔オーバーハング式（Ｆ型，Ｔ型，逆Ｌ型，ＷＦ型），オーバーヘッド式〕，しゃ音壁支柱，別途製作する鋼製砂防堰堤の鋼製部材，鋼橋製作工の支承や排水装置等，工場製作品単価の場合の扱いは，鋼橋・門扉等工場原価の取扱いに準ずるものとする。（ｔ当り製作単価として取扱う場合）

（ニ） 現場発生品とは，同一現場で発生した資材を物品管理法で規定する処理を行わず再使用する場合をいう。

（ホ） 別途製作したものを一度現場に設置した後に発生品となり再度支給する場合の扱いは，別途製作の製作費（材料費含む）と同じ扱いとする。

（ヘ） 「処分費等」の取扱い

「処分費等」とは，下記のものとし，「処分費等」を含む工事の積算は，当該処分費等を直接工事費に計上し，間接工事費等の積算は，次表のとおりとする。

１） 処分費（再資源化施設の受入費を含む）

２） 上下水道料金

３） 有料道路利用料

区　分	処分費等が「共通仮設費対象額（Ｐ）」の３％以下でかつ処分費等が３千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額（Ｐ）」の３％を超える場合又は処分費等が３千万円を超える場合
共通仮設費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額（Ｐ）」の３％の金額を率計算の対象とし，３％を超える金額は率計算の対象としない。 ただし，対象とする金額は３千万円を上限とする。
現場管理費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額（Ｐ）」の３％の金額を率計算の対象とし，３％を超える金額は率計算の対象としない。 ただし，対象とする金額は３千万円を上限とする。
一般管理費等	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額（Ｐ）」の３％の金額を率計算の対象とし，３％を超える金額は率計算の対象としない。 ただし，対象とする金額は３千万円を上限とする。

（注）１．上表の処分費等は，準備費に含まれる処分費を含む。
なお，準備費に含まれる処分費は伐開，除根等に伴うものである。

２．処分費を計上する場合は，「第Ｉ編第２章②間接工事費　２．共通仮設費　２－３準備費」による。

３．上表により難い場合は別途考慮するものとする。

別表　本建設工事積算基準に記載のある工場製作関係工種のうち，材料費（製作費含む）として積算する項目

工場製作関係工種	項目
道路標識設置工	大型標識柱製作〔オーバーハング式(Ｆ型，Ｔ型，逆Ｌ型，ＷＦ型)オーバーヘッド式〕
ニューマチックケーソン工	刃口金物製作
床版補強工（鋼板接着工法）	鋼板製作
床版補強工（増桁架設工法）	桁製作
遮音壁設置工	支柱製作
ＰＣ橋片持架設工	鋼製型枠製作
鋼管矢板基礎工	コネクター，導枠製作
鋼板巻立工	鋼板製作
鋼橋製作工	支承，排水装置製作
鋼製砂防工	別途製作する鋼製砂防堰堤の鋼製部材製作

（注）１．上記項目の費用は，共通仮設費及び現場管理費の率計算の対象額に含めない。
２．上記以外の工場製作関係工種の項目について，共通仮設費及び現場管理費の率計算の対象額に含めるか否かについては，見積や特別資材調査の結果を参考に判断すること。
３．落橋防止装置工の項目（鋼製ブラケット製作等）については「平成２９年８月２８日付技第３１１号落橋防止装置工の積算について」によること。

表－1 工 種 区 分

工種区分	工　種　内　容
河川工事	河川工事にあって，次に掲げる工事 築堤工，掘削工，浚渫工，護岸工，特殊堤工，根固工，水制工，水路工，河床高水敷整正工，堤防地盤処理工，河川構造物グラウト工，光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし，河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする
河川・道路 構造物工事	河川における構造物工事及び道路における構造物工事にあって，次に掲げる工事 1.樋門(管)工，水(閘)門工，サイフォン工，床止(固)工，堰，揚排水機場，ロックシェッド(ＲＣ構造)，スノーシェッド(ＲＣ構造)，防音(吸音・遮音)壁工，コンクリート橋，簡易組立橋梁，仮橋・仮桟橋，ＰＣ橋(プレキャストセグメントを除く工場製作桁の場合)等の工事及びこれらの下部・基礎のみの工事 ただし，河川高潮対策区間における樋門(管)工，水(閘)門工については「海岸工事」とする 2.橋梁下部工（ＲＣ構造），床版工（ＲＣ構造及びプレキャストＰＣ構造） 3.ゴム伸縮継手，落橋防止工(ＲＣ構造)，コンクリート橋の支承，高欄設置工(コンクリート，石材等)，旧橋撤去工(コンクリート橋上下部)，トンネル内装工(新設トンネル) 4.１・２及び３に類する工事 ただし，工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。また，門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く
海岸工事	海岸工事にあって，次に掲げる工事 堤防工，突堤工，離岸堤工，消波根固工，海岸擁壁工，護岸工，樋門(管)工，河口浚渫，水(閘)門工，養浜工，堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事にあって，次に掲げる工事 築堤工，掘削工，浚渫工，護岸工，特殊堤工，根固工，水制工，水路工，河床高水敷整正工，堤防地盤処理工，河川構造物グラウト工，樋門(管)工，水(閘)門工，光ケーブル配管工，護岸工等の補修及びこれらに類する工事
道路改良工事	道路改良工事にあって，次に掲げる工事 土工，擁壁工，函(管)渠工，側溝工，山止工，法面工，落石防止柵工，雪崩防止柵工，道路地盤処理工，標識工，防護柵工及びこれらに類する工事
鋼橋架設工事	鋼橋等の運搬架設に関する工事にあって，次に掲げる工事 1.鋼橋架設工，鋼橋塗装工，鋼橋塗替工，橋梁検査路設置工，高欄設置工(鋼製・アルミ等)，スノーシェッド(鋼構造)，ロックシェッド(鋼構造)，道路付属物を除く鋼構造物塗替工(水門，樋門，樋管，排水機場等)，床版工（ＲＣ構造及びプレキャストＰＣ構造を除く），橋梁下部工(鋼製) 2.簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 3.鋼橋撤去工（鋼橋に伴う床版撤去含む） ただし，工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。
ＰＣ橋工事	ＰＣ橋に関する工事にあって，次に揚げる工事 1.工事現場におけるＰＣ桁の製作(工場製作桁は除く)，架設及び製作架設に関する工事 2.プレキャストセグメント構造のＰＣ橋工事
橋梁保全工事	橋梁（上部工，下部工）に関するすべての保全，補修，補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物工の修繕工事（塗装，舗装打換え等は除く）

工種区分		工　種　内　容
舗装工事		舗装の新設，修繕工事にあって，次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工，アスファルト舗装工，セメント安定処理路盤工，アスファルト安定処理路盤工，砕石路盤工，凍上抑制層工，コンクリートブロック舗装工，路上再生処理工，切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事 ただし，小規模(パッチング等)な工事で施工箇所が点在する工事は除く
共同溝等工事	(1)	共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場，地下横断歩道等)にあって，次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事
	(2)	共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場，地下横断歩道等)にあって，次に掲げる工事 施工方法が開削工法による工事
トンネル工事		トンネルに関する工事にあって，次に掲げる工事 1.トンネル工事 2.施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし，本体工を完成後別件で照明設備，舗装，側溝等を発注する場合，又は供用開始後の照明設備，吹付け，舗装，修繕工事等は除く
砂防・地すべり等工事		砂防，地すべり工事及び急傾斜地崩壊防止施設工事にあって，次に掲げる工事 堰堤工，流路工，山腹工，抑制工，抑止工，床固工，落石雪崩防止工，集水井工，集排水井ボーリング工，排水トンネル工及びこれらに類する工事
道路維持工事		道路にあって，次に掲げる工事 1.管理を目的とした維持的工事 2.道路附属物塗替工，防雪柵設置撤去工※1，トンネル漏水防止工，トンネル内装工(供用トンネル)，路面切削工，路面工，法面工等の維持・補修※2に関する工事 3.道路標識※1，道路情報施設，電気通信設備，防護柵※1，樹木等及び区画線等の設置 4.除草，除雪，清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業 5.１，２，３及び４に類する工事 ※１：局部的新設，復旧・更新を主とする場合に適用 ※２：法面工の補修については局部的な場合に適用
河川維持工事		河川維持工事(河川高潮対策区間の工事を含む)にあって，次に掲げる工事 1.管理を目的とした維持的工事 2.堤防天端・法面等の補修工事 3.標識，境界杭，防護柵及び駒止め等の設置 4.道路における電気通信設備以外の当該設備工事 5.河川の伐開，除草，清掃，芝養生，水面清掃等の作業 6.１，２，３，４及び５に類する工事
下水道工事	（1）	下水道に関する工事にあって，次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事
	（2）	下水道に関する工事にあって，次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事
	（3）	下水道に関する工事にあって，次に掲げる工事 ポンプ場工事，処理場工事及びこれらに類する土木工事（機械設備，電気設備，建築・建築設備は除く）
	（4）	下水道に関する工事にあって，次に掲げる工事 下水道の更生工法工事
公園工事		公園及び緑地の造成整備に関する工事にあって，次に掲げる工事 敷地造成工，園路広場工，植樹工，除草工，芝付工，花壇工，日陰棚工，ベンチ工，池工，遊戯施設工，運動施設工，標識工及びこれらに類する工事
コンクリートダム工事		コンクリートダム本体を主体とする工事
フィルダム工事		フィルタイプでダム本体を主体とする工事
電線共同溝工事		電線共同溝に関する工事
情報ボックス工事		情報ボックスに関する工事(耐火防護も含む)

２－１　共通仮設費の率分

（１）　共通仮設費の率分の積算

１）　共通仮設費の率分の算定は，別表第１(第１表～第５表)の工種区分に従って対象額毎に求めた共通仮設費率を，当該対象額に乗じて得た額の範囲内とする。

２）　対象額の算定にあたっては，「２．共通仮設費（２）算定方法 1)率計算による部分」及び「２．共通仮設費（２）算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

（２）　共通仮設費率の補正

１）　施工地域を考慮した共通仮設費率の補正及び計算

イ）　表－２の適用条件に該当する場合，別表第１（第１表～第４表）の共通仮設費率に次表の補正係数を乗じるものとする。

表－２　地域補正の適用

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分	対象		
市街地（DID 補正）（１）－１	電線共同溝工事 道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.4	1
一般交通影響有り（１）－１	電線共同溝工事 道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事	２車線以上（片側１車線以上）かつ交通量（上下合計）が 5,000 台/日以上の車道において，車線変更を促す規制を行う場合。ただし，常時全面通行止めの場合は対象外とする。		
一般交通影響有り（２）－１	電線共同溝工事 道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事	一般交通影響有り（１）以外の車道において，車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）		
市街地（DID 補正）（１）－２	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.3	2
一般交通影響有り（１）－２	電線共同溝工事，道路維持工事，舗装工事，橋梁保全工事以外の工種（※1）	２車線以上（片側１車線以上）かつ交通量（上下合計）が 5,000 台/日以上の車道において，車線変更を促す規制を行う場合。ただし，常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	3
一般交通影響有り（２）－２	電線共同溝工事，道路維持工事，舗装工事，橋梁保全工事以外の工種（※1）	一般交通影響有り（１）以外の車道において，車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.2	4
市街地（DID 補正）（１）－３	鋼橋架設工事，電線共同溝工事，道路維持工事，舗装工事，橋梁保全工事以外の工種（※1）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	5
山間僻地及び離島	全ての工種（※1）	施工箇所が島根県人事委員会規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区，及びこれに準ずる地区の場合（※2）。	1.3	6

※1 コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

※2 雲南市吉田町，飯南町，川本町，美郷町，邑南町，浜田市旭町・弥栄町，益田市匹見町，吉賀町及び離島が該当する。

（注）１．市街地とは，施工地域が人口集中地区（ＤＩＤ地区）及びこれに準ずる地区をいう。

なお，ＤＩＤ地区とは，総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人／km2以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。（松江市，出雲市，益田市，浜田市，安来市の一部）

これに準ずる地区とは，総務省が規定する「準人口集中地区」をいう。

２．適用条件の複数に該当する場合は，適用優先順に従い決定するものとする。

ロ） 共通仮設費（率分）の計算

共通仮設費(率分)＝対象額(Ｐ)×共通仮設費率(Ｋｒ)×施工地域を考慮した補正係数等

ただし，共通仮設費率は別表第１（第１表～第５表）による。

なお，施工地域を考慮した補正係数等を乗じる場合は，共通仮設費率（Ｋｒ）の端数処理後に係数を乗じて，少数第３位を四捨五入して第２位とする。

２）その他

イ） 災害の発生等により，本基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては，上記１）のほか，必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定することができるものとする。

ロ） 設計変更時における共通仮設費率の補正については，工事区間の延長等により当初計上した補正値に増減が生じた場合，あるいは当初計上していなかったが，上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。

別表第1

共通仮設費率

第1表

対象額／適用区分／工種区分	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	下記の率とする	3)の算定式により算出された率とする。ただし，変数値は下記による		下記の率とする
		A	b	
河川工事	12.53	238.6	−0.1888	4.77
河川・道路構造物工事	20.77	1，228.3	−0.2614	5.45
海岸工事	13.08	407.9	−0.2204	4.24
道路改良工事	12.78	57.0	−0.0958	7.83
鋼橋架設工事	38.36	10，668.4	−0.3606	6.06
PC橋工事	27.04	1，636.8	−0.2629	7.05
舗装工事	17.09	435.1	−0.2074	5.92
砂防・地すべり等工事	15.19	624.5	−0.2381	4.49
公園工事	10.80	48.0	−0.0956	6.62
電線共同溝工事	9.96	40.0	−0.0891	6.31
情報ボックス工事	18.93	494.9	−0.2091	6.50
下水道（４）工事	10.24	330.0	-0.2225	3.28

第2表

対象額／適用区分／工種区分	600万円以下	600万円を超え３億円以下		３億円を超えるもの
	下記の率とする	3)の算定式により算出された率とする。ただし，変数値は下記による		下記の率とする
		A	b	
橋梁保全工事	27.32	7，050.2	−0.3558	6.79

第3表

対象額／適用区分／工種区分	200万円以下	200万円を超え１億円以下		１億円を超えるもの
	下記の率とする	3)の算定式により算出された率とする。ただし，変数値は下記による		下記の率とする
		A	b	
道路維持工事	23.94	4，118.1	−0.3548	5.97
河川維持工事	9.05	26.8	−0.0748	6.76

第4表

対象額／適用区分／工種区分		1，000万円以　下	1，000万円を超え20億円以　　下		20億円を超えるもの
		下記の率とする	3)の算定式により算出された率とする。ただし，変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
共同溝等工事	(1)	8.86	68.3	−0.1267	4.53
	(2)	13.79	92.5	−0.1181	7.37
トンネル工事		28.71	4，164.9	−0.3088	5.59
下水道工事	(1)	12.85	422.4	−0.2167	4.08
	(2)	13.32	485.4	−0.2231	4.08
	(3)	7.64	13.5	−0.0353	6.34

第5表

対象額／適用区分／工種区分	３億円以　下	３億円を超え50億円以　　下		50億円を超えるもの
	下記の率とする	3)の算定式により算出された率とする。ただし，変数値は下記による		下記の率とする
		A	b	
コンクリートダム	13.77	3064.8	−0.2769	6.32
フィルダム	7.57	43.7	−0.0898	5.88

３）　算定式

$K_r = A \cdot P^b$

ただしK_r　：共通仮設費率(%)

P　：対象額(円)

A・b　：変数値

注）１．K_r の値は，少数第３位を四捨五入して第２位とする。

２．対象額の算定にあたっては,「２．共通仮設費（２）算定方法 1)率計算による部分」及び「２．共通仮設費（２）算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

２－２　運搬費

（１）　運搬費の積算

運搬費として積算する内容は次のとおりとする。

１）　建設機械器具の運搬等に要する費用

（イ）　質量20ｔ以上の建設機械の貨物自動車等による運搬

（ロ）　仮設材等（鋼矢板，H形鋼，覆工板，敷鉄板等）の運搬

（ハ）　重建設機械の分解・組立及び輸送に要する費用

（ニ）　質量20ｔ未満の建設機械の搬入，搬出及び現場内小運搬

（ホ）　器材等の搬入，搬出及び現場内小運搬

ただし，支給品及び現場発生品については，積上げ積算し，直接工事費に計上するものとする。

（ヘ）　建設機械の自走による運搬

（ト）　建設機械等の日々回送（分解・組立，輸送）に要する費用

（チ）　質量20ｔ以上の建設機械の現場内小運搬

２）　鋼桁，門扉等工場製作品の運搬（直接工事費に計上）

３）　1)～2)に掲げるもののほか，工事施工上必要な建設機械器具の運搬等に要する費用

４）　建設機械等の運搬基地

運搬基地は，建設機械等の所在場所等を勘案のうえ決定するものとする。

（２）　積算方法

１）　共通仮設費に計上される運搬費

（イ）　共通仮設費率に含まれる運搬費

ａ．質量20ｔ未満の建設機械の搬入，搬出及び現場内小運搬（分解・組立を含む）

ｂ．器材等(型枠材，支保材，足場材，仮囲い，敷鉄板（敷鉄板設置撤去工で積上げた分は除く），作業車（ＰＣ橋片持ち架設工），橋梁ベント，橋梁架設用タワー，橋梁用架設桁設備，排砂管，トレミー管，トンネル用スライドセントル等)の搬入，搬出及び現場内小運搬

ｃ．建設機械の自走による運搬（トラッククレーン油圧伸縮ジブ型80ｔ以上は，積上げるものとする。）

ｄ．建設機械等（重建設機械を含む）の日々回送（分解・組立，輸送）に要する費用

ｅ．質量20ｔ以上の建設機械の現場内小運搬

ただし，特殊な現場条件等により分解・組立を必要とする場合は別途加算出来るものとする。

ｆ．上記(1)，1)，(ハ)の中で，トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型20～50ｔ吊）・ラフテレーンクレーン（油圧伸縮ジブ型20～70ｔ吊）の分解・組立及び輸送に要する費用

（ロ）　積上げ項目による運搬費

ａ．質量20ｔ以上の建設機械の貨物自動車等による運搬

なお，運搬される建設機械の運搬中の賃料又は損料についても積上げるものとする。

建設機械の日々回送の場合は，共通仮設費率に含む。

ｂ．仮設材等（鋼矢板，H形鋼，覆工板，敷鉄板等）の運搬

ただし，敷鉄板については敷鉄板設置・撤去工で積上げた敷鉄板を対象とする。

ｃ．重建設機械の分解・組立及び輸送に要する費用

（運搬中の本体賃料・損料および分解・組立時の本体賃料を含む。）

ｄ．上記（イ）及び（ロ）ａ～ｃにおける自動車航送船使用料に要する費用

（運搬中の本体賃料・損料を含む。）

２）　直接工事費に計上される運搬費

ａ．鋼桁，門扉，工場製作品の運搬

ｂ．支給品及び現場発生品の運搬

（３） 質量20ｔ以上の建設機械の貨物自動車等による運搬

１） 質量20ｔ以上の建設機械の貨物自動車等の運搬費

質量20ｔ以上の建設機械の貨物自動車等の運搬は次式により行うものとする。

U_k＝Ａ＋Ｍ＋Ｋ（又はＫ’）

ただし U_k：質量20ｔ以上の建設機械の貨物自動車等の運搬費

Ａ：基本運賃料金（円）

表3.1によるものとする。

なお，運搬距離は運搬基地より現場までの距離とする。

また，運賃は下表に掲げてある基本運賃は，運搬割増（特大品，悪路，冬期，深夜早朝，地区等）の有無にかかわらず適用出来る。

ただし，陸上輸送以外が必要な場合は，これに要する費用を別途計上すること。

Ｍ：その他の諸料金

１） 組立，解体に要する費用

重建設機械の組立，解体に要する費用は別途加算する。

２） その他下記事項の料金を必要により計上する。

ａ 荷役機械使用料

ｂ 自動車航送船使用料

ｃ 有料道路利用料

ｄ その他

Ｋ：運搬される建設機械の運搬中の賃料（円）

Ｋ’： 運搬される建設機械の運搬中の損料（円）

運搬される建設機械(被運搬建設機械)の運搬中の賃料又は損料を計上する。

積算方法は，「2）運搬される建設機械の運搬中の賃料および損料」による。

＊建設機械運搬方法等は表3.2による。

２） 運搬される建設機械の運搬中の賃料（Ｋ）及び損料（Ｋ’）

運搬される建設機械の片道分の運搬中の賃料及び損料は次式により計上する。

運搬中の賃料＝運搬される機械の供用１日当り賃料（円）×運搬に要する日数（日）

Ｋ＝運搬される建設機械の運搬中の供用１日当り賃料（円）×Ｌ／（輸送速度×８）

運搬中の損料＝運搬される機械の供用１日当り損料（円）×運搬に要する日数（日）

Ｋ’＝運搬される建設機械の運搬中の供用１日当り損料（円）×Ｌ／（輸送速度×８）

Ｌ：運搬距離（㎞）基地から現場までの片道距離とする。

輸送速度：(30㎞／ｈ)

(注)１．運搬に要する日数の端数処理は小数第２位を四捨五入し，小数第１位止めとする。

２．運搬に要する日数は運搬状況を勘案して決定する。なお，トラックによる輸送は，時速 30 ㎞／ｈを標準とする。

３．分解・組立を要する重建設機械の積算にあたっては，重建設機械分解組立（S8115 及び S8117）により積算すること。

なお，重建設機械分解組立輸送（S8115）については，運搬中の賃料（Ｋ）が考慮されている。

４．油圧式杭圧入引抜機(鋼矢板ＶＬ・ⅥＬ・Ⅱｗ・Ⅲｗ・Ⅳｗ型用)の運搬が必要な場合は、別途考慮すること。

表3．1　基本運賃表

貨物自動車規格	機械名	規格	20km まで（円）	50km まで（円）	100km まで（円）	150km まで（円）	200km まで（円）	200km を超え 20km までを増す毎に（円）
20ｔ車以上30t 車まで	路面切削機	2.0m	71,000	87,000	112,000	137,000	163,000	10,200
	スタビライザ	深0.6m幅2.0m						
	スタビライザ	深1.2m幅2.0m						
	自走式破砕機	クラッシャー寸法 開450 ㎜ 幅925 ㎜						
	油圧式杭圧入引抜機	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用						
	バックホウ(超ロングアーム型)	山積0.4m3／平積0.3m3						
	各種	－						

（注）１．450km を超える場合は別途考慮する。
　　２．誘導車，誘導員の費用は含んでいる。

表3．2 建設機械運搬方法

機械名	規格	車載		備考
		車種	機械質量(t)	
路面切削機(ホイール式・廃材積込装置付)	2.0m	R	28.50	
スタビライザ(路床改良用)	深0.6m 幅2.0m	R	23.00	
スタビライザ(路床改良用)	深1.2m 幅2.0m	R	24.70	
自走式破砕機	クラッシャー寸法 開 450㎜ 幅 925㎜	R	30.00	
油圧式杭圧入引抜機(硬質地盤専用)	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用	R	29.70	
バックホウ(超ロングアーム型)	山積0.4m^3／平積0.3m^3	R	22.00	

(注)１．貨物自動車による運搬は，S1000003 で計上する。
２．車載のＲはトレーラである。
３．本表に掲載のある建設機械については，分解組立の必要はない。

単価表
貨物自動車運搬費１回当たり単価表

施工歩掛コード	S1000013 S1000015

距離制運賃料金		式	1	
特大品割増（Ｃ１）		式	1	
悪路割増（Ｃ２）		式	1	
冬期割増（Ｃ３）		式	1	
深夜早朝割増（Ｃ４）		式	1	
地区割増料		式	1	
運搬される建設機械の運搬中の損料		式	1	
往復				
その他諸料金		式	1	
計（１回当たり）				

１．表３．２建設機械運搬方法に記載のある建設機械の貨物運搬に適用する。
２．重建設機械分解組立（S8117）を使用するものについては，適用しない。
３．その他諸料金は荷役機械使用料，有料道路利用料，自動車航送船利用料等である。
４．その他の諸料金を計上する場合は，消費税相当額を控除し，端数については，小数点以下切捨し整数止めとする。

（４） 仮設材等の運搬

１） 仮設材等(鋼矢板，H形鋼，覆工板，敷鉄板等)の運搬費用

仮設材の運搬は次式により行うものとする。

Ｕ＝［Ｅ・(１＋Ｆ１＋Ｆ２)］・Ｇ＋Ｈ

ただし Ｕ：仮設材の運搬費

Ｅ：基本運賃（円／ｔ）

下表によるものとする。

なお，運搬距離は運搬基地より現場までの距離とする。

また，運賃は下表に掲げてある基本運賃に，必要に応じ冬期割増及び深夜早朝割増を行うものとし，車両留置料，長大品割増，休日割増，特別割引は適用しない。

基 本 運 賃 表　　（単位：円／ｔ）

製品長 ＼ 距　離	12m以内		12m超～15m以内		15m超	
10㎞まで	4，350	(3，410)	4，800	(4，030)	7，010	(5，180)
20　〃	4，660	(3，570)	5，170	(4，240)	7，470	(5，510)
30　〃	5，000	(3，850)	5，480	(4，510)	7，990	(5，860)
40　〃	5，380	(4，070)	5，900	(4，760)	8，490	(6，190)
50　〃	5，750	(4，420)	6，310	(5，140)	9，040	(6，630)
60　〃	6，120	(4，700)	6，760	(5，490)	9，590	(7，060)
70　〃	6，540	(5，070)	7，180	(5，890)	10，100	(7，520)
80　〃	6，900	(5，330)	7，570	(6，190)	10，600	(7，900)
90　〃	7，220	(5，610)	7，940	(6，520)	11，100	(8，310)
100　〃	7，620	(5，900)	8，380	(6，840)	11，700	(8，750)
110　〃	7，960	(6，250)	8，730	(7，200)	12，200	(9，180)
120　〃	8，300	(6，490)	9，080	(7，470)	12，700	(9，550)
130　〃	8，700	(6，780)	9，510	(7，790)	13，300	(9，940)
140　〃	9，040	(7，020)	9，850	(8，060)	13，800	(10，300)
150　〃	9，370	(7，290)	10，200	(8，360)	14，400	(10，700)
160　〃	9，820	(7，530)	10，600	(8，630)	14，900	(11，000)
170　〃	10，000	(7，790)	10，900	(8，910)	15，400	(11，400)
180　〃	10，300	(8，020)	11，200	(9，180)	15，800	(11，700)
190　〃	10，700	(8，290)	11，800	(9，470)	16，800	(12，100)
200　〃	11，100	(8，560)	12，100	(9，780)	17，300	(12，500)
200㎞を超え 20㎞までを増すごとに	677	(447)	802	(558)	1，080	(738)

(注)１．（ ）内の運賃を適用する。

２．敷鉄板については敷鉄板設置撤去工で積上げた敷鉄板を対象とする。

３．誘導車，誘導員が必要な場合については別途計上する。

Ｆ１～Ｆ２：運賃割増率

Ｆ１：冬期割増

地 域	期 間	割増率
島根県全域	自12月１日　至３月31日	２割増

Ｆ２：深夜早朝割増

運搬時間を「22～５時」に指定する場合。	３割増

Ｇ：運搬質量（ｔ）

Ｈ：その他の諸料金（円）

その他，下記事項の料金を必要により計上する。

ａ．有料道路使用料

ｂ．自動車航送船利用料

ｃ．その他

＊　端数の処理

運賃及び料金は当該輸送トン数ごとに計算し，当該運賃又は料金の円未満の金額については切捨てる。

２）　仮設材等（鋼矢板，Ｈ形鋼，覆工板，敷鉄板等）の積込み，取卸しに要する費用

仮設材等（鋼矢板，Ｈ形鋼，覆工板，敷鉄板等）の積込み・取卸し費

場　所	作　業	費　用　（円／ｔ）		
基　地	積　込　み	750	1，500	3，000
現　場	取　卸　し	750		
	積　込　み	750	1，500	
基　地	取　卸　し	750		

（注）１．橋梁ベント，橋梁架設用タワーは率に含まれるため適用しない。

２．敷鉄板については敷鉄板設置撤去工で積上げた敷鉄板を対象とする。

３．本歩掛は，施工機種や作業半径等の条件にかかわらず適用できる。
ただし，深夜早朝作業の場合については別途考慮する。

単価表

仮設材運搬費（鋼矢板，Ｈ形鋼，覆工板，敷鉄板等）１式当たり単価表

施工歩掛コード	S1000007

名称	規格	単位	数量	摘要
基　本　運　賃		式	1	
冬　期　割　増		式	1	
深　夜　早　朝　割　増		式	1	
そ　の　他　諸　料　金		式	1	
往　　復				条件L「01」選択時
積込み，取卸しに要する費用		式	1	
計（１式当たり）				

１．その他諸料金は有料道路利用料，自動車航送船利用料等である。

２．積込み・取卸し費は本コードに含まれている。

３．敷鉄板については敷鉄板設置撤去工で積上げた敷鉄板を対象とする。

４．その他の諸料金を計上する場合は，消費税相当額を控除し，端数については，小数点以下切捨し整数止めとする。

（５） 重建設機械分解・組立

１） 適用範囲

本資料は，工事現場に搬入搬出する標準的な重建設機械の分解・組立及び輸送に適用し，適用する建設機械は次表を標準とする。

表5.１ 適用建設機械

機械区分	適用建設機械
ブルドーザ	ブルドーザ（リッパ装置付を含む） 普通　21ｔ級以上～44ｔ級以下 湿地　20ｔ級以上～28ｔ級以下
バックホウ系	バックホウ（超ロングアーム型は除く） 山積 1.0 ㎥以上～2.1 ㎥以下 （平積 0.7 ㎥以上～1.5 ㎥以下） 油圧クラムシェル・テレスコピック 平積 0.4 ㎥以上～0.6 ㎥以下
クローラクレーン系	クローラクレーン　〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・機械駆動式ウインチ・ラチスジブ型〕 吊り能力　16ｔ以上～300ｔ以下 クラムシェル　〔油圧ロープ式〕 平積 0.6 ㎥以上～3.0 ㎥以下 バイブロハンマ 〔クローラクレーン・油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・50～55ｔ吊〕
トラッククレーン系	トラッククレーン〔油圧伸縮ジブ型〕 オールテレーンクレーン〔油圧伸縮ジブ型〕 吊り能力　100ｔ以上～550ｔ以下
クローラ式杭打機	ディーゼルハンマ 油圧ハンマ アースオーガ　（二軸同軸式を含む） ディーゼルハンマ・アースオーガ併用 モンケン・アースオーガ併用 鋼管ソイルセメント杭打機 アースオーガ併用圧入杭打機 アースオーガ中掘式 機械質量　20ｔ以上～150ｔ以下
オールケーシング掘削機	オールケーシング掘削機　〔クローラ式〕 掘削径　2，000㎜以下 オールケーシング掘削機　〔スキッド式〕 掘削径　2，000㎜以下
地盤改良機械	中層混合処理機 機械質量 20t 以上～120t 以下
	サンドパイル打機 粉体噴射撹拌機（付属機器除く） 深層混合処理機 プレファブリケイティッドバーチカルドレーン打機 機械質量　20ｔ以上～180ｔ以下
トンネル用機械	自由断面トンネル掘削機 ドリルジャンボ コンクリート吹付機 機械質量　20ｔ以上～60ｔ以下

２） 施工歩掛

（イ） 使用機械の規格選定

分解・組立に使用するクレーンは，次表を標準とする。

表5．２ クレーンの規格選定

機械区分		規格	分解組立用クレーン	
			機械名	規格
バックホウ系オールケーシング掘削機（クローラ式）トンネル用機械		表 5.1 参照	ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型（第２次基準値）］	25ｔ吊
ブルドーザ		21t 級以下	ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型（第２次基準値）］	25t 吊
		44t 級以下		
地盤改良機械	中層混合処理機	質量 60t 以下	ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型（第２次基準値）］	25t 吊
		質量 120t 以下		60t 吊
	サンドパイル打機 粉体噴射撹拌機 深層混合処理機 プレファブリケイティッドバーチカルドレーン打機	質量 60t 以下		
		質量 120t 以下		
		質量 180t 以下		
クローラクレーン系		35ｔ吊以下（クラムシェル平積 0.6 ㎥含む）	ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型（第２次基準値）］	25ｔ吊
		80ｔ吊以下（クラムシェル平積2.0㎥以下含む）		
		150ｔ吊以下（クラムシェル平積3.0㎥以下含む）		60ｔ吊
		300ｔ吊以下		
トラッククレーン系		表 5.1 参照	ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型（第２次基準値）］	70ｔ吊
		200t 吊以上 360t 吊以下	リフター［せり上げ能力］	50t
		550t 吊以下		
クローラ式杭打機		質量 60ｔ以下	ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型（第２次基準値）］	60ｔ吊
		質量 100ｔ以下		
		質量 150ｔ以下		
オールケーシング掘削機〔スキッド式〕		表5.1 参照 （本体工事でクローラクレーン［油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型（第３次基準値）］70t 吊を使用する場合）	クローラクレーン［油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 排出ガス対策型（第３次基準値）］	70t 吊
		表5.1 参照 （本体工事でクローラクレーン［油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型（第３次基準値）］100t 吊を使用する場合）	クローラクレーン［油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 排出ガス対策型（第３次基準値）］	100t 吊
		表5.1 参照 （本体工事でクローラクレーン［油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型（2011 年規制）］100t 吊を使用する場合）	クローラクレーン［油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 排出ガス対策型（2011 年規制）］	

（注）１．ラフテレーンクレーン，リフターは、賃料とし、クローラクレーンは損料とする。
なお,リフター（せり上げ能力 50t）の供用１日あたり賃料は 224,000 円を標準とする。（オペレーター、燃料油脂費を含み,回送,運搬費は含まない。）
２．現道上および高架下等のラフテレーンクレーンによる分解組立作業が困難な場合は，リフターを使用することができる。
３．現場条件により上表により難い場合は，別途考慮する。

（ロ） 歩掛
分解・組立１台１回当り歩掛は，次表を標準とする。

表5．３ 分解･組立1台1回当り歩掛

機械区分	規格	労務歩掛 特殊作業員（人）〔分解+組立〕	クレーン運転歩掛（日）〔分解+組立〕	運搬費等率（%）	諸雑費率（%）
ブルドーザ	21ｔ級以下	2.8	2.1	155	21
	44ｔ級以下	4.6	3.4	153	21
バックホウ系	山積1.4㎥以下（油圧クラムシェル・テレスコピック 0.4㎥以上 0.6㎥以下含む）	2.7	1.4	250	24
	山積2.1㎥以下	4.5	2.3	256	25
クローラクレーン系	35ｔ吊以下（クラムシェル 平積0.6㎥含む）	3.0	0.8	444	22
	80ｔ吊以下（クラムシェル 平積2.0㎥以下含む）	5.5	1.5	434	21
	150ｔ吊以下（クラムシェル 平積3.0㎥以下含む）	11.3	3.1	315	15
	300ｔ吊以下	20.5	5.7	313	15
トラッククレーン系	120ｔ吊以下	4.3	1.5	394	75
	160ｔ吊以下	5.7	1.9	409	78
	360ｔ吊以下	11.7	4.0	399	75
	550ｔ吊以下	20.9	7.1	401	76
	200t吊以上 360t吊以下 (リフターを使用する場合)	11.0	2.7	392	83

表5．3　分解･組立1台1回当り歩掛

機械区分		規格	労務歩掛 特殊作業員 (人) 〔分解+組立〕	クレーン運転歩掛 (日) 〔分解+組立〕	運搬費等率 (%)	諸雑費率 (%)
トラッククレーン系		550t吊以下（リフターを使用する場合）	19.4	4.9	390	83
クローラ式杭打機		60t以下	8.6	2.1	163	2
		100t以下	15.5	3.7	164	2
		150t以下	23.5	5.6	163	2
オールケーシング掘削機〔クローラ式〕		－	3.9	3.4	595	5
オールケーシング掘削機〔スキッド式〕		本体工事でクローラクレーン［油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型（第3次基準値)］70t吊を使用する場合	4.9	11.9 (h)	490	4
		本体工事でクローラクレーン［油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型（第3次基準値)］100t吊を使用する場合	4.9	11.9 (h)	370	3
		本体工事でクローラクレーン［油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型（2011年規制)］100t吊を使用する場合	4.9	11.9 (h)	361	3
地盤改良機械	中層混合処理機	60t以下	16.0	2.4	265	4
		120t以下	41.2	6.3	211	3
	サンドパイル打機 粉体噴射撹拌機 深層混合処理機	60t以下	16.0	2.4	213	3
		120t以下	41.2	6.3	211	3
	プレファブリケイティッドバーチカルドレーン打機	180t以下	64.6	9.9	210	3
トンネル用機械		－	5.4	2.0	582	8

（注）１．分解・組立の合計であり，内訳は分解 50%，組立 50%である。
２．標準的作業に必要な装備品・専用部品が含まれている。
３．運搬費等には下記①～⑤の費用が含まれており，労務費・クレーン運転費の合計額に上表の率を乗じて計上する。
①トラック及びトレーラによる運搬費［往復］（誘導車，誘導員含む）
②自走による本体賃料・損料
③運搬中の本体賃料・損料
④分解・組立時の本体賃料
⑤ウエス，洗浄油，グリス，油圧作動油等の費用
４．諸雑費は分解・組立のみを計上する際に適用し，下記①～②の費用が含まれており，労務費・クレーン運転費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

①分解・組立時の本体賃料
②ウエス，洗浄油，グリス，油圧作動油等の費用

3） その他
（イ）深層混合処理機（二軸式 90kW×2）は，地盤改良機械（機械質量 180t 以下）を適用する。
（ロ）粉体噴射撹拌機（単軸式 19.6kN・m×1）は，地盤改良機械（機械質量 60t 以下）を適用する。
（ハ）粉体噴射撹拌機（二軸式 55kW×2）は，地盤改良機械（機械質量 120t 以下）を適用する。
（ニ）粉体噴射撹拌機（二軸式 90kW×2）は，地盤改良機械（機械質量 120t 以下）を適用する。

4） 単 価 表
（1） 重建設機械分解組立輸送１回当り単価表

施工歩掛コード	S8115

名　　称	規　　格	単　位	数　量	摘　　要
特　殊　作　業　員		人		表 5.3
分解組立用クレーン		日（h）		表 5.2，5.3
運　搬　費　等		式	1	表 5.3
諸　　雑　　費		〃	1	
計				

１．分解組立される建設機械が賃料適用及び損料適用にかかわらず適用出来る。
２．運搬割増（特大品，悪路，冬期，深夜早朝，地区等）及び他諸料金（有料道路利用料等）の有無にかかわらず適用出来る。ただし，陸上輸送以外が必要な場合は，これに要する費用を別途計上すること。
３．クローラクレーン系については，中間ブームの有無にかかわらず適用出来る。
４．オールケーシング掘削機（スキッド式）の分解組立用クレーン（油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 70t吊）と本体工事で使用するクローラクレーン（油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型70ｔ吊）は兼用するものとし，分解組立輸送費を1回計上すること。
５．オールケーシング掘削機（スキッド式）の分解組立用クレーン（油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 100t吊）と本体工事で使用するクローラクレーン（油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型100ｔ吊）は兼用するものとし，クローラクレーン（油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型100ｔ吊）の分解組立輸送費の計上は1回とすること。ただし，排出ガス対策型区分は本体工事で使用するクローラクレーンに合わせて選択すること。
６．輸送を伴わないものについては，S8117 にて積算すること。

（2） 重建設機械分解組立１回当り単価表

施工歩掛コード	S8117

名　　称	規　　格	単　位	数　量	摘　　要
特　殊　作　業　員		人		表 5.3
分解組立用クレーン		日（h）		表 5.2，5.3
諸　　雑　　費		式	1	表 5.3
計				

１．分解組立される建設機械が賃料適用及び損料適用にかかわらず適用出来る。
２．クローラクレーン系については，中間ブームの有無にかかわらず適用出来る。
３．オールケーシング掘削機（スキッド式）の分解組立用クレーン（油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 70t吊）と本体工事で使用するクローラクレーン（油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型70ｔ吊）は兼用するものとし，分解組立輸送費を1回計上すること。
４．オールケーシング掘削機（スキッド式）の分解組立用クレーン（油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 100t吊）と本体工事で使用するクローラクレーン（油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型100ｔ吊）は兼用するものとし，クローラクレーン（油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型100ｔ吊）の分解組立費の計上は1回とすること。ただし，排出ガス対策型区分は本体工事で使用するクローラクレーンに合わせて選択すること。

（６） 輸送に要する費用

１） 質量 20t 未満の建設機械以外（PC 橋検査路等）の運搬に要する費用のうち，貨物自動車等による運搬費については，国土交通省が告示した貨物自動車運用事業法に基づく「標準的な運賃」（別紙）の距離制運賃による。なお、運搬距離は製作工場等から現場までの最短経路を用いて計算する。

PC 橋検査路等工場製作品の運搬として計上する場合は、直接工事費に計上する。

２） 建設機械運搬にあたって，分解・組立の必要があるものについては，その費用を計上するものとする。

３） 海上輸送の必要があるものについては，海上輸送費を計上するものとする。

（７） 重建設機械分解・組立

１） 表５．３の歩掛には，分解組立費用の外に，トラック及びトレーラによる運搬費（往復），賃料・損料費（自走による本体の賃料・損料，賃料適用機械の運搬中本体賃料，賃料適用機械の分解・組立時本体賃料）の全てを含んでいるので，運搬基地から現場までの輸送費を別途計上する必要はない。

２） 歩掛の規格を外れる機械の分解・組立及び輸送費は，別途見積により対応すること。

（８） 建設機械の運搬基地

１） 輸送距離の算出を要する建設機械の運搬基地は，その建設機械の所在場所等を勘案の上，決定するものとする。

２） 本土から隠岐地区に建設機械を輸送する場合は，片道当たりで重建設機械の海上輸送費，運搬車両の自動車航送船利用料（必要台数×片道料金×往復）を適正に積み上げること。

ただし，本土からの海上輸送の起点港は七類港とし，輸送方法に特別の事情がある場合には，別途考慮すること。

運搬費（片道）＝重建設機械の片道運搬費（陸上＋海上）

＋運搬車両の自動車航送船利用料（台数×片道料金×往復または台数×往復料金）

（９） 杭打機械等の積算

同一現場内で径の異なる２種類以上の杭を打設する場合の杭打機械の輸送費は，いずれか大きい方の１機械のみ計上する。

ただし,直接工事費の積算にあたっては,それぞれの径にあった歩掛により積上げ計上することとする。

なお，鋼管杭等の杭打機及び軟弱地盤処理工の攪拌機の運搬において，試験杭（施工）を実施する場合は，工程・作業手順を考慮の上，試験杭打（施工）時と本施工時の２回計上することができる。

(10) 仮設材の運搬基地

１） 鋼矢板，軽量鋼矢板，H形鋼，覆工板，鋼製山留材及び敷鉄板については，リース業者等基地（別表）から工事現場までの距離により積算する。この場合，基地から現場までの距離が短い方を採用する。

なお，鋼製マットについては，実態を調査の上，運搬基地を決定すること。

２） 副部材Ａの運搬基地は主部材に合わすものとする。

なお，副部材Ｂについての運搬費は計上しないものとする。

３） 仮設材の隠岐地区への海上輸送の起点港は松江港とする。

（別表）リース業者等基地

基地名 （会社名・市役所名）	工場名等	基地所在地	仮設材基地（○）						
			鋼矢板	H形鋼	覆工板	鋼製山留材	軽量鋼矢板	敷鉄板（50ｔ未満）	敷鉄板（50ｔ以上）
ジェコス（株）	中国工場	広島県三次市三和町羽出庭431-11	○	○	○	○	○	○	○
太洋ヒロセ（株）	八本松工場	広島県東広島市八本松西7-3-2	○	○	○	○	○	○	○
	西条工場	広島県東広島市西条吉行東2-4-61 吉行工業団地	○	○	○	○	○	○	○
（株）エムオーテック	広島工場	広島県山県郡北広島町新氏神26	○	○	○	○	○	○	○
松江市	本庁舎	松江市末次町86						○	
安来市	本庁舎	安来市安来町878-2						○	
雲南市	本庁舎	雲南市木次町里方521-1						○	
出雲市	本庁舎	出雲市今市町70						○	
大田市	本庁舎	大田市大田町大田ロ1111						○	
江津市	本庁舎	江津市江津町1016番地4						○	
浜田市	本庁舎	浜田市殿町1						○	
益田市	本庁舎	益田市常盤町1-1						○	

(※) 敷鉄板のリース業者等基地は，１工事の敷鉄板使用量で判断すること。

（別紙）

Ⅰ 距離制運賃表

中国運輸局

（単位：円）

車種別 / キロ程	小型車（２ｔクラス）	中型車（４ｔクラス）	大型車（10ｔクラス）	トレーラー（20ｔクラス）
10km	13,850	16,160	21,030	26,410
20km	15,610	18,220	23,900	30,260
30km	17,360	20,280	26,770	34,110
40km	19,120	22,330	29,640	37,950
50km	20,870	24,390	32,510	41,800
60km	22,630	26,450	35,380	45,650
70km	24,380	28,510	38,250	49,500
80km	26,140	30,570	41,120	53,340
90km	27,900	32,630	43,990	57,190
100km	29,650	34,690	46,860	61,040
110km	31,400	36,710	49,630	64,740
120km	33,140	38,730	52,390	68,450
130km	34,880	40,750	55,160	72,160
140km	36,630	42,770	57,930	75,860
150km	38,370	44,790	60,700	79,570
160km	40,110	46,810	63,470	83,270
170km	41,860	48,830	66,240	86,980
180km	43,600	50,850	69,010	90,690
190km	45,340	52,870	71,780	94,390
200km	47,090	54,890	74,550	98,100
200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額	3,470	4,000	5,450	7,290
500kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額	8,670	9,990	13,620	18,220

出典：国土交通省告示第２０９号（令和６年３月２２日）貨物自動車運送事業法に基づく一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃

※割増運賃等については、上記告示に基づき適切に計上すること。

２－３　準備費

（１）　準備費の積算

準備費として積算する内容は次のとおりとする。

１）　準備及び後片付けに要する費用

イ　着手時の準備費用

ロ　施工期間中における準備，後片付け費用

ハ　完成時の後片付け費用

２）　調査・測量，丁張等に要する費用

イ　工事着手前の基準測量等の費用

ロ　縦，横断面図の照査等の費用

ハ　用地幅杭等の仮移設等の費用

ニ　丁張の設置等の費用

３）　準備及び片付けとして行う以下に要する費用

イ　ブルドーザ，レーキドーザ，バックホウ等による雑木や小さな樹木，竹等などを除去する伐開に要する費用（樹木等をチェーンソーなどにより切り倒す伐採作業は含まない。）

ロ　除根，除草，整地，段切り，すりつけ等に要する費用

なお，伐開，除根及び除草は，現場内の集積・積込み作業を含む。（伐採作業に伴う現場内の集積・積込作業は含まない。）

ハ　型枠及び足場等仮設資材の処分費用

ニ　セメント袋や通常の土のう袋の処分費（直接工事費に積上げた大型土のう袋やフレコンバックの処分に要した費用は含まない。）

４）　1)から3)に掲げるもののほか，伐開，除根，除草等に伴い発生する建設副産物等を工事現場外に搬出する費用，及び当該建設副産物等の処理費用，大型土のう袋やフレコンバックの処理費用等，工事の施工上必要な準備に要する費用。

５）　準備に伴い発生する交通誘導警備員の費用については，直接工事費に積上げ計上する。

（２）　積算方法

準備費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は，前記(1)の 1)，2)，3)とし，積上げ計上する項目は前記(1)の 4)に要する費用とし，現場条件を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。

なお，伐採作業，伐採に伴う集積・積込，伐採により発生する建設廃棄物等の工事現場外に搬出する運搬及び処分に要する費用は，準備費として別途計上すること。

伐採作業等の項目別対象表

項目	作業費	集積・積込 （現場内小運搬含む）	運搬費	処分費
伐開	○	○	●	●
伐採	●	●	●	●
除根	○	○	●	●
除草	○	○	●	●

○：率分

●：積上

（３）　伐開，伐採の定義について

伐開とは，胸高直径５ｃｍ未満の雑木や小さな樹木・竹などの除去で，ブルドーザ・レーキドーザあるいはバックホウ等で作業を行うものをいう。

伐採とは，胸高直径５ｃｍ以上の樹木等をチェーンソーなどにより切り倒す作業をいう。

（４）伐採で生じた根株について

伐採で生じた根株の除去、現場内での集積・積込については、現地状況を踏まえ、必要に応じて積上げ計上を行うこと。（令和６年５月２４日付 技第１４１号「建設発生木材の取扱い」の改定について 参照）

２－４　事業損失防止施設費

（１）　事業損失防止施設費の積算

事業損失防止施設費として積算する内容は次のとおりとする。

１）　工事施工に伴って発生する騒音，振動，地盤沈下，地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費，撤去費，及び当該仮施設の維持管理等に要する費用

２）　事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用

（２）　積算方法

事業損失防止施設費の積算は，現場条件を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。

（３）　工事施工に係る損害調査について

損害調査費を計上する場合は，特記仕様書に明記するものとし，次のとおり積算する。

なお，損害調査費等に係る間接費については業務委託積算基準に準じて計上するものとし，共通仮設費（率分）・現場管理費・一般管理費等の対象としない。【積算システムでは「#0048」配下に積み上げる】

（４）　家屋調査及び費用負担の積算について

１）家屋調査仕様書について

「用地調査等業務共通仕様書」「地盤変動影響調査算定要領（案）」を使用する。

２）家屋調査費及び費用負担の積算費について

「業務委託積算基準第６編用地調査等業務第15地盤変動影響調査等」による。

２－５　安全費

（１）　安全費の積算

安全費として積算する内容は次のとおりとする。

１）　安全施設等に要する費用
２）　安全管理等に要する費用
３）　１)～２)に掲げるもののほか，工事施工上必要な安全対策等に要する費用

（２）　積算方法

安全費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は，下記の項目とする。

①　工事地域内全般の安全管理上の監視，あるいは連絡等に要する費用
②　不稼働日の保安要員等の費用
③　標示板，標識，保安燈，防護柵，バリケード，架空線等事故防止対策簡易ゲート，照明等の安全施設類の設置，撤去，補修に要する費用及び使用期間中の損料
④　夜間工事その他，照明が必要な作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明設備を必要とする広範な工事（ダム・トンネル本体工事，トンネル内舗装等工事）は除く）
⑤　河川，海岸工事における救命艇に要する費用
⑥　長大トンネルにおける防火安全対策に要する費用（工事用連絡設備含む）
⑦　酸素欠乏症の予防に要する費用
⑧　粉塵作業の予防に要する費用（ただし，「ずい道等建設工事における粉塵対策に関するガイドライン」によるトンネル工事の粉塵発生源に係る措置の各設備，「鉛等有害物を含有する塗料のかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」に伴う各設備的ばく露防止対策は，仮設工に計上する）
⑨　安全用品等の費用（墜落制止用器具（フルハーネス型）を含む）
⑩　安全委員会等に要する費用
⑪　「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」における設備的防護対策に要する費用

上記以外で積上げ計上する項目は，次の各項に要する費用とする。

①　鉄道，空港関係施設等に近接した工事現場における出入り口等に配置する安全管理員等に要する費用
②　バリケード，転落防止柵，工事標識，照明等のイメージアップに要する費用（積算方法は，第９章「土木請負工事における現場環境改善費の積算」による）
③　高圧作業の予防に要する費用
④　河川及び海岸の工事区域に隣接して，航路がある場合の安全標識・警戒船運転に要する費用
⑤　ダム工事における岩石掘削時に必要な発破・監視のための費用
⑥　トンネル工事における呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等）に要する費用
⑦　石綿を含有する成形板等の飛散しにくい建材の解体作業における保護具の装着，湿潤を保つ措置を行う費用
⑧　鉛等有害物を含有する塗装のかき落とし作業における呼吸用防護具(電動ファン付粉塵用呼吸要保護具等)に要する費用
⑨　「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」における切羽変位計測に要する費用（トンネル（ＮＡＴＭ）の計測Ａに要する費用については除く）
⑩　その他，現場条件等により積み上げを要する費用

１）　トンネル工事における呼吸用保護具の積算

トンネル建設工事における掘削及び支保工に使用する呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用保護具等）の費用として，１工事当り次式により「呼吸用保護具等費用」を計上するものとする。

呼吸用保護具等費用 ＝ 1,660,000 ＋ 総労務費×0.5%（円）

上記計算式は呼吸用保護具の規格がＢ級(半面形面体)の場合に適用する。
上記以外の規格を適用する場合は別途考慮するものとする。
なお，総労務費とは，１工事当りのトンネル世話役，トンネル特殊工，トンネル作業員の労務費（鏡吹付施工労務費を含む）の合計額とする。
（注）Ｂ級とは濡れ率の性能等級を示す。

２－６　役務費

（１）　積算方法

役務費として積算する内容は次のとおりとする。

１）　土地の借上げ等に要する費用

２）　電力，用水等の基本料

３）　電力設備用工事負担金

（２）　役務費の積算

役務費の積算は，現場条件を的確に把握し，必要額を適正に積上げるものとする。

１）　借地料

土地の借上げを必要とする場合に計上するものとし，借地単価は，「島根県農林水産部及び土木部の公共事業の施行に伴う損失補償基準第 24 条及び同運用方針第 11」に基づき積算する。

なお、消費税の対象とならない場合は、消費税課税分を割り戻した金額（借地料÷（１＋消費税率））を計上する。（課税対象となる借地料については、消費税法や国税局 HP を参照すること）

※見積参考資料の記載内容については、令和 4 年 11 月 22 日付事務連絡「共通仮設費の役務費に借地料を計上する場合の取扱いについて」によること。

（イ）　宅地・宅地見込地及び農地　　地価の６％（１年間当たり）

（ロ）　林地及びその他の土地　　地価の５％（１年間当たり）

２）　電力基本料金

（イ）　工事用電力の電力基本料金は，中国電力株式会社の「電気供給約款」により積算するものとする。（電力料金は直接工事費に計上する。）

（ロ）　電力基本料金の算定

電力基本料金＝基本料金(円/kW/月)×契約最大電力(kW)×使用月数

（注）　使用月数は少数点以下第２位を四捨五入し，少数点以下第１位まで計上する。

３）　電力設備用工事負担金

電力設備用工事負担金とは，臨時電力（１年未満の契約の契約期間の場合に適用）の臨時工事費及び高圧電力Ａ等（１年以上の契約期間で１年間までは負荷を増減しない場合に適用）の，工事費負担金を総称するものである。

工事費負担金は，使用する設備容量，電気供給契約種別，電力会社が施設する配電線路の延長等によって異なるので設備容量，使用期間，使用場所等を定めて負担金を計上する。

２－７　技術管理費

（１）　技術管理費の積算

技術管理費として積算する内容は次のとおりとする。

１）　品質管理のための試験等に要する費用

２）　出来形管理のための測量等に要する費用

３）　工程管理のための資料の作成等に要する費用

４）　1)～3)に掲げるもののほか，技術管理上必要な資料の作成に要する費用

（２）　積算方法

技術管理費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は，前記(1)の 1)，2)，3)のうち下記項目とする。

①　品質管理基準に記載されている試験項目（必須・その他）に要する費用

②　出来形管理のための測量，図面作成，写真管理に要する費用

③　工程管理のための資料の作成等に要する費用

④　完成図，マイクロフィルムの作成及び電子納品等に要する費用

⑤　建設材料の品質記録保存に要する費用

⑥　コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用

⑦　コンクリートの単位水量測定，ひび割れ調査，テストハンマーによる強度推定調査に要する費用

⑧　非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定に要する費用

⑨　微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定に要する費用

⑩　ＰＣ上部工，アンカー工等の緊張管理，グラウト配合試験等に要する費用

⑪　トンネル工（ＮＡＴＭ）の計測Ａに要する費用

⑫　塗装膜厚施工管理に要する費用

⑬　溶接工の品質管理のための試験等に要する費用（現場溶接部の検査費用を含む）

⑭　施工管理で使用するＯＡ機器の費用（情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料）を含む）

⑮　品質証明に係る費用（品質証明費）

⑯　建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用

上記以外で積上げする項目は，次の各項に要する費用とする。

（イ）　特殊な品質管理に要する費用

・土質等試験：品質管理基準に記載されている項目以外の試験

・地質調査　：平板載荷試験，ボーリング，サウンディング，その他原位置試験

なお，測量・調査・試験等の費用を計上する場合は，その業務の内容に応じた諸経費等を計上し，現場管理費及び一般管理費等の対象としない。【積算システムでは「#0046」配下に積み上げる】

（ロ）　現場条件等により積上げを要する費用

・軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定・とりまとめに要する費用

・試験盛土等の工事に要する費用，トンネル（ＮＡＴＭ）の計測Ｂに要する費用

・下水道工事において目視による出来形の確認が困難な場合に用いる特別な機器に要する費用

・施工前に既設構造物の配筋状況の確認を目的とした特別な機器（鉄筋探査等）を用いた調査に要する費用

・防護柵の出来形管理のための非破壊試験に要する費用

（ハ）　施工合理化調査，施工形態動向調査及び諸経費動向調査に要する費用

・調査に要する費用とし，その費用については，間接工事費，一般管理費等の対象とする。

（ニ）　法令・施設台帳等の作成に要する費用

・現場管理費及び一般管理費等の対象としない。【積算システムでは「#0046」配下に積み上げる】

（ホ）　成形板等の飛散しにくい建材への石綿の使用の有無を分析によって調査する費用

（ヘ）　ＩＣＴ建設機械に要する以下の費用

・保守点検

（施工箇所が点在する工事においては，施工箇所毎の施工数量によるものとするため，箇所毎に必要額を計上するものとする。）

・システム初期費

（１工事当り使用機種毎に一式計上とする。施工箇所が点在する工事の場合は，箇所毎に計上するのではなく，１工事当り使用機種毎に一式計上とする。）

・３次元起工測量，３次元設計データの作成費用

（ト）　その他，前記イ，ロ，ハ，ニ，ホ，ヘに含まれない項目で，特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用

（３） 技術管理費で積上げ計上する各種試験費について

共通仕様書の品質管理基準に規定している試験区分「必須」及び「その他」の各種試験費用は，技術管理費として，共通仮設費率に含まれている。よって，品質管理基準に記載されていない試験及び基準に規定する回数以上の試験を仕様書等で指示する場合は，試験費を積上げ計上する。

例－１：六価クロム溶出試験費→共通仕様書での試験項目ではないため，試験費を積上げ計上する。

例－２：固結工の一軸圧縮試験を行うためのボーリング費用

→固結工においては，一軸圧縮試験を行うこととなっているが，この供試体採取のためには，ボーリングによる試料採取が必要となる。このような場合のボーリング費用は共通仮設費率に含むものとする。

２－８　営繕費

（１）　営繕費として積算する内容は次のとおりとする。

１）　現場事務所，試験室等の営繕（設置・撤去，維持・修繕）に要する費用

２）　労働者宿舎の営繕（設置・撤去，維持・修繕）に要する費用

３）　倉庫及び材料保管場の営繕（設置・撤去，維持・修繕）に要する費用

４）　労働者の輸送に要する費用

５）　上記 1)，2)，3)に係る土地・建物の借上げに要する費用

６）　監督員詰所及び火薬庫の営繕（設置・撤去，維持・補修）に要する費用

７）　１)～６)に掲げるもののほか工事施工上必要な営繕等に要する費用

（２）　積算方法

営繕費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は，前記(1)の 1)，2)，3)，4)，5)及び 6）の内以下の項目とする。

・コンクリートダム，フィルダム工事では，監督員詰所及び火薬庫等の設置・撤去，維持・補修に要する費用を含む。

上記以外で積上げする項目は，次の各項に要する費用とする。

１）　監督員詰所及び火薬庫等の営繕に要する費用

監督員詰所及び火薬庫等の設置は工事期間，工事場所，施工時期，工事規模，監督体制等を考慮して必要な費用を積上げるものとする。

イ．監督員詰所

・設置撤去する場合　Ｅｋ＝Ａ（500・Ｍ＋14，150）＋ｔ・Ｍ

・設置のみの場合　　Ｅｋ＝Ａ（500・Ｍ＋10，600）＋ｔ・Ｍ

・撤去のみの場合　　Ｅｋ＝Ａ（500・Ｍ＋3，550）＋ｔ・Ｍ

・損料のみの場合　　Ｅｋ＝Ａ（500・Ｍ）＋ｔ・Ｍ

ただし，Ｅｋ：監督員詰所に係る営繕費

（Ｅｋには，建物の設置・撤去・損料に要する費用，電気・水道・ガス設備の設置・撤去に要する費用，下記ｔの費用が含まれる。）

Ａ：建物面積（㎡）

（建物面積は人員２名までは 25 ㎡を標準とする。ただし，現場条件及び夜間作業を伴い宿泊施設を要する場合等により，詰所の規模は別途考慮することが出来る。）

Ｍ：月数（必要日数を 30 日で除し，小数第２位を四捨五入し，第１位とする。）

ｔ：次の項目に要する費用

ａ．備品(机，いす，黒板，温度計，書箱，時計，エアコン，消火器，湯沸器，ロッカー，応接セット）に要する費用

備品は損料として 13，800 円／月を計上する。

ｂ．その他，現場条件等により積上げを要する費用。

(注) １．備品及び車庫を計上する場合は，特約事項又は特記仕様書に明示するものとする。

２．上記のＥｋについては，電気，水道，ガスに係る基本料及び使用料は含まれていない。

３．電気，水道，ガスに係る既設の供給管（線）と監督員詰所が離れている場合は，別途考慮することが出来る。

４．監督員詰所の設置にあたり土地等の借上げが必要な場合は，別途考慮することが出来る。

ロ．火薬庫類

（イ） 火薬庫類の計上区分

（ａ） 大規模工事（１工事の火薬使用量が，20ｔ以上の工事）

表2．１ 火薬庫類等の計上区分及び規格

火薬庫類等	規　　格
火　薬　庫	２級火薬庫 鋼製移動式　２ｔ庫　5.0㎡
火工品庫	鋼製移動式　１ｔ　3.2㎡
取　扱　所	鋼製移動式　3.2㎡
火　工　所	組立テント式　1.9㎡

（注） 条例，現場条件等により現場に火薬庫を設置することが不適当と判断される場合は小規模工事に準ずる。

（ｂ）小規模工事（大規模以外の工事）

表2．２ 火薬庫類等の計上区分及び規格

火薬庫類等	規　　格	適　　用
取　扱　所	鋼製移動式 3.2㎡	１日の使用量が 25kg 以下の場合は計上しない。
火　工　所	組立テント式 1.9㎡	

（注） 交通不便な箇所において火薬庫を設置して火薬類を保管する必要があると判断される場合，又は条例，その他別途定められている場合においては必要に応じて火薬庫を計上するものとする。

（ロ） 火薬庫類の営繕損料

表2．３ 1現場当り火薬庫類損料

火薬庫類等	規　　格	損料（２年以下一律）（円）
火　薬　庫	２級火薬庫 鋼製移動式　２ｔ庫　5.0㎡	620，000
火工品庫	鋼製移動式　１ｔ　3.2㎡	523，000
取　扱　所	鋼製移動式　3.2㎡	459，000
火　工　所	組立テント式　1.9㎡	54，000

（注）１．１現場当りの使用期間が２年を超える場合は下記のとおりとする。

ａ．２年を超え４年以下の場合は，上表損料の 40%増とする。

ｂ．４年を超える場合は，火薬庫類の耐用年数を考慮して別途積算する。

２．火薬庫類損料には，火薬庫類の設置・撤去，立入防止柵，警報装置等の費用を含む。

（ハ） 保安管理費

火薬庫，火工品庫を設置する工事にあたっては，火薬類盗難防止の万全を期するため，必要に応じて夜間巡回等の見張人を安全費に計上するものとする。ただし，上記の場合は特記仕様書にその旨を記載するものとし，次式により算定する。

保安管理費＝火薬庫類設置期間（月）×30 日／月×普通作業員単価（昼間単価）

（注） 火薬庫類設置期間は火薬を使用する工種の設計工程から求めるものとし，0.5 ヶ月単位（２捨３入）とする。

（ニ） 火薬庫類の設置にあたり土地の借上げが必要な場合は別途計上することが出来る。

２） 現場事務所，監督員詰所等の美装化，シャワーの設置，トイレの水洗化等に要する費用とし，積算方法は「第９章土木請負工事における現場環境改善費の積算」による。

３） その他，現場条件等により積上げを要する費用。

３．現 場 管 理 費

（１） 現場管理費の項目及び内容

１） 労務管理費

現場労働者に係る次の費用とする。

イ．募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当を含む。）

ロ．慰安，娯楽及び厚生に要する費用

ハ．直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用

ニ．賃金以外の食事，通勤等に要する費用

ホ．労災保険法等による給付以外に災害時には事業主が負担する費用

２） 安全訓練等に要する費用

現場労働者の安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用

３） 租税公課

固定資産税，自動車税，軽自動車税等の租税公課。ただし，機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。

４） 保険料

自動車保険（機械器具等損料に計上された保険料は除く。）工事保険，組立保険，法定外の労災保険，火災保険，その他の損害保険の保険料

５） 従業員給料手当

現場従業員の給料，諸手当（危険手当，通勤手当，火薬手当等）及び賞与

ただし，本店及び支店で経理される派遣会社役員等の報酬及び運転者，世話役等で純工事費に含まれる現場従業員の給料等は除く。

６） 退職金

現場従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額

７） 法定福利費

現場従業員及び現場労働者に関する労災保険料，雇用保険料，健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額

８） 福利厚生費

現場従業員に係る慰安娯楽，貸与被服，医療，慶弔見舞等福利厚生，文化活動等に要する費用

９） 事務用品費

事務用消耗品，新聞，参考図書等の購入費

10） 通信交通費

通信費，交通費及び旅費

11） 交際費

現場への来客等の応対に要する費用

12） 補償費

工事施工に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音，振動，濁水，交通騒音等による事業損失に係る補償費

ただし，臨時にして巨額なものは除く。

13） 外注経費

工事施工を専門工事業者等に外注する場合に必要となる経費

14） 工事登録等に要する費用

工事実績等の登録に要する費用

15） 動力・用水光熱費

現場事務所，試験室，労働者宿舎，倉庫及び材料保管庫で使用する電力，用水，ガス等の費用（基本料金を含む。）

16） 公共事業労務費調査に要する費用

17） 雑費

１)から 16)までに属さない諸費用

（２） 現場管理費の算定

１） 現場管理費は別表第２（第１表～第５表）の工種区分に従って純工事費ごとに求めた現場管理費率を，当該純工事費に乗じて得た額の範囲内とする。

なお，現場管理費の算定上，対象とする純工事費については，「２．共通仮設費（２）算定方法 1)率計算による部分 の（ニ)」及び「２．共通仮設費（２）算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

２） ２種以上の工種からなる工事については，その主たる工種の現場管理費率を適用するものとし，また，工事条件によっては，工事名にとらわれることなく工種を選定するものとする。

３） 設計変更で数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。

（３） 現場管理費率の補正

１） 施工地域を考慮した現場管理費率の補正及び計算

イ） 表－３の適用条件に該当する場合，別表第２（第１表～第４表）の現場管理費率に次表の補正係数を乗じるものとする。

表－３　地域補正の適用

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分	対象		
市街地（DID 補正）（１）－１	電線共同溝工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	1
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り（１）－１	電線共同溝工事	２車線以上（片側１車線以上）かつ交通量（上下合計）が 5,000 台/日以上の車道において，車線変更を促す規制を行う場合。ただし，常時全面通行止めの場合は対象外とする。		
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り（２）－１	電線共同溝工事	一般交通影響有り（１）以外の車道において，車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）		
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
市街地（DID 補正）（１）－２	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	2
一般交通影響有り（１）－２	電線共同溝工事，道路維持工事，舗装工事，橋梁保全工事以外の工種（※1）	２車線以上（片側１車線以上）かつ交通量（上下合計）が 5,000 台/日以上の車道において，車線変更を促す規制を行う場合。ただし，常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	3
一般交通影響有り（２）－２	電線共同溝工事，道路維持工事，舗装工事，橋梁保全工事以外の工種（※1）	一般交通影響有り（１）以外の車道において，車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.1	4
市街地（DID 補正）（１）－３	鋼橋架設工事、電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	5
山間僻地及び離島	全ての工種（※1）	島根県人事委員会規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区，及びこれに準ずる地区の場合。（※2）	1.0	6

※1 コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

※2 雲南市吉田町，飯南町，川本町，美郷町，邑南町，浜田市旭町・弥栄町，益田市匹見町，吉賀町及び離島が該当する。

（注）１．　市街地とは，施工地域が人口集中地区（ＤＩＤ地区）及びこれに準ずる地区をいう。

なお，ＤＩＤ地区とは，総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が 4,000 人／km2 以上でその全体が 5,000 人以上となっている地域をいう。（松江市，出雲市，益田市，浜田市，安来市の一部）

これに準ずる地区とは，総務省が規定する「準人口集中地区」をいう。

２．　適用条件の複数に該当する場合は，適用優先によるが，共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。

２） その他

イ） 災害の発生等により，本基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては，上記１）のほか，必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定することができるものとする。

ロ） 設計変更時における現場管理費率の補正については，工事区間の延長，工期の延長短縮等により当初計上した補正値に増減が生じた場合，あるいは当初計上していなかったが，上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。

（４） 支給品の取扱い

１） 資材等を支給するときは，当該支給品費を純工事費に加算した額を現場管理費算定の対象となる純工事費とする。

（５） 現場管理費の積算において支給品，貸付機械がある場合は，次により積算する。

１） 別途製作工事で製作し，架設（据付）のみを分離して発注する場合は，当該製作費は積算の対象とする純工事費には含めない。

２） 当初の支給品の価格決定については，県が購入した資材を支給する場合，現場発生資材を県が保管し再使用品として支給する場合とも，積算時における市場価格又は類似品価格とする。

３） コンクリートダム工事，フィルダム工事については，無償貸付機械等評価額及び支給電力料（基本料金含む）は，積算の対象となる純工事費には含めない。

（６） 石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業に係る業務に関する衛生のための特別の教育の実施費用を要する場合は，積上げ計上のこと。

（７） 「処分費等」の取扱い

「処分費等」とは，下記のものとし，「処分費等」を含む工事の積算は，当該処分費等を直接工事費に計上し，間接工事費等の積算は，次表のとおりとする。

１） 処分費（再資源化施設の受入費を含む）

２） 上下水道料金

３） 有料道路利用料

区　分	処分費等が「共通仮設費対象額(Ｐ)」の３％以下でかつ処分費等が３千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(Ｐ)」の３％を超える場合又は処分費等が３千万円を超える場合
共通仮設費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(Ｐ)」の３％の金額を率計算の対象とし，３％を超える金額は率計算の対象としない。 ただし，対象とする金額は３千万円を上限とする。
現場管理費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(Ｐ)」の３％の金額を率計算の対象とし，３％を超える金額は率計算の対象としない。 ただし，対象とする金額は３千万円を上限とする。
一般管理費等	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(Ｐ)」の３％の金額を率計算の対象とし，３％を超える金額は率計算の対象としない。 ただし，対象とする金額は３千万円を上限とする。

（注）１．上表の処分費等は，準備費に含まれる処分費を含む。
なお，準備費に含まれる処分費は伐開，除根等に伴うものである。
２．処分費を計上する場合は，「２．共通仮設費　２－３準備費」による。
３．上表により難い場合は別途考慮するものとする。

（８） 現場管理費の計算

現場管理費＝対象純工事費×(現場管理費率×施工地域を考慮した補正係数等)

対象純工事費：純工事費＋支給品費＋無償貸付機械等評価額

ただし，現場管理費率は，別表第２（第１表～第４表）による。

施工地域を考慮した補正係数は，（３）１）施工地域を考慮した現場管理費率の補正及び計算による。

なお，施工地域を考慮した補正係数等を乗じる場合は，現場管理費率Ｊｏの端数処理後に係数を乗じて，少数第３位を四捨五入して第２位とする。

別表第2

第1表

対象額／適用区分／工種区分	700万円 以　下	700万円を超え10億円 以　　下		10億円を 超えるもの
	下記の 率 とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし，変数値は下記による。		下記の 率 とする
		A	b	
河　川　工　事	44.05	1,118.2	－0.2052	15.91
河川・道路構造物工事	43.11	402.3	－0.1417	21.34
海　岸　工　事	28.11	100.3	－0.0807	18.84
道　路　改　良　工　事	34.09	76.4	－0.0512	26.44
鋼　橋　架　設　工　事	48.86	265.1	－0.1073	28.69
Ｐ　Ｃ　橋　工　事	31.06	111.0	－0.0808	20.80
舗　装　工　事	40.83	598.0	－0.1703	17.54
砂防・地すべり等工事	46.27	1,229.5	－0.2081	16.48
公　園　工　事	43.09	347.3	－0.1324	22.34
電線共同溝工事	61.19	2,132.5	－0.2253	20.01
情報ボックス工事	54.60	1,528.4	－0.2114	19.13
下　水　道　（４）工　事	35.56	178.6	－0.1024	21.39

（注）　基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は，砂防・地すべり等工事に２％加算する。

第2表

対象額／適用区分／工種区分	700万円 以　下	700万円を超え３億円 以　　下		３億円を 超えるもの
	下記の 率 とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし，変数値は下記による。		下記の 率 とする
		A	b	
橋　梁　保　全　工　事	65.88	1,465.2	－0.1968	31.45

第3表

対象額／適用区分／工種区分	200万円 以　下	200万円を超え１億円 以　　下		１億円を 超えるもの
	下記の 率 とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし，変数値は下記による。		下記の 率 とする
		A	b	
道　路　維　持　工　事	60.33	613	－0.1598	32.29
河　川　維　持　工　事	42.35	167.1	－0.0946	29.25

第4表

対象額／適用区分／工種区分		1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
		下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。ただし，変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
共同溝等工事	(1)	50.57	351.0	－0.1202	26.75
	(2)	38.78	103.5	－0.0609	28.09
トンネル工事		45.56	189.4	－0.0884	28.52
下水道工事	(1)	34.99	49.0	－0.0209	31.32
	(2)	38.21	202.3	－0.1034	22.09
	(3)	32.72	46.8	－0.0222	29.09

第5表

対象額／適用区分／工種区分	３億円以下	３億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。ただし，変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
コンクリートダム	31.19	35.0	－0.0059	30.68
フィルダム	34.59	154.9	－0.0768	27.87

２） 算定式

$Jo = A \cdot Np^{b}$　　ただし，Ｊｏ：現場管理費率（%）

Ｎｐ：純工事費（円）

Ａ，ｂ：変数値

（注）１．Ｊｏの値は，小数第３位を四捨五入して第２位とする。

２．対象とする純工事費については，「２．共通仮設費（２）算定方法 1)率計算による部分 の（ニ）」及び「２．共通仮設費（２）算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

③ 現場発生品及び支給品運搬

1. 適　用　範　囲

本資料は，現場発生品・支給品運搬に適用する。

１－１　適用出来る範囲

（１）防護柵，コンクリート二次製品，鋼材等の現場発生品又は支給品の積込み，荷卸し及び指定箇所までの運搬

（２）一般道及び自動車専用道を利用する場合

１－２　適用出来ない範囲は，以下のいずれかの条件に該当する場合

（１）4～4.5t 級車を超える車種を使用する場合

（２）現場発生品又は支給品以外の積込み，運搬

（３）構造物等の撤去歩掛及び施工パッケージに運搬車両への積込みまで含まれる場合

2. 施　工　概　要

施工フローは，下記を標準とする。

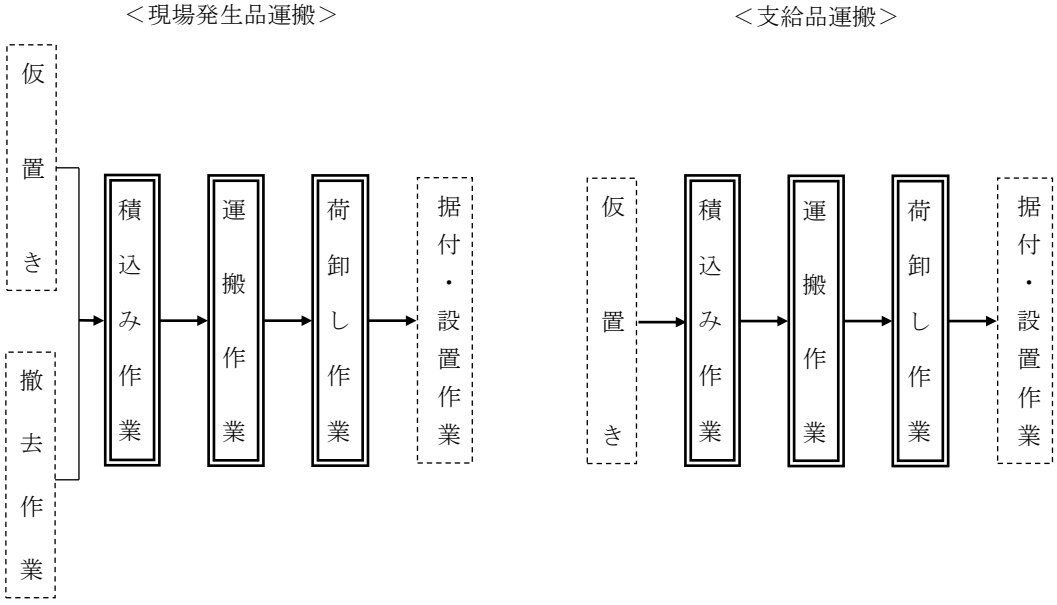

（注）１．本施工パッケージで対応しているのは，二重実線部分のみである。

２．自動車専用道の利用の有無にかかわらず適用できる。

3. 施工パッケージ

３－１　現場発生品及び支給品積込み・荷卸し

（１）条件区分

条件区分は，次表を標準とする。

表3．1　現場発生品及び支給品積込み･荷卸し　積算条件区分一覧

（積算単位：t）

トラック機種
トラック［クレーン装置付］ ベーストラック 2t 級，吊能力 2.9t
トラック［クレーン装置付］ ベーストラック 4～4.5t 級，吊能力 2.9t

（注）１．上表は，構造物等撤去に伴う現場発生材や防護柵，コンクリート二次製品，鋼材等の現場発生品又は支給品の積込み，荷卸し等，その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。

２．現場発生品及び支給品積込み･荷卸しは発生(又は支給)する工種毎に直接工事費として計上する。

（２）代表機労材規格

下表機労材は，当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表3．2 現場発生品及び支給品積込み･荷卸し　代表機労材規格一覧

項目		代表機労材規格	備考
機械	Ｋ１	トラック［クレーン装置付］ ベーストラック 2t 級 吊能力 2.9t	
		トラック［クレーン装置付］ ベーストラック 4～4.5t 級 吊能力 2.9t	
	Ｋ２	－	
	Ｋ３	－	
労務	Ｒ１	特殊運転手	
	Ｒ２	特殊作業員	
	Ｒ３	－	
	Ｒ４	－	
材料	Ｚ１	軽油　パトロール給油	
	Ｚ２	－	
	Ｚ３	－	
	Ｚ４	－	
市場単価	Ｓ	－	

３－２　現場発生品及び支給品運搬

（１）条件区分

条件区分は，次表を標準とする。

表3．3 現場発生品及び支給品運搬 積算条件区分一覧

（積算単位：ｔ）

トラック機種	DID区間の有無	片道運搬距離
トラック［クレーン装置付］ ベーストラック 2t 級，吊能力 2.9t	無し	（表３．４）
	有り	（表３．５）
トラック［クレーン装置付］ ベーストラック 4～4.5t 級，吊能力 2.9t	無し	（表３．４）
	有り	（表３．５）

（注）１．運搬距離が 65km を超える場合は別途考慮する。

２．有料道路を利用する場合は利用料金を別途計上すること。

表3．4 運搬距離(1)

積算条件	区分
運搬距離	2.0km以下
	4.0km以下
	6.0km以下
	8.5km以下
	11.0km以下
	14.0km以下
	17.0km以下
	20.5km以下
	24.0km以下
	28.0km以下
	32.5km以下
	37.5km以下
	43.0km以下
	49.0km以下
	55.5km以下
	62.5km以下
	65.0km以下

表3．5 運搬距離(2)

積算条件	区分
運搬距離	1.5km以下
	3.0km以下
	5.0km以下
	7.0km以下
	9.0km以下
	11.5km以下
	14.0km以下
	17.0km以下
	20.0km以下
	23.5km以下
	27.5km以下
	31.5km以下
	36.0km以下
	41.0km以下
	46.5km以下
	52.5km以下
	59.0km以下
	65.0km以下

（２）代表機労材規格

下表機労材は，当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表3．６ 現場発生品及び支給品運搬 代表機労材規格一覧

項目		代表機労材規格	備考
機械	Ｋ１	トラック［クレーン装置付］ベーストラック 2t 級 吊能力 2.9t	
		トラック［クレーン装置付］ベーストラック 4～4.5t 級 吊能力 2.9t	
	Ｋ２	－	
	Ｋ３	－	
労務	Ｒ１	運転手（特殊）	
	Ｒ２	特殊作業員	
	Ｒ３	－	
	Ｒ４	－	
材料	Ｚ１	軽油　パトロール給油	
	Ｚ２	－	
	Ｚ３	－	
	Ｚ４	－	
市場単価	Ｓ	－	

第３章　一般管理費等及び消費税等相当額

①　一般管理費等‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ Ⅰ-3-①- 1
1　一般管理費の項目及び内容‥‥‥‥‥ Ⅰ-3-①- 1
2　付加利益‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ Ⅰ-3-①- 2
3　一般管理費等の算定‥‥‥‥‥‥‥‥ Ⅰ-3-①- 2
4　一般管理費等率の補正‥‥‥‥‥‥‥ Ⅰ-3-①- 2
5　一般管理費等率の補正に用いる前払金
支出割合の数値の取扱いについて‥‥‥ Ⅰ-3-①- 3
②　消費税等相当額‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ Ⅰ-3-②- 1

令和６年度建設工事積算基準

第３章　一般管理費等及び消費税等相当額

①　一般管理費等

１　一般管理費の項目及び内容

（１）　役員報酬
　　取締役及び監査役に対する報酬及び役員賞与（損金算入分）

（２）　従業員給料手当
　　本店及び支店の従業員に対する給料，諸手当及び賞与

（３）　退職金
　　退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金

（４）　法定福利費
　　本店及び支店の従業員に関する労災保険料，雇用保険料，健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額

（５）　福利厚生費
　　本店及び支店の従業員に係る慰安娯楽，貸与被服，医療，慶弔見舞等，福利厚生等，文化活動等に要する費用

（６）　修繕維持費
　　建物，機械，装置等の修繕維持費，倉庫物品の管理費等

（７）　事務用品費
　　事務用消耗品費，固定資産に計上しない事務用備品費，新聞，参考図書等の購入費

（８）　通信交通費
　　通信費，交通費及び旅費

（９）　動力，用水光熱費
　　電力，水道，ガス等の費用

(10)　調査研究費
　　技術研究，開発等の費用

(11)　広告宣伝費
　　広告，公告，宣伝に要する費用

(12)　交際費
　　本店及び支店などへの来客等の対応に要する費用

(13)　寄付金

(14)　地代家賃
　　事務所，寮，社宅等の借地借家料

(15)　減価償却費
　　建物，車両，機械装置，事務用備品等の減価償却額

(16)　試験研究費償却
　　新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額

(17)　開発費償却
　　新技術又は新経営組織の採用，資源の開発，市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額

(18)　租税公課
　　不動産取得税，固定資産税等の租税及び道路占用料，その他の公課

(19)　保険料
　　火災保険及びその他の損害保険料

(20)　契約保証費
　　契約の保証に必要な費用

(21)　雑費
　　電算等経費，社内打ち合せ等の費用，学会及び協会活動等諸団体会費等の費用

２ 付 加 利 益

（１） 法人税，都道府県民税，市町村民税等
（２） 株主配当金
（３） 役員賞与金（損金算入分を除く）
（４） 内部留保金
（５） 支払利息及び割引料，支払保証料その他の営業外費用

３ 一般管理費等の算定

一般管理費等は，１及び２の額の合計額とし，別表第１の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。

一般管理費等＝工事原価×一般管理費等率（Gp）

なお，一般管理費等の算定上，対象とする工事原価については，「第２章 ②間接工事費 ２．共通仮設費（２）算定方法 1)率計算による部分 の（ニ)」及び「第２章 ②間接工事費 ２．共通仮設費（２）算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

４ 一般管理費等率の補正

（１） 前払金の保証がある工事において，以下の事項に該当する場合に補正を行う。なお，前払金の保証がない工事は，一般管理費等の補正の対象外である。

１） 前払金支出割合の相違による取扱い

前払金支出割合が 35%以下の場合の一般管理費等率は，別表第２の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を別表第１で算定した一般管理費等率に乗じて得た率とする。

２） 契約の保証に必要な費用の取扱い

前払金支出割合の相違による補正までを行った値に，別表第３の補正値を加算したものを一般管理費等とする。

（２） 支給品等の取扱い

資材等を支給するときは，当該支給品費は一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。

（３） 自社製品の取扱い（プレテン桁，組立式橋梁，規格ゲート，標識等を製作専門メーカーに発注する場合）について

自社製品であっても，他社製品と同様に一般管理費等の対象とする。

別表第1　　一 般 管 理 費 等 率

（１） 前払金支出割合が 35%を超え 40%以下の場合

工 事 原 価	500 万円以下	500 万円を超え 30 億円以下	30 億円を超えるもの
一般管理費等率	23.57%	一般管理費等率算定式により算出された率	9.74%

（２） 算定式

［一般管理費等率算定式］

Gp＝-4.97802×LOG(Cp)+56.92101（%）

ただし，Gp：一般管理費等率（%）

Cp：工事原価（円）

（注）１．Gpの値は，少数第３位を四捨五入して第２位とする。

２．対象とする工事原価については，「第２章 ②間接工事費 ２．共通仮設費（２）算定方法 1)率計算による部分 の（ニ)」及び「第２章 ②間接工事費 ２．共通仮設費（２）算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

別表第2　　一 般 管 理 費 等 率 の 補 正

前払金支出割合区分	0%から 5%以下	5%を超え 15%以下	15%を超え 25%以下	25%を超え 35%以下
補 正 係 数	1.05	1.04	1.03	1.01

（注） 別表第１で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は，少数第３位を四捨五入して第２位とする。

別表第3　　契約保証に係る一般管理費等率の補正

保 証 の 方 法	補正値(%)
ケース１：発注者が金銭的保証を必要とする場合（工事請負契約書第４条を採用する場合)。	0.04
ケース２：発注者が役務的保証を必要とする場合。	0.09
ケース３：ケース１及び２以外の場合。	補正しない

（注）１．ケース３の具体例は以下のとおり。

①島根県会計規則第 69 条の２第６項の規定により契約保証金を納めさせないことができる工事請負契

約である場合
②前払金支出割合の相違による一般管理費等の補正まで行った後の請負対象額が 500 万円未満の場合
③契約保証を必要とするケースと必要としないケースが混在する混合入札の場合，契約保証費は積算では計上しないものとする。

２．契約保証費を計上する場合は，原則として当初契約の積算に見込むものとする。また，請負額の増減による変更は行わない。

５　一般管理費等率の補正に用いる前払金支出割合の数値の取扱いについて

（１）　（ａ）式により算出される前払率（％）は，小数点以下の数値をすべて切り上げて，整数にまるめる。

$$\text{前払率（\%）} = \frac{\text{前払金額}}{\text{請負代金額（又は請負対象額）}} \times 100 \quad \cdots\cdots\cdots\text{（a）}$$

例：イ．（ａ）式により算出した前払率が 25.0001･･･････の場合　26％
　　ロ．（ａ）式により算出した前払率が 34.9999･･･････の場合　35％

（２）　電子計算機による工事費積算における前払率の入力は，上記（１）によりまるめた整数値とする。

② 消費税等相当額

消費税等相当額の積算は次のとおりとする。

消費税等相当額は，工事価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。

第４章　随意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費等の調整について

①　随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費，現場管理費及び一般管理費等の調整について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ Ⅰ-4-①- 1
1　随意契約方式により工事を発注する場合の調整について‥‥‥‥‥ Ⅰ-4-①- 1
2　共通仮設費の調整計算について‥‥‥ Ⅰ-4-①- 2
3　現場管理費の調整計算の方法‥‥‥‥ Ⅰ-4-①- 4
4　一般管理費等の調整計算の方法‥‥‥ Ⅰ-4-①- 5
②　旧基準で積算した工事に改正基準で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費，現場管理費及び一般管理費等の調整について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ Ⅰ-4-②- 1
1　現場管理費の調整計算の一般式‥‥‥ Ⅰ-4-②- 1
2　一般管理費等の調整計算の一般式‥‥ Ⅰ-4-②- 1
3　設計変更について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ Ⅰ-4-②- 1
4　共通仮設費‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ Ⅰ-4-②- 1

令和６年度建設工事積算基準

第４章　随意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費等の調整について

①　随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費，現場管理費及び一般管理費等の調整について

１　随意契約方式により工事を発注する場合の調整等について

随意契約方式により工事を発注する場合は，次のとおりとする。

（１）　調整対象となる工事

１）　現工事の施工業者と随意契約方式にて発注する工事とする。

２）　繰越，債務工事の取扱い

現工事が繰越又は債務で調整対象となる場合は全体工事を対象として調整する。

（２）　追加工事の積算月は，該当追加工事の積算時の年月とし，現工事の落札率を考慮するものとする。

（３）　調整対象となる現工事の設計金額は当該追加工事が発注される時点のものとし，その後現工事の設計金額に設計変更が生じた場合でも調整対象現工事の設計金額の変更は行わない額で調整するものとする。

（４）　前記(１)に該当する工事のうち次に示す異種の工事の取扱いは下記のとおりとする。

１）　異種の工事とは下表のＡ～Ｉに区分される工事種別の異なる工事をいう。

工事種別	建設業有資格者名簿による種別
A	一般土木工事，舗装工事，港湾工事，法面処理工事，グラウト工事
B	鋼橋上部工事，機械設備工事
C	プレストレスト・コンクリート構造物工事
D	電気工事，通信設備工事
E	一般建築工事
F	維持修繕工事，塗装工事
G	造園工事
H	さく井工事
I	冷暖房衛生設備工事，管工事

２）　積算体系が同一（一般管理費等率の算出区分が同じもの）の異種の工事は次により調整する。

（イ）　共通仮設費・現場管理費については調整しない。

（ロ）　一般管理費等については調整する。

３）　積算体系が異なる（一般管理費等率の算出区分が異なる）異種の工事は調整しない。

２ 共通仮設費の調整計算の方法

（１） 共通仮設費の調整計算の方法

１） 積上げ計算部分

実態に合わせ調整する。

２） 率計算部分

現工事と当該追加工事で工種が異なる場合は，現工事と追加工事の共通仮設費対象額の合計額に対するその主たる工種の共通仮設費率を適用する。

３） 調整計算の方法（率計算部分）

現工事と当該追加工事の共通仮設費対象額を合算したもので率を算出し，各々の共通仮設費を求め，現工事の共通仮設費を控除したものの範囲内とする。

（イ）調整の一般式は次のとおりとする。

$$A=(D\times\gamma 1)-B\times\gamma 2$$

Ａ：当該追加工事の共通仮設費（調整計算額）

Ｂ：現工事の共通仮設費対象額

Ｄ：合算工事の共通仮設費対象額

$\gamma 1$：Ｄに相当する主たる工種の共通仮設費率

$\gamma 2$：Ｂに相当する現工事の工種の共通仮設費率

ただし，前記計算の場合にあってＡが負数になる場合は零額とみなし，追加工事に関する共通仮設費は計上しない。また，Ａと当該追加工事単独で積算された所要領と比較し，安価な方を採用する。

（ロ）施工地域を考慮した補正係数が適用されている場合の一般式は次のとおりとする。

$$A=(D\times\beta 1)-B\times\beta 2$$

Ａ：当該追加工事の共通仮設費（調整計算額）

Ｂ：現工事の対象額

Ｃ：当該追加工事の対象額

Ｄ：合算工事の対象額

$\beta 1=\beta①\cdot Sr①$：Ｄに相当する主たる工種の補正後の共通仮設費率（％）

なお，補正後の共通仮設費率の値は小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。

$\beta①$：Ｄに相当する主たる工種の補正前の共通仮設費率

ただし,現工事と追加工事の補正係数が異なる場合はＢとＣの加重平均による補正係数とする。

$$Sr①=\frac{B\times Sr②+C\times Sr③}{B+C}$$

Ｓｒ①：（Ｂ＋Ｃ）に相当する主たる工種の補正係数

Ｓｒ②：Ｂに相当する現工事の工種の補正係数

Ｓｒ③：Ｃに相当する当該追加工事の工種の補正係数

なお，加重平均した補正係数値は小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。

$\beta 2=\beta②\cdot Sr②$：Ｂに相当する現工事の工種の補正後の共通仮設費率（％）

なお，補正後の共通仮設費率の値は小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。

$\beta②$：Ｂに相当する現工事の工種の補正前の共通仮設費率

ただし，前記計算の場合にあってＡが負数になる場合は零額とみなし，追加工事に関する共通仮設費は計上しない。また，Ａと当該追加工事単独で積算された所要領とを比較し，安価な方を採用する。

４） 現場環境改善費

（イ） 積上げ計算部分

実態に合わせ調整する。

（ロ） 調整計算の方法（率計算部分）

ｉ）現工事及び追加工事とも現場環境改善費の対象工事の場合

$$A=D\times\gamma 1-B\times\gamma 2$$

Ａ：当該追加工事の現場環境改善費（調整計算額）

Ｂ：現工事の現場環境改善費対象額
Ｄ：合算工事の現場環境改善費対象額
γ１：Ｄに相当する現場環境改善費率
γ２：Ｂに相当する現工事の現場環境改善費率

ただし，前記計算の場合にあってＡが負数になる場合は零額とみなし，追加工事に関する現場環境改善費は計上しない。また，Ａと当該追加工事単独で積算された所要領とを比較し，安価な方を採用する。

ii）追加工事のみが現場環境改善費の対象工事の場合

追加工事の単独計算

（2） 現場管理費の調整計算の方法

１） 率計算部分

現工事と当該追加工事で工種が異なる場合は，現工事と当該追加工事の純工事費の合計額に対するその主たる工種（それぞれ純工事費の大きい方の工種）の現場管理費率を適用する。

２） 調整計算の方法（率計算部分）

現工事と当該追加工事の純工事費を合算したもので率を算出し，各々の現場管理費を求め，現工事の現場管理費を控除したものの範囲内とする。

（イ） 調整の一般式は次のとおりとする。

$$A=(D\times\beta 1)-B\times\beta 2$$

Ａ：当該追加工事の現場管理費（調整計算額）

Ｂ：現工事の純工事費

Ｄ：合算工事の対象額

$\beta 1$：Ｄに相当する「主たる工種」の現場管理費率

$\beta 2$：Ｂに相当する現工事の工種の現場管理費率

ただし，前記計算の場合にあって，Ａが負数になる場合は零額とみなし，当該追加工事に関する現場管理費は計上しない。

また，Ａと当該追加工事単独で積算された所要領とを比較し，安価な方を採用する。

（ロ） 施工地域を考慮した補正係数が適用されている場合の一般式は次のとおりとする。

$$A=(D\times\beta 1+C\times\delta 1)-B\times\beta 2$$

Ａ：当該追加工事の現場管理費（調整計算額）

Ｂ：現工事の純工事費

Ｃ：当該追加工事の調整後の純工事費

Ｄ：合算工事の対象額

$\beta 1=\beta①$・Ｓｒ①：Ｄに相当する主たる工種の補正後の現場管理費率（％）

なお，補正後の現場管理費率の値は小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。

$\beta①$：Ｄに相当する主たる工種の補正前の現場管理費率

ただし，現工事と追加工事の補正係数が異なる場合はＢとＣの加重平均による補正係数とする。

$$Sr①=\frac{B\times Sr②+C\times Sr③}{B+C}$$

Ｓｒ①：（Ｂ＋Ｃ）に相当する主たる工種の補正係数

Ｓｒ②：Ｂに相当する現工事の工種の補正係数

Ｓｒ③：Ｃに相当する当該追加工事の工種の補正係数

なお，加重平均した補正係数値は小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。

$\beta 2=\beta②$・Ｓｒ②：Ｂに相当する現工事の工種の補正後の現場管理費率（％）

なお,補正後の現場管理費率の値は小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。

$\beta②$：Ｂに相当する現工事の工種の補正前の現場管理費率

$\delta 1$：当該追加工事の現場管理費補正率（補正率が無い場合は０％とする。）

ただし，前記計算の場合にあってＡが負数になる場合は零額とみなし，追加工事に関する現場管理費は計上しない。

また，Ａと当該追加工事単独で積算された所要領とを比較し，安価な方を採用する。

（３）一般管理費等の調整計算の方法

・調整計算の方法

現工事と当該追加工事の工事原価を合算したもので率を算出し，各々の一般管理費を求め，現工事の一般管理費等を控除したものの範囲内とする。

$$A=(D\times\alpha 1\times\delta 1)-B\times\alpha 2\times\delta 2+C\times\beta$$

Ａ：当該追加工事の一般管理費等（調整計算額）

Ｂ：現工事の工事原価（中止期間中の現場維持等の費用を含む）
Ｃ：当該追加工事の調整後の工事原価
Ｄ：合算工事の工事原価
α１：Ｄに相当する一般管理費等率
α２：Ｂに相当する現工事の一般管理費等率
β：当該追加工事の契約保証に係る一般管理費等の補正値
δ１：前払金支出割合による補正係数
現工事と当該追加工事の前払金支出割合が異なる場合は，ＢとＣの加重平均による前払金支出割合から求めた補正係数
δ２：現工事の前払金支出割合による補正係数

一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は，小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。

３ 設計変更について

随意契約方式により契約した追加工事において設計変更を行う場合には，当該随意契約の当初積算で用いた共通仮設費，現場管理費の算出方法を使用する。（調整計算額と単独計算額の比較は行わない。）

② 旧基準で積算した工事に改正基準で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費，現場管理費及び一般管理費等の調整について

１ 共通仮設費の調整計算の一般式

$$A=(D\times\gamma 1)-B\times\gamma 2$$

Ａ：当該追加工事の共通仮設費

Ｂ：現工事の共通仮設費対象額

Ｄ：合算工事の共通仮設費対象額

$\gamma 1$：Ｄに相当する「主たる工種」の改正基準による共通仮設費率

$\gamma 2$：Ｂに相当する現工事の工種の改正基準による共通仮設費率

なお，共通仮設費率の補正率もしくは補正係数が適用されている工事においては，「①随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費，現場管理費及び一般管理費等の調整について　２ 共通仮設費の調整計算の方法」に準拠して計算するものとする。

２ 現場管理費の調整計算の一般式

$$A=(D\times\beta 1)-B\times\beta 2$$

Ａ：当該追加工事の現場管理費

Ｂ：現工事の純工事費

Ｄ：合算工事の純工事費

$\beta 1$：Ｄに相当する「主たる工種」の改正基準による現場管理費率

$\beta 2$：Ｂに相当する現工事の工種の改正基準による現場管理費率

なお，現場管理費率の補正係数が適用されている工事においては，「①随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費，現場管理費及び一般管理費等の調整について　３ 現場管理費の調整計算の方法」に準拠して計算するものとする。

３ 一般管理費等の調整計算の一般式

$$A=(D\times\alpha 1\times\delta 1)-B\times\alpha 2\times\delta 2+C\times\beta$$

Ａ：当該追加工事の一般管理費等

Ｂ：現工事の工事原価（中止期間中の現場維持等の費用を含む）

Ｃ：当該追加工事の調整後の工事原価

Ｄ：合算工事の工事原価

$\alpha 1$：Ｄに相当する改正基準による一般管理費等率

$\alpha 2$：Ｂに相当する改正基準による一般管理費等率

β ：追加工事の契約保証に係る一般管理費等の補正値

$\delta 1$：当該追加工事の前払金支出割合による補正係数

$\delta 2$：現工事の前払金支出割合による補正係数

一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は，小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。

４ 設計変更について

旧基準により積算した工事の設計変更は，旧基準により積算するものとする。

５ 共 通 仮 設 費

共通仮設費の積算にあたっても上記現場管理費の取扱いと同様とする。

第５章　数値基準等

① 数値基準‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ Ⅰ-5-①- 1
② 数量総括表への条件明示‥‥‥‥‥‥‥‥‥ Ⅰ-5-②- 1

令和６年度建設工事積算基準

第５章　数値基準等

① 数　値　基　準

設計書の表示単位及び数位は原則として次のとおりとする。

（１） 設計表示単位及び数位は，別表に示すとおりとする。

（２） 設計数量が設計表示数位に満たない場合及び，工事規模，工事内容等により，設計表示数位が不適当と判断される場合は（小規模工事等）有効数位第１位の数量を設計表示数位とする。

（３） 数値基準以外の項目について，設計表示単位及び数位を定める必要が生じたときは工事規模，工事内容及び数値基準等を勘案して適正に定めるものとする。

（４） 設計計上数量は，「土木工事数量算出要領（案）」により算出された数量を，設計表示数位に四捨五入して求めるものとする。

（５） 設計表示単位及び数位の適用は各細別毎を原則とし，工種・種別は１式を原則とする。

（６） 契約数量は設計計上数量とする。ただし工事目的物以外で，指定仮設等数量明示が必要な種目以外は１式計上する。

（７） 設計表示単位及び数位は設計図書に添付するものとする。（土質調査，測量業務関係等は除く）

（８） 設計表示数位に満たない設計変更は契約変更の対象としないものとする。

（９） 単価契約には設計表示単位及び数位は適用しない。

② 数 量 総 括 表 へ の 条 件 明 示

数量総括表に記載する条件明示内容は原則として次のとおりとする。

（1） 数量総括表に記載する条件明示は，別表に示すとおりとする。

（2） 別表記載内容に加え，必要に応じて特記仕様書，図面等に補足内容を記載し，契約条件として必要な条件明示を行う。

（3） 別表は標準工法を想定しているため，該当する項目を適宜判断したうえで記載するものとする。

（4） 別表以外の項目について，条件明示の必要が生じたときは下表を参考に工事内容等を勘案して適正に定めるものとし，任意施工に関するものについては適宜修正削除を行うこと。

記載すべき内容	記載すべきでない内容
工事目的物に属する材質，規格等 工事目的物の寸法等 作業条件に関わる物（時間制約　等）	受注者の任意施工に関わる部分 （施工方法，仮設方法） 検収不可能な物

	種　　別	細　　別	規　　格	設計表示単位	数位	備　　考
土工	掘削工	掘削	土質 施工方法 押土の有無 障害の有無 施工数量	㎥	100	ただし1,000㎥未満及び岩の場合は10㎥
土工		掘削（砂防）	土質 施工数量 障害の有無 火薬使用	㎥	100	ただし1,000㎥未満及び岩の場合は10㎥
土工		河床等掘削		㎥	100	ただし1,000㎥未満の場合は10㎥
土工		掘削（光ケーブル配管）	土質 施工方法 押土の有無 障害の有無 施工数量	㎥	100	ただし1,000㎥未満の場合は10㎥
土工		整地	作業区分	㎥	100	ただし1,000㎥未満の場合は10㎥
土工		押土（ルーズ）	土質	㎥	100	ただし1,000㎥未満の場合は10㎥
土工		積込（ルーズ）	土質 作業内容	㎥	100	ただし1,000㎥未満の場合は10㎥
土工		積込（ルーズ）砂防	土質 作業内容	㎥	100	ただし1,000㎥未満の場合は10㎥
土工		土砂等運搬	土質	㎥	10	
土工		土砂等運搬（砂防）	土質	㎥	10	
土工	掘削工（ＩＣＴ）	掘削（ＩＣＴ）	土質 施工方法 障害の有無 施工数量	㎥	100	ただし1,000㎥未満の場合は10㎥
土工		掘削（砂防）（ＩＣＴ）	土質 施工数量 障害の有無	㎥	100	ただし1,000㎥未満の場合は10㎥
土工		河床等掘削（ＩＣＴ）		㎥	100	ただし1,000㎥未満の場合は10㎥
土工	（路体・路床）盛土工	路体（築堤）盛土	施工幅員	㎥	100	ただし1,000㎥未満の場合は10㎥
土工		路床盛土	施工幅員	㎥	100	ただし1,000㎥未満の場合は10㎥
土工		整地	作業区分	㎥	100	ただし1,000㎥未満の場合は10㎥
土工		押土（ルーズ）	土質	㎥	100	ただし1,000㎥未満の場合は10㎥
土工		積込（ルーズ）	土質 作業内容	㎥	100	ただし1,000㎥未満の場合は10㎥
土工		積込（ルーズ）砂防	土質 作業内容	㎥	100	ただし1,000㎥未満の場合は10㎥
土工		土砂等運搬	土質	㎥	10	
土工		土砂等運搬（砂防）	土質	㎥	10	
土工	（路体・路床）盛土工（ＩＣＴ）	路体（築堤）盛土（ＩＣＴ）	施工幅員	㎥	100	ただし1,000㎥未満の場合は10㎥
土工		路床盛土（ＩＣＴ）	施工幅員	㎥	100	ただし1,000㎥未満の場合は10㎥
土工		土材料		㎥	100	ただし1,000㎥未満の場合は10㎥

	種　　別	細　　別	規　　格	設計表示単位	数位	備　　考
土工	法面整形工	法面整形	現場制約の有無 （盛土部：）法面締固めの有無 （切土部：）土質	㎡	10	
土工	法面整形工（ＩＣＴ）	法面整形（ＩＣＴ）	（盛土部：）法面締固めの有無 （切土部：）土質	㎡	10	
土工	盛土補強工	安定シート・ネット	シート種類	㎡	1	
土工		ジオテキスタイル補強土壁	壁面材の種類	㎡	1	
土工	残土処理工	整地	作業区分	㎥	100	ただし1,000㎥未満の場合は10㎥
土工		土砂等運搬	土質	㎥	10	
土工		残土等処分		㎥	10	
土工	作業土工	床掘り	土質	㎥	100	ただし1,000㎥未満及び岩の場合は10㎥
土工		埋戻し	土質区分 土質	㎥	100	ただし1,000㎥未満の場合は10㎥,岩類は10㎥
土工	作業土工（ＩＣＴ）	床掘り（ＩＣＴ）	土質	㎥	100	ただし1,000㎥未満の場合は10㎥,岩類は10㎥
土工	堤防天端工	天端敷砂利	砕石規格 敷厚	㎡	10	
共通的工種	矢板工	鋼矢板	鋼矢板型式 鋼矢板平均長さ 鋼矢板打込長 [鋼矢板平均引抜長]	枚	1	
共通的工種		可とう鋼矢板	可とう種別 鋼矢板型式 鋼矢板長さ	枚	1	
共通的工種		軽量鋼矢板	軽量鋼矢板型式 軽量鋼矢板平均長さ 矢板根入長	枚	1	
共通的工種		広幅鋼矢板	広幅鋼矢板 型式 広幅鋼矢板平均長さ 鋼矢板打込長 [鋼矢板平均引抜長]	枚	1	
共通的工種		タイロッド	タイロッド材質 タイロッド径	組	1	
共通的工種		腹起し	溝形鋼規格	t	0.1	
共通的工種		控え版	コンクリート規格 幅 高さ	m	1	
共通的工種		中詰砂	砂規格	㎥	10	ただし100㎥未満の場合は1㎥
共通的工種	法枠工	法枠(現場打,プレキャスト,吹付)	法枠規格 中詰材種類	㎡	1	
共通的工種	吹付工	吹付(モルタル,コンクリート)	セメント種類 吹付厚	㎡	1	
共通的工種	植生工	種子散布	種子規格 肥料の有無 施工規模	㎡	10	
共通的工種		芝(各種)	芝種類 施工規模	㎡	10	
共通的工種		客土吹付	吹付厚 工種区分 施工規模	㎡	10	
共通的工種		植生基材吹付	吹付厚	㎡	10	

	種　　別	細　　別	規　　格	設計表示単位	数位	備　　考
			工種区分 施工規模			
共通的工種		植生マット	工種区分 施工規模	㎡	10	
共通的工種		植生シート	工種区分 施工規模	㎡	10	
共通的工種		植生筋	工種区分 施工規模	㎡	10	
共通的工種		植生穴	削孔数	㎡	10	
共通的工種		養生（散水養生）		㎡	10	
共通的工種	かご工	じゃかご・ふとんかご・かご枠	幅 高さ （じゃかご：）径 （ふとんかご：）種別 （ふとんかご：）規格 詰石種類 詰石規格	m	1	
共通的工種		止杭	止杭規格	本	1	
共通的工種		かごマット（スロープ型）	かご厚さ かご本体材質 詰石種類 詰石規格	㎡	1	
共通的工種		かごマット（多段積型）	かご本体材質 詰石種類 詰石規格	㎡	1	
共通的工種		帯鋼補強土壁･アンカー補強土壁・ジオテキスタイル補強土壁	土質	㎡	1	
共通的工種		補強盛土	壁面材の種類	㎡	1	
共通的工種	軽量盛土工	軽量盛土		㎥	1	
共通的工種		コンクリート床版	コンクリート規格 厚さ	㎡	1	
共通的工種		基礎コンクリート	コンクリート規格	m	1	
共通的工種		壁体工	支柱仕様・規格 壁面材仕様・規格	㎡	1	
共通的工種		裏込砕石	砕石規格	㎥	1	
共通的工種	吸出し防止工	吸出し防止材	材質 種類 厚さ	㎡	10	ただし100㎡未満の場合は1㎡
共通的工種	泥水処理工	泥水処理		㎥	10	
共通的工種	仮水路工	フィルター材敷設	管種別 管径 フィルター材の種類	㎥	1	
共通的工種	場所打擁壁工	処分費		㎥	1	
共通的工種	仮橋･仮桟橋工	積込（コンクリート殻）		㎥	1	
共通的工種	骨材再生工	骨材再生	投入殻寸法	㎥	1	
共通的工種	土留･仮締切工	ボーリングマシン移設（アンカー）		回	1	
共通的工種	土留･仮締切工	アンカー工材料費	アンカー工材数量	式	1	
共通的工種	土留･仮締切工	削孔（アンカー）	削孔長 方式 呼び径 土質区分	m	1	

	種　　別	細　　別	規　　格	設計表示単位	数位	備　　考
共通的工種	土留･仮締切工	グラウト注入（アンカー）	注入材規格 圧縮強度	㎥	1	
共通的工種	ｱﾝｶｰ工(ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ板)	ＰＣコンクリート板据付	フレームタイプ	枚	1	
共通的工種	ｱﾝｶｰ工(ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ板)	ジョイント処理		箇所	1	
共通的工種	排水材設置工		幅 厚さ	m	1	
基礎工	既製杭工	既製コンクリート杭	杭種別 杭径 杭長 杭打込長（掘削長）	本	1	ただし1本当りの場合は1m
基礎工		鋼管杭	鋼管径（杭径） 鋼管長さ（杭長）	本	1	ただし1本当りの場合は0.5m
基礎工		Ｈ鋼杭	Ｈ鋼形式 Ｈ鋼長さ（杭長） Ｈ型鋼平均打込長 ［Ｈ型鋼平均引抜長］	本	1	ただし1本当りの場合は0.5m
基礎工		掘削土処理	土質	㎥	10	
基礎工	場所打杭工	場所打杭	杭径 杭長（設計長）	本	1	ただし1本当りの場合は0.1m
基礎工		掘削土処理	土質	㎥	10	
基礎工	合成杭工	合成杭	杭種別 杭径 杭長	本	1	ただし1本当りの場合は0.1m
基礎工		掘削土処理	土質	㎥	10	
基礎工	ニューマチックケーソン基礎工	ニューマチックケーソン設備		式	1	
基礎工		刃口金物据付		基	1	
基礎工		沈下掘削		㎥	10	
基礎工		沈下促進	水荷重形式 載荷材料形式（コンクリートブロック）	t	0.1	
基礎工		ケーソン本体コンクリート	コンクリート規格	㎥	1	
基礎工		底スラブコンクリート	コンクリート規格	㎥	1	
基礎工		中埋コンクリート	コンクリート規格	㎥	1	
基礎工		ブローパイプバルブ調整		基	1	
基礎工		中詰充填	中詰材規格	㎥	100	ただし1,000㎥未満の場合は10㎥
基礎工		砂セントル	材料規格	㎥	10	ただし100㎥未満の場合は1㎥
基礎工		天端コンクリート用型枠・支保		㎡	10	
基礎工		足場材設置・撤去		式	1	
基礎工		止水壁取壊し	施工方法	㎥	1	
基礎工	深礎工・シャフト工	巻立コンクリート	敷厚 構造物種別 コンクリート規格	㎡	1	
基礎工		掘削土留	杭径 杭長	本	1	
基礎工		グラウト注入	注入材規格 圧縮強度	㎥	1	

	種　　別	細　　別	規　　格	設計表示単位	数位	備　　考
基礎工	鋼管井筒基礎工	鋼管矢板	鋼管材質 鋼管径 鋼管長さ 打込工法	本	1	
基礎工		井筒内掘削		㎥	10	
基礎工		継手処理		本	1	
基礎工		鋼管内掘削		㎥	10	
基礎工		中詰コンクリート	コンクリート規格	㎥	1	
基礎工		敷砂	敷砂規格	㎥	10	ただし100㎥未満の場合は1㎥
基礎工		底版コンクリート	コンクリート規格	㎥	1	
基礎工		杭切断	鋼管杭径	本	1	
基礎工		鋼管矢板支保	支保型式	t	0.1	
基礎工		間詰コンクリート	コンクリート規格	㎥	1	
基礎工		間詰コンクリート撤去	構造物区分 工法 区分施工規模	㎥	1	
基礎工		頂版結合（プレートブラケット）		t	0.1	
基礎工		頂版結合（鉄筋スタッド）		段	1	
基礎工		詰杭		m	1	
石・ブロック積（張）	石・ブロック積(張)工	石積(張)・コンクリートブロック基礎	コンクリート規格 底幅 高さ	m	1	
石・ブロック積（張）		各種石・ブロック積(張)	ブロック規格 ブロック質量	㎡	1	
石・ブロック積（張）		間知ブロック張	ブロック規格 裏込材規格 胴込・裏込コンクリート規格 遮水シートの有無	㎡	1	
石・ブロック積（張）		目地板	目地板の種類 目地板厚さ	㎡	1	
石・ブロック積（張）		ブロック植栽	樹木名	本	1	
石・ブロック積（張）		天端コンクリート	コンクリート規格	㎥	1	
石・ブロック積（張）		基礎砕石（基礎材）	基礎材規格（砕石の場合等） 敷厚	㎡	10	ただし100㎡未満の場合は1㎡
石・ブロック積（張）		現場打小口止コンクリート	コンクリート規格	㎥	1	
石・ブロック積（張）		プレキャスト小口止ブロック	幅 高さ	m	0.1	
石・ブロック積（張）		現場打横帯（隔壁）コンクリート	コンクリート規格	㎥	1	
石・ブロック積（張）		プレキャスト横帯（隔壁）ブロック	幅 高さ	m	0.1	
石・ブロック積（張）		プレキャスト巻止ブロック	幅 高さ	m	0.1	
石・ブロック積（張）		養生費	養生工の種類	㎥	1	
舗装工	舗装準備工	不陸整正	補足材有無	㎡	10	ただし1,000㎡未満の場

	種　　別	細　　別	規　　格	設計表示単位	数位	備　　考
			補足材種類・規格 補足材整正厚			合は1㎡
舗装工		調整コンクリート	コンクリート規格 敷厚	㎡	10	ただし1,000㎡未満の場合は1㎡
舗装工	舗装準備工（ＩＣＴ）	不陸整正（ＩＣＴ）	補足材有無 補足材種類・規格 補足材整正厚	㎡	10	ただし1,000㎡未満の場合は1㎡
舗装工	橋面防水工	橋面防水	防水工種類	㎡	10	ただし1,000㎡未満の場合は1㎡
舗装工	舗装工	下層路盤（車道・路肩部）	路盤材種類 路盤材規格 仕上り厚	㎡	10	ただし1,000㎡未満の場合は1㎡
舗装工		下層路盤（歩道部）	路盤材種類 路盤材規格 仕上り厚	㎡	10	ただし1,000㎡未満の場合は1㎡
舗装工		上層路盤（車道・路肩部）	路盤材種類 路盤材規格 仕上り厚	㎡	10	ただし1,000㎡未満の場合は1㎡
舗装工		上層路盤（歩道部）	路盤材種類 路盤材規格 仕上り厚	㎡	10	ただし1,000㎡未満の場合は1㎡
舗装工		路盤	路盤材種類 路盤材規格 仕上り厚	㎡	10	ただし1,000㎡未満の場合は1㎡
舗装工		フィルター層	材料種類 仕上り厚	㎡	10	ただし1,000㎡未満の場合は1㎡
舗装工		基層（車道・路肩部）	材料種類 材料規格 舗装厚 平均幅員	㎡	10	ただし1,000㎡未満の場合は1㎡
舗装工		基層（歩道部）	材料種類 材料規格 舗装厚 平均幅員	㎡	10	ただし1,000㎡未満の場合は1㎡
舗装工		中間層（車道・路肩部）	材料種類 材料規格 舗装厚 平均幅員	㎡	10	ただし1,000㎡未満の場合は1㎡
舗装工		中間層（歩道部）	材料種類 材料規格 舗装厚 平均幅員	㎡	10	ただし1,000㎡未満の場合は1㎡
舗装工		表層（車道・路肩部）	材料種類 材料規格 舗装厚 平均幅員	㎡	10	ただし1,000㎡未満の場合は1㎡
舗装工		表層（歩道部）	材料種類 材料規格 舗装厚 平均幅員	㎡	10	ただし1,000㎡未満の場合は1㎡
舗装工		排水性舗装・表層（車道・路肩部）		㎡	10	ただし1,000㎡未満の場合は1㎡
舗装工		セメントミルク浸透	施工厚	㎡	10	ただし1,000㎡未満の場合は1㎡
舗装工		アスファルト中間層	材料種類 材料規格 舗装厚	㎡	10	ただし1,000㎡未満の場合は1㎡

	種　　別	細　　別	規　　格	設計表示単位	数位	備　　考
			平均幅員			
舗装工		コンクリート舗装	コンクリート規格 舗装厚	㎡	10	ただし1,000㎡未満の場合は1㎡
舗装工		連続鉄筋コンクリート舗装	コンクリート規格 舗装厚	㎡	10	ただし1,000㎡未満の場合は1㎡
舗装工		縦目地	目地材種類・厚さ	m	1	
舗装工		横目地	目地形式	m	1	
舗装工		目地切り・清掃		m	1	
舗装工		薄層カラー舗装	舗装色 規格・使用	㎡	10	ただし1,000㎡未満の場合は1㎡
舗装工		インターロッキングブロック舗装	ブロック規格 敷材種類 敷材厚 施工規模	㎡	10	ただし1,000㎡未満の場合は1㎡
舗装工		特殊ブロック舗装	作業区分 ブロック規格	㎡	10	ただし1,000㎡未満の場合は1㎡
舗装工	舗装工（ＩＣＴ）	下層路盤（車道・路肩部）（ＩＣＴ）	路盤材種類 路盤材規格 仕上り厚	㎡	10	ただし1,000㎡未満の場合は1㎡
舗装工		上層路盤（車道・路肩部）（ＩＣＴ）	路盤材種類 路盤材規格 仕上り厚	㎡	10	ただし1,000㎡未満の場合は1㎡
舗装工	踏掛版工	踏掛版	コンクリート規格 鉄筋材料規格・径	㎥	1	
舗装工	区画線工	区画線	施工方法区分 規格・仕様区分 塗布厚 排水性舗装用の有無	m	10	ただし100m未満の場合は1m
舗装工		区画線消去	施工方法区分	m	1	
地盤改良工	路床安定処理工	安定処理	混合深さ 固化材100m2あたり使用量 固化材の種類	㎡	10	ただし1,000㎡未満の場合は1㎡
地盤改良工	自走式土質改良工	土質改良	改良土質 固化材1m3あたり使用量 固化材の種類	㎥	100	ただし1000㎥未満の場合は10㎥
地盤改良工	表層安定処理	サンドマット	砂材料費の有無	㎥	10	
地盤改良工		安定シート・ネット	シート種類	㎡	10	
地盤改良工		表層混合処理		㎡	10	
地盤改良工		置換	置換材料 施工数量	㎥	100	ただし1,000㎥未満の場合は10㎥
地盤改良工	置換工	置換	置換材料 施工数量	㎥	100	ただし1,000㎥未満の場合は10㎥
地盤改良工	サンドマット工	サンドマット	砂材料費の有無	㎥	10	
地盤改良工	パイルネット工	既製コンクリート杭	杭種別 杭径 杭長 杭打込長（掘削長）	本	1	
地盤改良工		木杭	杭材質 杭長 杭末口	本	1	
地盤改良工		連結鉄筋	鉄筋材料規格・径	t	0.1	ただし1ｔ未満の場合は0.01ｔ

	種　　別	細　　別	規　　格	設計表示単位	数位	備　　考
地盤改良工		安定シート	シート種類	㎡	10	
地盤改良工	バーチカルドレーン工	サンドドレーン	径 ＳＤ打設長 ＳＤ杭径 ＳＣＰ径 ＳＣＰ打設長 ＳＣＰ杭径	本	1	
地盤改良工		PVD(プレファブリケイティッドバーチカルドレーン)	材料規格 長さ（打設長）	本	1	
地盤改良工	締固め改良工	サンドコンパクションパイル	径 ＳＤ打設長 ＳＤ杭径 ＳＣＰ径 ＳＣＰ打設長 ＳＣＰ杭径	本	1	
地盤改良工	固結工	粉体噴射撹拌	改良材種類 杭径 長さ（打設長） 長さ（杭長）	本	1	
地盤改良工		粉体噴射撹拌（先掘・移設・軸間変更）	改良材種類 杭径 長さ（打設長） 長さ（杭長）	式	1	
地盤改良工		高圧噴射撹拌	工法 注入材種類 長さ（注入長） 長さ（土被長）	本	1	
地盤改良工		スラリー撹拌	改良材種類 杭径 長さ（打設長） 長さ（杭長）	本	1	
地盤改良工		中層混合処理	改良深度 施工規模	㎥	1	
地盤改良工		薬液注入	注入材料	本	1	
地盤改良工（ＩＣＴ）	表層安定処理工	安定処理（ＩＣＴ）	混合深さ 固化材100㎡あたり使用量 固化材の種類	㎡	1	
地盤改良工（ＩＣＴ）	固結工	スラリー撹拌（ＩＣＴ）	改良材種類 杭径，長さ（打設長） 長さ（杭長）	本	1	
地盤改良工（ＩＣＴ）		中層混合処理（ＩＣＴ）	改良深度 施工規模	㎥	1	
構造物撤去工	構造物取壊し工	コンクリート構造物取壊し	構造物区分 工法区分 施工規模	㎥	1	
構造物撤去工		舗装版切断	舗装版種別 舗装厚	m	10	ただし100m未満の場合は1m
構造物撤去工		舗装版破砕	舗装版種別 舗装版厚	㎡	10	ただし100㎡未満の場合は1㎡
構造物撤去工		コンクリートはつり	平均はつり厚	㎡	1	ただし10㎡未満の場合は0.1㎡
構造物撤去工		吹付法面取壊し	集積積込の有無 工法区分	㎡	10	ただし100㎡未満の場合は1㎡
構造物撤去工		鋼材切断	鋼材規格（種類他）	箇所	1	
構造物撤去工		鋼材切断	鋼材規格（種類他）	m	1	

	種　　別	細　　別	規　　格	設計表示単位	数位	備　　考
構造物撤去工		鋼矢板引抜	鋼矢板型式 引抜長	枚	1	
構造物撤去工		H鋼杭引抜	H鋼形式 引抜長	本	1	
構造物撤去工		広幅鋼矢板引抜き	鋼矢板型式 引抜長	枚	1	
構造物撤去工		コンクリートブロック撤去		㎡	10	ただし100㎡未満の場合は1㎡
構造物撤去工		覆工板設置・撤去		㎡	10	ただし100㎡未満の場合は1㎡
構造物撤去工		根固めブロック撤去	ブロック規格	個	1	
構造物撤去工		殻運搬	殻種別	㎥	1	
構造物撤去工		殻処分	殻種別	㎥	1	
構造物撤去工		現場発生品運搬	発生材種類	t	0.01	
構造物撤去工	道路施設撤去工	側溝・街渠撤去	作業区分	m	1	
構造物撤去工		集水桝・マンホール撤去	製品質量（kg/基）	基	1	
構造物撤去工		蓋版撤去		枚	1	
構造物撤去工		防護・防止柵撤去		m	1	
構造物撤去工		視線誘導標撤去	視線誘導標規格 施工区分 施工規模	本	1	
構造物撤去工		境界杭撤去	施工規模	本	1	
構造物撤去工		道路鋲撤去	施工区分 施工規模	個	1	
構造物撤去工		車線分離標撤去	施工区分 施工規模	本	1	
構造物撤去工		境界鋲撤去	施工規模	枚	1	
構造物撤去工		距離標撤去	施工区分	本	1	
構造物撤去工		横断歩道橋側板(裾隠・目隠)撤去	取外し部材規格	㎡	1	
構造物撤去工		遮光フェンス撤去		m	1	
構造物撤去工		標識撤去		基	1	
構造物撤去工		境界ブロック撤去	再利用区分	m	1	
構造物撤去工		ケーブル配管撤去	管径 規格	m	1	
構造物撤去工		照明柱撤去		基	1	
構造物撤去工	かご撤去工	じやかご撤去	じゃかご径	m	1	
構造物撤去工		ふとんかご撤去	ふとんかご種別 ふとんかご規格	m	1	
構造物撤去工	落石雪害防止撤去工	落石防護柵撤去		m	1	
構造物撤去工		落石防止網(繊維網)撤去		㎡	1	
構造物撤去工		コンクリート平板ブロック撤去	ブロック規格	㎡	1	
構造物撤去工		ノンスリップ撤去		m	1	
構造物撤去工	冬季安全施設撤去工	吹溜式防雪柵撤去	柵高	m	1	
構造物撤去工		吹払式防雪柵撤去	柵高	m	1	
構造物撤去工		スノーポール撤去	スノーポール規格	本	1	
構造物撤去工	旧橋撤去工	鋼製高欄撤去		m	1	

	種　　別	細　　別	規　　格	設計表示単位	数位	備　　考
構造物撤去工		舗装版・床版破砕及び撤去	施工内容	㎥	1	
構造物撤去工		桁材撤去	施工内容	t	1	
構造物撤去工	構造物取壊し工	コンクリート表面処理	施工規模 上向作業の有無	㎡	1	
仮設工	仮設工	覆工板・敷鉄板	鋼材規格 作業区分	㎡	1	
仮設工	仮設工	覆工板受桁	鋼材規格 作業区分	t	1	
仮設工		鋼矢板	鋼矢板型式 平均鋼矢板長さ 鋼矢板打込長 ［平均鋼矢板引抜長］	枚	1	
仮設工		H鋼杭	H鋼形式 H鋼長さ（杭長） H型鋼平均打込長 ［H型鋼平均引抜長］	本	1	
仮設工		アンカー	アンカーボルト規格	本	1	
仮設工		タイロッド・腹起し	タイロッド材質 タイロッド径	t	0.1	数量契約の場合は0.1ｔ
仮設工		切梁・腹起し		t	0.1	数量契約の場合は0.1ｔ
仮設工		横矢板	横矢板材質 横矢板厚さ	㎡	1	
仮設工	水替工	ポンプ排水	排水量 排水方法	日	1	
仮設工	水替工	水替とい		m	1	
仮設工	地下水低下工	ウエルポイント	ポンプ組数	日	1	
仮設工		ディープウェル	径 深さ	日	1	
仮設工	汚濁防止工	汚濁防止フェンス	作業区分	m	1	
仮設工	汚濁防止工	濁水処理設備		箇所	1	
仮設工	防護施設工	発破防護柵	作業区分	㎡	10	
仮設工		基礎ブロック（立入防止柵）	寸法 作業区分	個	1	
仮設工		金網（フェンス）・支柱（立入防止柵）	柵高 作業区分	m	1	
仮設工	防護施設工	仮囲い	作業区分 基礎形式 高さ	m	1	
仮設工	土のう工	大型土のう		袋	1	
仮設工	足場工	手摺先行型枠組足場	安全ネットの有無	掛㎡	10	
仮設工	土留・仮締切工	盛替梁	梁規格	箇所	1	
仮設工	土留・仮締切工	アンカー工材加工・組立・挿入・緊張・定着・頭部処理	アンカー鋼材数量	本	1	
仮設工	土留・仮締切工	軽量鋼矢板（電線共同溝）	矢板型式	式	1	
仮設工	土留・仮締切工	溝掘り		㎥	1	
仮設工	土留・仮締切工	泥土処理	土質	㎥	1	
仮設工	砂防仮締切工	土砂締切		㎥	100	ただし1,000㎥未満の場合は10㎥
仮設工	砂防仮締切工	大型土のう締切		袋	1	

	種　　別	細　　別	規　　格	設計表示単位	数位	備　　考
仮設工	砂防仮締切工	コンクリート締切		㎥	1	
仮設工	仮橋･仮桟橋工	橋脚		t	1	
仮設工	仮橋･仮桟橋工	仮設高欄	形式区分 作業区分	m	1	
仮設工	仮橋･仮桟橋工	仮橋上部	作業区分	t	0.1	数量契約の場合は0.1ｔ
仮設工	仮橋･仮桟橋工	仮橋コンクリート基礎	コンクリート規格 幅 長さ 高さ	箇所	1	
仮設工	仮橋･仮桟橋工	高力ボルト	ボルト規格	kg	1	
仮設工	仮橋･仮桟橋工	防舷材	材料規格	基	1	
仮設工	掘削工	転石破砕	火薬使用の有無	㎥	1	
仮設工	作業土工	掘削補助機械搬入搬出		回	1	
仮設工	作業土工	人力運搬	換算距離	㎥	1	
仮設工	作業ﾔｰﾄﾞ整備工	ヤード造成		㎡	1	
仮設工	工事用道路工	工事用道路補修		式	1	
仮設工	工事用道路工	仮設舗装		㎡	1	
仮設工	工事用道路工	仮設アスカーブ		m	1	
仮設工	工事用道路工	土のう積		㎡	1	
仮設工	法面吹付工	仮設用モルタル吹付	セメント種類 ラス張施工規模 法面清掃工の有無	㎡	1	
仮設工	仮水路工	暗渠排水管	作業区分 管種別 管径	m	1	
仮設工	防塵対策工	散水		式	1	
仮設工	防塵対策工	タイヤ洗浄装置	装置規格	式	1	
仮設工	防塵対策工	路面清掃		式	1	
仮設工	電力設備工	配電設備		m	1	
仮設工	電力設備工	受電設備		箇所	1	
仮設工	ﾄﾝﾈﾙ仮設備工	トンネル用水設備		箇所	1	
仮設工	ﾄﾝﾈﾙ仮設備工	トンネル仮設備保守		箇月	0.1	
仮設工	ﾄﾝﾈﾙ仮設備工	トンネル充電設備		日	1	
仮設工	ﾄﾝﾈﾙ仮設備工	吹付プラント組立解体		基	1	
仮設工	ﾄﾝﾈﾙ仮設備工	スライドセントル組立解体		基	1	
仮設工	ﾄﾝﾈﾙ仮設備工	防水作業台車組立解体		基	1	
仮設工	ｺﾝｸﾘｰﾄ製造設備工	コンクリートプラント設備		基	1	
仮設工	ｺﾝｸﾘｰﾄ製造設備工	ケーブルクレーン設備		対	1	
仮設工	除雪工	現場内除雪（機械）	貸与区分	時間	1	
仮設工	除雪工	現場内除雪（人力）		人日	1	
仮設工	除雪工	仮囲い屋根部		㎥	1	
仮設工	雪寒施設工	雪寒仮囲い	仮囲い規格 設置・撤去	㎡	1	
仮設工	雪寒施設工	ウェザーシェルター		基	1	
構造物補修工		充てん工法	１構造物当り補修延べ延長 材料種類	構造物	1	

	種　　別	細　　別	規　　格	設計表示単位	数位	備　　考
構造物補修工		低圧注入工法	１構造物当り補修延べ延長材料種類	構造物	1	
構造物補修工		左官工法	１構造物当り補修延べ体積材料種類 鉄筋ケレン・鉄筋防錆処理の有無	構造物	1	
コンクリート構造物		基礎材	基礎材規格（砕石の場合等） 敷厚	㎡	10	ただし100㎡未満の場合は1㎡
コンクリート構造物		均しコンクリート	コンクリート規格 敷厚	㎡	10	ただし100㎡未満の場合は1㎡
コンクリート構造物		コンクリート	コンクリート規格 養生費 コンクリート夜間割増の有無	㎥	1	
コンクリート構造物		二次コンクリート	規格	㎥	1	
コンクリート構造物		鉄筋	鉄筋材料規格・径	t	0.01	
コンクリート構造物		目地材	目地材種類・厚さ	㎡	1	
コンクリート構造物		止水板	止水板種類・寸法	m	1	
コンクリート構造物		型枠	型枠の種類	㎡	10	ただし100㎡未満の場合は1㎡
コンクリート構造物		足場	安全ネットの有無	掛㎡	10	
コンクリート構造物		支保	支保耐力○○以上	空㎥	10	
コンクリート構造物		植石張り	構造区分 石材径 胴込・裏込コンクリート規格 裏込材規格	㎡	1	
コンクリート構造物		水抜パイプ	管径・管種類 フィルターの有無	m	1	
コンクリート構造物		スリップバー	鉄筋材料規格・径	箇所	1	
コンクリート構造物		スリップバー	鉄筋材料規格・径	組	1	
コンクリート構造物		防水モルタル	セメント種類 混合比	㎥	1	
コンクリート構造物		アンカーボルト	アンカーボルト規格	本	1	
コンクリート構造物		有孔管	作業区分 工法区分 施工規模	m	1	
コンクリート構造物		可撓継手	内幅 内高	箇所	1	
コンクリート構造物	橋台躯体工(構造物単位)	逆T式橋台	高さ区分 打設量区分 コンクリート規格 化粧型枠の有無	㎥	1	
コンクリート構造物	橋脚躯体工(構造物単位)	T型橋脚	高さ区分 打設量区分 コンクリート規格 化粧型枠の有無	㎥	1	

	種　　別	細　　別	規　　格	設計表示単位	数位	備　　考
コンクリート構造物	橋脚躯体工(構造物単位)	壁式橋脚	高さ区分 打設量区分 コンクリート規格 化粧型枠の有無	㎥	1	
コンクリート構造物	場所打擁壁工(構造物単位)	小型擁壁	擁壁平均高さ 本体コンクリート規格	㎥	1	
コンクリート構造物	場所打擁壁工(構造物単位)	重力式擁壁	擁壁平均高さ 本体コンクリート規格	㎥	1	
コンクリート構造物	場所打擁壁工(構造物単位)	もたれ式擁壁	本体コンクリート規格	㎥	1	
コンクリート構造物	場所打擁壁工(構造物単位)	逆T型擁壁	本体コンクリート規格	㎥	1	
コンクリート構造物	場所打擁壁工(構造物単位)	L型擁壁	本体コンクリート規格	㎥	1	
コンクリート構造物	羽口工	連節ﾌﾞﾛｯｸ張(ｺﾝｸﾘｰﾄ)		㎥	1	
コンクリート構造物	暗渠工	プレキャストボックス	内幅 内高	m	1	
構造物	帯状構造物(小規模)工		幅 高さ コンクリート規格	m	1	各種ブロック(既製品共)Ｈ＝2.0m未満の擁壁類
構造物	帯状構造物(大規模)工		コンクリート規格 幅 高さ	m	0.1	Ｈ＝2.0m以上の擁壁類
構造物	排水構造物工		管規格	m	1	ただし径1m以上の管渠類の場合は0.1m
構造物	排水構造物工	現場打水路	内幅（複単不使用の場合） 内高（複単不使用の場合） コンクリート規格	m	1	
構造物	排水構造物工	縦排水・小段排水	U型側溝の種類 U型側溝の規格 内幅（各種の場合） 内高（各種の場合） 作業区分 コンクリート打設の有無 コンクリート規格 目地板の有無 目地板の種類 目地板の種類（各種の場合）	m	1	
構造物	場所打函渠工(構造物単位)	函渠	内幅 内高 コンクリート規格	㎥	1	
構造物	函渠工（大型ボックスカルバート工)	プレキャストボックス	製品長 分割数 内空寸法	m	0.1	
構造物	函渠工（大型ボックスカルバート工)	止水シート	幅・規格等	m	1	
構造物	排水性舗装用路肩排水工	透水性樹脂コンクリート		㎥	1	
構造物	橋脚架設工	橋脚架設		t	0.1	

	種　　別	細　　別	規　　格	設計表示単位	数位	備　　考
工場製作工	製作工	製作加工	鋼材規格	t	0.1	ただし1ｔ未満の場合は0.01ｔ
工場製作工		ボルト・ナット	ボルト・ナット種類	組	1	
工場製作工		スタッドジベル	径・長さ	本	1	
工場製作工		バックアップ	材質	㎥	0.1	
工場製作工		充填シール	材質	㎥	0.1	
工場製作工		アンカーボルト	材質・径・長さ アンカー材規格	組	1	
工場製作工	鋳造費	金属支承	支承規格	個	1	
工場製作工		大型ゴム支承	支承規格	個	1	
工場製作工		排水桝	桝規格	個	1	
工場製作工		橋名板	材質	枚	1	
工場製作工		橋歴板		枚	1	
工場製作工	工場塗装工	前処理	材料種類	㎡	10	ただし100㎡未満の場合は1㎡
工場製作工		塗装(下・中・上塗)	塗装種別 塗装箇所 塗装回数	㎡	10	ただし100㎡未満の場合は1㎡
工場製作工		メッキ		t	0.1	
工場製品輸送工	輸送工	輸送		t	0.1	ただし1ｔ未満の場合は0.01ｔ
工場製品輸送工		工場取卸（鋼桁・鋼管杭）		t	0.1	
工場製品輸送工		小運搬		t	0.1	ただし1ｔ未満の場合は0.01ｔ
付属施設	縁石工	歩車道境界ブロック	ブロック規格	m	1	
付属施設		地先境界ブロック	ブロック規格	m	1	
付属施設		植樹ブロック	ブロック規格	m	1	
付属施設	緑化ﾌﾞﾛｯｸ工	養生費	養生工の種類	㎡	1	
付属施設		アスカーブ	材料種類 断面積	m	10	
付属施設	集水桝・街渠桝・マンホール工	集水桝	集水桝種類 現場打材種類 コンクリート規格 基礎コンクリート規格	箇所	1	(プレキャスト含む)
付属施設		街渠枡	集水桝・街渠桝種類 基礎コンクリート規格 法面作業補正	箇所	1	(プレキャスト含む)
付属施設		マンホール	マンホール規格 コンクリート規格 蓋種類	箇所	1	
付属施設		蓋	蓋種類	枚	1	
付属施設	路側防護柵工	ガードレール	ガードレール規格 施工規模 曲線部補正の有無	m	1	
付属施設		ガードパイプ	ガードパイプ規格 施工規模 曲線部補正の有無	m	1	
付属施設		ガードケーブル	ガードケーブル規格 建込条件	m	1	
付属施設		基礎ブロック（立入防止柵）	寸法 作業区分	個	1	

	種　　別	細　　別	規　　格	設計表示単位	数位	備　　考
付属施設		金網（フェンス）・支柱（立入防止柵）	柵高 作業区分	m	1	
付属施設		転落（横断）防止柵	柵高 作業区分	m	1	
付属施設		車止めポスト	車止めポスト径 車止めポスト長さ	本	1	
付属施設	ワイヤロープ防護柵工	端末基礎・端末金具	種別 設置形式	箇所	1	
付属施設		支柱	種別 設置形式 設置箇所	本	1	
付属施設		ワイヤロープ	種別	m	1	
付属施設		ターンバックル	種別 設置箇所	箇所	1	
付属施設		橋梁部基礎・支柱	種別	箇所	1	
付属施設	階段工	現場打階段	コンクリート規格 砕石規格	㎡	1	
付属施設		プレキャスト階段	ブロック規格	㎡	1	
付属施設	境界工	境界杭	境界杭規格 施工規模	本	1	
付属施設		境界鋲	境界鋲規格 施工規模	枚	1	
付属施設		境界（法留）壁	本体コンクリート規格	m	1	
付属施設	落石防護柵工	ロープ・金網	柵高 規格・仕様厚 メッキの有無	m	1	
付属施設		支柱	支柱形式 施工区分 規格・仕様	本	1	
付属施設		ステーロープ		本	1	
付属施設	防雪柵工	防雪柵	防雪防護柵種類 柵高	m	1	
付属施設	雪崩予防柵工	雪崩予防柵基礎	幅 高さ 長さ コンクリート規格	基	1	
付属施設		雪崩予防柵	柵高 柵長 柵種類	基	1	
付属施設		雪崩予防柵アンカー	アンカー規格	本	1	
付属施設	落石防止網工	ロックネット	網規格（種別） 網規格（寸法） アンカー規格・仕様 支柱規格・仕様	㎡	10	ただし100㎡未満の場合は1㎡
付属施設	遮音壁基礎工	支柱アンカーボルト	アンカー形式 アンカー支柱間隔 アンカー材料規格	本	1	
付属施設	遮音壁本体工	遮音壁	支柱タイプ・支柱間隔 しゃ音板形式・高さ	m	1	
付属施設		外装板	板規格	㎡	1	

	種　　別	細　　別	規　　格	設計表示単位	数位	備　　考
付属施設	ケーブル配管工	ケーブル配管	管規格 土質区分 管径	m	1	
付属施設		ハンドホール	寸法	箇所	1	
付属施設	道路付属物工	視線誘導標	視線誘導標規格 施工区分 施工規模	本	1	
付属施設		車線分離標	車線分離標規格 施工区分 施工規模	本	1	
付属施設		距離標	作業区分 施工区分	本	1	
付属施設		道路鋲	道路鋲規格 施工区分 施工規模	個	1	
付属施設		アンカーボルト	材質・径・長さ アンカー材規格	本	1	
付属施設	照明工	照明柱基礎	基礎型式	基	1	
付属施設		照明柱	柱規格	基	1	
付属施設	銘板工	銘板	材質 寸法	枚	1	
付属施設		表示板	表示板規格	枚	1	
付属施設	小型標識工	標識柱	柱規格 柱長さ 施工規模	基	1	
付属施設		標識板	標識板規格	枚	1	
付属施設	大型標識工	標識基礎	形式 基礎規格	基	1	
付属施設		片持標識柱	柱型式	基	1	
付属施設		門型標識柱	スパン長 型式	基	1	
付属施設		標識板	標識板規格	枚	1	
付属施設		着雪防止板	板規格	枚	1	
付属施設	道路植栽工	植樹帯盛土	土質	㎥	100	ただし1,000㎥未満の場合は10㎥
付属施設		植樹	樹木規格	本	1	
付属施設		地被類植付	種類	㎡	1	
付属施設		樹名板	樹名板規格	枚	1	
付属施設	アンカー工	アンカー	アンカーボルト規格	本	1	
付属施設		アンカー(プレキャストコンクリート板)	材質・径・長さ アンカー材規格	本	1	
付属施設		アンカー足場		空㎥	10	
付属施設		鉄筋挿入	鉄筋規格 削孔長 現場条件 施工規模	m	1	
付属施設	点検施設工	梯子	寸法	本	1	
付属施設		ステップ	ステップ規格	本	1	
付属施設		蓋	蓋種類	枚	1	

	種　　別	細　　別	規　　格	設計表示単位	数位	備　　考
付属施設	グラウトホール工	グラウトホール	径 長さ	組	1	
付属施設	観測施設工	量水標	量水標規格	箇所	1	
付属施設		水位計	水位計規格	箇所	1	
付属施設		流量計	流量計規格	箇所	1	
付属施設	燃料貯油槽工	充填砂	砂種類	㎥	10	
付属施設	情報案内施設工	スクリーン	材質 形状	個	1	
付属施設	情報案内施設工	案内板	材質 形状	箇所	1	
河川構造物	土台基礎工	土台		m	1	
河川構造物	笠コンクリート工	笠コンクリート	コンクリート規格 底幅 高さ	m	1	
河川構造物		笠コンクリートブロック	ブロック規格 底幅 高さ	m	1	
河川構造物	護岸付属物工	横帯（隔壁）コンクリート	幅 高さ コンクリート規格	m	0.1	
河川構造物		小口止	コンクリート規格 幅 高さ	m	0.1	
河川構造物		小口止矢板	鋼矢板材質 鋼矢板型式 鋼矢板長さ	枚	1	
河川構造物		縦帯コンクリート	コンクリート規格 幅 高さ	m	0.1	
河川構造物		巻止コンクリート	コンクリート規格 幅 高さ	m	0.1	
河川構造物		平張コンクリート	コンクリート規格 底幅 天端幅 高さ	㎡	1	
河川構造物	多自然護岸工	木杭	杭材質 杭長 杭末口	本	1	
河川構造物		巨石張(積)	石材径 （練：）遮水シートの有無 （練：）止水シートの有無 （空：）吸出し防止材の有無	㎡	1	
河川構造物		巨石据付	石材径	㎡	1	
河川構造物		巨石採取		個	1	
河川構造物	多自然護岸工	巨石運搬		式	1	
河川構造物		雑割石張	空石規格	㎡	1	
河川構造物		かごマット	かご厚さ かご本体材質 詰石種類 詰石規格	㎡	1	
河川構造物		ブロックマット	法勾配	㎡	1	

	種　　別	細　　別	規　　格	設計表示単位	数位	備　　考
河川構造物		杭柵		m	1	
河川構造物		連柴柵		m	1	
河川構造物		粗朶法覆		㎡	1	
河川構造物		玉石柳枝		㎡	1	
河川構造物		栗石粗朶		㎡	1	
河川構造物	覆土工	覆土		㎥	100	ただし1,000㎡未満の場合は10㎥
河川構造物	間詰工	間詰コンクリート	コンクリート規格	㎥	1	
河川構造物		間詰石	石材規格	㎥	1	
河川構造物	沈床工	沈床	○層建	㎡	1	
河川構造物		粗朶単床		㎡	1	
河川構造物		粗朶柵		m	1	
河川構造物	捨石工	捨石	石材規格	㎥	1	
河川構造物		表面均し		㎡	10	
河川構造物	元付工	元付	コンクリート規格	箇所	1	
河川構造物	牛・枠工	牛		組	1	
河川構造物		枠		組	1	
河川構造物	杭出し水制工	杭出し水制		基	1	
河川構造物	基礎工	現場打基礎	コンクリート規格 底幅 高さ	m	1	
河川構造物		プレキャスト基礎	底幅 高さ プレキャスト材規格（型）	m	1	
河川構造物	基礎工	コンクリート生産・運搬・クレーン打設	コンクリート規格	㎥	1	
河川構造物	根固めブロック工	根固めブロック製作	ブロック種類（型式） ブロック種類（実質量）	個	1	
河川構造物		根固めブロック据付	ブロック種類（型式） ブロック種類（実質量） ブロック購入の有無	個	1	
河川構造物		消波根固めブロック仮置	ブロック種類（型式） ブロック種類（実質量）	個	1	
河川構造物		消波根固めブロック運搬	消波根固めブロック運搬 作業区分 積載個数 距離	個	1	
河川構造物		袋詰め玉石	袋材規格 中詰材規格	袋	1	
河川構造物	ブロック床版工	場所打ブロック	ブロック型式 コンクリート規格 鉄筋規格	㎡	1	
河川構造物	函渠工	ＰＣ函渠	内幅 内高 函渠質量	m	0.1	
河川構造物		可撓継手	内幅 内高	箇所	1	
河川構造物		取替式止水板	止水板種類・寸法	箇所	1	
河川構造物		函渠接続	アンカー種類	箇所	1	
河川構造物	側壁工	裏込石	基礎材規格（砕石の場合） 基礎材規格（栗石の場合）	㎥	1	

	種　　別	細　　別	規　　格	設計表示単位	数位	備　　考
			基礎材規格（発生材流用の場合）			
河川構造物	ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工(ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ積)	遮水シート	材質 種類 寸法	㎡	1	
河川構造物	羽口工	連節ブロック水中吊落し		㎡	1	
河川構造物	植生工	被覆シート張	シート規格	㎡	1	
砂防	コンクリート・鋼製堰堤本体・副堤工	堤冠コンクリート	セメント種類 コンクリート規格	㎥	1	
砂防		水抜暗渠	管径 管種類 管長さ	m	0.1	
砂防		鋼製枠	型式	t	0.1	
砂防		枠内中詰	土質	㎥	1	
砂防		足場	安全ネットの有無	m	1	
砂防		チッピング（岩盤面・打継面）		㎡	1	
砂防		チッピング（既設堰堤腹付け面）		㎡	10	ただし100㎡未満の場合は1㎡
砂防		岩盤清掃		㎡	1	
砂防		隔壁コンクリート基礎	コンクリート規格 幅 高さ	㎥	1	
砂防		均しコンクリート	コンクリート規格 敷厚	㎡	10	ただし100㎡未満の場合は1㎡
砂防		残存型枠	型枠の種類	㎡	10	ただし100㎡未満の場合は1㎡
砂防	鋼製砂防工	組立・据付け工	鋼管フレーム・バットレス	t	0.1	
砂防		本締め工		本	1	
砂防		アンカー工	アンカーボルト規格	本	1	
砂防		現場塗装工（はけ塗り）	塗装種別	㎡	1	
砂防	コンクリート側壁工	均しコンクリート	コンクリート規格 敷厚	㎡	10	ただし100㎡未満の場合は1㎡
砂防		水抜暗渠	管径 管種類 管長さ	m	0.1	
砂防	集排水ボーリング工	ボーリング	施工場所 土質区分 呼び径	m	0.1	
砂防		ボーリング洗浄		m	0.1	
砂防		保孔管	保孔管材質・種類 施工場所 ストレーナ加工の有無	m	1	
砂防		ボーリング仮設機材		回	1	
砂防	集水井工	集水井掘削	杭径 土留材料	m	1	
砂防		井戸中詰	土質	㎥	1	

	種　　別	細　　別	規　　格	設計表示単位	数位	備　　考
砂防		プレキャスト井筒	ブロック規格	m	1	
砂防		固定基礎コンクリート	タイプ コンクリート規格	m	1	
砂防		底張コンクリート	構造物種別 コンクリート規格	㎥	1	
砂防		井戸蓋	蓋形式	枚	1	
砂防	山腹水路工	山腹暗渠	管材質 管径 管長さ	m	1	
砂防		現場打水路	内幅 内高 コンクリート規格	m	1	
砂防	砂防ソイルセメント工	砂防ソイルセメント	粒径処理率 セメント100㎥当り使用量 施工幅員	㎥	1	
海岸	海岸コンクリート(根固・消波)ブロック工	海岸コンクリート(根固・消波)ブロック製作	ブロック種類（型式） ブロック種類（実質量）	個	1	
海岸		海岸コンクリート(根固・消波)ブロック据付	ブロック種類（型式） ブロック種類（実質量） ブロック購入の有無	個	1	
海岸	護岸工	裏込(砕)石	砕石規格	㎥	1	
海岸		石材	石材規格	㎥	1	
海岸	コンクリート被覆工	コンクリート	コンクリート規格 養生費 コンクリート夜間割増の有無	㎡	10	ただし1,000㎡未満の場合は1㎡
海岸	捨石工	中詰石	石材規格	㎥	1	
海岸		捨石	石材規格	㎥	1	
海岸		捨石均し	均し区分	㎡	10	
海岸		表面均し		㎡	10	
海岸	被覆石工	被覆石据付	石材規格	㎥	1	
海岸		被覆石均し	均し区分	㎡	10	
海岸	被覆ブロック工	被覆ブロック据付	ブロック種類（型式） ブロック種類（実質量） ブロック購入の有無	個	1	
海岸	矢板工	鋼矢板防食	防食規格	㎡	1	
海岸	詰杭工	既製コンクリート杭	杭種別 杭径 杭長 杭打込長（掘削長）	本	1	
海岸		コンクリートパネル	パネル規格 ブロック規格	枚	1	
海岸		中詰石	石材規格	㎥	1	
海岸		表面均し		㎡	10	
海岸	石枠工	コンクリート枠製作	コンクリート規格	個	1	
海岸		コンクリート枠据付	ブロック規格	個	1	
海岸		中詰石	石材規格	㎥	1	
海岸		捨石均し	均し区分	㎡	10	

	種　　別	細　　別	規　　格	設計表示単位	数位	備　　考
海岸	ケーソン・セルラー工	ケーソン等運搬・据付		個	1	
海岸		中詰砂・石	石材規格	㎥	1	
海岸		表面均し		㎡	10	
浚渫工	浚渫船運転工(ポンプ浚渫船)	浚渫船運転	浚渫船区分 貸与区分	㎥	100	ただし1,000㎥未満の場合は10㎥
浚渫工		排砂管(設備)	排砂管径 設置高さ	本	1	
浚渫工		浚渫船機械管理費（官船）	貸与船船種・船級 フロータ長 フロータ径 排砂管径 排砂管本数 フロータ数 ゴムジョイント数	日	1	
浚渫工		排砂管保守		日	1	
浚渫工		揚錨船運転		日	1	
浚渫工		交通船運転		日	1	
浚渫工		警戒船運転		日	1	
浚渫工	浚渫船運転工(グラブ浚渫船)	浚渫船運転	浚渫船区分 貸与区分	㎥	100	ただし1,000㎥未満の場合は10㎥
浚渫工		浚渫船等機械管理費	浚渫船規格 汚濁防止枠の有無	日	1	
浚渫工	作業船及び機械運転工(グラブ浚渫船)	揚錨船運転		日	1	
浚渫工		交通船運転		日	1	
浚渫工		土運搬船運転		日	1	
浚渫工		曳船運転		日	1	
浚渫工		警戒船運転		日	1	
浚渫工	バックホウ浚渫船	バックホウ浚渫船運転	浚渫船区分 貸与区分	㎥	100	ただし1,000㎥未満の場合は10㎥
浚渫工		繋船運転		日	1	
浚渫工		土運船運転		日	1	
浚渫工		浚渫土揚土		日	1	
浚渫工	バックホウ浚渫船（ＩＣＴ）	バックホウ浚渫船運転	浚渫船区分	㎥	100	ただし1,000㎥未満の場合は10㎥
浚渫工	配土工	配土		日	1	
浚渫工	浚渫土処理工	浚渫土処理		㎥	10	
鋼橋上部工	地組工	地組		ｔ	0.1	ただし1ｔ未満の場合は0.01ｔ
鋼橋上部工	床版工	床版架設		㎡	1	
鋼橋上部工	架設工	各種設備		式	1	
鋼橋上部工		桁架設	規格 桁種類	ｔ	0.1	ただし1ｔ未満の場合は0.01ｔ
鋼橋上部工	現場継手工	本締めボルト		本	1	
鋼橋上部工		鋼床板現場溶接		m	1	
鋼橋上部工	支承工	金属支承設置	支承規格	個	1	
鋼橋上部工		大型ゴム支承設置	支承規格	個	1	

	種　　別	細　　別	規　　格	設計表示単位	数位	備　　考
鋼橋上部工	伸縮装置工	鋼・ゴム製伸縮装置	伸縮装置規格	m	0.1	
鋼橋上部工		鋼製伸縮装置	伸縮装置規格 工種	t	0.1	
鋼橋上部工		埋設ジョイント	ジョイント規格 工種	m	1	
鋼橋上部工	落橋防止装置工	落橋防止装置	材質規格（寸法等）	箇所	1	
鋼橋上部工	排水装置工	排水桝	桝規格	箇所	1	
鋼橋上部工		排水管	管規格	m	1	
鋼橋上部工	地覆工	場所打地覆	形状寸法	m	1	
鋼橋上部工		プレキャスト地覆	ブロック規格 底幅 高さ	m	1	
鋼橋上部工	橋梁用防護柵工	橋梁用防護柵		m	1	
鋼橋上部工	橋梁用高欄工	橋梁用高欄	材質 作業区分 高欄形式	m	1	
鋼橋上部工	検査路工	検査路		m	1	
鋼橋上部工	銘板工	橋名板	材質	枚	1	
鋼橋上部工		橋歴板		枚	1	
鋼橋上部工	架設工	シェッド架設		t	0.1	
鋼橋上部工	屋根ｺﾝｸﾘｰﾄ工	溶接金網	線径 網目	㎡	1	
歩道橋本体工	橋脚フーチング工	アンカーフレーム架設		基	1	
歩道橋本体工		アンカーフレーム注入モルタル		基	1	
歩道橋本体工	歩道橋架設工	歩道橋架設		t	0.1	
歩道橋本体工	歩道橋架設工	側道橋架設		t	0.1	
歩道橋本体工		橋面舗装	コンクリート規格	㎡	10	ただし1,000㎡未満の場合は1㎡
歩道橋本体工		手摺	高さ	m	1	
歩道橋本体工		高欄		m	1	
歩道橋本体工		足場	安全ネットの有無	箇所	1	
歩道橋本体工		防護		㎡	10	
鋼橋足場等設置工	橋梁足場工	架設足場	橋梁の種類	㎡	10	
鋼橋足場等設置工		床版足場	橋梁の種類	㎡	10	
鋼橋足場等設置工		塗装足場	橋梁の種類	㎡	10	
鋼橋足場等設置工		側面塗装足場		㎡	10	
鋼橋足場等設置工		支承設置用足場		m	1	
鋼橋足場等設置工	橋梁防護工	板張防護		㎡	10	
鋼橋足場等設置工		シート張防護		㎡	10	
鋼橋足場等設置工		ワイヤーブリッジ防護		㎡	10	
鋼橋足場等設置工	昇降用設備工	登り桟橋		箇所	1	

	種　　別	細　　別	規　　格	設計表示単位	数位	備　　考
鋼橋足場等設置工		工事用エレベーター		基	1	
コンクリート橋上部工	桁製作工・床版・横組工	プレテンション桁製作		本	1	
コンクリート橋上部工		ポストテンション桁製作	鉄筋規格 コンクリート規格 ＰＣケーブルの種類	本	1	
コンクリート橋上部工		プレキャストセグメント製作	桁規格	本	1	
コンクリート橋上部工		プレキャストセグメント主桁組立	ＰＣケーブル規格	本	1	
コンクリート橋上部工		プレビーム桁製作	桁規格	本	1	
コンクリート橋上部工		機械器具損料		式	1	
コンクリート橋上部工		ＰＣケーブル	ＰＣケーブル種類	m	1	
コンクリート橋上部工		ＰＣケーブル	ＰＣケーブル種類	t	0.1	ただし1ｔ未満の場合は0.01ｔ
コンクリート橋上部工		ＰＣケーブル・緊張	緊張区分 ＰＣ規格 ＰＣ鋼棒規格	ケーブル	1	
コンクリート橋上部工		緊張	ＰＣケーブル種類 定着装置	ケーブル	1	
コンクリート橋上部工		ＰＣ鋼棒	鋼棒径・種別 継手種別	m	1	
コンクリート橋上部工		ＰＣ緊張	緊張区分 ＰＣケーブル種類	箇所	1	
コンクリート橋上部工		ＰＣ固定	電源区分 緊張区分 ＰＣケーブル種類	箇所	1	
コンクリート橋上部工		ＰＣ継手	電源区分 緊張区分 ＰＣケーブル種類	箇所	1	
コンクリート橋上部工		横締めケーブル	電源区分 緊張区分 ＰＣケーブル種類	m	1	
コンクリート橋上部工		鉛直締めケーブル	電源区分 ＰＣケーブル種類	m	1	
コンクリート橋上部工		横締め緊張		箇所	1	
コンクリート橋上部工		鉛直締め緊張	電源区分 ＰＣケーブル種類	箇所	1	
コンクリート橋上部工		取付桁結合解放		回	1	
コンクリート橋上部工	架設工(押出し架設)	仮支柱		基	1	
コンクリート橋上部工		プレフレクション		回	1	
コンクリート橋上部工		リリース		回	1	
コンクリート橋上部工		主桁解体		主桁本	1	

	種　　別	細　　別	規　　格	設計表示単位	数位	備　　考
コンクリート橋上部工		桁組立		主桁本	1	
コンクリート橋上部工		横桁取付		箇所	1	
コンクリート橋上部工		部分プレストレス		径間	1	
コンクリート橋上部工		移動型枠		㎡	1	
コンクリート橋上部工		円筒型枠		m	1	
コンクリート橋上部工		主桁製作設備		式	1	
コンクリート橋上部工	架設工	桁小運搬		本	1	
コンクリート橋上部工		桁架設	規格 桁種類	本	1	
コンクリート橋上部工		柱頭部仮支承		㎡	1	
コンクリート橋上部工		桁架設(片持架設)	規格 桁種類	基	1	
コンクリート橋上部工		ベント・鉄塔基礎		式	1	
コンクリート橋上部工		押出装置		基	1	
コンクリート橋上部工		滑り装置		基	1	
コンクリート橋上部工		手延べ桁		基	1	
コンクリート橋上部工		桁架設(押出架設)	規格 桁種類	回	1	
コンクリート橋上部工	落橋防止装置工	落橋防止装置	材質規格（寸法等）	組	1	
コンクリート橋上部工	架設支保工	支保工基礎		㎡	1	
コンクリート橋上部工		支保	支保耐力○○以上	空㎥	10	
コンクリート橋上部工	支承工	ゴム支承	橋種 反力 寸法	個	1	
コンクリート橋上部工		金属支承設置	支承規格	個	1	
コンクリート橋上部工		変位制限装置		組	1	
コンクリート橋上部工		ジョイントプロテクター		組	1	
コンクリート橋上部工	橋梁付属物工	鋼・ゴム製伸縮装置	伸縮装置規格	m	0.1	
コンクリート橋上部工		鋼製伸縮装置	伸縮装置規格	t	0.1	
コンクリート橋上部工		埋設ジョイント	ジョイント規格	m	1	

	種　　別	細　　別	規　　格	設計表示単位	数位	備　　考
コンクリート橋上部工		排水桝	桝規格	箇所	1	
コンクリート橋上部工		排水管	管規格	m	1	
コンクリート橋上部工		場所打地覆	形状寸法	m	1	
コンクリート橋上部工		プレキャスト地覆	ブロック規格 底幅 高さ	m	1	
コンクリート橋上部工		橋梁用防護柵		m	1	
コンクリート橋上部工		橋梁用高欄	材質 作業区分 高欄形式	m	1	
コンクリート橋上部工		検査路		m	1	
コンクリート橋上部工		銘板	材質 寸法	枚	1	
コンクリート橋上部工	橋梁防護工	ＰＣ防護		㎡	1	
コンクリート橋上部工	輸送工	現場取卸（鋼桁）		t	0.1	
コンクリート橋上部工	ｼｪｯﾄﾞ購入工	シェッド部材材料費	材質規格（寸法等）	本	1	
コンクリート橋上部工	躯体工	排水マット	材質規格	m	1	
トンネル(ＮＡＴＭ)	トンネル掘削工・支保工	掘削・支保	支保構造区分 岩区分 切羽監視責任者の有無 鏡吹付工施工の有無	m	0.1	
トンネル(ＮＡＴＭ)	支保工	吹付	材料規格 吹付厚	m	0.1	
トンネル(ＮＡＴＭ)		鋼製支保	岩区分	m	0.1	
トンネル(ＮＡＴＭ)		金網		m	0.1	
トンネル(ＮＡＴＭ)	覆工・防水工	覆工コンクリート・防水	支保構造区分 岩区分	m	0.1	
トンネル(ＮＡＴＭ)		覆工コンクリート(妻部)	岩区分 巻厚 コンクリート規格	箇所	1	
トンネル(ＮＡＴＭ)		側壁コンクリート	岩区分 巻厚 コンクリート規格	m	0.1	
トンネル(ＮＡＴＭ)		床版コンクリート	巻厚 コンクリート規格	m	0.1	
トンネル(ＮＡＴＭ)	インバート工	インバート掘削	岩区分	m	0.1	

	種　　別	細　　別	規　　格	設計表示単位	数位	備　　考
トンネル(ＮＡＴＭ)		インバート	巻厚 コンクリート規格	m	0.1	
トンネル(ＮＡＴＭ)	坑内付帯工	箱抜	岩区分 コンクリート規格	箇所	1	
トンネル(ＮＡＴＭ)		裏面排水	材料規格	m	1	
トンネル(ＮＡＴＭ)		湧水処理	材料規格 削孔の有無 削孔長	箇所	1	
トンネル(ＮＡＴＭ)		中央排水	管種 管径	m	1	
トンネル(ＮＡＴＭ)		横断排水	管種 管径	箇所	1	
トンネル(ＮＡＴＭ)		集水桝	集水桝種類 現場打材種類 コンクリート規格 基礎コンクリート規格	箇所	1	
トンネル(ＮＡＴＭ)	坑門工	斜面ボルト	材料規格 長さ	本	1	
トンネル(ＮＡＴＭ)		坑口処理		箇所	1	
トンネル(ＮＡＴＭ)		型枠(セントル)		㎡	10	
トンネル(ＮＡＴＭ)	掘削補助工A	フォアパイリング	岩区分 材料規格 長さ	本	1	
トンネル(ＮＡＴＭ)		先受け矢板	材料規格 長さ	枚	1	
トンネル(ＮＡＴＭ)		岩盤固結	材料規格	㎥	10	ただし100㎥未満の場合は1㎥
トンネル(ＮＡＴＭ)		増し吹付	材料規格 吹付厚 補強材有無・規格	㎡	1	
トンネル(ＮＡＴＭ)		増しロックボルト	材料規格 長さ	本	1	
トンネル(ＮＡＴＭ)		鏡吹付	材料規格 吹付厚	㎡	1	
トンネル(ＮＡＴＭ)		鏡ロックボルト	材料規格 長さ	本	1	
トンネル(ＮＡＴＭ)		仮インバート	材料規格 巻厚 補強材有無・規格	㎡	1	
トンネル(ＮＡＴＭ)		ミニパイプルーフ	材料規格 径 長さ	本	1	
トンネル(ＮＡＴＭ)	掘削補助工B	水抜きボーリング	材料規格 径 長さ	本	1	
トンネル(ＮＡＴＭ)		垂直縫地	材料規格 径 長さ	本	1	
トンネル(ＮＡＴＭ)		パイプルーフ	材料規格 径 長さ	本	1	

	種　　別	細　　別	規　　格	設計表示単位	数位	備　　考
トンネル(ＮＡＴＭ)		押え盛土	材料規格 改良材添加量	㎥	100	ただし1,000㎥未満の場合は10㎥
トンネル(ＮＡＴＭ)		薬液注入	注入材料	㎥	10	
トンネル(ＮＡＴＭ)		ディープウェル	径 深さ	日	1	
トンネル(ＮＡＴＭ)		ウエルポイント	ポンプ組数	日	1	
トンネル(ＮＡＴＭ)		トンネル仮巻きコンクリート	コンクリート規格 巻厚	m	1	
トンネル(ＮＡＴＭ)		各種設備		式	1	
共同溝	掘削工	掘削	土留方式	㎥	100	ただし1,000㎥未満の場合は10㎥
共同溝	埋戻し工	埋戻し	土質区分 土質	㎥	100	ただし1,000㎥未満の場合は10㎥
共同溝	現場打構築工	防水	施工種別 材質	㎡	10	ただし100㎡未満の場合は1㎡
共同溝		防水保護	施工種別 モルタル規格	㎡	10	ただし100㎡未満の場合は1㎡
共同溝		防水壁	コンクリート規格	箇所	1	
共同溝		目地材	目地材種類・厚さ	㎡	1	
共同溝		止水板	止水板種類・寸法	m	1	
共同溝	プレキャスト構築工	プレキャスト躯体	種類 形状・寸法	個	1	
共同溝		ＰＣ鋼材	材質 種類	m	1	
共同溝		縦・横締め緊張	電源区分 緊張区分 ＰＣケーブル種類	箇所	1	
共同溝		可とう継手	内幅 内高	箇所	1	
共同溝		コーキング	材質 種類	m	1	
共同溝		シール		m	1	
共同溝	付帯設備工	グレーチング	蓋種類	組	1	
共同溝		蓋	蓋種類	組	1	
共同溝		排水管	管規格	m	1	
共同溝		ルーフドレーン	材質 管径	個	1	
共同溝		換気防護柵	高さ	箇所	1	
共同溝		梯子	寸法	本	1	
共同溝		ステップ	ステップ規格	本	1	
共同溝		タラップ	寸法	本	1	

	種　　別	細　　別	規　　格	設計表示単位	数位	備　　考
共同溝		手摺	高さ	m	1	
共同溝		銘板	材質 寸法	枚	1	
共同溝	現場打躯体工(構造物単位)	共同溝	コンクリート規格 規格 土被り 内幅 内高	㎥	1	
共同溝	管路工(管路部)	埋設表示シート	シート規格	m	1	
電線共同溝	掘削工	開削掘削	土質	㎥	100	ただし1,000㎥未満の場合は10㎥
電線共同溝	埋戻し工	埋戻し	土質区分 土質	㎥	100	ただし1,000㎥未満の場合は10㎥
電線共同溝	電線共同溝工	管路	材質 径	m	1	
電線共同溝		プレキャストボックス	作業区分 内幅 内高 基礎材種別	個	1	
電線共同溝		蓋	蓋種類	組	1	
電線共同溝	付帯設備工	ハンドホール	寸法	箇所	1	
電線共同溝	管路工(管路部)	埋設表示シート	シート規格	m	1	
電線共同溝	管路工(管路部)	スリーブ		個	1	
電線共同溝	管路工(管路部)	伸縮継手		個	1	
植栽維持工	樹木・芝生管理工	樹木せん定	樹種 樹高	本	1	
植栽維持工		寄植せん定	樹種 樹高・幹周	㎡	10	
植栽維持工		補植	樹木規格 土壌改良材の有無 植樹割増しの有無	本	1	
植栽維持工		移植	施工内容（移植） 施工規模（移植） 施工内容（植樹） 施工規模（植樹）	本	1	
植栽維持工		支柱	支柱形式 施工区分 規格・仕様	本	1	
植栽維持工		抜根除草	施工内容 施工規模 施工場所別補正	㎡	10	
植栽維持工		樹木施肥	肥料種類	本	1	
植栽維持工		寄植・芝施肥	肥料種類 施工内容 施工規模 施工場所別補正	㎡	10	
植栽維持工		灌水	潅水時期	㎡	10	
植栽維持工		防除	薬剤種類 施工内容 施工規模 時間制約補正	本	1	

	種　　別	細　　別	規　　格	設計表示単位	数位	備　　考
			夜間作業補正 施工場所別補正			
植栽維持工		寄植・芝薬剤散布	薬剤種類 施工内容 施工規模 施工場所別補正	㎡	10	
植栽維持工		芝刈	芝種類	㎡	1,000	ただし100,000㎡未満の場合は100㎡
河川維持	河川巡視工	緊急巡視		回	1	
河川維持	堤防除草工	除草		㎡	1,000	ただし100,000㎡未満の場合は100㎡
河川維持	芝養生工	施肥	肥料種類 肥料使用量	㎡	1,000	ただし100,000㎡未満の場合は100㎡
河川維持		抜根	抜根工作区分 タイヤ損耗費	㎡	1,000	ただし100,000㎡未満の場合は100㎡
河川維持	伐木除根工	伐木除根	樹木・竹の区分　樹木密集度	㎡	1,000	ただし100,000㎡未満の場合は100㎡
河川維持	塵芥処理工	散在塵芥収集		㎡	1,000	ただし100,000㎡未満の場合は100㎡
河川維持		堆積塵芥収集		㎥	10	ただし100㎥未満の場合は1㎥
河川維持	水面清掃工	水面清掃		日	1	
河川維持	応急処理作業	応急作業	作業形態	日	1	
河川維持	ﾎﾞｰﾘﾝｸﾞｸﾞﾗｳﾄ工	注入	注入材料規格 注入日数 注入量	㎥	1	
河川維持	ﾎﾞｰﾘﾝｸﾞｸﾞﾗｳﾄ工	注入設備据付解体		回	1	
河川維持	欠損部補修工	欠損部取壊し		㎥	1	
河川維持	欠損部補修工	欠損部補修	補修工法	㎥	1	
河川維持	不陸整正工	不陸整正・締固め	補足材の有無 補修材の種類 補修材の厚さ	㎡	1	
河川維持	付属物復旧工	調整ポスト	支柱間隔	個	1	
河川維持	付属物設置工	標識		基	1	
河川維持	塵芥処理工	処分費		t	1	
河川維持	樹木･芝生管理工	捕植	樹種 樹高	本	1	
道路修繕	路面切削工	路面切削	施工区分・平均切削深さ 段差すりつけ撤去作業の有無	㎡	10	ただし1,000㎡未満の場合は1㎡
道路修繕	舗装打換え工	舗装版切断	舗装版種別 舗装厚	m	10	ただし100m未満の場合は1m
道路修繕		舗装版破砕	舗装版種別 舗装版厚	㎡	10	ただし1,000㎡未満の場合は1㎡
道路修繕	切削オーバーレイ工	切削オーバーレイ	平均切削深さ 舗設層数 段差すりつけ区分 アスファルト材料種類	㎡	10	ただし1,000㎡未満の場合は1㎡

	種　　別	細　　別	規　　格	設計表示単位	数位	備　　考
道路修繕	舗装打換え工・オーバーレイ工	基層	材料種類 材料規格 舗装厚 平均幅員	㎡	10	ただし1,000㎡未満の場合は1㎡
道路修繕		中間層	材料種類 材料規格 舗装厚 平均幅員	㎡	10	ただし1,000㎡未満の場合は1㎡
道路修繕		表層	材料種類 材料規格 舗装厚 平均幅員	㎡	10	ただし1,000㎡未満の場合は1㎡
道路修繕	路上路盤再生工	路上路盤再生	混合深さ 混合用乳剤の有無 養生工の有無 砂散布の有無	㎡	10	ただし1,000㎡未満の場合は1㎡
道路修繕	床版補強工(鋼板接着・増桁架設工法)	鋼板接着		㎡	1	
道路修繕		クラック処理	使用材料の種類	m	1	
道路修繕		足場	安全ネットの有無	㎡	10	
道路修繕		防護		㎡	10	
道路修繕		増桁架設	障害の有無	t	0.1	ただし1ｔ未満の場合は0.01ｔ
道路修繕	床版増厚補強工	表面荒らし		㎡	1	
道路修繕	床版取替工	鋼製高欄取替	作業区分 高欄形式	m	1	
道路修繕		床版運搬処理	処理費の有無 作業内容積込 工法区分	㎥	1	
道路修繕	鋼桁補強工	現場溶接鋼桁補強		m	1	
道路修繕	伸縮継手工	鋼製伸縮継手補修	伸縮装置補修	m	0.1	
道路修繕		埋設ジョイント補修	ジョイント規格 伸縮装置断面積 工種 取付部位 工法区分 補修形式	m	0.1	
道路修繕	鋼橋・ＰＣ支承工	支承取替	支承形式 現場条件	基	1	
道路修繕	トンネル補修工	低圧注入工法	１トンネル当り補修延べ延長 材料種類	トンネル	1	
道路修繕	検査路工	検査路		t	0.1	
道路修繕	沓座拡幅工	チッピング		㎡	1	ただし10㎡未満の場合は0.1㎡
道路修繕		削孔	削孔工法 削孔土質	孔	1	
道路修繕		アンカーボルト挿入	アンカーボルト種類 注入材材質	本	1	
道路修繕		鋼製沓座設置	鋼製沓座種類 設置箇所数	箇所	1	
道路修繕	排水施設工	排水桝	桝規格	箇所	1	

	種　　別	細　　別	規　　格	設計表示単位	数位	備　　考
道路修繕		排水管	管規格	m	1	
道路修繕	横断歩道橋工	高欄・手摺		t	0.1	
道路修繕		側板	作業区分 側板規格	t	0.1	
道路修繕		ノンスリップ	ノンスリップの規格	m	1	
道路修繕	ＲＣ橋脚鋼板巻立て工	鋼板取付	注入材材質	㎡	1	
道路修繕		現場溶接	平均板厚	m	1	
道路修繕		定着用アンカー	径 削孔長	箇所	1	
道路修繕		円形基部補強版		段	1	
道路修繕		根巻きコンクリート	コンクリート規格	㎥	1	
道路修繕	橋脚コンクリート巻立て	コンクリート削孔	径 削孔長 アンカー材の有無 アンカー材長さ	箇所	1	
道路修繕		コンクリート巻立て	支柱区分 施工内容 コンクリート規格 養生費 コンクリート夜間割増の有無	㎥	1	
道路修繕		下地処理		㎡	1	
道路修繕	現場塗装工	素地調整	調整工種別	㎡	10	ただし100㎡未満の場合は1㎡
道路修繕		塗装(下・中・上塗)	塗装種別 塗装箇所 塗装回数	㎡	10	ただし100㎡未満の場合は1㎡
道路修繕		張紙防止塗装	塗料種別	㎡	10	ただし100㎡未満の場合は1㎡
道路修繕		コンクリート面･岩盤清掃		㎡	1	
道路修繕	トンネル工	内装板	内装板材質	㎡	1	
道路修繕		裏込注入	注入材種類 配合 トンネル種別 トンネル平均距離 足場の有無	㎥	1	
道路修繕		面導水	導水材種類	㎡	1	
道路修繕		線導水	導水材種類	m	1	
道路修繕		鋼板巻立て	支柱区分 注入材材質	㎡	1	
道路修繕		グルービング	溝寸法・溝間隔 施工規模 舗装面種類	㎡	1	
道路修繕		グルービング（路面排水用）	溝寸法 舗装面種類	m	1	
道路修繕		鋼・ゴム製伸縮装置補修	工種 伸縮装置本体形式 仕様 本体材料の計上の有無	m	1	

	種　　別	細　　別	規　　格	設計表示単位	数位	備　　考
道路修繕	橋梁補修工	橋梁地覆補修	コンクリート規格 鉄筋材料規格・径	m	1	
道路修繕		下地処理	１橋当りの延べ施工量	橋	1	
道路修繕		プライマー塗布	１橋当りの延べ施工量 材料種類	橋	1	
道路修繕		下塗り(パテ塗布)	１橋当りの延べ施工量 材料種類	橋	1	
道路修繕		中塗り材塗布	１橋当りの延べ施工量 材料種類	橋	1	
道路修繕		上塗り材塗布	１橋当りの延べ施工量 材料種類	橋	1	
道路維持	巡視・巡回工	通常巡回	巡回車種類 巡回時間帯	回	1	
道路維持		緊急巡回	巡回車種類 巡回時間帯	回	1	
道路維持	コンクリート舗装補修工	アスファルト注入	材料種類 削孔数	t	0.1	ただし1ｔ未満の場合は0.01ｔ
道路維持		舗装版目地補修	材料種類	m	1	
道路維持		クラック処理	使用材料の種類	m	1	
道路維持	アスファルト舗装維持工	わだち掘れ補修	材料種類	㎡	1	
道路維持		パッチング	材料種類	t	0.1	
道路維持	付属物復旧工	舗装版削孔		孔	1	
道路維持		ガードケーブル復旧	ガードケーブル規格 材料費の有無 作業条件	m	1	
道路維持		転落(横断)防止柵復旧	防護柵種類 柵高 支柱間隔 根巻コンクリートの有無 施工区分 施工規模	m	1	
道路維持		路側標識復旧	柱規格 柱長さ 塗装仕様 曲げ支柱有無 施工規模	基	1	
道路維持		標識板復旧	標識板規格 添架形式 [標識設置箇所] 施工規模	枚	1	
道路維持		視線誘導標復旧	視線誘導標 規格施工区分 施工規模	本	1	
道路維持		距離標復旧	距離標規格 作業区分	本	1	
道路維持		張紙防止シート復旧	シート種類	㎡	1	
道路維持	路面清掃工	路面清掃(機械)	作業形態	km	0.1	
道路維持		路面清掃(路肩部・人力)	作業形態 塵芥量	km	0.1	

	種　　別	細　　別	規　　格	設計表示単位	数位	備　　考
道路維持		路面清掃(歩道・人力)	作業形態 塵芥量	㎡	1	
道路維持		路面清掃(歩道橋・地下道・人力)	作業形態 塵芥量	㎡	1	
道路維持		路面清掃(中央分離帯・人力)	作業形態 塵芥量	㎡	1	
道路維持	排水施設清掃工	側溝清掃(人力)	作業形態 側溝蓋規格	m	10	
道路維持		側溝清掃(機械)	作業形態	m	10	
道路維持		集水桝清掃(機械)	作業形態	箇所	1	
道路維持		管渠清掃	作業形態 作業量区分 排水管清掃車使用区分 側溝清掃車使用区分 散水車の使用区分 散水車機種	m	10	
道路維持		桝清掃	作業形態 機械使用区分 土砂厚	箇所	1	
道路維持	橋梁清掃工	伸縮継手清掃	作業形態	m	1	
道路維持		排水管清掃	作業形態 高所作業車の機械使用条件	m	10	
道路維持	道路付属物清掃工	トンネル照明器具清掃	作業形態 高所作業車の機械使用条件	灯	1	
道路維持	構造物清掃工	トンネル壁面清掃	作業形態 散水車使用区分 ブラシ使用区分 （貸与の場合：）散水車機種	㎡	1	
道路維持	道路除草工	除草		㎡	1,000	ただし100,000㎡未満の場合は100㎡
道路維持	応急処理工	応急作業	作業形態	日	1	
道路維持	冬季安全施設工	スノーポール設置・撤去	スノーポール種類 作業区分 スノーポール材料の計上	本	1	
道路維持		防雪柵	防雪防護柵種類 柵高	m	1	
道路維持		落雪(せり出し)防護柵	防雪防護柵種類 柵高	m	1	
道路維持		防雪柵現地張出・収納	防雪柵種類 作業区分	m	1	
雪寒	一般・運搬・歩道除雪	各種.	機種 作業種別 種別時間帯（昼間or夜間） 機械持込or貸与	時間	1	
雪寒	凍結防止工	各種	機種 時間帯（昼間or夜間） 機械持込or貸与 損耗品持込or貸与	時間	1	
雪寒		凍結防止剤	薬剤種類 作業種別	t	1	

	種　　別	細　　別	規　　格	設計表示単位	数位	備　　考
			支給品（表示有無を選択）			
雪寒		凍結防止剤	薬剤種類 作業種別 支給品（表示有無を選択）	ℓ	1	
雪寒		除雪補助		時間	1	
雪寒		積雪投棄	作業種別 時間帯（昼間or夜間）	時間	1	
雪寒		ハンドガイド式除雪機	小型除雪車機種 作業種別 時間帯（昼間or夜間）	時間	1	
雪寒		小型除雪車	小型除雪車機種	時間	1	
雪寒	安全処理工	雪瑕庇処理	作業形態 作業種別	時間	1	
雪寒		つらら処理	作業形態	時間	1	
雪寒		人工雪崩	作業形態	式	1	
雪寒	雪道巡回工	巡回	巡回車種類 作業種別 時間帯（昼間or夜間） 機械持込or貸与 損耗品持込or貸与	回	1	
雪寒	待機補償費	要員・連絡員	機械種類 待機体制	時間	1	
雪寒		待機補償費	待機体制	式	1	
雪寒	保険費	除雪保険	保険種類	式	1	
雪寒	除雪機械修理工	除雪機械修理	修理内容	式	1	
電気通信		ケーブル		m	10	ただし1,000m未満の場合は1m
電気通信		電線		m	10	ただし1,000m未満の場合は1m
電気通信		電線管		m	10	ただし1,000m未満の場合は1m
機械		鋼材類		t	0.01	ただし1ｔ未満の場合は0.001ｔ

第６章　建設機械運転労務等

①　建設機械運転労務‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥Ⅰ-6-①- 1
　1　適用職種‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥Ⅰ-6-①- 1
　2　労務歩掛‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥Ⅰ-6-①- 1
②　原動機燃料消費量‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥Ⅰ-6-②- 1
　1　適用範囲‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥Ⅰ-6-②- 1
　2　燃料消費量‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥Ⅰ-6-②- 1
③　機械運転単価表‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥Ⅰ-6-③- 1
④　一般事項‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥Ⅰ-6-④- 1
　1　建設機械運転労務‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥Ⅰ-6-④- 1
　2　指定事項における運転労務数量について
　　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥Ⅰ-6-④- 1
　3　運転日当り運転時間（Ｔ）‥‥‥‥‥‥Ⅰ-6-④- 1
　4　運転手を計上する機械‥‥‥‥‥‥‥‥Ⅰ-6-④- 1
　5　ダム工事及び大型造成工事について
　　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥Ⅰ-6-④- 2
　6　労務単価について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥Ⅰ-6-④- 2
　7　歩掛について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥Ⅰ-6-④- 2
　8　運転手職種別の対象機械‥‥‥‥‥‥‥Ⅰ-6-④- 2

令和６年度建設工事積算基準

第６章　建設機械運転労務等

①　建設機械運転労務

１．適　用　職　種

建設機械の運転・操作にかかわる職種区分は，次表のとおりとする。

表1．1　適用職種

職　種	適 用 建 設 機 械
運転手（特殊）	特殊免許，資格等を必要とする建設機械
運転手（一般）	上記以外で，公道を走行する建設機械
特殊作業員	上記以外で，公道を走行できない建設機械

２．労　務　歩　掛

２－１　運転手の労務歩掛

機械運転１時間当り労務歩掛は，次式による。

$$歩掛 = \frac{1}{T}\ （人／h）\cdots\cdots 式2.1$$

（注）１．Ｔは運転日当り運転時間で請負工事機械経費積算要領第４第４項及び同第６の定めによる。
なお，Ｔは４～７時間について適用するものとし，Ｔが４時間未満の場合は４を，７時間を超える場合は７を使用する。

２．運転日当り運転時間（Ｔ）は，小数第２位を四捨五入して小数第１位止めとし，機械運転１時間当り労務歩掛は，小数第３位を四捨五入して小数第２位止めとする。

② 原動機燃料消費量

1. 適 用 範 囲

本資料は，建設工事に使用する建設機械等の燃料消費量の算出に適用する。

2. 燃 料 消 費 量

２－１ 燃料消費量の算定

燃料消費量の算定は，請負工事機械経費積算要領による建設機械等損料算定表の種類，規格の機関出力と次に示す時間当り燃料消費率を乗じて求める。

時間当り燃料消費量＝機関出力×時間当り燃料消費率

（注）１．時間当り燃料消費量の数値は，有効数字の第３位を四捨五入し，有効数字２桁とする。

２．走行用エンジン及び作業用エンジンの双方を有する機械は，双方のエンジン出力を合計した機関出力とする。

３．ディーゼルパイルハンマの燃料消費率は，単位が（ℓ／h－t）（t：ラム質量）なので，機関出力に替えてラム質量を乗ずる。

２－２ 時間当り燃料消費率

時間当り燃料消費率（日常保守点検等に必要な油脂類及び消耗品等を含む）は，次表を標準とする。

表2．1 運転1時間当り燃料消費率

No.	機 械 名	規 格	燃料消費率 (ℓ/kW-h)	摘 要
1	ブルドーザ		0.144	
2	リッパ装置付ブルドーザ			
3	小型バックホウ			
4	バックホウ			
5	クラムシェル			
6	クローラローダ（トラクタショベル）			
7	ホイールローダ（トラクタショベル）			
8	バックホウ（クローラ型）	ディーゼル／電気ハイブリット型	0.124	
9	ダンプトラック	オフロード・（建設専用）	0.088	15t以上
10		オンロード	0.040	
11	トラック			クレーン装置付を含む
12	トレーラ		0.075	
13	不整地運搬車	クローラ型	0.114	
14	クローラクレーン		0.076	
15	トラッククレーン	ラチスジブ型・油圧伸縮ジブ型	0.045	オールテレーンクレーンを含む
16	ラフテレーンクレーン		0.075	

No.	機械名	規格	燃料消費率 (ℓ/kW-h)	摘要
17	ディーゼルパイルハンマ		7.648 ℓ/h-t	tはラム質量
18	バイブロハンマ	電動式	E 0.305 kWh/kW	
		油圧式・可変式	0.262	
19	杭打機（ベースマシン）		0.088	
20	杭打ち用ウォータジェット		0.192	
21	油圧ハンマ		0.181	
22	油圧式杭圧入引抜機		0.123	
23	アースオーガ中掘式		0.088	ベースマシン
24	クローラ式アースオーガ		E 0.436 kWh/kW	装置
25	粉体噴射撹拌機	二軸式		
		単軸式	E 0.305 kWh/kW	
		改良材供給機	E 0.533 kWh/kW	
26	オールケーシング掘削機	１エンジン(クローラ式)	0.181	
		２エンジン(クローラ式)	0.093	
		スキッド式	0.088	
27	泥排水処理装置	フィルタプレス式	E 0.560 kWh/kW	
28	グラウトポンプ		0.207 E 0.613 kWh/kW	
29	グラウトミキサ			
30	ボーリングマシン		0.151 E 0.429 kWh/kW	
31	ドリルジャンボ	レール式	0.177 E 0.415 kWh/kW	
		クローラ式		
		ホイール式		
32	自由断面トンネル掘削機		E 0.429 kWh/kW	
33	ＮＡＴＭ機器集じん器		E 0.700 kWh/kW	
34	コンクリート吹付機	トンネル工事用	E 0.466 kWh/kW	
35	吹付ロボット			
36	モータグレーダ		0.112	ヒータプレーナ装着型を含む
37	スタビライザ		0.115	

No.	機械名	規格	燃料消費率 (ℓ/kW-h)	摘要
38	ロードローラ		0.128	
39	タイヤローラ		0.098	
40	振動ローラ（舗装用）	ハンドガイド	0.266	
		搭乗式	0.184	
41	タンパ及びランマ		G 0.398	
42	振動コンパクタ			
43	コンクリートプラント		E 0.495 kWh/kW	
44	ベントナイトミキサ			
45	トラックミキサ		0.059	
46	コンクリートポンプ車		0.066	
47	アスファルトフィニッシャ		0.152	加熱用燃料は含まない
48	ディストリビュータ		0.090	
49	コンクリートスプレッダ		0.122	
50	アグリゲートスプレッダ			
51	コンクリートフィニッシャ			
52	コンクリートレベラ			
53	フィニッシングスクリード			
54	コンクリートカッタ		G 0.227	
55	アスファルトエンジンスプレーヤ			
56	アスファルトカーバ			
57	路面切削機		0.166	
58	廃材積込機		0.218	
59	路上表層再生機		0.142	
60	路面安全溝切削機（グルービング機械）			
61	路面ヒータ（路上表層再生用）		0.160	
62	路面清掃車		0.065	
63	ガードレール清掃車			
64	トンネル清掃車			

No.	機械名	規格	燃料消費率 (ℓ/kW-h)	摘要
65	側溝清掃車		0.054	
66	排水管清掃車		0.037	
67	散水車			
68	高所作業車		0.037	
69	ガードレール支柱打込機		0.051	
70	草刈車	路肩カッタ付	0.073	
71	空気圧縮機	定置式 可搬式	0.159	トンネル工事は別途
			E 0.595 kWh/kW	
72	ブロア送風機（ファン）		0.156 E 0.681 kWh/kW	軸流ファン[反転軸流式･可変風量型]は除く
73	軸流ファン	反転軸流式･ 可変風量型	E 0.571 kWh/kW	
74	ポンプ		0.323	
75	小型渦巻ポンプ		G 0.495 E 0.900 kWh/kW	
76	工事用水中モータポンプ（潜水ポンプ）		E 0.584 kWh/kW	
77	サンドポンプ			
78	発動発電機		0.123 G 0.431	
79	ウインチ		0.108 E 0.305 kWh/kW	
80	電気溶接機		0.226 G 0.403	電気使用量はそれぞれの資料による
81	ベルトコンベヤ		0.293 G 0.512 E 0.560 kWh/kW	
82	モルタル吹付機		0.191	
83	作業車		0.039	
84	ライトバン	二輪駆動	0.049 G 0.049	
		四輪駆動		
85	中小型トラック			
86	マイクロバス		0.064 G 0.071	
87	草刈機	肩掛式	G 0.500	
		遠隔操縦式	0.209	
		ハンドガイド式	0.184 G 0.354	

No.	機械名	規格	燃料消費率 (ℓ/kW-h)	摘要
88	集草機	ハンドガイド式	0.178 G 0.354	
89	動力噴霧機		0.261 G 0.266	
90	コンクリートバイブレータ		G 0.295 E 0.540 kWh/kW	
91	照明機	可搬式	0.638	
92	トラクタ	ホイール式	0.120	
93	ポンプ式浚渫船		重油 0.381	
94	引船		重油 0.252	
95	除雪ドーザ	ホイール	0.150	
96	除雪グレーダ			
97	除雪トラック		0.073	
98	小型除雪機	ハンドガイド	0.193 G 0.356	
99	ロータリ除雪車	30～180 kW級	0.142	
		220～440 kW級	0.118	
100	一車線積込除雪車	ロータリ式	0.092	
101	凍結防止剤散布装置		0.090	
102	凍結防止剤散布車		0.060	
103	レーキドーザ		0.175	
104	トラクタ	クローラ式		
105	スクレープドーザ			
106	タイヤドーザ			
107	モータスクレーパ		0.163	
108	泥上掘削機		0.175	
109	トレンチャ		0.152	
110	ダンプトラック	ガソリン	G 0.071	
111	不整地運搬車	ホイール型	0.165	
112	タワークレーン		0.101 E 0.305 kWh/kW	
113	ジブクレーン		E 0.305 kWh/kW	
114	工事用エレベータ			

（つづく）

No.	機械名	規格	燃料消費率 (ℓ/kW-h)	摘要
115	簡易ケーブルクレーン		0.108	
116	フォークリフト		0.037	
117	クローラ式サンドパイル打機		0.085	ベースマシン
118	トラック式アースオーガ		0.053	
119	ラフテレーンクレーン装着式アースオーガ		0.103	
120	アースドリル掘削機		0.093	
121	汚泥吸排車		0.055	
122	ニューマチックケーソン施工機器（潜函用ショベル）		E 0.600 kWh/kW	
123	クーリングタワー		E 0.700 kWh/kW	
124	インナバイブレータ	自走式	0.122	
125	コンクリートミキサ		E 0.495 kWh/kW	
126	法面締固め機		0.167	
127	チップスプレッダ		0.127	
128	アスファルトクッカ		0.164	
129	コンクリート横取機		0.293	
130	振動目地切機		G 0.233	
131	区画線消去機	ハンドガイド式		
132	ラインマーカ	ペイント・ハンドガイド式		
		溶融・自走式 ペイント・車載式	0.068	
133	溶解槽			
134	排水性舗装機能回復車		0.063	
135	透光性しゃ音壁清掃車		0.040	
136	歩道清掃車			
137	排水管清掃車	ＣＮＧ	C 0.043 m^3/kW-h	
138	小型多段遠心ポンプ		E 0.900 kWh/kW	
139	真空ポンプ		E 0.827 kWh/kW	

No.	機械名	規格	燃料消費率 (ℓ/kW-h)	摘要
140	両端固定式ケーブルクレーン		0.108	
141	油圧ジャッキ		E 0.533 kWh/kW	
142	コンクリート吹付機		E 0.410 kWh/kW	
143	種子吹付機		0.191	
144	エンジン付ミキサ		G 0.162	
145	工事用高圧洗浄機		E 0.900 kWh/kW G 0.255	
146	薬剤散布機		G 0.103	
147	切断機		E 0.305 kWh/kW	
148	草結束機		G 0.515	
149	木材破砕機		0.191	
150	自走式破砕機			
151	チェンソー		G 0.38 ℓ/h	左記は時間当り燃料消費量である
152	ポンプ浚渫船		E 1.217 kWh/kW	
153	除雪ドーザ	クローラ	0.166	
154	ロータリ除雪装置		0.141	ロータリ式88kW型 ベースマシン（除雪ドーザ）

（注）　G：ガソリン　E：電力　C：圧縮天然ガス　印のないものは軽油である。

運転日当り電力消費量

表２．２　運転日当り電力消費量

工種名	機械名	電力消費量
トンネル（ＮＡＴＭ） 及び 小断面トンネル（ＮＡＴＭ）	セメントサイロ 30ｔ ［鋼製溶接構造］容量 30t 排出能力 20t/h	E 8.0kWh

③ 機械運転単価表

本資料は，各工種に使用する機械のうち，標準的な機種について単価表を示したものであり，各工種の単価表欄の指定に基づき作成する。

1． 各工種の中で特に指定しない場合，次による。

（1） 労務歩掛は「①建設機械運転労務」による。

（2） 主燃料の種類及び数量，油脂類は「②原動機燃料消費量」による。

2． 各機種，規格ごとに次の事項を記入する。

（1） 表題には，機械名を記入する。

（2） 燃料費の規格欄には，燃料の種類を記入する。

（3） 機械損料の規格欄には，機械の規格を記入する。

機－1　　運転1時間当り単価表

名　称	規　格	単位	数　量	摘　要
運転手（特殊）		人		①建設機械運転労務による
燃　料　費		ℓ		②原動機燃料消費量による
機械損料		h	1	
諸　雑　費		式	1	
計				

機－2　　運転1時間当り単価表

名　称	規　格	単位	数　量	摘　要
運転手（特殊）		人		①建設機械運転労務による
燃　料　費		ℓ		②原動機燃料消費量による
機械損料		h	1	
損　耗　費		〃	1	
諸　雑　費		式	1	
計				

機－3　　運転1時間当り単価表

名　称	規　格	単位	数　量	摘　要
運転手（特殊）		人		①建設機械運転労務による
燃　料　費		ℓ		②原動機燃料消費量による
機械損料１（　）		h	1	
機械損料２（　）		〃	1	
諸　雑　費		式	1	
計				

（注） 機械損料の（　）内には，機械名を記入する。

機－４　　運転1時間当り単価表

名　称	規　格	単位	数 量	摘　要
運 転 手（特殊）		人		①建設機械運転労務による
（　電　力　）		kWh		
燃　料　費		ℓ		②原動機燃料消費量による
機 械 損 料		h	1	
諸　雑　費		式	1	
計				

（注）　発動発電機を電源とする場合は，電力の積算はしない。

機－５　　運転1時間当り単価表

名　称	規　格	単位	数 量	摘　要
運 転 手（特殊）		人		①建設機械運転労務による
（　電　力　）		kWh		
燃　料　費		ℓ		②原動機燃料消費量による
機械損料１（　）		h	1	
機械損料２（　）		〃	1	
諸　雑　費		式	1	
計				

（注）　１．機械損料の（　）内には，機械名を記入する。
　　２．発動発電機を電源とする場合は，電力の積算はしない。

機－６　　運転1時間当り単価表

名　称	規　格	単位	数 量	摘　要
運 転 手（一般）		人		①建設機械運転労務による
燃　料　費		ℓ		②原動機燃料消費量による
機 械 損 料		h	1	
諸　雑　費		式	1	
計				

機－７　　運転1時間当り単価表

名　称	規　格	単位	数 量	摘　要
運 転 手（一般）		人		①建設機械運転労務による
燃　料　費		ℓ		②原動機燃料消費量による
機 械 損 料		h	1	
損　耗　費		〃	1	
諸　雑　費		式	1	
計				

機－８　　運転1日当り単価表

名　称	規　格	単位	数 量	摘　要
特殊作業員		人	1	
燃料費		ℓ		②原動機燃料消費量による
機械損料		日	1	
諸雑費		式	1	
計				

機－９　　運転1時間当り単価表

名　称	規　格	単位	数 量	摘　要
特殊作業員		人	1／T	
燃料費		ℓ		②原動機燃料消費量による
機械損料		h	1	
諸雑費		式	1	
計				

（注）　T：運転日当り運転時間

機－10　　運転1日当り単価表

名　称	規　格	単位	数 量	摘　要
高級船員		人		
普通船員		〃		
燃料費		ℓ		②原動機燃料消費量による
機械損料		日	1	
諸雑費		式	1	
計				

機－11　　運転1時間又は1日当り単価表

名　称	規　格	単位	数 量	摘　要
（　）船員		人		
燃料費		ℓ		②原動機燃料消費量による
機械損料				
諸雑費		式	1	
計				

（注）　（ ）内は，船員の種別を記入する。

機－12　　運転1日当り単価表

名　称	規　格	単位	数 量	摘　要
燃料費		ℓ		②原動機燃料消費量による
機械損料		日	1	
諸雑費		式	1	
計				

（注）　運転歩掛は，施工歩掛に含まれている。

機－13　　運転1時間当り単価表

名　称	規　格	単位	数 量	摘　要
燃　料　費		ℓ		②原動機燃料消費量による
機　械　損　料		h	1	
諸　雑　費		式	1	
計				

（注）　運転歩掛は，施工歩掛に含まれている。

機－14　　運転1日当り単価表

名　称	規　格	単位	数 量	摘　要
（　電　力　）		kWh		
機　械　損　料		日	1	
諸　雑　費		式	1	
計				

（注）１．発動発電機を電源とする場合は，電力の積算はしない。
　　２．運転歩掛は，施工歩掛に含まれている。

機－15　　運転1時間当り単価表

名　称	規　格	単位	数 量	摘　要
（　電　力　）		kWh		
機　械　損　料		h	1	
諸　雑　費		式	1	
計				

（注）１．発動発電機を電源とする場合は，電力の積算はしない。
　　２．運転歩掛は，施工歩掛に含まれている。

機－16　　運転1日当り単価表

名　称	規　格	単位	数 量	摘　要
燃　料　費		ℓ		
賃　料		供用日		
諸　雑　費		式	1	
計				

（注）　運転歩掛は，施工歩掛に含まれている。

機－17　　運転1時間当り単価表

名　称	規　格	単位	数 量	摘　要
燃　料　費		ℓ		施工歩掛による
機　械　損　料		h	1	
諸　雑　費		式	1	
計				

（注）　運転歩掛は，施工歩掛に含まれている。

機－18　　運転1日当り単価表

名　称	規　格	単位	数 量	摘　要
運転手（特殊）		人		
燃料費		ℓ		
機械損料		供用日		
諸雑費		式	1	
計				

機－19　　運転1日当り単価表

名　称	規　格	単位	数 量	摘　要
運転手（一般）		人		
燃料費		ℓ		
機械損料		供用日		
諸雑費		式	1	
計				

機－20　　運転1日当り単価表

名　称	規　格	単位	数 量	摘　要
運転手（特殊）		人		
（電力）		kWh		
燃料費		ℓ		
機械損料１（　）		供用日		
機械損料２（　）		〃		
諸雑費		式	1	
計				

（注）１．機械損料の（　）内には，機械名を記入する。
　　２．発動発電機を電源とする場合は，電力の積算はしない。

機－21　　運転1日当り単価表

名　称	規　格	単位	数 量	摘　要
運転手（特殊）		人		
（電力）		kWh		
燃料費		ℓ		
機械損料		供用日		
諸雑費		式	1	
計				

（注）　発動発電機を電源とする場合は，電力の積算はしない。

機－22　　運転1日当り単価表

名　称	規　格	単位	数 量	摘　要
運転手（一般）		人		
燃料費		ℓ		
機械損料		供用日		
損耗費		〃		
諸雑費		式	1	
計				

機－23　　運転1日当り単価表

名　称	規　格	単位	数 量	摘　要
特殊作業員		人	1	
燃料費		ℓ		
機械損料		供用日		
諸雑費		式	1	
計				

機－24　　運転1日当り単価表

名　称	規　格	単位	数 量	摘　要
燃料費		ℓ		
機械損料		供用日		
諸雑費		式	1	
計				

（注）　運転歩掛は施工歩掛に含まれている。

機－25　　運転1日当り単価表

名　称	規　格	単位	数 量	摘　要
（電力）		kWh		
機械損料		供用日		
諸雑費		式	1	
計				

（注）１．発動発電機を電源とする場合は，電力の積算はしない。
　　２．運転歩掛は施工歩掛に含まれている。

機－26　　運転1日当り単価表

名　称	規　格	単位	数 量	摘　要
高級船員		人		
普通船員		〃		
燃料費		ℓ		
機械損料		供用日		
諸雑費		式	1	
計				

機－27　　運転1日当り単価表

名　称	規　格	単位	数 量	摘　要
燃料費		ℓ		
賃料		日	1	
諸雑費		式	1	
計				

（注）　運転歩掛は，賃料に含まれている。

機－28　　運転1日当り単価表

名　称	規　格	単位	数 量	摘　要
運転手（特殊）		人		
燃料費		ℓ		
賃料		供用日		
諸雑費		式	1	
計				

機－29　　運転1日当り単価表

名　称	規　格	単位	数 量	摘　要
運転手（一般）		人		
燃料費		ℓ		
賃料		供用日		
諸雑費		式	1	
計				

機－30　　運転1日当り単価表

名　称	規　格	単位	数 量	摘　要
（電力）		kWh		
賃料		供用日		
諸雑費		式	1	
計				

（注）１．発動発電機を電源とする場合は，電力の積算はしない。
　　２．運転歩掛は施工歩掛に含まれている。

機－31　　運転1日当り単価表

名　称	規　格	単位	数 量	摘　要
特殊作業員		人		
燃料費		ℓ		
賃料		供用日		
諸雑費		式	1	
計				

機－32　　運転1日当り単価表

名　称	規　格	単位	数 量	摘　要
燃料費		ℓ		
機械損料		供用日	1.4	
損耗費		〃	1.4	
諸雑費		式	1	
計				

機－33　　運転1日当り単価表

名　称	規　格	単位	数 量	摘　要
運 転 手（特殊）		人		
燃　料　費		ℓ		
機 械 損 料		供用日		
ICT 建設機械経費 損 料 加 算 額		〃		
諸　雑　費		式	1	
計				

機－34　　運転1日当り単価表

名　称	規　格	単位	数 量	摘　要
運 転 手（特殊）		人		
燃　料　費		ℓ		
機 械 賃 料		供用日		
ICT 建設機械経費 賃 料 加 算 額		〃		
諸　雑　費		式	1	
計				

機－35　　運転1日当り単価表

名　称	規　格	単位	数 量	摘　要
燃　料　費		ℓ		
機 械 損 料		供用日		
ICT 建設機械経費 損 料 加 算 額		〃		
諸　雑　費		式	1	
計				

（注）運転歩掛は、施工歩掛に含まれている。

④ 一　般　事　項

1. 建設機械運転労務

運転手の労務歩掛の考え方

（1） 運転手は通年雇用的な常用とみなす。

（2） １人工は実働８時間とする。

2. 指定事項における運転労務数量について

各工種における当該機械毎の機械運転単価表において，指定事項に運転労務数量が指定されている場合は，これによるものとする。

指定事項において運転労務数量が指定されていない場合は，①建設機械運転労務によるものとする。

3. 運転日当り運転時間(T)

（1） 作業が標準状態である場合，運転日当り運転時間（T）は建設機械等損料算定表に示す年間標準運転時間，年間標準運転日数等より算出した値を使用する。

ただし，各工種における当該機械毎に運転労務数量が指定されている場合は，これによる。

（2） 工事の施工に特別な条件がない場合，作業は標準状態と見なす。

（3） 積上げで求めた運転日当り運転（T）と標準時間（Ｔｏ）の差がＴｏに対し±20%未満の場合には，標準状態とみなし，標準Ｔｏを使用することができる。

（4） 設計変更その他不可抗力等により，当初の契約条件を変更するため運転日当り運転時間（T）がいちじるしく変更する場合（±20%以上の場合）は，運転日当り運転時間（T）を変更する。

（5） 運転日当り運転時間（T）が４時間未満の場合，歩掛はすべてＴ＝４時間で積算し同一運転手による他の機械の運転等を考慮する。又運転日当り運転時間（T）が７時間を超える場合も歩掛はすべてＴ＝７時間で積算し，場合によっては２シフト制を考慮する。

（6） 運転日当り運転時間（T）は，小数第２位を四捨五入して小数第１位止めとし，機械運転１時間当り労務歩掛は，小数第３位を四捨五入して小数第２位止めとする。

4. 運転手を計上する機械

道路交通法に定める運転免許が必要な建設機械並びにこれと同等の機械（フィニッシャ，アスファルトプラント等）とする。

運転手を計上する条件を運転手（特殊）及び運転手（一般）と分類してその各々の内容を次のとおりとする。

（1） 運転手（特殊）

重機械（道路交通法第 84 条に規程する大型特殊免許または労働安全衛生法第 61 条第１項に規程する免許，資格もしくは技能講習の修了を必要とし，運転及び操作に熟練を要するもの。）の運転及び操作について相当程度の技能を有し，主として重機械を運転または操作及び整備点検，給油脂，清掃等の作業。

（2） 運転手（一般）

道路交通法第 84 条に規程する運転免許（大型免許，普通免許等）を有し，主として機械を運転または操作及び整備点検，給油脂，清掃等の作業。

（3） 特殊作業員としての取扱い

軽機械（道路交通法第 84 条に規程する運転免許または労働安全衛生法第 61 条第１項に規程する免許，資格もしくは技能講習の修了を必要とせず，運転及び操作に比較的熟練を要しないもの。）を運転または操作して行う作業。

5. ダム工事及び大型造成工事について

ダム工事及び大型造成工事については，機械付世話役及び助手を別途考慮する。

6. 労務単価について

単価は公共工事設計労務単価（二省単価）による。

・世話役の単価について
機械付世話役単価は一般土木世話役の労務単価とする。

・助手の単価
助手の単価は普通作業員の単価とする。

・機械工の単価
機械工の単価は溶接工の単価とする。

7. 歩掛について

（1） 損料との関係

1） 機械の供用日数，運転時間の定義等についてはすべて「請負工事機械経費積算要領」によるものとする。

2） 時間当り損料 労務歩掛積算要領表（表－１）

8. 運転手職種別の対象機械

運転手職種別の対象機械は，表－２のとおりとする。

表－1 時間当り損料 労務歩掛積算要領表

施 工 条 件	時間当り損料(円／ｈ)	労 務 歩 掛(人／ｈ)	摘　　要
(1) 稼働状態が標準の場合	損料＝損料表(13)欄	４≦Ｔ≦７ではＴ Ｔ＜４の場合はＴ＝４ ７＜Ｔの場合はＴ＝７ として，標準歩掛の式2.1による。	Ｔは機種により一定 $T=\frac{\text{損料表(3)欄}}{\text{損料表(4)欄}}$
(2) 稼働状態が標準と異なる場合	損料＝損料表(9)欄 ＋損料表(11)欄／ｔ ｔ：供用日当り運転時間 (積上げにて積算) 小数第２位を四捨五入して小数第１位止め	(1)に同じ	４≦Ｔ≦７では損料Ｔと歩掛Ｔは一致する。 Ｔ＜４，７＜Ｔでは損料Ｔと歩掛は一致しない。
(3) 特に作業条件が標準と異なる場合 (ハードワーク等)	損料＝損料表(9)欄 ×(1±α)損料表 ＋(11)欄／ｔ	(1)に同じ	算定表の割増率を使用
(4) 積雪寒冷地で使用する場合	損料＝損料表(9)欄 ＋損料表(11)欄 ×β／ｔ	(1)に同じ	算定表の割増率を使用

表－２ 運転労務適用職種一覧

機械名	規格		機械質量	運転手（特殊）	運転手（一般）	特殊作業員	摘要
ブルドーザ	1ｔ		－			○	
	3ｔ以上		－	○			
	リッパ装置付		－	○			
レーキドーザ タイヤドーザ	3ｔ級未満		－			○	
	3ｔ級以上		－	○			
トラクタ	クローラ	3ｔ級未満	－			○	
		3ｔ級以上	－	○			
	ホイール	－	3ｔ未満		○		
		－	3ｔ以上	○			
スクレープドーザ スクレーパ モータスクレーパ	各種		－	○			
バックホウ,クラムシェル ドラグライン	機械式		3ｔ以上	○			
	クローラ	山積0.08㎥級以下（平積0.06㎥）	－			○	
		山積0.11㎥級以上（平積0.08㎥）	－	○			
	ホイール	0.28㎥級以上（平積0.2㎥）	－	○			
クローラローダ（トラクタショベル）	山積0.25㎥級以下		－			○	
	山積0.4 ㎥級以上		－	○			
ホイールローダ（トラクタショベル）	山積0.4 ㎥級以下		－		○		
	山積0.5 ㎥級以上		－	○			

機械名	規格	機械質量	運転手（特殊）	運転手（一般）	特殊作業員	摘要
クローラクレーン	1ｔ吊未満	－			○	
	1ｔ吊以上	－	○			
トラッククレーン ラフテレーンクレーン	1ｔ吊未満	－		○		
	1ｔ吊以上	－	○			
モータグレーダ	各種	－	○			
サンドパイル打機	バイブロ式	－	○			
クローラ杭打機	ブーム式	－	○			
	直結式	－	○			
路面清掃車	ブラシ式フロントリフトダンプ	－	○			
	上記以外	－		○		
トラック式アースオーガ	各種	－	○			
大型ブレーカ	〃	－	○			バックホウ架装
散水車	〃	－		○		
側溝清掃車	〃	－		○		
排水管清掃車	〃	－		○		
ガードレール清掃車	ブラシ式	－		○		
トンネル清掃車	〃	－		○		
トラック	普通 クレーン装置付1ｔ吊未満	－		○		
	クレーン装置付1ｔ吊以上	－	○			

機　械　名	規　　格	機械質量	運転手(特殊)	運転手(一般)	特　殊作業員	摘　　要
ダンプトラック	オンロード	－		○		
専用重ダンプトラック	オフロード（建設専用）	－		○		
不整地運搬車	積載質量1ｔ未満	－			○	
	積載質量1ｔ以上	－	○			
水陸両用運搬車(泥上車)	各　　種	－	○			
作　業　車	各　　種 (クレーン装置付1ｔ吊以上を除く)	－		○		クレーン装置付1ｔ吊以上の機種であって，クレーンを使用しない場合は，運転手(一般)のみ計上
	各　　種 (クレーン装置付1ｔ吊以上)	－	○			
高所作業車	作業床高10m未満	－		○		
	作業床高10m以上	－	○			
コンクリートポンプ車	配管式	－	○			
	ブーム式	－	○			
ラインマーカ	自走式	－		○		
	車載式	－		○		
ロードローラ	マカダム	－	○			
	タンデム	－	○			
タイヤローラ	各　　種	－	○			
振動ローラ	自走式2.5～2.8ｔ以下	－			○	
	〃　3.0～5.0ｔ以上	－	○			

機　械　名	規　　格	機械質量	運転手(特殊)	運転手(一般)	特　殊作業員	摘　　要
コンクリートフィニッシャ	3.0～4.5m以上	－	○			
コンクリートスプレッダ	ブレード式・ボックス式	－	○			
コンクリートレベラー	3.0～7.5m	－	○			
アスファルトフィニッシャ	各　　種	－	○			
アスファルトプラント	〃	－	○			
アスファルトディストリビュータ	〃	－		○		
アスファルトスプレッダ	自走式・各種	－		○		
スタビライザ	路上混合自走式各種	－	○			
トレンチャ	自走式	3ｔ未満			○	
	〃	3ｔ以上	○			
アジテータトラック（トラックミキサ）	各　　種	－		○		
ヒータプレーナ		－	○			
路面切削機	クローラ式・ホイール式	－	○			
マイクロバス		－		○		
ライトバン		－		○		
ウインチ	5ｔ吊未満	－			○	
	5ｔ吊以上	－	○			
草刈車	大型自走式(履帯式)	－			○	
草刈機	肩掛式・ハンドガイド式	－			○	

第７章　土木請負工事の特許使用料の積算

① 土木請負工事の特許使用料の積算について・・・

令和６年度建設工事積算基準

第７章　土木請負工事の特許使用料の積算

①　土木請負工事の特許使用料の積算について

１．土木請負工事工事費の積算において必要な特許使用料の算定については次のとおりとする。ただし，これにより難い場合は別途考慮するものとする。

（１）　特許使用料の適用

特許使用料の適用は，特許権等に係る施工法・試験法・製造法並びに特許権，実用新案権及び意匠権等を用いて施工・製作させた装置等，工業所有権等に係るもの全てを対象とした特許工法等とし，特許法に基づく手続きのうち，設定登録が完了している場合及び出願を完了し，かつ，設定登録が完了していない手続き期間において，当該工法等を使用する積算に適用する。また，特許使用料を計上するのは，共有特許及び民間特許工法等を使用する場合とする。

（２）　特許使用料の積算

特許使用料は，工事を施工するのに直接必要とする経費とし，その算定は契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用の合計額とする。

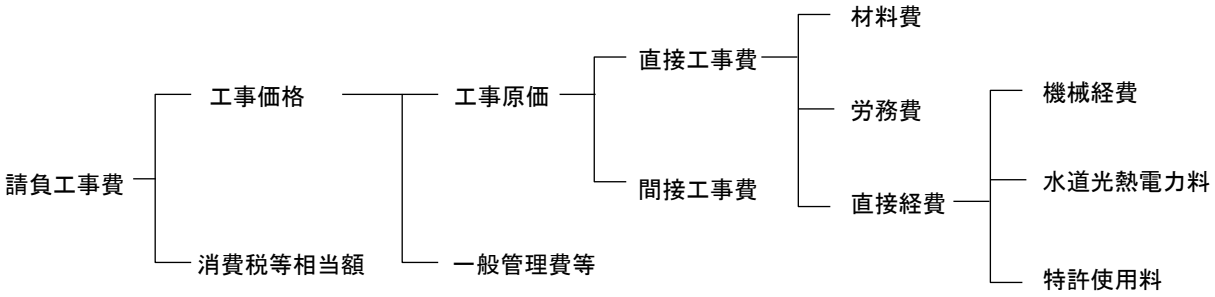

１）　特許使用料の算出

共有特許工法等を使用する場合は，実施契約に基づく，民間企業等が有する特許権の持分に対応した特許使用料を計上し，民間特許工法等を使用する場合は，当該特許工法に係る全ての特許使用料を計上する。なお，特許権，実用新案権及び意匠権等を用いて施工・製作させた装置等については，特許使用料が含まれている場合があるので留意されたい。

令和６年度建設工事積算基準

第８章　時間的制約を受ける公共土木工事の積算

①　時間的制約を受ける公共土木工事の積算について‥‥‥

令和６年度建設工事積算基準

第８章　時間的制約を受ける公共土木工事の積算

①　時間的制約を受ける公共土木工事の積算について

１．公共土木工事において，下記に示す項目により継続的に時間的制約を受け，通常の作業時間を確保することができない場合における当該作業の積算に係る労務費の算定は次のとおりとする。

（１）　時間的制約条件

１）　現道の交通量の多い時間帯

２）　通勤・通学の時間帯

３）　公的な輸送機関（バス・鉄道等）のピークとなる時間帯

４）　工事場所周辺地域の生活，各種営業活動等の時間帯等

５)山間部など現場条件によって作業時間に制約を受ける場合等

１)～４)の時間帯を避けた施工を必要とする場合又は５)の制約を受ける場合とする。

ただし，ある特定の日のみの制約（例：毎週○曜日のみ）を受ける場合は適用しない。

（２）　制約を受ける作業時間の適用範囲

制約を受ける作業時間については，４時間/日以上 7.5 時間/日以下とする。

なお，制約を受ける作業時間が４時間/日未満の場合は，別途施工条件等を考慮し適正に積算するものとする。

（３）　労務費の算定方法

時間的に制約を受ける工事の設計労務単価の補正割増しは，以下の方法により行うものとする。

１）　作業時間の算出

拘束時間＝作業終了時間－作業開始時間　（なお，標準拘束時間は９時間とする）

作業時間＝拘束時間－１時間（休憩時間帯）　（なお，標準作業時間は８時間とする）

２）　補正割増し係数

時間的制約状況の程度	補正割増し係数
時間的制約を受ける場合	1.06
時間的制約を著しく受ける場合	1.14

（注）「時間的制約を受ける場合」とは，作業時間が７時間/日を超え 7.5 時間/日以下をいう。

「時間的制約を著しく受ける場合」とは，作業時間が４時間/日以上７時間/日以下をいう。

３）　設計労務単価の補正割増し

設計労務単価は，次式により補正割増しを行うものとする。

イ）　通常勤務すべき時間帯（８時～17 時）内において作業時間に制約を受ける場合の設計労務単価

設計労務単価＝公共工事設計労務単価×補正割増し係数

ロ）　施工条件により，やむを得ず通常勤務すべき時間帯（８時～17 時）を外して作業を行う場合の設計労務単価（例－1，例－2）

設計労務単価＝［公共工事設計労務単価＋割増し賃金］×補正割増し係数

（例－１）20 時～６時の時間帯の中で 21 時～５時までの時間的制約を受けた場合

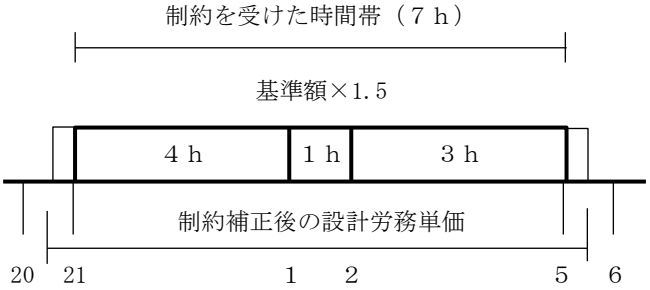

設計労務単価＝［基準額＋割増し賃金］×補正割増し係数
＝基準額×1.5×1.14
＝基準額×1.71
ただし，割増し賃金＝基準額×0.5

（例－２）18 時～４時の時間帯の中で 19 時～３時までの時間的制約を受けた場合

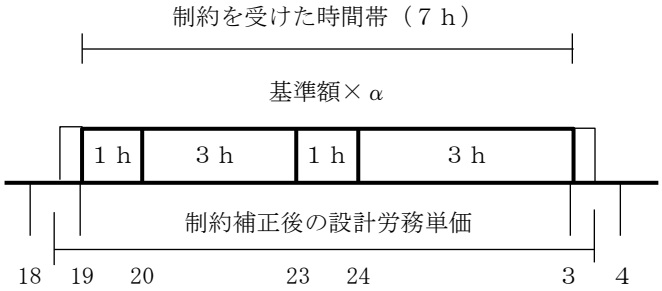

設計労務単価＝［基準額＋割増し賃金］×補正割増し係数
＝基準額×1.428×1.14
＝基準額×1.628
ただし，α＝割増し率
＝（1h×1.0＋6h×1.5）／7h
＝1.428
割増し賃金＝基準額×0.428

ハ）　設計労務単価に他の特殊割増し（積雪寒冷地域での冬期割増し等）を合わせて考慮する場合は，割増し部分が重複しないように注意するものとする。

ニ）　機械付労務の労務費についても補正割増しの対象とする。

（４）　機械損料の補正

時間的制約を受ける工事の積算にあたって，機械損料を補正する場合には「建設機械損料の算定について」（建設省機発第 65 号）〔昭和 55 年２月 22 日付〕により，行うものとする。

（５）　工期の設定

時間的制約を受ける工事の工期設定にあたっては，制約された作業時間により適正な工期の設定を行うものとする。

第９章　土木請負工事における現場環境改善費の積算

①　土木請負工事における現場環境改善費の積算・・・

令和６年度建設工事積算基準

第９章　土木請負工事における現場環境改善費の積算

①　土木請負工事における現場環境改善費の積算

１．対象となる内容は次のとおりとする。

工事に伴い実施する現場環境改善（仮設備関係，営繕関係，安全関係）及び地域連携に関するものを対象とする。

２．適 用 の 範 囲

周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動，現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので，原則、全ての屋外工事を対象とする。ただし、維持工事等で、実施が困難なもの及び効果が期待できないものについては、対象外とすることができる。

３．積　算　方　法

（１）　現場環境改善費の積算は，以下の方法により行うものとする。ただし，標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし，特別な内容を行う場合は積上げ計上とする。

イ．積算方法は以下のとおりとし，現場環境改善費に計上するものとする。

$$K = i \cdot Pi + \alpha$$

ただし　K：現場環境改善費（単位：円，1000 円未満切り捨て）

i ：現場環境改善費率（単位：%，小数第３位四捨五入２位止め）

Pi ：対象額（直接工事費（処分費等を除く共通仮設費対象分）＋支給品費（共通仮設費対象分）＋無償貸付機械等評価額）

なお，対象額が５億円を超える場合は５億円とする。

α ：積上げ計上分（単位 円，1000 円未満切り捨て）

対象額 ： Pi		現場環境改善費率 ： i （%）	
		市街地	左記以外
直接工事費(処分費等を除く) ＋ 支給品費 ＋ 無償貸付機械等評価額	５億円以下の場合	$i = 56.6 \cdot Pi^{-0.174}$	$i = 39.9 \cdot Pi^{-0.201}$
	５億円を超える場合	1.73	0.71

ロ．率に計上されるものは，別表－１の内容のうち原則として各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係，営繕関係，安全関係及び地域連携）ごとに１内容ずつ（いずれか１費目のみ２内容）の合計５つの内容を基本とした費用である。

実施内容が、標準的な現場環境改善で５項目未満となる場合、その費用は「物価資料」または「見積もり」等を参考に適切に計上すること。

また，選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ，実施費目数及び実施内容を変更しても良い。

ハ．積上げ計上分（α）に計上するものは，費用が巨額となるため現場環境改善費率分で行うことが適当でないと判断されるものとする。

ニ．なお，経費率は現場環境改善費の各費目を１本化した全体での率である。

ホ．現場環境改善に関する費用の対象額は５億円を限度とする。

（２） 設計変更について

率に計上されるものについては，設計変更を行わないものとする。ただし，対象金額（Pi）の変動に伴う現場環境改善費率ｉは変更される。また，積上げ計上分（α）については，内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

［別表－1］

計上費目	実施する内容（率計上分）
現場環境改善（仮設備関係）	１．用水・電力等の供給設備，２．緑化・花壇，３．ライトアップ施設 ４．見学路及び椅子の設置，５．昇降設備の充実，６．環境負荷の低減
現場環境改善（営繕関係）	１．現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ２．労働宿舎の快適化 ３．デザインボックス（交通誘導警備員待機室），４．現場休憩所の快適化 ５．健康関連設備及び厚生施設の充実等
現場環境改善（安全関係）	１．工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ２．盗難防止対策（警報器等） ３．携帯電話の圏外地域における非常時等の通信手段確保（衛星通信等）※ ４．現場の施設や設備に対する避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	１．完成予想図，２．工法説明図，３．工事工程表 ４．デザイン工事看板（各工事ＰＲ看板含む） ５．見学会等の開催（イベント等の実施含む） ６．見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ７．パンフレット・工法説明ビデオ ８．地域対策費等（地域行事等の経費を含む），９．社会貢献

※森林整備課所管の工事では、共通仮設費の安全費に計上ができるため、この内容を除く。

４．その他

現場環境改善費の計上方法は、「土木請負工事における現場環境改善費の積算要領について（通知）」によること。

「観光地等における工事施工中の景観配慮について（通知）」により，景観配慮型仮設物を設置する場合は，当該通知により現場環境改善費を計上するものとする。

第 10 章　工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算

①　工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算について ····· Ⅰ-10-①- 1

令和６年度建設工事積算基準

第 10 章　工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算

①　工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算について

受注者の責めに帰することができないものにより設計図書の変更等に伴う一時中止や工期を延長（以下「工期延長等」という。）した場合の増加費用等の負担については，下記により積算するものとする。

1．増加費用等の考え方

（1）　本工事施工中に工期延長等した場合の費用

増加費用の適用は，工期延長等に伴う増加費用について受注者から請求があった場合に適用する。

増加費用として積算する範囲は，工事現場の維持に要する費用，工事体制の縮小に要する費用，工事の再開準備に要する費用，工期延長等となる場合の費用，工期短縮を行った場合の費用とする。

1）　工事現場の維持に要する費用

工事現場の維持に要する費用とは，工期延長等に伴い工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具，労務者又は技術職員（専門職種を含む。以下同じ。）を保持するために必要とされる費用等とする。

2）　工事体制の縮小に要する費用

工事体制の縮小に要する費用とは，中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため，不要となった機械器具，労務者又は技術職員の配置転換に要する費用等とする。

3）　工事の再開準備に要する費用

工事の再開準備に要する費用とは，工事の再開予告後，工事を再開できる体制にするため，工事現場に再投入される機械器具，労務者，技術職員の転入に要する費用等とする。

4）　工期延長等となる場合の費用

工期延長等となる場合の費用とは，工期延長等となることにより追加で生じる社員等給与，現場事務所費用，材料の保管費用，仮設諸機材の損料等に要する費用等とする。

5）　工期短縮を行った場合の費用

工期短縮を行った場合の費用とは，工期短縮の要因が発注者に起因する場合，自然条件（災害等含む）に起因する場合の工期短縮に要する費用等とする。なお，工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まないものとする。

（2）　契約後準備工着手前に中止した場合の費用

1）　契約後準備工着手前とは，契約締結後で，現場事務所・工事看板が未設置，材料等が未搬入の状態で測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。

2）　発注者は，上記の期間中に，準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は，工事の中止を受注者に通知する。

3）　一時中止に伴う増加費用は計上しない。

4）　受注者から，工期短縮を行った場合の費用の請求があったときは，これを増加費用として積算する範囲とする。なお，工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まないものとする。

（3）　準備工期間に中止した場合の費用

1）　準備工期間とは，契約締結後で現場事務所・工事看板を設置し，測量等の本工事施工前の準備期間をいう。

2）　発注者は，上記の期間中に，本体工事に着手することが不可能と判断した場合は，工事の中止を受注者に通知する。

3）　増加費用は，安全費，営繕費及び現場管理費等が想定されるので，受注者が中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書に基づき実施した結果，必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき，費用の必要性・数量など受発注者が協議して決定する。

4）　受注者から，工期短縮を行った場合の費用の請求があったときは，これを増加費用として積算する範囲とする。なお，工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まないものとする。

2. 増加費用等の算定

２－１　増加費用等の構成

工期延長等に伴う現場維持等に要する費用は，工事原価内の間接工事費の中で計上し，一般管理費等の対象とする。

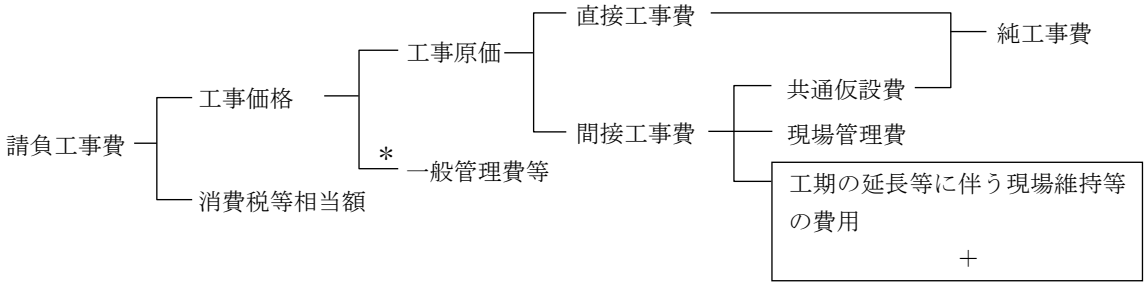

＊工期延長等に伴う本支店における増加費用を含む

（注）　工期延長等に伴い発注者が新たに受取り対象とした材料，直接労務及び直接経費に係る費用は，該当する工種に追加計上し，設計変更により処理するものとする。

増加費用は，原則，工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象に算定することとし，工期延長等の期間３カ月以内の算定方法は以下のとおりとする。ただし，工期延長等の期間が３ヶ月を超える場合，道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合など，標準積算によりがたい場合は，受注者から増加費用に係る見積を求め，受発注者間で協議を行い増加費用を算定する。

２－２　工期延長等に伴う現場維持等に要する費用（標準積算）

（１）標準積算により算定する場合，中止等に伴う現場維持等に要する費用として積算する内容は以下の積上げ項目及び率項目とする。

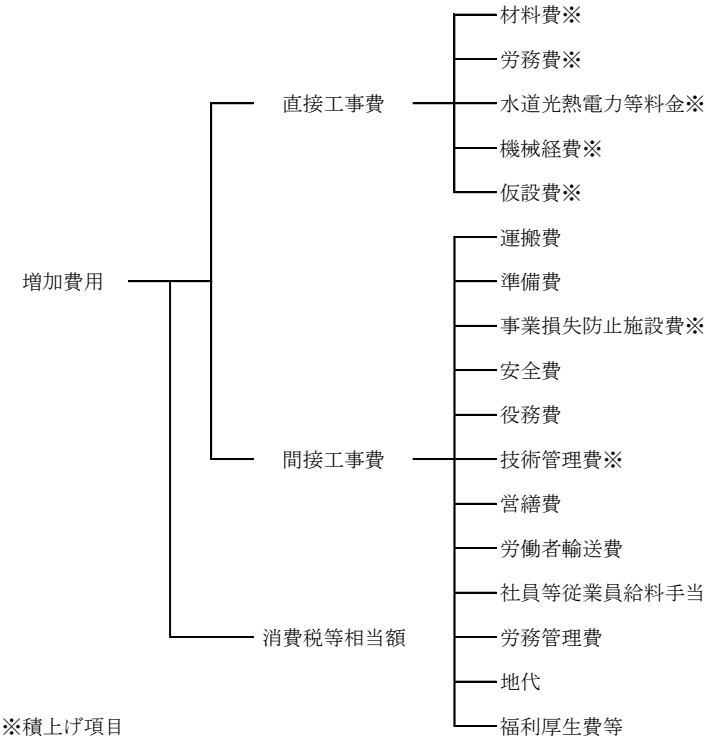

※積上げ項目

１）　積上げ項目

積上げ計上する項目は，直接工事費及び事業損失防止施設費における材料費，労務費，水道光熱電力等料金，機械経費で現場維持等に要する費用であり，下記の内容とする。

イ．直接工事費に計上された材料（期間要素を考慮した材料）及び仮設費に計上された仮設材等の中止等期間中に係る損料額及び補修費用

ロ．直接工事費及び事業損失防止施設費における項目で現場維持等に要する費用

ハ．現場搬入済の調査・試験用の機器，技術者等において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には，工期延長等期間中に係る費用

２） 率で計上する項目

工期延長等に伴い増加する費用の内，現場経費で算定する内容は下記のとおりとする。

イ．運搬費の増加費用

現場搬入済みの建設機械（質量 20ｔ以上の建設機械含む）の工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用及び大型機械類等の現場内小運搬。

ロ．安全費の増加費用

工事現場の維持に要する費用

（保安施設，保安要員の費用及び火薬庫，火工品庫の保安管理に要する費用）

ハ．役務費の増加費用

仮設費に係る土地の借り上げ等に要する費用，電力及び用水等の基本料金

ニ．営繕費の増加費用

現場事務所，労働者宿舎，監督員詰所及び火薬庫等の営繕損料に要する費用

ホ．現場管理費の増加費用

・現場維持のために現場へ常駐する社員等従業員給料手当及び労務管理費等に要する費用
・工事体制縮小のための労務者又は技術職員の配置転換に要する費用
・工事再開のための労務者又は技術職員の転入に要する費用
・工期延期となることにより追加で生じる社員等従業員給料手当

（２） 算定方法

工期延長等に伴う現場維持等に要する費用の算定は，下記の式により算出する。(SSMN8601)

Ｇ＝dg×Ｊ＋α

ただし，

Ｇ：工期延長等に伴う現場維持等の費用（単位 円 1,000 円未満切り捨て）

dg：工期延長等に係る現場経費率（％ 小数第４位四捨五入３位止め）

（前記２－２（１）２）に示す率項目）

Ｊ：対象額（中止等時点の契約上の現場管理費対象純工事費）（単位 円 1,000 円未満切り捨て）

α：積上げ費用（単位 円 1,000 円未満切り捨て）

（前記２－２（１）１）に示す積上げ項目）

１） 工期延期等に伴い増加する現場経費率

$$dg=\left[A\left\{\left(\frac{J}{a\times J^{b}+N}\right)^{B}-\left(\frac{J}{a\times J^{b}}\right)^{B}\right\}\right]+\frac{(N\times R\times 100)}{J}$$

ただし，

dg：工期延長等に伴い増加する現場経費率（％ 小数第４位四捨五入３位止め）

（前記２－２（1）２）に示す率項目）

Ｊ：対象額（工期延長等時点の契約上の現場管理費対象純工事費）（単位 円 1,000 円未満切り捨て）

Ｎ：工期延長等日数（受注者の責めに帰す場合は除く）（日）

ただし，部分中止の場合は，部分中止に伴う工期延長等日数。

Ｒ：公共工事設計労務単価（土木一般世話役）

Ａ，Ｂ，ａ，ｂ：工種毎に決まる係数（別表－１～４）

別表－1

工種区分	係数Ａ				
	一般交通影響無し	一般交通影響有り(1)	一般交通影響有り(2)	市街地(DID補正)	山間僻地及び離島
河川工事	1901.4	2116.7	2104.1	2104.1	1939.0
河川・道路構造物工事	410.4	453.5	452.4	452.4	413.5
海岸工事	521.4	550.7	561.8	561.8	488.2
道路改良工事	78.9	87.2	87.0	87.0	79.4
鋼橋架設工事	4760.3	5307.1	5271.4	5307.1	4867.7
ＰＣ橋工事	1238.0	1436.8	1399.1	1399.1	1351.0
橋梁保全工事	3393.5	3979.5	3855.9	4318.8	3764.5
舗装工事	923.0	1162.5	1087.6	1254.4	1149.1
共同溝等工事(1)	213.2	247.5	241.0	241.0	232.8
共同溝等工事(2)	314.1	363.9	354.7	354.7	341.7
トンネル工事	1070.6	1331.2	1253.2	1253.2	1306.0
砂防・地すべり等工事	275.1	288.4	295.3	295.3	254.5
道路維持工事	303.5	333.4	333.6	363.7	302.7
河川維持工事	635.1	697.2	697.9	697.9	633.0
下水道工事(1)	103.2	119.9	116.7	116.7	112.6
下水道工事(2)	282.4	306.7	308.7	308.7	276.7
下水道工事(3)	366.6	422.5	412.8	412.8	395.6
下水道工事(4)	186.2	206.0	205.4	205.4	188.0
公園工事	643.6	715.1	711.5	711.5	654.3
コンクリートダム工事	115.6	－	－	－	－
フィルダム工事	91.3	－	－	－	－
電線共同溝工事	266.2	293.4	293.1	320.0	267.2
情報ボックス工事	1338.5	1523.7	1498.7	1498.7	1413.4

工種区分	係数Ｂ					係数ａ	係数ｂ
	一般交通影響無し	一般交通影響有り(1)	一般交通影響有り(2)	市街地(DID補正)	山間僻地及び離島		
河川工事	-0.3284	-0.3275	-0.3280	-0.3280	-0.3269	13.3999	0.1615
河川・道路構造物工事	-0.2019	-0.2004	-0.2012	-0.2012	-0.1994	1.0955	0.3057
海岸工事	-0.2306	-0.2255	-0.2280	-0.2280	-0.2224	4.2009	0.2226
道路改良工事	-0.0714	-0.0698	-0.0706	-0.0706	-0.0688	2.4722	0.2611
鋼橋架設工事	-0.3805	-0.3796	-0.3801	-0.3796	-0.3791	8.9850	0.2036
ＰＣ橋工事	-0.2884	-0.2907	-0.2895	-0.2895	-0.2921	0.5348	0.3394
橋梁保全工事	-0.3455	-0.3485	-0.3470	-0.3483	-0.3504	1.6260	0.2838
舗装工事	-0.2725	-0.2807	-0.2767	-0.2801	-0.2858	0.7817	0.3147
共同溝等工事(1)	-0.1455	-0.1480	-0.1468	-0.1468	-0.1496	0.4678	0.3598
共同溝等工事(2)	-0.1833	-0.1852	-0.1843	-0.1843	-0.1865	0.0142	0.5399
トンネル工事	-0.2619	-0.2685	-0.2652	-0.2652	-0.2726	0.1118	0.4194
砂防・地すべり等工事	-0.1797	-0.1738	-0.1767	-0.1767	-0.1700	0.1422	0.4132
道路維持工事	-0.1653	-0.1634	-0.1643	-0.1636	-0.1623	1.6840	0.2898
河川維持工事	-0.2406	-0.2391	-0.2399	-0.2399	-0.2381	8.0310	0.2114
下水道工事(1)	-0.0941	-0.0966	-0.0954	-0.0954	-0.0981	0.5192	0.3472
下水道工事(2)	-0.1811	-0.1781	-0.1796	-0.1796	-0.1763	1.1316	0.3060
下水道工事(3)	-0.1891	-0.1916	-0.1904	-0.1904	-0.1932	2.7078	0.2589
下水道工事(4)	-0.1419	-0.1408	-0.1414	-0.1414	-0.1401	0.6805	0.3202
公園工事	-0.2235	-0.2229	-0.2232	-0.2232	-0.2225	13.5714	0.1739
コンクリートダム工事	-0.0824	－	－	－	－	0.3392	0.3621
フィルダム工事	-0.0673	－	－	－	－	0.1633	0.3963
電線共同溝工事	-0.1540	-0.1518	-0.1529	-0.1520	-0.1504	0.0035	0.6165
情報ボックス工事	-0.2880	-0.2881	-0.2881	-0.2881	-0.2881	3.6607	0.2249

（注）係数Ａ・Ｂにおける区分の施工地域区分は，「第Ｉ編第２章②間接工事費３現場管理費」によるものとする。

別表－２

工種区分	係数Ａ		
	重要港湾 地方港湾（１）	地方港湾（２） 地方港湾（３） ［一般交通等の影響あり］	地方港湾（３） ［一般交通等の影響なし］
港湾浚渫工事	109.5	105.5	99.9
港湾構造物工事	202.4	195.8	185.3
海岸工事	115.2	111.4	105.5

工種区分	係数Ｂ	係数a	係数b
港湾浚渫工事	-0.0709	0.7347	0.2713
港湾構造物工事	-0.0311	0.5764	0.2992
海岸工事	-0.1120	1.6285	0.2498

（注）係数Aにおける区分の施工地域区分は、「第１１－３編第１章1．共通仮設費・現場管理費率の施工地域、工事場所による補正

１）港湾」によるものとする。

別表－３

工種区分	係数Ａ		
	市街地に係る漁港漁場	山間僻地及び離島に係る漁港漁場 その他の漁港漁場	その他の漁港漁場 ［一般交通等の影響なし］
漁港漁場関係 （浚渫工事）	109.5	105.5	99.9
漁港漁場関係 （構造物工事）	202.4	195.8	185.3
海岸工事	115.2	111.4	105.5

工種区分	係数Ｂ	係数a	係数b
漁港漁場関係 （浚渫工事）	-0.0709	0.7347	0.2713
漁港漁場関係 （構造物工事）	-0.0311	0.5764	0.2992
海岸工事	-0.1120	1.6285	0.2498

（注）係数Aにおける区分の施工地域区分は、「第１１－３編第１章1．共通仮設費・現場管理費率の施工地域、工事場所による補正

２）漁港漁場」によるものとする。

別表－４

工種区分	係数A				係数B				係数a	係数b
	市街地	離島	地方部		市街地	離島	地方部			
			交通影響なし	交通影響有り			交通影響なし	交通影響有り		
空港用地造成工事	138.5	194.2	112.6	241	-0.0947	-0.1284	-0.0938	-0.1414	4.4794	0.2126
空港舗装工事	596.1	423.8	488	390.7	-0.2196	-0.2054	-0.2195	-0.197	0.5918	0.3113

（注）係数Ａ・Ｂにおける区分の施工地域区分は，「空港請負工事積算基準　第Ⅰ編第２章②間接工事費２．現場管理費」によるものとする。

３．　増加費用の構成費目

増加費用の構成費目は，次のとおりとする。

工期延長等の要因発生時点における当該工事の設計書について，以下「元設計」という。

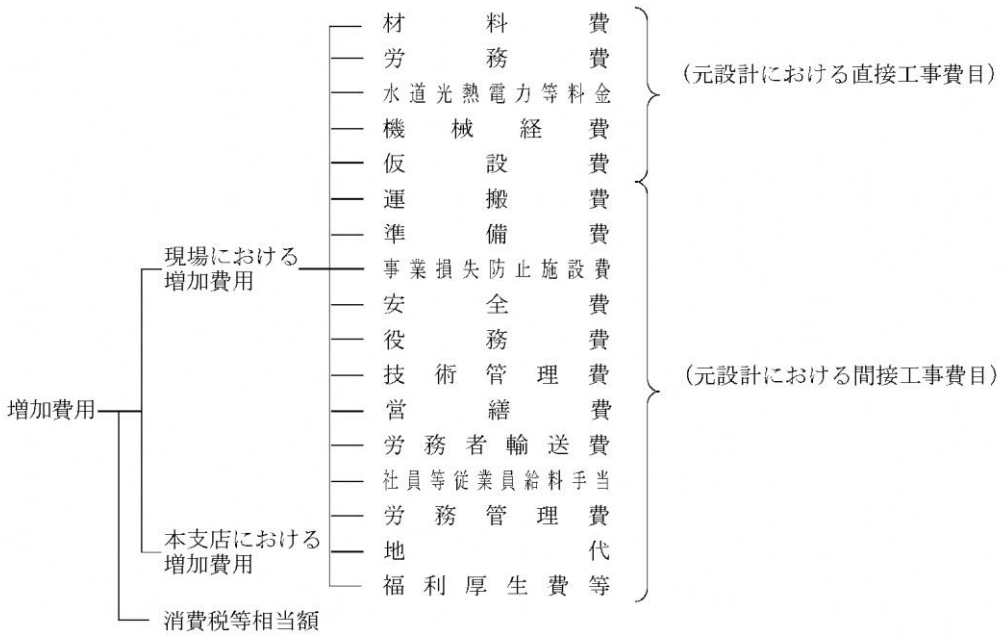

４．　増加費用の費用と内容

増加費用の費目に係る積算の内容は次のとおりとする。

（１）　現場における増加費用

イ 材料費

①　材料の保管費用

工事を工期延長等したために，元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を，発注者が倉庫等（受注者が工事現場に設置したものを除く。）へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び入出庫手数料

②　他の工事現場へ転用する材料の運搬費

工事を工期延長等したために，元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を，発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費

③　直接工事費に計上された材料の損料等

元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の中止期間に係る損料額及び補修費用

ロ 労務費

①　工事現場の維持等に必要な労務費

作業を伴わない作業員の労務費は，原則として計上しない。

ただし，必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があり，受発注者協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用

②　他職種に転用した場合の労務費差額

工事現場の保安等のために，受発注者協議により工事現場に常駐させた，トンネル・潜函工などの特殊技能労働者が職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と，従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用

ハ 水道光熱電力等料金

工事現場に設置済の施設を工事現場の維持のため，発注者が指示し，あるいは受発注者協議により工期延長等の要因発生後、再開までの間に稼動（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用

ニ 機械経費

①　工事現場に存置する機械の費用

現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用

ⓐ　工事現場の維持のため存置することが必要であること，又は搬出費及び再搬入費（組立て，解体費を含む。）が存置する費用を上回ること等により，発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組立て，解体費，管理費を含む。）

ⓑ　発注者が工事現場の維持等のため必要があると認めて指示した機械の運転費用

ホ 仮設費

① 仮設諸機材の損料

現場搬入済の仮設材料，設備等のうち，元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の工期延長等に係る損料及び維持補修の増加費用

② 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用

元設計には計上されていないが，工期延長等に伴う工事現場の維持等の必要上，発注者が新たに指示しあるいは受発注者の協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用（補助労力を含む。）

③ 工期延長等となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用

ヘ 運搬費

① 工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用

工期延長等の要因発生時点に現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用

② 大型機械類等の現場内運搬

元設計に計上した機械類，資材等のうち，工期延長等されたために，新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた大型の機械，材料，仮設物等の運搬費用

ト 準備費

別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の後片付け，再開準備のための諸準備・測量等で，発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用

チ 事業損失防止施設費

仮設費に準じて積算した費用

リ 安全費

① 既存の安全設備に係る費用

工期延長等の要因発生以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち，原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる，安全設備等の中止期間に係る損料及び維持補修の費用

② 新たな工事現場の維持等に要する安全費

元設計には計上されていないが，工期延長等に伴い，工事現場の安全を確保するため，発注者が新たに指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員費を含む。）

ヌ 役務費

① プラント敷地，材料置場等の敷地の借上げ料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の工期延長等期間に係る借上げ，解約などに要した増加費用

② 電力水道等の基本料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る中止期間中の基本料

ル 技術管理費

原則として増加費用は計上しないものとする。

ただし，現場搬入済の調査・試験用の機器，技術者等で元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には，仮設費に準じて積算した費用

ヲ 営繕費

工期延長等の要因発生以前に工事現場に設置済みの営繕施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の工期延長等期間に係る維持費，補修費及び損料額又は営繕費，労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における工期延長等期間中の維持費，補修費，損料額及び労務者輸送に要する費用

ワ 労務者輸送費

元設計が，営繕費，労務者輸送費を区分して積算している場合において受発注者協議により工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用

カ 社員等従業員給料手当

工期延長等期間中等の工事現場の維持等のために，受発注者協議により定めた次の費用

① 元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械，電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用

② 工期延長等の要因発生時点に現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用

③ 工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間，工事現場に常駐する従業員に支給する給料手当の費用

④ 工期延長等となることにより追加で生じる従業員に支給する給料手当の費用

ヨ 労務管理費

① 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用

工期延長等によって遊休となった労務者のうち，当該工事現場に専従的に雇用された労務者（通勤者も含む。）

を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお，専従的に雇用されていた者とは元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており，かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労務者」という。）（通勤者も含む。）とする。

② 解雇・休業手当を払う場合の費用

受発注者協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用

タ 地代

現場管理費のうち，営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の工期延長等期間の費用

レ 福利厚生費等

現場管理費のうち，現場従業員に係る退職金・法定福利費・福利厚生費・通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の工期延長等期間中の費用

（２） 本支店における増加費用

中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

（３） 消費税相当額

現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用

第 11 章　施工箇所が点在する工事の積算

①　施工箇所が点在する工事の積算について…… Ⅰ-11-①- 1

令和６年度建設工事積算基準

第 11 章　施工箇所が点在する工事の積算

①　施工箇所が点在する工事の積算について

施工箇所が点在する工事については，建設機械を複数箇所に運搬する費用や複数箇所の交通規制等がそれぞれの箇所で発生するなど，積算額と実際かかる費用に乖離があるため，共通仮設費，現場管理費を箇所ごとに算出する積算とする。

1. 対　象　工　事

施工箇所が複数あり，施工箇所が１ｋｍ程度を超えて点在する工事を対象とする。
なお，道路付属物（防護柵，道路標識，視線誘導標，区画線，道路照明施設等）の維持管理工事は除く。
ただし，これにより難い場合は個別に考慮できる。

2. 工事箇所の設定方法及び積算方法

(1)　主たる工種区分は，工事全体で判断する（地区毎に主たる工種区分を設定しない）。
(2)　直接工事費の施工規模等の入力条件は，施工箇所毎の数量から選択する。
(3)　材料費等単価の地区設定は，地区毎に設定する。
(4)　共通仮設費及び現場管理費については，地区毎に算出した合計額とする。
(5)　共通仮設費率及び現場環境改善費率，現場管理費率の補正については，地区毎に設定する。積上げ項目のうち，地区毎に分割できない場合は，直接工事費の最も大きい地区に計上する。
(6)　一般管理費等については，地区毎に分けない積算と同様とする。
なお，一般管理費算出時の，共通仮設費率及び現場管理費率にかかる，施工地域を考慮した補正は，施工規模の大きい地区の設計書で設定した係数によるものとする。

＜当初積算イメージ＞

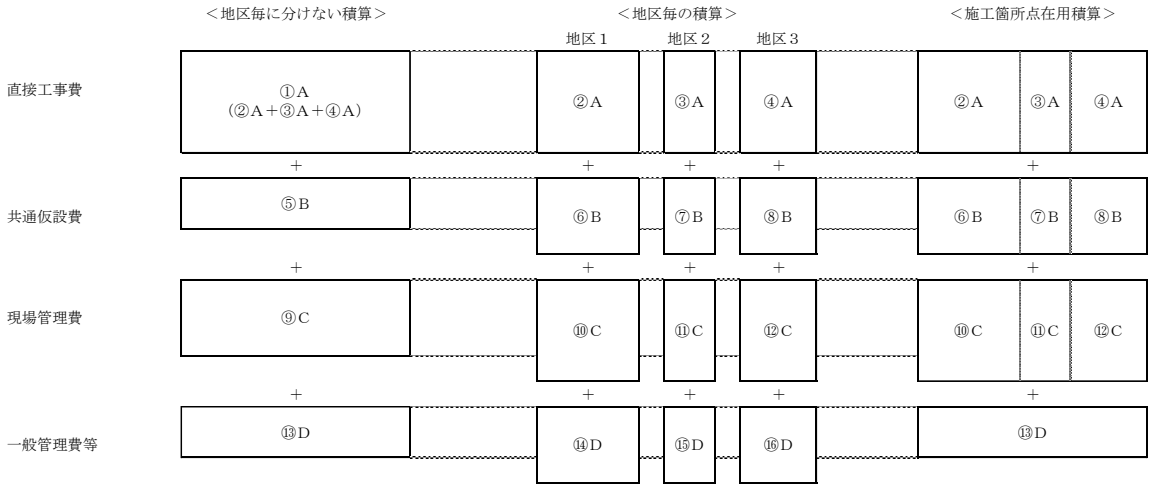

図２．１　施工箇所が点在する場合の積算イメージ

※積算のイメージ
（地区１直接工事費×間接費率）
＋（地区２直接工事費×間接費率）
＋（地区３直接工事費×間接費率）
※一般管理費等は通常どおり

＜変更積算イメージ＞

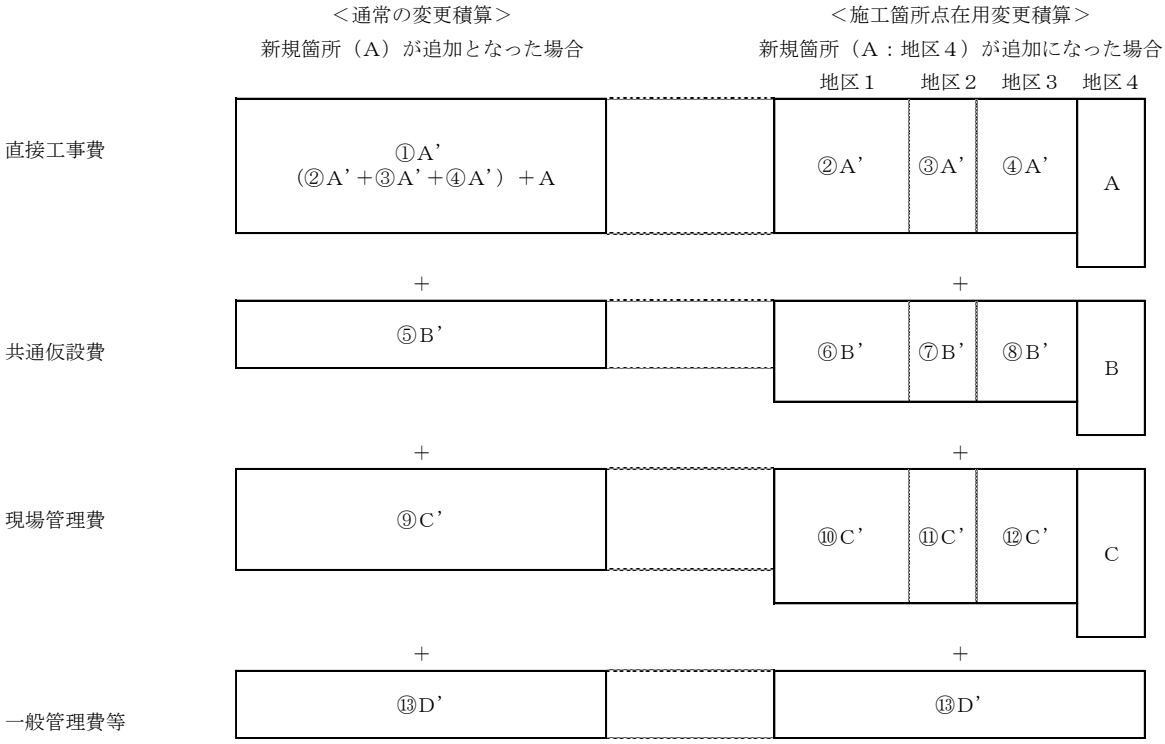

共通仮設費の算定	⑤B’：①A’を対象額で算出	⑥B’：②A’を対象額で算出 ⑦B’：③A’を対象額で算出 ⑧B’：④A’を対象額で算出 B ：Aを対象額で算出 ⑥B’＋⑦B’＋⑧B’＋Bとする
現場管理費の算定	⑨C’：（①A’＋⑤B’）を対象額で算出	⑩C’：（②A’＋⑥B’）を対象額で算出 ⑪C’：（③A’＋⑦B’）を対象額で算出 ⑫C’：（④A’＋⑧B’）を対象額で算出 C ：（A＋B）を対象額で算出 ⑩C’＋⑪C’＋⑫C’＋Cとする
一般管理費等の算定	⑬D’：（①A’＋⑤B’＋⑨C’）を対象額で算出	⑬D’：（①A’＋⑤B’＋⑨C’）を対象額で算出

図２．２　施工箇所が点在する場合の変更積算イメージ

第 12 章　１日未満で完了する作業の積算

①　　１日未満で完了する作業の積算・・・

令和６年度建設工事積算基準

第 12 章　１日未満で完了する作業の積算

①　1日未満で完了する作業の積算

1．適　用　条　件

本基準は，変更積算にのみ適用する。

施工実施にあたり，１日未満で完了する作業量の作業が見込まれ，施工パッケージ型積算基準と乖離が認められる場合に本基準を用いて積算するものとする。

本基準の採用にあたっては，契約期間内に受注者から当該積算の適用についての請求があった場合に，受発注者間の協議において，作業内容が当該積算基準に該当すると認められる場合に適用する。

同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せで１日作業となる場合には，当該積算は適用しない。

2．適　用　範　囲

１日未満で完了する作業の積算は，表に記載の施工パッケージを使用して積算する工事に限って適用するものとする。

編・章	工種	施工パッケージ	単位	作業日当り 標準作業量	摘要
第Ⅱ編 共通工 第１章 土工	床掘工	床掘り	m3	32	・床掘りは，条件区分で，施工方法が「上記以外（小規模）」の場合に限って適用する。
		舗装版破砕積込 （小規模土工）	m2	23	
	埋戻工	埋戻し	m3	40	・埋戻しは，条件区分で，施工方法が「上記以外（小規模）」の場合に限って適用する。 ・埋戻し，タンパ締固めに係る作業を一連の作業として判定する。
		タンパ締固め	m3	33	
第２章 共通工	法面整形工	法面整形	m2	Ⅰ-14-①による	
	基礎・裏込砕石工	基礎砕石	m2	155	・基礎砕石，裏込砕石に係る作業を一連の作業として判定する。
		裏込砕石	m3	38	
	排水構造物工	ヒューム管（Ｂ形管）	m	Ⅰ-14-①による	・ヒューム管（Ｂ型管），ボックスカルバート，暗渠排水管，フィルター材，管（函）渠型側溝，プレキャスト集水枡，鉄筋コンクリート台付管，プレキャストＬ形側溝（製品長 0.6m/個），プレキャストマンホール，ＰＣ管，コルゲートパイプ，コルゲートフリュームに係る作業を一連の作業として判定する。
		ボックスカルバート	m	Ⅰ-14-①による	
		暗渠排水管	m	Ⅰ-14-①による	
		フィルター材	m3	36	
		管（函）渠型側溝	m	Ⅰ-14-①による	
		プレキャスト集水枡	基	Ⅰ-14-①による	
		プレキャスト集水枡 （材料費）	基	－	
		鉄筋コンクリート台付管	m	Ⅰ-14-①による	

編・章	工種	施工パッケージ	単位	作業日当り 標準作業量	摘要
第２章 共通工	排水構造物工	プレキャストＬ形側溝 （製品長 0.6m/個）	m	Ｌ形側溝単体：33 Ｌ形側溝＋ 基礎砕石：29	
		プレキャストマンホール	基	2,000kg/基以下：4 2,000kg/基を超え 4,000kg/基以下：3	
		ＰＣ管	m	Ⅰ-14-④による	
		ＰＣ管（材料費）	m	-	
		コルゲートパイプ	m	Ⅰ-14-④による	
		コルゲートフリューム	m	Ⅰ-14-④による	
	構造物とりこわし工	コンクリートはつり	m2	3cm 以下：21 3cm を超え 6cm 以下：13	・コンクリートはつり，積込（コンクリート殻）に係る作業を一連の作業として判定する。
		積込（コンクリート殻）	m3	260	
	殻運搬	殻運搬	m3	Ⅰ-14-④による	
第３章 基礎工	コンクリート工（深礎工）	コンクリート打設(深礎工)	m3	Ⅰ-14-④による	
第４章 コンクリート工	コンクリート工	コンクリート	m3	Ⅰ-14-④による	・コンクリート，モルタル練に係る作業を一連の作業として判定する。
		モルタル練	m3	Ⅰ-14-④による	
	型枠工	型枠	m2	Ⅰ-14-④による	・型枠，化粧型枠に係る作業を一連の作業として判定する。
		化粧型枠	m2	-	
		化粧型枠（材料費）	m2	-	
		撤去しない埋設型枠 （材料費）	m2	-	
第Ⅲ編 河川 第２章 河川維持工	堤防除草工	除草	m2	Ⅰ-14-④による	・除草，集草，梱包，積込・荷卸，運搬（堤防除草），除草，集草（人力），梱包，積込・荷卸（総合），除草，集草（機械），梱包，積込・荷卸（総合）に係る作業を一連の作業として判定する。
		集草	m2	Ⅰ-14-④による	
		梱包	m2	12,500	
		積込・荷卸	m2	Ⅰ-14-④による	
		運搬（堤防除草）	m2	Ⅰ-14-④による	
		除草，集草（人力），梱包，積込・荷卸（総合）	m2	Ⅰ-14-④による	
		除草，集草（機械），梱包，積込・荷卸（総合）	m2	Ⅰ-14-④による	
	堤防芝養生工	抜根	m2	Ⅰ-14-④による	・抜根，施肥に係る作業を一連の作業として判定する。
		施肥	m2	13,600	

編・章	工種	施工パッケージ	単位	作業日当り 標準作業量	摘要
第２章 河川維持工	伐木除根工	伐木・伐竹（伐木除根）	m2	Ⅰ-14-④による	・伐木・伐竹（伐木除根），除根（伐木除根），整地（伐木除根），集積（人力施工）（伐木除根），積込（人力施工）（伐木除根），運搬（伐木除根），伐木･伐竹（複合）に係る作業を一連の作業として判定する。
		除根（伐木除根）	m2	1,360	
		整地（伐木除根）	m2	880	
		集積積込み（機械施工）（伐木除根）	m2	除根有：590 除根無：940	
		集積（人力施工）（伐木除根）	m2	1,180	
		積込（人力施工）（伐木除根）	m2	21,300	
		運搬（伐木除根）	m2	Ⅰ-14-④による	
		伐木・伐竹（複合）	m2	Ⅰ-14-④による	
	塵芥処理工	散在塵芥収集	m2	Ⅰ-14-④による	・散在塵芥収集，堆積塵芥収集（機械処理），堆積塵芥収集（人力処理）に係る作業を一連の作業として判定する。
		堆積塵芥収集（機械処理）	m3	Ⅰ-14-④による	
		堆積塵芥収集（人力処理）	m3	Ⅰ-14-④による	
	機械土工（河床等掘削）	河床等掘削	m3	147	
		軟弱土等運搬	m3	Ⅰ-14-④による	
	巨石積（張）工	巨石張（練）	m2	25	・巨石張（練），巨石張（空），巨石積（練）に係る作業を一連の作業として判定する。
		巨石張（空）	m2	27	
		巨石積（練）	m2	30	
		巨石（材料費）	m2	－	
		巨石採取	個	38	
	木杭打工	木杭打	本	58	
	護岸基礎ブロック工	プレキャスト基礎	m	Ⅰ-14-④による	・プレキャスト基礎，中詰コンクリート打設に係る作業を一連の作業として判定する。
		プレキャスト基礎（材料費）	m	－	
		中詰コンクリート（材料費）	m	－	
		中詰コンクリート打設	m3	17	
	かごマット工(スロープ型)	かごマット設置（スロープ型）	m2	Ⅰ-14-④による	
	袋詰玉石工	袋詰玉石	袋	Ⅰ-14-④による	
	笠コンクリートブロック据付工	笠コンクリートブロック	m	Ⅰ-14-④による	
		笠コンクリートブロック（材料費）	m	－	
	グラウトホール工	沈下板設置・グラウト管設置	組	4.8	
		均しコンクリート箱抜用型枠設置撤去・間詰コンクリート打設	組	9.1	
		グラウト管（材料費）	組	－	
	光ケーブル配管工	掘削（光ケーブル配管）	m3	28	・配管設置（埋設部），ハンドホールに係る作業を一連の作業として判定する。
		埋戻し・締固め	m3	13	
		敷砂，保護砂（材料費）	m3	－	
		埋設表示シート（材料費）	m	－	
		配管設置（埋設部）	m	89	
		ハンドホール	個	1.1	

編・章	工種	施工パッケージ	単位	作業日当り 標準作業量	摘要
第Ⅳ編 道路 第１章 舗装工	路盤工	不陸整正	m2	1,510	・不陸整正，下層路盤（車道・路肩部），上層路盤（車道・路肩部）（条件区分で，材料が「粒度調整砕石」に限る。）に係る作業を一連の作業として判定する。 ※上層路盤（車道・路肩部）（条件区分で，材料が「瀝青安定処理」に限る。）については，アスファルト舗装工の適用による。
		下層路盤 （車道・路肩部）	m2	940	
		上層路盤 （車道・路肩部）	m2	Ⅰ-14-④による	
		下層路盤（歩道部）	m2	268	・下層路盤（歩道部），上層路盤（歩道部）に係る作業を一連の作業として判定する。
		上層路盤（歩道部）	m2	268	
	アスファルト 舗装工	基層 （車道・路肩部）	m2	Ⅰ-14-④による	・上層路盤（車道・路肩部）（条件区分で，材料が「瀝青安定処理」に限る。），基層（車道・路肩部），中間層（車道・路肩部），表層（車道・路肩部）に係る作業を一連の作業として判定する。
		中間層 （車道・路肩部）	m2	Ⅰ-14-④による	
		表層 （車道・路肩部）	m2	Ⅰ-14-④による	
		基層（歩道部）	m2	Ⅰ-14-④による	・基層（歩道部），中間層（歩道部），表層（歩道部）に係る作業を一連の作業として判定する。
		中間層（歩道部）	m2	Ⅰ-14-④による	
		表層（歩道部）	m2	Ⅰ-14-④による	
		アスカーブ	m	260	
第２章 付属 施設	立入り防止柵工	基礎ブロック，鋼管基礎	基	Ⅰ-14-④による	・基礎ブロック，鋼管基礎，金網・支柱（立入防止柵），支柱（立入防止柵），門扉に係る作業を一連の作業として判定する。
		金網・支柱（立入防止柵）	m	Ⅰ-14-④による	
		金網・支柱（立入防止柵）（材料費）	m	－	
		支柱（立入防止柵）	本	Ⅰ-14-④による	
		支柱（立入防止柵）（材料費）	本	－	
		門扉	基	Ⅰ-14-④による	
		門扉（材料費）	基	－	
		箱抜き	m	Ⅰ-14-④による	
	車止めポスト 設置工	車止めポスト	本	5	
	道路付属物 設置工	距離標	枚	Ⅰ-14-④による	
第３章 道路 維持 修繕工	路面切削工	路面切削	m2	Ⅰ-14-④による	
		殻運搬（路面切削）	m3	Ⅰ-14-④による	
	舗装版破砕工	舗装版破砕	m2	Ⅰ-14-④による	
	舗装版切断工	舗装版切断	m	Ⅰ-14-④による	
	舗装版クラック 補修工	クラック補修	m	620	・クラック補修，クラック防止シート張に係る作業を一連の作業として判定する。
		注入材（材料費）	m	－	
		クラック防止 シート張	m	930	

編・章	工種	施工パッケージ	単位	作業日当り 標準作業量	摘要
第３章 道路 維持 修繕工	舗装版クラック 補修工	クラック防止 シート（材料費）	m	－	
	道路付属 構造物塗替工	素地調整	m2	Ⅰ-14-④による	・素地調整，付属構造物塗替に係る作業を一連の作業として判定する。
		付属構造物塗替	m2	ポール類　：89 防護柵類・落石防止柵類：121	
	張紙防止塗装工	張紙防止塗装	m2	ケレン作業：14 張紙防止塗装 （1層当り）：32	
		張紙防止塗装（材料費）	m2	－	
	橋梁地覆補修工	とりこわし	m3	1.4	
		鉄筋	t	0.36	
		コンクリート	m3	0.76	
	橋梁補修工 （現場溶接鋼桁補強工）	現場溶接鋼桁補強	m	14	
	落橋防止装置工	コンクリート削孔 （電動式コアボーリングマシン）	孔	Ⅰ-14-④による	・コンクリート削孔（電動式コアボーリングマシン）又は（電動ハンマドリル）もしくは（さく岩機［ハンドドリル空圧式］），アンカー，充填補修に係る作業を一連の作業として判定する。
		コンクリート削孔 （電動ハンマドリル）	孔	84	
		コンクリート削孔 （さく岩機[ハンドドリル空圧式]）	孔	200超え 500以下：48 500超え 800以下：38	
		アンカー	本	Ⅰ-14-④による	
		アンカー材（材料費）	本	－	
		注入材（材料費）	本	－	
		充填補修	孔	92	
		補修材（材料費）	孔	－	
		現場孔明（鋼構造物）	本	10本以上 /箇所：80 作業性の悪い 箇所等：40	
第３章 道路 維持 修繕工	道路除草工	除草	m2	Ⅰ-14-④による	・除草，集草，積込運搬，機械除草（肩掛式）・集草・積込運搬，機械除草（肩掛式）・集草，機械除草（ハンドガイド式）・集草・積込運搬，機械除草（ハンドガイド式）・集草に係る作業を一連の作業として判定する。
		集草	m2	2,760	
		積込運搬	m2	Ⅰ-14-④による	
		機械除草（肩掛式）・ 集草・積込運搬	m2	Ⅰ-14-④による	
		機械除草（肩掛式）・集草	m2	1,240	
		機械除草（ハンドガイド式）・集草・積込運搬	m2	Ⅰ-14-④による	
		機械除草（ハンドガイド式）・集草	m2	1,902	

編・章	工種	施工パッケージ	単位	作業日当り 標準作業量	摘要
第３章 道路 維持 修繕工	路面清掃工 （人力清掃工）	路面清掃（路肩部・人力）	km	Ⅰ-14-④による	・路面清掃（路肩部・人力），路面清掃（歩道部・人力）に係る作業を一連の作業として判定する。
		路面清掃（歩道部・人力）	m2	Ⅰ-14-④による	
	側溝清掃工 （人力清掃工）	側溝清掃（人力清掃工）	m	Ⅰ-14-④による	
	集水桝清掃工 （人力清掃工）	桝清掃（人力清掃工）	箇所	Ⅰ-14-④による	
	トンネル 漏水対策工	面導水	m2	34	・面導水，線導水に係る作業を一連の作業として判定する。
		面導水（材料費）	m2	-	
		線導水	m	10	
		線導水（材料費）	m	-	
	沓座拡幅工	チッピング （厚2cm以下）	m2	5.3	・チッピング（厚2cm以下），アンカー筋挿入，及び落橋防止装置工のうちコンクリート削孔（電動式コアボーリングマシン），コンクリート削孔（電動ハンマドリル），コンクリート削孔（さく岩機[ハンドドリル空圧式]），充填補修，アンカーに係る作業を一連の作業として判定する。
		アンカー筋挿入	本	97	
		アンカー筋（材料費）	本	-	
		注入材（材料費）	本	-	
		鉄筋（沓座拡幅工）	t	0.73	
		型枠（沓座拡幅工）	m2	15	
		コンクリート（沓座拡幅工）	m3	7.1	

３．判　定　方　法

１日未満で完了する作業の判定は，次の方法によるものとする。

（１）施工パッケージが１つ，かつ条件区分が１つの場合の判定方法

x/D ＜ 1 の場合に１日未満で完了する作業とする。

x：作業量

D：作業日当り標準作業量

（２）複数の施工パッケージもしくは条件区分を一連の作業として判定する場合の判定方法

Σ（xi/Di）＜ 1 の場合に１日未満で完了する作業とする。

xi：各施工パッケージにおける各条件区分の作業量

Di：各施工パッケージにおける各条件区分の作業日当り標準作業量

（３）判定に使用する作業量の考え方

・判定に使用する作業量は，施工パッケージ毎の作業量とする。ただし，表の摘要欄に，関連する施工パッケージを一連の作業として判定する旨の記載があるものについては，摘要欄の記載によるものとする。
・一つの施工パッケージで異なる条件区分の作業量がある場合には，一連の作業として判定する。
・判定に使用する作業量は，１箇所当りの作業量とする。
・施工箇所の点在範囲が１km 程度を超えるなど，同一施工箇所として取り扱えないと判断する場合には，別箇所として扱うものとする。
・上記以外は，１工事の全作業量を１箇所当りの作業量とする。
・日々の作業量が受注者の責によらず制約される場合，その他の現場条件等により，上記により難い場合は，別途考慮出来るものとする。

４．積　算　方　法

１日未満で完了する作業の積算は，以下の方法によるものとする。

（１）施工パッケージが１つ，かつ条件区分が１つの場合の積算方法

１）x/D ＜ 1/2 の場合

機械費及び労務費は，作業量にかかわらず，作業日当り標準作業量の 1/2 の量を実施した場合の金額を計上する。材料費は，作業量分の金額を計上する。

２）1/2 ≦ x/D ＜ 1 の場合

機械費及び労務費は，作業量にかかわらず，作業日当り標準作業量を実施した場合の金額を計上する。材料費は，作業量分の金額を計上する。

（２）複数の施工パッケージもしくは条件区分を一連の作業として判定する場合の積算方法

α×Σ（xi/Di）＝ 1 となる α を計算し，α×xi をそれぞれの施工パッケージや条件区分の修正作業日当り標準作業量 D’i とする。

１）Σ（xi/Di）＜ 1/2 の場合

機械費及び労務費は，作業量にかかわらず，それぞれの施工パッケージや条件区分において，修正作業日当り標準作業量 D’i の 1/2 の量を実施した場合の金額を計上する。材料費は，それぞれの施工パッケージや条件区分の作業量分の金額を計上する。

２）1/2 ≦Σ（xi/Di）＜ 1 の場合

機械費及び労務費は，作業量にかかわらず，それぞれの施工パッケージや条件区分において，修正作業日当り標準作業量 D’i を実施した場合の金額を計上する。材料費は，それぞれの施工パッケージや条件区分の作業量分の金額を計上する。

（３）端数処理

１）作業日当り標準作業量 D の 1/2 の量は，整数とし，小数第１位を四捨五入する。ただし，作業日当り標準作業量 D が小数である場合は，四捨五入により，同じ桁数となるようにする。

２）αは，小数第２位までとし，小数第３位を四捨五入する。

３）修正作業日当り標準作業量 D’ｉ は，整数とし，小数第１位を四捨五入する。ただし，各施工パッケージにおける各条件区分の作業日当り標準作業量 Di が小数である場合は，四捨五入により，同じ桁数となるようにする。

４）D’ｉの 1/2 の量は，D’ｉを計算した上で，１）と同様とする。

５．参　考　資　料

５－１　機械費・労務費及び材料費の積算金額のイメージ

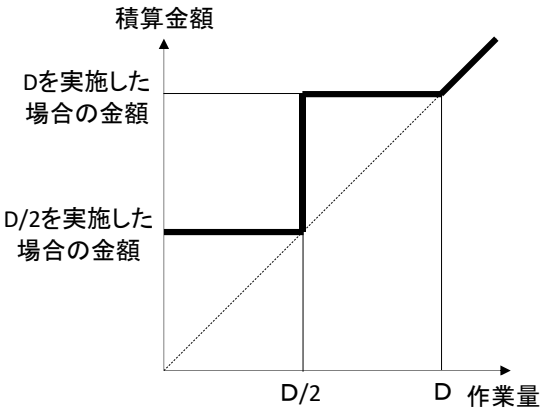

機械費・労務費の積算金額

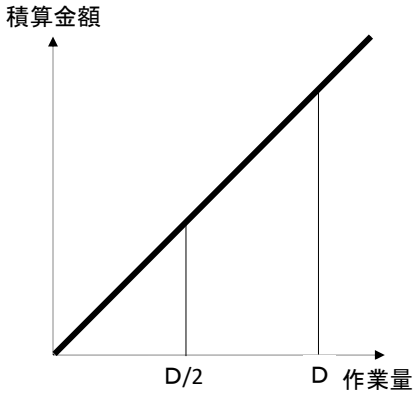

材料費の積算金額

５－２　計算例

（１）施工パッケージが１つ，かつ条件区分が１つの場合

	単位	設計数量	作業日当り標準作業量
施工パッケージ１	m	x1=200	D1=800

１）判定

x1/D1 ＝ 200/800 ＝ 0.25 ＜ 1

従って，この場合は，x/D ＜ 1 なので，作業量が１日未満で完了する数量の作業に該当する。

２）積算

x1/D1 ＜ 1/2 より

施工パッケージ１：機械費及び労務費は，D1/2 ＝ 400 m分の金額を計上する。

材料費は，x1 ＝ 200 m分の金額を計上する。

（２）複数の施工パッケージもしくは条件区分を一連の作業として判定する場合

	単位	設計数量	作業日当り標準作業量
施工パッケージ１	m	x1=200	D1=800
施工パッケージ２	m2	x2=100	D2=300
施工パッケージ３	m3	x3= 5	D3= 50

１）判定

Σ（xi/Di）＝ x1/D1 ＋ x2/D2 ＋ x3/D3 ＝ 200/800 ＋ 100/300 ＋ 5/50 ＝ 0.68 ＜ 1

従って，この場合は，Σ（xi/Di）＜1 なので，作業量が１日未満で完了する数量の作業に該当する。

２）積算

α×Σ（xi/Di）＝ α×（ 200/800 ＋ 100/300 ＋ 5/50 ）＝ 1 となるαを計算する。

α＝1.463･･･＝1.46

修正作業日当り標準作業量

施工パッケージ１　D’1 ＝ α×x1 ＝ 1.46 × 200 ＝ 292

施工パッケージ２　D’2 ＝ α×x2 ＝ 1.46 × 100 ＝ 146

施工パッケージ３　D’3 ＝ α×x3 ＝ 1.46 × 5 ＝ 7.3 ＝ 7

1/2 ≦ Σ（xi/Di）＝0.68＜ 1 より

施工パッケージ１：機械費及び労務費は，D’1 ＝ 292 m分の金額を計上する。
材料費は，x1 ＝ 200 m 分の金額を計上する。

施工パッケージ２：機械費及び労務費は，D’2 ＝ 146 m2 分の金額を計上する。
材料費は，x2 ＝ 100 m2 分の金額を計上する。

施工パッケージ３：機械費及び労務費は，D’3 ＝ 7 m3 分の金額を計上する。
材料費は，x3 ＝ 5 m3 分の金額を計上する。

第 13 章　設計変更

1　一般事項‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ Ⅰ-13-①- 1
2　設計変更における材料単価の取扱いについて
‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥

令和６年度建設工事積算基準

第 13 章　設計変更

１　一般事項

（１）変更設計で数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。

（２）設計変更時における率計算部分の共通仮設費，現場管理費及び一般管理費等の算出は，設計変更時の当該対象額に相応する率を乗じて算出するものとする。ただし，一般管理費等に計上する契約保証費は，請負額の増減による変更は行わない。

（３）設計変更時における共通仮設費率の補正及び現場管理費率の補正については，工事区間の延長，工期の延長等により当初計上した補正値に増減が生じた場合，あるいは当初計上していなかったが，上記条件の変更により補正できることとなった場合は，設計変更の対象として処理するものとする。

２　設計変更における材料単価及び歩掛の取扱いについて

（１）工事増量の場合は，新単価（変更指示時点単価）により積算するものとする。
ただし，現地の取合等の都合により増量する場合は，旧単価（当初設計時点単価）により積算するものとする。

（２）工事減量の場合は，その減量分に対する設計単価により積算するものとする。

（３）当初契約工種において，当初契約材料の規格・寸法のみが変更となった場合は旧単価（当初設計時点単価）で積算する。

（４）新単価（変更指示時点単価）とした場合は，材料単価，労務単価，機械損料及び歩掛の全てを新単価（変更指示時点単価）により積算するものとする。また，歩掛は新歩掛（変更指示時点歩掛）により積算するものとする。

３　設計変更の計算例

請負工事の設計変更は，県積算により次の方法で行うものとする。

・設計額
設計変更の際，元設計及び変更設計の種別，細別等の金額は全て県積算額とする。

・変更設計の要領
設計変更の積算は，次の方法により行う。

第１回変更設計額

$$\text{工事価格（落札率を乗じた価格）}=\frac{\text{請負価格}}{\text{当初設計価格}}\times\text{第１回変更工事価格}$$

第１回変更設計額＝工事価格（落札率を乗じた価格）×（１＋消費税等率）

第２回変更設計額

$$\text{工事価格（落札率を乗じた価格）}=\frac{\text{第１回変更請負価格}}{\text{第１回変更設計価格}}\times\text{第２回変更工事価格}$$

第２回変更設計額＝工事価格（落札率を乗じた価格）×（１＋消費税等率）

第３回変更設計額

$$\text{工事価格（落札率を乗じた価格）}=\frac{\text{第２回変更請負価格}}{\text{第２回変更設計価格}}\times\text{第３回変更工事価格}$$

第３回変更設計額＝工事価格（落札率を乗じた価格）×（１＋消費税等率）

（例）当初設計価格 100，000 千円　　請負額 98，000 千円
第１回変更県積算工事価格 115，000 千円

工事価格（落札率を乗じた価格）＝$\frac{98,000}{100,000}$ ×115，000＝112，700 千円

第１回変更設計額＝112，700×（１＋0.10）＝123，970 千円

第２回変更工事価格 105，000 千円　　第１回変更請負価格 112，700 千円

工事価格（落札率を乗じた価格）＝$\frac{112,700}{115,000}$ ×105，000＝102，900 千円

第２回変更設計額＝102，900×（１＋0．10）＝113，190 千円

第３回変更工事価格 110，000 千円　　第２回変更請負価格 102，900 千円

工事価格（落札率を乗じた価格）＝$\frac{102,900}{105,000}$ ×110，000＝107，800 千円

第３回変更設計額＝107，800×（１＋0．10）＝118，580 千円

（注）１）請負価格，工事価格は消費税相当額は含まない。
２）工事価格（落札率を乗じた価格）は，千円単位とし，千円未満は切り捨てる。

第14章　その他

① 水替日数及び供用日数‥‥‥‥ Ⅰ-14-①- 1

② 特殊ダンプトラック‥‥‥‥‥‥‥‥ Ⅰ-14-②- 1

令和６年度建設工事積算基準

第 14 章　その他

①　水替日数及び供用日数

１－１　水替日数の算定

排水期間中のポンプの運転日数（水替日数）は，工事の規模，現場の状況などから，積み上げて算出するものとする。

ただし，水替日数について，別に定めのある事業については，その定めによるものとする。

１－２　供用日数の算定

供用日当たりで計上する仮設材賃料・器材損料及び建設機械賃料等の積算に当たっては，下記によるものとする。

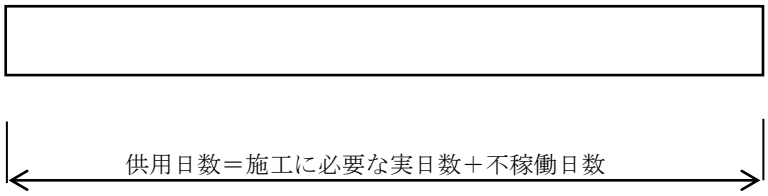

②　特殊ダンプトラック

特殊ダンプトラック（伐木・除根材を含む建設発生木材の運搬用）については、以下の取扱いとする。

（１）運転機械単価表は、建設工事積算基準第Ｉ編第６章③機械運転単価表の機－７とする。

（２）運転１時間あたり損料は以下による。

名称	規格	単位	単価（円）
特殊ダンプトラック	オンロード・ディーゼル　２ｔ級	時間	２，１４０
	オンロード・ディーゼル　４ｔ級	時間	３，３８０
	オンロード・ディーゼル　１０ｔ級	時間	７，６１０

（３）その他算定に係る各種数値について、２ｔならびに４ｔ特殊ダンプトラックについては、令和６年度版建設機械等損料算定表（(一社）日本建設機械施工協会)「ダンプトラック（オンロード・ディーゼル)」を準用する。

１０ｔ特殊ダンプトラックについては、建設工事積算基準第Ｉ編第１５章①１－５建設機械等損料表の「ダンプトラック（深あおり・土砂禁止）〔オンロード・ディーゼル〕１０ｔ積級」を使用する。

（４）ダンプトラックの積算における時速は３０ km/h とする。再資源化施設等までの往復距離（km）を３０kmで除して運搬にかかる時間（小数第２位を四捨五入し、小数第１位止め）とする。

第 15 章　請負工事機械経費積算要領

①請負工事機械経費積算要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅰ-15-①- 1
　１－１　請負工事機械経費積算要領・・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅰ-15-①- 1
　１－２　建設機械損料の算定について・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅰ-15-①- 1
　１－３　建設機械損料の補正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅰ-15-①- 1
　１－４　低騒音型・低振動型建設機械の取扱い・・・・・・・・・・・・Ⅰ-15-①- 3
　１－５　建設機械等損料表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅰ-15-①- 4
②建設用仮設材損料算定基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅰ-15-②- 1
　２－１　建設用仮設材損料算定基準・・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅰ-15-②- 1
　２－２　建設用仮設材損料算定表・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅰ-15-②- 1
　２－３　仮設材（仮排水路）損料率の取扱いについて・・・・・・・・・Ⅰ-15-②- 1
③ダム施工機械等損料算定基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅰ-15-③- 1
　３－１　ダム施工機械等損料算定基準・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅰ-15-③- 1
　３－２　ダム施工機械等損料算定基準の取扱いについて・・・・・・・・Ⅰ-15-③- 1
④建設機械等賃料積算基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅰ-15-④- 1
　４－１　建設機械等賃料積算基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅰ-15-④- 1
　４－２　建設機械等賃料積算基準の扱いについて・・・・・・・・・・・Ⅰ-15-④- 1
　４－３　建設機械賃料について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅰ-15-④- 1
⑤建設用仮設材賃料積算基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅰ-15-⑤- 1
　５－１　建設用仮設材賃料積算基準・・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅰ-15-⑤- 1
　５－２　建設用仮設材賃料積算基準の運用について・・・・・・・・・・Ⅰ-15-⑤- 1
⑥橋梁架設用仮設備機械等損料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅰ-15-⑤- 1

令和６年度建設工事積算基準

第 15 章　請負工事機械経費積算要領

①　請負工事機械経費積算要領

１－１　請負工事機械経費積算要領

「令和６年度版建設機械等損料表（(一社) 日本建設機械施工協会)」参照。

１－２　建設機械損料の算定について

「令和６年度版建設機械等損料表（(一社) 日本建設機械施工協会)」参照。

１－３　建設機械損料の補正

１－３－１　交替制作業の損料補正

機械損料が運転日単位又は供用日単一の単位で定められている機械を、二交替制作業又は三交替制作業もしくはこれらに準ずる作業（１日の通常の使用時間を超えて長時間使用する作業）に使用するときは、下記により補正してもよい。

(1)　運転日単位の機械

	12＜Ｔ≦18	18＜Ｔ≦24
運転１日当り損料	50%増	100%増

(注) 補正は、運転日当たり（損料表(9)欄）損料のみ行う。

(2)　供用日単一の単位の機械

	12＜Ｔ≦18	18＜Ｔ≦24
供用１日当り損料	25%増	50%増

ただし、Ｔ：運転日１日当たり運転時間(h)

１－３－２　交替制作業の損料補正の対象外機械

次表に示す機械は、特定作業専用機械（損料が交替制作業として体系付けられている）及び設置状態の機器（交替制作業であっても損耗、修理の度合に変化がない）であり、交替制作業の損料補正は行わないものとするが、次表に示されている機械の内で、機械損料が運転時間単位で定められている機械については、１日の運転時間を算出し、１日の運転時間を供用日当たり運転時間に換算した時間が損料表上の供用日当り運転時間に比べて著しく相違する場合（±20%を超える）は損料を補正する。

請負工事機械経費積算要領に示す、交替制作業による補正の対象としない機器は次のとおりとする。
(1)　トンネル工事及びニューマチックケーソン工事等の交替制作業が標準の工事に一般的に使用される機器。
(2)　可動部が少なく、通常定置状態で使用される機器、ただし、作業により損耗がはげしい機器は除く。

交替制作業による損料補正対象外機種

分類		機械名
04	クレーンその他荷役機械	クローラクレーン〔油圧駆動式ウインチ・タワー型〕、タワークレーン（中間タワー）、ジブクレーン（走行装置）、工事用リフト（二本溝リフト〔中間ガイドレール〕）、工事用エレベータ（中間ポスト、扉）
05	基礎工事用機器	クローラ式サンドパイル打機（砂面計、施工管理計）、ニューマチックケーソン施工機器 地下連続壁施工機（付属機器〔スラッシュタンク、トレミー管〕）
06	せん孔機械及びトンネル工事用機械	ドリルジャンボ、グラブホッパ、シールドマシン用機器、レッグハンマ、ドリフタ、ＮＡＴＭ用機械、濁水処理装置、ズリ鋼車、油圧転倒装置
10	舗装機械	舗装用スチールフォーム
12	空気圧縮機及び送風機	遠心ファン、軸流ファン
15	電気機器	変圧器、高圧気中開閉器、キュービクル式高圧受変電設備
17	試験測定機器	全機種
18	鋼橋・ＰＣ橋架設用仮設備機器	ウィンチ、電気溶接機を除く全機種
20	その他の機器	やぐら装置、コンクリートバケット、モンケン、レール設備〔軌条、分岐線〕、ターンテーブル、水槽、工事用信号機、フロート
31	付属作業船	押航土運搬船を除く全機種
32	作業船付属品	全機種

１－３－３　損料補正の対象外

建設工事積算基準において損料数量が指定され、供用１日当り換算値損料「(15)欄」を適用している歩掛については、補正の対象としない。

１－３－４　貸与機械の取扱いについて

建設工事積算基準等を作業車の貸与で積算する場合の経費計上は当分の間下記のよること。
(1)　機械損料及び燃料消費量は、貸与作業車の値とする。
(2)　貸与作業車と歩掛で採用した標準機種の供用日当り運転時間（ｔ）の違いが±20%以上ある場合は、機械損料の補正を行う。
(3)　標準歩掛のダンプトラックに替えて、作業車を無償貸与する場合、当該機械が付属装置（クレーン、標識等）を備えていても、損料の対象は、付属装置の無い基礎価格を計上する。

１－３－５　トンネル工事対応機械（賃料）

トンネル工事対応の下記機械を使用する場合は、次表に示す数値を乗じて得た額とする。

機械名	規格	基礎価格に乗ずる率	摘要
振動ローラ	（トンネル対応工事） 搭乗・コンバインド式・ 排出ガス対策型(第2次基準値)・ 低騒音型	1.29	賃料

１－４　低騒音型・低振動型建設機械の取扱い

低騒音型・低振動型建設機械指定制度の取扱いについて

管 発 第　２８１ 号
平成２年７月 17 日
土　木　部　長

一部改正　平成 12 年６月 13 日
一部改正　平成 25 年７月 12 日

このことについては、平成１２年６月１３日付管発第１５４号で通知し適切に運用してきたところですが、本通知以降、省庁再編や市町村合併、騒音規制法の改正が実施されたため、別添のとおり改めて通知しますので関係職員へ周知してください。

また、県内市町村に対して別途参考送付しましたので申し添えます。

１．適用期日

平成２５年８月１日以降入札通知する工事

２．適用工事

（ １ ） 国土交通省所管の補助事業に係る土木工事及び公共土木施設災害復旧事業に係る工事

（ ２ ） 県単独事業に係る工事

３．適用地域

指定建設機械※１を使用する地域は、各市※２が騒音規制法に基づき指定する「規制地域」とする。

なお、上記以外の地域にあっても、下記の区域は周辺地域の状況により同様に取り扱うことができる。

（ １ ） 人家が連担している区域

（ ２ ） 学校、保健所、病院、図書館、老人ホーム等の施設の周辺等、特に静穏が必要であると認められる区域。

※１ 国土交通省が定めた「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」に基づき指定された建設機械

※２ 松江市、安来市、出雲市、大田市、江津市、浜田市、益田市の７市。「規制地域」は各市ホームページ等を参照。

４．指定建設機械の種類

指定建設機械の種類は、下記ホームページに掲載されている。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000003.html

５．指定建設機械の損料

指定建設機械を設計計上する場合は「建設工事積算基準第Ｉ編第１５章請負工事機械経費積算要領」による。

１－５　建設機械等損料表

「令和６年度版建設機械等損料表（(一社）日本建設機械施工協会)」による。

なお、上記に記載のない機械の損料については、以下による。

機械名	規格			(1) 基礎価格 (千円)	(2) 標準使用年数 (年)	年間標準			(6) 維持修理費率 (%)	(7) 年間管理費率 (%)	残存率 (%)
	諸元	機関出力 (kW)	機械質量 (t)			(3) 運転時間 (時間)	(4) 運転日数 (日)	(5) 供用日数 (日)			
バックホウ用アタッチメント	[切断機能付掴み装置]開口幅880～1,000mm カット最大寸法300～400mm	－	1.2	5,220	9.0	700	120	180	25	10	15
ダンプトラック(深あおり・土砂禁止)	[オンロード･ディーゼル]10t積級	281	11.5	25,200	10.5	830	140	180	40	13	13
草刈車	ロングリーチモア装置付　ホイール式	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
集草機	[遠隔操縦式]集草幅160cm	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

機械名	運転１時間当たり		供用１日当たり		換算値				適用	燃費 (L/h)
					運転１時間当たり		供用１日当たり			
	(8) 損料率 ($\times10^{-6}$)	(9) 損料 (円)	(10) 損料率 ($\times10^{-6}$)	(11) 損料 (円)	(12) 損料率 ($\times10^{-6}$)	(13) 損料 (円)	(14) 損料率 ($\times10^{-6}$)	(15) 損料 (円)		
バックホウ用アタッチメント	107	559	818	4,270	317	1,650	1,235	6,450		－
ダンプトラック(深あおり・土砂禁止)	96	2,420	952	24,000	302	7,610	1,394	35,100		11
草刈車	－	－	－	－	－	－	－	34,400		－
集草機	－	－	－	－	－	－	－	10,700		－

②　建設用仮設材損料算定基準

２－１　建設用仮設材損料算定基準

「令和６年度版建設機械等損料表（(一社）日本建設機械施工協会)」参照。

２－２　建設用仮設材損料算定表

「令和６年度版建設機械等損料表（(一社）日本建設機械施工協会)」による。

２－３　仮設材（仮排水路）損料率の取扱いについて

仮設材（仮排水路）の選定については、現場条件（荷重条件等）によるとともに、可能な管材による経済比較により決定するものであるが、仮設材（仮排水路）の損料率については、下記によるものとする。

１．鋼製品（コルゲートパイプ等）については、「建設工事積算基準第Ⅱ編第５章①仮設工」における「鋼材」を参考にする。

２．コンクリート製品（ヒューム管等）は50%とする。

３．合成樹脂管・ホースは下表のとおりとする。

供用月数	損料率（%）
１ヶ月未満	３０
３ヶ月未満	４５
６ヶ月未満	５５
１年未満	６５
２年未満	７５
３年未満	８５

（注）合成樹脂管・ホースとは、塩化ビニルホース及び高密度ポリエチレン管をいう。

③　ダム施工機械等損料算定基準

３－１　ダム施工機械等損料算定基準

「令和６年度版建設機械等損料表（(一社）日本建設機械施工協会)」参照。

３－２　ダム施工機械等損料算定基準の取扱いについて

「令和６年度版建設機械等損料表（(一社）日本建設機械施工協会)」参照。

④　建設機械等賃料積算基準

４－１　建設機械等賃料積算基準

「令和６年度版建設機械等損料表（(一社）日本建設機械施工協会)」参照。

４－２　建設機械等賃料積算基準の扱いについて

１．長期の貸借に係る割引が設定されている機種の賃料については、割引賃料が適用される時点（以下「割引時点」という）よりも短い時点における賃料計上に際しては、割引時点の賃料計上額を上限として計上すること。

なお、長期の貸借に係る割引が役定されている機種の賃料に係る賃料の補正については、次の方法により行うものとする。

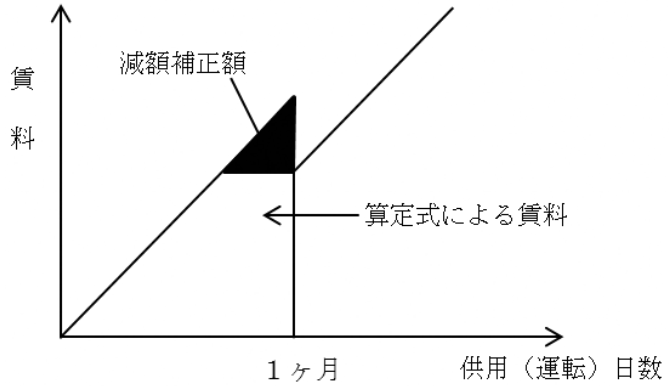

４－３　建設機械賃料について

機械賃料の条件は下記のとおりとする。

１．トラッククレーン、ラフテレーンクレーン

①オペレータ費用、燃料費、油脂費を含む。

②運搬費、回走費、組立・解体費は含まない。

２．クローラクレーン

①オペレータ費用を含む。

②燃料費、油脂類は含まない。

③運搬費、回走費、組立・解体費は含まない。

３．その他の機械

①オペレータ費用、燃料費、油脂類を含まない。

②運搬費、回走費、組立・解体費は含まない。

４．単価の適用

賃料については、長期割引単価（賃貸期間が１ヶ月以上となる場合の長期割引率を適用した単価）を一律適用する。

なお、以下に示す機械賃料について、契約期間内に受注者から通常単価（長期割引率を適用しない単価）の適用について請求があった場合に、受発注者間の協議において、建設機械が１ヶ月未満の短期利用となることが確認され、かつ積算額と実際にかかる費用に乖離があることが認められる場合、通常単価により設計変更する。

①　トラッククレーン

②　ラフテレーンクレーン

５．夜間割増

自走式クレーンを夜間作業（２２時から５時まで）で使用する場合の夜間割増率（α）は30%とする。

夜間割増の補正値＝０．３×夜間作業時間÷８

なお、夜間割増は４－３建設機械賃料についての１，２のクレーンに適用する。

また、夜間割増は、３．その他の機械には適用しない。

⑤　建設用仮設材賃料積算基準

５－１　建設用仮設材賃料積算基準

「令和６年度版建設機械等損料表（(一社）日本建設機械施工協会)」参照。

・(用語の定義）第２　一市場価格の説明文を以下のとおり読み替える。

建設工事積算基準（島根県農林水産部・土木部）第１５編単価、特別資材調査、物価資料掲載価格又は見積りで、実勢の価格を反映したもの。

５－２　建設用仮設材賃料積算基準の運用について

「令和６年度版建設機械等損料表（(一社）日本建設機械施工協会)」参照。

⑥　橋梁架設用仮設備機械等損料

「令和６年度版橋梁架設工事の積算（(一社）日本建設機械施工協会)」参照。

第16章　積算上の統一事項等

①積算上の統一事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅰ-16-①- 1
　１－１　生コンクリート使用の取扱いについて・・・・・・・・・・・Ⅰ-16-①- 1
　１－２　コンクリートの適用区分・・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅰ-16-①- 1
　１－３　足場工・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅰ-16-①- 1
　１－４　鋼矢板、仮橋、防護柵等仮設物件を撤去しないで次の工事に継続使用する
　　場合の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅰ-16-①- 1
　１－５　仮設道路について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅰ-16-①- 1
　１－６　用地境界柱の設置区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅰ-16-①- 2
　１－７　アスファルト混合物使用の取扱いについて・・・・・・・・・Ⅰ-16-①- 2
②労働者職種別定義・作業内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅰ-16-②- 1

令和６年度建設工事積算基準

第 16 章　積算上の統一事項等

①　積算上の統一事項

１－１　生コンクリート使用の取扱いについて

１－１－１　運搬距離 15m以上の小運搬を必要とする場合は、小車による方法をやめ仮設道路等の方法で比較検討する。

１－１－２　容量 3.0m^{3}未満のミキサ車が搬入可能（道路全幅 3.5m未満 2.5mまで）な場合は、小型車運搬とし、小型車割増を加算する。

１－２　コンクリートの適用区分

均し基礎コンクリートは、無筋構造物を適用する。

１－３　足場工

足場工のうち、安全ネットの有無については、建設工事公衆災害防止対策要綱等によるものとする。

（参考）安全ネットの設置基準

①設置する場合：地上高４m以上の作業で、物の落下等により一般交通に影響を及ぼす可能性がある場合

②必要に応じて設置する場合：ア．地上高４m以下の作業で、物の落下等により一般交通に影響を及ぼす可能性がある場合

イ．作業現場内において、物の落下等により作業員等に影響を及ぼす可能性があり、必要と判断される場合

③不要の場合：上記以外

１－４　鋼矢板、仮橋、防護柵等仮設物件を撤去しないで次の工事に継続使用する場合の取扱い

１）年度を越えて仮設物を継続使用するような計画はできるだけさける。

２）やむを得ず仮設物を継続使用する場合は次による。

（イ）撤去費用は別途契約工事（仮設物を継続使用する工事）に計上する。

（ロ）「修理費および損耗費」は別途契約工事に計上する。

（ハ）別途契約工事の賃料は、当該工事（仮設物を設置した工事）の契約時点のものとし、撤去歩掛は別途契約工事の契約時点のものとする。

３）空白期間ができないよう配慮するものとするが、もし空白期間ができる場合は、当該期間について貸借契約を締結すること。

１－５　仮設道路について

（１）資材の搬入方法及び残土の搬出方法については、小車運搬と運搬路新設との比較検討を行い、経済的方法を採用すること。

（２）運搬路の計画については、下表を原則とする。

幅　員 車　種	全幅	車道幅 （路面工幅）	車輌幅
大型車	4.00m	3.00m	2.50m
小型車	3.50m	2.50m	2.00m

（注）大型車とは、車幅 2.50mを有する車両を、小型車とは、車幅 2.00mを有する車輌をいう

１－６　用地境界柱の設置区分

（１）用地境界柱の設置区分

国土交通省型	島根県型
１．河川工事 ２．砂防工事 ３．道路工事（国道） ４．地すべり防止工事	１．道路工事（県道） ２．港湾工事 ３．急傾斜地崩壊対策工事 ４．空港工事 ５．街路工事 ６．下水道工事 ７．県立公園工事

（２）境界杭等の設置

境界杭等の設置については、平成 17 年４月 15 日付け技第５５号による。

ただし、境界杭設置単価については、「建設工事積算基準第 15 編単価」によること。

１－７　アスファルト混合物使用の取扱いについて

１－７－１　夜間舗設（22 時～5 時）の場合は、アスファルト混合物単価に夜間割増単価を別途加算すること。

１－７－２　道路幅員が狭く大型車（10t）で搬入が困難な場合は、アスファルト混合物単価に小型車割増単価を別途加算すること。

②　労働者職種別定義・作業内容

職　　種	定　義　・　作　業　内　容
01　特　殊　作　業　員	①　相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a.　軽機械（道路交通法第84条に規定する運転免許ならびに労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格および技能講習の修了を必要とせず、運転および操作に比較的熟練を要しないもの）を運転または操作して行う次の作業 イ．機械重量3t未満のブルドーザ・トラクタ（クローラ型）・バックホウ（クローラ型）・トラクタショベル（クローラ型）・レーキドーザ・タイヤドーザ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 ロ．吊上げ重量1t未満のクローラクレーン、吊上げ重量5t未満のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬 ハ．機械重量3t未満の振動ローラ（自走式）、ランマ、タンパ等を運転または操作して行う土砂等の締固め ニ．可搬式ミキサ、バイブレータ等を運転または操作して行うコンクリートの練上げおよび打設 ホ．ピックブレーカ等を運転または操作して行うコンクリート、舗装等のとりこわし ヘ．動力草刈機を運転または操作して行う機械除草 ト．ポンプ、コンプレッサ、発動発電機等の運転または操作 チ．コンクリートカッター、コアボーリングマシンの運転または操作 b.　人力による合材の敷均しおよび舗装面の仕上げ c.　ダム工事において、グリズリホッパ、トリッパ付ベルトコンベア、骨材洗浄設備、振動スクリーン、二次・三次破砕設備、製砂設備、骨材運搬設備（調整ビン機械室）を運転または操作して行う骨材の製造、貯蔵または運搬 d.　コンクリートポンプ車の筒先作業 ②　その他、相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる主体的業務を行うもの
02　普　通　作　業　員	①　普通の技能および肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業を行うもの a.　人力による土砂等の掘削、積込み、運搬、敷均し等 b.　人力による資材等の積込み、運搬、片付け等 c.　人力による小規模な作業（たとえば、標識、境界ぐい等の設置） d.　人力による芝はり作業（公園等の苑地を築造する工事における芝はり作業について主体的業務を行うものを除く） e.　人力による除草 f.　ダム工事での骨材の製造、貯蔵または運搬における人力による木根、不良鉱物等の除去 ②　その他、普通の技能および肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる補助的業務を行うもの
03　軽　作　業　員	①　主として人力による軽易な次の作業を行うもの a.　軽易な清掃または後片付け b.　公園等における草むしり c.　軽易な散水 d.　現場内の軽易な小運搬 e.　準備測量、出来高管理等の手伝い f.　仮設物、安全施設等の小物の設置または撤去 g.　品質管理のための試験等の手伝い ②　その他、各種作業において主として人力による軽易な補助作業を行うもの

職　　種	定　義　・　作　業　内　容
04 造　園　工	造園工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの ①　樹木の植栽または維持管理 ②　公園、庭園、緑地等の苑地を築造する工事における次の作業 a.　芝等の地被類の植付け b.　景石の据付け c.　地ごしらえ d.　園路または広場の築造 e.　池または流れの築造 f.　公園設備の設置
05 法　面　工	法面工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a.　モルタルコンクリート吹付機または種子吹付機の運転 b.　高所・急勾配法面における、ピックハンマ、ブレーカによる法面整形または金網・鉄筋張り作業 c.　モルタルコンクリート吹付け、種子吹付け等の法面仕上げ
06 と　び　工	高所・中空における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a.　足場または支保工の組立、解体等（コンクリート橋または鋼橋の桁架設に係るものを除く） b.　木橋の架設等 c.　杭、矢板等の打ち込みまたは引き抜き（杭打機の運転を除く） d.　仮設用エレベーター、杭打機、ウインチ、索道等の組立、据付、解体等 e.　重量物（大型ブロック、大型覆工板等）の捲揚げ、据付け等（クレーンの運転を除く） f.　鉄骨材の捲揚げ（クレーンの運転を除く）
07 石　　工	石材の加工等について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a.　石材の加工 b.　石積みまたは石張り c.　構造物表面のはつり仕上げ
08 ブロック工	ブロック工事について相当程度の技能を有し、積ブロック、張ブロック、連節ブロック、舗装用平板等の積上げ、布設等の作業について主体的業務を行うもの（48建築ブロック工に該当するものを除く）
09 電　　工	電気工事について相当程度の技能かつ必要な資格を有し、建物ならびに屋外における、受電設備、変電設備、配電線路、電力設備、発電設備、通信設備等の工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a.　配線器具、照明器具、発電機、通信機器、盤類等の取付け、据付けまたは撤去 b.　電線、電線管等の取付け、据付けまたは撤去 （「必要な資格を有し」とは、電気工事士法第3条に規定する以下の4つの資格のいずれかの免状または認定証の交付を受けていることをいう。 ①　第1種電気工事士 ②　第2種電気工事士 ③　認定電気工事従事者 ④　特殊電気工事資格者）
10 鉄　筋　工	鉄筋の加工組立について相当程度の技能を有し、鉄筋コンクリート工事における鉄筋の切断、屈曲、成型、組立、結束等について主体的業務を行うもの

職　　種	定　義　・　作　業　内　容
11 鉄　骨　工	鉄骨の組立について相当程度の技能を有し、鉄塔、鉄柱、高層建築物等の建設における鉄骨の組立、H.T.ボルト締めまたは建方および建方合番（相番）作業について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものおよび鋼橋の桁架設における作業、鉄骨の組立に必要な足場もしくは支保工の組立、解体等または鉄骨材の捲揚げ作業に従事するものを除く）
12 塗　装　工	塗装作業について相当程度の技能を有し、塗料、仕上塗材、塗り床等の塗装材料を用い、各種工法による塗装作業（塗装のための下地処理を含む）について主体的業務を行うもの（塗装作業上必要となる足場の組立または解体に従事するものおよび23橋りょう塗装工に該当するものを除く）
13 溶　接　工	溶接作業について相当程度の技能を有し、酸素、アセチレンガス、水素ガス、電気その他の方法により、鋼杭、鋼矢板、鋼管、鉄筋等の溶接（ガス圧接を含む）または切断について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものを除く）
14 運転手（特殊）	重機械（主として道路交通法第84条に規定する大型特殊免許または労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格もしくは技能講習の修了を必要とし、運転および操作に熟練を要するもの）の運転および操作について相当程度の技能を有し、主として重機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 機械重量3t以上のブルドーザ・トラクタ・パワーショベル・バックホウ・クラムシェル・ドラグライン・ローディングショベル・トラクタショベル・レーキドーザ・タイヤドーザ・スクレープドーザ・スクレーパ・モータスクレーパ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 b. 吊上げ重量1t以上のクレーン装置付トラック・クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン、吊上げ重量5t以上のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬 c. ロードローラ、タイヤローラ、機械重量3t以上の振動ローラ（自走式）、スタビライザ、モータグレーダ等を運転または操作して行う土砂等のかきならしまたは締固め d. コンクリートフィニッシャ、アスファルトフィニッシャ等を運転または操作して行う路面等の舗装 e. 杭打機を運転または操作して行う杭、矢板等の打込みまたは引抜き f. 路面清掃車（ブラシ式フロントリフトダンプ）、除雪車（除雪グレーダ・除雪ドーザ・ロータリ除雪車（30KW級ホイール以外））等の運転または操作 g. コンクリートポンプ車の運転または操作（筒先作業は除く）
15 運転手（一般）	道路交通法第84条に規定する運転免許（大型免許、中型免許、普通免許等）を有し、主として機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 資機材の運搬のための貨物自動車の運転 b. もっぱら路上を運行して作業を行う散水車、ガードレール清掃車等の運転 c. 機械重量3t未満のトラクタ（ホイール型）・トラクタショベル（ホイール型）・バックホウ（ホイール型）等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 d. 吊上げ重量1t未満のホイールクレーン・クレーン装置付トラック等を運転または操作して行う資材等の運搬 e. アスファルトディストリビュータを運転または操作して行う乳剤の散布 f. 路面清掃車（ブラシ式フロントリフトダンプ以外）、除雪車（除雪トラック・凍結防止剤散布車・ロータリ除雪車（30KW級ホイール））等の運転または操作
16 潜　か　ん　工	加圧された密室内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、潜かんまたはシールド（圧気）内において土砂の掘削、運搬等の作業を行うもの

職　　種	定　義　・　作　業　内　容
17 潜かん世話役	加圧された密室内における作業について相当程度の技術を有し、潜かん工事またはシールド工事（圧気）についてもっぱら指導的な業務を行うもの
18 さ　く　岩　工	岩掘削作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、爆薬およびさく岩機を使用する岩石の爆破掘削作業（坑内作業を除く）について主体的業務を行うもの
19 トンネル特殊工	トンネル坑内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a.　爆薬およびさく岩機を使用する爆破掘削 b.　支保工の建込、維持、点検等 c.　アーチ部、側壁部およびインバートのコンクリート打設等 d.　ずり積込機、バッテリーカー、機関車等の運転等 e.　アーチ部および側壁部型わくの組立、取付け、除去等 f.　シールド工事（圧気を除く）における各種作業
20 トンネル作業員	トンネル坑内における作業について普通の技能および肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として人力による次に掲げる作業を行うもの a.　各種作業についての補助的業務 b.　人力による資材運搬等 c.　シールド工事（圧気を除く）における各種作業についての補助的業務
21 トンネル世話役	トンネル坑内における作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの
22 橋りょう特殊工	橋りょう関係の作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業（工場製作に係るものおよび工場内における仮組立に係るものを除く）について主体的業務を行うもの a.　PC橋の製作のうち、グラウト、シースおよびケーブルの組立、緊張、横締め等 b.　コンクリート橋または鋼橋の桁架設および桁架設用仮設備の組立、解体、移動等 c.　コンクリート橋または鋼橋の桁架設に伴う足場、支保工等の組立、解体等
23 橋りょう塗装工	橋りょう等の塗装作業について相当程度の技能を有し、橋りょう、水門扉等の塗装、ケレン作業等（工場内を含む）について主体的業務を行うもの
24 橋りょう世話役	橋りょう関係の作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（工場内作業を除く）
25 土木一般世話役	土木工事および重機械の運転または操作について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（17潜かん世話役、21トンネル世話役または24橋りょう世話役に該当するものを除く）
26 高　級　船　員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を除く）の各部門の長または統括責任者をいい、次に掲げる職名を標準とする 船長、機関長、操業長等（各会社が俗称として使用している水夫長、甲板長等を除く） （以下の水面は、海面に含める（27普通船員、28潜水士、29潜水連絡員および30潜水送気員についても同様） ①　海岸法第3条により指定された海岸保全区域内の水面 ②　漁港法第5条により指定された漁港の区域内の水面 ③　港湾法第4条により認可を受けた港湾区域内の水面）
27 普　通　船　員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を含む）の船員で、高級船員以外のもの

職　　種	定　義　・　作　業　内　容
28 潜　水　士	潜水士免許を有し、海中の建設工事等のため、潜水器を用いかつ空気圧縮機による送気を受けて海面下で作業を行うもの （ 潜水器（潜水服、靴、カブト、ホース等）の損料を含む ） 「潜水士免許」とは、労働安全衛生法第 61 条に規定する免許のことをいう
29 潜水連絡員	潜水士との連絡等を行うもので次に掲げる業務等を行うもの a. 潜水士と連絡して、潜降および浮上を適正に行わせる業務 b. 潜水送気員と連絡し、所要の送気を行わせる業務 c. 送気設備の故障等により危害のおそれがあるとき直ちに潜水士に連絡する業務
30 潜水送気員	潜水士への送気の調節を行うための弁またはコックを操作する業務等を行うもの
31 山林砂防工	山林砂防工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、山地治山砂防事業（主として山間遠かく地の急傾斜地または狭隘な谷間における作業）に従事し、主として次に掲げる作業を行うもの a. 人力による崩壊地の法切、階段切付け、土石の掘削・運搬、構造物の築造等 b. 人力による資材の積込み、運搬、片付け等 c. 簡易な索道、足場等の組立、架設、撤去等 d. その他各作業について必要とされる関連業務
32 軌　道　工	軌道工事および軌道保守について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 軽機械（タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用してレールの軌間、高低、通り、平面性等を限度内に修正保守する作業 b. 新線建設等において、レール、枕木、バラスト等を運搬配列して、軽機械（タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用して軌道を構築する作業
33 型わく工	木工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 木製型わく（メタルフォームを含む）の製作、組立て、取付け、解体等（坑内作業を除く） b. 木坑、木橋等の仕拵え等
34 大　　工	大工工事について相当程度の技能を有し、家屋等の築造、屋内における造作等の作業について主体的業務を行うもの
35 左　　官	左官工事について相当程度の技能を有し、土、モルタル、プラスター、漆喰、人造石等の壁材料を用いての壁塗り、吹き付け等の作業について主体的業務を行うもの
36 配　管　工	配管工事について相当程度の技能を有し、建物ならびに屋外における給排水、冷暖房、給気、給湯、換気等の設備工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 配管ならびに管の撤去 b. 金属・非金属製品（管等）の加工および装着 c. 電触防護
37 はつり工	はつり作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. コンクリート、石れんが、タイル等の建築物壁面のはつり取り（はつり仕上げを除く） b. 建築物の床または壁の穴あけ

職　　種	定　義　・　作　業　内　容
38 防　水　工	防水工事について相当程度の技能を有し、アスファルト、シート、セメント系材料、塗膜、シーリング材等による屋内、屋外、屋根または地下の床、壁等の防水作業について主体的業務を行うもの
39 板　金　工	板金作業について相当程度の技能を有し、金属薄板の切断、屈曲、成型、接合等の加工および組立・取付作業ならびに金属薄板による屋根ふき作業について主体的業務を行うもの（46ダクト工に該当するものを除く）
40 タ イ ル 工	タイル工事について相当程度の技能を有し、外壁、内壁、床等の表面のタイル張付けまたは目地塗の作業について主体的業務を行うもの
41 サ ッ シ 工	サッシ工事について相当程度の技能を有し、金属製建具の取付作業について主体的業務を行うもの
42 屋根ふき工	屋根ふき作業について相当程度の技能を有し、瓦ふき、スレートふき、土居ぶき等の屋根ふき作業またはふきかえ作業について主体的業務を行うもの（39板金工に該当するものを除く）
43 内　装　工	内装工事について相当程度の技能を有し、ビニル床タイル、ビニル床シート、カーペット、フローリング、壁紙、石こうボードその他ボード等の内装材料を床、壁もしくは天井に張り付ける作業またはブラインド、カーテンレール等を取り付ける作業について主体的業務を行うもの
44 ガ ラ ス 工	ガラス工事について相当程度の技能を有し、各種建具のガラスはめ込み作業について主体的業務を行うもの
45 建　具　工	建具工事について相当程度の技能を有し、戸、窓、枠等の木製建具の製作・加工及び取付作業に従事するもの
46 ダ ク ト 工	ダクト工事について相当程度の技能を有し、金属・非金属の薄板を加工し、通風ダクトの製作および取付作業に従事するもの（39板金工に該当するものを除く）
47 保　温　工	保温工事について相当程度の技能を有し、建築設備の機器、配管及びダクトに保温（保冷、防露、断熱等を含む）材を装着する作業に従事するもの
49 設備機械工	機械設備工事について相当程度の技能を有し、冷凍機、送風機、ボイラー、ポンプ、エレベーター等の大型重量機器の据付け、調整または撤去作業について主体的業務を行うもの
50 交通誘導警備員Ａ	警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員
51 交通誘導警備員Ｂ	警備業者の警備員で、交通誘導警備員Ａ以外の交通の誘導に従事するもの

（参考）

参　考　職　種	定　義　・　作　業　内　容
48 建築ブロック工	建築ブロック工事について相当程度の技能を有し、建築物の躯体および帳壁の築造または改修のために、空洞コンクリートブロック、レンガ等の積上げおよび目地塗作業に従事するもの（08ブロック工に該当するものを除く）

第Ⅱ編　共通工

第１章　土工----------Ⅱ－ 1
第２章　共通工----------Ⅱ－ 3
第３章　基礎工----------Ⅱ-11
第４章　コンクリート工----------Ⅱ-13
第５章　仮設工----------Ⅱ-15

令和６年度建設工事積算基準

第１章　土　工

［1］ 適用基準

土木工事標準積算基準書（共通編） 第Ⅱ編 共通工

第1章 土工／ ①土量変化率等～⑥土砂運搬工（不整地運搬車による運搬） による。

［2］ 独自基準

① 土量変化率等

土量の変化率について

建設工事積算基準の土量変化率を標準とするが、土質試験或いは現場実績により数値の明確なものは、その値を用いるものとする。

施工途中において上記の変化率に変化があり設計を変更するのが適当と認められる場合は、適正な資料により改定することが出来る。

転石、玉石混り土砂の変化率の決定にあたっては、転石Ｃ＝1.0 として平均変化率を算定するものとする。

岩砕と土砂を流用する工事にあっては変化率の補正を行うものとする。

② 土工

１．ブルドーザ作業のマスカーブについて

ブルドーザ作業歩掛は運搬距離が６０m以下の場合は、全て一律として設定しているためブルドーザのマスカーブによる距離算出は不要である。

２．床掘について

１）床掘勾配について

床掘勾配については、数量算出要領によるが、現地の状況等により、標準によりがたい場合は、労働安全衛生規則等検討し決定すること。特に切土部に設けるブロック積み、もたれ擁壁等については、山の状態をよく把握し決定すること。

２）床掘余裕幅について

床掘余裕幅については、数量算出要領による。

３）床掘（溝掘）の機種選定

バックホウ（山積 1.4m^3（平積 1.0m^3））……掘削積込と同時施工（施工基面より上（数量算出要領「B´」部））となる場合で対象土量が 50,000m^{3}以上となる場合

バックホウ（山積 0.8m^3（平積 0.6m^3））……標準

バックホウ（山積 0.45m^3（平積 0.35m^3））……平均掘削巾が１m以上２m未満の場合

$$(1\,\mathrm{m} \leqq \frac{W_1 + W_2}{2} < 2\,\mathrm{m})$$

バックホウ（山積 0.28m^3（平積 0.2m^3））……平均掘削巾が１m未満の場合

$$(\frac{W_1 + W_2}{2} < 1\,\mathrm{m})$$

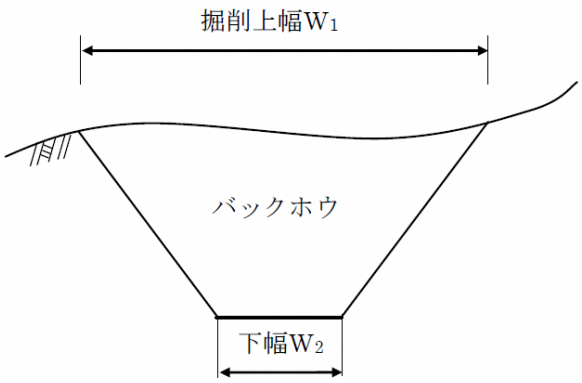

３．置換工法について（路床置換は除く）

ａ）購入砂を使用する場合の材料割増は 23%、クラッシャーランは 20%を標準とする。

ｂ）敷均し、締固めについては路床、路体の形態及び現場の実態に応じた方法とする。

４．ダンプトラックの運搬作業について

運搬日数におけるＤＩＤ区間有・無の適用区分については、ＤＩＤ区間を通っていれば、ＤＩＤ区間延長の大小にかかわらず「ＤＩＤ区間有」を適用する。

５．埋戻しについて

１）構造物の埋戻しにセレクト材としてクラッシャーランを使用する場合の材料割増は 20%を標準とする。

２）河川内の工事で低水路部分（護岸、橋脚等）の埋戻しのうち締固めは原則として計上しないものとする。

６．掘削について

１）掘削（軟岩で施工数量「5,000ｍ^{3}以上」または、硬岩で火薬使用「可」を選択した場合の土運搬作業の考え方。

掘削において、上記条件を選択した場合、運搬距離に応じて以下を参考とする。

（標準例）

《運搬距離 60m 以上の場合》

掘削　＋　積込（ルーズ）　＋　土砂等運搬（DT 運搬）

《運搬距離 30m 以上 60m 未満の場合》

掘削　＋　押土（ルーズ）（0～60m まで）

《運搬距離 30m 未満》

掘削（30m以内の工区内運搬含む）

⑤ 安定処理工

１．当工法は、舗装構成上求められる強度を満たす一工法であり、当工法採用前に他工法との経済比較等を行うこと。

１）（置換工法）＋（採取土又は購入土）との経済比較

２）１）の土捨場の有無

第２章　共通工

［1］ 適用基準

土木工事標準積算基準書（共通編） 第Ⅱ編 共通工

第2章 共通工／ ①法面工～㉖排水材設置工 による。

［2］ 独自基準

① 法面工

①－１ 法面整形工

盛土法面整形工（空土羽工）

（１）盛土法面整形工で、削り取り整形を実施する場合は、土工（盛土）で完成断面までの数量を計上する。
また、築立（土羽）整形を実施する場合は、土工（盛土）で完成断面までの数量を総括表に計上するが、土羽土部分は無単価とし、単価表の構成には計上しない。

（２）築立（土羽）厚さは３０ｃｍを標準とする。

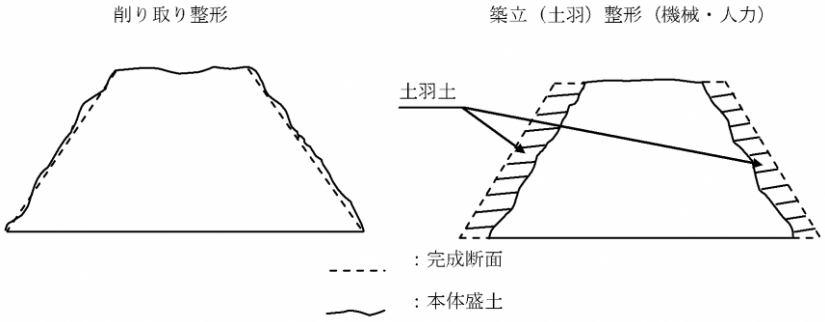

③ コンクリートブロック積（張）工

以下を追記する。

１－２　適用出来ない範囲

１－２－２　大型ブロック積

（２）市場単価方式による大型ブロック積（島根県独自　幅 1250×高 800×控 350～550，勾配 1:0.3 以上 1:0.5 以下，KP ブロック 350 型～550 相当品）の場合

⑤ 場所打擁壁工

設計本体コンクリート数量に含まれない付属物の積算は下記による。

・コンクリート　「建設工事積算基準第Ⅱ編第４章①コンクリート工」による。
・型枠　　「建設工事積算基準第Ⅱ編第４章②型枠工」による。
・その他　　その他必要に応じ基準書により積上げる。

⑪ 軟弱地盤処理工

⑪－３ スラリー攪拌工

当初設計書で工法指定しない場合は、条件明示を行い、特許料を計上せず、変更設計で対応するものとする。変更設計で対応する場合とは、現場条件等により特許使用料を必要とする工法でのみ施工可能と判断された場合をいう。

（特記仕様書追加事項記載例）

本スラリー攪拌工法における特許料は計上していないが、特許料が必要になった場合は監督職員と協議するものとし、変更契約の対象とする。

⑪－４ 高圧噴射攪拌工

当初設計書で工法指定しない場合は、条件明示を行い、特許料を計上せず、変更設計で対応するものとする。変更設計で対応する場合とは、現場条件等により特許使用料を必要とする工法でのみ施工可能と判断された場合をいう。

（特記仕様書追加事項記載例）

本高圧噴射攪拌工法における特許料は計上していないが、特許料が必要になった場合は監督職員と協議するものとし、変更契約の対象とする。

⑫ 薬液注入工

当初設計書で工法指定しない場合は、条件明示を行い、特許料を計上せず、変更設計で対応するものとする。変更設計で対応する場合とは、現場条件等により特許使用料を必要とする工法でのみ施工可能と判断された場合をいう。

（特記仕様書追加事項記載例）

本薬液注入工法における特許料は計上していないが、特許料が必要になった場合は監督職員と協議するものとし、変更契約の対象とする。

㉓ 骨材再生工(自走式)

工事等で発生したコンクリート殻を破砕し、骨材再生として再利用する場合に適用する。「島根県建設副産物処理要領」に基づき、適切に取り扱うものとする。

骨材の品質確認のため、修正ＣＢＲ試験・骨材のふるい分け試験・粗骨材のすり減り試験等を行う場合は、仕様書に試験項目及び試験基準を明記し、その試験費用を技術管理費に計上すること。

㉔ 函渠工

設計本体コンクリート数量に含まれない付属物の積算は下記による。

- ・コンクリート　「建設工事積算基準第Ⅱ編第４章①コンクリート工」による。
- ・型枠　「建設工事積算基準第Ⅱ編第４章②型枠工」による。
- ・その他　その他必要に応じ基準書により積上げる。

㉗ 高エネルギー吸収型落石防護柵工（島根県独自）

1. 適 用 範 囲

本資料は，高エネルギー吸収型落石防護柵工（アンカー式斜面タイプ 50kJ　柵高 2.5m～3.0m）の施工に適用する。

2. 施 工 概 要

施工フローは下記を標準とする。

図2－1 施工フロー

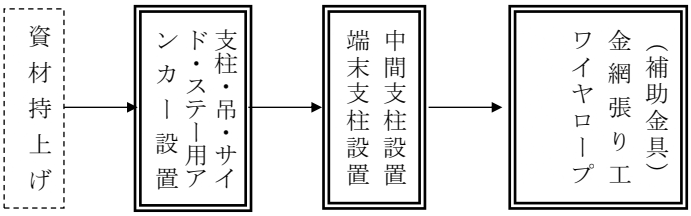

（注）　本歩掛で対応しているのは，二重実線部分のみである。

3. 施工歩掛

3－1　支柱，アンカー，ロープ等の種類

本歩掛で適用される使用材料の種類は，次表を標準とする。

表 3.1　支柱，アンカー，ロープ等の種類

項　　目		規　　格	
柵高（ロープ本数）		2.5m（8本）	3.0m（10本）
支柱間隔		3.0m～6.0m	
横ロープ		3×7　G/O　φ18	
吊ロープ		3×7　G/O　φ16	
サイドロープ		3×7　G/O　φ16	
ステーロープ		3×7　G/O　φ12	
ひし形金網		φ3.2×50×50	
中間支柱		H-100×100×6×8	
端末支柱		H-100×100×6×8	
間隔保持材		4.5t×65×980 2-4.5t×65×680	4.5t×65×1530 4.5t×65×1240
支柱基礎部アンカー	岩部用	2-D22(M20)×1000	
	土砂部用	φ114.3×4.5×1500　2PL-6×300×300	
吊，サイド基礎部アンカー	岩部用	φ38×1200	
	土砂部用	φ114.3×4.5-2130　2PL-6×300×600	
ステー基礎部アンカー	岩部用	D22(M20)×1000	
	土砂部用	φ114.3×4.5×1630　2PL-6×300×600	

３－２　吊・サイドロープ設置工

吊・サイドロープ設置工施工歩掛は，次表を標準とする。

表 3.2　吊・サイドロープ設置工施工歩掛　（10 本当り）

名　称	規　格	単 位	種別			
			柵高 2.5m		柵高 3.0m	
			岩部用	土砂用	岩部用	土砂用
土木一般世話役		人	2.4	3.0	2.4	3.0
法面工		〃	12.0	14.9	12.0	14.9
諸雑費率		%	11	24	11	24

(注)１．諸雑費は，アンカー設置に伴う，空気圧縮機等の費用であり，労務費の合計額にの率を乗じた金額を上限として計上する。

３－３　ステーロープ設置工

ステーロープ設置工施工歩掛は，次表を標準とする。

表 3.3　ステーロープ設置工施工歩掛　（10 本当り）

名　称	規　格	単 位	種別			
			柵高 2.5m		柵高 3.0m	
			岩部用	土砂用	岩部用	土砂用
土木一般世話役		人	1.3	2.0	1.3	2.0
法面工		〃	6.6	10.9	6.6	10.9
諸雑費率		%	11	24	11	24

(注)１．諸雑費は，アンカー設置に伴う，空気圧縮機等の費用であり，労務費の合計額にの率を乗じた金額を上限として計上する。

３－３　中間支柱，端末支柱設置工

中間支柱，端末支柱設置工施工歩掛は，次表を標準とする。

表 3.4　中間支柱，端末支柱設置工施工歩掛　（10 本当り）

名　称	規　格	単 位	種別			
			柵高 2.5m		柵高 3.0m	
			岩部用	土砂用	岩部用	土砂用
土木一般世話役		人	3.5	4.0	4.0	4.5
法面工		〃	17.5	20.0	20.0	22.5
諸雑費率		%	11	24	11	24

(注)１．諸雑費は，アンカー設置に伴う削岩機，空気圧縮機等の費用であり，労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

３－４　ワイヤロープ及び金網設置工（補助金網設置を含む）

ワイヤロープ及び金網設置工施工歩掛は，次表を標準とする。

表 3.5　ワイヤロープ及び金網設置工施工歩掛　（100m 当り）

名　称	規　格	単 位	種別	
			柵高 2.5m	柵高 3.0m
土木一般世話役		人	15.0	16.0
法面工		〃	75.0	80.0
諸雑費率		%	3	3

(注)１．諸雑費は，補助金網設置に伴うピンアンカー設置用に要する費用であり，労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

4. 単　価　表

（1）　吊・サイドロープ設置工　10 本あたり単価表

名　　称	規　　格	単 位	数量	摘要
土木一般世話役		人		表 3.2
法面工		〃		〃
吊・サイドロープ		本	10	表 3.1
諸雑費		式	1	表 3.2
計				

（2）　ステーロープ設置工　10 本あたり単価表

名　　称	規　　格	単 位	数量	摘要
土木一般世話役		人		表 3.3
法面工		〃		〃
ステーロープ		本	10	表 3.1
諸雑費		式	1	表 3.3
計				

（3）　中間支柱，端末支柱設置工　10 本あたり単価表

名　　称	規　　格	単 位	数量	摘要
土木一般世話役		人		表 3.4
法面工		〃		〃
支柱		本	10	表 3.1
諸雑費		式	1	表 3.4
計				

（4）　ワイヤロープ及び金網設置工（柵高 2.5m）　100mあたり単価表

名　　称	規　　格	単 位	数量	摘要
土木一般世話役		人		表 3.5
法面工		〃		〃
ワイヤロープ		本	8	表 3.1
金網		m		〃
諸雑費		式	1	表 3.5
計				

（5）　ワイヤロープ及び金網設置工（柵高 3.0m）　100mあたり単価表

名　　称	規　　格	単 位	数量	摘要
土木一般世話役		人		表 3.5
法面工		〃		〃
ワイヤロープ		本	10	表 3.1
金網		m		〃
諸雑費		式	1	表 3.5
計				

（参考図）

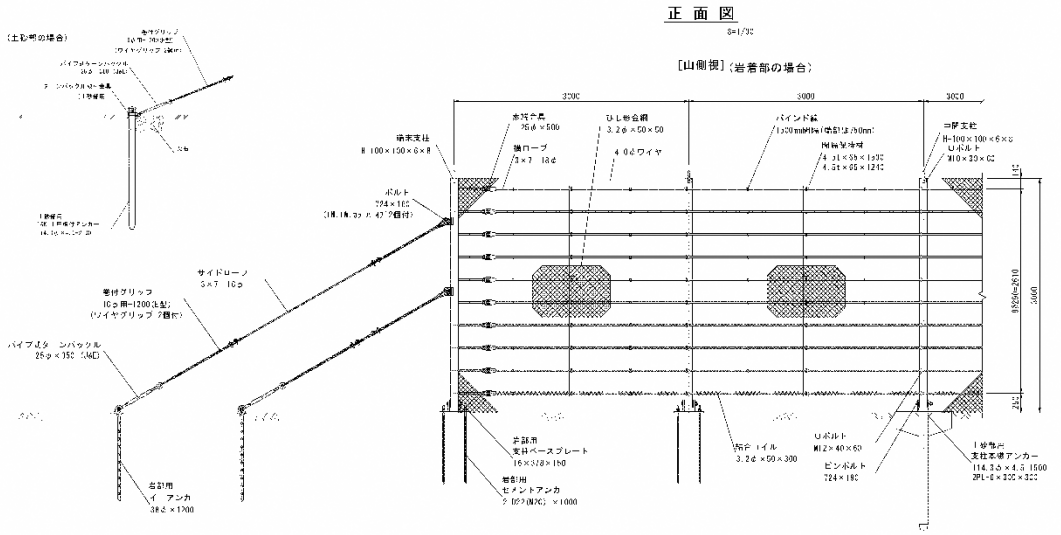
正 面 図
S=1/30
[山側視]（岩着部の場合）
（土砂部の場合）
端末支柱
H-100×150×6×8
ボルト
M24×160
(1N, 1W, ﾅｯﾄ, ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞﾜｯｼｬ 4個付)
サイドロープ
3×7 16φ
巻付グリップ
16φ用-1200(E型)
(ワイヤグリップ 2個付)
パイプ式ターンバックル
25φ×350 (J&C)
岩部用
セメントアンカー
D22(M20) ×1000
ひし形金網
3.2φ×50×50
ピンボルト
M24×160
Uボルト
M12×40×60
支持ベースプレート
16×318×150
1本当り
支柱本体アンカー
114.3φ×4.5-2130
2PL-6×300×300

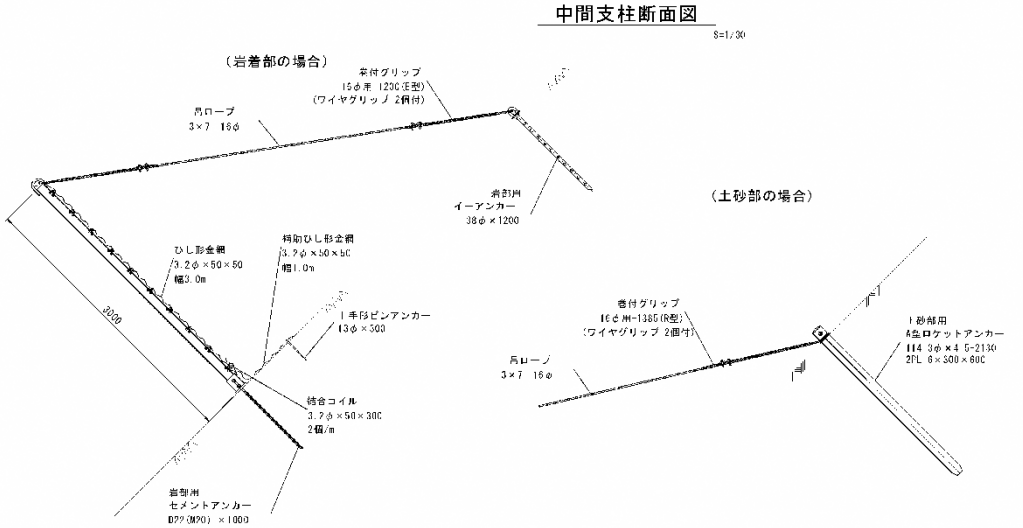
中間支柱断面図
S=1/30
（岩着部の場合）
（土砂部の場合）
吊ロープ
3×7 16φ
巻付グリップ
16φ用-1200(E型)
(ワイヤグリップ 2個付)
岩部用
イーアンカー
38φ×1200
ひし形金網
3.2φ×50×50
幅3.0m
補助ひし形金網
3.2φ×50×bC
幅1.0m
1本引ピンアンカー
13φ×300
結合コイル
3.2φ×50×300
2個/m
2000
岩部用
セメントアンカー
D22(M20) ×1000
巻付グリップ
16φ用-1385(R型)
(ワイヤグリップ 2個付)
吊ロープ
3×7 16φ
1本当り
A型ロケットアンカー
114.3φ×4.5-2130
2PL 6×500×800

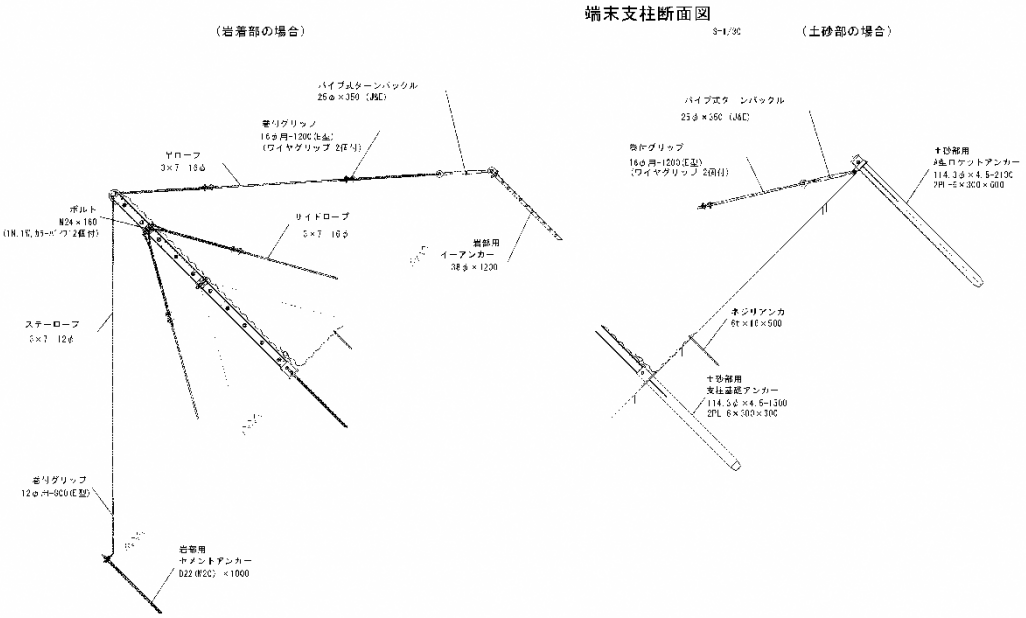
端末支柱断面図
S=1/30
（岩着部の場合）
（土砂部の場合）
パイプ式ターンバックル
25φ×350 (J&C)
巻付グリップ
16φ用-1200(E型)
(ワイヤグリップ 2個付)
吊ロープ
3×7 18φ
ボルト
M24×160
(1N, 1W, ﾅｯﾄ, ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞﾜｯｼｬ 2個付)
サイドロープ
3×7 16φ
岩部用
イーアンカー
38φ×1200
ステーロープ
6×7 12φ
巻付グリップ
12φ用-960(E型)
岩着用
セメントアンカー
D22(M20) ×1000
パイプ式ターンバックル
25φ×350 (J&C)
巻付グリップ
16φ用-1200(E型)
(ワイヤグリップ 2個付)
ネジリアンカ
6t×10×500
土砂部用
支圧盛延アンカー
114.3φ×4.5-1300
2PL 6×300×300
土砂部用
A型ロケットアンカー
114.3φ×4.5-2130
2PL-6×300×800

㉘ ロープ伏工

「治山林道必携　積算･施工編　上巻　4 森林整備保全事業標準歩掛　第 1 編　共通工　第 5 章　共通工(2)（土留工・擁壁工等）　5-9-4　固定工（ロープ伏工)」による。

また，以下を追記する。

（３）施工歩掛　５）アンカー、ロープ、クリップ等の使用量

ロープの使用量は次式によるものとする。

使用量＝設置量×（１＋K）　　K：ロス率　（０．０５：斜面起伏による割増及び切断ロス）

㉙ ロープ掛工（島根県独自）

1. 適 用 範 囲

本歩掛は，ロープ掛工の施工に適用する。

2. 施 工 概 要

２－１　施工フロー

施工フローは下記を標準とする。

図2－1 施工フロー

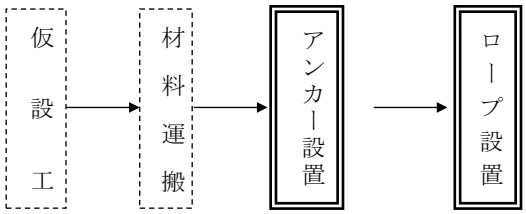

（注）　本歩掛で対応しているのは，二重実線部分のみである。

3. 施 工 歩 掛

３－１　アンカー，ロープ等の種類

本歩掛で適用される使用材料の種類は，次表を標準とする。

表 3.1　アンカー，ロープ等の種類

材　料　名	規　　格	
岩　用　ア　ン　カ　ー	D22（M20） L＝1000mm 程度	D25（M24） L＝1000mm 程度
土 砂 用 ア ン カ ー	φ114.3mm L＝1350mm 以上	φ114.3mm L＝1550mm 以上
主　　ロ　　ー　　プ	3×7　G/O　φ 12mm	3×7　G/O　φ 12mm
補　助　ロ　ー　プ	3×7　G/O　φ12mm	

備考　１．交点部のクリップ等は，ロープの径に応じて確実に固定できるものを選択する。

２．岩用アンカーは，削岩機で削孔してアンカーをセメントカプセルで固定するものを標準とする。

３．土砂用アンカーは，アンカー内に打込機を装着して施工するものを標準とする。

３－２　アンカー，ロープ，クリップ等の使用量

アンカー，ロープ，クリップ等は，必要数量を計上するものとする。

３－３　アンカー設置工

アンカー設置工施工歩掛は，次表を標準とする。

表 3.2 アンカー設置工施工歩掛　（1 本当り）

名　　称	規　　格	単 位	種別	
			岩用	土砂用
土木一般世話役		人	0.04	0.10
法面工		〃	0.36	0.50
諸雑費率		%	13	12

備考　１．アンカー設置工には，削孔，アンカー設置，充填材注入等の一連の作業を含む。

２．諸雑費は，削岩機，打込機，空気圧縮機等の費用であり，労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

３．上記歩掛には，20m程度の現場内小運搬を含む。

３－４　ロープ設置工

ロープ設置工施工歩掛は，次表を標準とする。

表 3.3 ロープ設置工施工歩掛　（10m 当り）

名　　称	規　　格	単 位	数 量	摘　　要
土木一般世話役		人	0.05	
法面工		〃	0.46	
普通作業員		〃	0.03	
諸雑費率		%	3	

備考　１．ロープ設置工には，アンカー定着金具，ロープ交点部固定具等の取付けを含む。

２．諸雑費は，命綱等の費用であり，労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

4．単　価　表

（1）　アンカー設置工　１本あたり単価表

名　　称	規　　格	単 位	数量	摘要
土木一般世話役		人		表 3.2
法面工		〃		〃
アンカー		本	1	表 3.1
諸雑費		式	1	表 3.2
計				

（2）　ロープ設置工 10m本あたり単価表

名　　称	規　　格	単 位	数量	摘要
土木一般世話役		人		表 3.3
法面工		〃		〃
普通作業員		〃		〃
主ロープ		m		表 3.1
補助ロープ		〃		〃
付属品		式	1	表 3.1 必要数量計上
諸雑費		〃	1	表 3.3
計				

第３章　基礎工

［1］ 適用基準

土木工事標準積算基準書（共通編） 第Ⅱ編 共通工

第3章 基礎工／ ①鋼管・既製コンクリート杭打工～⑦泥水運搬工 による。

［2］ 独自基準

① 基礎工（杭打基礎）

1） 試験杭の長さは「設計長＋１～２ｍ」とする。ただし、「＋１～２ｍ」分については材料費のみ計上し打設費は計上しない。
2） 輸送回数は工程、施工条件及び現場条件等勘案して必要回数計上出来る。
3） 杭打後、図示された柱状図と大幅に差異を生じた場合には、積算との関連もあるので良く検討し設計変更にあたること。

第４章　コンクリート工

［1］ 適用基準

土木工事標準積算基準書（共通編） 第Ⅱ編 共通工

第4章 コンクリート工／ ①コンクリート工～③張りコンクリート工 による。

［2］ 独自基準

① コンクリート工

・コンクリート打設工法の選定

無筋・鉄筋構造物のコンクリートの人力打設区分は、打設地上高さ（-1.0m≦H≦1.0m）、日打設量（10m3/日）等により選定するが以下に留意すること。

１）日打設量は、構造物の水平方向については、伸縮目地の２スパン（２０ｍ程度）として計算し決定する。

２）但し、一工事内に構造物が多数ある場合には現場条件等を考慮してポンプ打設を選択する。

第５章　仮設工

［1］ 適用基準

土木工事標準積算基準書(共通編) 第Ⅱ編 共通工

第5章 仮設工／ ①仮設工～㉑交通誘導警備員 による。

［2］ 独自基準

① 仮設工

（2）仮設工の積算

2）積算方法

以下を追記する。

・スクラップ長については、建設物価及び積算資料の平均とする。

・鋼矢板、H形鋼、覆工板及び鋼製マットの１現場あたり修理費及び損耗費に係る、１現場における使用回数に係る補正については、「建設工事積算基準第Ⅰ編第 15 章⑤建設用仮設材賃料積算基準」によること。

3）仮設工の損料率

（注）１．に以下を追記する。

・スクラップ控除の積算については、スクラップ額を直接工事費から控除するものとし、間接工事費等（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）の対象としない。

6）工事用仮設材（鋼矢板、H形鋼等）の計上について

6）－１当初より撤去しない場合、又は、当初より一部を撤去しない場合

以下を追記する。

①　運搬費は搬入のみ計上する。(中古品の場合のみ)

②　鋼矢板を撤去しない場合は、広幅鋼矢板を使用することも考慮して決定すること。

6）－２当初より撤去する場合、又は、現地の状況で一部もしくは全体が撤去できなくなった場合

以下を追記する。

①　当初設計で撤去として積算していたものを現地の都合等により撤去しない場合、共通仮設の運搬費は、搬出する運搬費を変更設計で減額すること。

以下を追記する。

8）H形鋼及び鋼矢板の賃料について

H形鋼の賃料について、仮締切の腹起し切梁及び仮橋に用いる主桁、横桁等は鋼製山留材賃料とする。その他の仮設に用いるH形鋼はH形鋼賃料とする。

9）H型鋼及び鋼矢板の標準長外の賃料について

H型鋼及び鋼矢板の標準長外（スクラップ長未満を含む）を使用する場合は、市場の流通状況を確認の上、賃料か購入かを決定すること。

ただし、橋梁補修工事等で上空制限がある場合において、撤去時の矢板長がスクラップ長未満となる場合は、賃料ではなく全損（市中価格×80%）とする。

１０）工事目的物として、鋼矢板、H型鋼を施工し、設計杭長以内で打ち止めた場合の取扱いについて

鋼矢板・H型鋼を打込の結果、複雑な地層による局部的な支持層の変更、および打込中支障物等に

より打込を中止せざるを得ない場合等で設計杭長以内で打止めた場合の取扱いは下記による。

1)打込費は、実打込長により精算する。

2)施工杭長と設計杭長との差について、材料費の計上は次のとおりとする。

(a)施工杭長が設計杭長より短縮した時に、切断した杭長がスクラップ長未満の時は、他に転用できないものと考えスクラップ扱いとし控除する。なお、スクラップ長については、建設物価及び積算資料の平均とする。

(b)施工杭長が設計杭長より短縮した時に、切断した杭長がスクラップ長以上の時は、他に転用できるものと考え施工杭長で精算する。

⑥ 仮設材設置撤去工

7.部材質量

7-1 主部材及び副部材の質量算出

以下を追記する。

※運搬費について

・副部材（A）の運搬基地は主部材にあわせるものとする。

・なお、副部材（B）についての運搬費は計上しないものとする。

⑧ 締切排水工

2.施工概要

2-2 排水方法の選定

以下を追記する。

常時排水か作業時排水かは、工事目的物の品質に及ぼす影響及び施工現場土質条件により決定するが、次の場合は常時排水とする。

（１）水没によって工事目的物の品質が害される場合

（例）　鉄筋構造物：橋台・橋脚・函渠・擁壁・ひ門・排水機場等

無筋構造物：橋台・擁壁等

（２）土質が軟弱なシルト等で湛水により安定を欠くおそれのある場合

（３）作業時排水では排水しきれないなど、日々作業に手戻りが生じ作業効率への影響が大きい場合

3.施工歩掛

3-1 機種の選定

以下を追記する。

排水量(m3/h)の算定は以下のとおりとする。

排水量の算定

１．適用範囲

本資料は、仮設工のうち水門、樋門、樋管、橋台、橋脚、護岸、砂防ダムなどの水中締切、地中締切の排水工事に適用するものとし、ダム本体工事などの大規模工事の排水工事には適用しない。

排水量の算定が水理公式などによる算出によらない場合は次式により算出することが出来る。

$$Q_a = q_1 + q_2 + q_3 + q_4 \quad (m^3/h)$$

ただし　Q_a：時間当り排水量（m^3/h）

q_1：土堤または土俵工法の透水量（m^3/h）

q_2：水中矢板工法の透水量（m^3/h）

q_3：地中矢板工法の透水量（m^3/h）

q_4：裏側からの湧水量（m^3/h）

(1) 土堤または土俵

土堤または土俵による水中締切の場合の時間当り透水量は次式により算出する。

$$q_1 = \frac{N_1 \cdot h^2 \cdot L}{2 \cdot \ell} \quad (m^3/h)$$

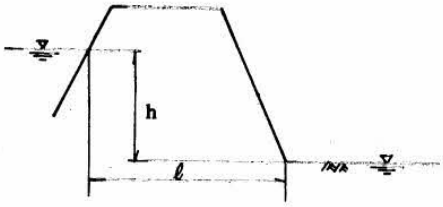

ただし

q_1：時間当り透水量（m^3/h）

ℓ　：平均透水長（外水位と内水位の水平距離）（m）

h　：水位差（外水位は排水期間中の平均水位、内水位は設計時の最下端時水位）（m）

L　：締切延長（両サイドを含む実延長で目的物の堤防等の部分は除く）（m）

N　：透水常数（m／h）

透水常数は土質により次表を標準とする。

透水常数表（N_1）

土質 ／ 土の有効径(mm)	シルト	砂	粗砂	礫
	0.05以下	0.05～0.25	0.25～1.0	1.0～5.0
N_1	1.4×10^{-1}	3.6	5.9×10	1.4×10^{3}

（注）１）土の有効径（土の有効径は掘削最下端部分の土質の粒径加積曲線の 10%に相当する粒径を言う）と、N_1との関係は次式のとおりである。

$N_1 = 96 d^2 \cdot C$

ただし　d：土の有効径（mm）

C：漏水係数

C＝1.16（実績より）

２）N_1は土の有効径による透水常数の中位の値であり、土の有効径が中位の値より著しく異なる場合は土の有効径に応じて増減する。

３）N_1は締切土の空隙、排水による土粒子の移動などの現場の状況により 20%の範囲内で増減することが出来る。

４）不透水層が地表面より相当深い所にある場合

透水量は $q_1 = \frac{K \cdot h^2}{2\ell} + \frac{K \cdot H \cdot h}{\ell} = \frac{h^2}{2\ell}\left(K + \frac{2K \cdot H}{h}\right)$ となる。

ただし、H：不透水層までの距離

K：透水係数

本資料では不透水層までの距離に関係なく一括してとりまとめてあるため、透水常数は $N_1 = K + \frac{2K \cdot H}{h}$ としている。

(2) 水中矢板

鋼矢板トレンチシートによる水中締切の場合の透水量は、次式により算出する。

$q_2 = N_2 \times h \times L$ （m^3／h）

ただし

q_2：時間当り透水量（m^3／h）

h　：水位差（m）

L　：締切延長（m）

N_2：透水常数（m／h）

透水常数は土質および矢板の

根入れ深さにより、次表を標準とする。

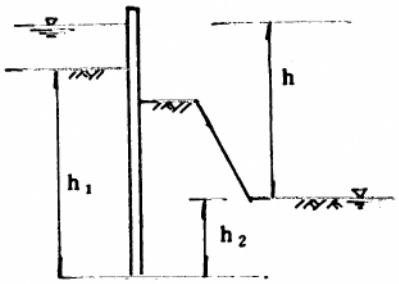

透水常数表（N_2）

根入れ深さ (h_1+h_2) (m) ＼ 土質 土の有効径(mm)	シルト 0.05以下	砂 0.05～0.25	粗砂 0.25～1.0	礫 1.0～5.0
4以下	2.3×10^{-3}	5.8×10^{-2}	9.3×10^{-1}	22
7　〃	5.8×10^{-4}	1.2×10^{-2}	2.3×10^{-1}	5.8
10　〃	2.3×10^{-4}	5.8×10^{-3}	9.3×10^{-2}	2.3
13　〃	1.2×10^{-4}	2.3×10^{-3}	4.6×10^{-2}	1.2

（注）１）土の有効径とN_2との関係は次表のとおりである。

$$N_2 = \frac{52}{X^{2.56}} \times d^2 \times C$$

ただし　d：土の有効径（mm）

X：根入れ深さ（$h_1 + h_2$）（m）

C：漏水係数

C＝1.16（実績より）

２）N_2は土の有効径による透水常数の中位の値であり土の有効径が中位の値より著しく異なる場合は土の有効径に応じて増減する。

３）N_2は空隙率、土粒子の移動など現場の状況により20%の範囲内で増減することが出来る。

４）土俵または土堤と矢板との水中締切の場合を含んでいる。

５）矢板施工において玉石などが多い場合の付合せ不完全による漏水を含んでいる。

(3) 地中締切

矢板（木矢板を含む）による地中締切の場合の透水量は次式により算出する。

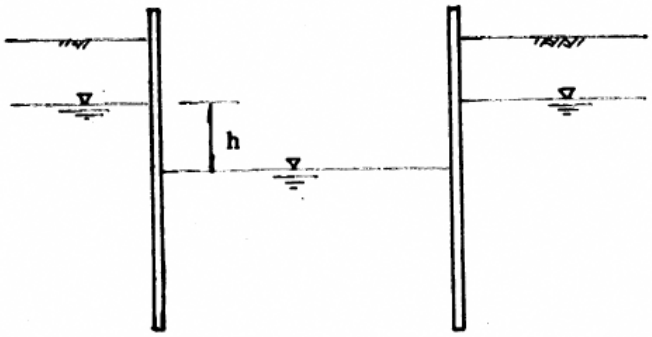

$q_3 = 4 \cdot K \cdot r_0 \cdot h$ （m^3／h）

ただし　q_3：時間当り透水量（m^3／h）

r_0：床掘半径 $\frac{\Sigma L}{2\pi}$（m）

ΣL：床掘周長（m）

h　：水位差（m）

K　：透水係数

透水係数は土質により次表を標準とする。

透水係数（K）

土質 ／ 土の有効径(mm)	シルト	砂	粗砂	礫
	0.05 以下	0.05～0.25	0.25～1.0	1.0～5.0
K	1.6×10^{-2}	4.1×10^{-1}	6.7	1.6×10^{2}

（注）１）土の有効径とKとの関係は次表のとおりである。

$K = 12.6\,d^2$

ただし　d：土の有効径（mm）

２）径は土の有効径による透水係数の中位の値であり、土の有効径が中位の値より著しく異なる場合は土の有効径に応じて増減する。

３）Kは天板の施工状況、土粒子の移動などの現場の状況により 20%の範囲内で増減することが出来る。

４）土堤または土俵の中に矢板工のある場合の透水量は本項の算式により算出する。

(4) 裏側からの湧水量

土堤または土俵の締切工法において裏面の堤防などからの湧水量は次式により算出する。

$q_4 = N_3 \cdot h \cdot L$ （m^3／h）

ただし　q_4：裏側からの時間当り湧水量（m^3／h）

h　：水位差（q_1、q_2の算定に使用したh）（m）

L　：目的物の堤防等の延長（m）

N_3：透水常数（m／h）

透水常数は土質により次表を標準とする。

透水常数（N_3）

土質 ＼ 土の有効径(mm)	シルト	砂	粗砂	礫
	0.05 以下	0.05～0.25	0.25～1.0	1.0～5.0
N_3	3.3×10^{-3}	8.7×10^{-2}	1.4	3.5×10

（注）１）土の有効径とN_3との関係は次表のとおりである。

$N_3 = 2.68\,d^2$

ただし　d：土の有効径（mm）

２）N_3は土の有効径による透水常数の中位の値であり、土の有効径が中位の値より著しく異なる場合は土の有効径に応じて増減する。

３）次の現場の状況が予想される場合は20%の範囲内で増すことが出来る。

(a) 伏流水により通水の危険性がある場合

(b) 土質により流水にて水道ができると思われる場合

(c) その他

3-2 運転工歩掛

（１）運転日数

以下を追記する。

ポンプの運転日数の算出対象となる施工数量は、地下水位＋30cm以下の部分とし、運転日数は、対象数量を「作業日当たり標準作業量」で除した値の計とする。なお、常時排水の場合は不稼働日を考慮し、上記日数の１．８倍とする。

水替日数の算出例

構造物種別	高さ区分	コンクリート打設量区分	対象数量	標準作業量	水替日数
			A	B	A/B
逆T式橋台	7 ≦H＜ 9	110m3以上210m3未満	58m3	5.6m3/日	10.4日
設計計上数量		作業時排水			11日
		常時排水	11日×1.8＝19.8日		**20日**

⑪　仮橋･仮桟橋工

1.　適用範囲

以下を追記する。

・定義（上部工の仮橋と作業構台）

標準歩掛の適用上の定義は次による。

仮 橋

橋の架替時に代替として架ける橋、あるいは工事用車両などを通行させるために架ける橋などを言う。

作業構台

作業構台は、水上あるいは水中等での工事のために、陸からのアプローチとして、作業員や工事用機械、材料等の運搬及び船舶の接岸や係留などのために設けられたり、工事用作業足場及び資材置場等として利用されるものをいう。

4.施工歩掛

4-1 上部工

以下を追記する。

上部工の損料は、下記によるものとする。

種　　別	材　　料　　費
主桁（H鋼）	賃　　料 （鋼製山留材賃料）
覆　工　板	賃　　料 （覆工板賃料）
横桁（H鋼）	賃　　料 （鋼製山留材賃料）
添　接　板	損　　料 （Ⅱ-5-①-2 表 2.1 の材料損料率による）

・覆工板の供用月数は、0.5ヶ月単位とする。
・H鋼の供用日数は、基準書、仮設費（鋼矢板の賃料期間の算定）による。
・覆工板受桁については、実情を考慮し生材を標準とする。
・材料費（修理費、損耗費）は建設機械等損料算定表等による。

4-2 下部工

以下を追記する。

下部工の損料は、下記によるものとする。

種　　別	材　料　費
H　　杭	賃　　料 （H形鋼賃料）
覆工板受桁用桁受 （H　　鋼）	〃 （鋼製山留材賃料）
横桁受・斜材・杭補強	損料 （**Ⅱ-5-①-2 表 2.1 の材料損料率による**）

・材料費（修理費、損耗費）は建設機械等損料算定表等による。

⑭　土工用防護柵

(1)取扱い

以下は参考事例として掲載しているもので、適用に当たっては必ず現地状況を考慮し、安全性の確認を行うこと。

(2)適用範囲

1)土工用防護柵（Ａタイプ・Ｂタイプ）は土工作業等で第三者への被害を防止する必要がある場合で現場条件により適用を区分する。

・防護柵（Ａタイプ）

家屋、現道、鉄道等に対する落石及び飛石等を防ぐ場合で、H=10m 以下の場合に適用する。（Ｈ鋼間隔３ｍ）

・防護柵（Ｂタイプ）

現道拡幅等で車線確保が必要で現場条件により土留を兼用する必要がある場合に適用する。(H 鋼間隔 1.5m)

2)構造については、目的・現地状況により設計計算を行うこと。 また、異常気象（台風等）にはシートをはずす等の対策をすること。なお、安全のためステー（アンカー）を取るのが良い。

(3)積算

1)土工用防護柵の設置撤去歩掛及び土留板、金網、シートの材料費は、「建設工事積算基準第Ⅱ編第５章⑭仮設防護柵工（切土及び発破防護柵工)」によるものとする。

2)土工は別途計上すること。

各タイプの防護柵は下記を参考とする。

・ Aタイプ（参考）

防護柵（A タイプ）

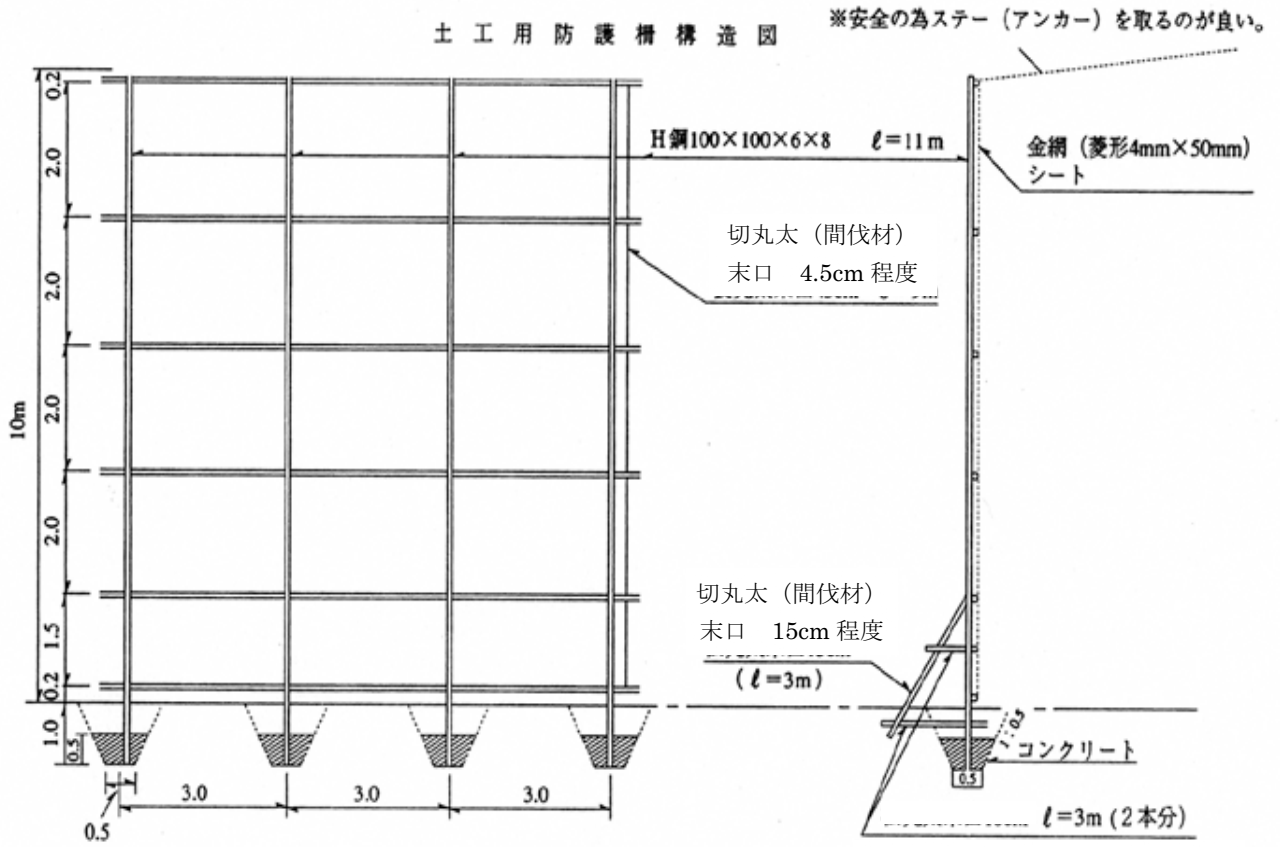

切丸太（間伐材）　末口　10cm 程度

防護柵材料費（Aタイプ）　　（90m2当たり）

名 称	単位	規　　格	数 量	摘 要
H形鋼	t	（100×100×6×8　l＝11m）　×　3本	0.558	杭　用
杭材	本	切丸太(間伐材)末口15cm程度　L=3.0m	3	支保杭用
	〃	切丸太(間伐材)末口10cm程度　L=3.0m	3	支保杭用
	〃	切丸太(間伐材)末口4.5cm程度　L=9.0m	6	横桁用
金網	m2	菱形4mm×50mm目	90.0	
シート	〃	1.8m×5.1m×0.4mm	90.0	

・Bタイプ（参考）

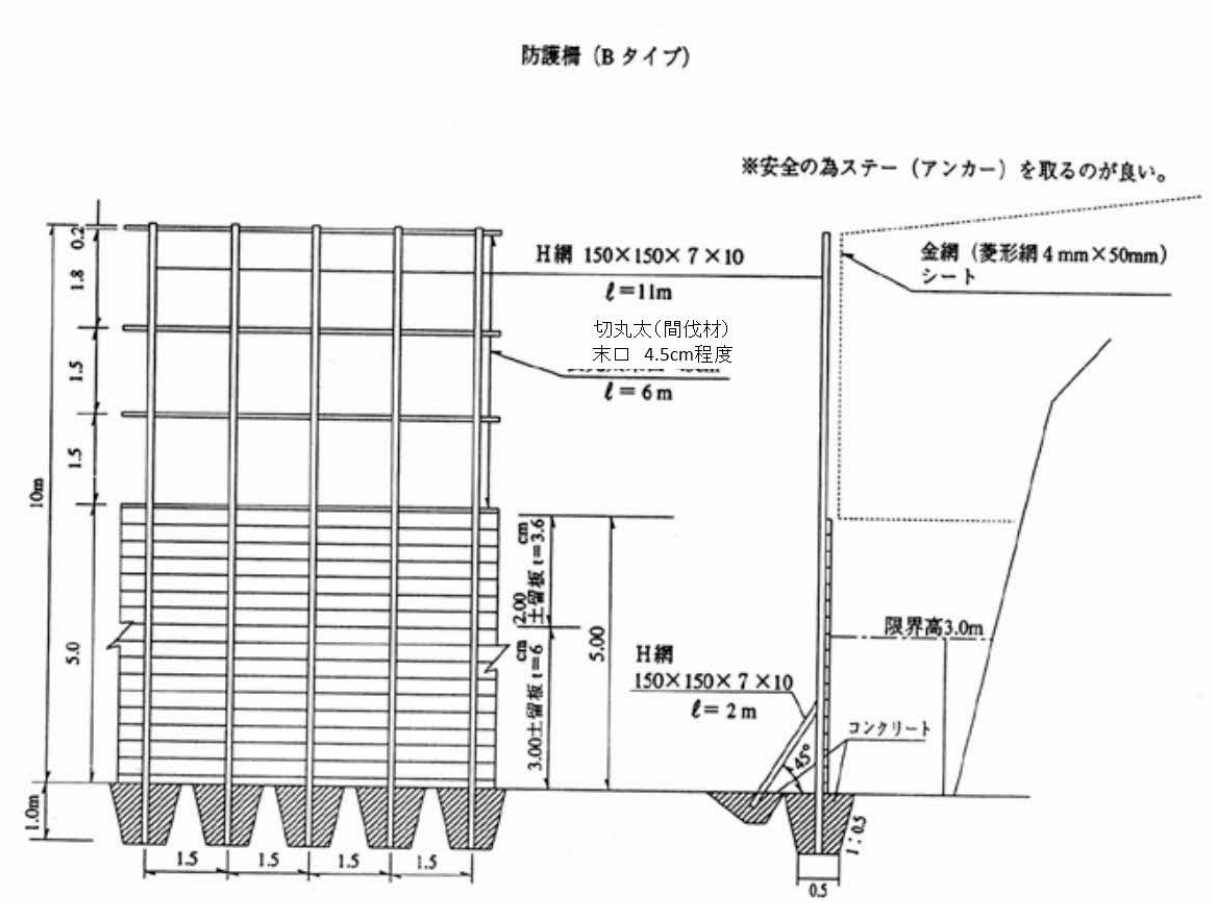

防護柵材料費（Bタイプ）　　（60m2 当たり）

名 称	単位	規　　格	数 量	摘 要
H形鋼	t	（150×150×7×10　L＝11m）×4本	1.368	杭 用
	〃	（150×150×7×10　L＝ 2m）×4本	0.249	支保杭用
鋼板	〃	（420×150×9）×4枚	0.035	
	〃	（420×250×9）×4枚		
杭材	本	切丸太（間伐材）末口4.5cm程度　L=6.0m	4	横桁用
矢板（板）	m2	松板　厚3.6cm	12.0	（0.43m3）
	〃	松板　厚6.0cm	18.0	（1.08m3）
金網	〃	菱形4mm×50mm目	30.0	
シート	〃	1.8m×5.1m×0.4mm	30.0	
製作加工費	本		4	支保杭

支柱詳細図（防護柵Ｂ型）

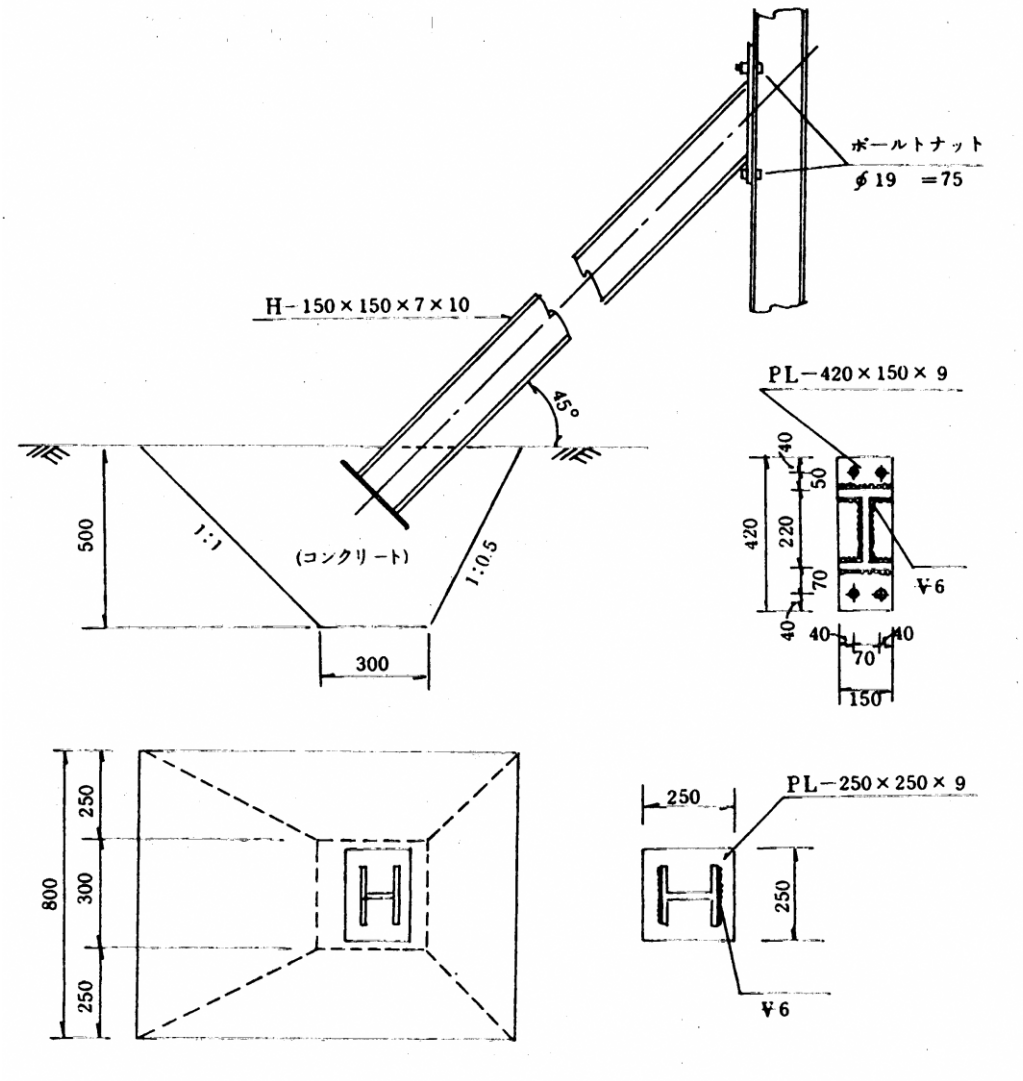
ボールトナット
φ19 =75
H－150×150×7×10
45°
500
1:1
(コンクリート)
1:0.5
300
PL－420×150× 9
40
50
220
70
420
V6
40
40
40
70
150
800
250
300
250
250
PL－250×250× 9
250
250
V6

（4）単価表

（1）土工用防護柵A型　90m2当り歩掛

名　　称	規　　格	単位	数 量	摘　　要
床堀		m3	3.8	別途計上
埋戻		〃	2.8	別途計上
コンクリート	18-8-40	〃	0.94	
金網	菱形（亜鉛引）　4mm×50mm目	m2	93.6	損料は第5章①仮設工表2.2の防護柵等の材料損料率による。
シート	シート（ポリエスエル製）1.8m×5.1m×0.4mm	〃	98.1	〃
切丸太（間伐材）	末口15cm程度　L=3.0m	本	3	〃
切丸太（間伐材）	末口10cm程度　L=3.0m	本	3	〃
長丸太	切丸太（間伐材）末口4.5cm程度　L=9.0m	本	6	〃
H形鋼賃料	(100×100×6×8　L＝11m）×3本	t	0.558	
〃修理費	〃	〃	0.558	修理費は第5章①仮設工7）の軽作業による。
防護柵 設置撤去費		m2	90	
諸雑費		式	1	杭用
計（90m2当り）				
1m2当り				金額÷90m2

※1　H形鋼の賃料はH－200型を準用し、修理費は軽作業とする。

※　　材料数量（H形鋼・金網等）は延使用数量（転用なしの場合）である。

（2）土工用防護柵B型　60m2当り歩掛

名　　称	規　　格	単　位	数 量	摘　　要
床堀		m3	5.9	別途計上
コンクリート	18-8-40	〃	5.93	
金網	菱形（亜鉛引）　4mm×50mm目	m2	31.2	損料は第5章①仮設工表2.2の防護柵等の材料損料率による。
シート	シート（ポリエスエル製）1.8m×5.1m×0.4mm	〃	32.7	〃
長丸太	切丸太（間伐材）末口4.5cm程度　L=6.00m	本	4	〃
土留板	松板厚　3.6cm	m3	1.51	〃
	松板厚　6.0cm			〃
鋼板		t	0.035	
加工費		本	4	
H形鋼賃料	150×150×7×10	t	1.617	
〃修理費	〃	〃	1.617	修理費は第5章①仮設工7）の軽作業による。
防護柵 設置撤去費		m2	60	
諸雑費		式	1	杭用
計（60m2当り）				
1m2当り				金額÷60m2

※1　H形鋼の賃料はH－200型を準用し、修理費は軽作業とする。

※　　材料数量（H形鋼・金網等）は延使用数量（転用なしの場合）である。

㉒ 工事用道路(敷砂利)工

1. 適用範囲

本資料は、工事施工に伴って必要となる工事用道路（敷砂利）について適用する。
一般交通を伴う場合は、路線の重要度・交通量等を考慮し、別途積算すること。

2. 施工概要

施工は下図を標準とする。

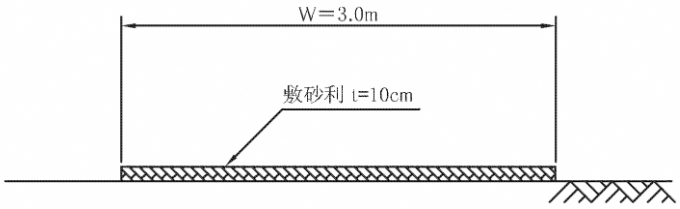

３．単価表

（１）工事用道路（敷砂利）工１００㎡当り単価表

名　称	規　格	単位	数　量	摘要
整　　地	敷均し（ルーズ）	㎥	10.0	
敷　砂　利	ＲＣ－４０	㎥	10.0	材料費

（注）１．整地は「建設工事積算基準第Ⅱ編第１章②土工」による。

第Ⅵ編　土木工事標準単価及び市場単価

第１章　土木工事標準単価----------Ⅵ-1
第２章　市場単価----------Ⅵ-6

令和６年度建設工事積算基準

第１章　土木工事標準単価

[1]適用基準

な し

[2]独自基準

建設物価調査会が発刊する「土木コスト情報」及び経済調査会が発刊する「土木施工単価」に掲載されている土木工事標準単価を適用する。なお、適用時期及び単価は以下のとおりとする。

１－１　本土地区の単価決定について

設計単価については，県単価（「建設工事積算基準第１５編（単価）」）を使用することとし，県単価の定めがない場合は，物価資料（「土木コスト情報」及び「土木施工単価」）に掲載している価格の平均値とする。

ただし，一方の物価資料のみに掲載されているものは，その物価資料の単価とする。

なお,物価資料は,春号（４～６月に起案する場合）または夏号（７～９月に起案する場合)、秋号（１０月～１２月に起案する場合)、冬号（１～３月に起案する場合）を適用する。

また，単価の端数処理方法については，「第Ⅰ編/第２章/①直接工事費/１材料費/（２）価格/２ ）（ロ）①材料単価の端数処理方法について」に準じる。

１－２　隠岐地区の単価決定について

設計単価については，県単価を使用することとし，県単価に「隠岐地区加算額」の設定がある場合は，「１－１　本土地区の単価決定について」に基づき決定した本土単価に，当該加算額を加算した単価とする。県単価の定めがない場合は，見積りにより単価決定する。

１－３　豪雪地域補正について

豪雪地域補正については，適用しないこととする。

１－４　随意契約による調整を行う追加工事の取扱いについて

現工事の施工規模を考慮せず，単独工事として数量を判定する。

１－５　土木工事標準単価における材料単価の計上について

物価資料の「標準単価の構成と範囲」で「材」が「×」になっているものであっても積算システムのコード内において，材料単価を考慮しているものがあるので，それらにおいては，別途計上する必要はない。

１－６　その他事項

以下を定める。

①－１　区画線工（島根県独自）【溶剤型ペイント式（手動式）】

１．　適　用　範　囲

１－１　標準単価が適用出来る範囲

（１）　道路に設置する区画線のうち，車載式の施工が困難な場合に限り適用する。

（２）　舗装の種別に関係なく適用できる。

１－２　標準単価が適用出来ない範囲

（１）　特別調査等別途考慮するもの。

１）　隠岐地区において施工する場合

２）　特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合

３）　バイパス新設など未供用区間の区画線の場合

４）　その他，規格・仕様等が適合しない場合

２．　標準単価の設定

２－１　標準単価の構成と範囲

標準単価で対応しているのは，機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。

工　　種	標準単価		
	機	労	材
区　画　線　設　置 （ペイント式）	○	○	× ※

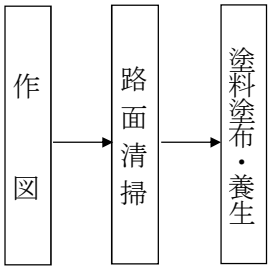

（注）　１．単価には雑器具の費用を含む。

２．交通誘導警備員を必要とする場合は，別途計上する。

３．積算システムのコード内において，材料単価を考慮しているので，別途計上する必要はない。

２－２　標準単価の規格・仕様

区画線工の標準単価の規格・仕様，日当たり標準施工量は，下表のとおりである。

（令和７年３月３１日まで適用）

表－１　区画線設置（ペイント式・手動式）

規格・仕様			単位	日当たり標準施工量 供用区間
溶剤型 （加熱式）	実線	15cm	m	990
	破線	15cm	m	831
		30cm	m	475

（注）　１．線色は白色又は黄色とする。

２．破線は塗布延長とする。

（令和７年４月１日以降適用）

表－１　区画線設置（ペイント式・手動式）

規格・仕様			単位	日当たり標準施工量 供用区間
溶剤型 （加熱式）	実線	15cm	m	1,000
	破線	15cm	m	816
		30cm	m	429

（注）　１．線色は白色又は黄色とする。

２．破線は塗布延長とする。

２－４　直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価（注１）×設計数量＋材料費（注２）

（注１）設計単価＝標準単価（機械・労務）

（注２）材料費＝主材料単価×使用数量×（１＋材料諸雑費率）

※主材料は塗料，ガラスビーズ，プライマー，燃料である。

※材料諸雑費は，プロパンガス，希釈剤等の費用であり，材料諸雑費率は，０．０３とする。

＜施工規模が日当たり標準施工量に満たない場合＞

1）１日未満で完了する場合（施工規模が日当たり標準施工量に満たない場合）は，「第Ⅰ編第 12 章１日未満で完了する作業の積算」に準ずることとする。

溶融式・手動，ペイント式・車載式，ペイント式・手動式，区画線消去（削取り式）については，一連の作業として判定する。

2）ペイント式（手動式）で，表層の完了待ちなどの工程調整により，１日当たりの実施工量が日当たり標準施工量に満たない場合については，１日当たりの実施工量で判定する。

３．　適用にあたっての留意事項

標準単価の適用にあたっては，以下の点に留意すること。

（1）　区画線設置作業における供用区間及び未供用区間の取扱いは，下表のとおりとする。

表－２　施工場所区分

区　　分	工　事　種　別
供 用 区 間	維持修繕工事：維持修繕工事に伴う区画線工事 現道拡幅工事等：現道拡幅工事に伴う区画線工事 交通安全工事（１種）：交差点改良，停車帯等の交通安全工事（１種）に伴う区画線工事 交通安全工事（２種）：現道の区画線の補修工事
未 供 用 区 間	バイパス工事等：バイパス新設など未供用区間の区画線工事

（2）仮区画線を施工する場合，区画線工と規格・仕様が同じであれば，適用出来る。

（3）歩道部，駐車場に区画線を設置する場合，区画線工と規格・仕様が同じであれば，適用出来る。

（4）コンクリート舗装に区画線を設置する場合，区画線工と規格・仕様が同じであれば，適用出来る。

（5）随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは，現工事の施工規模を考慮せず，単独工事として数量を判定する。

【参考資料】

表－３　区画線工で使用する一般的な材料仕様

規格・仕様（同等以上）	種　　別	施工方式
JIS K 5665 2種　A	トラフィックペイント加熱型	ペイント式水性型
JIS K 5665 2種　B		ペイント式溶剤型
JIS R 3301	ガラスビーズ	各方式に合わせて使用

表－４　ペイント式（手動式）の標準的な材料使用量

（1,000m 当たり）

名　称	区　　分	単位	実線	破線	
			15cm	15cm	30cm
塗料	加熱式で施工する場合	L	70	70	140
ガラスビーズ	加熱式で施工する場合	kg	59	59	118
ガソリン		L	3	3	6

※使用材料の塗料，ガラスビーズはロス分を含む数量である。

※プロパンガス，希釈剤等の費用は主材料（塗料，ガラスビーズ，燃料）の３％を計上する。

⑤コンクリートブロック積工

適用にあたっての留意事項について

「土木コスト情報」及び「土木施工単価」の「適用にあたっての留意事項」に関して，以下を追記する。

・胴込コンクリート１㎡当り設計数量は，０．２２m3／㎡を標準とする。
なお，これにより難い場合は，別途考慮する。

第２章　市場単価

[1]適用基準

土木工事標準積算基準書（共通編） 第Ⅵ編　土木工事標準単価及び市場単価

第2章市場単価／　①鉄筋工　～　⑮コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）による。

[2]独自基準

共通事項

設計単価については，県単価（「建設工事積算基準書第１５編（単価）」）を使用することとし，県単価に定めのない場合は，物価資料（「土木コスト情報」及び「土木施工単価」）に掲載されている価格の平均値とする。

ただし，一方の物価資料のみに掲載されているものは，その物価資料の単価とする。

なお，物価資料は，春号（４～６月に起案する場合）または夏号（７～９月に起案する場合）、秋号（１０月～１２月に起案する場合）、冬号（１～３月に起案する場合）を適用する。

また，単価の端数処理方法については，「第Ⅰ編/第２章/①直接工事費/１材料費/（２）価格/２ ）（ロ）①材料単価の端数処理方法について」に準じる。

１－２　市場単価が適用できない範囲

「離島及び山間僻地等で，明らかに単価が異なると判断される地域の場合。」は，「明らかに単価が異なると判断される地域の場合。」に読替える。

２．　市場単価の設定

２－１ 市場単価の構成と範囲

「材」が「×」になっているものであっても積算システムのコード内において，材料単価を考慮しているものがあるので，それらにおいては，別途計上する必要はない。

③防護柵設置工

③－4防護柵設置工（落石防護柵）

３．適用にあたっての留意事項

以下を追記する。

（１１）変化点における補強金具が必要になる場合は，別途計上する。

④法面工

④－1法面工

２．市場単価の設定

２－３加算率・補正係数

（1）加算率・補正係数の適用基準

表２．７（注）

以下を追記する。

（注）２　備考における〔全体数量〕及び〔対象数量〕とは，以下のとおりである。

１）全体数量：現地条件に関わりなく，１工事における全体数量

２）対象数量：１工事における対象となる部分の数量

④－2吹付枠工

２．市場単価の設定

２－３加算率・補正係数

（1）加算率・補正係数の適用基準

表2．2

以下を追記する。

（注）　備考における〔全体数量〕及び〔対象数量〕とは，以下のとおりである。

1）全体数量：現地条件に関わりなく，１工事における全体数量

2）対象数量：１工事における対象となる部分の数量

（2）加算率・補正係数の数値

表2．3（注）

以下を追記する。

3．　吹付枠工の施工規模は，１工事における設計上枠長である。

⑤道路植栽工

３．適用にあたっての留意事項

（8）

以下を読み替える。

文中の「第Ⅱ編第１章②土工」を「建設工事積算基準第Ⅱ編第１章②土工」

⑥橋梁付属物工

⑥－1橋梁用伸縮継手装置設置工

１．適用範囲

（令和７年４月１日以降適用）

１－１　市場単価が適用できる範囲

（1）

以下を読み替える。

文中の「別紙一覧表参照」を「建設工事積算基準第Ⅵ編第２章⑥橋梁付属物工 ＜参考資料＞◆市場単価適用可能　橋梁用伸縮継手装置一覧表参照」

３．適用にあたっての留意事項

（8）

以下を読み替える。

文中の「第Ⅱ編第２章㉕殻運搬」を「建設工事積算基準第Ⅱ編第２章㉕殻運搬」

⑥－2橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工

１．適用範囲

１－２　市場単価が適用出来ない範囲

以下を追記する。

（2）既設の伸縮装置及び取替後の伸縮装置の断面寸法が，＜参考資料＞◆市場単価適用可能　橋梁用埋設型伸縮継手装置一覧表（Ⅵ-2-⑥-17）にある標準断面寸法を超える場合。

＜参考資料＞ ◆市場単価適用可能 橋梁用伸縮継手装置一覧表

製作会社名	伸縮装置 名称	伸縮装置 型番	【用途関係】歩車道区分 車道用	歩車道区分 歩道用	積雪地対応 専用型	積雪地対応 仕様有り	設置方向 道路縦断方向	設置方向 道路横断方向	遊間部形状 直線型	遊間部形状 歯型	摘要 伸縮量(㎜)	非排水構造	補強鉄筋重量(kg/m)	※本体重量(kg/1.8m)	本体付属アンカー 分類 軽量型	本体付属アンカー 分類 普通型	本体付属アンカー 形式 ボルト後締め	本体付属アンカー 形式 本体溶接済み	本体価格に含む	
橋梁メンテナンス	KMS ジョイント	KMSⅢ-20,35,50,50W	○			○	○	○		○	20～50	○	6.24	68.4～161.1		○		○	○	誘導板別途
		KMSⅢ-20D,35D,50D,50WD	○			○	○	○		○	20～50	○	6.24	72.0～164.7		○		○	○	二重止水構造付き誘導板別途
	KMA ジョイント	KMA-60,80,110,160	○			○	○	○		○	60～160	○	17.36～33.55	57.60～169.74		○		○	○	誘導板別途
		KMA-60N,80N,110N,160N	○			○	○	○		○	60～160	○	17.52～33.71	61.20～174.96		○		○	○	二重止水構造付き誘導板別途
	シーペックジョイント	SP-60KMA,80KMA,110KMA,160KMA		○				○	○		60～160	○	12.86～14.36	81.36～151.92		○		○	○	
		TR-50		○			○	○	○		50	○	1.99	13.86	○			○	○	
ショーボンド建設	3S-V ジョイント	3S-20V,30V	○	○				○	○		20～30	○	6.2	55.0～56.5		○		○	○	
		3S-40V	○					○	○		40	○	6.2	67.5		○		○	○	
	ST ジョイント	ST-20N,30N,40N,50N,60N,80N	○					○		○	20～80	○	6.2～9.4	54.2～156.5		○		○	○	
		ST-80G	○		○			○		○	80	○	9.4	162.3		○		○	○	誘導板付き
	スマートジョイント	SMJ-20,30,50,70,100	○		○			○		○	20～100	○	6.2	61.1～129.5		○		○	○	〃
	VM ジョイント	VM	○	○			○	○	○		20	○	6.2	31.5	○			○	○	鉛直伸縮量 20 ㎜
	3S-V ジョイント(歩道用)	3S-V,3S-20V,30V		○			○	○	○		20～30	○	6.2	37.8～39.3	○			○	○	
	AI ジョイント	AIJ-20,30	○					○		○	20～30	○	4.0	42.3～44.8	○			○	○	
		AIJ-40,50	○					○		○	40～50	○	6.2	55.3～58.1		○		○	○	
	SBH ジョイント	SBH-40		○				○	○		40	○	4.0	40.5	○			○	○	
		SBH-60,80		○				○	○		60～80	○	4.0	53.8～60.1		○		○	○	
山陽化学	チューリップジョイント SKJ 型	20,35,50,60	○			○	○	○		○	20～60	○	1.56	50～100		○		○	○	誘導板別途
	チューリップジョイント SKJ-F 型	20,35,50		○		○	○	○	○		20～50	○	1.56	41～48	○			○	○	
		60,80,100		○		○	○	○	○		60～100	○	1.56	68～77		○		○	○	
	チューリップジョイント SKJ-U 型	20,30	○			○		○		○	20～30	○	1.56	41.4～45	○			○	○	誘導板別途

※本体に付属するアンカーボルトが，分離可能な「ボルト後締め」の場合は，本体質量に含まない。

＜参考資料＞ ◆市場単価適用可能 橋梁用伸縮継手装置一覧表

製作会社名	伸縮装置 名称	伸縮装置 型番	【用途関係】 歩車道区分 車道用	歩車道区分 歩道用	積雪地対応 専用型	積雪地対応 仕様有り	設置方向 道路縦断方向	設置方向 道路横断方向	遊間部形状 直線型	遊間部形状 歯型	摘要 伸縮量(mm)	非排水構造	補強鉄筋重量(kg/m)	※本体重量(kg/1.8m)	分類 軽量型	分類 普通型	本体付属ｱﾝｶｰ 形式 ボルト後締め	本体付属ｱﾝｶｰ 形式 本体溶接済み	本体付属ｱﾝｶｰ 本体価格に含む	
新日本構研	スーパーリードジョイント	iG-1s,1sw,1v	○	○		○	○	○	○		80	○	10.58	95～180		○		○	○	誘導板含む,二次止水構造別途
		F	○	○		○		○	○		60	○	7.86	63.00		○		○	○	誘導板,二次止水構造別途
		T	○	○				○	○		60	○	5.15	71.00		○		○	○	誘導板,二次止水構造別途
			○	○			○		○		60	○	3.53	49.00	○			○	○	鉛直伸縮量±30mm,二次止水構造別途
中外道路	ガイスライドジョイント	GS-20,25,30,50,80,100,125,150,175,200,220		○			○	○	○		20～220	○	4.0	83～119		○		○	○	
		GS-NL20,30,40,50,60,70		○			○	○	○		20～70	○	6.2	91.0～110.0		○		○	○	
	スーパーガイトップジョイント	SGTR-20,25,30,50	○			○	○	○		○	20～50	○	6.2	50～56		○		○	○	誘導板別途
		SGTR-80,100	○			○	○	○		○	80～100	○	12.5	70～83		○		○	○	〃
	メタルガージョイント	NL-20FL,30FL,40FL,50FL,60FL,70FL	○			○	○	○		○	20～70	○	6.2	59～149		○		○	○	〃
		NT-80FFL	○			○	○	○		○	80	○	12.5	91		○		○	○	〃
		NL-30FL,50FL,70FL	○			○	○	○		○	30～70	○	6.2	86.0～169.0		○		○	○	〃
	CGスチールジョイント	NL-20F,30F,40F,50F,60F	○			○	○	○		○	20～60	○	6.2～12.5	50～79		○		○	○	〃
	ラバエースジョイント	RTH-35,60	○	○		○	○	○	○		35～60	○	6.2	41～47	○			○	○	誘導板別途
		RT-AS	○	○		○	○	○	○		20	○	6.2	41	○			○	○	〃
	ＰＣＪスーパージョイント	PCJ-20	○			○	○	○		○	20	○	6.2	49	○			○	○	〃
		PCJ-25,35	○			○	○	○		○	25～35	○	6.2	50～58		○		○	○	〃
秩父産業	メタルジョイント	LC-A40,A60,A90,A120,A170		○			○	○	○		40～170	○	6.2	77.5～129.0		○		○	○	
		KC-A20,A30,A40,A50,A70,A80	○	○			○	○		○	20～80	○	6.2	65.7～179.8		○		○	○	
		SC-A30	○	○			○	○	○		30	○	4.0	33.3	○			○	○	
		KC-A20G,A30G,A40G,A50G,A70G	○	○	○		○	○		○	20～70	○	6.2	70.8～148.7		○		○	○	片側誘導板付き
		KC-A20WG,A30WG,A40WG,A50WG,A70WG	○	○	○		○	○		○	20～70	○	6.2	76.8～156.2		○		○	○	両側誘導板付き
		SC-A30WG	○	○	○		○	○	○		30	○	4.0	39.6	○			○	○	〃

※本体に付属するアンカーボルトが，分離可能な「ボルト後締め」の場合は，本体質量に含まない。

＜参考資料＞ ◆市場単価適用可能 橋梁用伸縮継手装置一覧表

製作会社名	伸縮装置		【用途関係】						摘要										
			歩車道区分		積雪地対応		設置方向		遊間部形状		伸縮量(mm)	非排水構造	補強鉄筋重量(kg/m)	※本体重量(kg/1.8m)	分類		本体付属アンカー形式		本体価格に含む	
	名称	型番	車道用	歩道用	専用型	仕様有り	道路縦断方向	道路横断方向	直線型	歯型					軽量型	普通型	ボルト後締め	本体溶接済み		
東京ファブリック工業	プロフジョイント	Ns型20,30,40,50,60	○				○	○	○		20～60	○	6.24	63～102		○		○	○	
		Ns型20,30,40,50,60,80,100		○			○	○	○		20～100	○	6.24	53～96		○		○	○	
		Ns型20,30,40,50,60,80,100		○			○	○	○		20～100	○	6.24	67～122		○		○	○	二重止水構造付き
		CDx型20,30,40,50,60	○					○		○	20～60	○	6.24	61～117		○		○	○	
		CDx型20,30,40,50,60	○		○			○		○	20～60	○	6.24	66～121		○		○	○	誘導板付き
		CDx型20,30,40,50,60	○					○		○	20～60	○	6.24	84～143		○		○	○	二重止水構造付き
		CDx型20,30,40,50,60	○		○			○		○	20～60	○	6.24	88～147		○		○	○	二重止水構造付き、誘導板付き
		V―R型20,30	○	○			○		○		20～30	○	3.12	58～59		○		○	○	
		V―R型20,30	○	○			○		○		20～30	○	3.12	66～69		○		○	○	二重止水構造付き
		V―M型20,30	○	○			○		○		20～30	○	3.12	57～62		○		○	○	
		V―M型20,30	○	○			○		○		20～30	○	3.12	81～87		○		○	○	二重止水構造付き
ニッタ	トランスフレックスジョイント	TF-S,TF-S50	○	○			○	○	○		35～40	○	8.4	22.0～39.1	○		○		○	
		HTF-S,HTF-S50	○	○			○	○	○		35～40	○	5.0	22～39	○		○		○	
	SPジョイント	20N,30N,36N,50N,70N,80N	○	○			○	○		○	20～80	○	6.2	52.8～133.2		○		○	○	
		20S,30S,36S,50S,70S,80S	○	○	○		○	○		○	20～80	○	6.2	59.2～142.4		○		○	○	誘導板付き
	CWジョイント	20R,30R,40R,50R,60R	○	○			○	○		○	20～60	○	6.2	51.3～111.6		○		○	○	
		20S,30S,40S,50S,60S	○	○	○		○	○		○	20～60	○	6.2	59.2～119.2		○		○	○	誘導板付き
	AFジョイント	50,70,100,160		○			○	○	○		50～160	○	2.0	19.3～31.7	○		○		○	
日本鋳造	マウラージョイント	E-80	○	○		○		○	○		80	○	25.0	117.0		○		○	○	積雪地兼用，誘導板別途
日之出水道機器	ヒノダクタイルジョイントα	HDJ-CCV20,40,60,80	○					○		○	20～80	○	4.0	79.5～132.3		○		○	○	
		HSJ-SW-R40,80		○				○	○		40～80	○	4.0	50.6～78.2		○		○	○	

※本体に付属するアンカーボルトが，分離可能な「ボルト後締め」の場合は，本体質量に含まない。

＜参考資料＞ ◆市場単価適用可能 橋梁用伸縮継手装置一覧表

製作会社名	伸縮装置 名称	伸縮装置 型番	【用途関係】 歩車道区分 車道用	歩車道区分 歩道用	積雪地対応 専用型	積雪地対応 仕様有り	設置方向 道路縦断方向	設置方向 道路横断方向	遊間部形状 直線型	遊間部形状 歯型	摘要 伸縮量(㎜)	非排水構造	補強鉄筋重量(kg/m)	※本体重量(kg/1.8m)	本体付属ｱﾝｶｰ 分類 軽量型	本体付属ｱﾝｶｰ 分類 普通型	本体付属ｱﾝｶｰ 形式 ボルト後締め	本体付属ｱﾝｶｰ 形式 本体溶接済み	本体付属ｱﾝｶｰ 本体価格に含む	
横浜ゴムMBジャパン	YMタイプ	YMN-1		○			○	○	○		20	○	4.98	11.88	○			○	○	
		YM-1		○			○	○	○		50	○	5.17	23.94	○			○	○	
		YMG-20	○	○			○	○	○		20	○	3.98	20.16	○		○		○	
	YHTタイプ	YHT-20,30	○	○			○	○		○	20～30	○	6.24	60.12～60.84		○		○	○	
	YHT－Nタイプ	YHT-50-N,70-N,90-N	○	○		○	○	○		○	50～90	○	6.24	102.6～156.6		○		○	○	誘導板別途
		YHT-90-N改	○	○		○	○	○		○	90	○	6.24	158.4		○	○		○	誘導板別途 二輪車転倒防止構造
	YFSタイプ	YFS-20,30	○	○	○		○	○		○	20～30	○	6.24	66.96～67.68		○		○	○	誘導板付き
	YMFタイプ	YMF-20,25,35,50,60	○	○		○	○	○	○		20～60	○	6.24	50.76～62.64		○		○	○	誘導板別途
アオイ化学工業	ラバトップジョイント(車道用)	GY-S20,S25,S35,S50,S60	○					○	○		20～60	○	4.0	59.4～72.7		○		○	○	
	ラバトップジョイント(歩道用)	GY-H20,H25,H35,H50,H60		○				○	○		20～60	○	4.0	41.2～45.9	○			○	○	
	ラバトップジョイント(耐グレーダー用)	GY-G20,G25,G35,G50,G60	○		○			○	○		20～60	○	4.0	69.7～83.0		○		○	○	誘導板付き
		GY-GL20,GL25,GL35	○		○			○	○		20～35	○	4.0	76.1～82.6		○		○	○	〃
	ラバトップジョイント	GT	○	○			○		○			○	4.0	14.8	○			○	○	
	ラバトップジョイントZAKU	ZAKU25	○			○		○		○	25	○	3.98	49	○			○	○	誘導板別途
		ZAKU35,60	○			○		○		○	35～60	○	3.98	70.0～98.0		○		○	○	誘導板別途
川クリエート中	ウェイビーフックジョイント	W-V-20,30,50,80,100,125,150,175,200	○				○	○		○	20～200	○	6.24～12.48	51.0～153.0		○		○	○	
	ウェイビーフックリブジョイント	W-V-R-20,30,50,80,100,125,150,175,200	○		○			○		○	20～200	○	6.24～12.48	65.0～164.0		○		○	○	誘導板付き

※本体に付属するアンカーボルトが，分離可能な「ボルト後締め」の場合は，本体質量に含まない。

＜参考資料＞ ◆市場単価適用可能 橋梁用伸縮継手装置一覧表

製作会社名	伸縮装置 名称	伸縮装置 型番	【用途関係】 歩車道区分 車道用	歩車道区分 歩道用	積雪地対応 専用型	積雪地対応 仕様有り	設置方向 道路縦断方向	設置方向 道路横断方向	遊間部形状 直線型	遊間部形状 歯型	摘要 伸縮量(㎜)	非排水構造	補強鉄筋重量(kg/m)	※本体重量(kg/1.8m)	分類 軽量型	分類 普通型	本体付属ｱﾝｶｰ 形式 ボルト後締め	本体付属ｱﾝｶｰ 形式 本体溶接済み	本体付属ｱﾝｶｰ 本体価格に含む	
クリエート中川	ウェルタージョイント	W･T-20,30,40,50,60,70,80,90,100	○				○	○		○	20～100	○	6.24～12.48	76.0～115.0		○		○	○	
	ウェルターリブジョイント	W･T･R-20,30,40,50,60,70,80,90,100	○		○			○		○	20～100	○	6.24～12.48	83.0～122.0		○		○	○	誘導板付き
	ウェルタージョイントK型	W･T･K-20,25,35,50	○	○			○	○		○	20～50	○	6.24	52.0～59.0		○		○	○	
	ウェルタージョイントG型	WT-G20,G30,G50,G70	○			○	○	○		○	20～70	○	6.24	70.0～161.0		○		○	○	二重止水構造付き
	ウェルターリブジョイントG型	WTR-G20,G30,G50,G70	○		○			○		○	20～70	○	6.24	80.0～171.0		○		○	○	二重止水構造,誘導板付き
	ウェルタージョイントGNS型	WT-G20NS,G30NS,G50NS,G70NS		○				○	○		20～70	○	6.24	76.0～172.0		○		○	○	二重止水構造付き
	シーアールティージョイント	C･R･T-20,30,35,50,60	○	○			○	○	○		20～60	○	6.24	47.0	○			○	○	
	ノンステップジョイント	N･S-20,30,50		○				○	○		20～50	○	6.24	41.0～46.0	○			○	○	
		N･S-80,100,125,150,175,200,220,230		○				○	○		80～230	○	6.24	51.0～83.0		○		○	○	
クリテック工業	ハイブリットジョイント	SS-20	○	○		○	○	○	○		20	○	6.24	28.1	○			○	○	二次止水材，誘導板別途
		NS-20	○			○	○	○		○	20	○	6.24	32.8	○			○	○	〃
		S-30,40,50	○			○	○	○		○	30～50	○	15.6	55.1～58.3		○		○	○	〃
		L-60,70,80,90,100	○			○	○	○		○	60～100	○	15.6	79.0～83.3		○		○	○	〃
		LL-125,150,175	○			○	○	○		○	125～175	○	15.6	100.3～131.0		○		○	○	〃
		PS-20,30,40,50,60,70,80,90,100,125,150,175,200,250,300,350,400		○			○	○	○		20～400	○	6.24	63.0～135.7		○		○	○	二次止水材別途
		NPS-30		○			○	○	○		30	○	6.24	23.0	○			○	○	
		NRC-20,35	○	○		○	○	○	○		20～35	○	3.1	33.5～40.3	○			○	○	誘導板別途
		HS-20	○				○			○	20	○	6.24	24.7	○			○	○	
川金	マゲバジョイント	RS	○	○		○		○	○		80	○	11.0	102.6		○		○	○	積雪地兼用,誘導板別途

※本体に付属するアンカーボルトが，分離可能な「ボルト後締め」の場合は，本体質量に含まない。

⑯法面工（島根県独自）

⑯－１　木材チップ植生基材吹付工

1. 適　用　範　囲

本資料は，市場単価方式による木材チップ（現場発生木材破砕チップ又は購入チップ）を使用する植生基材吹付工に適用する。なお，木材チップ堆肥化の工程を含む工法については，適用できない。

2. 市場単価の設定

２－１　市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは，機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。

工　種	単価の構成		
	機	労	材
木材チップ植生基材吹付工	○	○	○

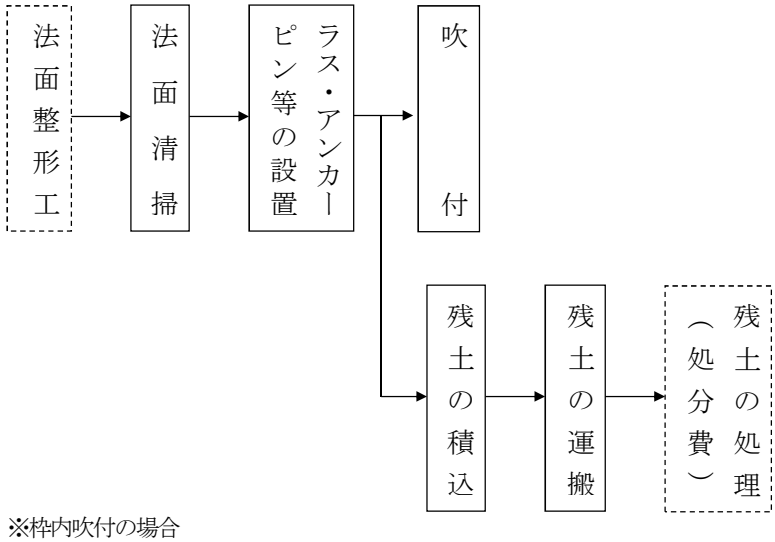

※枠内吹付の場合

工　種	単価の構成		
	機	労	材
枠内吹付工	○	○	○

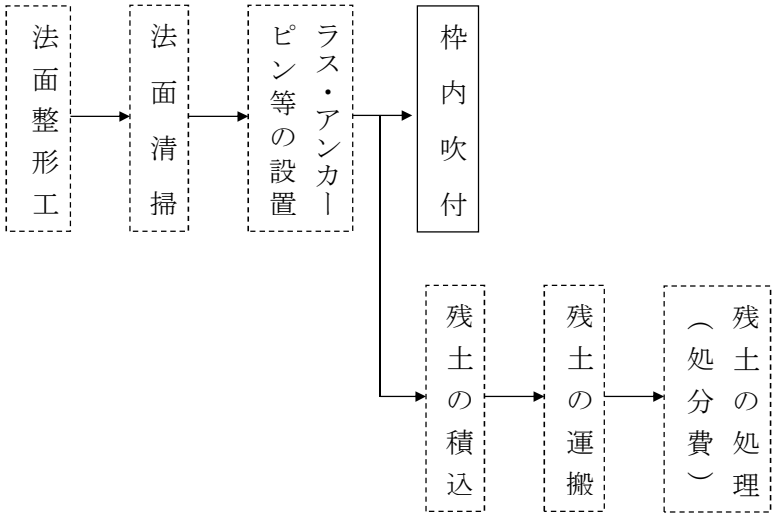

（注）１．吹付後の山水養生は，含まない。

２．材料ロス及び現場内小運搬を含む。

３．法面清掃は，法面のゴミ，浮石等を除去し，地山と吹付材との付着を良好にすることを示す。
また，根当は，吹付材の付着に支障が出る場合に除去する。

４．残土とは，法面清掃で発生する残土を示す。

５．購入チップを使用する場合は，
単価にチップ材料費を含む。
現地破砕チップを使用する場合は，
チップ材料費を含まない。

６．隠岐地区は，単価適用外である。

２－２　市場単価の規格・仕様

木材チップ植生基材吹付工の規格・仕様区分は，下記のとおりである。

（1）　規格・仕様

表２．１　木材チップ植生基材吹付工

区　分	規　格　・　仕　様	単　位
木材チップ植生基材吹付工	厚　3㎝	㎡
	厚　4㎝	㎡
	厚　5㎝	㎡
	厚　6㎝	㎡
	厚　7㎝	㎡
	厚　8㎝	㎡
	厚　10㎝	㎡

（2）　種子配合

使用植物（種子）に主構成種として用いる種子は次表による。

表２．２　主体種子

草本類	外　来　種	トールフェスク　クリーピングレッドフェスク　オーチャードグラス　ケンタッキーブルーグラス　チモシー　バミューダグラス バビアグラス　ホワイトクローバー ペレニアルライグラス　イタリアンライグラス　ベントグラス　レッドトップ
	在　来　種	ヨモギ　　ススキ　　イタドリ　　メドハギ
木本類	在　来　種	ヤマハギ（皮取り）　　ヤマハギ（皮付き）　　コマツナギ

（注）種子は，外国産を対象とする。

（3）木材チップ

木材チップの規格は，38㎜以下を標準とする。

２－３　加算率・補正係数

（1）加算率・補正係数の適用基準

表２．３ 加算率・補正係数の適用基準

規　格　・　仕　様		適　用　基　準	記号	備　考
加算率	施　工　規　模	標準	S_0	全体数量
		１工事の施工規模が標準より小さい場合は，対象となる規格・仕様の単価を率で補正する。	S_1 S_2 S_3 S_4	
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき１日の作業時間（所定労働時間）を７時間以下４時間以上に制限する場合は，対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K_1	対象数量
	施工基面からの法面の垂直高が 45ｍを超え 80ｍ以下の場合	法面の垂直高が 45mを超え 80m以下の場合は，対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。ただし，施工基面より下面への施工は補正しない。	K_3	
	枠内吹付の場合	吹付枠工で枠内吹付をする場合，対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。また，対象となる数量は，枠内に吹き付ける面積とする。	K_4	

（注）１．　標準の垂直高は，45m以下。（次図例を参照）

２．　備考における〔全体数量〕及び〔対象数量〕とは，以下のとおりである。

１）全体数量：現場条件に関わりなく，１工事における全体数量。

２）対象数量：１工事における対象となる部分の数量。

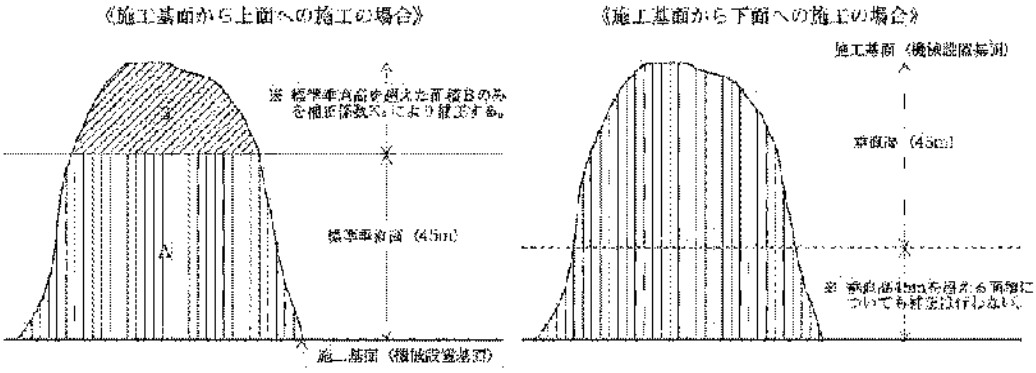

（２）加算率・補正係数の数値

表２．４ 加算率・補正係数の数値

区　　分		記号	木材チップ植生基材吹付工
加算率	施工規模	S_0	(1，000 ㎡以上) 0%
		S_1	(500 ㎡以上 1，000 ㎡未満) 10%
		S_2	(250 ㎡以上 500 ㎡未満) 15%
		S_3	(100㎡以上 250 ㎡未満) 25%
		S_4	(100㎡未満) 50%
補正係数	時間的制約を受ける場合	K_1	1.05
	法面の垂直高 45mを超 80m以下の場合	K_3	1.10
	枠内吹付の場合	K_4	0.80

(注)　１．施工規模加算率（S_1），（S_2）（S_3）または（S_4）と時間的制約を受ける場合の補正係数（K_1）が重複する場合は，施工規模加算率のみを対象とする。

２．法面垂直高補正（K_3）は，標準垂直高を超える面積（対象数量）についてのみ補正する。

３．時間的制約補正（K_1），法面垂直高補正（K_3）については，枠内吹付の場合も同じ係数を使用するものとする。

４．１工事において，通常の吹付工と枠内吹付工がある場合，同種の吹付けに限り，施工規模は合計施工数量で判定する。

２－４　ラス張工の控除

木材チップ植生基材吹付工は，ラス張工の施工を含んでいる。ラス張工を現場条件等により施工しない場合は，木材チップ植生基材吹付工単価から，第Ⅵ編第２章市場単価④－２吹付枠工の「ラス張工」単価に「法面清掃を必要としない場合」の補正係数等により補正した額を控除する。

なお，枠内吹付の場合は，ラス張工を含んでいないため，上記控除は，行わない。

２－５　直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価（注１）×設計数量

（注１）設計単価＝木材チップ植生基材吹付工単価×（1＋S_0 or S_1 or S_2 or S_3 or S_4／100）×（K_1×K_2×K_3）

〔ー吹付枠工「ラス張工」単価×（1＋S_0 or S_1 or S_2 or S_3 or S_4／100）×（K_1×K_2）〕（注2，3）

（注２）ラス張工控除額算定式の記号は④ー2 吹付枠工 2. の 2ー3 加算率・補正係数の表 2.2 及び表 2.3 による

（注３）枠内吹付補正（K_3）をする場合は，ラス張工控除は行わない。

3. 適用にあたっての留意事項

木材チップ植生基材吹付工の適用にあたっては，下記の点に留意すること。

（１）　菱形金網は，線形 2.0 ㎜ 網目 50 ㎜，アンカーピンはφ9（D10）×L＝200 ㎜・1.5 本／㎡，及びφ16（D16）×L＝400 ㎜・0.3 本／㎡をそれぞれ標準とする。

（２）　仮設ロープ等による施工を標準とする。

（３）　施工規模は，木材チップ植生基材吹付工のみの１工事の全体数量で判定する。

（４）　法面部への施工を標準とするが，法面に一部平面部（小段等）が含まれる施工にも適用できる。ただし，平面部のみの施工には適用できない。

（５）　随意契約により調整を行う場合の取扱いは，現工事の施工規模を考慮せず，単独工事として数量を判定する。

4. 参考資料

（１）　施工参考図

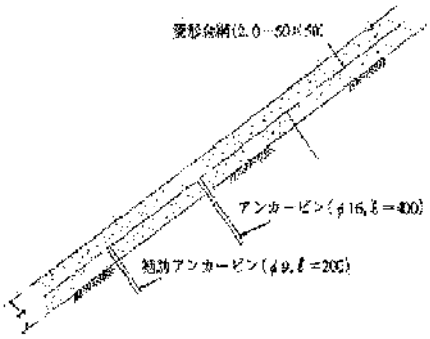

（２）　木材チップ使用量

表４．１　木材チップ植生基材吹付工の標準木材チップ使用量

区　　分	規　格	木材チップ使用量	施工面積当たり単位
木材チップ植生基材吹付工	厚　3 cm	5.85	㎥／100 ㎡
	厚　4 cm	7.80	
	厚　5 cm	9.75	
	厚　6 cm	11.70	
	厚　7 cm	13.65	
	厚　8 cm	15.60	
	厚 10 cm	19.50	

（注１）木材チップ使用量＝施工厚（m）×100 ㎡×1.5（圧密率）×1.3（ロス率）

（注２）上表を標準とするが，選定工法等により適合しない場合は，別途算出する。

⑯－２ 木材チップ現地破砕工

1. 適 用 範 囲

本資料は，現場発生木材を利用して現地で木材チップを作成する市場単価方式による破砕工に適用する。

2. 市場単価の設定

２－１ 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは，機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。

工 種	単価の構成		
	機	労	材
木材チップ現地破砕工	○	○	

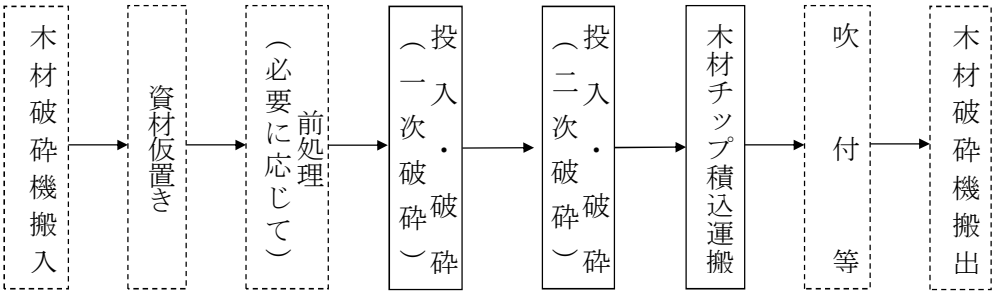

（注）1. 根株に前処理が必要な場合は，別途計上する。
2. 単価は，破砕ヤードから1㎞以内の木材チップ積込運搬を含む。
3. 根株・枝葉・幹の区別に関わりなく適用できる。
4. 竹類は，適用範囲外とする。
5. 隠岐地区は，単価適用外である。

２－２ 市場単価の規格・仕様

木材チップ現地破砕工の規格・仕様区分は，次のとおりである。

区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位
木 材 チ ッ プ 現 地 破 砕 工	チップ仕上寸法 38 ㎜以下	㎥

２－３ 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価（注１）×設計数量（注２）

（注１） 設計単価＝木材チップ現地破砕工単価

（注２） 設計数量＝木材チップ量（㎥）

3. 適用にあたっての留意事項

木材チップ現地破砕工の適用にあたっては，下記の点に留意すること。

⑴ 使用する破砕機は，自走式木材破砕機タブ敷き・機関出力 230～270kw の規格を標準とする。現場への破砕機搬出入には，別途運搬費を計上する。

⑵ チップの積込・運搬がない場合は，積込・運搬費を控除する。

⑰大型ブロック積（島根県独自）

1. 適　用　範　囲

本資料は，市場単価方式による大型ブロック積（島根県独自）に適用する。

2. 市場単価の設定

２－１　市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは，機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。

（ ）書きは必要な場合計上する。

工　　種	単価の構成		
	機	労	材
大型ブロック積（島根県独自）	○	○	／

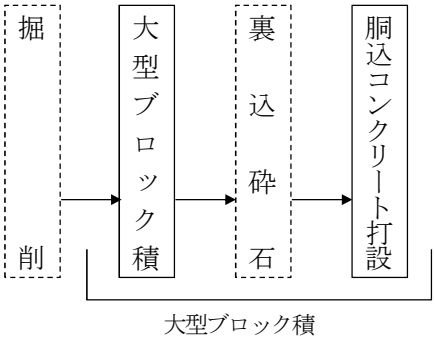

（注）1. 大型コンクリートブロック本体の材料費は含まない

2. 目地材の設置，調整コンクリートの打設，現場内小運搬（50m まで），胴込コンクリート，水抜きパイプ（水抜き孔用吸出し防止材を含む）等の施工の有無に関わらず適用出来る。

２－２　市場単価の規格と仕様

ブロック積工の規格・仕様，日当り施工量は，下表のとおりである。

区　分	規　格・仕　様	単位	日当り 標準施工量
大型ブロック積 （島根県独自）	大型コンクリートブロック（幅 1250×高 800×控 350～550，勾配 1:0.3 以上 1:0.5 以下，KP ブロック 350 型～550 相当品），調整コンクリート等	m^2	42

２－３　直接工事費の算出

直接工事費＝（設計単価（注１）×設計数量）＋大型コンクリートブロック材料費（注２）

（注１）設計単価＝大型ブロック積（島根県独自）施工単価

（注２）大型コンクリートブロック材料費＝大型コンクリートブロック単価［円／個］×

m^2 当り使用量［個／m^2］×設計数量［m^2］

3. 適用にあたっての留意事項

大型ブロック積（島根県独自）の適用にあたっては，下記の点に留意すること。

⑴　設計面積は，ブロック積本体の面積と調整コンクリートの面積を合計した面積とすること。

⑵　目地材の設置（材料費を含む），調整コンクリートの打設（材料費を含む），現場内小運搬（50m まで），胴込コンクリート（材料費を含む），水抜きパイプ（水抜き孔用吸出し防止材を含む）等，その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。

⑶　遮水・止水シート及び吸出し防止材を全面に施工する場合は「第Ⅱ編第２章③コンクリートブロック積（張）工」により別途計上する。

⑷　小口止コンクリートは，「第Ⅱ編第４章コンクリート工」により別途計上する。

⑸　現場打ち基礎又はプレキャスト基礎にかかわらず適用出来る。基礎工を施工する場合は「第Ⅱ編第２章③コンクリートブロック積（張）工の現場打基礎コンクリート工またはプレキャスト基礎ブロック」により別途計上する。

⑹　基礎・裏込砕石を施工する場合，基礎砕石は「第Ⅱ編第２章②基礎・裏込砕石工」，裏込砕石は「第Ⅱ編第２章③コンクリートブロック積（張）工」により別途計上する。

⑺　天端コンクリートを施工する場合は「第Ⅱ編第２章③コンクリートブロック積（張）工の天端コンクリート工」により別途計上する。

４．**参考資料　参考図（大型ブロック積（調整コンクリート・小口止）**

正 面 図

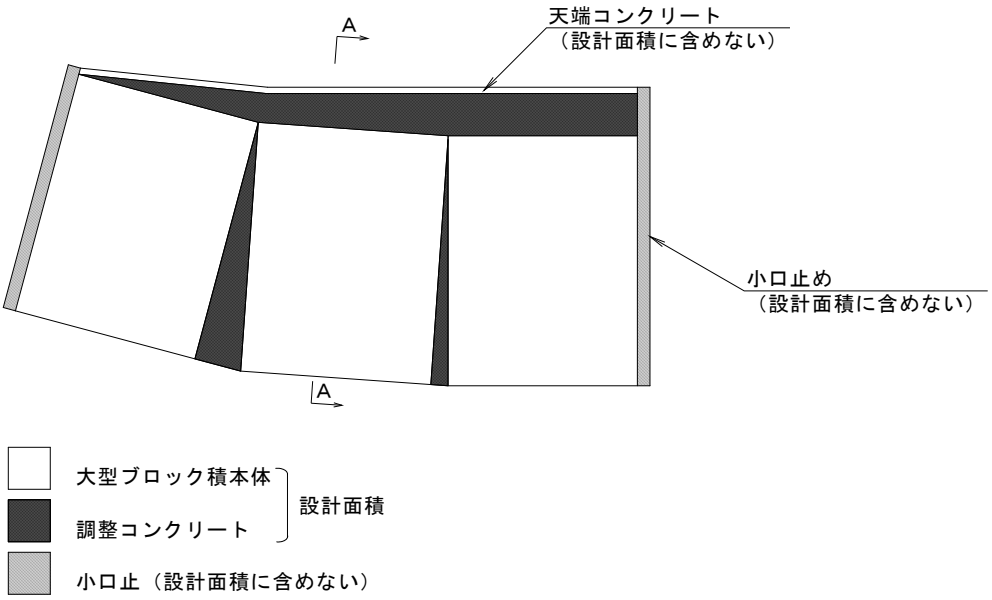

Ａ － Ａ断 面 図

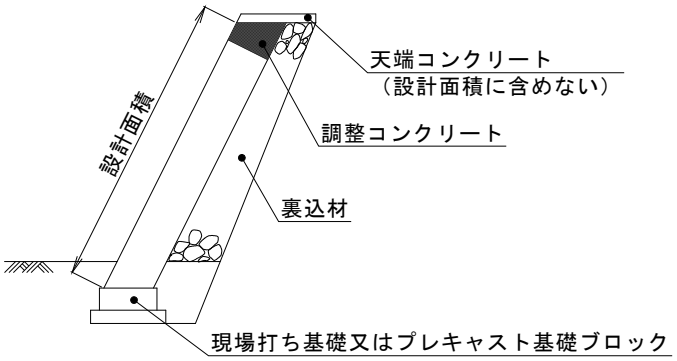

令和６年度建設工事積算基準

第Ⅲ編 河　川

第１章　河川海岸----------Ⅲ-1
第２章　河川維持工----------Ⅲ-3
第３章　砂防工----------Ⅲ-5
第４章　地すべり防止工----------Ⅲ-7
第５章　急傾斜地崩壊防止工----------Ⅲ-9
第６章　ダム工----------Ⅲ-21

令和６年度建設工事積算基準

第１章　河川海岸

［1］ 適用基準

土木工事標準積算基準書（河川編） 第Ⅲ編 河川

第1章 河川海岸／ ①消波根固めブロック工～⑤軟弱地盤上における柔構造樋門・樋管工 による。

［2］ 独自基準

な し

第２章　河川維持工

［1］ 適用基準

土木工事標準積算基準書（河川編） 第Ⅲ編 河川

第2章 河川維持工／ ①堤防除草工～⑯光ケーブル配管工 による。

［2］ 独自基準

な し

第３章　砂防工

［1］ 適用基準

土木工事標準積算基準書(河川編) 第Ⅲ編 河川

第3章 砂防工／ ①土工～⑥砂防ソイルセメントエ による。

［2］ 独自基準

②－１ コンクリートエ

１．適用範囲について

狭隘な地形で施工ヤードの制約により施工方法が限定される渓流保全工等については別途考慮することができる。

間接工事費等の項目別対象表について

建設工事積算基準第Ｉ編総則第２章工事費の積算②間接工事費２．共通仮設費（２）算定方法５）間接工事費等の項目別対象表について、鋼製砂防堰堤、鋼製スリット堰堤の製作単価の取扱いは、ｔ当り製作単価に限らず、物価資料に記載されているすべての製作単価を対象とし、鋼橋・門扉等工場原価の取扱いに準ずるものとする。

第４章　地すべり防止工

［1］ 適用基準

土木工事標準積算基準書（河川編） 第Ⅲ編 河川

第4章 地すべり防止工／ ①地すべり防止工 による。

［2］ 独自基準

な し

第５章　急傾斜地崩壊防止工

［1］ 適用基準

なし

［2］ 独自基準

次ページ以降に記載

①急傾斜地崩壊防止工

①－１ 積算基準の運用

１. 土工

１－１　土工

土工は、「建設工事積算基準第Ⅱ編第１章土工」を使用すること。

なお、急傾斜地崩壊防止工事は崩壊の危険性が高い斜面を対象として行う工事であり、切土等の施工は原則として人力施工とする。

ただし、現場の状況により機械施工が可能な場合はこの限りではない（『傾斜地保全関係事業設計指針（急傾斜地崩壊対策事業）』第７章参照）。

２. 法面工

２－１　法面工

法面工は、「建設工事積算基準第Ⅵ編第２章市場単価」の法面工を使用すること。

２－２　吹付枠工

吹付枠工は、「建設工事積算基準第Ⅵ編第２章市場単価」の吹付枠工を使用すること。

２－３　その他

その他の法面工は、「建設工事積算基準第Ⅱ編第２章共通工」の法面工を使用すること。

３. 擁壁工

３－１　擁壁工

擁壁工は、「建設工事積算基準第Ⅱ編第２章共通工」の場所打擁壁工または「建設工事積算基準第Ⅱ編第４章コンクリート工」を使用すること。

４. 落石防止柵工

４－１　落石防止柵工

落石防止柵工は、「建設工事積算基準第Ⅵ編第２章市場単価」の防護柵設置工（落石防護柵）を使用すること。

５. 標識板及び標柱

５－１　標識板及び標柱

標識板及び標柱は、「建設工事積算基準第１５編単価」の用地境界柱・用地境界鋲、「建設工事積算基準第１５編単価」の急傾斜地崩壊対策工事単価を使用すること。

なお、標識板及び標柱は「急傾斜地崩壊危険区域」の指定に基づき打ち込むものとする（『傾斜地保全関係事業設計指針（急傾斜地崩壊対策事業）』第２章第５節参照）。

①－２ 仮設防護柵工

１．適用範囲

この基準は、急傾斜地崩壊防止工事の仮設防護柵に適用する。

仮設防護柵は、当該急傾斜地の地形地質、工法、がけ下の人家の配置、工事の施工計画等を勘案の上、工事に伴う小規模な崩落や砕石等の飛散により、がけ下及び周辺住民に危害を与えないような規模のもので積算し、付図を明示する。

これらの使用は、本編の表１の工種別材料表、歩掛表と同等のもので、十分安全が確保される場合とする。

なお、現場の条件によりこの積算が適さない場合は、別途積算するものとする。

２．材料損料率及び賃料

H形鋼及び単管は賃料、その他の材料は損料で計上し、「建設工事積算基準第Ⅱ編第５章仮設工」の仮設工により積算・算定する。

３．施　工　歩　掛

施工歩掛は以下を標準とする。

表1　工種別材料表、歩掛表

種別 / 名称		1型 L×H 10.0m×1.5m	2型 L×H 10.0m×3.0m	3型 L×H 10.0m×3.0m	4型 L×H 10.0m×4.0m	5型 L×H 10.0m×4.0m	6型 L×H 10.0m×4.0m
材料費	主柱	切丸太 (0.29㎥)本 200×φ12×10	切丸太 (0.29㎥)本 400×φ12×5	切丸太 (0.29㎥)本 400×φ12×5	単管 (22.5m)本 450×φ4.86×5	切丸太 (0.36㎥)本 500×φ12×5	切丸太 (0.36㎥)本 500×φ12×5
	横梁	〃 (0.16㎥) 400×φ9×5	〃 (0.29㎥) 400×φ12×5	〃 (0.29㎥) 400×φ12×5	〃 (20.0m) 400×φ4.86×5	〃 (0.29㎥) 400×φ12×5	〃 (0.29㎥) 400×φ12×5
	控木	〃 (0.14㎥) 200×φ12×5	〃 (0.14㎥) 200×φ12×5	〃 (0.14㎥) 200×φ12×5	〃 (15.0m) 300×φ4.86×5	〃 (0.20㎥) 280×φ12×5	〃 (0.20㎥) 280×φ12×5
	控杭	〃 (0.07㎥) 100×φ12×5	〃 (0.11㎥) 150×φ12×5	〃 (0.11㎥) 150×φ12×5		〃 (0.11㎥) 150×φ12×5	〃 (0.11㎥) 150×φ12×5
	筋違			〃 (0.74㎥) 260×φ12×20	〃 (60.0m) 300×φ4.86×20		〃 (0.84㎥) 290×φ12×20
	土留板	厚板 (0.54㎥) 200×20×3.6×37.5	厚板 (1.08㎥) 200×20×3.6×75			厚板 (1.44㎥) 200×20×3.6×100	
	防護網			(3.2m/m) 網目40×#10×30㎡	(3.2m/m) 網目40×#10×40㎡		(3.2m/m) 網目40×#10×40㎡
	小計						
	諸雑費	10%	10%	10%	10%	10%	10%
	計						
労務費	とび工	0人	3.0人	3.2人	3.9人	4.2人	4.4人
	普通作業員	5.9人	6.4人	6.6人	6.8人	7.8人	7.9人
	計						
合計							
1m当り							

名称＼種別		7型	8型	9型	10型	11型	12型
		L×H 10.0m×4.0m	L×H 10.0m×4.0m	L×H 10.0m×5.0m	L×H 10.0m×5.0m	L×H 10.0m×5.0m	L×H 10.0m×5.0m
材料費	主柱	H形鋼 (0.71ｔ) 450×15×15×0.7× 1.0×5本	H形鋼 (0.71ｔ) 450×15×15×0.7× 1.0×5本	切丸太 (0.51㎥) 本 600×φ12×5	切丸太 (0.51㎥) 本 600×φ12×5	H形鋼 (0.91ｔ) 580×15×15×0.7× 1.0×5本	H形鋼 (0.91ｔ) 580×15×15×0.7× 1.0×5本
	横梁	L形鋼 (0.27ｔ) 400×6×75× 75×10	L形鋼 (0.27ｔ) 400×6×75× 75×10	〃 (0.43㎥) 400×φ12×7.5	〃 (0.43㎥) 400×φ12×7.5	L形鋼 (0.34ｔ) 400×6×75× 75×12.5	L形鋼 (0.34ｔ) 400×6×75× 75×12.5
	控木			〃 (0.29㎥) 400×φ12×5	〃 (0.29㎥) 400×φ12×5		
	控杭			〃 (0.11㎥) 150×φ12×5	〃 (0.11㎥) 150×φ12×5		
	筋違				〃 (1.26㎥) 290×φ12×30		
	土留板	厚板 (1.44㎡) 200×20×3.6×100		厚板 (1.80㎡) 200×20×3.6×125		厚板 (1.80㎡) 200×20×3.6×125	
	防護網		(3.2m/m) 網目40×#10×40㎡		(3.2m/m) 網目40×#10×50㎡		(3.2m/m) 網目40×#10×50㎡
	小計						
	諸雑費	10%	10%	10%	10%	10%	10%
	計						
労務費	とび工	5.3人	4.9人	5.6人	6.1人	6.6人	6.3人
	普通作業員	8.9人	8.0人	9.9人	10.1人	10.8人	9.8人
	計						
合計							
1ｍ当り							

（注）1.　4，7，8，11，12型の基礎コンクリートは別途計上する。
2.　H形鋼の修理費及び損耗費は軽作業とする。

施工単価内訳表

項目	名　　称	数量	単位	摘　　要
01	主柱（切丸太・間伐材）		本	
02	主柱（単管）		m	
03	主柱（H形鋼）	1	式	
04	横梁（切丸太・間伐材）		本	
05	横梁（単管）		m	
06	横梁（L形鋼）		t	
07	控木（切丸太・間伐材）		本	
08	控木（単管）		m	
09	控杭（切丸太・間伐材）		本	
10	筋違（切丸太・間伐材）		本	
11	筋違（単管）		m	
12	土留板（厚板）		m^3	
13	防護網（3.2mm 網目 40mm）		m^2	
14	とび工		人	
15	普通作業員		人	
16	諸雑費	10	%	材料費の 10%
	合計（10m当り）			
	１m当り			

（注）1.　この基準は各種杭の建込み、引抜き、床堀、埋戻を含む。
2.　各型式の基礎コンクリートは別途計上する。
3.　H形鋼は1現場当り1回使用の場合に適用する。

１　型

側　面　図

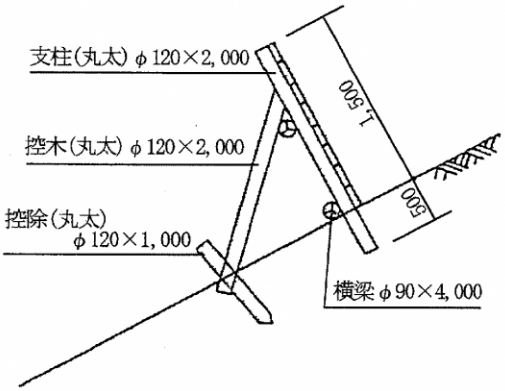

正　面　図

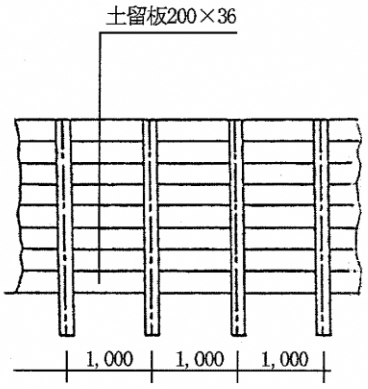

備考 1.　中間防護柵に用いる。

２　型

側　面　図

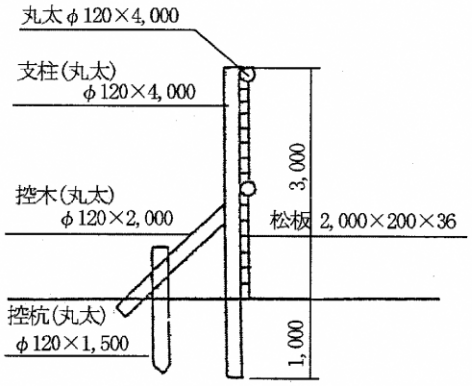

正　面　図

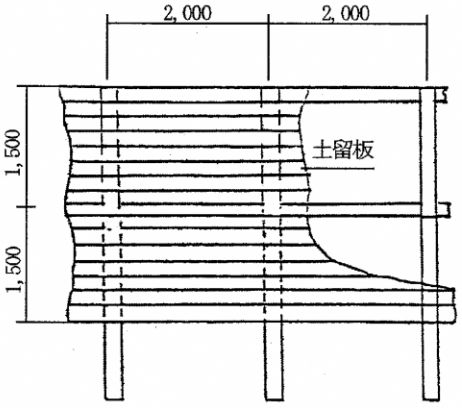

備考 1.　人家との間に余裕があり，比較的緩斜面で良好な土質。

３　型

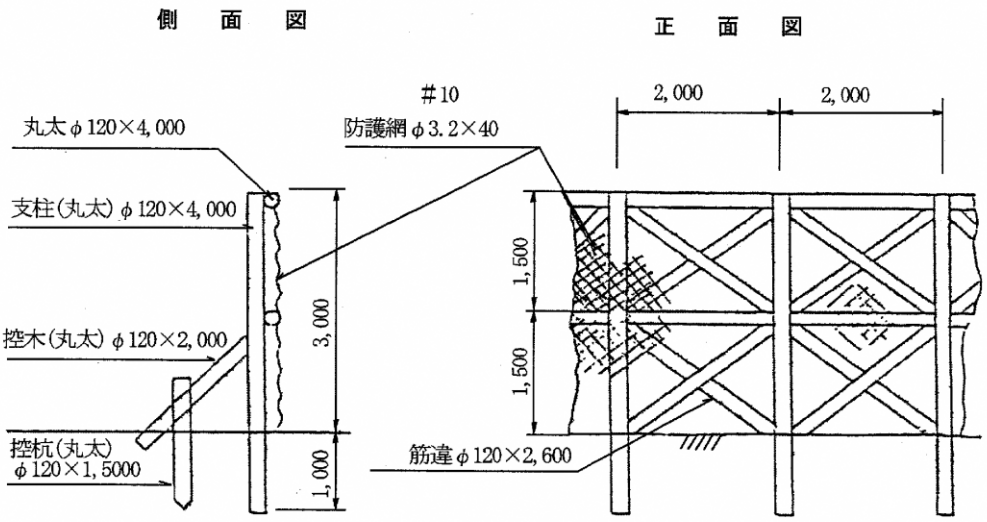

備考１.　人家との間に余裕があり，比較的緩斜面で良好な土質。

４　型

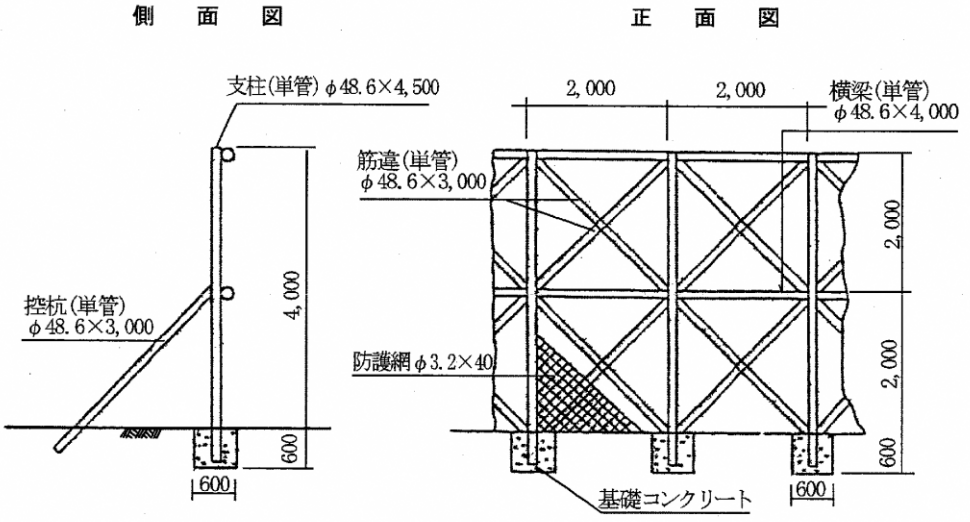

備考１.　人家との間に余裕があり，比較的緩斜面で良好な土質。

５　型

側　面　図　　正　面　図

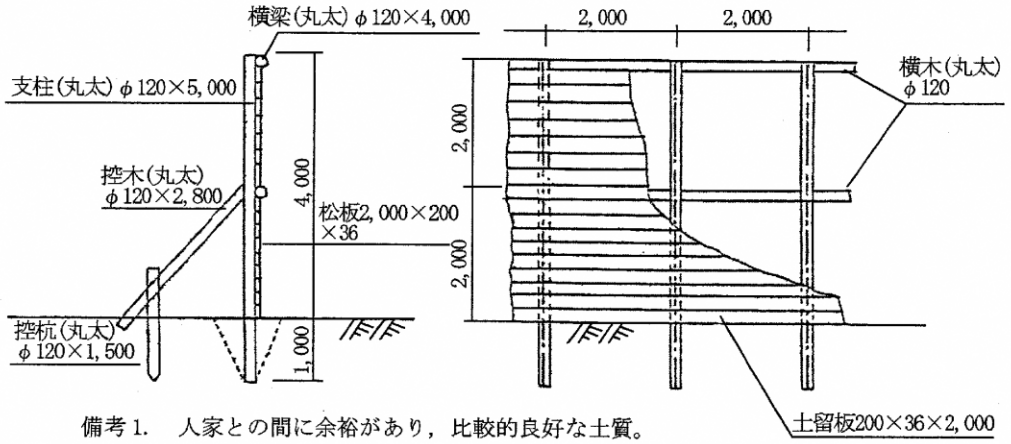

備考１.　人家との間に余裕があり，比較的良好な土質。

６　型

側　面　図　　正　面　図

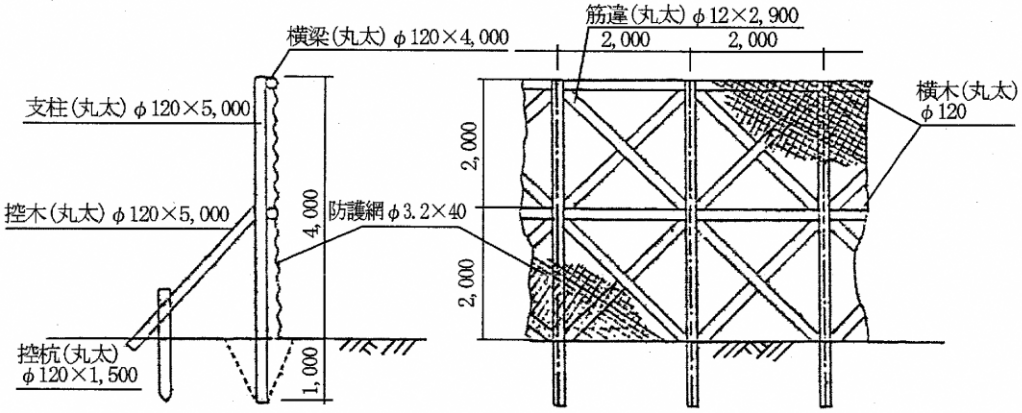

備考１.　人家との間に余裕があり，比較的良好な土質。

７　型

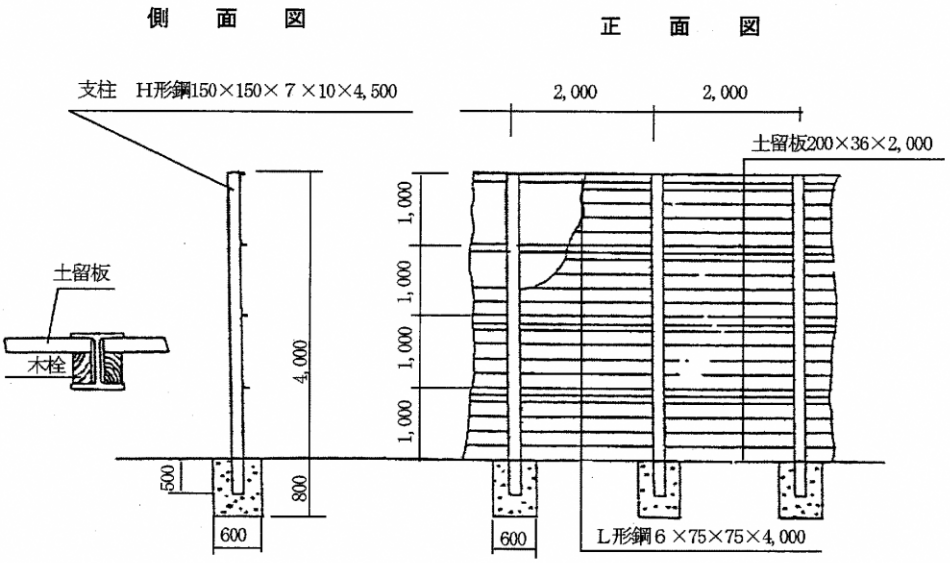

備考１.　人家との間に余裕が少なく，比較的急斜面で小崩落の予想される土質。

８　型

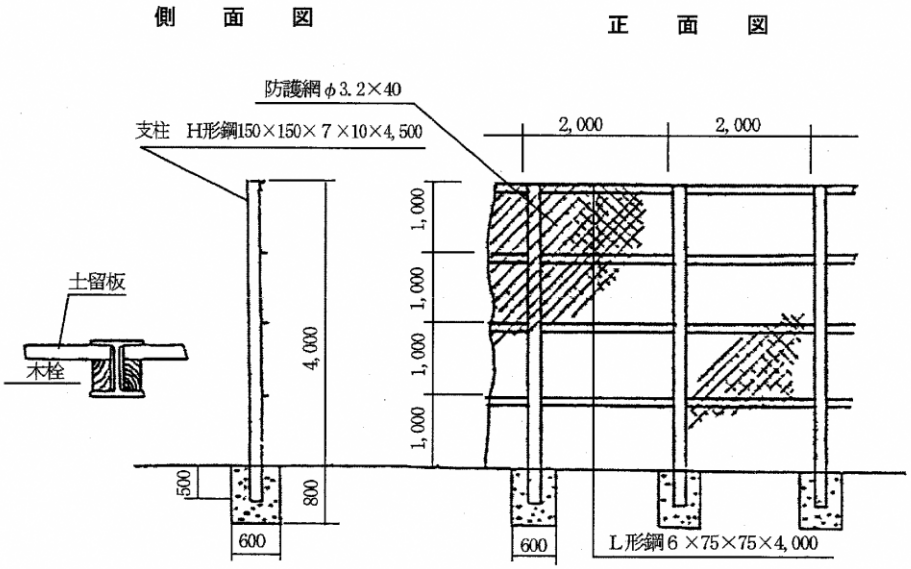

備考１.　人家との間に余裕が少なく，比較的急斜面で小崩落の予想される土質。

９　型

側　面　図　　正　面　図

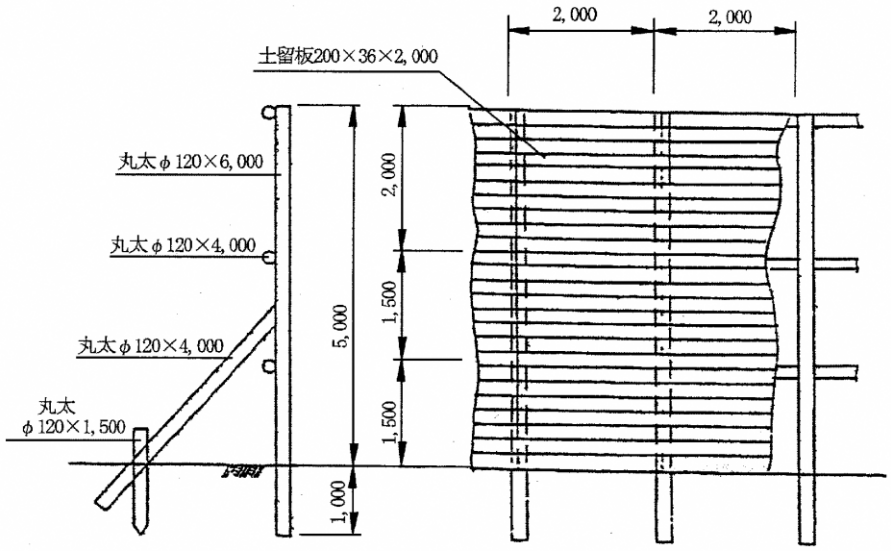

備考１.　人家との間に余裕があり，比較的急斜面で小崩落の予想される土質。

10　型

側　面　図　　正　面　図

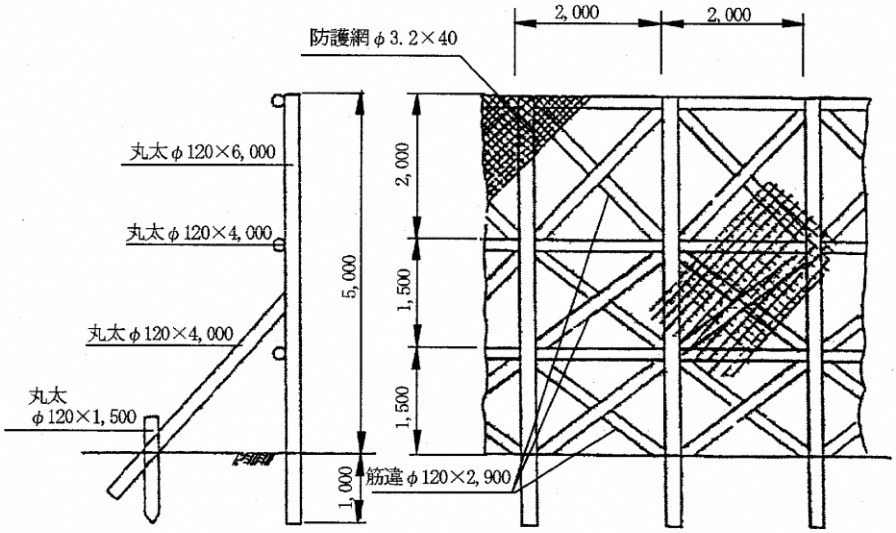

備考１.　人家との間に余裕があり，比較的急斜面で小崩落の予想される土質。

11型及び12型

11型は土留板使用の場合

12型は防護網使用の場合

側　面　図　　正　面　図

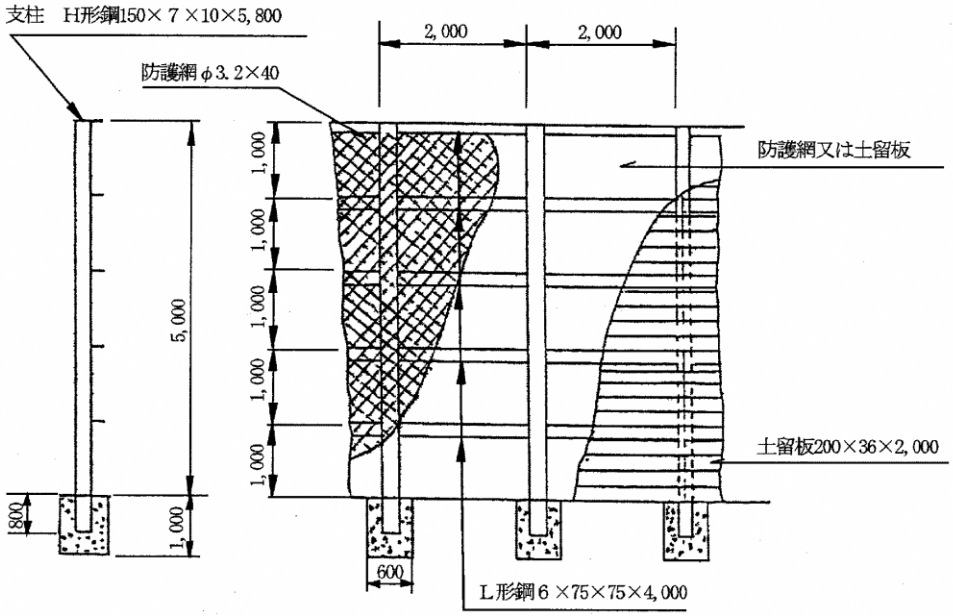

備考１.　人家との間に余裕が少なく，比較的急斜面で小崩落の予想される土質。

第６章　ダム工

［1］ 適用基準

ダム工事積算資料による。

［2］ 独自基準

な し

第Ⅳ編 道　路

第１章　舗装工----------Ⅳ-1
第２章　付属施設工----------Ⅳ-3
第３章　道路維持修繕工----------Ⅳ-5
第４章　共同溝工----------Ⅳ-7
第５章　トンネル工----------Ⅳ-9
第６章　道路除雪工（適用基準なし）----------Ⅳ-11
第７章　橋梁工----------Ⅳ-13

令和６年度建設工事積算基準

第１章　舗装工

［1］ 適用基準

土木工事標準積算基準書（道路編） 第Ⅳ編　道路

第1章　舗装工／ ①路盤工～⑥踏掛版設置工　による。

［2］ 独自基準

な し

第２章　付属施設

［1］ 適用基準

土木工事標準積算基準書（道路編） 第Ⅳ編 道路

第2章 付属施設／ ①防護柵設置工～⑧スノーポール設置・撤去工 による。

［2］ 独自基準

⑦ 道路付属物設置工

⑦－２ 道路照明設備設置工

「建設工事積算基準第Ⅷ編第３章第６節①道路照明設備設置工」による。

第３章　道路維持修繕工

［1］ 適用基準

土木工事標準積算基準書（道路編） 第Ⅳ編 道路

第3章 道路維持修繕工／ ①路面切削工～㉔横断歩道橋補修工による。

［2］ 独自基準

設計歩掛については、建設工事積算基準書（島根県農林水産部・土木部）によることを原則とするが、建設工事積算基準書（島根県農林水産部・土木部）及び土木工事標準積算書にないものについては、「令和６年度版橋梁架設工事の積算（(一社) 日本建設機械施工協会)」によるものとする。

第４章　共同溝工

［1］ 適用基準

土木工事標準積算基準書（道路編） 第Ⅳ編　道路

第4章　共同溝工／ ①共同溝工～③情報ボックス工による。

［2］ 独自基準

①共同溝（構造物単位）

設計本体コンクリート数量に含まれない付属物の積算
①コンクリート 第２編第４章①コンクリートによる
②型枠 第２編第４章②型枠による
③その他 その他必要に応じ基準書により積み上げ

③情報ボックス工

情報ボックス工
(1) 管路材設置歩掛には、通線確認費用を含んでいる。なお、通線確認費用にはさや管内に挿入した予備線材料費も含んでいる。
(2) ハンドホール設置歩掛は、ハンドホールの大きさ（重量）に関係なく適用できるが、特大品については、吊り荷重及び作業半径を考慮して適正なトラッククレーン規格を選定すること。
(3) 適用範囲　に以下を追記する。
共用ＦＡ方式を含む電線共同溝工（Ｃ・Ｃ・ＢＯＸ）には適用できない。

第５章　トンネル工

［1］ 適用基準

土木工事標準積算基準書（道路編） 第Ⅳ編　道路

第5章 トンネル工／ ①トンネル工(NATM)～③トンネル裏込注入工による。

［2］ 独自基準

な し

第６章　道路除雪工

［1］ 適用基準

な し

（土木工事標準積算基準書（道路編） 第Ⅳ編　道路　第6章　道路除雪工は適用しない。）

［2］ 独自基準

な し

第７章　橋梁工

［1］ 適用基準

土木工事標準積算基準書（道路編） 第Ⅳ編 道路

第7章 橋梁工／ ①鋼橋製作工～⑲橋台・橋脚工による。

［2］ 独自基準

設計歩掛については、建設工事積算基準書（島根県農林水産部・土木部）によることを原則とするが、建設工事積算基準書（島根県農林水産部・土木部）及び土木工事標準積算書にないものについては、「令和６年度版橋梁架設工事の積算（(一社) 日本建設機械施工協会)」によるものとする。

その他については、次ページ以降に記載する。

<table>
<tr><th>章</th><th>節</th><th>項　　目</th><th>運　　用</th></tr>
<tr><td>7</td><td>1</td><td>H形橋梁の輸送</td><td>(1) 輸送は架設位置に最も近い工場からの距離で積算する。

H形鋼橋梁メーカー指定工場一覧表 （参考）
<table><tr><th>メーカー名</th><th>指定工場名</th><th>住所</th></tr><tr><td rowspan="5">日鉄エンジニアリング(株)</td><td>(株)藤原鐵工所</td><td>島根県松江市富士見町5-4</td></tr><tr><td>新光産業(株)</td><td>山口県宇部市厚南中央2丁目1-14</td></tr><tr><td>長岡鉄工建設(株)</td><td>広島県庄原市上原町2612</td></tr><tr><td>(株)大和鉄工所</td><td>岡山県岡山市東区金岡西町1108-2</td></tr><tr><td>日鉄テックスエンジ(株)</td><td>兵庫県姫路市大津区勘兵衛町1-193-4</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>7</td><td>1</td><td>鋼 橋 の 輸 送</td><td>(1) 鋼橋の輸送積算にあたっては、基準書「第７章橋梁工」①鋼橋製作工の５桁輸送費の回帰式によるものとする。なお、回帰式で求めた桁輸送費は、地区、特大、深夜早朝、冬期、悪路等の運賃割増を考慮したものであり、当該単価に加算する必要はない。

(2)運搬距離について、中国管内発注の場合は、(4)の工場一覧を参考とすること。

(3) 輸送経路は部材の性質上長尺かつ重量が大きいものであるから最少回転半径、橋梁の耐荷力等を考慮し最短実距離程をきめなければならない。この場合車輌制限令を遵守すること。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>章</th><th>節</th><th>項　　目</th><th>運　　用</th></tr>
<tr><td>7</td><td>1</td><td>鋼 橋 の 輸 送</td><td>(4) 中国地方の鋼橋製作工場から主要地点までの距離は下表を標準とする。
<table>
<tr><th>会社名</th><th>工場名</th><th>所在地</th><th>主要地点(道路上)</th><th>工場からの距離(km)</th></tr>
<tr><td>日立造船(株)</td><td>向島工場</td><td>広島県尾道市向東14755番地</td><td>尾道市尾崎本町(2号尾道大橋入口交差点)</td><td>4.0</td></tr>
<tr><td>日本鉄塔工業(株)</td><td>若松工場</td><td>福岡県北九州市若松区北浜1丁目7番1号</td><td>北九州市若松区白山1丁目(199号 若松駅前交差点)</td><td>1.3</td></tr>
<tr><td>日本橋梁(株)</td><td>尾道工場</td><td>広島県尾道市向東14755番地</td><td>尾道市尾崎本町(2号尾道大橋入口交差点)</td><td>4.0</td></tr>
<tr><td>川田工業(株)</td><td>四国工場</td><td>香川県仲多度郡多度津町西港町17</td><td>瀬戸中央自動車道(坂出北料金所)</td><td>12.4</td></tr>
<tr><td>UBE マシナリー(株)</td><td>宇部本社･工場</td><td>山口県宇部市大字小串字沖ノ山1980番地</td><td>宇部市西本町1丁目(190号 興産本社前交差点)</td><td>2.0</td></tr>
<tr><td>山九(株)</td><td>黒崎工場</td><td>福岡県北九州市八幡西区築地町10番1号</td><td>北九州市八幡西区藤田(3号 藤田 3 丁目交差点)</td><td>1.0</td></tr>
<tr><td>日本ファブテック(株)</td><td>防府工場</td><td>山口県防府市浜方283−1</td><td>山口県防府市大崎(2号玉祖神社入口交差点)</td><td>7.0</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>7</td><td>1</td><td>橋 梁 上 部 工
(鋼 橋 製 作)</td><td>1．製作工数の補正について
曲線区間において橋脚は同心円方向（道路中心線に直角）で主桁は支点間を直線とした場合（下図）は、斜橋による工数の補正「75°≦α（斜角）＜90°」を適用する。
 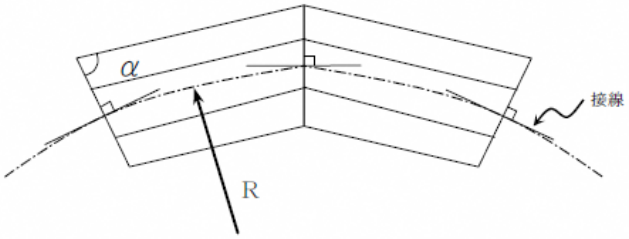
</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>床版用吊金具</td><td>1. 床版用吊金具について
床版用吊金具については小型材片扱いとせずに購入部品として計上する。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>章</th><th>節</th><th>項　　目</th><th>運　　用</th></tr>
<tr><td>7</td><td>2</td><td>橋梁塗装工</td><td>(1)鋼橋塗装の施工管理について
塗替の場合は標準使用量で契約（特記仕様書に塗布量を明記するし、塗料の使用量を検収する。

(2)溶融亜鉛メッキ（工場塗装）の管理費区分について
溶融亜鉛メッキ（工場塗装）の管理費区分は[2]（工場管理費、一般管理費のみ対象）とする。</td></tr>
<tr><td>7
7</td><td>3
9</td><td>鋼橋・ＰＣ
橋のトラッククレーン架設機種選定</td><td>同一工事内に橋梁型式や作業半径等の機種設定条件が異なる橋梁のトラッククレーン選定は各連単位に吊上げる部材の最大部材重量、作業半径等を考慮して選定する。
選定した機種が２種類以上となる場合は運搬費を考慮して最終的機種の選定を行うものとする。</td></tr>
<tr><td>7
7</td><td>3
9</td><td>ベント設備
組立解体
クレーン</td><td>ベントの単体長さ（Ｌ＝６ｍ）重量（Ｗ＝６ｍ×185 kg／ｍ＝1.11≒1.0ｔ）と仮定し作業半径ベント高さ等のチェックは必ず行うこと。</td></tr>
<tr><td>7</td><td></td><td>塗装工
積算区分</td><td>塗装工積算区分
<table>
<tr><th rowspan="2">職　　種</th><th colspan="2">工　　種</th></tr>
<tr><th>種　　別</th><th>細　　別</th></tr>
<tr><td rowspan="5">橋梁塗装工</td><td>橋　梁　等</td><td>鋼橋、横断歩道橋、側道橋、簡易組立橋梁、河川管理橋等
（高欄、橋脚等を含む）</td></tr>
<tr><td>水門扉類</td><td>水門、用排水樋門扉管門扉等</td></tr>
<tr><td>鉄塔類</td><td>無線塔等</td></tr>
<tr><td>機械設備類</td><td>ポンプ設備（除塵機、スクーン等を含む）
ダム工事用仮設備、ダム用管理設備
トンネル換気設備</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">塗装工</td><td>防護柵類</td><td>ガードレール、ガードパイプ、ガードフェンス等</td></tr>
<tr><td>附属物類</td><td>道路標識（オーバーヘッド、オーバーハング、Ｆ型、単柱、情報板）河川標識、照明灯等
電線ケーブル等の引込柱等</td></tr>
<tr><td>上屋類</td><td>地下道上屋、自転車置場、管理施設の建屋等</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>橋梁塗装工の区分以外のもの</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>章</th><th>節</th><th>項　　目</th><th>運　　用</th></tr>
<tr><td>7</td><td></td><td>足　場　工
桁下防護工</td><td>（床版もしくは塗装工事で撤去された足場の運搬について）
　床版もしくは塗装工事で撤去する足場の運搬は、撤去を行う工事で行うよう　特記仕様書　に明記すること。</td></tr>
<tr><td>7</td><td>5</td><td>鋼橋床版工</td><td>　地覆部の型枠については、型枠工にて積算するものとする。</td></tr>
<tr><td>7</td><td></td><td>沓据付工</td><td>　吊り上げクレーンが複数となる場合、全体の沓の個数により所要日数を算定し沓の数にて按分する。</td></tr>
<tr><td>7</td><td></td><td>沓座モルタル</td><td>１．沓座モルタル
(1) モルタル材数量
　ゴム支承及び鋼製支承のグラウト材（モルタル）は設計図に明示することを原則とする。
(2) 材料単価
　支承据付の沓座モルタル無収縮モルタルとしてプレミックスタイプのものを使用する。積算は基準書第Ⅳ編第７章⑨ＰＣ橋架設工の支承工の支承モルタルによる。</td></tr>
<tr><td>7</td><td></td><td>落橋防止装置
支　　承</td><td>各橋梁形式における、落橋防止装置及び支承の施工歩掛は下表のとおりとする。
<table>
<tr><th rowspan="3">区分
橋梁形式</th><th colspan="4">適　用　歩　掛　工　種</th></tr>
<tr><th rowspan="2">落橋防止装置
（PC鋼棒・ケーブル）</th><th colspan="3">支承設置</th></tr>
<tr><th>鋼製支承</th><th>ゴム支承
タイプA</th><th>ゴム支承
タイプB</th><th>無収縮モルタル
（材料費）</th></tr>
<tr><td>・鋼橋</td><td>鋼橋架設工</td><td>鋼橋架設工</td><td colspan="2">鋼橋架設工</td><td rowspan="5">ＰＣ橋架設工</td></tr>
<tr><td>・プレビーム桁
・ポストテンションＴ(Ⅰ)桁
・プレテンション桁</td><td>ＰＣ橋架設工</td><td>－</td><td colspan="2">ＰＣ橋架設工</td></tr>
<tr><td>・ポストテンション場所打箱桁
（片持架設）</td><td rowspan="2">ポストテンション場所打箱桁橋工</td><td>ＰＣ橋架設工</td><td colspan="2">ＰＣ橋片持架設工</td></tr>
<tr><td>・ポストテンション場所打箱桁
（固定支保）</td><td rowspan="2">鋼橋架設工</td><td>ＰＣ橋架設工</td><td>ポストテンション場所打ホロースラブ橋工</td></tr>
<tr><td>・ポストテンション場所打ホロースラブ
・ＲＣ場所打ホロースラブ</td><td>ポストテンション場所打ホロースラブ橋工</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

章	節	項　　目	運　　用
7	15	伸縮装置工	(1) 積雪地用あるいはグレーダ対策を施したタイプの伸縮装置であっても、重量区分等が合致すれば適用する。
7	16	橋梁排水管設置工	1．排水桝、取付金具の製品価格の取扱について 排水桝、取付金具等は、原則として設置・取付工事に計上するものとする。(鋼橋においては、床版工事にて計上するが橋体付ピースについては、鋼橋にて取付けるものとする。) 単価は、局単価とする。 2．排水桝、取付金具の設置歩掛について 排水桝については橋梁付属施設設置工(Ⅳ－２－⑥－１)による。 取付金具については、排水管設置歩掛の内に含まれるものとする。 3．配水管（塩ビ管）の設置歩掛について フレキシブルジョイント、伸縮管等を含めた流芯延長を算出しその延長について、橋梁排水管歩掛を適用する。 4．橋梁排水管設置と鋼橋架設を同時に発注する場合は、排水管設置については、排水管設置の歩掛を適用する。
7	19	橋台・橋脚工（構造物単位）	設計本体コンクリート数量に含まれない付属物の積算 ① コンクリート 第Ⅱ編第４章①コンクリート工による ② 型枠 第Ⅱ編第４章②型枠工による ③ その他 その他必要に応じ基準書により積上げる

第Ⅴ編　公　園

第１章　公園植栽工----------Ⅴ-1
第２章　基盤整備----------Ⅴ-3
第３章　施設整備----------Ⅴ-5

令和６年度建設工事積算基準

第１章　公園植栽工

［1］ 適用基準

土木工事標準積算基準書（河川・道路編） 第Ⅴ編 公園

第1章 公園植栽工／ ①公園植栽工及び②公園除草工 による。

（③公園工は、適用しない。）

［2］ 独自基準

な し

第２章　基盤整備

［1］ 適用基準

① 敷地造成工 ～ ② 擁壁工 については、

公園緑地工事標準歩掛

Ⅰ 基盤整備 ／1敷地造成工 ～2擁壁工 による。

［2］ 独自基準

公園緑地工事標準歩掛の単価表に記載のコード名称（W○○○○等）については、適用しない。

② 擁壁工

２－３－４雑割石－練石積、２－３－８雑石－練石積、２－３－１０雑石－練石張、２－３－１１割石積の単価表について、積算システムにおいては単価表の項目に胴込コンクリート（m3）を含む。

第３章　施設整備

［1］ 適用基準

① 給水設備工 ～ ⑦ 施設仕上げ工 については、

公園緑地工事標準歩掛

Ⅱ 施設整備 ／1 給水設備工～7 施設仕上げ工 による。

［2］ 独自基準

な し

第Ⅶ編　電気通信（積算）

第１章　総則----------Ⅶ-1
第２章　工事費の積算----------Ⅶ-1
第３章　一般管理費等及び消費税相当額----------Ⅶ-1
第４章　その他----------Ⅶ-1

令和６年度建設工事積算基準

第１章 総則 ～ 第４章 その他

［1］ 適用基準

土木工事標準積算基準書(電気通信編) 第Ⅶ編 積算

第1章 総則 ～ 第4章 その他 による。

［2］ 独自基準

第２章 工事費の積算

②機器単体費

機器単体費の価格については「建設工事積算基準　第Ｉ編第２章　工事の積算」における「①直接工事費　１材料費　（２）価格」によるものとする。

ただし、歩掛と併せて見積により単価決定する場合は、異常値（徴収した見積り全ての平均値の±３０％を超えるもの）を除き、最低値となる見積書の機器単体費、歩掛を採用する。

なお、物価資料に掲載されている価格で、荷渡し場所が「都市内現場持ち込み」となっているもの、特別資材調査あるいは見積により設定した価格で「現場渡し価格」となっているものについては、輸送費を計上しない。

④直接工事費

２　材料費（２）価格　を次のとおり読み替える。

材料費の価格については、「建設工事積算基準　第Ｉ編第２章　工事の積算」における「①直接工事費　１材料費　（２）価格」によるものとする。

第4章 その他

②工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算上の取扱い

「建設工事積算基準　第Ｉ編第１０章　工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算」によるものとする。

第Ⅷ編　電気通信（歩掛）

第１章　一般事項----------Ⅷ-1
第２章　共通設備----------Ⅷ-3
第３章　電気設備----------Ⅷ-5
第４章　通信設備----------Ⅷ-7
第５章　電子応用設備----------Ⅷ-9

令和６年度建設工事積算基準

第１章　一般事項

［1］ 適用基準

土木工事標準積算基準書（電気通信編） 第Ⅷ編 歩掛

第1章 一般事項／ 第1節一般事項 による。

［2］ 独自基準

な し

第２章　共通設備

［1］ 適用基準

土木工事標準積算基準書（電気通信編） 第Ⅷ編 歩掛

第2章 共通設備／ 第1節共通設備工 ～第2節工場製品輸送工 による。

［2］ 独自基準

な し

第３章　電気設備

［1］ 適用基準

土木工事標準積算基準書（電気通信編） 第Ⅷ編 歩掛

第3章 電気設備／ 第1節受変電設備工 ～第12節道路照明維持補修工 による。

［2］ 独自基準

次ページ以降に記載

第6節　道路照明設備工

①　道路照明設備設置工

以下を追記する。

4　単価表

道路照明灯１基当り単価表（例：局部照明標準タイプ）

名　称	種　別	規　格	数量	単位	施工歩掛コード
ポール建柱			1	基	SSMN2711
材料費	テーパポール	建設省型	1	本	
	アンカーボルト	（ベース型ポールの場合）	1	式	
照明器具取付				台	SSMN2710
灯具類	灯具	KSC−4		個	
	ランプ	HF−300W		個	
	安定器	200V−300W 高力率型		個	
	開閉器			個	
	引込硝子	自在バンド付		個	
	ターミナルキャップタ	22φ		個	
	ケーブル	2RNCT, 2m/m−2		m	
	電線	1V　2m/m		m	
分電盤設置			1	面	SSMN2710
材料費	分電盤		1	台	
自動点滅器設置			1	個	SSMN2710
材料費	自動点滅器	200V−6A　直付形	1	個	
接地			1	極	SSMN2710 接地（D種）
材料費	接地棒	ND式　10×1,500	1	本	
	リード端子	10φ用	1	個	
計（1基当り）					

（注）　1.　材料単価は、建設工事積算基準第15編単価、物価資料、及び見積等による。

2.　基礎工及び塗装費は別途計上する。基礎工は、「第６節④照明灯基礎設置工」により、塗装は「建設工事積算基準第Ⅳ編第３章⑧道路附属構造物塗替工」による。

3.　接地（D種）は、1.5m程度までの接地棒を使用し、他の基礎等の床掘箇所から水平距離でおおむね 3m 以内に打込む場合に適用し、歩掛には床掘、埋戻及び接地抵抗の測定を含む。

４．種別・規格・数量については、例示であり、現場に合わせて設計すること。

④　照明灯基礎設置工

３標準歩掛３－１基礎掘削及びスパイラルダクト立込

以下を追記する。

（注）１．アースオーガは、トラック式アースオーガ[建柱式]とし、規格は下記を標準とする。なお、現場条件等これにより難い場合は別途考慮する。

オーガ径：450mm　　ブーム長：7.8m　　吊能力：2t 吊

２．アースオーガ運転は、「建設工事積算基準第Ⅰ編 第６章 ③機械運転単価表」の機-1により積算すること。

第４章　通信設備

［1］ 適用基準

土木工事標準積算基準書（電気通信編） 第Ⅷ編 歩掛

第4章 通信設備／ 第1節多重無線設備工 ～第19節通信鉄塔・反射板設置工 による。

［2］ 独自基準

な し

第５章　電子応用設備

［1］ 適用基準

土木工事標準積算基準書（電気通信編） 第Ⅷ編 歩掛

第5章 電子応用設備／ 第1節共通設備工 ～第9節システム・インテグレーション による。

［2］ 独自基準

な し

第Ⅸ編　機械設備

第１章　一般共通----------Ⅸ-1
第２章　水門設備----------Ⅸ-1
第３章　ゴム引布製起伏ゲート設備----------Ⅸ-1
第４章　揚排水ポンプ設備----------Ⅸ-1
第５章　ダム施工機械設備----------Ⅸ-1
第６章　トンネル換気設備----------Ⅸ-1
第７章　トンネル非常用施設----------Ⅸ-1
第８章　消融雪設備----------Ⅸ-1
第９章　道路排水設備----------Ⅸ-1
第１０章　共同溝付帯設備----------Ⅸ-1
第１１章　駐車場設備----------Ⅸ-1
第１２章　車両重量計設備----------Ⅸ-1
第１３章　車両計測設備----------Ⅸ-1
第１４章　道路用昇降設備----------Ⅸ-1
第１５章　ダム管理設備----------Ⅸ-1
第１６章　遠方監視操作制御設備----------Ⅸ-1
第１７章　河川浄化設備----------Ⅸ-1
第１８章　鋼製付属設備----------Ⅸ-1
第１９章　塗装----------Ⅸ-1
第２０章　機械設備点検・整備業務----------Ⅸ-5
第２１章　機械設備設計業務委託----------Ⅸ-7

令和６年度建設工事積算基準

第１章 一般共通　～　第１９章 塗装

[1] 適用基準

機械設備工事積算基準　第2編　機械設備工事積算基準

第1章　一般共通　～　第19章　塗装　による。

（機械設備工事積算基準　第1編　積算基準等通達資料　は適用しない。）

[2] 独自基準

第１章　第５請負工事の積算　２据付工事原価　2－2 間接工事費　(1)共通仮設費

（ト）施工地域を考慮した共通仮設費率の補正及び計算

ａ　次表の適用条件に該当する場合，施工地域を考慮した共通仮設費率の補正は，表－1・6 の共通仮設費率に次表の補正係数を乗じるものとする。

地域補正の適用

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分	対象		
一般交通影響有り(1)	全ての工種（※1）	2 車線以上（片側 1 車線以上）かつ交通量（上下合計）が 5,000 台／日以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし，常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	1
一般交通影響有り(2)	全ての工種（※1）	一般交通影響有り(1)以外の車道において，、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	2
市街地（DID 補正）	全ての工種（※1）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	3
山間僻地及び離島	全ての工種（※1）	施工箇所が島根県人事委員会規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区，及びこれに準ずる地区の場合（※2）。	1.3	4

※1 コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

※2 雲南市吉田町，飯南町，川本町，美郷町，邑南町，浜田市旭町・弥栄町，益田市匹見町，吉賀町及び離島が該当する。

なお、施工地域区分は以下のとおりとする。

・市　街　地：

施工地域が人口集中地区（DID 地区）及びこれに準ずる地区をいう。

なお，DID 地区とは，総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が 4,000 人／km^2以上でその全体が 5,000 人以上となっている地域をいう。(松江市、出雲市、益田市、浜田市、安来市の一部)

これに準ずる地区とは、総務省が規定する「準人口集中地区」という。

ｂ　適用条件の複数に該当する場合の取扱い

適用条件の複数に該当する場合は，適用優先順に従い決定するものとする。

ｃ　その他

イ）災害の発生等により、本基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては、上記ａの他、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定することができるものとする。

ロ）設計変更時における共通仮設費率の補正については，工事区間の延長等により当初計上した補正値に増減が生じた場合，あるいは当初計上していなかったが，上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。

第１章　第５請負工事の積算　２据付工事原価　2－2 間接工事費　(2)現場管理費

7)施工地域を考慮した現場管理費率の補正及び計算

a　施工地域を考慮した現場管理費率の補正は，表－1・7 の現場管理費率に次表の補正係数を乗じるものとする。

地域補正の適用

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分	対象		
一般交通影響有り(1)	全ての工種（※1）	2 車線以上（片側 1 車線以上）かつ交通量（上下合計）が 5,000 台／日以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし，常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	1
一般交通影響有り(2)	全ての工種（※1）	一般交通影響有り(1)以外の車道において，車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	2
市街地（DID 補正）	全ての工種（※1）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	3
山間僻地及び離島	全ての工種（※1）	施工箇所が島根県人事委員会規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区，及びこれに準ずる地区の場合（※2）。	1.0	4

※1 コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

※2 雲南市吉田町，飯南町，川本町，美郷町，邑南町，浜田市旭町・弥栄町，益田市匹見町，吉賀町及び離島が該当する。

なお、施工地域区分は以下のとおりとする。

・市　街　地：

施工地域が人口集中地区（DID 地区）及びこれに準ずる地区をいう。

なお，DID 地区とは，総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が 4,000 人／km^2以上でその全体が 5,000 人以上となっている地域をいう。(松江市、出雲市、益田市、浜田市、安来市の一部)

これに準ずる地区とは、総務省が規定する「準人口集中地区」という。

b　適用条件の複数に該当する場合の取扱い

適用条件の複数に該当する場合は，適用優先順に従い決定するものとする。

c　その他

イ）災害の発生等により、本基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては、上記ａの他、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定することができるものとする。

ロ）設計変更時における共通仮設費率の補正については，工事区間の延長等により当初計上した補正値に増減が生じた場合，あるいは当初計上していなかったが，上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。

第1章　一般共通　基準の解説

［解］６　材料費等の価格等の取り扱い　（２）材料費等　を、次のとおり読み替える。

材料費の価格については、「建設工事積算基準　第Ｉ編第２章　工事の積算」における「①直接工事費　１材料費　（２）価格」によるものとする。また、標準歩掛のない労務工数については、見積り等をもとに決定するものとする。

機器単体費の価格については「建設工事積算基準　第Ｉ編第２章　工事の積算」における「①直接工事費　１材料費　（２）価格」によるものとする。

ただし、歩掛と併せて見積により単価決定する場合は、異常値（徴収した見積り全ての平均値の±３０％を超えるもの）を除き、最低値となる見積書の機器単体費、歩掛を採用する。

なお、物価資料に掲載されている価格で、荷渡し場所が「都市内現場持ち込み」となっているもの、特別資材調査あるいは見積により設定した価格で「現場渡し価格」となっているものについては、輸送費を計上しない。

［解］７　随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費，現場管理費，設計技術費及び一般管理費等の調整　を、次のとおり読み替える。

建設工事積算基準 第Ｉ編 第４章によるものとする。

［解］11　施工箇所が点在する工事の積算について

（３）　単価協議　は適用しない。

第２０章　機械設備点検・整備業務

[1] 適用基準

① 一般共通 ～ ⑥ 消融雪設備については、

機械設備工事積算基準 第3編 機械設備点検･整備積算基準

第1章 一般共通 ～ 第6章 消融雪設備 による。

[2] 独自基準

① 一般共通 １ 適用範囲

「各地方整備局及び北海道開発局所管の直轄工事」を「島根県土木部」に読み替える。
「第２編　機械設備工事積算基準」を「建設工事積算基準第Ⅸ編第１章～第１９章」に読み替える。

① 一般共通 ４ 点検･整備費の積算

４－１点検・整備原価
（３）直接労務費３）を、次のとおり読み替える。
点検整備工の賃金は、建設工事積算基準（島根県農林水産部・土木部）第 15 編単価を適用する。

（５）共通仮設費５）派遣費（ロ）を、次のとおり読み替える。
旅費、日当、宿泊費は島根県の「職員の旅費に関する条例」及び「同条例施行規則」に準じて積算するものとする。

（５）共通仮設費　６）宿泊費を、次のとおり読み替える。
宿泊費については，共通仮設費率に含まれていないので，現地での作業開始日から終了日までの作業期間における宿泊費を必要に応じて積上げるものとする。この場合の費用算定は，島根県の「職員の旅費に関する条例」及び「同条例施行規則」に準じて積算するものとする。ただし宿泊費は直接労務費中の点検整備工にのみ計上し，公共工事設計労務単価を適用する普通作業員等は，現地採用とし，計上しないものとする。
なお，宿泊費は現場管理費及び一般管理費等の算定の対象とする。

第２１章　機械設備設計業務委託業務

[1] 適用基準

① 一般共通 ～ ⑨ 遠方監視操作制御設備については、

機械設備工事積算基準 第4編 機械設備設計業務委託積算基準

第1章 一般共通 ～ 第9章 遠方監視操作制御設備による。

[2] 独自基準

① 一般共通 １ 適用範囲

「各地方整備局及び北海道開発局所管の直轄工事」を「島根県土木部」に読み替える。

① 一般共通 ４ 業務委託料の積算

４－１建設コンサルタントに委託する場合

（２）各種構成要素の算定　２）直接経費を、次のとおり読み替える。

直接経費は、３－１（２）の各項目について必要額を積算するものとし、旅費交通費については、業務委託積算基準第１編第２章１－３旅費交通費により積算するものとする。

３－１（２）の各項目以外の必要額については、その他原価として計上する。

第１０編　下水道

［1］ 適用基準

下水道用設計標準歩掛表　第1巻管路、第2巻ポンプ場・処理場　による。

［2］ 独自基準

①　総則

下水道用設計標準歩掛表 第 1 巻管路及び第 2 巻ポンプ場・処理場施設（土木）編を適用する場合の総則は、「建設工事積算基準第Ⅰ編総則」によるものとする。

下水道用設計標準歩掛表 第 2 巻ポンプ場・処理場施設（機械設備）編、（電気設備）編、（建築・建築設備）編を適用する場合の総則は、下水道用設計標準歩掛表 第 2 巻ポンプ場・処理場施設各編によるものとする。

令和６年度建設工事積算基準

第１１編　港湾・漁港漁場整備

第１１－１編　港湾----------11-1
第１１－２編　漁港漁場整備----------11-4
第１１－３編　港湾・漁港漁場整備共通----------11-7

令和６年度建設工事積算基準

第１１－１編　港湾

［1］ 適用する基準

港湾土木請負工事積算基準 による。

［2］ 独自基準

第1部 港湾土木請負工事積算基準

第1章 総則

2節 積算の通則

３．積算価格構成の内訳

３－４　工事価格の端数処理

工事価格の端数処理については、以下による。

・建設工事積算基準／第Ⅰ編／第２章／①直接工事費／５諸雑費及び端数処理／（２）端数処理

第2章 工事費の積算

1節 直接工事費

２．　一般事項

２－１　労務費

労務費については、以下による。

・建設工事積算基準／第Ⅰ編／第２章／①直接工事費／３労務費

２－２　材料費

２－２－１　材料単価

材料単価については、以下による。

・建設工事積算基準／第Ⅰ編／第２章／①直接工事費／１材料費

補足資料－１　直接工事費

５．　賃料の取扱い

１）賃料の端数処理、更新等については、以下によることを原則とする。

（１）賃料

賃料については、以下による。

・建設工事積算基準／第Ⅰ編／第２章／①直接工事費／１材料費

2節 間接工事費

２．共通仮設費

２－３　運搬費

運搬費については、以下による。

・建設工事積算基準／第Ⅰ編／第２章／②間接工事費／２共通仮設費／２－２運搬費

３．　現場管理費

３－１　積算方法等

３－１－１　現場管理費率の補正

１）施工時期、工事期間等による補正については、適用しない。

３節　一般管理費等

２.一般管理費等率の補正

２－３　契約の保証に必要な費用の取扱い

表―⑥　契約保証に係る一般管理費等率の補正

（注）１．ケース３の具体例は以下のとおり県積算基準を参照する。

・建設工事積算基準／第Ｉ編／第３章　一般管理費等及び消費税相当額／４　一般管理費等率の補正／別表第３　契約保証に係る一般管理費等率の補正 ※注記を参照

４節　その他

１．工事における工期の延長等に伴う増加費用等の積算

工期の延長等に伴う増加費用等の積算については、以下による。

・建設工事積算基準／第Ｉ編／第１０章　工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算について

第3章　直接工事費の施工歩掛

4節　本体工

４．１　ケーソン式

３．　ケーソン進水据付工

３－８　回航・えい航

３－８－３　ケーソン回航

３－８－３－２　回航費の積算

３）運転費の算出

（４）乗船手当

乗船手当は、下表のとおりとする。

職　種	乗船手当	摘　　要
普通船員	1,918 円	島根県職員の旅費に関する条例施行規則第１０条(航海日当）に準じる。 金額は消費税を含まない金額である。
船団長 高級船員	2,154 円	

第4章　市場単価

１．　市場単価の調査方法および決定方法

１－３　適用にあたっての主な留意事項

離島についても、市場単価を適用する。

１－４　市場単価の公表

市場単価の公表については、以下による

・建設工事積算基準／第Ｉ編／第２章／①直接工事費／１材料費

第5章　間接工事費の施工歩掛

1節　回航･えい航費

２．　回航

２－３　回航の積算

２－３－２　運転費の算出

（６）乗船手当

乗船手当は、下表のとおりとする。

職　種	乗船手当	摘　　要
普通船員	1,918 円	島根県職員の旅費に関する条例施行規則第１０条(航海日当）に準じる。 金額は消費税を含まない金額である。
船団長 高級船員	2,154 円	

２－３－６　旅費等の算出

（２）旅費等の算出方法

旅費は、「業務委託積算基準／総則／第２章／第１節／１－３旅費交通費／１－３－３ 旅費交通費の率を用いない積算」を参考に適切に計上する。

2節 運搬費

運搬費については、以下による。

・建設工事積算基準／第Ⅰ編／第２章／②間接工事費／２共通仮設費／２－２運搬費

重建設機械の分解・組立において、分解組立用クレーンの賃料は、建設工事積算基準／第１編／第１５章／④建設機械等賃料積算基準／４－３建設機械賃料について／４．単価の適用より通常単価（長期割引率を適用しない単価）により積算する。

第１１－２編　漁港漁場整備

［1］ 適用基準

漁港漁場関係工事積算基準 による。

［2］ 独自基準

第1部 漁港漁場関係事業請負工事費積算基準

第1章 総則

2節 積算の通則

３．積算価格構成の内訳

３－４　工事価格の端数処理

工事価格の端数処理については、以下による。

・建設工事積算基準／第Ｉ編／第２章／①直接工事費／５諸雑費及び端数処理／（２）端数処理

第2章 工事費の積算

1節 直接工事費

２．　一般事項

２－１　労務費

労務費については、以下による。

・建設工事積算基準／第Ｉ編／第２章／①直接工事費／３労務費

２－２　材料費

２－２－１　材料単価

材料単価については、以下による。

・建設工事積算基準／第Ｉ編／第２章／①直接工事費／１材料費

補足資料－１　直接工事費

５．　市場単価・賃料の取扱い

１）市場単価・賃料の端数処理、更新等については、以下によることを原則とする。

（１）市場単価

市場単価については、以下による

・建設工事積算基準／第Ｉ編／第２章／①直接工事費／１材料費

（２）賃料

賃料については、以下による。

・建設工事積算基準／第Ｉ編／第２章／①直接工事費／１材料費

2節 間接工事費

２．　共通仮設費

２－３　運搬費

運搬費については、以下による。

・建設工事積算基準／第Ｉ編／第２章／②間接工事費／２共通仮設費／２－２運搬費

３．　現場管理費
３－１　積算方法等
３－１－１　現場管理費率の補正
１）施工時期、工事期間等による補正については、適用しない

３節　一般管理費等
２.一般管理費等率の補正
２－３　契約の保証に必要な費用の取扱
表―⑥　契約保証に係る一般管理費等率の補正
（注）１．ケース３の具体例は以下のとおり県積算基準を参照する。
・建設工事積算基準／第Ｉ編／第３章　一般管理費等及び消費税相当額／４　一般管理費等率の補正／別表第３　契約保証に係る一般管理費等率の補正 ※注記を参照

４節　その他
１．工事の一時中止に伴う増加費用等の積算
工事の一時中止に伴う増加費用等の積算については、以下による。
・建設工事積算基準／第Ｉ編／第１０章　工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算

第3章　直接工事費の施工歩掛

4節　本体工

４．１　ケーソン式
３．　ケーソン進水据付工
３－８　回航・えい航
３－８－３　ケーソン回航
３－８－３－２　回航費の積算
３）運転費の算出
（４）乗船手当
乗船手当は、下表のとおりとする。

職　種	乗船手当	摘　　要
普通船員	1,918 円	職員の旅費に関する条例施行規則第１０条（航海日当）に準じる。 金額は消費税を含まない金額である。
船団長 高級船員	2,154 円	

第4章　市場単価

１．　市場単価の調査方法および決定方法
１－３　適用にあたっての主な留意事項
離島についても、市場単価を適用する。

１－４　市場単価の公表
市場単価の公表については、以下による。
・建設工事積算基準／第Ｉ編／第２章／①直接工事費／１材料費

第5章　間接工事費の施工歩掛

1節　回航･えい航費

２．　回航
２－３　回航費の積算
２－３－２　運転費の算出

（６）乗船手当

乗船手当は、下表のとおりとする。

職　種	乗船手当	摘　　要
普通船員	1,918 円	職員の旅費に関する条例施行規則第１０条（航海日当）に準じる。 金額は消費税を含まない金額である。
船団長 高級船員	2,154 円	

２－３－６　旅費等の算出

（２）旅費等の算出方法

旅費は、「業務委託積算基準／総則／第２章／第１節／１－３旅費交通費／１－３－３ 旅費交通費の率を用いない積算」を参考に適切に計上する。

2節 運搬費

運搬費については、以下による。

・建設工事積算基準／第Ⅰ編／第２章／②間接工事費／２共通仮設費／２－２運搬費

重建設機械の分解・組立において、分解組立用クレーンの賃料は、建設工事積算基準／第１編／第１５章／④建設機械等賃料積算基準／４－３建設機械賃料について／４．単価の適用より通常単価（長期割引率を適用しない単価）により積算する。

第１１－３編　港湾・漁港漁場整備共通

［1］ 適用基準

なし

［2］ 独自基準

第1章 港湾･漁港漁場関係請負工事積算基準を準拠するうえでの留意事項

１．共通仮設費・現場管理費率の施工地域、工事場所による補正

施工地域の区分は以下のとおりとして補正値を求めるものとし、積算システムの「市街地補正」を入力する際は留意のこと。

また、一般交通等の影響を受ける場合とは、次のとおり。

・工事場所において、船舶交通・一般交通の影響を受ける場合
・工事場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合
・工事場所において、50m 以内に人家等が連なっている場合

１）港湾

重要港湾、地方港湾（１）：浜田、西郷、三隅、安来、益田
地方港湾（２）：西郷港を除く離島港湾
地方港湾（３）：上記以外の港湾

施工地域・工事場所区分		積算ｼｽﾃﾑ入力ｺｰﾄﾞ
重要港湾・地方港湾（１）		03　地方部（影響有）
地方港湾（２）		02　離島
地方港湾（３）	工事場所が一般交通等の影響を受ける場合	03　地方部（影響有）
	工事場所が一般交通等の影響を受けない場合	04　地方部（影響無）

２）漁港漁場

市街地に係る漁港漁場：浜田漁港（特三）、西郷漁港（第３種）
離島に係る漁港漁場：西郷漁港を除く離島漁港
その他の漁港漁場：上記以外の漁港

施工地域・工事場所区分		積算ｼｽﾃﾑ入力ｺｰﾄﾞ
市街地に係る漁港漁場		03　地方部（影響有）
離島に係る漁港漁場		02　離島
その他の漁港漁場	工事場所が一般交通等の影響を受ける場合	03　地方部（影響有）
	工事場所が一般交通等の影響を受けない場合	04　地方部（影響無）

２．異形ブロック製作におけるベッド賃料の計上について

（港湾：第１部港湾土木請負工事積算基準 P3-8-(2)より）

（漁港：漁港漁場関係工事積算基準 3-8-(2)より）

（補足）

他のブロックとは、テトラポッド 32ｔ型未満を含み、メーカーが製作した専用のベッドを有するブロックとし、実際に使用された場合に限り計上する。

３．捨石・被覆石の投入渡し単価が設定されていない場合の取扱いについて

投入渡し単価とすることを基本とし、以下による

・建設工事積算基準／第Ⅰ編／第２章／①直接工事費／１材料費

４．海上運搬据付等の往復平均えい航距離が１５ｋｍを超える場合について

えい航ルート及び距離を示したうえで見積りによりえい航速度を設定する。

５．ブロック運搬据付・撤去工に伴う主作業船舶の回航・えい航費算定について

下表に記載されている工種については、ブロック質量に対する標準的な海上クレーンによらず、積込、据付（撤去）時に必要な吊能力を勘案し適切な主作業船舶の規格を選定すること。

工　　種	第１部　港湾土木請負工事積算基準 漁港漁場関係工事積算基準
４節本体工(ブロック式)	
ブロック転置	Ｐ３－４．２－１６
ブロック据付	Ｐ３－４．２－１８
ブロック運搬据付(海上一連方式)	Ｐ３－４．２－２３
ブロック運搬据付(陸海一貫方式)	Ｐ３－４．２－２６
５節被覆・根固工	
異形ブロック据付(１スイング)	Ｐ３－５－１５
異形ブロック運搬据付(海上一連方式)	Ｐ３－５－１７
異形ブロック運搬据付(陸海一貫方式)	Ｐ３－５－１８
ブロック転置	Ｐ３－５－３１
ブロック据付(１スイング)	Ｐ３－５－３２
ブロック据付(海上一連方式)	Ｐ３－５－３５
ブロック据付(陸海一貫方式)	Ｐ３－５－３６
８節消波工	
異形ブロック転置	Ｐ３－８－１１
異形ブロック据付(１スイング)	Ｐ３－８－１２
異形ブロック運搬据付(海上一連方式)	Ｐ３－８－１７
異形ブロック運搬据付(陸海一貫方式)	Ｐ３－８－１９
１５節構造物撤去工（港湾）	
１７節構造物撤去工（漁港）	
ブロック撤去	Ｐ３－１５－１０（港湾） Ｐ３－１７－１０（漁港）
ブロック撤去運搬(海上一連方式)	Ｐ３－１５－１２（港湾） Ｐ３－１７－１２（漁港）

６．共通仮設費の率計算による部分について

第２章工事費の積算／２節間接工事費／２．共通仮設費／２－１－２積算方法／１）率計算による部分／（１）率計算による額の算定については、補足資料－１間接工事費も参照すること。

７．県内各港湾・漁港の供用係数

係数ランク	船舶供用係数（α）	適用する港湾・漁港
1	1.65	下記以外の各港湾・漁港 および、県内全港湾・漁港の港内
4	2.55	（本土）山口県境～松江市美保関町地蔵崎までの日本海側の各港湾・漁港 （隠岐）（旧）西郷町（（旧）五箇村境～（旧）布施村境）、（旧）都万村、（旧）五箇村の各港湾・漁港および西ノ島町の国賀港、三度漁港

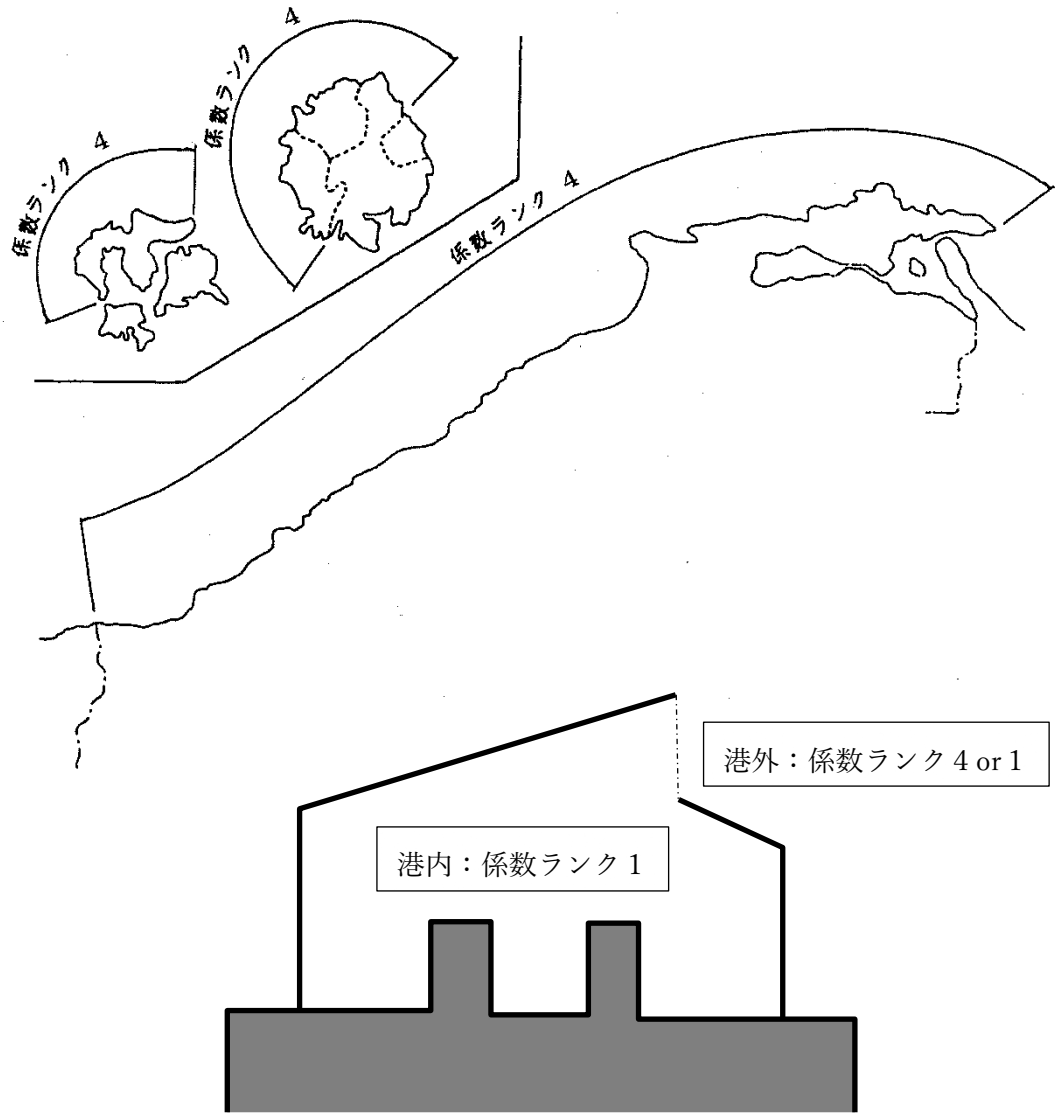

８．コンクリート配合条件及び設計基準強度参考表

海水の作用	種類	耐久性	対象構造物	設計基準強度 (N/㎟)	配合条件				
					最大水セメント比		スランプ (cm)	粗骨材の最大寸法 (mm)	許容塩化物量 (kg/㎥) (Cl⁻重量)
					凍結融解がしばしば繰り返される地域	氷点下の気温になることがまれな地域			
海水の作用を受ける	鉄筋コンクリート	耐久性の必要度大	ケーソン ウェル セルラーブロック Ｌ型ブロック	３０	５０	５０	１２	1) ２０， ２５， ４０	2) ０．３０ 以下
			桟橋の橋柱 直立消波ブロック	２４	５５	５５			
			桟橋上部工	7) (－) ２４	7) (－) ５５	7) (－) ５５		1) 20,25,40 7) (－)	
			係船岸上部工、胸壁 渡橋、防波堤上部工	２４	６０	６５		1) ２０， ２５， ４０	
			控杭上部工、控壁			６０			
		耐久性の必要度小		２１	－	－			
	無筋コンクリート	耐久性の必要度大	係船岸上部工 胸壁、水叩き	１８	６０	６５	3) ８， １２	４０	－
			本体ブロック		６５				
			防波堤上部工 ケーソン蓋　4)						
			根固ブロック						
			袋詰コンクリート	－					
			5) 異形ブロック (消波、被覆)	１８ (35t型未満)					
				２１ (35t～50t)					
		耐久性の必要度小		１８	－	－			
海水の作用を受けない	鉄筋コンクリート	耐久性の必要度大	係船柱基礎(杭式)	２４	６０	６５	１２	1) ２０， ２５， ４０	2) ０．３０ 以下
		耐久性の必要度小	本体ブロック	１８	－	－			
	無筋コンクリート	耐久性の必要度大	エプロン舗装	４．５ (曲げ)	－	－	２．５	6) ４０	－
			係船柱基礎(重力式)	１８	６０	６５	８	４０	
		耐久性の必要度小	中詰コンクリート 中詰ブロック 捨てコンクリート		－	－		1) ２０， ２５， ４０	

注）　上表は標準的な配合条件を示したものであり、構造物の耐久性を考慮して定めること。

1)「粗骨材の最大寸法」は砕石を使用する場合は20㎜、砂利を使用する場合は25㎜とする。
　なお、粗骨材は鉄筋の間隔及び部材厚さに支障のない限り、できるだけ大きいものを用いるものとする。

2)仮設構造物のように、長期の耐久性を期待しなくてもよい場合は除く。

3)環境条件、施工性等を考慮して選択できるものとする。

4)ケーソン蓋は、プレキャスト蓋も含む。

5)呼び重量が50tを超える異形ブロックについては、適宜必要強度を検討する。

6)舗装厚が10㎝の場合は25㎜(砕石の場合20㎜)とする。

7)塩害劣化による著しい性能低下の恐れがある場合には、耐久性(性能の経時変化)に関する検討を行い、施設の要求性能を達成するように配合条件を定めること。

8)漁港漁場工事については、「漁港関係事業設計要領」を適用する。

9)上表は、海岸工事に適用しない。

９．均しの区分、余裕幅

構造水深＝計画水深－10cmとしている場合は、精度±10cmとする。
下記の場合は、精度±50cmとする。ただし、捨石上面に被覆ブロック、被覆石、消波工を設置する場合は、参考図④～⑦のとおり断面構成に応じた均し精度を適用する。
・構造水深が計画水深より50cm以上深くなる場合
・取付護岸等の前面において船舶が航行しない範囲

＜ 均しの区分、余裕幅 ＞

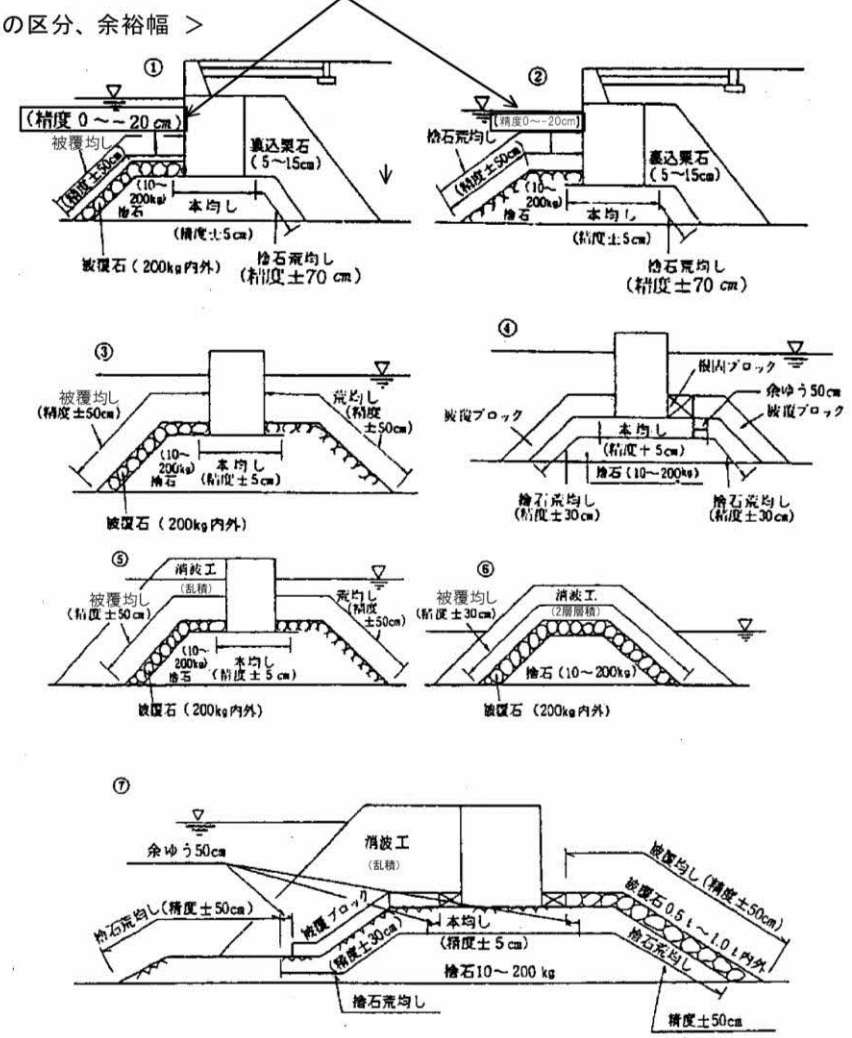

（注）１．捨石のみを暫定投入する場合は、精度±70cmを設計書に表示し無価とする。
２．異形ブロックを層積する場合の被覆均し精度は±30cmとする。（参考図⑥参照）
３．被覆石（200kg内外）を使用する場合は、捨石荒均しを計上しない。（参考図①、③、⑤、⑥参照）
４．被覆石（0.5t内外、1t内外）を使用する場合は、捨石荒均し精度±50cmとする。（参考図⑦参照）
５．係留施設前面の荒均し精度は、0 ～ -20cmとし、荒均し精度±10cmの能力を使用する。（参考図①、②
※取付護岸前面の船舶が航行する範囲を含む
ただし、構造水深＝計画水深－10cmとしている場合は、精度±10cmとする。
６．５について、下記の場合は、精度±50cmとする。ただし、捨石上面に被覆ブロック、被覆石、消波工を設置する場合は、参考図④～⑦のとおり断面構成に応じた均し精度を適用する。
・構造水深が計画水深より50cm以上深くなる場合
・取付護岸等の前面において船舶が航行しない範囲
７．捨石本均しの余裕幅

◆捨石本均しの余裕幅

区　　分	余裕幅(m)	
	片側	両側
ケーソン	1.0	2.0
セルラー・L形・方塊	0.5	1.0
場所打ち	0.5	1.0

第2章　回航距離

１．回航距離は以下を標準とする。なお、作業船舶の基地港は第３章基地港別最大作業船の表－１を原則とする。

（１）港湾

基地港	回航港	片道距離(浬)
下関港	益田港	83
	浜田港	100
	江津港	114
	温泉津港	120
	宅野港	125
	久手港	130
	田儀港	135
	河下港	143
	七類港	167
	松江港	187
	西郷港	212
益田港	遠田港	2
	松原港	8
浜田港	松原港	9
	江津港	14
田儀港	小田東港	2
	二俣港	9
	中山港	9
境港	江島港	1
	遅江港	4
	波入港	5
	松江港	6
	安来港	6
	才港	11
	軽尾港	11
	諸喰港	13
	温泉津港	61
	来居港	43
	別府港	47
加賀漁港	佐波港	3
	笠浦港	7
	千酌港	8
仙崎港（山口県）	浜田港	55

基地港	回航港	片道距離(浬)
加賀漁港	笹子港	11
	七類港	13
恵曇漁港	秋鹿北港	2
五十猛漁港	小田東港	13
	魚津港	3
	宅野港	2
	網屋港	4
	温泉津港	8
	江津港	14
美田港	波止港	2
	古海港	4
	来居港	5
諏訪港	保々見港	6
	知々井港	8
	御波港	9
別府港	宇賀港	1
	物井港	0
	日之津港	2
	須賀港	3
	堤港	3
	姫の浦港	9
西郷港	卯敷港	9
	飯美港	11
	中村港	13
	伊後港	16
	代港	19
	重栖港	18
	長尾田港	16
	大津久港	11

（２）漁港

作業船回航距離一覧表（その１）

基地港	回航港	片道距離(浬)
境港	美保関	4
	雲津	8
	西郷	54
	浦郷	46
加賀	片江	9
	稲積	8
	笠浦	8
	野井	7
	瀬崎	6
	沖泊	6
	多古	4
	野波	4
	大芦	2
	御津	3
	西郷	42
	浦郷	33
恵曇	恵曇（片句）	3
	恵曇（手結）	1
	魚瀬	2
小伊津	地合	2
	小伊津（坂浦）	1
	小伊津（三浦）	1
	唯浦	2
十六島（河下）	塩津	5
	釜浦	4
	猪目	2
	鵜峠	2
	鷺浦	4
	宇竜	6
	宇竜（日御碕）	7
	大社	10

基地港	回航港	片道距離(浬)
十六島（河下）	湖陵	13
	小田	16
	波根東	21
	柳瀬	21
	鳥井	23
	和江	23
	五十猛	26
浜田	仁万	26
	友	23
	湯里	22
	日祖	22
	温泉津	21
	湯戸	20
	今浦	19
	黒松	18
	浅利	16
	和木	12
	波子	9
	唐鐘	7
	津摩	5
	折居	6
	今浦	8
	福浦	9
	古湊	10
	須津	11
	土田	13
	大浜	14
	木部	15
	津田	15
	小浜	22
	飯浦	24

作業船回航距離一覧表（その１）

基地港	回航港	片道距離（浬）
西郷	今津	5
	加茂	6
	蛸木	7
	津戸	8
	那久	12
	久見	20
	中村	13
	布施	9
	都万	11
	油井	15
	大久	6
	犬来	4
	箕浦	5
浦郷（美田）	崎	8
	珍崎	1
	菱浦	8
	多井	9
	豊田	13
	宇受賀	11
	知夫	10
	三度	7
諏訪港	菱浦	2
	宇受賀	3
	豊田	5
	高石	6

基地港	回航港	片道距離（浬）
五十猛	波根東	7
	柳瀬	6
	鳥井	4
	和江	3
	仁万	2
	友	5
	湯里	5
	日祖	6
	温泉津	7
	湯戸	8
	今浦	9
	黒松	10
	浅利	12

作業船回航距離一覧表（その２）

基地港	回航港	片道距離（浬）
境港	加賀	22
	恵曇	27
浜田	恵曇	62
	仁万	26
恵曇	地合	4
	小伊津	7
十六島	地合	12
	小伊津	9
西郷	崎	18
	多井	17
	豊田	15
	宇受賀	16
	菱浦	18
	浦郷	25
	珍崎	24
	三度	28
	知夫	23

作業船回航一覧表（その３）

基地港	回航港	片道距離（浬）
田儀港	大社	7
	湖陵	4
	小田	1
	波根東	3
	柳瀬	4
久手港	波根東	2
	柳瀬	1
	鳥井	1
	和江	2
益田港	福浦	8
	古湊	7
	須津	6
	土田	4
	大浜	3
	木部	2
	津田	2
	小浜	5
	飯浦	7

第3章　基地港別最大作業船

表－1　　基地港別最大作業船一覧

作業船 / 基地港	普通地盤用グラブ浚渫船	引船	クレーン付台船	旋回式起重機船	土運船	台船	ケーソン製作用作業船	コンクリートミキサー船	ハックホウ浚渫船	潜水士船
	m³	PS型	t吊	t吊	m³	t		m³	m³	
境港	5.0	1,600	88	125	－	800	－	－	－	[在港]
安来	5.0	1100	50	81	[140]×2 [200] [500]	900	－	－	2.0	[在港]
加賀	(5.0)	720	18	120	－	－	－	－	－	[在港]
恵曇	3.0	280	－	－	－	－	－	－	－	－
河下	(5.0)	550	－	132	－	－	－	－	－	－
大社	－	－	－	－	－	－	－	－	－	[在港]
田儀	(2.5)	1,000	－	70	－	－	－	－	－	[在港]
浜田	1.5	1,210	55	[350]	－	200	[DD3500]	－	－	－
益田	－	450	－	－	－	500	－	－	2.0	－
西郷	(5.0)	1,000	－	120	－	1,200	[FD3200]	[1.0]	1.2	－
諏訪	－	1,000	－	103	－	－	－	－	－	－
美田	2.5*7	900*7	－	155*7	－	200*7	－	－	－	－
別府	1.5	－	－	－	－	－	－	－	－	－
宍道湖内	[1.2]	[350]	[35]	－	－	－	－	－	－	－

1. この表によりがたい作業船は下関港を基地港とできる。
2. グラブ浚渫船の( )書きについては、在港する旋回式起重機船のうち、グラブ装着可能な機能を有した兼用船であって、装着可能なグラブの規格に応じたグラブ浚渫船が在港するとみなしたものである。
3. ガット船について、3.0m3・850m3積までは、回航・えい航費を計上しないものとする。
4. [ ]書きにより記載してある規格の船舶については、非汎用船であり、稼働状況を確認の上選定すること。
5. 自航揚錨船については、各基地港に全機種在港している。
6. 県内回航・えい航の場合、非航旋回式起重機船、非航固定式起重機船、クレーン付台船は同一機種とみなし、必要最大規格を計上する。大規模工事については別途考慮する。
7. 美田港の船舶については、グラブ浚渫船、引船、起重機船は島前・島後、台船は島前でのみ使用可能
8. 潜水士船は、積算基準の標準規格である270PS型とし、非汎用船として回航費を計上すること。

第4章 就業時間別の船員供用係数

（令和７年２月２８日まで適用）

港湾請負工事積算基準／単価表／２．供用日数／２－１作業船および付属品等

漁港漁場関係工事積算基準／単価表／２．供用日数／２－１作業船および付属品等

（令和７年３月１日以降適用）

別表－４　就業時間別の船員供用係数

船舶供用係数（α）と就業時間別船員供用係数（β）（１ワッチ制）

係数ランク	船舶供用係数（α）	就業時間別の船員供用係数（β）								備考
		就業時間 8H［超勤時間 0H］［深夜時間 0H］		就業時間 9H［超勤時間 1H］［深夜時間 0H］		就業時間 10H［超勤時間 2H］［深夜時間 0H］		就業時間 11H［超勤時間 3H］［深夜時間 0H］		
		船団長・高級船員	普通船員	船団長・高級船員	普通船員	船団長・高級船員	普通船員	船団長・高級船員	普通船員	
1	1.65	1.20	1.20	1.31	1.32	1.43	1.43	1.54	1.55	
2	1.85	1.35	1.35	1.46	1.47	1.58	1.58	1.69	1.70	
3	2.20	1.55	1.55	1.66	1.67	1.78	1.78	1.89	1.90	
4	2.55	1.80	1.80	1.91	1.92	2.03	2.03	2.14	2.15	
5	2.80	2.00	2.00	2.11	2.12	2.23	2.23	2.34	2.35	
6	3.20	2.25	2.25	2.36	2.37	2.48	2.48	2.59	2.60	
7	3.65	2.60	2.60	2.71	2.72	2.83	2.83	2.94	2.95	
8	4.30	3.05	3.05	3.16	3.17	3.28	3.28	3.39	3.40	
9	5.25	3.70	3.70	3.81	3.82	3.93	3.93	4.04	4.05	

船舶供用係数（α）と就業時間別船員供用係数（β）（２ワッチ制）

係数ランク	船舶供用係数（α）	就業時間別の船員供用係数（β）								備考
		就業時間 16H［超勤時間 0H］［深夜時間 1H］		就業時間 18H［超勤時間 2H］［深夜時間 3H］		就業時間 20H［超勤時間 4H］［深夜時間 4H］		就業時間 22H［超勤時間 6H］［深夜時間 6H］		
		船団長・高級船員	普通船員	船団長・高級船員	普通船員	船団長・高級船員	普通船員	船団長・高級船員	普通船員	
1	1.65	1.21	1.21	1.35	1.35	1.47	1.48	1.61	1.61	
2	1.85	1.36	1.36	1.50	1.50	1.62	1.63	1.76	1.76	
3	2.20	1.56	1.56	1.70	1.70	1.82	1.83	1.96	1.96	
4	2.55	1.81	1.81	1.95	1.95	2.07	2.08	2.21	2.21	
5	2.80	2.01	2.01	2.15	2.15	2.27	2.28	2.41	2.41	
6	3.20	2.26	2.26	2.40	2.40	2.52	2.53	2.66	2.66	
7	3.65	2.61	2.61	2.75	2.75	2.87	2.88	3.01	3.01	
8	4.30	3.06	3.06	3.20	3.20	3.32	3.33	3.46	3.46	
9	5.25	3.71	3.71	3.85	3.85	3.97	3.98	4.11	4.11	

注）1. **別表－４**における就業時間別船員供用係数（β）は、就業時間8H［超勤時間0H 深夜時間0H］の場合を除き、**令和７年３月から適用の割増対象賃金比**をもとに算出された就業時間別船員供用係数（β）である。したがって、割増対象賃金比に変更があった場合は、下記**「就業時間別船員供用係数（β）の算出式」**をもとに別途算出するものとする。

2. 就業時間と超勤時間および深夜時間の関係が**別表－４**によらない場合についても、同様に、下記**「就業時間別船員供用係数（β）の算出式」**をもとに別途算出するものとする。

3. 上記船員以外にも潜水士等も対象とする。

就業時間別船員供用係数（β）の算定式

$$\beta = \beta_0 + \frac{1}{8} \times \text{割増対象賃金比} \times (1.25 \times \text{超勤時間数} + 0.25 \times \text{深夜時間数}) \div \text{ワッチ数}$$

（小数３位四捨五入）

β　：時間外手当および深夜手当を考慮した船員供用係数

β_0　：就業８時間の場合の船員供用係数

割増対象賃金比：労務単価に占める割増賃金の対象となる賃金の比率をいう。
ただし、２ワッチにおける超過勤務時間数および深夜労働時間数は、２ワッチの合計の時間数とする。

第１２編　空　港

第１２－１編　空港土木----------12-1
第１２－２編　航空灯火・電気施設----------12-3

令和６年度建設工事積算基準

第１２－１編　空港土木

［1］ 適用基準

空港請負工事積算基準　第1部　空港土木請負工事積算基準　による。

［2］ 独自基準

第１部　空港土木請負工事積算基準

第１編　総則

第１章　総則

①適用範囲等

3.　基準の適用

基準の適用　については以下による。

・建設工事積算基準／第Ⅰ編／第1章／①基準の適用等／1　基準の適用

②請負工事の工事費の構成

2.　工事費の積算価格構成の項目

2－4工事価格の端数処理　については以下による。

・建設工事積算基準／第Ⅰ編／第2章／①直接工事費／5　諸雑費及び端数処理／(2)端数処理／5)

第２章　工事費の積算

①直接工事費

1.　労務費

労務費については、以下による。

・建設工事積算基準／第Ⅰ編／第2章／①直接工事費／3　労務費

2.　材料費

材料費については、以下による。

・建設工事積算基準／第Ⅰ編／第2章／①直接工事費／1　材料費

第８章　工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算

本章については、以下による。

・建設工事積算基準／第Ⅰ編／第10 章　工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算

第９章　設計変更

設計変更については、以下による。

・建設工事積算基準／第Ⅰ編／第13 章　設計変更

第３編　空港

第４章　空港維持・修繕

⑧除雪工

除雪工については適用しない。

第１２－２編　航空灯火・電気施設

［1］ 適用基準

航空灯火施設工事及び電気施設工事積算基準

航空灯火施設工事及び電気施設工事積算標準

島根県航空灯火施設工事及び電気施設工事積算基準等運用指針 による。

［2］ 独自基準

な し

令和６年度建設工事積算基準

第 13 編　農業農村整備

第 1 章　総則----------13- 1
第 2 章　土工----------13-40
第 3 章　共通工----------13-42
第 4 章　コンクリート工----------13-46
第 5 章　基礎工----------13-48
第 6 章　フリューム類据付工----------13-50
第 7 章　河川・水路工----------13-58
第 8 章　管水路工----------13-60
第 9 章　道路工----------13-65
第 10 章　ほ場整備工----------13-66
第 11 章　農地造成工 ----------13-73
第 12 章　コンクリート補修工----------13-75
第 13 章　復旧工----------13-77
第 14 章　仮設工----------13-79
第 15 章　共通仮設----------13-81
第 16 章　施設機械及び電気通信設備----------13-83

令和６年度建設工事積算基準

第１章　総　則

［1］ 適用基準

な し

（土地改良工事積算基準（土木工事）

土地改良事業等請負工事の価格積算要綱、土地改良事業等請負工事積算基準及び

土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準は適用しない。）

［2］ 独自基準

① 総則

1. 適用範囲

本編は、農業農村整備事業の公共工事を請負施工に付する場合における工事費の積算に適用する。

なお、工事費の積算にあたっては、原則として「建設工事積算基準第Ｉ編第１章総則」の規定を適用するものとするが、これによりがたい規定及び農業農村整備事業独自の運用等については、本編に規定する。

また、農業農村整備事業請負工事の工事価格算定については、本編の標準歩掛及び積算参考歩掛を適用するものとするが、本編に定めの無い場合は、「建設工事積算基準」各編等適切な歩掛を適用するものとする。

2. 工種区分

工種区分は工事内容により適切に選定するものとし、別表１のとおりとする。ただし、２種以上の工種内容からなる工事については、それぞれの工種区分により算出した、直接工事費・事業損失防止施設費の合計額が最も大きい工種を適用する。

3. 請負工事の工事費構成

「建設工事積算基準第Ｉ編第１章総則②請負工事の工事費構成」による。

② 工事費の積算

1．直接工事費の積算

直接工事費の積算は「建設工事積算基準第Ⅰ編総則第２章工事費の積算①直接工事費」による。

2．間接工事費の積算

間接工事費は、共通仮設費と現場管理費に区分する。

1）共通仮設費

1）－1　共通仮設費の構成

(1) 事業損失防止施設費

ア　工事施工に起因する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置、撤去及び当該施設の維持管理に要する費用。

イ　事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用。

(2) 運搬費

機械器具等を、その所在する場所又は所在が推定される場所から工事現場内への搬入・搬出(組立・解体を含む。)に要する費用と、機械器具等の工事現場内での小運搬に要する費用とする。

(3) 準備費

ア　準備及び跡片付けに要する費用

イ　調査、測量、丁張等に要する費用

ウ　伐開、除根、除草、整地等に要する費用

(4) 安全費

ア　安全施設に要する費用

イ　安全管理に要する費用

ウ　ア及びイに掲げるもののほか、工事施工上必要な安全対策等に要する費用

(5) 役務費

ア　材料置場等の土地借上げに要する費用

イ　電力、用水等の基本料金

(6) 技術管理費

ア　品質管理のための試験等に要する費用

イ　出来形管理のための測量、写真管理等に要する費用

ウ　工程管理のための資料の作成に要する費用

(7) 営繕費

ア　現場事務所、労務者宿舎、倉庫等の営繕に要する費用

イ　アに係る土地・建物の借上げ費用

ウ　労務者の輸送に要する費用

1）－2　事業損失防止施設費の積算方法

現場条件を的確に把握し必要額を適正に積み上げるものとする。

1）－3　運搬費、準備費、安全費、役務費、技術管理費及び営繕費の積算方法

これら当該費用は別表１の工種区分に基づき、所定の率計算による費用に積み上げ計算による費用を加算して行うものとする。

1　率計算による算定

率計算による算定方法は、別表３に定める各工種の共通仮設費率を用い、次式により算定する。

なお、率の対象項目は別表２に示すとおりである。

当該費用＝対象金額×（共通仮設費率×補正係数）

対象金額＝直接工事費＋事業損失防止施設費＋支給品費＋官貸額＋準備費に含まれる処分費

(1) 下記に掲げる費用は対象金額に含めない。

ア　桁等購入費（簡易組立式橋梁、プレキャストPC桁、プレキャストPC床版、ポンプ、グレーチング床版、合成床版製品費、大型遊具（設計製作品）、光ケーブルの購入費）

イ　上記 ア を支給する場合の支給品費

ウ　鋼桁等の工場製作に係る費用のうちの工場原価

エ．工場製作関係工種のうち材料費（製作費含む）として積算する項目の費用。

「建設工事積算基準第Ⅰ編第２章工事費の積算②間接工事費２．共通仮設費」の別表を参照。

なお、エの費用は現場管理費についても率計算の対象額に含めない。

(2) 対象金額の算式中に記述の支給品費及び官貸額は「直接工事費＋事業損失防止施設費」に含まれるものに限るものとする。

間接工事費等の項目別対象表

間接工事費等		共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
項目 ＼ 対象額		対象額	直接工事費+共通仮設費+支給品費+官貸額=純工事費	純工事費+現場管理費=工事原価
桁等購入費		×	○	○
処分費等		3.その他 2)処分費等の取扱いを参照		
支給品費等	桁等購入費	×	○	×
	一般材料費	○	○	×
	別途製作の製作費	×	×	×
	電力	○	○	×
鋼橋等工場原価		×	×	○
官貸額		○	○	×
現場発生品		×	×	×
価格調査	鋼橋	×	×	○
	コンクリート橋	○	○	○

○は対象とする　×は対象としない

現場発生品とは、同一現場で発生した資材を物品管理法で規定する処理を行わず再使用する場合をいう。

2　共通仮設費率の補正

1) 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正は、別表３の共通仮設費率に別表４の補正係数を乗じるものとする。

ただし、フィルダム及びコンクリートダム工事には適用しない。

なお、補正係数を乗じる場合は、共通仮設費率の端数処理後に係数を乗じて、小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。

2) 災害の発生等により、本基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては、別表４に示す補正係数の他、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定することができるものとする。

3　積み上げ計算による算定

積み上げ計算による算定方法は、別表2に定める項目について現場条件を的確に把握し、必要額を適正に積み上げるものとする。

なお、運搬費の算定は「建設工事積算基準第Ⅰ編第2章工事費の積算②間接工事費2-2運搬費」による。

別表１　工種区分

工種区分	工　種　内　容
ほ場整備工事	農地の区画整理(道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。)工事
農用地造成工事	農用地造成(道路用排水路施設を併せて行うものを含む。)工事
舗装工事	舗装の新設及び修繕工事にあって、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、 アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事
道路改良工事	道路改良工事にあって、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函（管）渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事
水路トンネル工事	新設・改修（支保工、矢板を再建込する作業）及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は推進工法（作業員が内部で作業する推進工法）による工事及びこれに類する工事を含む。
水路工事	用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事{サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路(既製品の大型フリューム等)を含む。}でこれと同時に施工される附帯構造物工事
排水路工事	排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排兼用水路及び土水路で排水路に類似する工事
河川工事	河川工事にあって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。
管水路工事	既製管及びこれに類する既製品(既製品のボックスカルバート等)を用いる水路工事。ただし、畑かん施設工事、管更正工事、推進工法(作業員が内部で作業する推進工法)及びこれに類する工事は除く。
管更正工事	管水路に関する工事にあって、次に掲げる工事 既設管水路の更生工法工事
畑かん施設工事	樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事
干拓工事	ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事(陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。)
海岸工事	海岸工事であって、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(閘)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事であって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(閘)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事
コンクリート補修工事	コンクリートの補修工事であって、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事、ダム及び橋梁（上部・下部）等の補修を除く。

工　種　区　分	工　種　内　容
た　め　池　工　事	ため池を主体とする工事であって、次に類するものを行う工事 堤体、洪水吐、取水施設、土砂吐、緊急放流施設及びこれらに類する工事 ただし、ため池附帯構造物（安全施設工等）に類する工事を主体とする工事は除く。
その他土木工事(1)	コンクリート構造物を主体とする工事であって、次に掲げる工事 橋梁(下部)、樋門(管)、頭首工、用排水機場(下部、基礎)、水路橋(上部・下部)、貯水槽及びこれらに類する工事、電気通信設備工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。
その他土木工事(2)	他のいずれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工事用ボーリング・グラウト、法面工、ため池廃止、ため池附帯構造物（安全施設工等）
フィルダム工事	フィルタイプで本体を主体とする工事
コンクリートダム工事	コンクリートダム本体を主体とする工事(砂防ダムは対象としない。)
河川・道路構造物工事	1.コンクリート橋上部・PC 橋上部(プレキャストセグメントを除く工場既製桁の場合)工事、橋梁の床版工のみの工事 2.床版工（RC 構造及びプレキャスト PC 構造） ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。
Ｐ　Ｃ　橋　工　事	1.工事現場における PC 桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事 2.プレキャストセグメント構造の PC 橋工事
鋼　橋　架　設　工　事	鋼橋等の運搬架設に関する工事にあって、次に掲げる工事 1.鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、道路付属物を除く鋼構造物塗替工(水門、樋門、樋管、排水機場等)、床版工（RC 構造及びプレキャスト PC 構造を除く)、橋梁下部工（鋼製） 2.簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 3.鋼橋撤去工（鋼橋に伴う床版撤去含む） ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。
公　園　工　事	公園及び緑地の造成整備に関する工事にあって、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰棚工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事
トンネル工事	トンネルに関する工事にあって、次に掲げる工事 1.トンネル工事 2.施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は供用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く
橋　梁　保　全　工　事	橋梁（上部工、下部工）に関する全ての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物工の修繕工事（塗装、舗装打ち換え等は除く）

別表２　共通仮設費率適用範囲

項　目	率　の　対　象　項　目
運搬費	1　建設機械器具の運搬等に要する費用 （1）質量 20t 未満の建設機械の搬入、搬出(組立・解体を含む)に要する費用 （2）器材等(型枠、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板(積上げ計上分を除く)、橋梁ベント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設桁設備、排砂管、トレミー管等)の搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用 （3）建設機械の自走による運搬に要する費用 （4）建設機械等の日々回送(分解・組立、輸送)に要する費用 （5）建設機械の現場内小運搬に要する費用
準備費	1　準備及び跡片付けに要する費用 （1）準備に要する費用 （2）現場の跡片付け、清掃、踏み荒らしに対する復旧等に要する費用 2　調査・測量、丁張等に要する費用 （1）工事施工に必要な測量及び丁張に要する費用 （2）縦、横断面図の照査等に要する費用 （3）用地幅杭等の仮移設等に要する費用 3　準備として行う以下に要する費用 （1）ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐開に要する費用（チェーンソー等による伐採作業を除く） （2）除根、除草、整地、段切り（ため池及びダムの堤体部を除く）、すりつけ等に要する費用 なお、伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積込み作業を含む。（農用地造成工事の伐開、除根、除草等に要する費用を除く） また、伐開、伐採の定義については、「建設工事積算基準第Ⅰ編第２章②間接工事費２共通仮設費２－３準備費（３）」による。 （3）型枠及び足場等仮設資材の処分費用 （4）セメント袋や通常の土のう袋の処分費（直接工事費に積上げた大型土のう袋やフレコンバックの処分に要した費用は含まない。）
安全費	1　工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 2　不稼働日の保安要員等の費用 3　標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート等の安全施設類の設置・撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料 4　夜間作業を行う場合における照明に要する費用(大規模な照明施設を必要とする広範なダムエ事及びトンネル本体工事を除く) 5　河川、海岸工事における救命艇に要する費用 6　酸素欠乏症の予防に要する費用 7　粉塵作業の予防に要する費用（「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」によるトンネル工事の粉塵発生源に係る措置の各設備、「鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」に伴う各ばく露防止対策は、仮設工に計上する） 8　トンネル等における防火安全対策に要する費用 9　安全用品等に要する費用（墜落防止用器具（フルハーネス型）を含む） 10 安全委員会等に要する費用
役務費	
技術管理費	1　共通仕様書の品質管理基準に規定している試験区分「必須」「その他」の各種試験に要する費用 2　出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用 3　工程管理のための資料の作成等に要する費用 4　工事完成図書類の作成及び電子納品等に要する費用 5　建設材料の品質記録保存に要する費用 6　コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用 7　コンクリートのひび割れ調査及びテストハンマーによる強度推定調査に要する費用 8　ＰＣ上部工・アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用 9　塗装膜厚施工管理に要する費用 10 施工管理で使用するＯＡ機器の費用（情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料）を含む） 11 建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用
営繕費	1　現場事務所、労働者宿舎、倉庫等の営繕(設置・撤去、維持・修繕)に要する費用 2　1に係る土地・建物の借上げに要する費用 3　労働者を日々当該現場に送迎輸送するために要する費用(海上輸送等での労働者の輸送に要する費用は除く) 4　火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の営繕(設置・撤去、維持・補修、土地の借上げ)に要する費用(フィルダム及びコンクリートダム工事)

率に別途加算できる項目	項目
1　建設機械器具の運搬等に要する費用 （1）質量 20t 以上の建設機械の貨物自動車等による搬入、搬出(組立・解体を含む)に要する費用 （2）器材のうち、スライディングセントルの搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用 2　仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、たて込み簡易土留、敷鉄板等)の運搬に要する費用 3　干拓工事、海岸工事に係る工事の施工に必要な船舶等の回航に要する費用 4　重建設機械の分解・組立及び輸送に関する費用（運搬中の本体賃料・損料及び分解・組立時の本体賃料を含む） 5　建設機械器具、仮設材及び重建設機械の輸送における自動車航送船使用料に要する費用（運搬中の本体賃料・損料を含む） 6　その他、工事施工上必要な建設機械器具の運搬等に要する費用	運搬費
1　伐開、除根、除草等に伴い発生する建設廃棄物等の工事現揚外への搬出及び処理に要する費用（率に別途加算する項目については「建設工事積算基準第Ⅰ編第２章②間接工事費２共通仮設費２－３準備費（２）積算方法伐採作業等の項目別対象表」による） 2　伐開、除根、除草等に要する費用(農用地造成工事) 3　チェーンソー等により樹木を伐採するための費用 4　照査等に特別な機器や作業が必要となる場合の費用 （1）コンクリート補修工事に係る設計図書の照査（補修範囲の確認等）に伴う高圧洗浄機等による洗浄作業に要する費用 （2）地下埋設物等を確認するための試掘に要する費用 5　大型土のう袋やフレコンバックの処理費用 6　その他、工事施工上必要な準備等に要する費用	準備費
1　特記仕様書、設計図書等により条件明示される費用 （1）鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入口等に配置する安全管理要員等に要する費用 2　干拓工事、海岸工事において、危険区域等で工事を施工する場合の水雷・傷害保険料 3　高圧作業の予防に要する費用 4　河川及び海岸の工事区域に隣接して航路がある場合の安全標識、警戒船運転に要する費用 5　ダム工事における岩石掘削時に必要な発破監視のための費用 6　その他、工事施工上必要な安全対策等に要する費用 7　粉塵作業の予防に要する費用のうち、呼吸用保護具等の費用及び飛散防止対策の費用	安全費
1　現場工作場、材料置場等の土地借上げに要する費用(営繕に係る用地は除く) 2　電力、用水等の基本料金 3　電力設備用工事負担金	役務費
1　特別な品質管理等に要する費用 （1）管水路における水圧試験及び漏水試験に要する費用 （2）土質試験（共通仕様書の品質管理基準に記載されている項目以外の試験）に要する費用 （3）コンクリート補修工事における品質管理試験（共通仕様書の品質管理基準に記載されている項目以外の試験）に要する費用 2　現揚条件等により積上げを要する費用 （1）軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定取りまとめに要する費用 （2）試験盛土等の工事に要する費用 （3）施工前に既設構造物の配筋状況の確認に用いる特別な機器（鉄筋探査器等）に要する費用 （4）コンクリート補修工事における事前試験に要する費用 3　歩掛調査及び諸経費動向調査に要する費用 4　共通仕様書の品質管理基準に記載されていない試験及び基準に規定する回数以上の試験を仕様書等で指示した場合に要する費用 5　ICT 建設機械に要する以下の費用 （1）保守点検 （2）システム初期費 （3）３次元起工測量・３次元設計データの作成費用 6　その他特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用	技術管理費
1　火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の営繕(設置・撤去、維持・補修、土地の借上げ)に要する費用 (フィルダム及びコンクリートダム工事を除く) 2　海上輸送等での労働者の輸送に要する費用 3　その他、工事施工上必要な営繕等に要する費用	営繕費

別表３　共通仮設費率

1-（1）

対象金額 / 適用区分 / 工種区分	300 万円以下	300 万円を超え 10 億円以下		10 億円を超えるもの
	下記の率とする	2 の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		a	b	
ほ場整備工事	13.28%	117.0	-0.1459	5.69%
農用地造成工事	15.63%	142.9	-0.1484	6.60%
水路トンネル工事	22.74%	518.8	-0.2097	6.73%
水路工事	12.45%	91.3	-0.1336	5.73%
排水路工事	13.22%	104.0	-0.1383	5.92%
管水路工事	13.78%	151.6	-0.1608	5.41%
畑かん施設工事	13.17%	62.5	-0.1044	7.18%
コンクリート補修工事	12.01%	119.4	-0.1540	4.91%
ため池工事	14.20%	41.3	-0.0716	9.37%
その他土木工事（１）	18.70%	349.9	-0.1964	5.98%
その他土木工事（２）	15.77%	124.8	-0.1387	7.05%

1-（2）

対象金額 / 適用区分 / 工種区分	600 万円以下	600 万円を超え 10 億円以下		10 億円を超えるもの
	下記の率とする	2 の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		a	b	
河川工事	12.53%	238.6	-0.1888	4.77%
海岸工事	13.08%	407.9	-0.2204	4.24%
道路改良工事	12.78%	57.0	-0.0958	7.83%
舗装工事	17.09%	435.1	-0.2074	5.92%
管更正工事	10.24%	330.0	-0.2225	3.28%
河川・道路構造物工事	20.77%	1,228.3	-0.2614	5.45%
鋼橋架設工事	38.36%	10,668.4	-0.3606	6.06%
ＰＣ橋工事	27.04%	1,636.8	-0.2629	7.05%
公園工事	10.80%	48.0	-0.0956	6.62%

1-（3）

対象金額 / 適用区分 / 工種区分	600 万円以下	600 万円を超え 20 億円以下		20 億円を超えるもの
	下記の率とする	2 の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		a	b	
干拓工事	13.28%	552.0	-0.2388	3.32%

1-（4）

対象金額 / 適用区分 / 工種区分	1,000 万円以下	1,000 万円を超え 20 億円以下		20 億円を超えるもの
	下記の率とする	2 の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		a	b	
トンネル工事	28.71%	4,164.9	-0.3088	5.59%

1-（5）

対象金額 / 適用区分 / 工種区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
	下記の率とする	2 の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		a	b	
フィルダム工事	7.57%	43.7	-0.0898	5.88%
コンクリートダム工事	13.77%	3,064.8	-0.2769	6.32%

1-（6）

対象金額 / 適用区分 / 工種区分	600万円以下	600万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの
	下記の率とする	2の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		a	b	
橋梁保全工事	27.32%	7,050.2	-0.3558	6.79%

2. 算定式は次によるものとする。

$Y = a \cdot X^{b}$

ただし、Y：共通仮設費率(%)

X：対象金額(円)

a、b：変数値

(注)Yの値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表４　共通仮設費率の補正

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分	対象		
一般交通影響有り（１）－１	舗装工事 橋梁保全工事	２車線以上（片側１車線以上）かつ交通量（上下合計）が 5,000 台/日以上の車道において，車線変更を促す規制を行う場合。 ただし，常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.4	1
一般交通影響有り（２）－１	舗装工事 橋梁保全工事	一般交通影響有り（１）以外の車道において，車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）		
市街地（DID 補正）（１）－１	舗装工事 橋梁保全工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。		
市街地（DID 補正）（１）－２	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.3	2
一般交通影響有り（１）－２	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）	２車線以上（片側１車線以上）かつ交通量（上下合計）が 5,000 台/日以上の車道において，車線変更を促す規制を行う場合。 ただし，常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	3
一般交通影響有り（２）－２	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）	一般交通影響有り（１）以外の車道において，車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.2	4
市街地（DID 補正）（１）－３	鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	5
山間僻地及び離島	全ての工種（※1）	施工箇所が島根県人事委員会規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区，及びこれに準ずる地区の場合（※2）。	1.3	6
中山間地域	河川・道路構造物工事、鋼橋架設工事、PC 橋工事、公園工事、トンネル工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）（注）	農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合	1.2	7

※1 フィルダム及びコンクリートダム工事は適用しない。

※2 雲南市吉田町，飯南町，川本町，美郷町，邑南町，浜田市旭町・弥栄町，益田市匹見町，吉賀町及び離島が該当する。

（注）１．市街地とは，施工地域が人口集中地区（ＤＩＤ地区）及びこれに準ずる地区をいう。

なお，ＤＩＤ地区とは，総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人／㎢以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。（松江市、出雲市、益田市、浜田市、安来市の一部）

これに準ずる地区とは、総務省が規定する「準人口集中地区」をいう。

２．中間農業地域と山間農業地域は、農林水産省大臣官房統計部で整理している「農業地域類型一覧表」に示す旧市区町村名に該当する地域をいう。なお、詳細は農林水産省ホームページを参照されたい。

【https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki_ruikei/setsumei.html】

３．適用条件の複数に該当する場合は，適用優先順に従い決定するものとする。

その他〔細部運用〕
①補正値は、現場条件の変更により設計変更ができる。

参考　島根県内の中間農業地域および山間農業地域
※灰色着色部が中間農業地域および山間農業地域

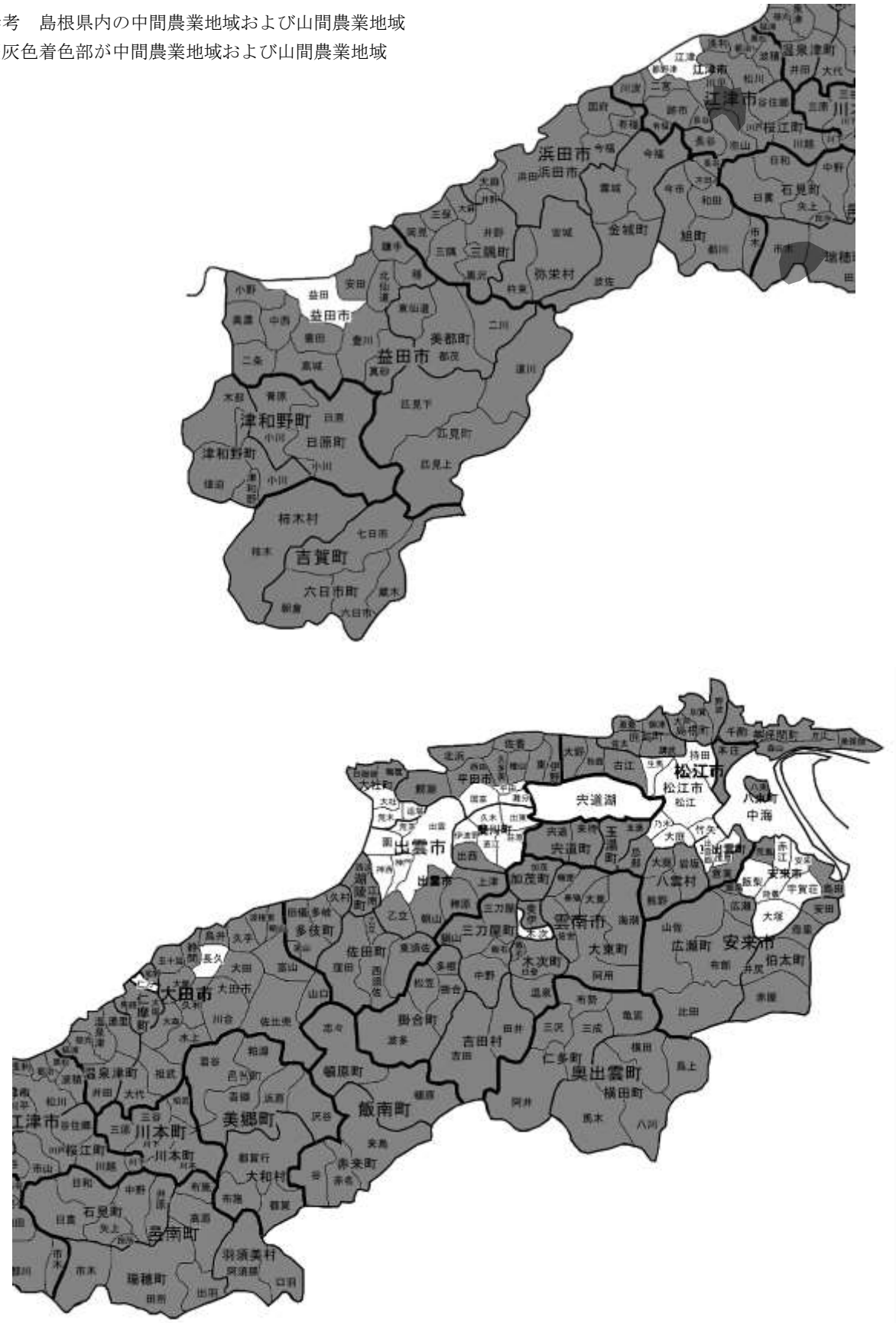

2）現場管理費

2)－1　現場管理費の構成

(1) 労務管理費

現場労務者に係る次の費用

（ア）募集及び解散に要する費用(赴任旅費及び解散手当を含む。)

（イ）慰安、娯楽及び厚生に要する費用

（ウ）直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業被服の費用

（エ）賃金以外の食事、通勤等に要する費用

（オ）労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用

(2) 安全訓練等費

現場労務者の安全・衛生に要する費用、研修訓練等に要する費用

(3) 従業員給料手当

現場従業員の給料、諸手当(危険手当、通勤手当、火薬手当等)及び賞与等の費用。ただし、本店及び支店で経理される派遣会社役員等の報酬・運転者、世話役等で純工事費に含まれる現場従業員の給料等は除く。

(4) 退職金

現場従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額

(5) 法定福利費

現場従業員及び現場労務者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額

(6) 福利厚生費

現場従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生、文化活動等に要する費用

(7) 事務用品費

事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費

(8) 通信交通費

通信費、交通費及び旅費

(9) 動力用水光熱費

事務所及び宿舎等で使用される電力、水道、ガス等の費用(基本料金を含む。)

(10) 交際費

現場への来客等の応対に要する費用

(11) 補償費

工事施工に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音、振動、濁水、交通騒音等による事業損失に係る補償費。ただし、臨時にして巨額なものは除く。

(12) 租税公課

固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課。ただし、機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。

(13) 保険料

自動車保険(機械器具等損料に計上された保険料を除く。)、工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険その他の損害保険の保険料

(14) 外注経費

工事を専門業者等に外注する場合に必要となる経費

(15) 工事登録等費

工事実績の登録等に要する費用

(16) 公共事業労務費調査に要する費用

(17) 雑費

(1) から (16) までに属さない諸費

2)－2　現場管理費の積算方法

現場管理費は 1）共通仮設費、別表 1 の工種区分に従い、別表５により求めた現場管理費率で次式により算定する。

現場管理費＝対象金額×（現場管理費率×補正係数）

対象金額＝純工事費（直接工事費＋共通仮設費）＋支給品費＋官貸額

2)－3　現場管理費率の補正

1) 施工地域、施工場所を考慮した現場管理費率の補正については、別表６の補正係数を乗じるものとする。ただし、フィルダム及びコンクリートダム工事には適用しない。

なお、補正係数を乗じる場合は、現場管理費率の端数処理後に係数を乗じて、小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。

2) 災害の発生等により、本基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては、別表６に示す補正係数の他、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定することができるものとする。

別表５　現場管理費率

(1) -a

対象金額 / 適用区分 / 工種区分	300 万円以下	300 万円を超え 10 億円以下		10 億円を超えるもの
	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		a	b	
ほ場整備工事	43.14%	227.2	-0.1114	22.58%
農用地造成工事	32.15%	53.3	-0.0339	26.40%
水路トンネル工事	34.52%	72.0	-0.0493	25.92%
水路工事	45.55%	545.7	-0.1665	17.32%
排水路工事	32.47%	106.1	-0.0794	20.47%
管水路工事	29.27%	79.5	-0.0670	19.83%
畑かん施設工事	34.53%	154.8	-0.1006	19.25%
コンクリート補修工事	37.49%	173.7	-0.1028	20.63%
ため池工事	42.81%	171.1	-0.0929	24.95%
その他土木工事（１）	40.09%	201.9	-0.1084	21.36%
その他土木工事（２）	36.71%	99.7	-0.0670	24.87%

(1) -b

対象金額 / 適用区分 / 工種区分	700 万円以下	700 万円を超え 10 億円以下		10 億円を超えるもの
	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		a	b	
河川工事	44.05%	1118.2	-0.2052	15.91%
海岸工事	28.11%	100.3	-0.0807	18.84%
道路改良工事	34.09%	76.4	-0.0512	26.44%
舗装工事	40.83%	598.0	-0.1703	17.54%
管更正工事	35.56%	178.6	-0.1024	21.39%
河川・道路構造物工事	43.11%	402.3	-0.1417	21.34%
鋼橋架設工事	48.86%	265.1	-0.1073	28.69%
ＰＣ橋工事	31.06%	111.0	-0.0808	20.80%
公園工事	43.09%	347.3	-0.1324	22.34%

(1) -c

対象金額 / 適用区分 / 工種区分	700 万円以下	700 万円を超え 20 億円以下		20 億円を超えるもの
	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		a	b	
干拓工事	25.14%	129.7	-0.1041	13.95%

(1) -d

対象金額 / 適用区分 / 工種区分	1,000 万円以下	1,000 万円を超え 20 億円以下		20 億円を超えるもの
	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		a	b	
トンネル工事	45.56%	189.4	-0.0884	28.52%

(1) -e

対象金額 / 適用区分 / 工種区分	3 億円以下	3 億円を超え 50 億円以下		50 億円を超えるもの
	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		a	b	
フィルダム工事	34.59%	154.9	-0.0768	27.87%
コンクリートダム工事	31.19%	35.0	-0.0059	30.68%

(1) -f

対象金額 / 適用区分 / 工種区分	700 万円以下	700 万円を超え 3 億円以下		3 億円を超えるもの
	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		a	b	
橋梁保全工事	65.88%	1465.2	-0.1968	31.45%

(2)算定式は次によるものとする。

$Y = a \cdot X^{b}$

Y：現場管理費率(%)　　X：対象金額(単位:円)

a、b：変数値

(注)Yの値は小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする

別表６　現場管理費率の補正

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分	対象		
一般交通影響有り（１）－１	舗装工事 橋梁保全工事	２車線以上（片側１車線以上）かつ交通量（上下合計）が 5,000 台/日以上の車道において，車線変更を促す規制を行う場合。 ただし，常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.2	1
一般交通影響有り（２）－１	舗装工事 橋梁保全工事	一般交通影響有り（１）以外の車道において，車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）		
市街地（DID 補正）（１）－１	舗装工事 橋梁保全工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。		
市街地（DID 補正）（１）－２	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	2
一般交通影響有り（１）－２	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）	２車線以上（片側１車線以上）かつ交通量（上下合計）が 5,000 台/日以上の車道において，車線変更を促す規制を行う場合。 ただし，常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	3
一般交通影響有り（２）－２	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）	一般交通影響有り（１）以外の車道において，車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.1	4
市街地（DID 補正）（１）－３	鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	5
山間僻地及び離島	全ての工種（※1）	施工箇所が島根県人事委員会規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区，及びこれに準ずる地区の場合（※2）。	1.0	6
中山間地域	河川・道路構造物工事、鋼橋架設工事、PC 橋工事、公園工事、トンネル工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）（注）	農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合	1.1	7

※1 フィルダム及びコンクリートダム工事は適用しない。

※2 雲南市吉田町，飯南町，川本町，美郷町，邑南町，浜田市旭町・弥栄町，益田市匹見町，吉賀町及び離島が該当する。

（注）１．市街地とは，施工地域が人口集中地区（ＤＩＤ地区）及びこれに準ずる地区をいう。

なお，ＤＩＤ地区とは，総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が 4,000 人／km2 以上でその全体が 5,000 人以上となっている地域をいう。（松江市、出雲市、益田市、浜田市、安来市の一部）

これに準ずる地区とは、総務省が規定する「準人口集中地区」をいう。

２．中間農業地域と山間農業地域は、農林水産省大臣官房統計部で整理している「農業地域類型一覧表」に示す旧市区町村名に該当する地域をいう。なお、詳細は農林水産省ホームページを参照されたい。【https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki_ruikei/setsumei.html】

３．適用条件の複数に該当する場合は，適用優先によるが，共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。

その他〔細部運用〕

①補正値は、現場条件の変更により設計変更ができる

3．その他

1）支給品費及び官貸額の内容及び算定

1）-1　支給品費

（1）支給品費とは、無償で支給する材料を時価で換算した費用である。

（2）支給品には支給電力を含むものとする。

（注）「時価」とは一般資材においては、設計時の類似価格（取得価格）とするが、鋼矢板及びH形鋼等を無償で支給する場合は、設計時の類似価格の 90%若しくは中古品相当額を言う。

1）-2　官貸額

官貸額とは、無償で貸与する機械等の償却費等相当額で次式により算定する。

官貸額＝(無償で貸与する機械等と同機種・同型式の機械損料)－(無償で貸与する機械等の機械損料)

なお、上記の各機械損料は、「⑮請負工事機械経費積算要領」による。

2）処分費等の取扱い

処分費等とは下記のものとし、処分費等を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、次表のとおりとする。

（1）処分費(再資源化施設の受入費を含む)

（2）有料道路利用料

（3）建設発生土を有料処分地で処分する場合の費用

区　　分	処分費等が共通仮設費対象金額の 3%以下でかつ処分費等が 3 千万円以下の場合	処分費等が共通仮設費対象金額の 3%を超える場合、または処分費等が 3 千万円を超える場合
共通仮設費 現場管理費 一般管理費等	処分費等は全額を率の対象とする。	処分費等は共通仮設費対象金額の 3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は、3 千万円を上限とする。

（注）1．表中の処分費等は準備費に含まれる処分費を含む。

2．準備費に含まれる処分費は、伐開、除根等に伴うものである。

3．処分費を計上する場合は、「建設工事積算基準第Ⅰ編第 2 章工事費の積算②間接工事費 2 共通仮設費 2-3 準備費」による。

4．これにより難い場合は、別途考慮する。

なお、産業廃棄物減量税の取扱いについては、平成 18 年 9 月 13 日付技第 290 号による。

③ 一般管理費等及び消費税等相当額

「建設工事積算基準第Ⅰ編第３章一般管理費等及び消費税等相当額」による。

④ 随意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費等の調整について

「建設工事積算基準第Ⅰ編第４章随意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費等の調整について」による。

⑤ 数値基準等

「建設工事積算基準第Ⅰ編第５章数値基準等」によるものとし、これに記載の無いものについては農林水産省制定「土地改良工事数量算出要領(案)」による。

⑥ 建設機械運転労務等

1. 建設機械運転労務
「建設工事積算基準第Ⅰ編第６章建設機械運転労務等①建設機械運転労務」による。

2. 原動機燃料消費量
「建設工事積算基準第Ⅰ編第６章建設機械運転労務等②原動機燃料消費量」による。

3. 機械運転単価表
「建設工事積算基準第Ⅰ編第６章建設機械運転労務等③機械運転単価表」によるほか、下表による。

機－農１　運転１時間当り単価表

名　称	規　格	単位	数　量	摘　要
運転手(一般)		人		
燃料費		ℓ		
機械損料 1(　)		h	1	
機械損料 2(　)		〃	1	
計				

(注)機械損料の(　)内には、機械名を記入する。

機－農２　運転１日当り単価表

施工単価コード	SSMN9302

名　称	規　格	単位	数　量	摘　要
運転手(特殊)		人	1	
燃料費		ℓ		
機械損料		日	1	
計				

4. 一般事項

「建設工事積算基準第Ⅰ編第 6 章建設機械運転労務等④一般事項」による。

ただし、表－2 運転労務適用職種一覧に下表を追加する。

機　　種	規　　格	運 転 手		特殊作業員	備　考
		特殊	一般		
除 礫 機 械 (自 走 式)	機械質量 3.0t 未満	－	－	○	
	機械質量 3.0t 以上	○	－	－	
ト　レ　ン　チ　ャ	機械質量 3.0t 未満	－	－	○	
	機械質量 3.0t 以上	○	－	－	

⑦ 土木請負工事の特許使用料の積算

「建設工事積算基準第Ⅰ編第 7 章土木請負工事の特許使用料の積算」による。

⑧ 時間的制約を受ける公共土木工事の積算

「建設工事積算基準第Ⅰ編第 8 章時間的制約を受ける公共土木工事の積算」による。

⑨ 土木請負工事における現場環境改善費の積算

１ 対象となる内容は次のとおりとする。

工事に伴い実施する現場環境改善（仮設備関係、営繕関係、安全関係）及び地域連携に関するものを対象とする。

２ 適用の範囲

周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、農家との調整、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則全ての屋外工事を対象とする。。ただし、施設機械工事（電気通信設備工事、鋼橋架設工事は除く）、建築工事及び実施が困難又は効果が期待できない工事については、対象外とする。

３ 積算方法

（１）現場環境改善費の積算は、以下の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な内容を行う場合は積上計上とする。

ア 積算方法は以下のとおりとし、現場環境改善費に計上するものとする。

$K = i \cdot Pi + \alpha$

ただし、K：現場環境改善費（単位：円、1,000 円未満切り捨て）

i ：現場環境改善費率（単位：％、小数第３位四捨五入２位止め）

Pi：対象額（直接工事費「処分費等を除く」＋支給品費＋官貸額）

α ：積上げ計上分（単位：円、1,000 円未満切り捨て）

（令和７年４月３０日まで適用）

対象額：Pi		現場環境改善費率：i （％）
直接工事費 （処分費等を除く） ＋ 支給品費 ＋ 官貸額	５億円以下の場合	$i=203.6 \cdot Pi^{-0.3077}$
	５億円を超える場合	0.43

（令和７年５月１日以降適用）

対象額：Pi		現場環境改善費率：i （％）
直接工事費 （処分費等を除く） ＋ 支給品費 ＋ 官貸額	５億円以下の場合	$i=504.2 \cdot Pi^{-0.3533}$
	５億円を超える場合	0.43

イ 率の計上されるものは、別表の実施する内容のうち、原則として、各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに１内容ずつ（ただし、いずれか１費目のみ２内容）の合計５つの内容を基本とした費用である。

実施内容が、標準的な現場環境改善で５項目未満となる場合、その費用は「物価資料」または「見積もり」等を参考に適切に計上すること。

また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組合せ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。

ウ 積上げ計上分（α）に計上されるものは、現場環境改善費率で計上することが適当でないと判断されるものの費用である。

エ 現場環境改善費率は現場環境改善費の各費目を１本化した全体での率である。

オ 現場環境改善に関する費用の対象額は５億円を限度とする。

（２） 設計変更について

率に計上されるものについては、設計変更を行わないものとする。ただし、対象金額（Pi）の変動に伴う現場環境改善費率ｉは変更される。また、積上げ計上分（α）については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

（３） その他

現場環境改善費の算定に際し、必要な事項については「土木請負工事における現場環境改善費の積算要領（農業農村整備事業版）」による。

【別表】

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	用水・電力等の供給設備 緑化・花壇 ライトアップ施設 見学路及び椅子の設置 昇降設備の充実 環境負荷の低減
営繕関係	現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 労働者宿舎の快適化 デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 現場休憩所の快適化 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 盗難防止対策（警報器等） 携帯電話の圏外地域における非常時の通信手段確保（衛星電話等） 現場の施設や設備に対する避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	完成予想図 工法説明図 工事工程表 デザイン工事看板（各工事ＰＲ看板含む） 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 パンフレット・工法説明ビデオ 社会貢献 地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む）

⑩ 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算

受注者の責めに帰すことができないものにより、設計図書の変更等に伴う一時中止や工期を延長（以下「工期延長等」という。）した場合の増加費用等の負担については，下記により積算するものとする。

記

1　対象工事

（1）発注者が、建設工事請負契約書により必要があると認め、設計図書の変更を行い、工期の延長等を行う工事とする。

2 この通知において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）現場搬入済の材料、機械等・・・中止以前に工事現場に到着又は搬送手配済の材料、機械等

（2）期間要素を考慮して・・・中止指示時点（以下「中止時点」という。）における当該工事の設計書（打合簿指示内容を含む。以下「元設計」という。）において、供用されている期間の長さによって積算額が変わるものとして、取り扱われている材料、機械等

3 請負代金額又は工期の変更

工事の工期延長等をした場合において、「必要があると認められる」ときは、請負代金額又は工期が変更されなければならない。

4 工事を中止させる場合の指示等

発注者は、工事を中止させる場合においては、中止の対象となる工事内容、工事区域及び中止期間の見通し等を受注者に通知するとともに、工事現場を適正に維持管理するために最小限必要な管理体制等を指示するものとする。

5 基本計画書

（1）受注者は、工事を中止した場合においては、下記事項を明らかにした中止期間の工事現場の維持・管理等に関する基本計画書（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し協議する。

ア 中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具

イ 中止に伴う工事現場の体制の縮小計画

ウ 中止期間における工事現場の維持管理計画

エ 工事の再開準備計画

（2）中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとし、受注者は、基本計画書においてこの旨を明らかにするものとする。

（3）受注者は、基本計画書の承諾を得た後において、発注者が新たに指示等をした事項又は受発注者協議により発注者が必要と認めた事項を反映した基本計画書を提出し発注者の承諾を得るものとする。

（4）基本計画書の作成にあたっては、再開に備えての方策や中止に伴い発生する増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないようにする。

6 工期短縮計画書

（1）発注者は、中止期間の解除にあたり工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議し合意を図る。

（2）受注者は、発注者からの協議に基づき工期短縮を行う場合は、その方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行う。

（3）協議にあたっては、工期短縮に伴う増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識の相違が生じないようにする。

7 工期延長等に伴う増加費用

（1）工期延長等に伴う増加費用の算定は、受注者が工事現場の維持等に要した費用の明細書（以下「明細書」という。）を基本計画書に基づき実施した結果として要した費用により作成し、これに基づき、費用の必要性・数量などを受発注者協議して行うものとする。

（2）増加費用の各構成費目は、原則として、工期延長等に要した費目の内容について積算するものとし、再開以降の工事にかかる増加費用については、従来どおり設計変更を行うものとする。

（3）工期延長等に伴い発注者が新たに受取対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更を行うものとする。

８ 増加費用の考え方

（１）本工事施工中に工期延長等をした場合の費用

増加費用の適用は、工期延長等に伴う増加費用について受注者から請求があった場合に適用する。

増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用及び工期延長等となる場合の費用及び工期短縮を行った場合の費用とする。

ア 工事現場の維持に要する費用

工事現場の維持に要する費用とは、工期延長等に伴う工事現場の維持又は工事の再開に備えた機械器具、労務者及び現場常駐の従業員（専門職を含む。以下同じ。）の保持に必要となる費用等とする。

イ 工事現場の体制の縮小に要する費用

工事現場の体制の縮小に要する費用とは、中止指示時点における工事現場の体制から中止期間中における工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者及び現場常駐の従業員の配置転換に要する費用等とする。

ウ 工事の再開準備に要する費用

工事の再開準備に要する費用とは、工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者及び現場常駐の従業員の転入に要する費用等とする。

エ 工期延長等となる場合の費用

工期延長等となる場合の費用とは、工期延長等となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用及び仮設諸機材の損料等に要する費用等とする。

オ 工期短縮を行った場合の費用

工期短縮を行った場合の費用とは、工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等含む）に起因する場合の工期短縮に要する費用等とする。なお、工期短縮の要因が受注者に起因する場合は、増加費用を見込まないものとする。

（２）契約後準備工着手前に工期延長等をした場合

ア 契約後準備工着手前とは、契約締結後で現場事務所及び工事看板が未設置であり、材料等が未手配の状態で、測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。

イ 発注者は、契約後準備工着手前に準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の工期延長等を受注者に通知する。

ウ 工期延長等に伴う増加費用は計上しない。

（３）準備工期間に工期延長等をした場合の費用

ア 準備工期間とは、契約締結後で現場事務所及び工事看板を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいう。

イ 発注者は、準備工期間中に本体工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の工期延長等を受注者に通知する。

ウ 増加費用は、安全費、営繕費及び現場管理費等が想定されるので、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量などを受発注者が協議して決定する。

９ 増加費用の設計書における取扱い

増加費用は、工事の設計書の中に「工期延長等に伴う現場維持等の費用」として、原契約の請負工事費とは別に計上するものとする。ただし、設計書の上では、原契約に係る請負工事費と増加費用の合算額を請負工事費とみなすものとする。

10 増加費用の事務処理上の取扱い

（１）増加費用は、原契約と同一の予算科目をもって、設計変更の例にならい、変更契約するものとする。

（２）増加費用は、受注者の請求があった場合に負担するものとする。

（３）増加費用の積算は、工事再開後速やかに受発注者が協議して行うものとする。

11 増加費用の構成

工期延長等に伴う現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。

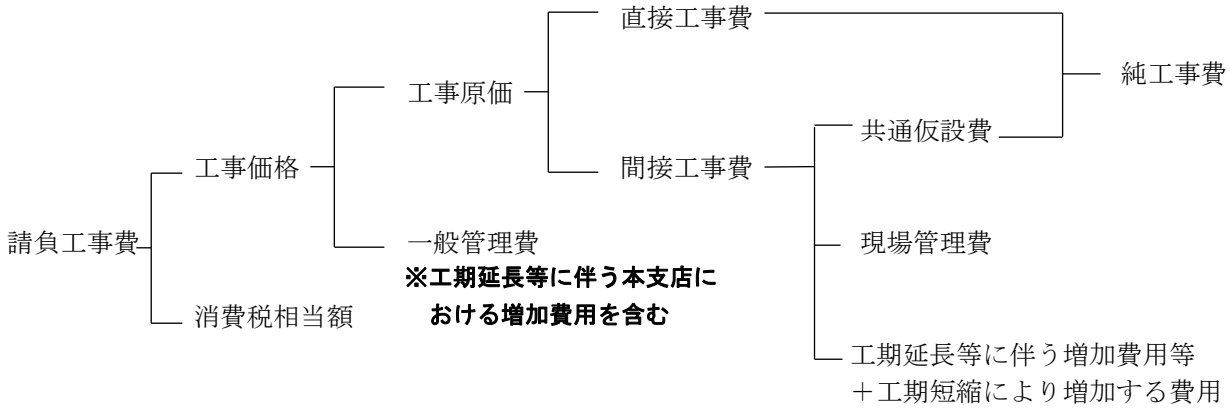

増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象に算定することとし、算定方法は、工事の工期延長等の期間が３か月以内は標準積算により算定し、工事の工期延長等の期間が３か月を超える場合など、標準積算により難い場合は、受注者から増加費用に係る見積を求め、受発注者間で協議して増加費用を算定する。

12 工期延長等に伴う現場維持等に要する費用

（１）工期延長等に伴う現場維持等に要する費用として積算する内容は以下の積上げ項目及び率項目とし、増加費用の構成費目は、次のとおりとする。

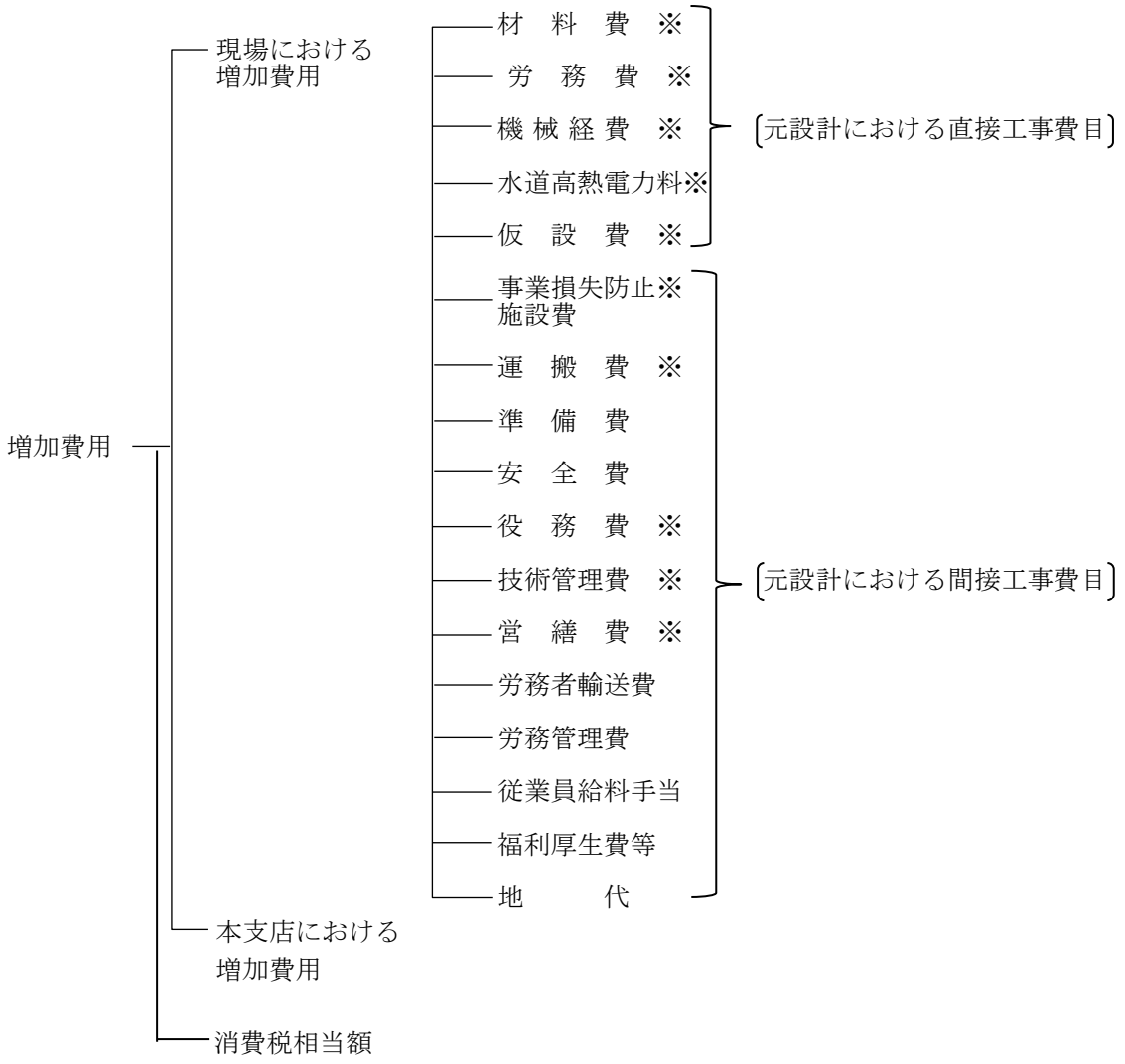

※積上げ項目

運搬費及び営繕費については、別表の率に別途加算できる項目を対象に積上げとする。

（２）増加費用の費目に係る積算の内容は次のとおりとする。

ア 現場における増加費用

（ア）材料費

a 材料の保管等の費用

工事を工期延長等したために、元設計の直接工事費の計上されている現場搬入済の材料を発注者が倉庫等（受注者が工事現場に設置したものを除く。）へ保管する必要があると認めた場合の材料の保管料及び入出庫手数料とする。

なお、保管した材料の数量、期間、単価等の確認に基づき必要額を算定する。

b 他の工事現場へ転用した材料の運搬費

工事を工期延長等したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の材料の運搬費用とする。

なお、当該工事現場から他の工事現場まで運搬した費用を算定する。

c 直接工事費に計上された材料の損料等

元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の工期延長等に伴う損料額及び補修費用とする。

なお、費用に当たっては次式により算定する。

材料損料＝工期延長等期間×供用１日（又は１月）当り損料

（イ）労務費

a 工事現場の維持に必要な労務費

作業を伴わない作業員の労務費は、原則として計上しないものとする。

ただし、必要な作業員を確保しておくべき特別な事情（トンネル、潜函等の特殊な工事）があり受発注者協議により工事現場に労務者を常駐させた場合はその費用とする。

なお、現場に労務者を常駐させた場合の労務費は、次式により算定する。

労務費＝延人員×職種別労務単価

b 他職種に転用した場合の労務費差額

工事現場の保安等のために、受発注者協議により工事現場に常駐させた、トンネル、潜函工などの特殊技能労働者が、職種外の普通作業等に従事した場合の本来の職種と従事した職種の発注者の設計上の単価差額の労務費用とする。

なお、本来の職種外の作業に従事した場合の単価差額は、次式により算定する。

単価差額＝延人員×（本来職種労務単価－従事した職種労務単価）

（ウ）水道光熱電力料

工事現場に設置済の施設を工事現場の維持のため、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により工期延長等の要因発生後、再開までの間に稼働（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用とする。

（エ）機械経費

a 工事現場に存置する機械の費用

現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用とする。

（ａ）工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費（組立、解体費を含む。）が工事現場に存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組立、解体費、賃料・損料、管理費を含む）とする。

なお、工事現場に存置する機械の費用は、次式により算定する。

機械存置費＝工期延長等期間×供用１日当り損料

（ｂ）発注者が工事現場の維持のため必要があると認めて指示した機械の運転に要する費用とする。

（オ）仮設費

a 仮設諸機材の損料

現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮しているものと同等と認められる仮設諸機材の工期延長等に係る損料及び維持補修の増加費用とする。

なお、損料算定に当たっては、次式により算定するとともに、仮設諸機材の維持補修費は、必要に応じて計上する。

仮設諸機材の損料＝工期延長等期間×供用１日（又は１月）当り損料

b 仮設材料の損料

現場搬入済の仮設材料のうち、搬出費及び再搬入費が、工事現場に存置する費用を上回ることにより工事現場に存置することとした仮設材料の工期延長等に係る損料とする。

なお、損料算定に当たっては、上記ａに準じて行うこととする。

c 新たに必要になった工事現場の維持等に要する費用

元設計には計上されていないが、工期延長等に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示し、あるいは受発注者の協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用（補助労務を含む。）とする。

なお、費用に当たっては、積算基準により算定するものとする。

d 工期延長等となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用とする。

（カ）事業損失防止施設費

仮設費に準じて積算した費用とする。

（キ）運搬費

a 工事現場外へ搬出又は工事現場への再搬入に要する費用

工期延長等の要因発生時点に現場搬入済の機械器具類及び仮設材のうち発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用とする。

b 大型機械類等の現場内運搬

元設計に計上した機械類、資材等のうち、工期延長等されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示し、あるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用とする。

（ク）準備費

現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の跡片付け及び工事の再開のための諸準備・測量等で、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により発注者が必要と認めたものに係る費用とする。

（ケ）安全費

a 既存の安全施設等に係る費用

工期延長等の要因発生以前に工事現場に設置済の安全施設等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる安全設備等の工期延長等に伴う損料及び維持補修の費用とする。

b 新たに必要になった安全施設等に要する費用

元設計には計上されていないが、工期延長等に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示し、あるいは受発注者の協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員費を含む。）とする。

（コ）役務費

a 材料置場等の敷地の借上げ料

元設計において期間要素を考慮して計上しているものと同等と認められる材料置場等の敷地の工期延長期間に係る借上げ、解約等に要した追加費用とする。

なお、元設計において積上げ計上されている材料置場等の敷地の借上げ料は、次式により算定する。

$$借上げ料＝\frac{元設計における借上げ料}{元設計における借地期間}\times 必要期間$$

b 用水・電力等の基本料金

元設計において期間要素を考慮して計上しているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る工期延長等期間の基本料金とする。

（サ）技術管理費

原則として計上しないものとする。

ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器等のうち、元設計において期間的要素を考慮して計上しているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用とする。

なお、元設計において積上げ計上されている機器等の損料については、（カ）に準じて算定する。

（シ）営繕費

工期延長等の要因発生以前に工事現場に設置済の営繕施設のうち、元設計において期間要素を考慮して計上しているものと同等と認められる営繕施設又は共通仮設費率の対象となる営繕施設の工期延長等に係る維持費、補修費、損料額、営繕費及び労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における工期延長等期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用とする。

なお、元設計において積上げ計上されている施設の営繕損料は、次式により算定する。

営繕損料＝工期延長等期間×供用１日（又は１月）当り損料及び維持補修費

（ス）労務者輸送費

元設計が営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において受発注者協議により工事現場に常駐することとした労務者及び近傍の工事現場に転用することとした労務者を一括通勤させる場合の通勤費用とする。

（セ）労務管理費

a 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用

工期延長等によって遊休となった労務者のうち、専従的に雇用されていた労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは、元請会社又は下請会社が直接賃金を支給し、かつ当該工事現場に相当期間の契約で常駐的に雇用されていたことが賃金台帳等で確認できる者（通勤者も含む。以下「専従的労務者」という。）とする。

b 解雇又は休業手当に要する費用

受発注者協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用とする。

（ソ）従業員給料手当

工期延長等期間中の工事現場の維持等のために受発注者協議により定めた次の費用とする。

a 元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用とする。

b 工期延長の要因発生時点において現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用とする。

c 工事現場の維持体制から工事を再開する体制に移行するまでの間、現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用とする。

d 工期延長等となることにより追加で生じる現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用とする。

（タ）福利厚生費等

現場管理費のうち、現場常駐の従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の工期延長等期間中の費用とする。

（チ）地 代

現場管理費のうち、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の工期延長等期間中の費用とする。

イ 本支店における増加費用

中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用とする。

なお、費用に当たっては、元設計の費用に工期延長等に伴う増加費用を加えた工事原価に対する一般管理費等率により算定することとする。

ウ 消費税相当額

現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用とする。

（３）工期延長等に伴う現場維持等に要する費用の算定は、以下の式により算出する。

Ｇ＝ｄｇ×Ｊ＋α

ただし、

Ｇ：工期延長等に伴う現場維持等の費用（単位：円 1,000 円未満切り捨て）

ｄｇ：工期延長等に係る現場経費率（％ 小数点第３位四捨五入２位止め）

Ｊ：対象額（工期延長等時点の契約上の純工事費）（単位：円 1,000 円未満切り捨て）

α：積上げ費用（単位：円 1,000 円未満切り捨て）

ここで、工期延長等に伴い増加する現場経費率ｄｇは次式によるものとする。

$$ｄｇ＝A\left\{\left(\frac{J}{a\times J^{b}+N}\right)^{B}-\left(\frac{J}{a\times J^{b}}\right)^{B}\right\}+\frac{(N\times R\times 100)}{J}$$

ただし、

ｄｇ：工期延長等に伴い増加する現場経費率（％ 小数点第３位四捨五入２位止め）

Ｊ：対象額（工期延長等時点の契約上の純工事費）（単位：円 1,000 円未満切り捨て）

Ｎ：工期延期等日数（受注者の責めに帰す場合は除く）（単位 日）

ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延長等日数

Ｒ：公共工事設計労務単価（土木一般世話役）

Ａ：工種ごとに決まる係数（別表）

Ｂ：〃

ａ：〃

ｂ：〃

（別表）

工種区分	係数A						係数B						係数a	係数b
	一般交通影響有り(1)	一般交通影響有り(2)	市街地(DID補正)(1)	離島	中山間地域	補正なし	一般交通影響有り(1)	一般交通影響有り(2)	市街地(DID補正)(1)	離島	中山間地域	補正なし		
ほ場整備工事	270.3	269.4	269.4	246.8	245.0	244.1	-0.1646	-0.1652	-0.1652	-0.1639	-0.1651	-0.1658	7.2721	0.2013
農用地造成工事	1003.3	976.7	976.7	944.2	890.3	864.0	-0.2663	-0.2649	-0.2649	-0.2683	-0.2650	-0.2633	7.3915	0.1981
舗装工事	1162.5	1087.6	1254.4	1149.1	995.4	923.0	-0.2807	-0.2767	-0.2801	-0.2858	-0.2771	-0.2725	0.7817	0.3147
道路改良工事	87.2	87.0	87.0	79.4	79.1	78.9	-0.0698	-0.0706	-0.0706	-0.0688	-0.0705	-0.0714	2.4722	0.2611
水路トンネル工事	2246.7	2315.9	2315.9	1965.7	2098.9	2171.9	-0.3242	-0.3276	-0.3276	-0.3199	-0.3273	-0.3310	0.4494	0.3583
水路工事	132.3	131.7	131.7	120.9	119.8	119.2	-0.1120	-0.1125	-0.1125	-0.1114	-0.1125	-0.1130	20.5437	0.1311
排水路工事	365.8	364.7	364.7	333.8	331.6	330.5	-0.1972	-0.1979	-0.1979	-0.1964	-0.1978	-0.1985	12.9935	0.1569
河川工事	2116.7	2104.1	2104.1	1939.0	1914.0	1901.4	-0.3275	-0.3280	-0.3280	-0.3269	-0.3279	-0.3284	13.3999	0.1615
管水路工事	179.1	179.6	179.6	162.2	163.3	163.8	-0.1416	-0.1428	-0.1428	-0.1402	-0.1427	-0.1441	19.1229	0.1360
管更正工事	206.0	205.4	205.4	188.0	186.8	186.2	-0.1408	-0.1414	-0.1414	-0.1401	-0.1413	-0.1419	0.6805	0.3202
畑かん施設工事	156.5	157.5	157.5	141.1	143.1	144.1	-0.1247	-0.1261	-0.1261	-0.1230	-0.1260	-0.1275	25.7236	0.1218
海岸工事	550.7	561.8	561.8	488.2	509.7	521.4	-0.2255	-0.2280	-0.2280	-0.2224	-0.2278	-0.2306	4.2009	0.2226
コンクリート補修工事	369.9	371.8	371.8	334.1	337.9	339.8	-0.1811	-0.1822	-0.1822	-0.1797	-0.1821	-0.1833	8.7781	0.1772
ため池工事	190.8	188.9	188.9	175.7	171.9	169.9	-0.1265	-0.1265	-0.1265	-0.1265	-0.1265	-0.1265	1.4253	0.2965
その他土木工事（１）	370.7	369.8	369.8	338.1	336.3	335.3	-0.1901	-0.1908	-0.1908	-0.1892	-0.1908	-0.1916	5.0485	0.2209
その他土木工事（２）	325.9	325.9	325.9	296.4	296.3	296.3	-0.1769	-0.1777	-0.1777	-0.1759	-0.1776	-0.1784	2.7489	0.2569
フィルダム工事	－	－	－	－	－	91.3	－	－	－	－	－	-0.0673	0.1633	0.3963
コンクリートダム工事	－	－	－	－	－	115.6	－	－	－	－	－	-0.0824	0.3392	0.3621
河川・道路構造物工事	453.5	452.4	452.4	413.5	－	410.4	-0.2004	-0.2012	-0.2012	-0.1994	－	-0.2019	1.0955	0.3057
鋼橋架設工事	5307.1	5271.4	5307.1	4867.7	－	4760.3	-0.3796	-0.3801	-0.3796	-0.3791	－	-0.3805	8.9850	0.2036
ＰＣ橋工事	1436.8	1399.1	1399.1	1351.0	－	1238.0	-0.2907	-0.2895	-0.2895	-0.2921	－	-0.2884	0.5348	0.3394
公園工事	715.1	711.5	711.5	654.3	－	643.6	-0.2229	-0.2232	-0.2232	-0.2225	－	-0.2235	13.5714	0.1739
トンネル工事	1331.2	1253.2	1253.2	1306.0	－	1070.6	-0.2685	-0.2652	-0.2652	-0.2726	－	-0.2619	0.1118	0.4194
橋梁保全工事	3979.5	3855.9	4318.8	3764.5	－	3393.5	-0.3485	-0.3470	-0.3483	-0.3504	－	-0.3455	1.6260	0.2838

⑪ 施工箇所が点在する工事の積算

「建設工事積算基準第Ⅰ編第 11 章施工箇所が点在する工事の積算」による。

⑫ １日未満で完了する作業の積算

「建設工事積算基準第Ⅰ編第 12 章 1 日未満で完了する作業の積算」による。

⑬ 設計変更

「建設工事積算基準第Ⅰ編第 13 章設計変更」による。

⑭ その他

・水替日数及び供用日数

１－１　水替日数の算定

排水期間中のポンプの運転日数（水替日数）は，工事の規模，現場の状況などから，積み上げて算出するものとする。

ただし，水替日数について，別に定めのある事業については，その定めによるものとする。

１－２　供用日数の算定

供用日当たりで計上する仮設材賃料・器材損料及び建設機械賃料等の積算に当たっては，下記によるものとする。

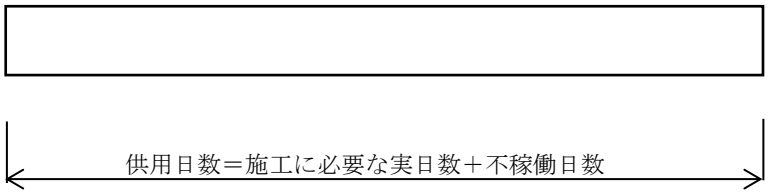

⑮ 請負工事機械経費積算要領

「建設工事積算基準第Ⅰ編第 15 章請負工事機械経費積算要領」による。

①請負工事機械経費積算要領について

1-5 建設機械等損料表に記載のない機械経費については(表－1)による。

②建設用仮設材損料算定基準について

2-3「仮設材（仮排水路）損料率の取扱いについて」は以下のとおりとする。

仮設材の損耗率

仮設名	仮設材名	設置期間別１現場当たり損耗率(%)						摘要
		１ヶ月未満	３ヶ月未満	６ヶ月未満	１年未満	２年未満	３年未満	
土留 仮締切 仮橋 足場 支保 防護柵等	木材	15	25	40	50	75	100	A 条件
	〃	60	60	70	90	100	100	B 条件
	鋼材	10	10	20	30	50	70	
給排水 仮廻し水路等	合成樹脂管・ホース	30	45	55	65	75	85	
	鋼管・ガス管	10	10	20	30	－	－	
	鋼製コルゲートパイプ	30	45	55	65	75	85	
	コンクリート管	50						
保安施設等	シート	30						
	ロープ	20						

備考　1. 摘要欄の A 条件、B 条件の判定は次による。

A 条件：足場、支保、防護柵(岩砕の飛散を受けない)等、通常の条件で使用する場合。

B 条件：土留、仮締切、仮橋、防護柵(岩砕の飛散を受ける)等、過酷な条件で使用する場合。

2. 木材で再使用不可能な場合、又は長さ 2m 未満の木材を使用する場合は、全損扱いでよい。

3. 土留等の仮設におけるボルト、カスガイ、釘、鉄線等は全損扱いでよい。

4. タイロッドは１工事全損としスクラップ控除とする。

5. 合成樹脂管・ホースは、硬質ポリ塩化ビニル管・塩化ビニルホース・高密度ポリエチレン管を対象とする。

6. 上表は「土地改良工事積算基準（機械経費)」土地改良事業等請負工事仮設材経費算定基準に示す資材以外に適用する。

⑤建設用仮設材賃料積算基準について

たて込み簡易土留機材を下記のとおり追加する。

○使用回数・・・たて込みから引き抜きまでを１回として算定する。

○賃料の積算方法

たて込み簡易土留機材の賃料=(市場価格×共用日数+1 現場当たり修理費及び損料費）×使用数量

○修理費及び損耗費

賃貸取引市場における整備及び修理に必要な経費とし、市場価格による。

（表－１）

分類コード 機械名称	規格 諸元	機関出力 kW (PS)	機械質量 (t)	(1) 基礎価格 (千円)	(2) 標準使用年数 (年)	年間標準 (3) 運転時間 (時間)	(4) 運転日数 (日)	(5) 供用日数 (日)	(6) 維持修理費率 (%)	(7) 年間管理費率 (%)	残存率 (%)	運転1時間当たり (8) 損料率 (×10⁻⁶)	(9) 損料 (円)	供用1日当たり (10) 損料率 (×10⁻⁶)	(11) 損料 (円)	換算値 運転1時間当たり (12) 損料率 (×10⁻⁶)	(13) 損料 (円)	供用1日当たり (14) 損料率 (×10⁻⁶)	(15) 損料 (円)	摘要
36 農用地整備用機械																				
3611 農用トラクタ																				
0012［乗用・ホイール型］																				
015-001	四輪駆動 11kW級(15ps)	11 (15)	0.9	1,650	12	245	50	110	40	7	10	289	477	977	1,610	728	1,200	1,621	2,670	
030-001	四輪駆動 22kW級(30ps)	22 (30)	1.5	3,200	12	245	50	110	40	7	10	289	925	977	3,130	728	2,330	1,621	5,190	
060-001	四輪駆動 30～44kW級(40～60ps)	44 (60)	2.0	3,980	12	245	50	110	40	7	10	289	1,150	977	3,890	728	2,900	1,621	6,450	
080-001	四輪駆動 52～59kW級(70～80ps)	59 (80)	2.9	8,050	12	245	50	110	40	7	10	289	2,330	977	7,860	728	5,860	1,621	13,000	
120-001	四輪駆動 67～88kW級(90～120ps)	88(120)	3.5	8,840	12	245	50	110	40	7	10	289	2,550	977	8,640	728	6,440	1,621	14,300	
0022［乗用・クローラ型］																				
060-001	30～44kW級(40～60ps)	44 (60)	3.1	4,340	9	330	60	105	40	10	10	286	1,240	1,429	6,200	741	3,220	2,328	10,100	PTO三点指示器含む。
080-001	52～59kW級(70～80ps)	59 (80)	3.9	6,170	9	330	60	105	40	10	10	286	1,760	1,429	8,820	741	4,570	2,328	14,400	
120-001	67～88kW級(90～120ps)	88(120)	4.6	9,280	9	330	60	105	40	10	10	286	2,650	1,429	13,300	741	6,880	2,328	21,600	
3642 ロータリティラー																				
0006［直装式］																				
018-001	作業幅1.6～1.8m級																			
020-001	作業幅1.9～2.0m級	－	0.3	604	10	－	45	95	100	5	10	(日)3,222	(日)1,950	1,000	604	(日)5,333	(日)3,220	2,526	1,530	維持修理に刃板の費用を含む。
024-001	作業幅2.1～2.4m級	－	0.5	590	10	－	45	95	100	5	10	(日)3,222	(日)1,900	1,000	590	(日)5,333	(日)3,150	2,526	1,490	
		－	0.6	740	10	－	45	95	100	5	10	(日)3,222	(日)2,380	1,000	740	(日)5,333	(日)3,950	2,526	1,870	

分類コード 機械名称	規格 諸元	規格 機関出力 kW (PS)	規格 機械質量 (t)	(1) 基礎価格 (千円)	(2) 標準使用年数 (年)	年間標準 (3) 運転時間 (時間)	年間標準 (4) 運転日数 (日)	年間標準 (5) 供用日数 (日)	(6) 維持修理費率 (%)	(7) 年間管理費率 (%)	残存率 (%)	運転1時間当たり (8) 損料率 (×10⁻⁶)	運転1時間当たり (9) 損料 (円)	供用1日当たり (10) 損料率 (×10⁻⁶)	供用1日当たり (11) 損料 (円)	換算値 運転1時間当たり (12) 損料率 (×10⁻⁶)	換算値 運転1時間当たり (13) 損料 (円)	換算値 供用1日当たり (14) 損料率 (×10⁻⁶)	換算値 供用1日当たり (15) 損料 (円)	摘要
3644 ボトムプラウ																				
0011[直装式]																				
020－001	20インチ×3連	－	2.1	5,260	6	135	25	90	30	9	10	926	4,870	1,833	9,640	2,148	11,300	3,222	16,900	
024－001	24インチ×2連	－	1.6	2,960	6	135	25	90	30	9	10	926	2,740	1,833	5,430	2,148	6,360	3,222	9,540	
030－001	30インチ×1連 二段耕プラウ	－	2.1	4,750	6	135	25	90	30	9	10	926	4,400	1,833	8,710	2,148	10,200	3,222	15,300	
0012[直装式・レーザープラウ]																				
016－001	16インチ×5連	－	1.9	5,400	6	135	25	90	30	9	10	926	5,000	1,833	9,900	2,148	11,600	3,222	17,400	レーザー機材（レーザー発光器・受光器、発光器三脚、ディスプレイ、ケーブル等）を含む。
022－001	22インチ×3連	－	1.6	5,050	6	135	25	90	30	9	10	926	4,680	1,833	9,260	2,148	10,800	3,222	16,300	
030－001	30インチ×1連 二段耕プラウ	－	2.5	6,420	6	135	25	90	30	9	10	926	5,940	1,833	11,800	2,148	13,800	3,222	20,700	
整地用機械																				
3645 レーザーレベラ																				
0011[直装式]																				
050－001	整地幅 5m級	－	1.2	4,760	6	185	35	85	30	9	10	676	3,220	1,941	9,240	1,568	7,460	3,412	16,200	レーザー機材（レーザー発光器・受光器、発光器三脚、ディスプレイ、ケーブル等）を含む。
060－001	整地幅 6m級	－	2.1	5,250	6	185	35	85	30	9	10	676	3,550	1,941	10,200	1,568	8,230	3,412	17,900	
3652 マニュアスプレッダ																				
0016[けん引式]																				
010－001	積載質量1ｔ級	－	0.9	730	9	－	25	95	65	5	10	(日)4,889	(日)3,570	1,053	769	(日)8,889	(日)6,490	2,339	1,710	
020－001	積載質量2ｔ級	－	1.0	1,240	9	－	25	95	65	5	10	(日)4,889	(日)6,060	1,053	1,310	(日)8,889	(日)11,000	2,339	2,900	
030－001	積載質量3ｔ級	－	1.2	1,650	9	－	25	95	65	5	10	(日)4,889	(日)8,070	1,053	1,740	(日)8,889	(日)14,700	2,339	3,860	
施肥播種用機械																				
3661 ブロードキャスター																				
0006[直装式]																				
040-001	容量150～400ℓ	－	0.2	220	9	－	25	85	100	5	10	(日)8,056	(日)1,770	1,176	259	(日)13,056	(日)2,870	3,072	676	
050-001	容量400～500ℓ	－	0.2	241	9	－	25	85	100	5	10	(日)8,056	(日)1,940	1,176	283	(日)13,056	(日)3,150	3,072	740	
060-001	容量600ℓ	－	0.2	451	9	－	25	85	100	5	10	(日)8,056	(日)3,630	1,176	530	(日)13,056	(日)5,890	3,072	1,390	

分類コード 機械名称	規格 諸元	機関出力 kW (PS)	機械質量 (t)	(1) 基礎価格 (千円)	(2) 標準使用年数 (年)	年間標準 (3) 運転時間 (時間)	年間標準 (4) 運転日数 (日)	年間標準 (5) 供用日数 (日)	(6) 維持修理費率 (%)	(7) 年間管理費率 (%)	残存率 (%)	運転1時間当たり (8) 損料率 (×10⁻⁶)	運転1時間当たり (9) 損料 (円)	供用1日当たり (10) 損料率 (×10⁻⁶)	供用1日当たり (11) 損料 (円)	換算値 運転1時間当たり (12) 損料率 (×10⁻⁶)	換算値 運転1時間当たり (13) 損料 (円)	換算値 供用1日当たり (14) 損料率 (×10⁻⁶)	換算値 供用1日当たり (15) 損料 (円)	摘要
土層改良用機械																				
3683 バンブレーカ																				
0006[直装式]																				
030－001	3本爪 作業幅2.7m	－	1.6	2,930	8	－	15	35	70	6	10	(日) 9,583	(日)28,100	3,321	9,730	(日)17,333	(日)50,800	7,429	21,800	
3684 サブソイラ																				
0006[直装式]																				
001－001	1本爪	－	0.1	207	8	－	15	35	70	6	10	(日) 9,583	(日)1,980	3,321	687	(日)17,333	(日)3,590	7,429	1,540	維持修理に刃板の費用を含む。
002－001	2本爪	－	0.3	350	8	－	15	35	70	6	10	(日) 9,583	(日)3,350	3,321	1,160	(日)17,333	(日)6,070	7,429	2,600	
003－001	3本爪	－	0.3	346	8	－	15	35	70	6	10	(日) 9,583	(日)3,320	3,321	1,150	(日)17,333	(日)6,000	7,429	2,570	
3685 除礫用機械																				
0021[クローラ型・油圧回転バケット付]																				
001－001	0.4㎥	－	－	11,300	5	340	50	100	10	7	10	324	3,660	1,600	18,100	794	8,970	2,700	30,500	
暗渠用機械																				
3691 トレンチャ																				
0011[自走式・普通型]																				
180－001	クローラ 13kW(18ps)最大掘削深0.9m	13(18)	1.4	1,110	11	340	60	90	85	13	10	348	386	1,899	2,110	850	944	3,212	3,570	
481－001	クローラ 35kW(48ps)最大掘削深1.3m	35(48)	3.0	8,410	11	340	60	90	85	13	10	348	2,930	1,899	16,000	850	7,150	3,212	27,000	
482－001	クローラ 35kW(48ps)最大掘削深1.3m 自動埋設	35(48)	3.0	8,650	11	340	60	90	85	13	10	348	3,010	1,899	16,400	850	7,350	3,212	27,800	
540－001	クローラ 40kW(54ps)最大掘削深1.4m	40(54)	3.6	8,760	11	340	60	90	85	13	10	348	3050	1,899	16,600	850	7,450	3,212	28,100	
620－001	クローラ 46kW(62ps)最大掘削深1.5m	46(63)	3.8	9,500	11	340	60	90	85	13	10	348	3,310	1,899	18,000	850	8,080	3,212	30,500	
3692 籾殻埋設機																				
0011[直装式]																				
	タンク容量3.8㎥	－	0.9	1,600	8	315	60	95	45	6	10	357	571	1,224	1,960	726	1,160	2,408	3,850	
0012[直装式・暗渠管同時埋設型]																				
	タンク容量3㎥	－	2.6	7,420	8	315	60	95	45	6	10	375	2,650	1,224	9,080	726	5,390	2,408	17,900	
造成用機械																				
3693 レーキドーザ																				
0021［湿地］																				
130－001	13t	93(126)	14.7	14,500	9	545	70	105	35	7	10	163	2,360	1,143	16,600	383	5,550	1,989	28,800	
160－001	16t	104(141)	17.1	17,000	9	545	70	105	35	7	10	163	2,770	1,143	19,400	383	6,510	1,989	33,800	

分類コード	規格 諸元	機関出力 kW	機械質量 (t)	(1) 基礎価格 (千円)	(2) 標準使用年数 (年)	年間標準 (3) 運転時間 (時間)	(4) 運転日数 (日)	(5) 供用日数 (日)	(6) 維持修理費率 (%)	(7) 年間管理費率 (%)
【その他機器】										
高圧洗浄機[工事用・ガソリンエンジン駆動]]										
	吐出量35～70L/min、圧力30MPa	20	0.4	3,590	11.0	-	110	150	125	8
	吐出量35～70L/min、圧力50MPa	37	1.0	7,240	11.0	-	110	150	125	8
	吐出量35～70L/min、圧力80MPa	96	4.1	19,100	11.0	-	110	150	125	8
	吐出量35～70L/min、圧力100MPa	165	3.9	23,100	11.0	-	110	150	125	8

残存率 (%)	運転1時間当たり (8) 損料率 (×10⁻⁶)	(9) 損料 (円)	供用1日当たり (10) 損料率 (×10⁻⁶)	(11) 損料 (円)	参考 運転1時間当たり換算値 (12) 損料率 (×10⁻⁶)	(13) 損料 (円)	供用1日当たり換算値 (14) 損料率 (×10⁻⁶)	(15) 損料 (円)	摘要
7	(日) 1,417	(日) 5,090	815	2,930	(日) 2,529	(日) 9,080	1,855	6,660	ノズル、高圧ホース、エンジンを含む
7	(日) 1,417	(日) 10,300	815	5,900	(日) 2,529	(日) 18,300	1,855	13,400	
7	(日) 1,417	(日) 27,100	815	15,600	(日) 2,529	(日) 48,300	1,855	35,400	
7	(日) 1,417	(日) 32,700	815	18,800	(日) 2,529	(日) 58,400	1,855	42,900	

⑯積算上の統一事項等

「建設工事積算基準第Ⅰ編第 16 章積算上の統一事項等」による

第２章　土工

［1］ 適用基準

① 人力土工（盛土・埋戻）　[SV016]

土地改良工事積算基準（土木工事）

土地改良事業等請負工事標準歩掛

第３　１．土工　／　④盛土・埋戻　による。

② 不整地運搬　[SV015]

土地改良工事積算基準（土木工事）

土地改良事業等請負工事標準歩掛

第３　１．土工　／　⑤不整地運搬　による。

③ 人力荒仕上げ　[SV020]

土地改良工事積算基準（土木工事）

土地改良事業等請負工事標準歩掛

第３　１．土工　／　⑥人力荒仕上げ　による。

④ ダンプトラック運搬（標準以外）　[SV010]

土地改良工事積算基準（土木工事）

土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛

第２　１．土工　／　②ダンプトラック運搬（標準以外）　による。

⑤ 管水路基礎岩盤整形工（法面）

土地改良工事積算基準（土木工事）

土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛

第２　１．土工　／　③管水路基礎岩盤整形工（法面）　による。

⑥ 管水路基礎岩盤整形工（基面）

土地改良工事積算基準（土木工事）

土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛

第２ １．土工 ／ ④管水路基礎岩盤整形工（基面） による。

［2］ 独自基準

な し

第３章　共通工

[1] 適用基準

① ネットフェンス工（本体）・（扉） [SV055] [SV060]

土地改良工事積算基準（土木工事）

土地改良事業等請負工事標準歩掛

第３　２. 共通工　／　①ネットフェンス工　による。

② 機械（不整地運搬車）小運搬 [SV070]

土地改良工事積算基準（土木工事）

土地改良事業等請負工事標準歩掛

第３　２. 共通工　／　⑥機械（不整地運搬車）小運搬　による。

③石積類とりこわし（機械）

土地改良工事積算基準（土木工事）

土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛

第２　２. 共通工　／　④石積類とりこわし　による。

ただし、３．人力とりこわし及び５．単価表（１）人力とりこわし１０㎡当り単価表については適用しない。

④ 柵工 [SV065]

土地改良工事積算基準（土木工事）

土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛

第２　２. 共通工　／　⑥柵工　による。

⑤ ガス切断・開先加工

土地改良工事積算基準（土木工事）

土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛

第２　２. 共通工　／　⑦ガス切断・開先加工　による。

⑥ 溶接（電気）

土地改良工事積算基準（土木工事）

土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛

第２ ２. 共通工 ／ ⑧溶接（電気） による。

⑦ ネットフェンス撤去工

土地改良工事積算基準（土木工事）

土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛

第２ ２. 共通工 ／ ⑨ネットフェンス撤去工 による。

［2］ 独自基準

１. ③ 石積類とりこわし（機械）

１．適用範囲

以下のとおり読み替える。

本歩掛は、石積類（石積及びコンクリートブロック（空積））を機械でとりこわす場合に適用する。

なお、人力とりこわしは、「建設工事積算基準第Ⅱ編第２章共通工⑭構造物とりこわし工」を適用する。

控長は下記のとおりとする。

機械とりこわし：練積：25ｃｍ以上 60ｃｍ未満、空積：20cm 以上 60cm 未満

以下を削除する。

人力とりこわし：練積：35cm 以上 45cm 未満、空積 90cm 未満

２.④ 柵工

３．施工歩掛

３－１　柵工１００ｍ当り施工量

表３．１　柵工１００ｍ当り施工量

名称「松杭丸太」

以下のとおり読み替える。

「切丸太（間伐材）」

４．単価表

（１）柵工１００ｍ当り単価表

名称「松杭丸太」

以下のとおり読み替える。

「切丸太（間伐材）」

５．下記を追記する。

5. 参考図

ネット柵工

柵　高　０．５ｍ

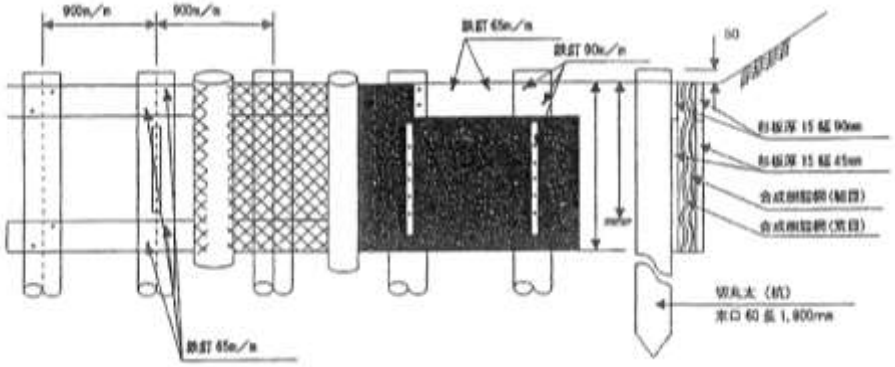

柵　高　０．８ｍ

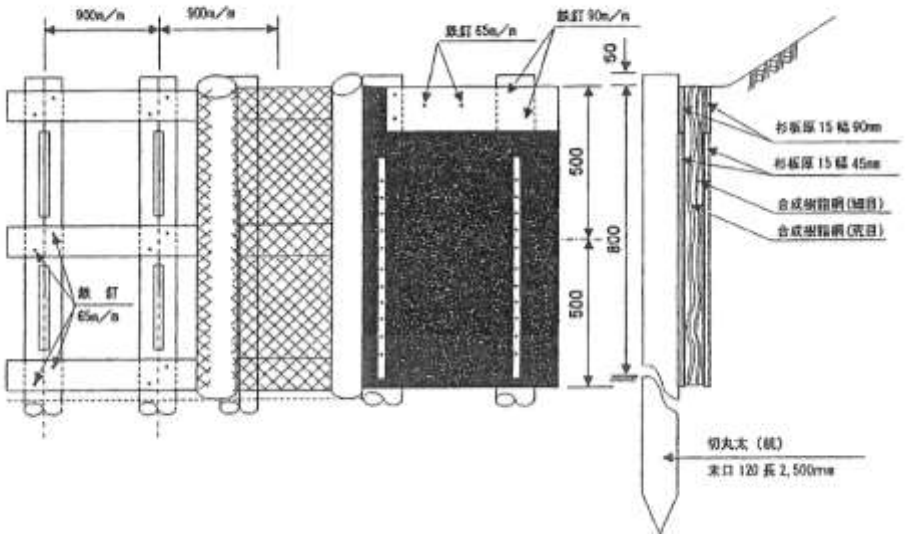

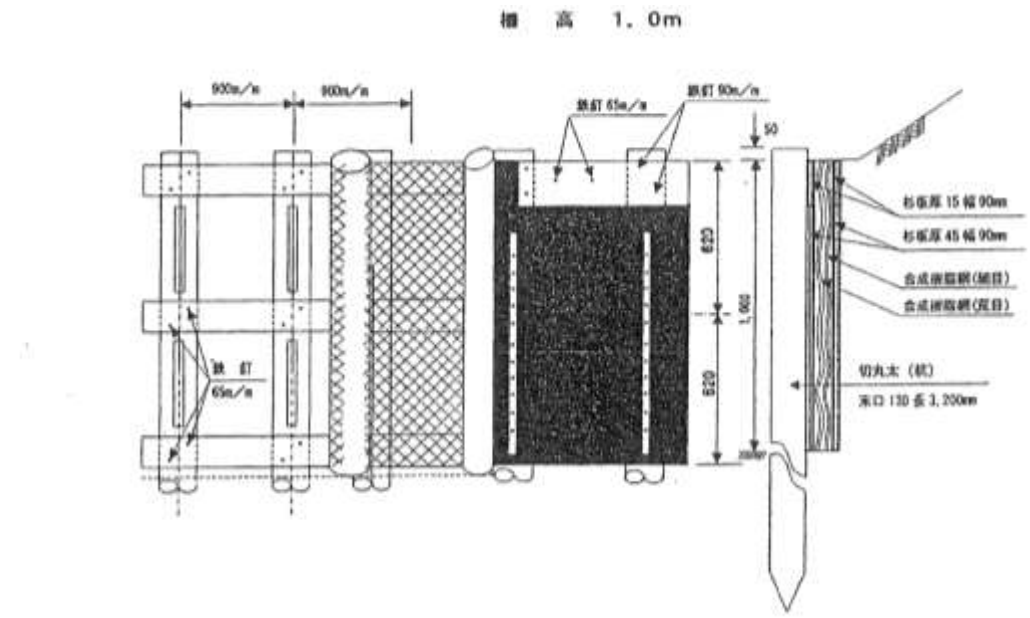

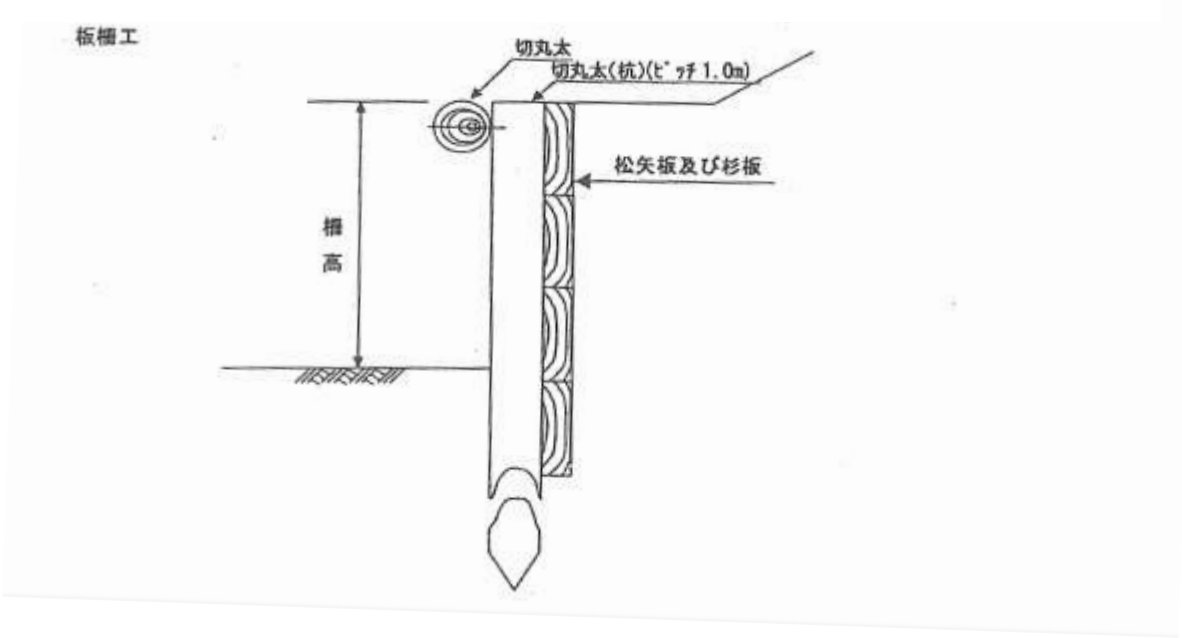

３．⑤ ガス切断･開先加工

２．施工歩掛　～　３．単価表

「雑品費」

以下のとおり読み替える。

「諸雑費」

第４章　コンクリート工

［1］ 適用基準

① ダウエルバー取付 [SV210]

土地改良工事積算基準（土木工事）

土地改良事業等請負工事標準歩掛

第3　3. コンクリートエ　／　①ダウエルバー取付　による。

② コンクリート打設足場工

土地改良工事積算基準（土木工事）

土地改良事業等請負工事標準歩掛

第3　3. コンクリートエ　／　②コンクリート打設足場工　による。

③ モルタルエ

土地改良工事積算基準（土木工事）

土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛

第2　3. コンクリートエ　／　①モルタルエ　による。

④ コンクリートはつり（人力）

土地改良工事積算基準（土木工事）

土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛

第2　3. コンクリートエ　／　②コンクリートはつり（人力）　による。

⑤ 収縮継目ペイント塗装 [SV205]

土地改良工事積算基準（土木工事）

施工パッケージ型積算基準

3. コンクリートエ　／　④コンクリート継目工　による。

ただし、目地板設置及び止水板設置については、「建設工事積算基準第Ⅱ編第２章共通工⑱目地・止水板設置工」による。

［2］ 独自基準

１． 生コンクリートの設計基準強度及びセメントの使用区分

土地改良事業計画設計基準等によって設計されたコンクリート構造物で、設計基準強度 21N／ｍ㎡を使用する場合は以下のとおりとする。

設計基準強度（N／mm²）	許容応力度（N／mm²）	呼び強度		最大寸法粗骨材（mm）	スランプ（cm）	水セメント比（%以下）	セメント量単位（kg 以上）	空気量（%）	セメントの種類
		標準品	特注品						
21	$\frac{21}{3}$	21	－	20	12	55	－	4.5±1.5	高炉Ｂ

注：粗骨材の最大寸法は、上表のほか、部材寸法や鉄筋のあきを考慮し選定すること。

２.① ダウエルバー取付

３.施工歩掛

表 3.1　ダウエルバー取付歩掛（10 本当り）

異形棒鋼

以下のとおり読み替える。

D16（SD295）、D19（SD345）、D25（SD345）

第５章　基礎工

［1］ 適用基準

①　木杭打込み（機械）　[SV155]

土地改良工事積算基準（土木工事）

土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛

第２　４．基礎工　／　②木杭打込み（機械）　による。

［2］ 独自基準

１．①　木杭打込み（機械）

５．単価表

（１）木杭打込み（バックホウ）１００本当り単価表

規格　「松杭丸太」

以下のとおり読み替える。

「切丸太（間伐材）杭木用」

５．単価表

（１）木杭打込み（バックホウ）１００本当り単価表

（注）２．

以下のとおり読み替える。

２．木杭は切丸太（間伐材）とし、加工済み（先端加工等）を標準とする。

第６章　フリューム類据付工

［1］ 適用基準

① 鉄筋コンクリート柵渠人力据付

土地改良工事積算基準（土木工事）

土地改良事業等請負工事標準歩掛

第３　５. フリューム類据付工　／　②鉄筋コンクリート柵渠人力据付　による。

② 鉄筋コンクリート柵渠機械据付

土地改良工事積算基準（土木工事）

土地改良事業等請負工事標準歩掛

第３　５. フリューム類据付工　／　③鉄筋コンクリート柵渠機械据付　による。

③ 鉄筋コンクリート大型水路機械据付

土地改良工事積算基準（土木工事）

土地改良事業等請負工事標準歩掛

第３　５. フリューム類据付工　／　④鉄筋コンクリート大型水路機械据付　による。

④ 水路用鉄筋コンクリートL形ブロック機械据付

土地改良工事積算基準（土木工事）

土地改良事業等請負工事標準歩掛

第３　５. フリューム類据付工　／　⑥水路用鉄筋コンクリートL形ブロック機械据付

による。

［2］ 独自基準

1.④ 水路用鉄筋コンクリートL形ブロック機械据付

7．単価表

以下を追記する。

（参考）

各据付機械の製品質量毎の最大作業半径は、次表を参考にされたい。

製品質量 (Kg)	機械名	規格	最大作業半径 (m)
1,500 以下	バックホウ （クレーン機能付）	排出ガス対策型（第２次基準値） クローラ型 山積 0.80 ㎥（平積 0.60 ㎥）2.9ｔ吊	8.5
4,000 以下	ラフテレーンクレーン	排出ガス対策型（第２次基準値） 油圧伸縮ジブ 25t 吊	13.0
3,400 以下			14.0
2,900 以下			16.0
2,550 以下			17.0
2,150 以下			18.0
1,900 以下			19.0
1,600 以下			20.0

（注）製品重量は、各機械規格の最大作業半径における定格荷重を示しているものではない。

２.⑤ 二次製品用阻水壁 [SV071]

１．適用範囲

本歩掛は、農業農村整備事業における二次製品用阻水壁に使用する。

２．施工概要

施工フローは、下記を標準とする。

基面整正 → 型枠組立 → コンクリート打設 → 養生 → 型枠解体

（注）本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

３．数量

表３．１

形式区分	コンクリート 18－8－40（m³）	型枠（m²）
1 型	0.238	2.01
2 型	0.248	2.07
3 型	0.298	2.46
4 型	0.460	3.02
5 型	0.534	3.47
6 型	0.543	3.51
7 型	0.632	4.04
8 型	0.723	4.49
9 型	0.738	4.73
10 型	0.835	5.37

（注）養生数量は、コンクリート数量と同量とする。

４．二次製品用阻水壁　寸法表

表４．１　寸法表　（単位：mm）

呼称区分	B	T	H	二次製品規格
1 型	1200	300	700	UF150、200、BF200、排水溝 150×150
2〃	1300	〃	〃	UF250、300、BF250、300、排水溝 200×200、250×250
3〃	1400	〃	800	UF350、400、BF350、400、ｺﾙｹﾞｰﾄ 400、排水溝 300×300
4〃	1500	400	900	UF450,500,BF450,500,ｺﾙｹﾞｰﾄ 500,排水溝 350×350,400×400
5〃	1600	〃	1000	UF560、BF550、600、ｺﾙｹﾞｰﾄ 600、排水溝 450×450
6〃	1700	〃	〃	UF600,BF650,ｺﾙｹﾞｰﾄ 700,排水溝 400×600,500×500,600×500
7〃	1800	〃	1100	ｺﾙｹﾞｰﾄ 800,排水溝 500×600,600×600
8〃	2000	〃	〃	ｺﾙｹﾞｰﾄ 1000
9〃	2100	〃	1300	排水溝 800×800
10〃	2300	〃	1500	排水溝 1000×1000

５．単価表

二次製品用阻水壁１箇所当り単価表

施工単価コード	SV071

名　称	規　格	単位	数　量	摘　要
生コンクリート打設	18－8－40	m³	表 3.1	
型枠工		m²	表 3.1	
諸雑費		式	1	
計				

（注）１．生コンクリート打設は、「建設工事積算基準第Ⅱ編第４章コンクリート工①コンクリート工」による。

２．型枠工は、「建設工事積算基準第Ⅱ編第４章コンクリート工②型枠工」による。

３．⑥ ボックス [SV073]

１．適用範囲

本歩掛は、農業農村整備事業におけるボックスに使用する。

２．施工概要

施工フローは、下記を標準とする。

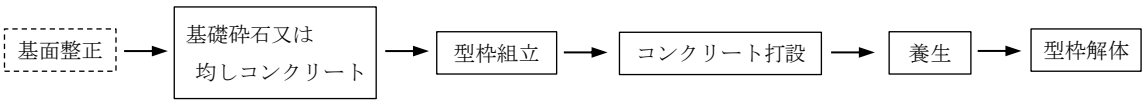

（注１）本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

（注２）基面整正が必要な場合は、別途計上する。

３．数量

ボックスの数量は表３．１のとおりとする。

４．ボックス　寸法表

ボックスの寸法表は表４．１のとおりとする。

５．単価表

施工単価コード	SV073

ボックス１箇所当り単価表

名　　称	規　　格	単位	数　　量	摘　　要
基礎砕石		㎡	表 3.1	
均しコンクリート	18－8－40	㎥	表 3.1	
均しコンクリート型枠		㎡	表 3.1	
生コンクリート打設	18－8－40	㎥	表 3.1	
型枠工		㎡	表 3.1	
諸雑費		式	1	
計				

（注）１．基礎砕石は、「建設工事積算基準第Ⅱ編第２章共通工②基礎・裏込砕石工、基礎・裏込栗石工」による。

２．均しコンクリート、生コンクリート打設は、「建設工事積算基準第Ⅱ編第４章コンクリート工①コンクリート工」による。

３．均しコン型枠、型枠工は、「建設工事積算基準第Ⅱ編第４章コンクリート工②型枠工」による。

表３．１　躯体数量　（１箇所当たり）

呼称区分	躯体コンクリート　(㎥)	躯体型枠　(㎡)	砕石基礎　(㎡)	均しコンクリート基礎　(㎥)	均しコン型枠　(㎡)
W5×5－D5型	0.277	3.19	1.0	0.050	0.20
〃　D6〃	0.316	3.71	〃	〃	〃
〃　D8〃	0.394	4.75	〃	〃	〃
〃　D10〃	0.472	5.79	〃	〃	〃
W6×6－D6型	0.358	4.05	1.2	0.061	0.22
〃　D8〃	0.448	5.25	〃	〃	〃
〃　D10〃	0.538	6.45	〃	〃	〃
W8×8－D6型	0.460	4.85	1.7	0.085	0.26
〃　D8〃	0.574	6.37	〃	〃	〃
〃　D10〃	0.688	7.89	〃	〃	〃
〃　D12〃	1.090	9.95	2.0	0.098	0.28
〃　D14〃	1.250	11.55	〃	〃	〃
〃　D16〃	1.410	13.15	〃	〃	〃
W10×10－D8型	0.702	7.36	2.3	0.113	0.30
〃　D10〃	0.840	9.20	〃	〃	〃
〃　D12〃	1.308	11.58	2.6	0.128	0.32
〃　D14〃	1.500	13.50	〃	〃	〃
〃　D16〃	1.692	15.42	〃	〃	〃
W12×12－D10型	1.044	11.04	2.9	0.145	0.34
〃　D12〃	1.590	13.74	3.2	0.162	0.36
〃　D14〃	1.814	15.98	〃	〃	〃
〃　D16〃	2.038	18.22	〃	〃	〃
W5×6－D10型	0.482	5.84	1.1	0.055	0.21
W5×8－D12型	0.918	8.58	1.5	0.077	0.25
W5×11－D15型	1.343	12.60	1.9	0.094	0.28

（注）養生数量は、躯体コンクリート数量と同量とする。

表４．１　寸法表　　（単位：㎜）

種別	呼称区分	B	B1	t 1	H	砕石基礎		均しコンクリート基礎	
						H f	H_3	H f	H_3
一般用	W5×5－D5 型	500	800	150	500	150	800	50	700
	〃　D6〃				600	〃	900	〃	800
	〃　D8〃				800	〃	1,100	〃	1,000
	〃　D10〃				1,000	〃	1,300	〃	1,200
	W6×6－D6 型	600	900	150	600	〃	900	〃	800
	〃　D8〃				800	〃	1,100	〃	1,000
	〃　D10〃				1,000	〃	1,300	〃	1,200
	W8×8－D6 型	800	1,100	150	600	〃	900	〃	800
	〃　D8〃				800	〃	1,100	〃	1,000
	〃　D10〃				1,000	〃	1,300	〃	1,200
	〃　D12〃		1,200	200	1,200	〃	1,500	〃	1,400
	〃　D14〃				1,400	〃	1,700	〃	1,600
	〃　D16〃				1,600	〃	1,900	〃	1,800
	W10×10－D8 型	1,000	1,300	150	800	〃	1,100	〃	1,000
	〃　D10〃				1,000	〃	1,300	〃	1,200
	〃　D12〃		1,400	200	1,200	〃	1,500	〃	1,400
	〃　D14〃				1,400	〃	1,700	〃	1,600
	〃　D16〃				1,600	〃	1,900	〃	1,800
	W12×12－D10 型	1,200	1,500	150	1,000	〃	1,300	〃	1,200
	〃　D12〃		1,600	200	1,200	〃	1,500	〃	1,400
	〃　D14〃				1,400	〃	1,700	〃	1,600
	〃　D16〃				1,600	〃	1,900	〃	1,800
側溝用	W5×6－D10 型	600	900	150	1,000	〃	1,300	〃	1,200
	W5×8－D12 型	800	1,200	200	1,200	〃	1,500	〃	1,400
	W5×11－D15 型	1,100	1,500		1,500	〃	1,800	〃	1,700

標準図

一　般　用

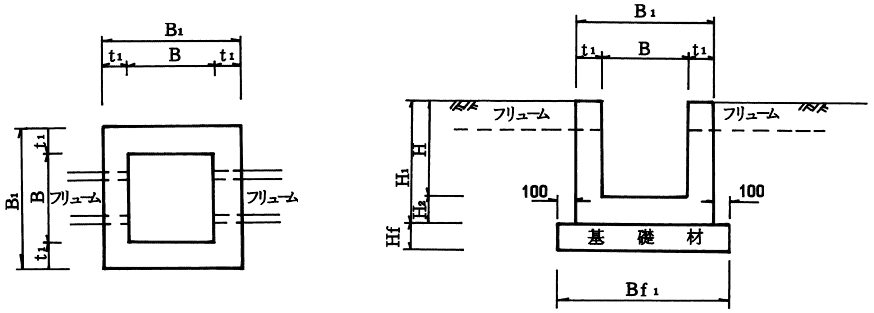

側　溝　用

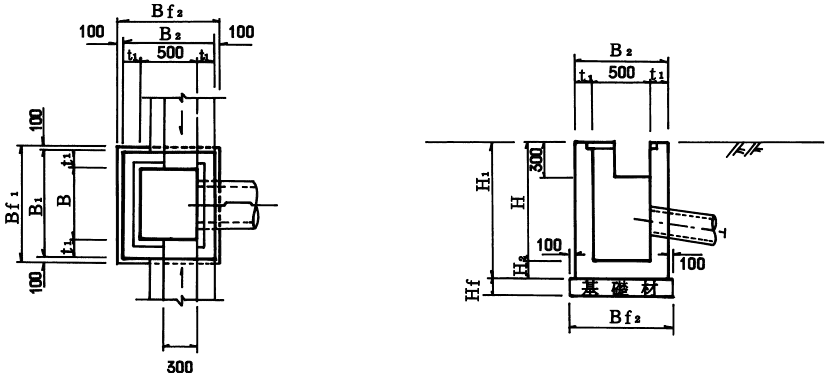

４.⑦ ボックス蓋 [SV600]

１．適用範囲

本歩掛は、農業農村整備事業におけるボックス蓋に使用する。

設置歩掛は含まないので、蓋板１枚当たりの質量が 170kg 以下の場合は「建設工事積算基準第Ⅵ編第１章土木工事標準単価」の排水構造物工、170kg を超える場合は「第 10 章ほ場整備⑬コンクリート等床版機械設置」により設置費を別途計上すること。

２．施工概要

施工フローは、下記を標準とする。

１）コンクリートの場合

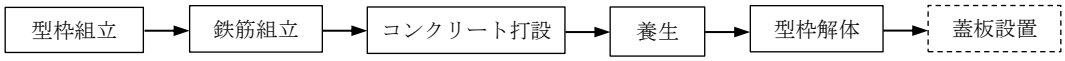

２）グレーチング蓋、鋼版蓋の場合

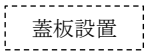

※本歩掛は材料費のみ

３．数量

ボックス蓋の施工歩掛は表４．１のとおりとする。

４．単価表

施工単価コード	SV600

表４．１　ボックス蓋１箇所当たり単価表

名　　称	規　　格	単位	数　　量	摘　　要
蓋コンクリート	21－8－20	m^3	表 4.2～4.4	
鉄筋工		t	表 4-2～4.4	
型枠工		m^2	表 4-2～4.4	
蓋板	各種	枚・組	1	
諸雑費		式	1	
計				

（注）１．蓋コンクリートは、「建設工事積算基準第Ⅱ編第４章コンクリート工①コンクリート工」による。

２．鉄筋工は、「建設工事積算基準第Ⅵ編第２章市場単価①鉄筋工」による。

３．型枠工は、「建設工事積算基準第Ⅱ編第４章コンクリート工②型枠工」による。

表４．２　500 kg／㎡の群集荷重のコンクリート蓋　（１箇所当たり）

呼称区分	ボックスの深さ区分	蓋コンクリート（㎥）	異形鉄筋（D10）（ｔ）	蓋型枠（㎡）	蓋枚数（枚）	質量（ｔ／枚）
W5×5 型	―	0.038	0.005	0.93	2	0.048
W6×6〃	―	0.049	0.005	1.13	2	0.061
W8×8〃	1m以下	0.073	0.008	1.61	2	0.091
	1m超	0.086	0.009	2.02	3	0.072
W10×10〃	1m以下	0.117	0.010	2.41	3	0.098
	1m超	0.138	0.011	2.76	3	0.115
W12×12〃	1m以下	0.158	0.014	3.30	4	0.099
	1m超	0.179	0.015	3.68	4	0.112
W5×6〃	―	0.043	0.005	1.02	2	0.054
W5×8〃	―	0.065	0.007	1.55	3	0.054
W5×11〃	―	0.081	0.008	1.85	3	0.068

（注）養生数量は、コンクリート数量と同量とする。

表４．３　グレーチング蓋　（１箇所当たり）

呼称区分	蓋枚数（枚）	500 kg／㎡の群集荷重	10t 荷重	14t 荷重
		1 枚又は（1 組）当たり質量（t）	1 枚又は（1 組）当たり質量（t）	1 枚又は（1 組）当たり質量（t）
W5×5 型	1	0.014	0.030	0.030
W6×6〃	1	0.018	0.043	0.043
W8×8〃	1	0.035	0.089	0.089
W10×10〃	2	0.025 (0.049)	0.075 (0.149)	0.075 (0.149)
W12×12〃	2	0.037 (0.074)	0.139 (0.278)	0.139 (0.278)
W5×6〃	1	0.016	0.036	0.036
W5×8〃	1	0.022	0.048	0.048
W5×11〃	1	0.029	0.063	0.063

（注）（　）内は１組（２枚）当たりの質量である。

表４．４　鋼板蓋　（１箇所当たり）

呼称区分	500 kg／㎡の群集荷重	
	1 枚又は（1 組）当たり質量（t）	蓋枚数（枚）
W5×5 型	0.012	1
W6×6〃	0.015	1
W8×8〃	0.032	1
W10×10〃	0.034 (0.069)	2
W12×12〃	0.067 (0.133)	2
W5×6〃	0.013	1
W5×8〃	0.022	1
W5×11〃	0.029	1

（注）（　）内は１組（２枚）当たりの質量である。

第７章　河川・水路工

［1］ 適用基準

① ウィープホール取付 [SV230]

土地改良工事積算基準（土木工事）

土地改良事業等請負工事標準歩掛

第３　６．河川・水路工　／　①ウィープホール取付　による。

② サイド・アンダードレーンエ [SV232]

土地改良工事積算基準（土木工事）

土地改良事業等請負工事標準歩掛

第３　６．河川・水路工　／　②サイド・アンダードレーンエ　による。

③ ブロックマット設置工 [SV234]

土地改良工事積算基準（土木工事）

土地改良事業等請負工事標準歩掛

第３　６．河川・水路工　／　③ブロックマット設置工　による。

④ 合成ゴムシート布設工

土地改良工事積算基準（土木工事）

土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛

第２　５．河川・水路工　／　③合成ゴムシート布設工　による。

［2］ 独自基準

な し

第８章　管水路工

［1］ 適用基準

① パイプライン基礎 [SV255]

土地改良工事積算基準（土木工事）

土地改良事業等請負工事標準歩掛

第３ ７. 管水路工 ／ ①管水路基礎 による。

② 硬質ポリ塩化ビニル管人力布設 [SV260]

土地改良工事積算基準（土木工事）

土地改良事業等請負工事標準歩掛

第３ ７. 管水路工 ／ ②硬質ポリ塩化ビニル管人力布設 による。

③ 硬質ポリ塩化ビニル管機械布設 [SV265]

土地改良工事積算基準（土木工事）

土地改良事業等請負工事標準歩掛

第３ ７. 管水路工 ／ ③硬質ポリ塩化ビニル管機械布設 による。

④ 強化プラスチック複合管機械布設

土地改良工事積算基準（土木工事）

土地改良事業等請負工事標準歩掛

第３ ７. 管水路工 ／ ④強化プラスチック複合管機械布設 による。

⑤ ダクタイル鋳鉄管機械布設

土地改良工事積算基準（土木工事）

土地改良事業等請負工事標準歩掛

第３ ７. 管水路工 ／ ⑤ダクタイル鋳鉄管機械布設 による。

⑥ 鋼管機械布設

土地改良工事積算基準（土木工事）

土地改良事業等請負工事標準歩掛

第３ ７. 管水路工 ／ ⑥鋼管機械布設 による。

⑦ 鋳鉄管切断

土地改良工事積算基準（土木工事）

土地改良事業等請負工事標準歩掛

第３ ７. 管水路工 ／ ⑧鋳鉄管切断 による。

⑧ FRPM管切断

土地改良工事積算基準（土木工事）

土地改良事業等請負工事標準歩掛

第３ ７. 管水路工 ／ ⑨FRPM管切断 による。

⑨ 制水弁据付工（人力） [SV270]

土地改良工事積算基準（土木工事）

土地改良事業等請負工事標準歩掛

第３ ７. 管水路工 ／ ⑩制水弁据付工（人力） による。

⑩ 制水弁据付工（機械） [SV275]

土地改良工事積算基準（土木工事）

土地改良事業等請負工事標準歩掛

第３ ７. 管水路工 ／ ⑪制水弁据付工（機械） による。

⑪ 空気弁据付工（人力） [SV280]

土地改良工事積算基準（土木工事）

土地改良事業等請負工事標準歩掛

第３ ７. 管水路工 ／ ⑫空気弁据付工（人力） による。

⑫ 小バルブ類取付工（人力）

土地改良工事積算基準（土木工事）

土地改良事業等請負工事標準歩掛

第３ ７. 管水路工 ／ ⑬小バルブ類取付工（人力） による。

⑬ ダクタイル鋳鉄管人力布設

土地改良工事積算基準（土木工事）

土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛

第２ ６. 管水路工 ／ ①ダクタイル鋳鉄管人力布設 による。

⑭ 炭素鋼鋼管人力布設

土地改良工事積算基準（土木工事）

土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛

第２ ６. 管水路工 ／ ②炭素鋼鋼管人力布設 による。

⑮ 強化プラスチック複合管機械布設（たて込み簡易土留）

土地改良工事積算基準（土木工事）

土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛

第２ ６. 管水路工 ／ ③強化プラスチック複合管機械布設（たて込み簡易土留）

による。

⑯ ダクタイル鋳鉄管機械布設（たて込み簡易土留）

土地改良工事積算基準（土木工事）

土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛

第２ ６. 管水路工 ／ ④ダクタイル鋳鉄管機械布設（たて込み簡易土留） による。

⑰ 鋼管機械布設（小口径）

土地改良工事積算基準（土木工事）

土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛

第２ ６. 管水路工 ／ ⑤鋼管機械布設（小口径） による。

⑱ 高密度ポリエチレン管機械布設 [SV290]

土地改良工事積算基準（土木工事）

土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛

第２ ６．管水路工 ／ ⑥高密度ポリエチレン管機械布設 による。

⑲ 管水路浅埋設工（ジオグリッド）

土地改良工事積算基準（土木工事）

土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛

第２ ６．管水路工 ／ ⑦管水路浅埋設工（ジオグリッド） による。

［2］ 独自基準

１．① パイプライン基礎

４．基礎材投入歩掛

表 4.1 投入歩掛における規格区分

・超低騒音型、排出ガス対策型（2014 年規制）
クローラ型山積 0.28m³（平積 0.20m³）

・超低騒音型、排出ガス対策型（2014 年規制）
クローラ型山積 0.45m³（平積 0.35m³）

以下のとおり読み替える。

・超低騒音型、排出ガス対策型（第 1,2,3 次基準値）
クローラ型山積 0.28m³（平積 0.20m³）

・超低騒音型、排出ガス対策型（第 1,2,3 次基準値）
クローラ型山積 0.45m³（平積 0.35m³）

７．単価表

（１）管水路基礎 10m3 当り単価表における規格

・超低騒音型、排出ガス対策型（2014 年規制）
クローラ型山積○○m³（平積○○m³）

以下のとおり読み替える。

・超低騒音型、排出ガス対策型（2014 年規制又は、第 1,2,3 次基準値）
クローラ型山積○○m³（平積○○m³）

（２）機械運転単価表における規格

・超低騒音型、排出ガス対策型（2014 年規制）
クローラ型山積 0.28m³（平積 0.20m³）

・超低騒音型、排出ガス対策型（2014 年規制）
クローラ型山積 0.45m³（平積 0.35m³）

以下のとおり読み替える。

・超低騒音型、排出ガス対策型（第 1,2,3 次基準値）
クローラ型山積 0.28m³（平積 0.20m³）

・超低騒音型、排出ガス対策型（第1,2,3次基準値）
クローラ型山積0.45㎥（平積0.35㎥）

第９章　道路工

［1］ 適用基準

① ガードレール設置・撤去（橋梁建込）

土地改良工事積算基準（土木工事）

土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛

第2　7. 道路工　／　②ガードレール設置・撤去（橋梁建込）　による。

② 砂利舗装工　[SV305]

土地改良工事積算基準（土木工事）

土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛

第2　7. 道路工　／　③砂利舗装工　による。

［2］ 独自基準

1. ② 砂利舗装工

6．単価表

（3）機械運転単価表

適用単価表　機－30

以下のとおり読み替える。

機－農2

第１０章　ほ場整備工

[1] 適用基準

① ほ場整備工(標準区画 0.3ha 以上)(表土扱い)、(基盤造成・畦畔築立)[SV355][SV360]

土地改良工事積算基準(土木工事)

土地改良事業等請負工事標準歩掛

第3　9. ほ場整備工　／　①ほ場整備整地工(標準区画 0.3ha 以上)　による。

② ほ場整備工(標準区画 0.3ha 未満)(表土扱い)、(基盤造成・畦畔築立)[SV362][SV363]

土地改良工事積算基準(土木工事)

土地改良事業等請負工事標準歩掛

第3　9. ほ場整備工　／　②ほ場整備整地工(標準区画 0.3ha 未満)　による。

③ ほ場整備工(標準区画 0.3ha 未満ﾊﾞｯｸﾎｳ施工)(表土扱い)、(基盤造成・畦畔築立)

[SV366][SV367]

土地改良工事積算基準(土木工事)

土地改良事業等請負工事標準歩掛

第3　9. ほ場整備工　／　③ほ場整備整地工

(標準区画 0.3ha 未満ﾊﾞｯｸﾎｳによる施工)による。

④ 水田整地工(ブルドーザ)　[SV365]

土地改良工事積算基準(土木工事)

土地改良事業等請負工事標準歩掛

第3　9. ほ場整備工　／　④基盤整地及び簡易整備　による。

⑤ 暗渠排水工

(掘削工:トレンチャ・バックホウ)、(小運搬:人力・機械)　[SV376][SV381][SV387]

土地改良工事積算基準(土木工事)

土地改良事業等請負工事標準歩掛

第3　9. ほ場整備工　／　⑤暗渠排水工　による。

⑥　畦畔整形工　[SV390]

土地改良工事積算基準（土木工事）

土地改良事業等請負工事標準歩掛

第3　9. ほ場整備工　／　⑥畦畔整形工　による。

⑦　雑物除去（水田ほ場整備工）　[SV370]

土地改良工事積算基準（土木工事）

土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛

第2　8. ほ場整備工　／　①雑物除去（水田ほ場整備工）　による。

⑧　畦畔ブロック（人力）

土地改良工事積算基準（土木工事）

土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛

第2　8. ほ場整備工　／　②畦畔ブロック（人力）　による。

⑨　弾丸暗渠工

土地改良工事積算基準（土木工事）

土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛

第2　8. ほ場整備工　／　③弾丸暗渠工　による。

⑩　ほ場整備整地工（表土扱い）、（基盤造成・畦畔築立）ICT 施工

[SV901][SV905]

情報化施工技術の活用ガイドライン

積算編　第2章ほ場整備工　による。

⑪　水田整地工（ブルドーザ）ICT 施工　[SV903][SV907]

情報化施工技術の活用ガイドライン

積算編　第2章ほ場整備工　による。

［2］ 独自基準

1. ④ 水田整地工（ブルドーザ）

1．適用範囲

以下のとおり読み替える。

本歩掛は、ほ場整備工事のうち、「第 10 章ほ場整備工①ほ場整備工（標準区画 0.3ha 以上）（表土扱い）、（基盤造成・畦畔築立）、②ほ場整備工（標準区画 0.3ha 未満）（表土扱い）、（基盤造成・畦畔築立）」③ほ場整備整地工（標準区画 0.3ha 未満バックホウ施工）（表土扱い）、（基盤造成・畦畔築立）を適用しない、現況地形の平均勾配が 1/10 を超える急傾斜地及び極端に扱い土量の少ない平坦地の場合に適用する。

１－１　基盤造成

急傾斜地における基盤造成は、「建設工事積算基準第Ⅱ編第１章土工②土工」を別途計上する。

2. ⑤ 暗渠排水工

以下のとおり追記する。

２．施工概要

（注）５．管材のロス率は暗渠排水管（定尺管・ロール管）については 1%、土管・陶管は計上しない。

3. ⑦ 雑物除去（水田ほ場整備工）

2．施工歩掛

表２．１　雑物除去（水田ほ場整備工）

（注）

以下のとおり読み替える。

（注）雑物量の判定において、「第 10 章ほ場整備工①ほ場整備工（標準区画 0.3ha 以上）（表土扱い）、（基盤造成・畦畔築立）、②ほ場整備工（標準区画 0.3ha 未満）（表土扱い）、（基盤造成・畦畔築立）、③ほ場整備整地工（標準区画 0.3ha 未満ﾊﾞｯｸﾎｳ施工）（表土扱い）、（基盤造成・畦畔築立）④水田整地工（ブルドーザ）」と合わせて、本歩掛を使用した時は、次式により求めた雑物量を対象にする。

対象雑物量（㎥／ha）＝全雑物量（㎥／ha）－5（㎥／ha）

4. ⑪ 水田整地工（ブルドーザ）ICT 施工

以下のとおり追記する。

３．機種の選定

なお、超湿地ブルドーザ 13t 級については、表②.3.1 機種の選定及び表②.3.3 機種選定表より削除する。

４．施工歩掛

なお、超湿地ブルドーザ 13t 級については、表②.4.1 運転１時間当り標準作業量より削除する。

５．単価表

なお、超湿地ブルドーザ 13t 級については、（2）機械運転単価表より削除する。

５. ⑫ 落水口 [SV400]

１．適用範囲

本歩掛はコンクリート二次製品の落水口に使用する。

２．施工概要

施工フローは、下記を標準とする。

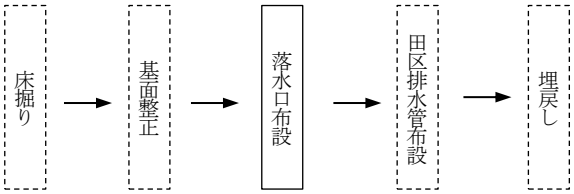

（注）本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

３．施工歩掛

布設歩掛は「建設工事積算基準第Ⅱ編第２章共通工⑩排水構造物工」プレキャスト集水枡（製品質量 50 kg/基以上 80 kg/基以下）によるものとする。

４．単価表

施工単価コード	SV400

落水口 100 箇所当り単価表

名　称	規　格	単位	数　量	摘　要
落水口		個	100	
布設	50 kg/基以上 80 kg/基以下	基	100	
諸雑費		式	1	
計				

６．⑬ 止杭一本胴木 [SV405]

１．適用範囲

本歩掛は、止杭一本胴木に使用する。

２．施工概要

施工フローは、下記を標準とする。

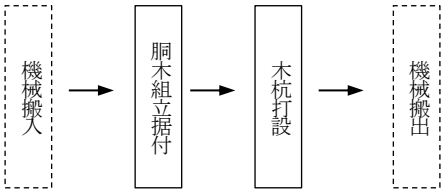

（注）本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

３．施工歩掛

３－１　胴木組立据付

表３．１　胴木組立据付歩掛（10m当たり）

名　称	単　位	数　量
世　話　役	人	0.03
普通作業員	人	0.17

３－２　木杭打設

木杭打設歩掛は「第５章基礎工①木杭打込み（機械）」を参照する。

注）１．据付材料の移動手間を含む。

２．木杭は杭径区分：９㎝で、皮けずりなしである。

４．単価表

施工単価コード	SV405

止杭一本胴木 10m当たり単価表

名　　称	規　　格	単位	数　　量	摘　　要
木杭打設	φ９㎝	本	10.0	
胴木	切丸太（間伐材） φ12㎝×4.0m	m^3	0.118	
ボルト	φ12×150㎜	本	2.6	
かすがい	φ９×30×120㎜	〃	10.0	
据付	胴木組立据付	人	表3.1	
諸雑費		式	1	
計				

7．⑭ コンクリート等床版機械設置 [SV080]

1．適用範囲

本歩掛は、コンクリート等床版を機械で設置する作業に使用する。

2．機種の選定

表２．１　標準据付機械の機種及び規格

1個当り質量（kg／個）	バックホウ（クレーン機能付）	ラフテレーンクレーン
80超え　1,500以下	排出ガス対策型（第2次基準値） クローラ型 山積0.8㎥（平積0.6㎥）2.9t吊	―
1,500超え4,000以下	―	排出ガス対策型（第2次基準値） 油圧伸縮ジブ型25t吊

（注）１．現場条件等により上表により難い場合は、現場条件等に適合した機種・規格を計上する。
２．バックホウ（クレーン機能付）及びラフテレーンクレーンは、賃料とする。
３．バックホウ（クレーン機能付）は「クレーン等安全規則」、「移動式クレーン構造規格」に準拠した機械である。

3．施工歩掛

コンクリート等床版機械設置の施工歩掛は次表を標準とする。

表３．１　１日当たり標準設置量及び労務配置

コンクリート等床版 1枚当たり質量（kg）	1日当たり 標準設置量（枚／日）	労務配置（人／日）		
		世話役	特殊作業員	普通作業員
80超え　450以下	30	1.0	1.0	2.0
450超え　800以下	28	〃	〃	〃
800超え　1100以下	26	〃	〃	2.5
1100超え　1500以下	24	〃	〃	〃
1500超え　1900以下	22	〃	〃	〃
1900超え　2200以下	21	〃	〃	3.0
2200超え　2600以下	19	〃	〃	〃
2600超え　3000以下	17	〃	〃	〃
3000超え　3400以下	16	〃	〃	3.5
3400超え　3800以下	15	〃	〃	〃
3800超え　4000以下	14	〃	〃	〃

（注）１．据付に伴う材料の移動手間含む

４．単価表

施工単価コード	SV080

（１）コンクリート等床版機械設置１枚当たり据付単価

名　称	規　格	単位	数　量	摘　要
世　話　役		人	労務数×1／D	表3.1
特　殊　作　業　員		〃	〃	〃
普　通　作　業　員		〃	〃	〃
バックホウ （クレーン機能付）	排出ガス対策型（第２次基準値） クローラ型 山積0.8㎥（平積0.6㎥）2.9t 吊	日	1／D	〃
ラフテレーンクレーン	排出ガス対策型（第２次基準値） 油圧伸縮ジブ型25t 吊	〃	1／D	〃
諸　雑　費		式	1	
計				

（注）Ｄ：１日当り標準施工量

（２）機械運転単価表

名　称	規　格	適用単価表	指　定　事　項
バックホウ （クレーン機能付）	排出ガス対策型（第２次基準値） クローラ型 山積0.8㎥（平積0.6㎥）2.9t 吊	機―28	運転労務数量→1.0 燃料消費量→107 機械賃料数量→1.35

第１１章　農用地造成工

［1］ 適用基準

土地改良工事積算基準（土木工事）

土地改良事業等請負工事標準歩掛

第3　10. 農地造成工　／　①人力刈払～⑪畑面植生　及び

土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛

第2　9. 農地造成工　／　①人力刈払後の集積～②ブルドーザ畑面整地工　による。

［2］ 独自基準

④ リッパドーザ岩掘削

４．集土作業

以下のとおり読み替える。

リッピングした岩をダンプトラック等に、積込むための集土作業歩掛は「建設工事積算基準第Ⅱ編第１章土工②土工」を適用し、別途計上する。

第１２章　コンクリート補修工

［1］ 適用基準

①ひび割れ補修工 [SV430]

土地改良工事積算基準（土木工事）

土地改良事業等請負工事標準歩掛

第3　13. コンクリート補修工　／　①ひび割れ補修工　による。

②開水路目地補修工（充填工）

土地改良工事積算基準（土木工事）

土地改良事業等請負工事標準歩掛

第3　13. コンクリート補修工　／　②開水路目地補修工（充填工）　による。

③既設水路断面修復・表面被覆工 [SV445][SV446][SV447]

土地改良工事積算基準（土木工事）

土地改良事業等請負工事標準歩掛

第3　13. コンクリート補修工　／　③既設水路断面修復・表面被覆工　による。

④開水路目地補修工（成型ゴム挿入工）

土地改良工事積算基準（土木工事）

土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛

第2　12. コンクリート補修工　／　①開水路目地補修工（成型ゴム挿入工）　による。

［2］ 独自基準

な し

第１３章　復旧工

［1］ 適用基準

①畦畔復旧工 [SV450]

土地改良工事積算基準（土木工事）

土地改良事業等請負工事標準歩掛

第3　14. 復旧工　／　①畦畔復旧工　による。

②耕地表土掘削・埋戻（機械） [SV455]

土地改良工事積算基準（土木工事）

土地改良事業等請負工事標準歩掛

第3　14. 復旧工　／　②耕地表土掘削・埋戻（機械）　による。

③耕地復旧（耕起）

土地改良工事積算基準（土木工事）

土地改良事業等請負工事標準歩掛

第3　14. 復旧工　／　③耕地復旧（耕起）　による。

［2］ 独自基準

な し

第１４章　仮設工

［1］ 適用基準

① 水替工（小口径）

土地改良工事積算基準（土木工事）

土地改良事業等請負工事標準歩掛

第3　15. 仮設工　／　③水替工（小口径）　による。

② 釜場設置撤去工

土地改良工事積算基準（土木工事）

土地改良事業等請負工事標準歩掛

第3　15. 仮設工　／　⑤釜場設置撤去工　による。

③ たて込み簡易土留工

土地改良工事積算基準（土木工事）

土地改良事業等請負工事標準歩掛

第3　15. 仮設工　／　⑧たて込み簡易土留　による。

④ 土工用マット（シート類）敷設・撤去　[SV550]

土地改良工事積算基準（土木工事）

土地改良事業等請負工事標準歩掛

第3　15. 仮設工　／　⑪土工用マット敷設　による。

⑤ 道路補修

土地改良工事積算基準（土木工事）

土地改良事業等請負工事標準歩掛

第3　15. 仮設工　／　⑭道路補修　による。

⑥ 地盤改良工（仮設道路基礎）

土地改良工事積算基準（土木工事）

土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛

第2 12. 仮設工 ／ ⑥地盤改良工（仮設道路基礎） による。

［2］ 独自基準

1. ① 水替工（小口径）

3. 施工歩掛

３－1 機種の選定

表3．1 （注）５．

以下のとおり読み替える。

（注）排水量が 30 ㎥／h 未満であっても揚程が 10m を超えて 15m 以下となる場合については、「建設工事積算基準第Ⅱ編第５章仮設工⑧締切排水工」を適用する。

2. ③ たて込み簡易土留工

4. 施工歩掛

４－１ 掘削・たて込み作業

（注）１．

以下のとおり読み替える。

（注）１．Tはバックホウ（クレーン機能付）の１日当り運転時間（時間／日）であり、「建設工事積算基準第Ⅰ編総則第 15 章請負工事機械経費積算要領」による。

４－２ 引抜作業

（注）１．

以下のとおり読み替える。

（注）１．Tはバックホウ（クレーン機能付）の１日当り運転時間（時間／日）であり、「建設工事積算基準第Ⅰ編総則第 15 章請負工事機械経費積算要領」による。

第１５章　共通仮設

［1］ 適用基準

① パイプライン継目試験

土地改良工事積算基準（土木工事）

土地改良事業等請負工事標準歩掛

第3　16. 共通仮設　／　②パイプライン継目試験　による。

② 現場溶接部X線検査（鋼管類）

土地改良工事積算基準（土木工事）

土地改良事業等請負工事標準歩掛

第3　16. 共通仮設　／　③現場溶接部X線検査（鋼管類）　による。

［2］ 独自基準

な し

第１６章　施設機械及び電気通信設備

［1］ 適用基準

① 施設機械及び電気通信設備

土地改良工事積算基準（施設機械）

1．適用

農業農村整備事業における施設機械及び電気通信設備の工事費の積算にあたっては、この基準を適用する。
なお、この基準に記載のない歩掛等については、「建設工事積算基準第Ⅶ編～第Ⅸ編」等による。

［2］ 独自基準

な し

第１４編　森林整備

第１章　総則----------14- 1
第２章　土工----------14-21
第３章　運搬工----------14-24
第４章　コンクリート工----------14-29
第５章　共通工（１）溝渠工・法面工----------14-31
第６章　共通工（２）土留工・擁壁工等----------14-39
第７章　基礎工----------14-43
第８章　木材利用工----------14-45
第９章　仮設工----------14-53
第10章　市場単価----------14-57
第11章　土木工事標準単価----------14-59
第12章　山地治山土工----------14-61
第13章　治山ダム工----------14-66
第14章　山腹工----------14-69
第15章　地すべり防止工----------14-72
第16章　森林整備----------14-75
第17章　海岸林造成----------14-84
第18章　舗装工----------14-86
第19章　道路付属施設----------14-88
第20章　橋梁工----------14-92
第21章　道路維持修繕----------14-94

第１章　総則

［1］ 適用基準

な し

（治山林道必携　積算･施工編　森林整備保全事業設計積算要領は適用しない）

［2］ 独自基準

① 総則

1．適用範囲等

本編は、森林整備保全事業の公共工事を請負施工に付する場合における工事費の積算に適用する。
なお、工事費の積算にあたっては、原則として「建設工事積算基準第Ｉ編第 1 章総則」の規定を適用するものとするが、これによりがたい規定及び森林整備保全事業独自の運用等については、本編に規定する。
また、森林整備保全事業請負工事の工事価格算定については、本編の標準歩掛及び積算参考歩掛を適用するものとするが、本編に定めの無い場合は、「建設工事積算基準」各編等適切な歩掛を適用するものとする。

2．請負工事の工事費構成

「建設工事積算基準第Ｉ編第1章②請負工事の工事費構成」による。

② 工事費の積算

「建設工事積算基準第Ｉ編第2章工事費の積算」による。
ただし、同章規定の適用にあたり下記に定める事項については、内容を補足又は替えて適用する。

1．労務費（直接工事費）

「建設工事積算基準第Ｉ編第2章①直接工事費3労務費」の規定の他、山林砂防工の適用について下記の規定による。

〈山林砂防工の適用〉

山林砂防工は、相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し、主として山間遠隔地の急傾斜地又は狭隘な谷間における作業等に従事する作業員を指す。

治山事業のうち工事等の施工箇所が次の（1）の各号のいずれかひとつに該当し、かつ、次の（2）の各号のいずれにも該当しない場合に「普通作業員」を「山林砂防工」に替えて適用する。

（1）山林砂防工を適用する箇所
イ　勾配がおおむね30％以上の箇所
ロ　運搬距離がおおむね100m以上のケーブルクレーンを架設する箇所
ハ　コンクリート現場練りの箇所
ニ　山泊を要する箇所
ホ　イ～ニに準じる箇所

（2）山林砂防工を適用しない工事等
イ　林道工事と同種と見なされる工事
ロ　造林作業と同種と見なされる作業
（注）具体的な適用については、「森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて」（平成11年7月1日付け11－13林野庁指導部長通知）によるが、山林砂防工を適用する場合は、事業課と協議を行うこと。

(ア)管理車道の開設工事

(イ)保安林管理道整備事業のうちの車道の開設・改良の工事

ロ　造林作業と同種と見なされる作業

(ア)山腹工事及びなだれ防止林造成工事以外の工事において行う植栽、客土及び苗木運搬の作業

(イ)下刈、雪起こし、除伐、本数調整伐、枝落とし、施肥等の保育及び仮植の作業

(ウ)砂地造林、砂草植栽、埋わら、静砂垣・防風垣等の築設の作業

(エ)支柱工、人力地拵(伐開、片付)、立木整理の作業

(オ)管理歩道の開設に係る作業

ハ　上記イ及びロ)に準じる工事等

作業場所が平坦である作業であって、次のいずれかに該当する作業とする。

(ア)コンクリート根周ブロックの製作、運搬及び据付の作業

(イ)ボーリング工、集水井工、アンカー工、杭打工等の作業ヤード、作業構台等を設ける場合のある工種において作業ヤード、作業構台等を設け、その上で行う場合の作業

ただし、勾配がおおむね30%以上の箇所において行う鉄筋挿入工その他これに類する工種であって、作業箇所毎の人力による組立て・解体等を伴う作業を行う場合を除く。

(ウ)土工機械の解体・組立に関する作業

(エ)道路、宅地等の平坦部(着工後に平坦となる床掘部、作業道等を除く。)に近接する工事箇所において、当該平坦部において行う作業及びトラッククレーン又はラフテレーンクレーン(以下「トラッククレーン等」という。)が使用可能な区域内において行う作業。

ただし、トラッククレーン等の規格は、道路、宅地等に設置可能であり、かつ、設計積算に用いる機種とする。

(4)山林砂防工適用の判断とする勾配の測定範囲は、下記のとおりとする。

1　渓間工

①　単独施工の場合

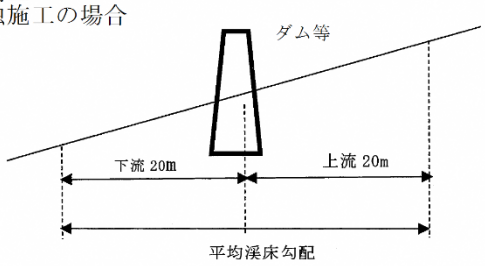

② 連続施工の場合

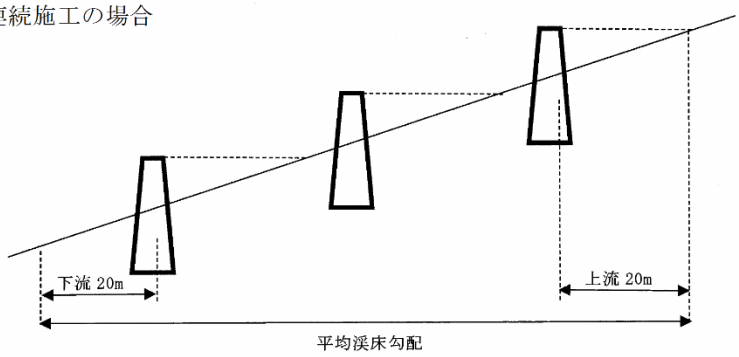

2 山腹工
① 山腹工の場合

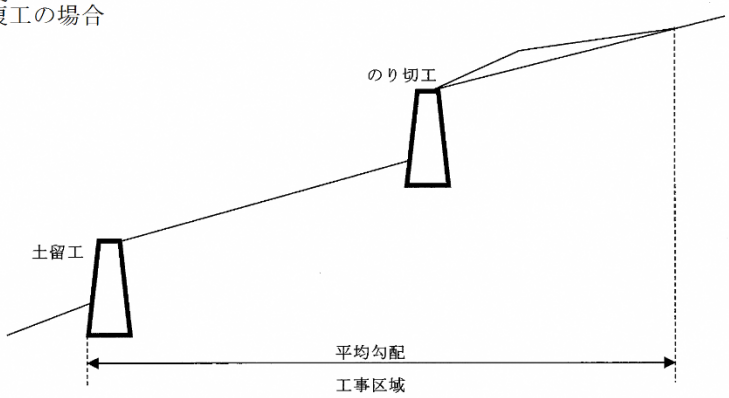

② 山腹工＋渓間工

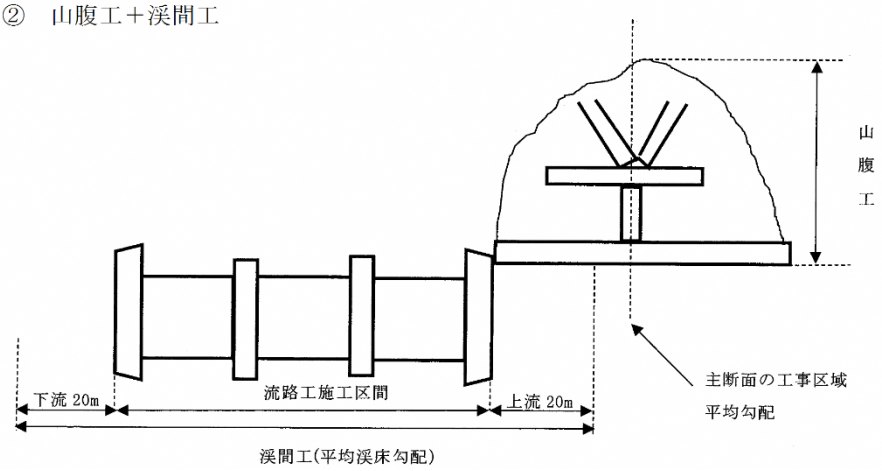

2. 共通仮設費(間接工事費)

「建設工事積算基準第Ⅰ編第2章②2共通仮設費」の規定のうち、工種区分、共通仮設費の算定について下記のとおり適用する。

2－1 工種区分

「建設工事積算基準第Ⅰ編第2章②2(1)工種区分」の「表－1工種区分」は「別表①(工種区分の工事内容)に替え適用する。

2－2 共通仮設費の算定

(1)率計算による部分

「建設工事積算基準第Ⅰ編第2章②2(2)1)率計算による部分」の対象を含めない費用は、同規定のa～dに加え、下記の費用とする。

ア 鋼製ダム(バットレス、スリット)

イ ヘリコプターの飛行経費

(2)積上げによる部分

1)建設機械器具の運搬(運搬費)

「建設工事積算基準第Ⅰ編第2章②2 2－2(2)1)(イ)共通仮設費に計上される運搬費で定められているところであるが、質量20t未満のクローラ式の建設機械が林道等を自走により搬入・搬出する場合は、次のとおりとする。

(イ)適用範囲

質量20t未満のクローラ式の建設機械を対象とし、ホイール式は対象としないものとする。

(ロ)積算方法

自走による走行距離に応じた走行時間を、機械運転経費として、共通仮設費の運搬費に積み上げ計上するものとする。

ア 対象機種 バックホウ(クローラ型)山積0.45m³及びバックホウ(クローラ型)山積0.80m³

イ 走行時間(t)

$$t=\frac{2\times L}{V\times 60}\,(h)$$

L: 自走する距離(m) (片道距離とし、往路と復路が異なる場合は平均値とする)

V: 走行速度(m/分) (対象機種の走行速度は、BH-0.45及びBH-0.8共に50m/分(3km/h)を標準とする)

(ハ)単価表

建設機械の自走による運搬(質量20t未満・クローラ式)1時間当たり単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
運転手(特殊)		人	1/T	
燃料費		L		
機械損料		h	1	BH-0.45又はBH-0.80
計				

T:対象機種の運転日当たり運転時間(6.3時間とする)

(ニ)その他

クローラ式建設機械の自走に伴い、林道等の路面を損傷させるおそれがある場合は、敷鉄板等による路面損傷防止対策の費用を別途計上すること。

2)通信環境の整備(安全費)

情報通信網が脆弱な山間奥地における、衛星通信機器及び衛星携帯電話等を活用した通信環境の整備に係る費用については、以下のとおりとする。

(イ)適用範囲

島根県農林水産部森林整備課が所管する建設工事で、施工地が山間奥地等で通話圏外となる工事。

(ロ)積算方法

近年開発されている衛星携帯電話等は、山間奥地の通話圏外における緊急時の安全対策として効果が高いため、緊急連絡体制の確保に必要となる通信手段として経費を計上する。

衛星携帯電話は原則リースとする。

(ア)リース可の場合

計上する費用は、リース代金及び通信費(基本料や月額などネットワーク環境の構築に係る費用)とし、費用の支払証明書類等を徴収することにより、全て共通仮設費の安全費に積み上げる。

また、現場管理費率及び一般管理費率の対象とする。

なお、通話料は間接工事費に含まれるため計上しない。

(イ)リース不可の場合

計上する費用は、衛星携帯電話等の購入代金を確認し、損料を算出し、受発注者間で協議する。

月々の料金等は支払証明書類等を徴収することにより経費を積み上げ計上する。

また、現場管理費率及び一般管理費率の対象とする。

なお、通話料は間接工事費に含まれるため計上しない。

(3)間接工事費等の項目別対象表

「建設工事積算基準第Ⅰ編第2章②2(2)5)間接工事費等の項目別対象表」に下記の項目を加える。

間接工事費等の項目別対象表(追加分)

間接工事費等	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
対象額 / 項目	対象額	直接工事費＋共通仮設費＝純工事費	純工事費＋現場管理費＝工事原価
ヘリコプター飛行経費	×	×	×

3. 共通仮設費の率分

「建設工事積算基準第Ⅰ編第2章②2　2－1共通仮設費の率分」の「別表第1」は「別表②(共通仮設費率)」に、「表－2地域補正の適用」は「別表③地域補正(共通仮設費)の適用」に替え適用する。

4. 現場管理費(間接工事費)

「建設工事積算基準第Ⅰ編第2章②3現場管理費」の規定のうち、「(2)現場管理費の算定」の「別表第2」は「別表④(工種別現場管理費率標準値表)」に、「表－3地域補正の適用」は「別表⑤地域補正(現場管理費)の適用」に替え適用する。

別表①（工種区分の工種内容）

工種区分		工種内容
一般業者	河川工事	河川工事(河川高潮対策区間の工事を除く。)にあって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工及びこれらに類する工事
	河川・道路構造物工事	河川における構造物工事及び道路における構造物にあって、次に掲げる工事 1. 樋門(管)工、水(閘)門工、サイフォン工、床止(固)工、堰、揚排水機場、落石防止覆工、防雪覆工、防音(吸音)壁工、コンクリート橋、簡易組立橋、PC橋(プレキャストセグメントを除く工場既製桁の場合)等の工事及びこれらの下部・基礎のみの工事 2. 橋梁下部工（RC構造）、床版工（RC構造及びプレキャストPC構造）のみの工事 3. ゴムの伸縮継手、落橋防止工（RC構造）、コンクリート橋の支承、高欄設置工（コンクリート等）、旧橋撤去工（コンクリート橋上下部）、トンネル内装工（新設トンネル） 4. 1から3に類する工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するもの及び門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く。
	治山・地すべり防止工事	治山及び地すべり防止工事にあって、次に掲げる工事 1. 治山ダム工、護岸工、水制工、流路工 2. 土留工、水路工、法切工、山腹緑化工、法枠工、落石防止工 3. 集水井工、排水トンネル工、アンカー工、杭打工、排土工、暗きょ工 4. 1、2及び3に類する工事
	海岸工事	海岸工事にあって、次に掲げる工事 防潮工、消波工、砂丘造成における盛土工及びこれに類する工事
	森林整備A	森林整備に係る工事にあって、次に掲げる工事 地拵え、植栽、受光伐、除伐、本数調整伐及び保育に関する工事及びこれに類する工事で以下の①～④に該当する工事 ① 土木的工事と併せて行う森林整備に係る工事で、当該工事の対象額のうち土木的工事の費用の割合が20%以上の場合 ② 樹高1. 5m以上の苗木の植栽費が50%以上の場合 ③ 航空実播工 ④ 種子吹付工
	森林整備B	森林整備A以外の森林整備
	道路工事	道路工事にあって、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函渠工、側溝工、山止工、法面工及びこれに類する工事
	鋼橋架設工事	鋼橋等の運搬架設に関する工事であって、次に掲げる工事 1. 鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工（鋼製・アルミ等）、橋梁補修工（鋼板接着・増桁）、ｽﾉｰｼｪｯﾄﾞ（鋼構造）ﾛｯｸｼｪｯﾄﾞ（鋼構造）、道路付属物を除く鋼構造物塗替工（水門、樋門、樋管、排水機場等）、床版工（RC構造及びプレキャストPC構造を除く。）、橋梁下部工（鋼製） 2. 簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 3. 鋼橋撤去工（鋼橋に伴う床版撤去含む。） ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。

工種区分		工種内容
一般業者	ＰＣ橋工事	PC橋に関する工事にあって、次に揚げる工事 1. 工事現場におけるPC橋の製作(工場製作桁は除く)架設及び製作架設に関する工事 2. プレキャストセグメント構造のPC橋工事
	橋梁保全工事	橋梁(上部工、下部工)に関するすべての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物工の修繕工事(塗装、舗装打ち替え等は除く)
	舗装工事	舗装の新設、修繕工事にあって、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理工、アスファルト安定処理工、砕石路盤工及びこれに類する工事 ただし、小規模(パッチング等)な工事で施工箇所が点在する工事は除く
	トンネル工事	トンネルに関する工事にあって、次に掲げる工事 1. トンネル工事 2. 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は供用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く
	道路維持工事	道路にあって、次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 道路附属物塗替工、防雪柵設置撤去工※1、トンネル漏水防止工、トンネル内装工(併用トンネル)、路面切削工、路面工、法面工等の維持・補修※2に関する工事 3. 道路標識※1、道路情報施設、電気通信設備、防護柵※1、樹木等、区画線等の設置 4. 除草、除雪、清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業 5. 1から4までに類する工事 ※1:局部的新設、復旧・更新を主とする場合に適用 ※2:法面工の補修については局部的な場合に適用
	公園工事	公園緑地及び林業施設用地等の造成工事に関する工事にあって、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、芝付工、花壇工、日陰柵工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、法面工、敷地内舗装工、調整池工、排水工(敷地造成と併せて行うもの)、柵工及びこれらに類する工事
森林組合等	治山・地すべり防止工事	一般業者の治山・地すべり防止工事の工種内容と同じ
	海岸工事	一般業者の海岸工事の工種内容と同じ
	森林整備A	一般業者の森林整備Aの工種内容と同じ
	森林整備B	一般業者の森林整備Bの工種内容と同じ
	道路工事	一般業者の道路工事の工種内容と同じ

(備考)1. 保安林管理道等に関する工事は林道関係事業に準ずるものとする。

2. 治山関係事業のうち、防潮工、砂丘造成における盛土工及びこれらに類する工事を主とする工事は海岸工事に準じ、防風工、植栽工等を主体とするものについては森林整備に準ずるものとする。

別表②（共通仮設費率）

②-1 表

対象額 / 適用区分 / 工種区分		600 万円以下	600 万円を超え 10 億円以下		10 億円を超えるもの
		下記の率とする。（%）	算定式より算出された率とする。ただし、変数の値は下記による。		下記の率とする。（%）
			A	b	
河　川　工　事		12.53	238.6	−0.1888	4.77
河川・道路構造物工事		20.77	1,228.3	−0.2614	5.45
治山・地すべり防止工事		15.19	624.5	−0.2381	4.49
海　岸　工　事		13.08	407.9	−0.2204	4.24
森林整備	A	10.80	48.0	−0.0956	6.62
	B	5.40	24.0	−0.0956	−
道　路　工　事		12.78	57.0	−0.0958	7.83
鋼橋架設工事		38.36	10,668.4	−0.3606	6.06
ＰＣ橋工事		27.04	1,636.8	−0.2629	7.05
舗　装　工　事		17.09	435.1	−0.2074	5.92
公　園　工　事		10.80	48.0	−0.0956	6.62

②-2 表

対象額 / 適用区分 / 工種区分	600 万円以下	600 万円を超え 3 億円以下		3 億円を超えるもの
	下記の率とする。（%）	算定式より算出された率とする。ただし、変数の値は下記による。		下記の率とする。（%）
		A	b	
橋梁保全工事	27.32	7,050.2	−0.3558	6.79

②-3 表

対象額 / 適用区分 / 工種区分	200 万円以下	200 万円を超え 1 億円以下		1 億円を超えるもの
	下記の率とする。（%）	算定式より算出された率とする。ただし、変数の値は下記による。		下記の率とする。（%）
		A	b	
道路維持工事	23.94	4,118.1	−0.3548	5.97

②-4 表

対象額 / 適用区分 / 工種区分	1,000 万円以下	1,000 万円を超え 20 億円以下		20 億円を超えるもの
	下記の率とする。（%）	算定式より算出された率とする。ただし、変数の値は下記による。		下記の率とする。（%）
		A	b	
トンネル工事	28.71	4,164.9	−0.3088	5.59

②-5 表

対象額 / 適用区分 / 工種区分	600 万円以下	600 万円を超え 5,600 万円以下	
	下記の率を②-1 表の率に加算する。(%)	(注)2の算定式により算定された率とする。ただし、変数の値は下記による。	
		A‘	b‘
治山・地すべり防止工事	1.56	302.9	-0.0191
道路工事	2.96	75.5	-0.0407

(注)1. 共通仮設費率 (kr) の算定式

$kr = A \cdot P^b$

ただし、 kr :共通仮設費率(%)

P :対象額(円)

A・b :変数

kr の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

2. 治山・地すべり防止工事、道路工事において、対象額が 5,600 万円以下の場合は、共通仮設費率(kr)を次式により算定するものとする。 また、対象額が 600 万円以下の場合は、②-1 表の率に②-5表の率を加算するものとする。

$kr = (A + A') \cdot P^{(b+b')}$

ただし、A‘,b‘:変数(②-5 表)

3. 治山・地すべり防止工事、道路工事において、対象額(円)が次表の範囲にある場合の共通仮設費率(kr)は、表に示された算定式を用いて求めるものとする。

工事区分	対象額(円)の範囲	共通仮設費率(%)の算定式
治山・地すべり防止工事	56,000,000 円超 60,205,000 円以下	5,280,000/ 対象額(円) ×100
道路工事	56,000,000 円超 63,748,000 円以下	6,496,000/ 対象額(円) ×100

4. 森林整備のAとBの区分は次のとおりとする。

1. Aの区分

(1)土木的工事と併せて行う森林整備に係る工事で、当該工事の対象額のうち土木的工事の費用の割合が20%以上の場合

(2)樹高1. 5m以上の苗木の植栽費が50%以上の場所

(3)航空実播工

(4)種子吹付工

2. Bの区分

上記(1)から(4)まで以外の森林整備

別表③ 地域補正(共通仮設費)の適用

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分	対象		
市街地（DID 補正）（１）－１	道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.4	1
一般交通影響有り（１）－１	道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事	２車線以上（片側１車線以上）かつ交通量（上下合計）が 5,000 台/日以上の車道において，車線変更を促す規制を行う場合。ただし，常時全面通行止めの 場合は対象外とする。		
一般交通影響有り（２）－１	道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事	一般交通影響有り（１）－１以外の車道において，車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)		
市街地（DID 補正）（１）－２	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.3	2
一般交通影響有り（１）－２	道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種	２車線以上（片側１車線以上）かつ交通量（上下合計）が 5,000 台/日以上の車道において，車線変更を促す規制を行う場合。ただし，常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	3
一般交通影響有り（２）－２	道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種	一般交通影響有り（１）－２以外の車道において，車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	4
市街地（DID 補正）（１）－３	鋼橋架設工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	5
山間僻地及び離島	全ての工種	島根県人事委員会規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区，及びこれに準ずる地区の場合。(※１)	1.3	6

※１　雲南市吉田町，飯南町，川本町，美郷町，邑南町，浜田市旭町，弥栄町，益田市匹見町，吉賀町及び離島が該当する。

（注）１．市街地とは，施工地域が人口集中地区（ＤＩＤ地区）及びこれに準ずる地区をいう。
なお，ＤＩＤ地区とは，総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4，000人／km2以上でその全体が5，000人以上となっている地域をいう。(松江市，出雲市，益田市，浜田市，安来市の一部)
これに準ずる地区とは，総務省が規定する「準人口集中地区」をいう。
２．適用条件の複数に該当する場合は，適用優先順に従い決定するものとする。

別表④（工種別現場管理費率標準値表）

純工事費 / 適用区分 / 工種区分	700 万円以下	700 万円を超え 10 億円以下		10 億円を超えるもの
	下記の率とする。（%）	算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。（%）
		A	b	
河　川　工　事	44.05	1,118.2	−0.2052	15.91
河川・道路構造物工事	43.11	402.3	−0.1417	21.34
治山・地すべり防止工事	46.27	1,229.5	−0.2081	16.48
海　岸　工　事	28.11	100.3	−0.0807	18.84
森 林 整 備	43.09	347.3	−0.1324	22.34
道　路　工　事	34.09	76.4	−0.0512	26.44
鋼 橋 架 設 工 事	48.86	265.1	−0.1073	28.69
Ｐ Ｃ 橋 工 事	31.06	111.0	−0.0808	20.80
舗　装　工　事	40.83	598.0	−0.1703	17.54
公　園　工　事	43.09	347.3	−0.1324	22.34

純工事費 / 適用区分 / 工種区分	700 万円以下	700 万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの
	下記の率とする。（%）	算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。（%）
		A	b	
橋 梁 保 全 工 事	65.88	1,465.2	−0.1968	31.45

純工事費 / 適用区分 / 工種区分	200 万円以下	200 万円を超え 1 億円以下		1 億円を超えるもの
	下記の率とする。（%）	算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。（%）
		A	b	
道 路 維 持 工 事	60.33	613.0	−0.1598	32.29

純工事費 / 適用区分 / 工種区分	1,000 万円以下	1,000 万円を超え 20 億円以下		20 億円を超えるもの
	下記の率とする。（%）	算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。（%）
		A	b	
トンネル工事	45.56	189.4	−0.0884	28.52

（備考）1. 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の治山ダムは、治山・地すべり防止工事に2%加算するものとする。

2. 保安林管理道等に関する工事は林道関係事業に準ずるものとする。

別表⑤　地域補正（現場管理費）の適用

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分	対象		
市街地（DID 補正）（１）－１	道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	1
一般交通影響有り（１）－１	道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事	２車線以上（片側１車線以上）かつ交通量（上下合計）が 5,000 台/日以上の車道において，車線変更を促す規制を行う場合。ただし，常時全面通行止めの場合は対象外とする。		
一般交通影響有り（２）－１	道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事	一般交通影響有り（１）－１以外の車道において，車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）		
市街地（DID 補正）（１）－２	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	2
一般交通影響有り（１）－２	道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種	２車線以上（片側１車線以上）かつ交通量（上下合計）が 5,000 台/日以上の車道において，車線変更を促す規制を行う場合。ただし，常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	3
一般交通影響有り（２）－２	道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種	一般交通影響有り（１）－２以外の車道において，車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.1	4
市街地（DID 補正）（１）　－３	鋼橋架設工事、道路維持工事、舗装工事、、橋梁保全工事以外	市街地部が施工箇所に含まれ場合。	1.1	5
山間僻地及び離島	全ての工種	島根県人事委員会規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区，及びこれに準ずる地区の場合。（※1）	1.0	6

※１ 雲南市吉田町，飯南町，川本町，美郷町，邑南町，浜田市旭町，弥栄町，益田市匹見町，吉賀町及び離島が該当する。

（注）　１．市街地とは，施工地域が人口集中地区（ＤＩＤ地区）及びこれに準ずる地区をいう。
なお，ＤＩＤ地区とは，総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が 4，000 人／km2 以上でその全体が 5，000 人以上となっている地域をいう。（松江市，出雲市，益田市，浜田市，安来市の一部）
これに準ずる地区とは，総務省が規定する「準人口集中地区」をいう。
２．適用条件の複数に該当する場合は，適用優先によるが，共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。

③ 一般管理費等及び消費税等相当額

「建設工事積算基準第Ⅰ編第3章　一般管理費等及び消費税等相当額」による。
ただし、「建設工事積算基準第Ⅰ編第3章①3一般管理費等の算定」については、下記事項を加え適用する。

1. 一般管理費等の算定
森林組合等と随意契約を締結する場合の一般管理費等率は、算定式で定めた一般管理費等の率から5%を減じた率以内とする。

④ 随意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費等の調整

「建設工事積算基準第Ⅰ編第4章随意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費等の調整」による。

⑤ 数値基準

治山関係事業及び林道関係事業に係る設計書の表示単位及び数位は原則として次のとおりとする。

（1）　単位及び表示単位は、別表（主要項目の数値基準等）に示すとおりとする。
（2）　数量の計算は、１数式ごとに別表に定める指定小数位以下１位まで求め、これを四捨五入し、指定小数位止めとする。
（3）　別表に定めのない工種の数値基準については「建設工事積算基準第Ⅰ編第５章①数値基準によるものとする。
（4）　設計計上数量は、別表（主要項目の数値基準等）に定める表示単位を標準とする。
（5）　単位及び表示単位の適用は各細別毎を原則とし、工種・種別は１式を原則とする。
（6）　契約数量は設計計上数量とする。但し工事目的物以外で、指定仮設等数量明示が必要な種目以外は１式計上する。

別表（主要項目の数値基準等）

工種種別	細別	単位	表示単位	集計単位	計算因子 高さ、幅、延長等
土工	切土	m^3	単位止	小数第1位止	小数第1位止
	盛土	〃	〃	〃	〃
	床堀	〃	〃	〃	〃
ダム工、土留工、	コンクリート	m^3	小数第1位止	小数第2位止	小数第2位止
擁壁工	ブロック	m^2	〃	〃	〃
	石積	〃	〃	〃	〃
	張石	〃	〃	〃	〃
	鋼製枠	t	小数第2位止	〃	小数第3位止
	L 型プレキャスト	m	単位止	小数第1位止	小数第1位止
	フトンカゴ	〃	小数第1位止	〃	〃
	蛇カゴ	〃	〃	〃	〃
	鉄筋質量	t	小数第2位止	小数第2位止	小数第3位止
	エキスパンドメタル擁壁	m^2	小数第1位止	小数第1位止	小数第1位止
路盤工	上置、下置路盤工	m^3	小数第1位止	小数第2位止	小数第2位止
舗装工	アスファルト・コンクリート	m^2	小数第1位止	小数第2位止	小数第2位止
緑化工、	植生基材吹付工	m^2	小数第1位止	小数第1位止	小数第1位止
法面保護工等	種子吹付工	〃	〃	〃	〃
	モルタル吹付工	〃	〃	〃	〃
	法枠工	〃	〃	〃	〃
	筋芝	m	〃	〃	〃
	張芝	m^2	〃	〃	〃
	筋工	m	〃	〃	〃
	編柵工	〃	〃	〃	〃
防護施設工	駒止	箇所	単位止	単位止	単位止
落石防止工	自動車用防護柵	m	小数第1位止	小数第1位止	小数第1位止
	落石防護柵	〃	〃	〃	〃
	落石防止壁（鋼製）	t	小数第2位止	小数第2位止	小数第3位止
	落石防止柵（鋼製）	m	〃	〃	〃
	落石防止網	m^2	単位止	小数第1位止	小数第1位止
標識工	カーブミラー・標識	本	単位止	単位止	単位止
橋梁工	桁	本	単位止	小数第1位止	小数第1位止
	床板	m^3	小数第1位止	小数第2位止	小数第2位止
	高欄	m	〃	小数第1位止	小数第1位止
	橋台	m^3	〃	小数第2位止	小数第2位止
	橋脚	〃	〃	〃	〃
排水施設工等	暗きょ工	m	小数第1位止	小数第2位止	小数第2位止
	コンクリート側溝	〃	〃	小数第1位止	小数第1位止
	横断溝	〃	〃	〃	〃
	地下排水	〃	〃	〃	〃
	法面排水	〃	〃	〃	〃
	集水桝	箇所	単位止	単位止	単位止

工種種別	細別	単位	表示単位	集計単位	計算因子 高さ、幅、延長等
アンカー工	削孔	㎥	小数第1位止	小数第1位止	小数第1位止
	アンカー材	m	小数第2位止	小数第2位止	小数第2位止
	グラウト材	㎥	小数第1位止	〃	〃
杭打工	掘削	㎥	小数第1位止	小数第1位止	小数第1位止
	杭材	本	単位止	単位止	単位止
	グラウト材	㎥	小数第1位止	小数第2位止	小数第2位止
集水井工	掘削	㎥	小数第1位止	小数第1位止	小数第1位止
	ライナープレート	m	〃	〃	〃
	集水ボーリング	〃	〃	〃	〃
伐開、除根		㎡	単位止	単位止	単位止
下刈、除伐、 本数調整伐		ha	小数第2位止	小数第2位止	小数第2位止
木材		本	単位止	小数第1位止	小数第1位止
		㎥	小数第2位止	小数第2位止	小数第2位止
仮設工	型枠工	㎡	小数第1位止	小数第2位止	小数第2位止
	支保工	空㎥	単位止	小数第1位止	小数第1位止
	足場工	掛㎡	〃	〃	〃
	足場工 (キャットウォーク)	m	〃	〃	〃
	土のう締切工	㎡	〃	〃	〃

備考

(1)端数はすべて四捨五入とする。

(2)平均断面、平均法長等は、数量集計単位より1位程度下位をもって計算することを標準とする。

(3)鋼材関係の表示単位は、1t 以上は小数第3位四捨五入2位止、1t 未満は小数第4位　四捨五入3位止とする。

⑥　建設機械運転労務等

「建設工事積算基準第Ｉ編第６章建設機械運転労務等」による。

⑦　工事の特許使用料の積算

「建設工事積算基準第Ｉ編第7章土木請負工事の特許使用料の積算」による。

⑧　時間的制約を受ける工事の積算

「建設工事積算基準第Ｉ編第8章時間的制約を受ける公共土木工事の積算」による。

⑨　工事における現場環境改善費の積算

「建設工事積算基準第Ｉ編第９章土木請負工事における現場環境改善費の積算」による。

⑩　工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算

「建設工事積算基準第Ｉ編第10章工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算」による。
ただし、①2－2(2)1)工期延期等に伴い増加する現場経費率の「工種毎に決まる係数」 別表－1は下表を適用する。

工種区分	係数Ａ					係数Ｂ					係数ａ	係数ｂ
	一般交通影響無し	一般交通影響有り(1)	一般交通影響有り(2)	市街地(DID補正)	離島	一般交通影響無し	一般交通影響有り(1)	一般交通影響有り(2)	市街地(DID補正)	離島		
河川工事	1901.4	2116.7	2104.1	2104.1	1939.0	-0.3284	-0.3275	-0.3280	-0.3280	-0.3269	13.3999	0.1615
河川・道路構造物工事	410.4	453.5	452.4	452.4	413.5	-0.2019	-0.2004	-0.2012	-0.2012	-0.1994	1.0955	0.3057
治山・地すべり工事	275.1	288.4	295.3	295.3	254.5	-0.1797	-0.1738	-0.1767	-0.1767	-0.1700	0.1422	0.4132
海岸工事	521.4	550.7	561.8	561.8	488.2	-0.2306	-0.2255	-0.2280	-0.2280	-0.2224	4.2009	0.2226
森林整備	643.6	715.1	711.5	711.5	654.3	-0.2235	-0.2229	-0.2232	-0.2232	-0.2225	13.5714	0.1739
道路工事	78.9	87.2	87.0	87.0	79.4	-0.0714	-0.0698	-0.0706	-0.0706	-0.0688	2.4722	0.2611
鋼橋架設工事	4760.3	5307.1	5271.4	5307.1	4867.7	-0.3805	-0.3796	-0.3801	-0.3796	-0.3791	8.9850	0.2036
ＰＣ橋工事	1238.0	1436.8	1399.1	1399.1	1351.0	-0.2884	-0.2907	-0.2895	-0.2895	-0.2921	0.5348	0.3394
舗装工事	923.0	1162.5	1087.6	1254.4	1149.1	-0.2725	-0.2807	-0.2767	-0.2801	-0.2858	0.7817	0.3147
公園工事	643.6	715.1	711.5	711.5	654.3	-0.2235	-0.2229	-0.2232	-0.2232	-0.2225	13.5714	0.1739
橋梁保全工事	3393.5	3979.5	3855.9	4318.8	3764.5	-0.3455	-0.3485	-0.3470	-0.3483	-0.3504	1.6260	0.2838
道路維持工事	303.5	333.4	333.6	363.7	302.7	-0.1653	-0.1634	-0.1643	0.1636	-0.1623	1.6840	0.2898
トンネル工事	1070.6	1331.2	1253.2	1253.2	1306.0	-0.2619	-0.2685	-0.2652	-0.2652	-0.2726	0.1118	0.4194

⑪　施工箇所が点在する工事の積算

「建設工事積算基準第Ｉ編第１１章施工箇所が点在する工事の積算」による。

⑫　１日未満で完了する作業の積算

「建設工事積算基準第Ｉ編第１２章１日未満で完了する作業の積算」による。

⑬　設計変更

「建設工事積算基準第Ｉ編第１３章設計変更」による。

⑭ 請負工事機械経費積算要領

「建設工事積算基準第Ｉ編第１４章請負工事機械経費積算要領」の規定による。

⑮ 積算上の統一事項

「建設工事積算基準第Ｉ編第１５章積算上の統一事項等」による。
ただし、「建設工事積算基準第Ｉ編第１５章①積算算上の統一事項」については、下記のとおり適用する。

①積算上の統一事項
「建設工事積算基準第Ｉ編第１５章①積算上の統一事項の規定」を下記のとおり適用する。
なお、適用しない事項であっても必要に応じて参考とし、森林整備事業関係技術資料等と併せて適切な積算を行うものとする。

［適用する事項］
１－１　生コンクリート使用の取扱いについて
１－２　コンクリートの適用区分
１－３　足場工
１－４　鋼矢板、仮橋、防護柵等仮設物件を撤去しないで次の工事に継続使用する場合の取扱い
１－７　アスファルト混合物使用の取扱いについて
１－８　特殊ダンプトラック（建設発生木材（伐木・除根材等を含む）運搬用）の取扱い
［適用しない事項］
１－５　仮設道路について
１－６　用地境界柱の設置区分

⑯ 作業日当たり標準作業量

「建設工事積算基準第Ｉ編第１６章の規定」による。
ただし、治山・林道必携積算・施工編 上巻 ４ 森林整備事業保全事業標準歩掛 を適用する工種については同第４編　作業日当たり標準作業量による。

⑰「森林整備保全事業標準歩掛」に記載がない施工パッケージ型積算方式の適用 について

次の工種は作業条件等に留意し適用するものとする。
・安定処理工
・吹付法面取りこわし工
・プレキャストコンクリート板設置工
・平石張工
・現場打擁壁工（1）
・現場打擁壁工（2）
・プレキャスト擁壁工
・補強土壁工
・ジオテキスタイル工
・排水構造物工
・排水構造物工　現場打ち水路（本体）
・排水構造物工　現場打ち集水・街路桝（本体）
・軟弱地盤処理工（サンドマット工）
・軟弱地盤工（紛体噴射攪拌工（ＤＪＭ工法））
・構造物とりこわし工（石積取壊し（人力）コンクリートはつり）
・コンクリート削孔工
・旧橋撤去工
・発泡スチロールを用いた超軽量盛土工
・現場取卸工
・函渠工（1）
・函渠工（2）
・殻運搬
・型枠工（省力化構造）
・消波根固めブロック工
・消波根固めブロック工（ブロック除去工）（0.25ｔ以上 35.5ｔ以下）

・捨石工
・護岸基礎ブロック工
・かごマット工
・袋詰玉石工
・笠コンクリートブロック据付工
・路盤工
・アスファルト舗装工
・踏掛版
・立入防止柵工
・落下物等防止柵設置工
・トンネル内装板設置工
・スノーポール設置・撤去工
・路面切削工
・舗装版破砕工
・舗装版切断工
・舗装版クラック補修工
・橋梁補強工（鋼板巻立て）（１）
・橋梁補強工（鋼板巻立て）（２）
・橋梁補強工（コンクリート巻立て）（１）
・橋梁補強工（コンクリート巻立て）（２）
・橋梁地覆補修工
・橋梁補修工（支承取替工）
・落橋防止装置工
・道路除草工
・路面清掃工（人力清掃工）
・側溝清掃工（人力清掃工）
・集水桝清掃工（人力清掃工）
・トンネル漏水対策工
・沓座拡幅工
・路肩整正（人力による土はね）
・防護柵復旧工
・鋼橋床板工
・橋梁排水管設置工
・現場発生品及び支給品運搬工

第２章　土工

［1］ 適用基準

治山林道必携　積算･施工編　上巻　4森林整備保全事業標準歩掛

第1編　共通工　第1　土工

１－２　除根等

１－７　ホイールローダ掘削積込

［2］ 独自基準

治山林道必携　積算･施工編　上巻　4森林整備保全事業標準歩掛

第1編　共通工　第1　土工

１－１　土質分類

以下に読み替える。
「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第１章①土量変化率等」を適用する。

１－３　機械土工（土砂）

「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第１章土工②土工及び③作業土工③－１床掘工」による。

１－４　埋戻工

「建設工事積算基準第Ⅱ編第１章土工③作業土工③－３埋戻工」による。

１－５　機械土工（岩石）

「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第１章土工②土工及び③作業土工③－１床掘工」による。

１－６　転石破砕工

「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第１章土工②土工」による。

１－８　盛土

１－８－１　林道工事における盛土　～　１－８－４　振動ローラ締固め（狭幅）

「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第１章土工②土工」による。

１－９ 機械法面整形

１－９－１ 切土法面整形歩掛 ～ １－９－３ 機械による築立（土羽）整形歩掛

「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第２章共通工①法面工①－１法面整形工」による。

１－10 人力法面整形

１－10－１ 人力による切土整形歩掛 ～ １－10－２ 人力による築立（土羽）整形歩掛

「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第２章共通工①法面工①－１法面整形工」による。

１－11 コンクリート構造物とりこわしエ

「建設工事積算基準第Ⅵ編土木工事標準単価及び市場単価等第1章土木工事標準単価」による。

１－12 （参考歩掛）骨材再生工（自走式）

「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第２章共通工㉓骨材再生工（自走式）」による。

第３章　運搬工

［1］ 適用基準

治山林道必携　積算･施工編　上巻　4森林整備保全事業標準歩掛

第1編　共通工　第2　運搬工

２－１　テーラー運搬歩掛　～　２－６　ケーブルクレーン運搬

２－８　貨物自動車運搬　　２－８－２　貨物自動車標準積載量

２－９　ヘリコプターによる資材運搬

２－10　人力運搬　２－10－１　人肩運搬歩掛

［2］ 独自基準

治山林道必携　積算･施工編　上巻　4森林整備保全事業標準歩掛

第1編　共通工　第2　運搬工

２－２　不整地運搬車運搬

２－２－１　小型不整地運搬車運搬

（１）小型不整地運搬車歩掛

３）１サイクルの所要時間　ア　積込み時間（ｔ１）　備考

以下を追記する。

備考２．コンクリートを生コン車から直接積込む場合は 0.73 分とする。

備考３．バックホウによる積込みは次式による。

$$1\text{分当りの土工量}(Q_2) = \frac{60 \times q_2 \times E_2}{Cm_2} \quad (m^3/\text{分})$$

$$1\text{サイクル当りの積み込み時間}(t_1) = \frac{1\text{分}}{Q_2} \times 1\text{サイクル当たりの運搬量}(q)$$

$$Q_2 = \frac{Cm_2 \times q}{60 \times q_2 \times E_2}$$

Cm2：バックホウのサイクルタイム（180° 旋回,35sec）

ｑ2：バックホウのバケット容量（表１）

E2：バックホウの作業効率（表２）

表１　バックホウのバケット容量（ｑ2）

規格	バックホウ 山積 0.8 ㎥ （平積 0.6 ㎥）	バックホウ 山積 0.45 ㎥ （平積 0.35 ㎥）	バックホウ 山積 0.28 ㎥ （平積 0.2 ㎥）	バックホウ 山積 0.13 ㎥ （平積 0.1 ㎥）
バケット容量	0.59 ㎥	0.34 ㎥	0.20 ㎥	0.10 ㎥

表２　バックホウの作業効率（E2）

現場条件 / 土質名	山地治山工（B）					
	地山の掘削積込み			ルーズな状態の土砂積込み		
	良好	普通	不良	良好	普通	不良
粘　性　土	0.55	0.40	0.30	0.60	0.45	0.35
砂・砂質土	0.65	0.50	0.35	0.70	0.55	0.40
礫　質　土	0.55	0.40	0.30	0.60	0.45	0.35
購入砂（洗砂）	—	—	—	0.70	0.55	0.40
砂利・栗石・玉石	—	—	—	0.60	0.45	0.35

（２）小型不整地運搬車運搬単価表

以下に読み替える。

（２）－１　運搬工（小型不整地運搬車）１㎥、１ｔ当り単価表

名　　称	規　　格	単　位	数　量	摘　　要
小型不整地運搬車運転		時間	1	
１㎥、ｔ当り		㎥又はｔ		計／Q
諸　　雑　　費		式	1	
計				

（２）－２　不整地運搬車運転１時間当り単価表

名　　称	規　　格	単　位	数　量	摘　　要
特　殊　運　転　手		人		(2)-3 機械運転単価表
燃　　料　　費		ℓ		〃
不整地運搬車賃料		供用日		〃
諸　　雑　　費		式	1	
計				

（注）小型不整地運搬車の運転日当りの標準運転時間（T）は6.9ｈ／日とする。

（２）－３　機械運転単価表

機　械　名	規　　格	適用単価表	指　定　事　項
不 整 地 運 搬 車	油圧ダンプ式クローラ型 2.0ｔ積	上記	運転労務数量→0.14 燃料消費量→2.6 賃料数量→0.32

２－２－２ 不整地運搬車運搬

（４）不整地運搬車運転単価表

以下に読み替える。

（４）不整地運搬車運転１時間当り単価表

名　　称	規　　格	単　位	数　量	摘　　要
特殊運転手		人		(4)-2 機械運転単価表
燃　　料　　費		ℓ		〃
不整地運搬車賃料		供用日		〃
諸　　雑　　費		式	1	

計				

（注）不整地運搬車の運転日当りの標準運転時間（T）は6.9ｈ／日とする。

以下に追記する。

（４）－１　運搬工（不整地運搬車）１㎥当り単価表

名　　称	規　　格	単　位	数　量	摘　　要
不整地運搬車運転		時間	1	
１　㎥　当　り		㎥		計／１時間当たりの運搬量
諸　　雑　　費		式	1	
計				

（４）－２　機械運転単価表

機　械　名	規　　格	適用単価表	指　定　事　項
不 整 地 運 搬 車	油圧ダンプ式クローラ型 ４ｔ積、６ｔ積	上記	運転労務数量→0.14 燃料消費量→11(4ｔ),17(6ｔ) 賃料数量→0.32

２－４ モノレール運搬

（３）モノレール架設・撤去歩掛　４）足場設置・撤去

以下に読み替える。

現地の状況に応じて必要な費用を計上する。

（５）単価表

以下を読み替える。

１）　モノレール架設・撤去単価表

名　　称	規　　格	単　位	数　量	摘　　要
世　　話　　役		人		5)モノレール架設・撤去歩掛
特　殊　作　業　員		〃		〃
普　通　作　業　員		〃		〃
諸　　雑　　費		%	20	労務費の 20%
計				

２）モノレール運転単価表

機　械　名	規　　格	適用単価表	指　定　事　項
モノレール運転		下記	3)モノレール運転１日当り単価表

以下を追記する。

３）　モノレール運転１日当り単価表

名　　称	規　　格	単　位	数　量	摘　　要
軽　　油		ℓ	11.4	
普通作業員		人		6)積込み・荷卸し歩掛
諸　雑　費		式	1	
計				

（注）1．モノレールの運転日当り運転時間は６時間とする。

2．モノレール（牽引能力 1,000 ㎏未満、傾斜 45°）の出力は 7.5 PS とする。

3．軽油量は PS×0.253（ℓ／PS）×6ｈ。

4）モノレール賃料１式当り単価表

名　　称	規　　格	単　位	数　量	摘　　要
モノレール賃料	牽引能力 1,000 ㎏未満 （45°）	月		牽引能力 500kg 以上 1,000kg 未満を使用する場合は見積により賃料を設定すること
台車賃料	バケット台車／普通台車	台／月		
レール賃料		m／月		付属品を含む
ポイント賃料		基／月		必要に応じて計上
返納整備費		%	10	賃料の　%
諸　雑　費		式	1	
計				

5）モノレール架設・撤去歩掛　　100m当り

傾斜区分 施工区分・労務名称		単位	30 度未満	30 度以上	摘　　要
架設	世話役	人	2.00	2.40	
	特殊作業員	〃	2.00	2.40	
	普通作業員	〃	6.00	7.20	
撤去	世話役	〃	1.00	1.20	
	特殊作業員	〃	1.00	1.20	
	普通作業員	〃	3.00	3.60	

6）積込み・荷卸し歩掛

職　　種	単位	コンクリート	土砂・石材等	ブロック・諸資材等
普通作業員	人	2.0	2.0	2.0

備考　１　本歩掛は、資材の積込み、荷卸し及び運転操作を行うものである。

２　コンクリート、土砂・石材等の運搬に本歩掛を使用する場合は、牽引能力 500kg 以上の動力車が必要となるため、上記４）において、見積により適切な牽引能力を有するモノレール賃料を計上すること。

２－７　ダンプトラック運搬

「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第１章土工②土工」による。

２－８　貨物自動車運搬

２－８－１　貨物自動車の運賃料金

「建設工事積算基準第Ⅰ編総則第２章工事費の積算②間接工事費２－２運搬費」による。

２－10　人力運搬

２－10－２　小車運搬歩掛

「建設工事積算基準Ⅱ編共通工第１章土工④人力運搬工」が適用できない場合に適用する。

第４章　コンクリート工

［1］ 適用基準

なし

（治山林道必携　積算･施工編　上巻　4森林整備保全事業標準歩掛　第1編　共通工　第3　コンクリート工は適用しない。）

［2］ 独自基準

治山林道必携　積算･施工編　上巻　4森林整備保全事業標準歩掛

第1編　共通工　第3　コンクリート工

３－１　コンクリート工

３－１－１　適用範囲

「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第４章コンクリート工①コンクリート工」による。

３－１－２　コンクリート打設工法の選定

「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第４章コンクリート工①コンクリート工」による。

３－１－３　材料の使用量

「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第４章コンクリート工①コンクリート工」による。

３－１－４　無筋･鉄筋構造物コンクリートポンプ車打設

「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第４章コンクリート工①コンクリート工」による。

３－１－５　養生工

「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第４章コンクリート工①コンクリート工」による。

３－１－６　養生工（特殊養生）

「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第４章コンクリート工①コンクリート工」による。

３－１－７　鉄筋工

「建設工事積算基準第Ⅵ編土木工事標準単価及び市場単価等第２章市場単価①鉄筋工」による。

３－１－８　型枠工

「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第４章コンクリート工②型枠工」による。

３－１－９　足場･支保工

「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第５章仮設工⑦足場支保工」による。

３－２　鉄筋工

「建設工事積算基準第Ⅵ編土木工事標準単価及び市場単価第２章市場単価①鉄筋工」による。

３－３ 張りコンクリート

「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第４章コンクリート工③張りコンクリート工」による。

３－４ 構造物補修工

３－４－１ 構造物補修工（ひび割れ補修工（充てん工法））

「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第２章共通工⑨構造物補修工⑨-１構造物補修工（ひび割れ補修工（充てん工法））」による。

３－４－２ 構造物補修工（ひび割れ補修工（低圧注入工法））

「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第２章共通工⑨構造物補修工⑨-２構造物補修工（ひび割れ補修工（低圧注入工法））」による。

３－５ 構造物補修工（断面修復工（左官工法））

「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第２章共通工⑨構造物補修工⑨-３構造物補修工（断面修復工（左官工法））」による。

３－６ ヒノキ合板型枠

１．適用基準

県産ヒノキ材で製作されたコンクリート用型枠合板で、治山・林道事業におけるコンクリート施工に適用する。

２．施工歩掛

１）県産ヒノキ合板型枠

表１ヒノキ合板型枠　　（100 ㎡当たり）

名　　称	一般型枠		治山ダム型枠
	無筋・鉄筋	小型構造物	
世　話　役	3.1	3.5	2.9
型　枠　工	15.7	13.5	15.7
普通作業員	10.0	11.1	13.6
諸　雑　費　率	23.0	15.0	40.0

（注）１．諸雑費は型枠材、型枠用金物、組立支持材、剥離剤及び電気ドリル、電動ノコギリ、電力、仮設材の持上（下）げ機械運転に要する費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じて得た金額を上限として計上する。

２．すりつけに使用する混合物は、型枠用合板１枚当たりの使用回数は、１．７回としている。

２）ヒノキ合板型枠単価表

名　　称	単位	数　　量	摘　　要
[加算額]ヒノキ合板型枠損料	㎡	100	県産ヒノキ材使用、ｔ＝12 ㎜
世　話　役	人		表１
型　枠　工	人		表１
普通作業員	人		表１
諸　雑　費　率	%		表１

第５章　共通工（１）溝渠工・法面工

［1］ 適用基準

治山林道必携　積算･施工編　上巻　4森林整備保全事業標準歩掛

第1編　共通工　第4　共通工(1)(溝渠工･法面工)

4－2　モルタル･コンクリート吹付工

4－2－4　特殊配合モルタル吹付工A　～　4－2－6　特殊配合モルタル吹付工C

4－7　斜面安定工

4－7－2　鉄筋挿入工(自穿孔)　～　4－7－3　頭部連結併用工

［2］ 独自基準

治山林道必携　積算･施工編　上巻　4森林整備保全事業標準歩掛

第1編　共通工　第4　共通工(1)(溝渠工･法面工)

4－1　法面工

4－1－2　プレキャスト法枠工

「建設工事積算基準第Ⅱ編第２章共通工①法面工①－４コンクリート法枠工」による。

4－1－3　現場打法枠工

「建設工事積算基準第Ⅱ編第２章共通工①法面工①－４コンクリート法枠工」による。

4－1－4　簡易法枠工

（４）施工歩掛

以下を追記する。

１）法面清掃工及び２）ラス張工は「建設工事積算基準第Ⅵ編土木工事標準単価及び市場単価等第２章市場単価④－２吹付枠工」による。

３）鉄筋等設置工

下記に読み替える。　（100㎡当たり）

名　称	単　位	数　量		
		H=100	H=150	H=200
世　話　役	人	0.3	0.5	0.5
法　面　工	〃	1.7	2.6	2.8
普通作業員	〃	0.3	0.5	0.5
諸　雑　費	%	3	3	3

４）アンカー設置工

下記に読み替える。　　（100 本当たり）

名　　称	単　位	土　　質	
		砂質土、礫混り土 玉石混り土	軟岩、硬岩
世　話　役	人	0.5	0.9
法　面　工	〃	1.9	3.6
普通作業員	〃	1.0	1.8
諸　雑　費	%	4	4

（６）　材料使用量

以下を追記する。

（６）－１　　鉄筋等の材料

表１　鉄筋等材料　　（100 ㎡当たり）

名称		規格	単位	数 量
H=100	枠用鉄筋	D10	t	0.109
	組立枠	W=290mm H=90mm L=400mm	個	125
H=150	枠用鉄筋	D10	t	0.189
	組立枠	W=340mm H=140mm L=400mm	個	94
H=200	枠用鉄筋	D10	t	0.283
	補助アンカー	D10 L=400mm	kg	11.424
	組立枠	W=340mm H=190mm L=400mm	個	94

備考　1　鉄筋の使用量は補正後の数量である。

枠用鉄筋使用量＝設計量×（1＋K）

K：ロス率（＋0.17）（重ね継手、凹凸部）

H=100 の場合　0.09315ｔ×1.17≒0.109ｔ

H=150 の場合　0.16141ｔ×1.17≒0.189ｔ

H=200 の場合　0.24212ｔ×1.17≒0.283ｔ

2　補助アンカーは、必要に応じ計上し、数量は次のとおりとする。

100m2 当たりの補助アンカー重量（kg）=単位当たりの重量（kg／m）×アンカー長（m）×標準数量

=0.56kg×0.4×51 本=11.424kg

3　上記によりがたい場合は、別途材料費を計上する。

（６）－２　　枠用主アンカーは次表の規格を標準とする。

表２　枠用主アンカー規格

名称	規　格	100 本当たり鉄筋重量
H=100	φ16 L=400mm	―
H=150	D16 L=750mm	0.117ｔ
H=200	D16 L=750mm	0.117ｔ

備考　1　H=150、H=200 タイプは鉄筋重量により計上し、数量は次のとおりとする。

100 本当たり鉄筋重量(t)＝鉄筋ｍ当たり重量(kg)×アンカー長(m)×100 本÷1,000 kg

＝1.56 kg×0.75m×100 本÷1,000 kg＝0.117ｔ

2 上記によりがたい場合は、別途材料費を計上する。

（６）－３　シート材料は次表のとおりとする。

表３　枠シート設置材料　　（100 ㎡当たり）

名称	枚数		面積	
	単位	数量	単位	数量
H=100	枚	56.3	㎡	56.3
H=150	枚	42.3	㎡	55.9
H=200	枚	42.3	㎡	55.9

（６）－４枠内吹付工は「建設工事積算基準第Ⅵ編土木工事標準単価及び市場単価第２章市場単価④－１法面工」による。

（７）　単価表

３）　鉄筋等設置工 100㎡当たり単価表

下記に読み替える。

名　称	規　格	単　位	数　量	摘　要
世話役		人		(4)-3)鉄筋等設置工
法面工		人		〃
普通作業員		人		〃
枠用鉄筋	D10	t		(6)-1 表１
補助アンカー	D10 L=400mm	Kg		〃 必要に応じて計上
組立枠		個		〃
諸雑費		%	3	(4)-3)鉄筋等設置工
計				

４）　アンカー設置工（土砂の場合）100 本当たり単価表

下記に読み替える。

名　称	規　格	単　位	数　量	摘　要
世話役		人		(4)-4)アンカー設置工
法面工		人		〃
普通作業員		人		〃
アンカーピン	φ16 L=400mm	本	100	(6)-2 表２
鉄筋	D16 L=750mm	t		〃
諸雑率		%	4	(4)-4)アンカー設置工
計				

（8）施工標準図（参考）

（参考）

施工標準図(H=100)

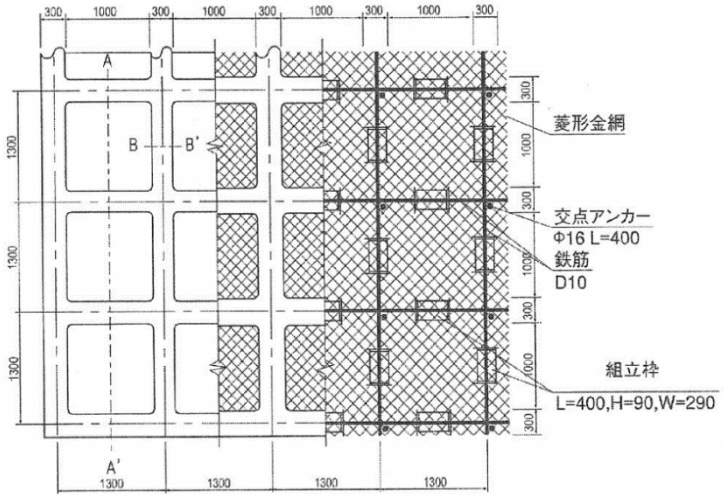

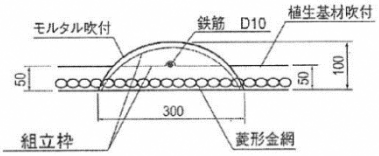

施工標準図(H=150)

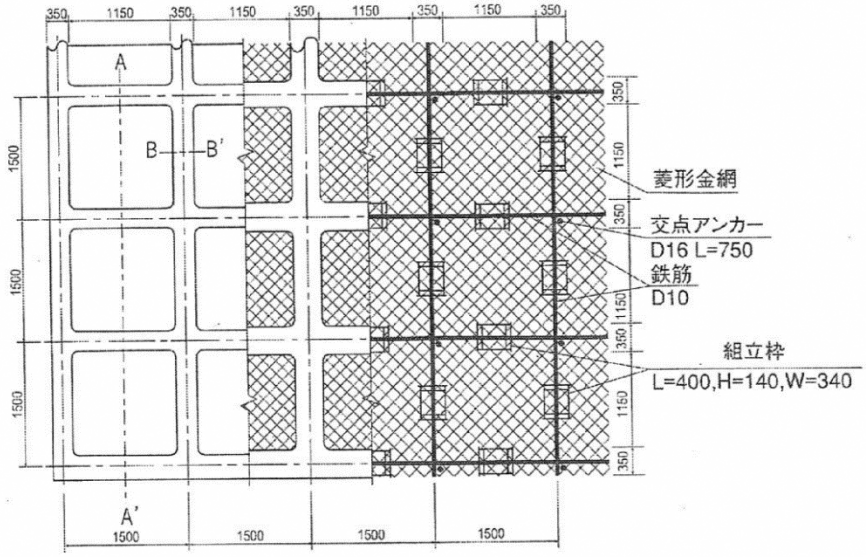

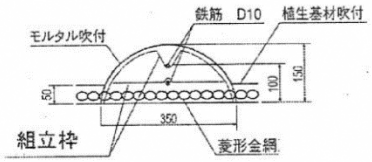

施工標準図(H=200)

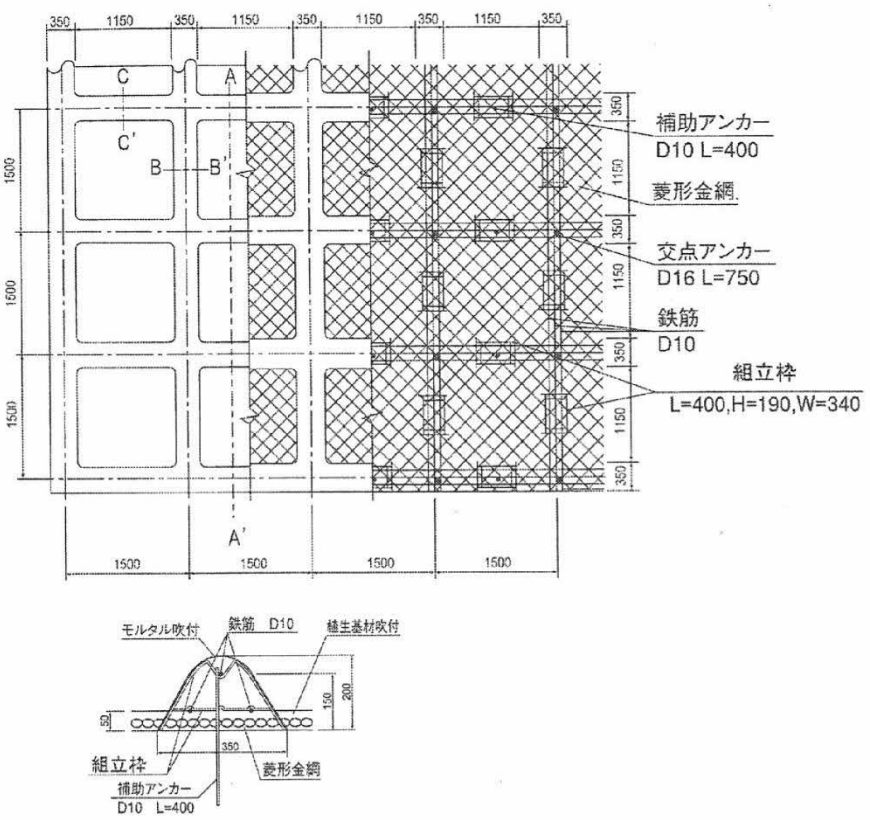

４－１－５ 現場吹付法枠工

「建設工事積算基準第Ⅵ編土木工事標準単価及び市場単価第２章市場単価④法面工④－２吹付枠工」による。

４－２ モルタル・コンクリート吹付工

４－２－２ モルタル吹付工

「建設工事積算基準第Ⅵ編土木工事標準単価及び市場単価第２章市場単価④法面工④－１法面工」が適用できない場合適用する。

４－２－３ コンクリート吹付工

「建設工事積算基準第Ⅵ編土木工事標準単価及び市場単価第２章市場単価④法面工④－１法面工」が適用できない場合適用する。

４－２－４ 特殊配合モルタル吹付工Ａ

（４）施工歩掛

１）特殊配合モルタル吹付工Ａ

以下を追記する。

備考　７　種子肥料付きではない植物繊維マットを使用する場合は、本歩掛より法面工０．１人、普通作業員０．１人を減じた数量を計上することとし、２）種子吹付工を別途計上する。

２）種子吹付工

以下に読み替える。

「建設工事積算基準第Ⅵ編土木工事標準単価及び市場単価第２章市場単価④法面工④－１法面工」による。

（６）単価表

２）種子吹付１００㎡当たり単価表

以下に読み替える。

「建設工事積算基準第Ⅵ編土木工事標準単価及び市場単価第２章市場単価④法面工④－１法面工」による。

４－３ 植生基材吹付工

４－３－１ 植生基材吹付工・特殊植生基材吹付工

「建設工事積算基準第Ⅵ編土木工事標準単価及び市場単価第２章市場単価④法面工④－１法面工」が適用できない場合適用する。

４－３－２ 客土吹付工・特殊植生基材客土吹付工

「建設工事積算基準第Ⅵ編土木工事標準単価及び市場単価第２章市場単価④法面工④－１法面工」が適用できない場合適用する。

４－３－３ 客土吹付特殊工

「建設工事積算基準第Ⅵ編土木工事標準単価及び市場単価第２章市場単価④法面工④－１法面工」が適用できない場合適用する。

４－４ 種子吹付工

「建設工事積算基準第Ⅵ編土木工事標準単価及び市場単価第２章市場単価④法面工④－１法面工」が適用できない場合適用する。

４－５ 植生ネット工

「建設工事積算基準第Ⅵ編土木工事標準単価及び市場単価第２章市場単価④法面工④－１法面工」が適用できない場合適用する。

４－６ 植生工

４－６－１ 種子帯及び筋芝工

「建設工事積算基準第Ⅵ編土木工事標準単価及び市場単価第２章市場単価④法面工④－１法面工」が適用できない場合適用する。

４－６－２ 張芝工

「建設工事積算基準第Ⅵ編土木工事標準単価及び市場単価第２章市場単価④法面工④－１法面工」が適用できない場合適用する。

４－６－３ 耳芝工

「建設工事積算基準第Ⅵ編土木工事標準単価及び市場単価第２章市場単価④法面工④－１法面工」が適用できない場合適用する。

４－６－４ （参考歩掛）人工張芝工

「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第２章共通工①法面工①－７人工張芝工」による。

４－７ 斜面安定工

４－７－１ 鉄筋挿入工

「建設工事積算基準第Ⅵ編土木工事標準単価及び市場単価第２章市場単価⑭鉄筋挿入工（ロックボルト工）」が適用できない場合、適用する。

第６章　共通工（２）土留工・擁壁工等

［1］ 適用基準

治山林道必携　積算・施工編　上巻　4森林整備保全事業標準歩掛

第1編　共通工　第5　共通工(2)(土留工・擁壁工等)

５－１　石材及び骨材の分類(参考)　～　５－３　骨材等採取及び洗浄歩掛

５－５　基礎・裏込工

５－５－３　基礎・裏込・中詰(砕石・栗石)工(人力施工)

５－６　鉄筋コンクリート片法枠工歩掛　～　５－８　鋼製落石防止柵・壁組立て歩掛

５－９　落石防柵工

５－９－３　鋼製落石防止柵(直立式)　～　５－９－５　高エネルギー吸収柵工

５－10　井桁ブロック土留工歩掛　～　５－11　エキスパンドメタル擁壁工

５－12　コンクリート板土留工　～　５－14　(参考歩掛)簡易鋼製擁壁工

５－16　かご枠工　～　５－17　大型ふとんかご工

［2］ 独自基準

治山林道必携　積算・施工編　上巻　4森林整備保全事業標準歩掛

第1編　共通工　第5　共通工(2)(土留工・擁壁工等)

５－４　巨石積(張)工

「建設工事積算基準第Ⅲ編河川第２章河川維持工⑧多自然護岸工⑧－１巨石積（張）工」による。

５－５　基礎・裏込工

５－５－１　基礎・裏込砕石工

「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第２章共通工②基礎・裏込砕石工」による。

５－５－２　基礎・裏込栗石工(機械施工)

「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第２章共通工②基礎・裏込砕石工」による。

５－７ 鋼製枠工

以下を追記する。

（３）施工歩掛　２）詰石

備考　２　詰石種別は割栗石、割詰石を標準とし、詰石量は下記による。

表　鋼製枠工詰石量（㎥）　（1 ㎥当り）

鋼製枠種別	H型タイプ	L型タイプ	片法型	鋼製土留枠 H＝1.5m	鋼製土留枠 H＝2.0m
詰石量	1.00	0.95	1.00	1.00	1.00

５－８ 鋼製落石防止柵･壁組立て歩掛

以下を追記する。

１．適用範囲

本資料は、鋼製落石防止柵・壁工（ラムダ型、山腹ラムダ型）の組立てに適用する。

２．単価表

鋼製落石防止柵・壁工１ｔ当り単価表

名　　称	規　　格	単　位	数　量	摘　　要
落石防止柵		t	1	
世　　話　　役		人		3.鋼製落石防止柵・壁組立て歩掛
普　通　作　業　員		〃		〃
ラフテレーンクレーン賃料	油圧伸縮ジブ型 16ｔ吊	日	0.1	
諸　　雑　　費		式	1	
計				

３．鋼製落石防止柵・壁組立て歩掛

作業区分	人力施工	機械施工	単　位
世　　話　　役	0.4	0.3	人
普　通　作　業　員	3.6	2.2	人

５－９ 落石防護柵工

５－９－１ 落石防護柵（ストーンガード）設置工

「建設工事積算基準第Ⅵ編土木工事標準単価及び市場単価第２章市場単価③防護柵設置工③－４防護柵設置工（落石防護柵）」が採用できない場合に適用する。

５－９－２ 落石防止網（ロックネット）設置工

「建設工事積算基準第Ⅵ編土木工事標準単価及び市場単価第２章市場単価③防護柵設置工③－５防護柵設置工（落石防止網）」が採用できない場合に適用する。

５－９－４ 固定工(ロープ伏工)

以下を追記する。

（３）施工歩掛　５）アンカー、ロープ、クリップ等の使用量

ロープの使用量は次式によるものとする。

使用量＝設置量×（１＋Ｋ）　　Ｋ：ロス率　（０．０５：斜面起伏による割増及び切断ロス）

５－９－５ 高エネルギー吸収柵工

以下に読み替える。

（３）施工歩掛　１）アンカー工　ア　削孔工

「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第２章共通工⑬アンカー工（ロータリーパーカッション式)」による。この場合の使用機械はスキッドタイプとし、ドリルパイプ外径は９０㎜、削孔方式は、二重管削孔でエアー削孔を標準とする。

（３）施工歩掛　１）アンカー工　イ　アンカー鋼材組立・加工・挿入工

「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第２章共通工⑬アンカー工（ロータリーパーカッション式)」による。この場合の腐食防護の方法は簡易防食を標準とする。

（３）施工歩掛　１）アンカー工　ウ　グラウト注入打設工

「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第２章共通工⑬アンカー工（ロータリーパーカッション式)」による。

（３）施工歩掛　１）アンカー工　エ　ボーリングマシン移設工

「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第２章共通工⑬アンカー工（ロータリーパーカッション式)」による。

５－１５ かご工(Ｂ)

「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第２章共通工⑳かご工」による。

５－１８ (参考歩掛)石積(張)工

「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第２章共通工④石積（張）工④－１石積（張）工」による。

５－１９ (参考歩掛)目地･止水板設置工

「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第２章共通工⑱目地・止水板設置工」による

第７章　基礎工

［1］ 適用基準

治山林道必携　積算･施工編　上巻　4森林整備保全事業標準歩掛

第1編　共通工　第6　基礎工

６－１　杭打工

６－１－２　人力杭打歩掛　～　６－１－４　モンケン杭打

［2］ 独自基準

治山林道必携　積算･施工編　上巻　4森林整備保全事業標準歩掛

第1編共通工　第6　基礎工

６－１　杭打工

６－１－５　鋼管･既製コンクリート杭打工（パイルハンマ工）

「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第３章基礎工①鋼管・既製コンクリート杭打工①-１パイルハンマ工」による。

６－１－６　鋼管･既製コンクリート杭打工（中掘工）

「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第３章基礎工①鋼管・既製コンクリート杭打工①-２中掘工」による。

６－１－７　（参考歩掛）木杭打工（大型ブレーカ）

「建設工事積算基準第Ⅲ編河川第２章河川維持工⑧多自然護岸工⑧－２木杭打工」による。

６－１－８　鋼管・既製コンクリート杭打工（鋼管ソイルセメント杭工）

「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第３章基礎工①鋼管・既製コンクリート杭打工①-３鋼管ソイルセメント杭工」による。

６－１－９　鋼管・既製コンクリート杭打工（回転杭工）

「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第３章基礎工①鋼管・既製コンクリート杭打工①-４回転杭工」による。

６－１－１０　鋼管・既製コンクリート杭打工（杭頭処理工）

「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第３章基礎工①鋼管･既製コンクリート杭打工①-5 杭頭処理工」による。

第８章　木材利用工

［1］ 適用基準

治山林道必携　積算･施工編　上巻　4森林整備保全事業標準歩掛

第1編　共通工　第7　木材利用工

7－1　土留工･擁壁工　～　7－14　木材チップ化

［2］ 独自基準

治山林道必携　積算･施工編　上巻　4森林整備保全事業標準歩掛

第1編　共通工　第7　木材利用工

7－1　土留工･擁壁工

7－1－1　丸太積土留工(A)

以下を追記する。

適用範囲

・山腹斜面等に丸太積土留を施工し、法面の安定を図る工法に適用する。

以下に読み替える。

材料の形状寸法

・杭木、横木、控木の末口径は１１㎝程度とする。

7－1－2　丸太積土留工(B)

以下を追記する。

適用範囲

・山腹斜面等に丸太積土留を施工し、法面の安定を図る工法に適用する。

以下に読み替える。

材料の形状寸法

・杭木、横木、控木の末口径は１１㎝程度とする。

7－1－3　木製ブロック積工

以下を追記する。

適用範囲

・山腹斜面に木製のブロックを積み、斜面の安定を図る工法に適用する。

以下を読み替える。

木製ブロック積工歩掛表

備考　1

表１　木製ブロック（0.75×0.3m）材料表　　（１０㎡当り）

段　　数	2段	3段	4段	5段	6段
木製ブロック個数（個）	33	36	38	39	40

(注) １．上記木製ブロック使用個数は、天端・基礎丸太を考慮し、算出したものである。
２．天端丸太、基礎丸太材料は加工径１０㎝とし必要量を計上する。

以下を追記する。

備考　５　施工単位を島根県では１０㎡当たりとし、下表のとおりとする。

表２　木製ブロック積施工歩掛　　（１０㎡当り）

名　　称	形　状　寸　法	単位	数　量	摘　　要
世　　話　　役		人	0.4	
普 通 作 業 員		〃	3.0	
諸　雑　費　率		%	2	

参考　施工標準図

以下を追記する。

木製ブロック数量算出表(参考)

(2段積みの場合)

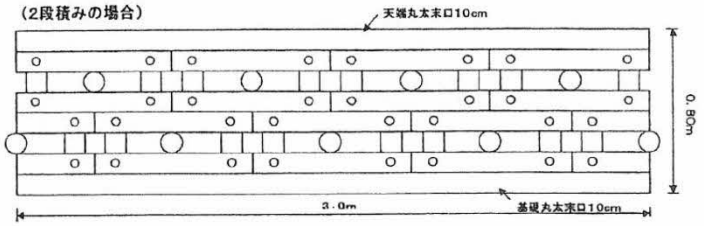

面　　積　：　0.8m × 3.0m = 2.4 ㎡
木製ブロック数　：　8.0 個
㎡当り個数　：　8.0個／2.4㎡　= 3.3個／㎡
(天端＋基礎)丸太延長　：　10㎡/0.8m = 12.5m

(3段積みの場合)

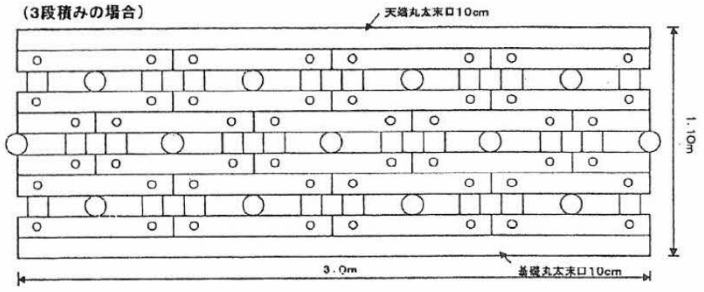

面　　積　：　1.1m × 3.0m = 3.3 ㎡
木製ブロック数　：　12.0 個
㎡当り個数　：　12.0個／3.3㎡　= 3.6個／㎡
(天端＋基礎)丸太延長　：　10㎡/1.1m = 9.1m

（4段積みの場合）

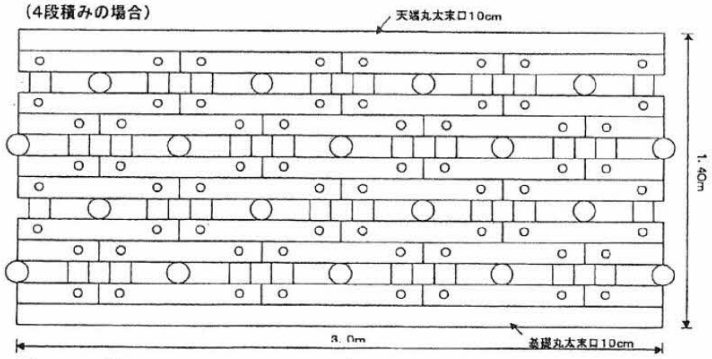

面　　積　：　1.4m　×　3.0m　=　4.2 ㎡

木製ブロック数　：　16.0　個

㎡当り個数　　：　16.0個／4.2 ㎡　=　3.8個／㎡

(天端＋基礎)丸太延長　：　10㎡/1.4m = 7.1m

（5段積みの場合）

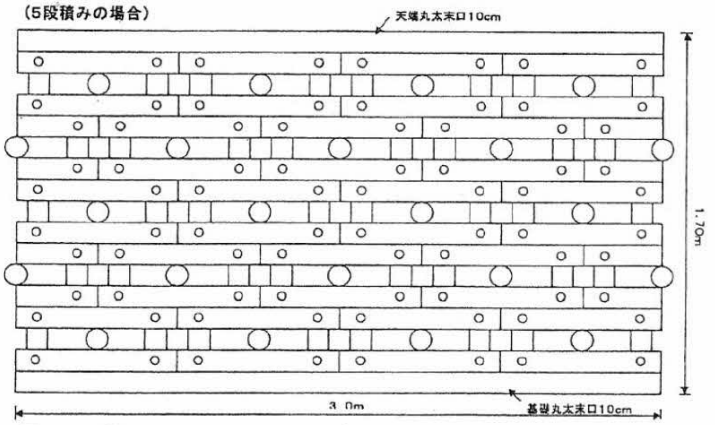

面　　積　：　1.7m　×　3.0m　=　5.1 ㎡

木製ブロック数　：　20.0　個

㎡当り個数　　：　20.0個／5.1㎡　=　3.9個／㎡

(天端＋基礎)丸太延長　：　10㎡/1.7m = 5.9m

（6段積みの場合）

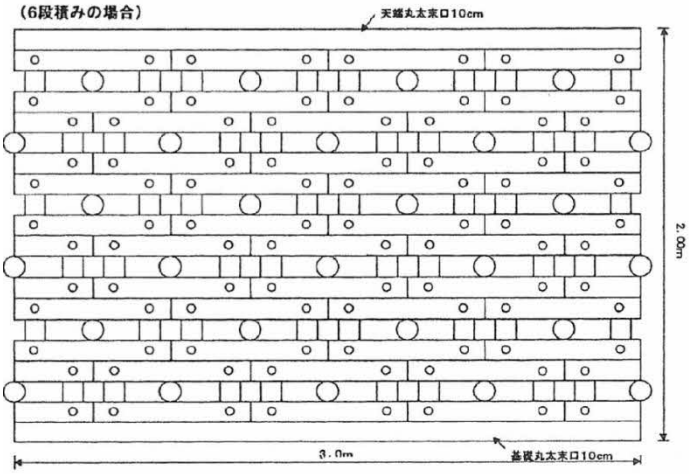

面　　積　：　2.0m　×　3.0m　=　6.0 ㎡

木製ブロック数　：　24.0　個

㎡当り個数　　：　24.0個／6.0 ㎡　=　4.0個／㎡

(天端＋基礎)丸太延長　：　10㎡/2.0m = 5.0m

7－3 柵工

7－3－9 木柵工

以下に読替える。

適用範囲

・山腹斜面に木柵を施工し、斜面の安定を図る工法に適用する。

・なお別途階段切付（０．３m幅）を計上する。

材料の形状寸法

・杭木の末口径は１１㎝程度とする。

・背丸太の末口径は９㎝程度とする。

・これにより柵工（木柵）の材料は下表のとおりとする。

表１　柵工（木柵）材料表　（10m当り）

名　称	形 状 寸 法	単位	数 量	摘 要
杭　木	末口径 11 ㎝程度　L＝1.5m	本	13.0	
背 丸 太	末口径 9 ㎝程度　L＝3.0m	〃	15.0	
鉄　線	＃12～＃18	kg	3.0	

３）植栽帯工施工

木柵に植栽帯を施工する場合は下表のとおりとする。

表２　植栽帯工施工歩掛　（10m当り）

名　称	形 状 寸 法	単位	数 量	摘 要
普 通 作 業 員		人	0.03	

表３　植栽帯工材料　（10m当り）

名　称	形 状 寸 法	単位	数 量	摘 要
植 栽 帯	0.1×0.5m（低木配合）	枚	10.0	
止 め 釘	φ5、L＝150 ㎜	本	30	

柵工（木柵）10m当り単価表

名　称	規格	単 位	数 量	摘 要
普通作業員		人	0.40	組立、緊結、仕上げ
〃		〃	0.78	杭打ち
杭　木	末口径 11 ㎝程度　L＝1.5m	本	13	表１
背 丸 太	末口径 9 ㎝程度　L＝3.0m	〃	15	〃
鉄　線	＃12～＃18	kg	3.0	〃
階段切付		m	10	
普通作業員		人	0.03	表２植栽帯施工の場合計上
植 栽 帯	0.1×0.5m（低木配合）	枚	10.0	表３植栽帯施工の場合計上
止 め 釘	φ5、L＝150 ㎜	本	30	〃
諸雑費率		式	1	
計				

７－４ 筋工

７－４－１ 丸太筋工

以下を追記する。

適用範囲

・山腹斜面に木柵を施工し、斜面の安定を図る工法に適用する。

・備考５　必要に応じ階段切付は施工するものとする。この場合階段切付は０．３ｍ幅とし別途計上する。

以下に読み替える。

材料の形状寸法

・横木、止め杭の末口径は１１㎝程度とする。

７－４－３　（参考歩掛）丸太筋工（現地発生材利用）

以下を読み替える。

②　筋工設置

施工歩掛は、第 14 編第 8 章 7-4-1 丸太筋工を適用することができる。なお、適用する施工歩掛は、2 本筋工とし、材料費を除いた労務費、諸雑費を計上する。ただし、埋戻は必要に応じて計上する。

７－６　　静砂工･堆砂工

７－６－１ 静砂垣･堆砂垣工

以下に読み替える。

材料の規格寸法

・杭木の末口径は１１㎝程度とする。

・押竹の長さは４．５ｍとする。

７－７ 路面･路盤工

７－７－１ 木製路面排水工

以下を追記する。

適用範囲

・間伐材を利用した簡易横断工の施工に適用する。

・木製路面排水工の材料は下表のとおりとする。

表２木製路面排水工材料　　（10ｍ当り）

名　　称	単位	数　量
200 型	組	5.0
300 型	〃	3.3
400 型	〃	2.5

７－15 その他の木製構造物

その他の木製構造物については「令和３年版　森林土木木製構造物施工マニュアル」（一社）日本治山治水協会・日本林道協会発刊を参考とする。

７－１６ 木材使用量工種別一覧（仮設工事含む）

本資料は各工種別の概算木材使用量を掲載している。各工種は代表的な条件で計算されているため現場で使用する材料の違いなどにより実際の使用量と差が出る可能性があるので留意すること。

単位：㎥

工種		柵高	施工量当たり	原木換算数量	施工単価コード	備考
法留柵工		H＝1.0m	㎥／m	0.056	—	
土工用仮設防護柵工		H＝1.5m	㎥／m	0.084	—	
土工用防護柵Ａ型		H＝10.0m	㎥／m	0.045	ＳＳＭＮ 8451	
土工用防護柵Ｂ型		H＝10.0m	㎥／m	0.008	ＳＳＭＮ 8456	
仮設防護柵（急傾斜）	1型	H＝1.5m	㎥／m	0.147	ＳＳＭＮ 2060	
	2型	H＝3.0m	㎥／m	0.245	〃	
	3型	H＝3.0m	㎥／m	0.158	〃	
	4型	H＝4.0m	㎥／m	木材無し	〃	
	5型	H＝4.0m	㎥／m	0.312	〃	
	6型	H＝4.0m	㎥／m	0.180	〃	
	7型	H＝4.0m	㎥／m	0.216	〃	
	8型	H＝4.0m	㎥／m	木材無し	〃	
	9型	H＝5.0m	㎥／m	0.396	〃	
	10型	H＝5.0m	㎥／m	0.251	〃	
	11型	H＝5.0m	㎥／m	0.270	〃	
	12型	H＝5.0m	㎥／m	木材無し	〃	
ネット柵工		H＝0.5m	㎥／m	0.007	ＳＶ065	
		H＝0.8m	㎥／m	0.040	〃	
		H＝1.0m	㎥／m	0.051	〃	
竹柵工		H＝0.5m	㎥／m	0.011	〃	
		H＝1.0m	㎥／m	0.067	〃	
板柵工		H＝0.8m	㎥／m	0.037	—	
		H＝1.0m	㎥／m	0.048	—	
		H＝1.2m	㎥／m	0.083	—	
止杭一本胴木	2型		㎥／m	0.031	ＳＶ405	
	3型		㎥／m	0.039	〃	
	4型		㎥／m	0.047	〃	
丸太筋工（1本筋工）			㎥／m	0.020	—	
丸太筋工（2本筋工）		H＝0.3m	㎥／m	0.035	ＳＸ221	
丸太筋工（3本筋工）		H＝0.4m	㎥／m	0.047	〃	
柵工（木柵）		H＝0.45m	㎥／m	0.052	ＳＸ223	
木製ブロック積（控長 0.75mの場合）	2段積		㎥／㎡	0.194	ＳＸ227	
	3段積		㎥／㎡	0.198	〃	
	4段積		㎥／㎡	0.202	〃	
	5段積		㎥／㎡	0.203	〃	
	6段積		㎥／㎡	0.205	〃	
丸太積土留工（Ａ）			㎥／㎡	0.166	ＳＸ228	
丸太積土留工（Ｂ）			㎥／㎡	0.218	ＳＸ229	
木柵工		H＝0.45m	㎥／m	0.046	ＳＸ029	
木製パネル		H＝1.5m	㎥／m	0.225	ＳＸ031	
木製路面排水工			㎥／m	0.018	ＳＸ101	
静砂垣・堆砂垣工		H＝1.0m	㎥／m	0.011	ＳＸ601	
丸太防風柵工（末口 7.5㎝の場合）		H＝2.0m	㎥／m	0.197	ＳＸ604	
丸太残存型枠（末口 11㎝の場合）			㎥／㎡	0.110	ＳＸ050	
残存型枠（パネル式）			㎥／㎡	0.082	ＳＸ051	

丸太階段工 （杭木末口 9 ㎝、横木末口 12 ㎝の場合）	横木長 0.9m		㎥／基	0.053	ＳＸ235	
	横木長 1.2m		㎥／基	0.066	〃	
	横木長 1.5m		㎥／基	0.079	〃	
Ｌ型木製土留工	1−2 タイプ	Ｈ＝1.0m	㎥／m	0.227	―	
	1.5−2 タイプ	Ｈ＝1.5m	㎥／m	0.393	―	
	2−2 タイプ	Ｈ＝2.0m	㎥／m	0.624	―	
木製井桁積工			㎥／㎡	0.216	―	
丸太法枠工（Ａ）（末口 7 ㎝の場合）			㎥／㎡	0.012	―	
丸太法枠工（Ｂ）（末口 7 ㎝の場合）			㎥／㎡	0.015	―	
木柵工（Ａ）		Ｈ＝1.0m	㎥／m	0.132	―	
木柵工（Ｂ）		Ｈ＝1.0m	㎥／m	0.092	―	
木柵工（Ｃ）		Ｈ＝1.0m	㎥／m	0.126	―	
木柵工（Ｄ）		Ｈ＝1.0m	㎥／m	0.086	―	
木柵工（Ｅ）		Ｈ＝0.5m	㎥／m	0.070	―	
帯梢編柵工		Ｈ＝0.6m	㎥／m	0.018	―	
ネット柵工（金網柵工）		Ｈ＝0.6m	㎥／m	0.022	―	
編柵工		Ｈ＝0.5m	㎥／m	0.016	―	
パネル柵工	0.5 タイプ	Ｈ＝0.5m	㎥／枚	0.110	―	
	0.8 タイプ	Ｈ＝0.8m	㎥／枚	0.157	―	
木製筋工（Ａ）			㎥／m	0.034	―	
木製筋工（Ｂ）			㎥／m	0.050	―	
木製溝渠呑口保護工			㎥／箇所	0.400	―	
木製溝渠吐口保護工			㎥／箇所	0.420	―	
木製工事用看板枠工			㎥／基	0.093	―	
ヒノキ合板型枠			㎥／㎡	0.019	SX052	県産材

参考〉

植生基材吹付工	吹付厚	施行面積当たり	チップ量	原木換算
チップ吹付工　　：生チップ	3 ㎝	㎥／100 ㎡	5.85	2.05
（植物誘導吹付工） （ＳＥＧサンソイル工法）等	4 ㎝	㎥／100 ㎡	7.80	2.73
	5 ㎝	㎥／100 ㎡	9.75	3.41
	6 ㎝	㎥／100 ㎡	11.70	4.10
	7 ㎝	㎥／100 ㎡	13.65	4.78
	8 ㎝	㎥／100 ㎡	15.60	5.46
	9 ㎝	㎥／100 ㎡	17.55	6.14
	10 ㎝	㎥／100 ㎡	19.50	6.83
※注 1）根株、枝条が主な材料　→　算出方法＝厚さ×100 ㎡×1.5（圧密率）×1.5（ロス率）				
厚層基材吹付工　　：基盤材	3 ㎝	㎥／100 ㎡	9.01	3.15
（ＳＥＧ工法：チップ堆肥化植生工法）等	5 ㎝	㎥／100 ㎡	15.02	5.26
	7 ㎝	㎥／100 ㎡	21.02	7.36
※注 2）根株、枝条が主な材料　→　算出方法＝厚さ×100 ㎡×2.0（圧密率）×1.3（ロス率）×1.1（養生時減 少分）×1.05（堆肥作成時減少分）				

◆チップの利用量換算表

1 ㎥のチップ　→　約 0.35 ㎥の木材

1 ㎥の木材　→　約 2.8 ㎥のチップ

第９章　仮設工

［1］ 適用基準

治山林道必携　積算･施工編　上巻　4森林整備保全事業標準歩掛

第1編　共通工　第8　仮設工

８－２　土のう締切工　～　８－３　土俵･石俵拵え及び積立

８－４　水替工　８－４－２　水替工（小口径）

８－６　キャットウォーク

［2］ 独自基準

治山林道必携　積算･施工編　上巻　4森林整備保全事業標準歩掛

第1編　共通工　第8　仮設工

８－１　仮設工

「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第５章仮設工①仮設工」による。

８－４　水替工

８－４－１　水替工

「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第５章仮設工⑧締切排水工」による。

８－５　足場工

「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第５章仮設工⑦足場支保工⑦－１足場工」による。

８－７　支保工

「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第５章仮設工⑦足場支保工⑦－２支保工」による。

８－８　仮囲い設置･撤去工

８－８－１　仮囲い設置･撤去工

「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第５章仮設工⑬仮囲い設置・撤去工⑬－1 仮囲い設置・撤去工」による。

８－８－２　雪寒仮囲い設置

「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第５章仮設工⑬仮囲い設置・撤去工⑬－２雪寒仮囲い工」による。

８－９ 大型土のうエ

「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第５章仮設工⑩土のう工⑩－２大型土のう工」による。

８－10 敷鉄板敷設･撤去工

「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第５章仮設工⑯敷鉄板設置・撤去工」による。

８－11 鋼矢板(H形鋼)工(バイブロハンマ工･油圧圧入引抜工)

８－11－1 バイブロハンマ工

「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第５章仮設工②鋼矢板（H形鋼）工②－１バイブロハンマ工」による。

８－11－2 バイブロハンマ工(軽量鋼矢板打込引抜工)

「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第５章仮設工②鋼矢板（H形鋼）工②－２バイブロハンマ工（軽量鋼矢板打込引抜工)」による。

８－11－3 油圧圧入引抜工

「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第５章仮設工②鋼矢板（H形鋼）工②－３油圧圧入引抜工」による。

８－11－4 プレボーリング

「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第５章仮設工②鋼矢板（H形鋼）工②－４プレボーリング」による。

８－12 鋼矢板工(アースオーガ併用圧入工)

「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第５章仮設工③鋼矢板工（アースオーガ併用圧入工)」による。

８－13 鋼矢板(H形鋼)工(クレーン引抜工)

「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第５章仮設工④鋼矢板（H形鋼）工（クレーン引抜工)」による。

８－14 仮設材設置撤去工

「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第５章仮設工⑥仮設材設置撤去工」による。

８－15 仮橋･仮桟橋工

「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第５章仮設工⑪仮橋・仮桟橋工」による。

８－16 切土及び発破防護柵工

「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第５章仮設工⑭仮設防護柵工（切土及び発破防護柵工)」による。

８－17 掘削(発破)防護柵工

「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第５章仮設工⑭仮設防護柵工（切土及び発破防護柵工)」による。

８－18　法面工(仮設用モルタル吹付工)

「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第５章仮設工⑳法面工（仮設用モルタル吹付工)」による。

８－19　濁水処理工

「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第５章仮説工⑮濁水処理工（一般土木工事)」による。

第 10 章　市場単価

［1］ 適用基準

な し

（治山林道必携　積算･施工編　上巻　4森林整備保全事業標準歩掛　第3編　共通工

第9　市場単価は適用しない。）

［2］ 独自基準

治山林道必携　積算･施工編　上巻　4森林整備保全事業標準歩掛

第1編　共通工　第9　市場単価

９－１　鉄筋工（太径鉄筋含む。）

「建設工事積算基準第Ⅵ編土木工事標準単価及び市場単価第２章市場単価①鉄筋工①－１鉄筋工（太径鉄筋含む）」による。

９－２　鉄筋工（ガス圧接）

「建設工事積算基準第Ⅵ編土木工事標準単価及び市場単価第２章市場単価①鉄筋工①－２鉄筋工（ガス圧接工）」による。

９－３　防護柵設置工（ガードレール）

「建設工事積算基準第Ⅵ編土木工事標準単価及び市場単価第２章市場単価③防護柵設置工③－１防護柵設置工（ガードレール）」による。

９－４　防護柵設置工（横断･転落防止柵）

「建設工事積算基準第Ⅵ編土木工事標準単価及び市場単価第２章市場単価③防護柵設置工③－３防護柵設置工（横断・転落防止柵）」による。

９－５　防護柵設置工（落石防止柵）

「建設工事積算基準第Ⅵ編土木工事標準単価及び市場単価第２章市場単価③防護柵設置工③－４防護柵設置工（落石防護柵）」による。

９－６　防護柵設置工（落石防止網）

「建設工事積算基準第Ⅵ編土木工事標準単価及び市場単価第２章市場単価③防護柵設置工③－５防護柵設置工（落石防止網）」による。

９－７　防護柵設置工（ガードパイプ）

「建設工事積算基準第Ⅵ編土木工事標準単価及び市場単価第２章市場単価③防護柵設置工③－２防護柵設置工（ガードパイプ）」による。

９－８　道路標識設置工

「建設工事積算基準第Ⅵ編土木工事標準単価及び市場単価第２章市場単価⑧道路標識設置工」による。

９－９　道路付属物設置工

「建設工事積算基準第Ⅵ編土木工事標準単価及び市場単価第２章市場単価⑨道路付属物設置工」による。

９－10　法面工

「建設工事積算基準第Ⅵ編土木工事標準単価及び市場単価第２章市場単価④法面工④－１法面工」による。

９－11　吹付枠工

「建設工事積算基準第Ⅵ編土木工事標準単価及び市場単価第２章市場単価④法面工④－２吹付枠工」による。

９－12　軟弱地盤処理工

「建設工事積算基準第Ⅵ編土木工事標準単価及び市場単価第２章市場単価⑪軟弱地盤処理工」による。

９－13　鉄筋挿入工（ロックボルト工）

「建設工事積算基準第Ⅵ編土木工事標準単価及び市場単価第２章市場単価⑭鉄筋挿入工（ロックボルト工）」による。

第 11 章　土木工事標準単価

［1］ 適用基準

な し

（治山林道必携　積算･施工編　上巻　4森林整備保全事業標準歩掛　第3編　共通工　第10　土木工事標準単価は適用しない。）

［2］ 独自基準

治山林道必携　積算･施工編　上巻　4森林整備保全事業標準歩掛

第1編　共通工　第10　土木工事標準単価

10－1　区画線工

「建設工事積算基準第Ⅵ編土木工事標準単価及び市場単価第１章土木工事標準単価」による。

10－2　排水構造物工

「建設工事積算基準第Ⅵ編土木工事標準単価及び市場単価第１章土木工事標準単価」による。

10－3　コンクリートブロック積工

「建設工事積算基準第Ⅵ編土木工事標準単価及び市場単価第１章土木工事標準単価」による。

10－4　構造物とりこわしエ

「建設工事積算基準第Ⅵ編土木工事標準単価及び市場単価第１章土木工事標準単価」による。

第 12 章　山地治山土工

工種により基準が異なるため、下記のとおり分けて記載する。

〈渓間工（谷止工、床固工）〉

護岸工、流路工、水制工には、適用しない。

［1］ 適用基準

治山林道必携　積算･施工編　上巻　4森林整備保全事業標準歩掛

第2編　治山　第1　山地治山土工

１－３　掘削面整形

１－３－２　岩石掘削面整形歩掛

１－４　岩盤清掃歩掛

［2］ 独自基準

治山林道必携　積算･施工編　上巻　4森林整備保全事業標準歩掛

第2編　治山　第1　山地治山土工

１－１　機械土工

「建設工事積算基準第Ⅲ編河川第３章砂防工①土工」による。

１－２　岩石工

１－２－１　掘削工法の選定

「建設工事積算基準第Ⅲ編河川第３章砂防工①土工①-１土工２-３掘削工法の選定」による。

１－２－２　山地治山岩石工（1）岩石掘削（機械）歩掛

「建設工事積算基準第Ⅲ編河川第３章砂防工①土工」による。
ただし、油圧式 600～800kg 級の大型ブレーカによる掘削歩掛は、次表とする。

（10m³当たり）

規格	名称	単位	土質・岩質分類				
			軟岩（Ⅰ）B	軟岩（Ⅱ）	中硬岩	硬岩（Ⅰ）	転石
油圧式 600～800kg 級	大型ブレーカ運転	h	1.67	1.85	2.78	3.33	2.50
	諸雑費率	%	5	12	25	29	13

備考１　作業範囲は、機械走行面より上下に 5m 以内とする。
２　上表には、破砕片除去、法面整形は含まない。
３　大型ブレーカのベースマシンはバックホウ（超低騒音型・排出ガス対策型（第 3 次基準値））油圧式クローラ型とし、600～800kg 級ブレーカは、0.35m³型とする。
４　転石歩掛は、粒径 50cm 程度の大きさに破砕するものである。
５　大型ブレーカ用バックホウ運転 1 時間当たり機械損料の補正係数は＋0.25 とする。
ただし、軟岩（Ⅰ）B・軟岩（Ⅱ）を掘削する場合の補正係数は＋0.10 とする。
６　諸雑費率は、大型ブレーカ用チゼル損耗費であり、大型ブレーカ運転経費に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

１－２－２　（参考）１　山地治山岩石工

「建設工事積算基準第Ⅲ編河川第３章砂防工①土工」による。

１－３　掘削面整形

１－３－１　土砂掘削面整形歩掛

「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第１章土工③作業土工③-1 床掘工 3-3 基面整正」による。

〈渓間工(護岸工、流路工、水制工)・山腹工〉

［1］ 適用基準

治山林道必携 積算・施工編 上巻 4森林整備保全事業標準歩掛

第2編 治山 第1 山地治山土工

1－3 掘削面整形

1－3－2 岩盤掘削面整形歩掛

1－4 岩盤清掃歩掛

［2］ 独自基準

治山林道必携 積算・施工編 上巻 4森林整備保全事業標準歩掛

第2編 治山 第1 山地治山土工

1－1 機械土工

「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第１章土工」による。

1－2 岩石工

1－2－1 掘削工法の選定

「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第１章土工」による。

1－2－2 山地治山岩石工(1)岩石掘削(機械)歩掛

「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第１章土工」による。

ただし、油圧式 600～800kg 級の大型ブレーカによる掘削歩掛は、次表とする。

(10m³当たり)

規格	名称	単位	土質・岩質分類				
			軟岩（Ⅰ）B	軟岩（Ⅱ）	中硬岩	硬岩（Ⅰ）	転石
油圧式 600～800kg 級	大型ブレーカ運転	h	1.67	1.85	2.78	3.33	2.50
	諸雑費率	%	5	12	25	29	13

備考１　作業範囲は、機械走行面より上下に 5m 以内とする。
　　２　上表には、破砕片除去、法面整形は含まない。
　　３　大型ブレーカのベースマシンはバックホウ（超低騒音型・排出ガス対策型（第 3 次基準値））油圧式クローラ型とし、600～800kg 級ブレーカは、0.35m³型とする。
　　４　転石歩掛は、粒径 50cm 程度の大きさに破砕するものである。
　　５　大型ブレーカ用バックホウ運転１時間当たり機械損料の補正係数は＋0.25 とする。
　　ただし、軟岩（Ⅰ）Ｂ・軟岩（Ⅱ）を掘削する場合の補正係数は＋0.10 とする。
　　６　諸雑費率は、大型ブレーカ用チゼル損耗費であり、大型ブレーカ運転経費に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

１－２－２　（参考）１　山地治山岩石工

「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第１章土工」による。
ただし、（３）人力掘削歩掛は下記の通りとする。

（３）人力掘削歩掛
機械施工ができない箇所及び火薬による破砕ができない箇所の人力掘削歩掛は、次表とする。

（10m3 当たり）

名　　称	規　　格	単　位	土 質 ・ 岩 質 分 類		
			軟岩（Ⅰ）B	軟岩（Ⅱ）	中 硬 岩
特殊作業員		人	3.0	3.3	4.2
普通作業員（山林砂防工）		〃	2.0	2.3	2.9
空気圧縮機運転	可搬式・エンジン駆動・スクリュ型・排出ガス対策型（第１次基準値）5.0m3/min	日	1.0	1.1	1.4
削岩機損料	ピックハンマ	〃	1.0	1.1	1.4

備考１　上表は、切崩し及び掘起こし作業の他、法面整形（基面整形）、３ｍ程度までの投棄、仮置又は積込作業を含む。
　　２　上表の労務には、空気圧縮機、削岩機の運転を含む。
　　３　空気圧縮機は賃料とし、運転日当たり運転時間は、６時間とする。

１－３　掘削面整形

１－３－１　土砂掘削面整形歩掛

「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第１章土工③作業土工③-1 床掘工 3-3 基面整正」による。

第 13 章　治山ダム工

［1］ 適用基準

治山林道必携　積算･施工編　上巻　4森林整備保全事業標準歩掛

第2編　治山　第2　治山ダム工

２－１　コンクリート工

２－１－１　適用範囲　～　２－１－８　型枠工

２－２　打継面処理(チッピング)歩掛

２－３　打継面清掃歩掛

２－５　土工機械解体･組立

２－６　鋼製ダム工歩掛

２－８　(参考歩掛)現場混合コンクリート

［2］ 独自基準

治山林道必携　積算･施工編　上巻　4森林整備保全事業標準歩掛

第2編　治山　第2　治山ダム工

２－１　コンクリート工

２－１－１　適用範囲

以下を追記する。

１）標準強度

構造物の種別による標準強度は下表のとおりとする。

表１　コンクリート標準強度

構造物の種類	呼び強度 (N／㎟)	粗骨材最大寸法 (㎜)	スランプ (㎝)
治山ダム（水密性必要なし）	18	40	8
治山ダム（水密性必要あり）	18	40	5
単純な鉄筋を有する半重力式治山ダム等	18	40	8

２－１－８ 型枠工

（１）治山ダム型枠工

以下を追記する。

１）適用範囲

「建設工事積算基準第１４編森林整備第４章コンクリート工３－６ヒノキ合板型枠」を適用する。

なおヒノキ合板型枠によりがたい場合は、下記２）の歩掛を適用する。

２－４ 止水板設置（塩化ビニール樹脂止水板）歩掛

「建設工事積算基準第Ⅲ編河川第３章砂防工②コンクリート工②－１コンクリート工」による。

２－７ （参考歩掛）挿し筋による水平打継面処理工

以下に読み替える。

（３）施工歩掛　１）鉄筋加工

鉄筋加工については「建設工事積算基準第Ⅵ編土木工事標準単価及び市場単価等第２章市場単価①鉄筋工」による。

以下を追記する。

備考　必要な材料を別途計上すること。

２－９ 残存型枠工（プレキャスト）

「建設工事積算基準第Ⅲ編河川第３章砂防工②コンクリート工②－3 残存型枠工」による。

２－10 ソイルセメント工

「建設工事積算基準第Ⅲ編河川第３章砂防工⑥砂防ソイルセメント工」による。

２－11 治山銘板設置工

１．適用範囲

本歩掛は、治山事業における治山ダム工の銘板設置工に適用する。

２．施工歩掛

（1 枚当たり）

形　状　寸　法	数　量	単　位	普　通　作　業　員	摘　　要
400×300×15㎜	1.0	枚	0.5 人	銘板取付仕上一式

第 14 章　山腹工

［1］ 適用基準

治山林道必携　積算･施工編　上巻　4森林整備保全事業標準歩掛

第2編　治山　第3　山腹工

3－3　積苗工　～　3－13　材料採取

3－15　山腹水路工（練石、植生、張芝）

3－16　（参考歩掛）軽量緑化水路工歩掛

［2］ 独自基準

治山林道必携　積算･施工編　上巻　4森林整備保全事業標準歩掛

第2編　治山　第3　山腹工

3－1　のり切工

「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第１章土工①土量変化率等及び②土工」による。

3－2　かご工（A）

「建設工事積算基準第Ⅲ編河川第４章地すべり防止工①地すべり防止工①－４地すべり防止工（ふとんかご）及び①－５地すべり防止工（じゃかご）」による。

3－14　山腹水路工

「建設工事積算基準第Ⅲ編河川第４章地すべり防止工①地すべり防止工①－３地すべり防止工（山腹水路工）」による。

3－17　（参考歩掛）コンクリートブロック積工（治山）

「建設工事積算基準第Ⅵ編土木工事標準単価及び市場単価第１章土木工事標準単価⑤コンクリートブロック積工」が適用できない場合に適用する。

3－18　治山銘板設置工

１．適用範囲

本歩掛は、治山事業における山腹工の銘板設置に適用する。

２．施工歩掛

（1 枚当たり）

形　状　寸　法	数　量	単　位	普　通　作　業　員	摘　　要

400×300×15mm	1.0	枚	0.5 人	銘板取付仕上一式

第 15 章　地すべり防止工

［1］ 適用基準

治山林道必携　積算･施工編　上巻　4森林整備保全事業標準歩掛

第2編　治山　第4　地すべり防止工

４－２　中口径ボーリング

４－４－２ 集水井工（プレキャスト土留工法）

４－５　アンカー工

［2］ 独自基準

治山林道必携　積算･施工編　上巻　4森林整備保全事業標準歩掛

第2編　治山　第4　地すべり防止工

４－１　小口径ボーリング

「建設工事積算基準第Ⅲ編第４章地すべり防止工①地すべり防止工①－２地すべり防止工（集排水ボーリング工)」が適用できない場合に適用する。

４－３　大口径ボーリング

「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第３章基礎工②場所打杭工②－４大口径ボーリングマシン工」による。

４－４　集水井工

４－４－１　集水井工（ライナープレート土留工法）

「建設工事積算基準第Ⅲ編河川第４章地すべり防止工①地すべり防止工①－１集水井工（ライナープレート土留工法)」による。

４－５　アンカー工

「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第２章共通工⑬アンカー工（ロータリーパーカッション式)」が使用できない場合に適用する。

４－６　集排水ボーリング孔洗浄工

「建設工事積算基準第Ⅲ編河川第４章地すべり防止工①地すべり防止工①－６集排水ボーリング孔洗浄工」による。

４－７ （参考歩掛）ダウンザホールハンマ工

「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第３章基礎工②場所打杭工②－５ダウンザホールハンマ工」による。

４－８ 治山銘板設置工

１．適用範囲

本歩掛は、治山事業における地すべり防止工の銘板設置に適用する。

２．施工歩掛

（1 枚当たり）

形　状　寸　法	数　量	単　位	普　通　作　業　員	摘　　要
400×300×15㎜	1.0	枚	0.5 人	銘板取付仕上一式

第 16 章　森林整備

［1］ 適用基準

治山林道必携　積算･施工編　上巻　4森林整備保全事業標準歩掛

第2編　治山　第5　森林整備

５－1森林整備

５－1－1　植栽(A) ～ ５－1－9　下刈歩掛(全刈り･筋刈り(1回刈り及び2回刈り))

５－1－11 (参考歩掛)本数調整伐

５－1－12 (参考歩掛)獣害対策

５－4 (参考歩掛)なだれ予防柵設置工

［2］ 独自基準

治山林道必携　積算･施工編　上巻　4森林整備保全事業標準歩掛

第2編　治山　第5　森林整備

５－1　森林整備

５－1－1　植栽(A)

以下に読み替える。

（2）植穴掘付歩掛及び（3）植付歩掛

山林砂防工を普通作業員とする。

５－1－3　植栽(C)

以下に読み替える。

（2）施工歩掛

備考　6　幹巻、小運搬、客土、施肥の職種は普通作業員であり、客土、施肥の人役は植付に含む。

５－1－4　地拵え等

以下を追記する。

（1）人力地拵え歩掛

備考　4　人力地拵え歩掛表は１００㎡当たりを1ha 当たりに換算する。

以下は適用しない。

（3）(参考歩掛) 機械使用地拵え

１）地拵え（草刈機）
３）現地条件による補正
ア地拵え（草刈機）

５－１－５ 客土歩掛

以下を追記する。

備考　１　植栽における客土作業に適用する。
備考　２　山林砂防工を普通作業員とする。

５－１－６ 仮植歩掛

以下を追記する。

備考　１　植栽における苗木仮植作業に適用する。
備考　２　仮植歩掛表は１０００本当たりを１００本当たりに換算する。

５－１－７ 施肥歩掛

以下を追記する。

備考　３　植栽における施肥作業に適用する。
備考　４　施肥歩掛表は１０００本当たりを１００本当たりに換算する。

５－１－８ 苗木運搬歩掛

以下に読み替える。

備考　５　職種は普通作業員とする（山林砂防工は適用しない）。

５－２ 支柱工

「建設工事積算基準第Ⅵ編土木工事標準単価及び市場単価等第２章市場単価⑩公園植栽工」による。

５－３ 管理歩道作設工

「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第１章土工」による。

５－４ （参考歩掛）なだれ予防柵設置工

以下に読み替える。

山林砂防工は普通作業員とする。

５－５ 苗木植栽工

１．適用範囲

本歩掛は治山事業における植栽工の施工に適用する。下記の施工歩掛と資材を組み合わせている。

５－１－１植栽（A）、５－１－２植栽（B）、５－１－６仮植歩掛、５－１－７施肥歩掛、苗木及び肥料

２．苗木植栽工 100 本当り単価表

名　　称	規　　格	単　位	数　量	摘　　要
植栽樹種		本	１００	
植栽（A）：植穴掘付		100 本	1	５－１－１
植栽（A）：植付		100 本	1	５－１－１
植栽（B）植穴掘付：掘付		100 本	1	５－１－２
苗木仮植		100 本	1	５－１－６
施肥		100 本	1	５－１－７
肥料		kg	5	
諸　　雑　　費		式	1	

５－６ 地拵（全刈、棚積）

１．適用範囲

本資料は、森林整備において、草刈機のみまたは草刈機と手刈り作業を併用する地拵（全刈、棚積）作業に適用する。

２．施工歩掛

１）地拵（全刈、棚積）（草刈機使用）歩掛　（1ha 当り）

区分／名称	単位	雑木多、植生密、ツル繁茂	雑木やや多、植生中、ツルやや繁茂	雑木少、植生疎、ツル少	かん木、雑草多、ツル繁茂	かん木、雑草やや多、ツルやや繁茂	かん木、雑草少、ツル少	摘　要
草刈機運転	日	15.0	13.0	11.0	9.0	7.0	5.0	（肩掛式）
特殊作業員	人	15.0	13.0	11.0	9.0	7.0	5.0	
普通作業員	〃	14.0	12.0	10.0	8.25	6.5	5.0	

（注）１．上表は草刈機使用の場合であり、手刈り作業を伴う場合は次式により歩掛を減じ、下表の労務を追加する。

草刈機使用歩掛×（1－手刈り割合）……式１

２）　地拵（全刈、棚積）（手刈り）歩掛（1ha 当り）

区分／名称	単位	雑木多、植生密、ツル繁茂	雑木やや多、植生中、ツルやや繁茂	雑木少、植生疎、ツル少	かん木、雑草多、ツル繁茂	かん木、雑草やや多、ツルやや繁茂	かん木、雑草少、ツル少	摘要
普通作業員	人	45.0	40.0	32.0	27.0	20.0	15.0	

（注）1．上記歩掛は次式により補正し計上する。

手刈り歩掛×手刈り割合……式２

３．単価表

1） 地拵（全刈、棚積）1ha 当り単価表

名　　称	規　　格	単　位	数　量	摘　　要
草 刈 機 運 転		日		式１
特 殊 作 業 員		人		〃
普 通 作 業 員		〃		式１、式２
諸　　雑　　費		式	1	
計				

2）機械運転単価表

機械名	規格	適用単価表	指定事項
草刈機	肩掛式カッター径 255 ㎜	機―12	燃料消費量→1.3

５－７ くず枯殺

１．適用範囲

本資料は、森林整備におけるくず枯殺作業に適用する。

２．施工歩掛

1）くず枯殺歩掛　　（1ha 当り）

区分／名称	単位	ザイトロン	ザイトロン フレノック	摘　　要
普 通 作 業 員	人	6.7	5.6	

（注）1．地形の傾斜等により上表歩掛を次式により補正する。

（基準歩掛）×　割増率（式２）・・・・・式１

割増率　＝　1.00　＋　a　＋　b・・・・・式２

a：最寄りの自動車道から施業地の中心までの距離による割増 100m増すごとに、2%増

b：施業地の傾斜による補正係数（表２）

表２　傾斜補正係数

区分／名称	緩（20°以下）	中緩（20°～25°）	中（25°～30°）	中急（30°～35°）	急（35°以上）	摘要
補正係数	－0.10	－0.05	0	0.05	0.10	

表３　薬剤材料表　　（1ha 当り）

薬剤名称／数量	単位	ザイトロン	ザイトロン フレノック	摘　　要
薬　剤　量	kg	120.0	90.0	

３．単価表

1)くず枯殺 1ha 当り単価表

名　　称	規　　格	単　位	数　量	摘　　要
普　通　作　業　員		人		式1、式2
薬　　剤		kg		表３
諸　　雑　　費		式	1	
計				

５－８ 除伐

１．適用範囲

本資料は、植栽木の健全な成長を促進するために不用木を除去する作業に適用する。

２．施工歩掛

1）除伐歩掛

除伐歩掛（1ha 当り）　＝　標準工程（表１）　×　所要時間補正係数（表２）

×　傾斜補正係数（表３）・・・・・式－１

（注）1．作業職種は普通作業員とする。

2．対象令級の標準的目安はⅢ令級以上とする。

表１　標準工程　（人／ha 当り）

林分密度 ／ 最終保育後の年数	疎	中	密	摘　　要
8　年　以　上	13	16	19	
4　～　7　年	11	14	17	
3　年　以　内	10	12	14	

疎：歩行にそれ程障害を与えず、伐倒準備は手だけですむ程度。

中：歩行の障害が比較的大きく、伐倒準備は手だけでは困難と感ずる程度。

密：ササ、灌木等が密生し、歩行の障害が大きく、伐倒準備は腰鋸、ナタ等を必要とする状態。

表２　所要時間補正係数

片道所要時間	0～20 分	21～40 分	41～60 分	61 分以上	摘　　要
補正係数	1.00	1.03	1.07	1.12	

（注）1．道路からの徒歩区間に要する時間である。

表３　傾斜補正係数

傾　　斜　　角	0～15 度	16～30 度	31 度以上	摘　　要
補　正　係　数	0.9	1.0	1.1	

３．単価表

1)除伐 1ha 当り単価表

名　　称	規　　格	単　位	数　量	摘　　要
普　通　作　業　員		人		式－1
諸　　雑　　費		式	1	
計				

５－９ つる切り

１．適用範囲

本資料は、植栽木の成長を阻害するつる類を除去する作業に適用する。

２．施工歩掛

1）つる切り歩掛

つる切り歩掛（1ha 当り）　＝　標準工程（表１）　×　所要時間補正係数（表２）

×　傾斜補正係数（表３）・・・・・式－１

（注）1．作業職種は普通作業員とする。

2．対象令級の標準的目安はⅡ令級以上とする。

表１　標準工程　（人／ha 当り）

つる切り / 林令	疎	中	密	摘　　要
13　年　以　上	6	7	8	
9　～　12　年	5	6	7	
8　年　以　下	4	5	6	

疎：つるの巻きつきが造林木の 30%以下

中：　〃　31%～70%以下

密：　〃　71%以上

表２　所要時間補正係数

片道所要時間	0～20 分	21～40 分	41～60 分	61 分以上	摘　　要
補正係数	1.00	1.03	1.07	1.12	

（注）1．道路からの徒歩区間に要する時間である。

表３　傾斜補正係数

傾　斜　角	0～15 度	16～30 度	31 度以上	摘　　要
補　正　係　数	0.9	1.0	1.1	

つる切りを実施する区域は下図を参考に決定すること。

（例１）

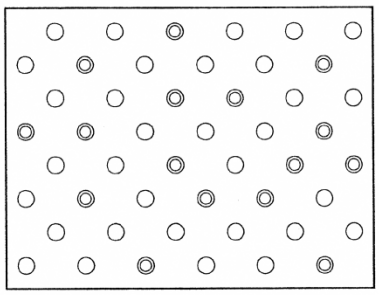

全体を区域とし、疎密を決定する。

（例２）

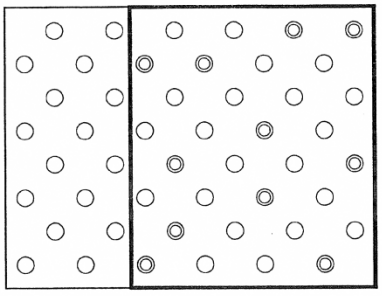

太線部分を区域とし疎密を決定する。

○：つるが巻きつかない造林木

◎：つるが巻きついた造林木

３．単価表

1)つる切り 1ha 当り単価表

名　　称	規　　格	単　位	数　量	摘　　要
普　通　作　業　員		人		式－１
諸　　雑　　費		式	1	
計				

５－10　枝落し

１．適用範囲

本資料は、保安林機能を強化するために枯枝葉等を除去する作業に適用する。（経済性を高めることを目的としたものを除く）

２．施工歩掛

1）枝落し歩掛

枝落し歩掛（1ha 当り）　＝　標準工程（表１）　×　所要時間補正係数（表２）

×　傾斜補正係数（表３）・・・・・式－１

（注）1．作業職種は普通作業員とする。

2．対象令級の標準的目安はⅢ令級以上とする。

表１　標準工程　（人／ha 当り）

枝落し高（地上からの高さ）	普通作業員	摘　　要
3.0m以下	13 人	1 回目
3.0mを超え～4.5m以下	14 人	2 回目

表２　所要時間補正係数

片 道 所 要 時 間	0～20 分	21～40 分	41～60 分	61 分以上	摘　　要
補正係数	1.00	1.03	1.07	1.12	

（注）1．道路からの徒歩区間に要する時間である。

表３　傾斜補正係数

傾　　斜　　角	0～15 度	16～30 度	31 度以上	摘　　要
補　正　係　数	0.9	1.0	1.1	

３．単価表

1)枝落し 1ha 当り単価表

名　　称	規　　格	単　位	数　量	摘　　要
普　通　作　業　員		人		式－１
諸　　雑　　費		式	1	
計				

５－11　雪おこし

１．適用範囲

本資料は、雪圧による倒伏木の倒木起し作業に適用する。

２．施工歩掛

1）雪おこし歩掛

雪おこし歩掛（100 本当り）　＝　標準工程（表１）　×　所要時間補正係数（表２）
×　傾斜補正係数（表３）・・・・・式－１

（注）1．作業職種は普通作業員とする。
2．対象令級の標準的目安はⅡ令級以上とする。

表１　標準工程　（100 本当り）

樹高	単位	普通作業員	摘要
2m以下	人	0.35	
2mを超え 3m以下	〃	0.44	
3mを超え 4m以下	〃	0.52	
4mを超え 5m以下	〃	0.60	

表２　所要時間補正係数

片道所要時間	0～20 分	21～40 分	41～60 分	61 分以上	摘要
補正係数	1.00	1.03	1.07	1.12	

（注）1．道路からの徒歩区間に要する時間である。

表３　傾斜補正係数

傾斜角	0～15 度	16～30 度	31 度以上	摘要
補正係数	0.9	1.0	1.1	

2）雪おこし材料

表４　雪おこし材料（山林麻縄）

樹高	縄規格	単位	1 本当り縄長	摘要
2m以下	72 番 2 本より 490m／巻	m	3.0	
2mを超え 3m以下	140 番 2 本より 250m／巻	〃	3.5	
3mを超え 4m以下	72 番 4 本より 250m／巻	〃	3.5	
4mを超え 5m以下	72 番 6 本より 160m／巻	〃	4.0	

３．単価表

1)雪おこし 100 本当り単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
普通作業員		人		式－1
山林麻縄		100m		表４
諸雑費		式	1	
計				

第 17 章　海岸林造成

［1］ 適用基準

治山林道必携　積算･施工編　4森林整備保全事業標準歩掛

第2編　治山　第6　海岸林造成

６－１ （参考歩掛）生育基盤盛土工

６－２ 海岸植栽

６－３ 下刈

［2］ 独自基準

治山林道必携　積算･施工編　4森林整備保全事業標準歩掛

第2編　治山　第6　海岸林造成

６－２ 海岸植栽 （1）砂地造林歩掛

以下に読み替える。

１．適用範囲

治山事業における海岸防災林、防災林造成に適用する。

２．歩掛

歩掛表は１００本当たりを１０，０００本当たりとし単位は ha を標準とする。

備考　１　植穴の大きさは直径・深さとも 30cm 程度を標準とする。

２　植穴掘付には、根切り等の軽度の地拵えを含む。

３　施肥、客土等を必要とする場合は、５－１－５客土歩掛、５－１－７施肥歩掛を準用し、施肥材料は下記を標準とする。

表１　施肥材料　（1 本当り）

名　　称	規　　格	数量	単位	備　　考
固　形　肥　料	20－10－10	100	g	(1,000 kg／ha)
わ　　ら		300	〃	(3ｔ／ha)

備考　４　苗木種類　植栽本数については以下のとおりとする。

表２　苗木種類

一般苗木	肥料木
クロマツ（抵抗性）	ヤシャブシ　L=30 ㎝

表３　植栽本数　（1ha 当り）

肥料木割合	50%	40%	30%	20%	10%	0%
クロマツ本数（本）	5,000	6,000	7,000	8,000	9,000	10,000
肥料木本数（本）	5,000	4,000	3,000	2,000	1,000	0

表４　苗木体積換算（参考）

肥料木割合	50%	40%	30%	20%	10%	0%
クロマツ本数（本）	1.39	1.67	1.94	2.22	2.50	2.78
肥料木本数（本）	0.79	0.63	0.48	0.32	0.16	0

３．単価表

1)　植栽工（砂地造成）1.0ha 当り単価表

名　　称	規　　格	単　位	数　量	摘　　要
苗木（ク　ロ　マツ）	抵抗性	本		表２、表３
苗木（ヤシャブシ）		〃		〃
普　通　作　業　員		人	47.0	（植穴堀付）
〃		〃	17.0	（植付）
諸　　雑　　費		式	1	
計				

第 18 章　舗装工

［1］ 適用基準

治山林道必携　積算･施工編　上巻　4森林整備保全事業標準歩掛

第3編　林道　第1　舗装工

１－１　砂利路盤工（人力）　～　１－６　（参考歩掛）鉄鋼スラグ路盤工

［2］ 独自基準

な し

第 19 章　道路付属施設

［1］ 適用基準

な し

（治山林道必携　積算･施工編　上巻　4森林整備保全事業標準歩掛第3編　林道

第2　道路附属施設は適用しない。）

［2］ 独自基準

治山林道必携　積算･施工編　上巻　4森林整備保全事業標準歩掛

第3編　林道　第2　道路付属施設

2－1　道路付属施設工

2－1－2　ガードケーブル設置工

「建設工事積算基準第Ⅳ編道路第２章付属施設①防護柵設置工①－１ガードケーブル設置工」による。

2－1－3　ガードレール設置工歩掛

「建設工事積算基準第Ⅵ編土木工事標準単価及び市場単価第２章市場単価③防護柵設置工③－１防護柵設置工（ガードレール)」が適用できない場合に適用する。

2－1－4　標識設置工

「建設工事積算基準第Ⅵ編土木工事標準単価及び市場単価第２章市場単価⑧道路標識設置工」が適用できない場合に適用する。

2－1－5　片持式(ｵｰﾊﾞｰﾊﾝｸﾞ式)[F 型、逆 L 型、T 型、ﾃｰﾊﾟｰﾎﾞｰﾙ型]の設置

「建設工事積算基準第Ⅵ編土木工事標準単価及び市場単価第２章市場単価⑧道路標識設置工」が適用できない場合に適用する。

2－1－6　視線誘導標

「建設工事積算基準第Ⅵ編土木工事標準単価及び市場単価第２章市場単価⑨道路付属物設置工」が適用できない場合に適用する。

2－1－7　境界杭設置(撤去)歩掛

「建設工事積算基準第Ⅵ編土木工事標準単価及び市場単価第２章市場単価⑨道路付属物設置工」が適用出来ない場合に適用する。

2－1－8　距離標設置(撤去)歩掛

「建設工事積算基準第Ⅳ編道路第２章付属施設⑦道路付属物設置工」による。

２－１－９ 区画線工

「建設工事積算基準第Ⅵ編土木工事標準単価及び市場単価第１章土木工事標準単価①区画線工」が適用出来ない場合に適用する。

２－１－10 ガードレール基礎工（コンクリート擁壁）

１．適用範囲

本資料は、コンクリート擁壁におけるガードレール基礎に適用する。

２．材料使用数量

表１　材料使用量の補正係数　　（10m当たり）

名称	単位	数量
補強鉄筋	t	0.015
型枠用丸型紙管	本	0.5

備考　１．コンクリート量及び型枠量については本体に含む。

ただしガードレール基礎部分のコンクリート量

（10m当たり 0.0628 ㎥）を本体設計数量より控除し積算すること。

２.充填材（ブロンアスファルト、砂）については、市場単価（ガードレール設置工）に含まれているため計上しない。

３．単価表

1）ガードレール基礎工（コンクリート擁壁）10m当たり単価表

名　　称	規格	単　位	数　　量	摘　　要
補　強　鉄　筋		t		表１
型枠用丸型紙管		本		〃
諸　　雑　　費		式	1	
計				

２－１－11 ガードレール基礎工（ブロック積み擁壁）

１．適用範囲

本資料は、ブロック積擁壁おけるガードレール基礎に適用する。

２．材料使用数量

表１　材料使用量の補正係数　　（10m当たり）

法勾配	0.30	0.35	0.40	0.50	備考
生コンクリート（㎥）	2.32	2.39	2.45	2.57	18－8－40
型枠（㎡）	10.22	10.30	10.39	10.59	小型構造物
目地材（㎡）参考	0.24	0.24	0.25	0.26	
補強鉄筋（ｔ）	0.015				
型枠用丸型紙管（本）	0.5				

備考

１.目地材については、必要に応じて別途計上する。

２.充填材（ブロンアスファルト、砂）については、市場単価（ガードレール設置工）に含まれているため計上しない。

３．単価表

1）ガードレール基礎工（ブロック積擁壁）10m当たり単価表

名　　称	規格	単　位	数　　量	摘　　要
生コンクリート打設	小型構造物 18－8－40	㎥		表１
型　　枠	小型構造物	㎡		〃
補　強　鉄　筋		t		〃
型枠用丸型紙管		本		〃
目　　地　　材	必要に応じて	㎡		必要に応じて
諸　　雑　　費		式	1	
計				

２－１－12 木柵工（林道）

１．適用範囲

本資料は、道路工の盛土尻に設置する木柵に適用する。

２．施工歩掛

1）木柵工施工歩掛　（10m当り）

名　称	形 状 寸 法	単位	数 量	摘 要
普 通 作 業 員		人	0.40	組立て、緊結、仕上げ
〃		〃	0.60	杭打ち 0.06 人／本×10 本

2）木柵工材料　（10m当り）

名　称	形 状 寸 法	単位	数 量	摘 要
杭　木	末口径 11 ㎝程度　Ｌ＝1.5ｍ	本	10.0	
背 丸 太	末口径 9 ㎝程度　Ｌ＝3.0ｍ	〃	15.0	
鉄　線	＃12～＃18	kg	2.3	

３．単価表

1）木柵工 10m当り単価表

名　称	規格	単　位	数　量	摘　要
普通作業員		人		1）木柵工施工歩掛
杭　木	末口径 11 ㎝程度　Ｌ＝1.5m	本	10	2）木柵工材料
背 丸 太	末口径 9 ㎝程度　Ｌ＝3.0m	〃	15	〃
鉄　線	＃12～＃18	kg	2.3	〃
諸 雑 費		式	1	
計				

２－１－13 木製パネル設置工（切土法面）

１．適用範囲

本資料は、切土法面に設置する木製パネル（500×1,500×100）の施工に適用する。

２．施工歩掛

本歩掛は木製パネルの据え付け、調整、アンカーピン打込みの各作業からなるものとする。

1）木製パネル設置工歩掛　（２０枚当り）

名　称	単　位	数　量	
		直線部	曲線部
普 通 作 業 員	人	0.42	0.51

（注）１．本歩掛には小運搬（20m程度）を含む。

２．曲線部は設置箇所での曲線半径がＲ＝20m未満の箇所に適用する。

2）木製パネル設置工材料　（20 枚当り）

名　称	規　格	単　位	数　量
木製パネル	500×1,500×100	枚	20
アンカーピン	φ16×400 ㎜	本	40

3．単価表

1）木製パネル設置工 20 枚当り単価表

名　　称	規格	単　位	数　　量	摘　　要
普 通 作 業 員		人		1)木製パネル設置工歩掛
木製パネル（県産材）	500×1,500×100	枚	20	2)木製パネル設置工材料
ア ン カ ー ピ ン	φ16×400 ㎜	本	40	〃
諸　　雑　　費		式	1	
計				

第 20 章　橋梁工

［1］ 適用基準

な し

（治山林道必携　積算･施工編　上巻　4森林整備保全事業標準歩掛第3編　林道

第3　橋梁工は適用しない。）

［2］ 独自基準

治山林道必携　積算･施工編　上巻　4森林整備保全事業標準歩掛

第3編　林道　第3　橋梁工

3－1　鋼橋製作工　～　3－6　プレキャストセグメント主桁組立工

「建設工事積算基準第Ⅳ編道路第７章橋梁工」が適用できない場合に適用する。

第 21 章　道路維持修繕

[1]適用基準

な し

（治山林道必携　積算･施工編　上巻　4森林整備保全事業標準歩掛第3編　林道　第4　道路維持修繕は適用しない。）

[2]独自基準

治山林道必携　積算･施工編　上巻　4森林整備保全事業標準歩掛

第3編　林道　第4　道路維持修繕

４－１　切削オーバレイ工　～　４－８　トンネル補修工（ひび割れ補修工（低圧注入工法））

「建設工事積算基準第Ⅳ編道路第３章道路維持修繕工」による。

令和６年度建設工事積算基準